

地方財政の状況

平成 20 年 3 月

総務省

地方財政白書についてのお問い合わせは、総務省自治財政局財務調査課あて御連絡下さい。

電話番号 東京 (03) 5253-5111 (代表)

内線 5649

総務省ホームページ <http://www.soumu.go.jp/>

目次

はじめに

第1部 平成18年度の地方財政

平成18年度決算の概況	1
1 地方財政の役割	2
(1) 国・地方を通じた財政支出の状況 [第33表]	2
(2) 国民経済と地方財政	3
ア 国内総支出と地方財政 [第34表、第134表]	4
イ 公的支出の状況 [第34表、第134表]	4
2 地方財政の概況	7
(1) 決算規模 [第1表、第5表、第11表、第74表]	7
(2) 決算収支	9
ア 実質収支 [第7表]	9
イ 単年度収支及び実質単年度収支 [第7表]	9
(3) 歳入 [第11表]	12
(4) 歳出	14
ア 目的別歳出	14
イ 性質別歳出	18
(5) 財政構造の弾力性	21
ア 経常収支比率 [第8表]	21
イ 実質公債費比率、起債制限比率及び公債費負担比率 [第8表]	22
(6) 将来にわたる財政負担	29
ア 地方債現在高 [第101表]	29
イ 債務負担行為額 [第102表]	31
ウ 積立金現在高 [第103表]	32
エ 将来にわたる実質的な財政負担 [第101表～第103表、第135表]	32
オ 普通会計が負担すべき借入金残高	33
(7) 決算の背景	35
ア 平成18年度の経済見通しと国の予算	35
イ 地方財政計画	35
ウ 財政運営の経過	39
3 地方財源の状況	42
(1) 租税収入及び租税負担率 [第18表～第20表]	42
(2) 地方歳入	43
ア 地方税 [第13表～第16表]	43
イ 地方譲与税 [第21表]	49
ウ 地方特例交付金	49

目次

エ 地方交付税 [第 22 表、第 132 表].....	49
オ 一般財源 [第 23 表、第 24 表]	50
カ 国庫支出金 [第 26 表].....	51
キ 都道府県支出金 [第 26 表].....	51
ク 地方債 [第 27 表].....	52
ケ その他の収入.....	52
4 地方経費の内容	54
(1) 土木建設 [第 59 表～第 64 表]	54
(2) 教育と文化 [第 68 表～第 73 表]	55
(3) 生活・福祉の充実.....	57
ア 社会福祉行政 [第 38 表～第 44 表]	57
イ 労働行政 [第 50 表～第 51 表]	60
(4) 産業の振興.....	63
ア 農林水産行政 [第 52 表～第 57 表]	63
イ 商工行政 [第 58 表].....	63
(5) 保健衛生と環境保全.....	65
ア 保健衛生 [第 45 表～第 49 表]	65
イ 環境保全.....	66
(6) 警察と消防.....	67
ア 警察行政 [第 66 表～第 67 表]	67
イ 消防行政 [第 65 表].....	67
(7) 目的別歳出充当一般財源等の状況 [第 37 表].....	68
5 地方経費の構造	71
(1) 義務的経費 [第 74 表].....	71
ア 人件費 [第 77 表～第 79 表]	72
イ 扶助費 [第 82 表].....	76
ウ 公債費 [第 99 表～第 100 表].....	78
(2) 投資的経費 [第 74 表].....	79
ア 普通建設事業費 [第 84 表].....	79
イ 災害復旧事業費 [第 92 表].....	88
ウ 失業対策事業費 [第 93 表].....	91
(3) その他の経費 [第 74 表、第 98 表]	91
ア 物件費 [第 80 表].....	91
イ 維持補修費 [第 81 表].....	91
ウ 補助費等 [第 83 表].....	92
エ 繰出金 [第 94 表].....	93
オ 積立金 [第 95 表、第 103 表].....	93
カ 投資及び出資金 [第 96 表].....	94
キ 貸付金 [第 97 表].....	94

6 一部事務組合等による事務の広域的処理の状況	95
(1) 団体数 [第 4 表]	95
(2) 市町村の一部事務組合等への加入状況	95
(3) 一部事務組合等の歳入歳出決算 [第 5 表]	96
7 市町村の規模別財政状況	98
(1) 市町村合併の進展に伴う団体規模別団体数の構成の変化	98
ア 団体数及び人口の状況	98
イ 決算規模 [第 12 表、第 36 表、第 75 表]	99
(2) 人口 1 人当たりの財政状況等	102
ア 決算規模等 [第 3 表、第 5 表]	102
イ 歳入	102
ウ 歳出	105
エ 財政構造の弾力性	106
オ 将来にわたる実質的な財政負担	108
8 公共施設の状況	112
(1) 道路 [第 105 表]	112
(2) 公営住宅等 [第 106 表]	112
(3) 公園 [第 107 表]	113
(4) 下水処理施設 [第 108 表～第 109 表]	114
(5) ごみ処理施設 [第 109 表]	115
(6) 保育所 [第 110 表]	116
(7) 高齢者福祉施設 [第 111 表]	116
(8) 教育施設	117
ア 高等学校 [第 112 表]	117
イ 中等教育学校 [第 112 表]	117
(9) 文化及び体育施設	118
ア 文化施設 [第 113 表]	118
イ 体育施設 [第 113 表]	118
9 地方公営事業の状況	119
(1) 地方公営企業	119
ア 概況	119
イ 事業別状況 [第 115 表～第 120 表]	126
(2) 国民健康保険事業	138
ア 事業勘定 [第 121 表]	138
イ 直診勘定 [第 121 表]	140
(3) 介護保険事業	141
ア 保険事業勘定 [第 123 表]	141
イ 介護サービス事業勘定 [第 123 表]	143
(4) その他の事業	143
ア 収益事業 [第 124 表]	143

目次

イ 共済事業	144
ウ その他	144

第2部 平成19年度及び平成20年度の地方財政

1 平成19年度の地方財政	145
(1) 平成19年度の経済見通しと国の予算	145
ア 経済見通しと経済財政運営の基本的態度	145
イ 国の予算	145
(2) 地方財政計画	146
(3) 平成19年度補正予算	149
ア 平成19年度補正予算(第1号)	149
イ 平成19年度補正予算(第1号)に係る地方財政補正措置	149
(4) 地方公共団体の予算	150
(5) 不交付団体の拡大	152
(6) 個別団体における財政健全化	152
(7) 地方公営企業等に関する財政措置	153
ア 地方公営企業	153
イ 国民健康保険事業	154
ウ 後期高齢者医療制度の施行準備	155
2 平成20年度の地方財政	156
(1) 経済財政改革の基本方針2007	156
ア 公共投資改革	156
イ 公務員人件費改革	156
(2) 平成20年度の経済見通しと国の予算	157
ア 経済見通しと経済財政運営の基本的態度	157
イ 国の予算	157
(3) 地方財政計画	158
(4) 地方公営企業等に関する財政措置	161
ア 地方公営企業	161
イ 国民健康保険事業	162
ウ 後期高齢者医療制度施行経費	162

第3部 最近の地方財政の動向と課題

1 地方分権改革の推進	165
2 地方の再生	167
(1) 地方再生戦略	167
ア 地方再生の基本的な考え方	167
イ 地方再生の総合的推進	167

ウ 地方の課題に応じた地方再生の取組	168
(2) 地域間の財政力格差の縮小	169
(3) 地方再生対策費の創設	170
(4) 頑張る地方応援プログラム	170
3 地方財政健全化の推進	172
(1) 地方公共団体の財政の健全化に関する法律等	172
ア 健全化判断比率の公表等	172
イ 財政の早期健全化	174
ウ 財政の再生	174
エ 公営企業の経営の健全化	174
オ 施行等	175
(2) 地方公会計改革と情報開示の推進	176
ア 地方公会計改革の推進	176
イ 情報開示の推進	176
(3) 公立病院改革	179
ア 公立病院改革の必要性	179
イ 地方公共団体における公立病院改革プランの策定	179
ウ 公立病院改革プランの実施状況の点検・評価・公表	180
エ 財政支援措置等	180
(4) 公的資金補償金免除繰上償還	180
(5) 第三セクター改革	181
4 行政改革の推進	183
(1) 集中改革プラン等の取組状況	183
ア 集中改革プランの取組状況	183
イ 地方公共団体における行政改革の更なる推進	184
(2) 地方公営企業等の改革	184
ア 地方公営企業	184
イ 国民健康保険・後期高齢者医療制度事業	188
ウ 地方公社等	188
5 公営企業金融公庫の廃止及び地方公営企業等金融機構の設立	190
ア 地方公営企業等金融機構法の成立	190
イ 地方公営企業等金融機構法の概要	190
ウ 機構の設立に向けた取組み	191

資料編

文章編図表索引

用語の説明

本書における主な用語については、次のとおりである。

○ 地方公共団体

大都市

地方自治法第 252 条の 19 第 1 項の指定を受けた人口 50 万以上の都市（札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、広島市、北九州市及び福岡市。ただし、新潟市及び浜松市は平成 19 年 4 月 1 日の指定。）をいう。

大都市では、都道府県が処理するとされている児童福祉に関する事務、身体障害者の福祉に関する事務、生活保護に関する事務、精神保健及び精神障害者の福祉に関する事務、都市計画に関する事務などの全部又は一部を特例として処理することができる。

中核市

地方自治法第 252 条の 22 第 1 項の指定を受けた都市（函館市、旭川市、青森市、秋田市、郡山市、いわき市、宇都宮市、川越市、船橋市、横須賀市、相模原市、富山市、金沢市、長野市、岐阜市、豊橋市、岡崎市、豊田市、高槻市、東大阪市、姫路市、奈良市、和歌山市、岡山市、倉敷市、福山市、下関市、高松市、松山市、高知市、長崎市、熊本市、大分市、宮崎市及び鹿児島市）をいう。人口 30 万以上の都市について、当該都市からの申し出に基づき政令で指定される。

中核市では、都道府県が処理するとされている事務の特例として大都市が処理することができる事務のうち、都道府県が処理するほうが効率的な事務その他中核市において処理することが適当でない事務以外の事務、すなわち民生行政に関する事務、保健衛生に関する事務、都市計画等に関する事務、環境保全行政に関する事務などの全部又は一部を特例として処理することができる。

特例市

地方自治法第 252 条の 26 の 3 第 1 項の指定を受けた都市（八戸市、盛岡市、山形市、水戸市、つくば市、前橋市、高崎市、伊勢崎市、太田市、川口市、所沢市、草加市、越谷市、平塚市、小田原市、茅ヶ崎市、厚木市、大和市、長岡市、上越市、福井市、甲府市、松本市、沼津市、富士市、一宮市、春日井市、四日市市、大津市、岸和田市、豊中市、吹田市、枚方市、茨木市、八尾市、寝屋川市、尼崎市、明石市、加古川市、宝塚市、鳥取市、呉市、久留米市及び佐世保市。ただし、つくば市、伊勢崎市、太田市、長岡市及び上越市は平成 19 年 4 月 1 日の指定。）をいう。人口 20 万以上の都市について、当該都市からの申し出に基づき政令で指定される。

特例市では、都道府県が処理するとされている事務の特例として中核市が処理することができる事務のうち、都道府県が処理するほうが効率的な事務その他特例市において処理することが適当でない事務以外の事務、すなわち都市計画に関する事務、土地区画整理事業に関する事務などの全部又は一部を特例として処理することができる。

都市

大都市、中核市及び特例市以外の市をいい、中都市とは、都市のうち人口 10 万以上の市をいい、小都市とは、人口 10 万未満の市をいう。

なお、市については、地方自治法第 8 条第 1 項で定める要件（人口 5 万以上を有すること等）を具えて

いなければならない。ただし、市町村の合併の特例等に関する法律第7条により、合併した団体に限り、市政施行のための要件を人口3万以上にすること等が認められている。

町村

地方自治法第1条の3第2項で定める普通地方公共団体のうち、都道府県及び市以外のもの。町は、地方自治法第8条第2項の規定により、都道府県の条例で定める町としての要件を具備していなければならない。

特別区

地方自治法第281条第1項の規定による、東京都の区のこと。現在、23の区が設置されている。

特別区は、基礎的な地方公共団体として、同法第281条の2第1項で都が一体的に処理することとされている事務を除き、同法第2条第3項において市町村が処理するものとされている事務を処理する。

一部事務組合

都道府県、市町村及び特別区が、その事務の一部を共同処理するために設ける団体のこと。

広域連合

都道府県、市町村及び特別区が、広域にわたり処理することが適切であると認めるものに関し、広域にわたる総合的な計画を策定し、処理するために設ける団体のこと。

○ 決算統計基本用語

普通会計

地方公共団体における地方公営事業会計以外の会計で、一般会計のほか、特別会計のうち地方公営事業会計に係るもの以外のものの純計額となる。

個々の地方公共団体ごとに各会計の範囲が異なっているため、財政状況の統一的な掌握及び比較が困難であることから、地方財政統計上便宜的に用いられる会計区分。

地方公営事業会計

地方公共団体の経営する公営企業、国民健康保険事業、老人保健医療事業、介護保険事業、収益事業、農業共済事業、交通災害共済事業及び公立大学附属病院事業に係る会計の総称。

決算額

特に断りのない限り、普通会計に係る地方財政の純計額。

地方財政純計額、純計決算額又は純計

都道府県決算額と市町村決算額を単純に合計して財政規模を把握すると地方公共団体相互間の出し入れ部分について重複するため、この重複部分を控除して正味の財政規模を見出すことを純計という。

したがって、都道府県決算額と市町村決算額の合計額は地方財政の純計額に一致しないことがある。

市町村決算額

大都市、中核市、特例市、都市、町村、特別区、一部事務組合及び広域連合における決算額の単純合計額から、一部事務組合及び広域連合とこれを組織する市区町村との間の相互重複額を控除したもの。

形式収支

歳入決算総額から歳出決算総額を差し引いた歳入歳出差引額。

実質収支

当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額をみるもので、形式収支から、翌年度に繰り越すべき継続費通次繰越（継続費の毎年度の執行残額を継続最終年度まで通次繰り越すこと。）、繰越明許費繰越

単年度収支 — 地方譲与税

(歳出予算の経費のうち、その性質上又は予算成立後の事由等により年度内に支出を終わらない見込みのものを、予算の定めるところにより翌年度に繰り越すこと。)等の財源を控除した額。

通常、「黒字団体」、「赤字団体」という場合は、実質収支の黒字、赤字により判断する。

単年度収支

実質収支は前年度以前からの収支の累積であるので、その影響を控除した単年度の収支のこと。具体的には、当該年度における実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額。

実質単年度収支

単年度収支から、実質的な黒字要素(財政調整基金への積立額及び地方債の繰上償還額)を加え、赤字要素(財政調整基金の取崩し額)を差し引いた額。

○ 歳入

一般財源

地方税、地方譲与税、地方特例交付金及び地方交付税の合計額。なお、これらのほか、都道府県においては、市町村から都道府県が交付を受ける市町村たばこ税都道府県交付金、市町村においては、都道府県から市町村が交付を受ける利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、特別地方消費税交付金、自動車取得税交付金及び軽油引取税交付金(大都市のみ)を加算した額をいうが、これらの交付金は、地方財政の純計額においては、都道府県と市町村との間の重複額として控除される。

一般財源等

一般財源のほか、一般財源と同様に財源の用途が特定されず、どのような経費にも使用できる財源を合わせたもの。目的が特定されていない寄附金や売却目的が具体的事業に特定されない財産収入等のほか、減税補てん債や臨時財政対策債等が含まれる。

地方消費税、地方消費税清算金

平成9年4月に導入された道府県税であり、その賦課徴収は、当分の間、国が消費税と併せて行い、各都道府県に払い込むこととされている。また、各都道府県は、国から払い込まれた額を消費に相当する額に応じて、相互間で清算することとされている。

特に断りのない限り、都道府県間における清算を行った後の額を地方消費税として歳入に計上し、地方消費税清算金は歳入・歳出いずれにも計上していない。

地方譲与税

国税として徴収し、そのまま地方公共団体に対して譲与する税。地方公共団体の財源とされているものについて、課税の便宜その他の事情から、徴収事務を国が代行している。

現在、個人の所得課税に係る国から地方公共団体への本格的な税源の移譲を行うまでの間の暫定措置として所得税の収入額の一部を都道府県及び市町村に対して譲与する所得譲与税、地方道路税の収入額の全額を都道府県及び市町村に対して譲与する地方道路譲与税、石油ガス税の収入額の2分の1の額を都道府県及び大都市に対して譲与する石油ガス譲与税、特別とん税の収入額の全額を開港所在市町村に対して譲与する特別とん譲与税、自動車重量税の収入額の3分の1の額を市町村に対して譲与する自動車重量譲与税、航空機燃料税の収入額の13分の2の額を空港関係市町村及び空港関係都道府県に対して譲与する航空機燃料譲与税がある。

地方特例交付金

恒久的な減税に伴う地方税の減収の一部を補てんするために交付する減税補てん特例交付金及び、平成18年度における児童手当の制度拡充に伴う地方負担の増加に対応するために交付する児童手当特例交付金（平成19年度においては、平成19年度の児童手当の制度拡充に伴う地方負担の増加にも対応）から構成される国から地方公共団体への交付金。

なお、平成19年度においては、減税補てん特例交付金の廃止に伴う経過措置として、特別交付金を創設している。

地方交付税

地方公共団体の自主性を損なわずに、地方財源の均衡化を図り、かつ地方行政の計画的な運営を保障するために、国税のうち、所得税、法人税、酒税、消費税及びたばこ税のそれぞれ一定割合の額を、国が地方公共団体に対して交付する税。

地方交付税には、普通交付税と災害等特別の事情に応じて交付する特別交付税がある。普通交付税は、基準財政需要額が基準財政収入額を超える地方公共団体に対して、その差額（財源不足額）を基本として交付される。

国庫支出金

国と地方公共団体の経費負担区分に基づき、国が地方公共団体に対して支出する負担金、委託費、特定の施策の奨励又は財政援助のための補助金等。

都道府県支出金

都道府県の市町村に対する支出金。都道府県が自らの施策として単独で市町村に交付する支出金と、都道府県が国庫支出金を経費の全部又は一部として市町村に交付する支出金（間接補助金）とがある。

財源対策債

昭和51年度以降、地方財源不足額を補てんするために発行された建設地方債。

減収補てん債

地方税の収入額が標準税収入額を下回る場合、その減収を補うために発行する地方債。

減税補てん債

平成11年度からの恒久的な減税による地方公共団体の減収額を埋めるために、地方財政法第5条の特例として発行される地方債。

税の振り替わりとしての性格を持つものであり、一般財源と同様に投資的経費以外の経費にも充当できる。

臨時財政対策債

地方一般財源の不足に対処するため、投資的経費以外の経費にも充てられる地方財政法第5条の特例として発行される地方債。

平成13～15年度及び平成16～18年度の間、通常収支の財源不足額のうち、財源対策債等を除いた額を国と地方で折半し、国負担分は一般会計からの加算（臨時財政対策分）、地方負担分は臨時財政対策債により補てんすることとされた。

行政改革推進債

集中改革プラン等に基づき数値目標等を設定、公表して計画的に行政改革を推進し、財政の健全化に取り組んでいる地方公共団体が行う公共施設等の整備事業について、当該事業に係る該当の事業債の充実に加え、当該事業の起債対象事業費までの範囲内で、行政改革の取組みにより将来の財政負担の軽減が見込まれる範囲内の額を対象として充当することができる地方債。

地域再生事業債

地域の再生を図るため、地方単独事業の事業量について、一定の要件を満たす地方公共団体が行う当該事業を対象として発行される地方債。

32 退職手当債

団塊の世代の大量定年退職等に伴う退職手当の大幅な増加に対処しつつ、今後の総人件費削減を進めるため、定年退職者等の退職手当の財源に充てるために発行される地方債。

○ 歳出

目的別歳出

行政目的に着目した歳出の分類。

地方公共団体の経費は、その行政目的によって、総務費、民生費、衛生費、労働費、農林水産業費、商工費、土木費、消防費、警察費、教育費、公債費等に大別することができる。

性質別歳出

経費の経済的性質に着目した歳出の分類であり、義務的経費、投資的経費及びその他の経費に大別することができる。

一般歳出

国の一般歳出に準ずるものであり、歳出から、公債費、公営企業への繰出のうち公債費財源繰出、積立金、貸付金、前年度繰上充用金、税還付金を除いた額。

義務的経費

地方公共団体の歳出のうち、任意に削減できない極めて硬直性が強い経費。職員の給与等の人件費、生活保護費等の扶助費及び地方債の元利償還金等の公債費からなっている。

投資的経費

道路、橋りょう、公園、学校、公営住宅の建設等社会資本の整備等に要する経費であり、普通建設事業費、災害復旧事業費及び失業対策事業費から構成されている。

補助事業

地方公共団体が国から負担金又は補助金を受けて実施する事業。

単独事業

地方公共団体が国からの補助等を受けずに、独自の経費で任意に実施する事業。

国直轄事業

国が、道路、河川、砂防、港湾等の建設事業及びこれらの施設の災害復旧事業を自ら行う事業。事業の範囲は、それぞれの法律で規定されている。国直轄事業負担金は、法令の規定により、地方公共団体が国直轄事業の経費の一部を負担するもの。

物件費

性質別歳出の一分類で、人件費、維持補修費、扶助費、補助費等以外の地方公共団体が支出する消費的性質の経費の総称。

具体的には、職員旅費や備品購入費、委託料等が含まれる。

扶助費

性質別歳出の一分類で、社会保障制度の一環として地方公共団体が各種法令に基づいて実施する給付や、地方公共団体が単独で行っている各種扶助に係る経費。

なお、扶助費には、現金のみならず、物品の提供に要する経費も含まれる。

補助費等

性質別歳出の一分類で、他の地方公共団体や国、法人等に対する支出のほか、地方公営企業法第17条の2の規定に基づく繰出金も含まれる。

繰出金

性質別歳出の一分類で、普通会計と公営事業会計との間又は特別会計相互間において支出される経費。また、基金に対する支出のうち、定額の資金を運用するためのものも繰出金に含まれる。

なお、法非適用の公営企業に対する繰出も含まれる。

公債費

地方公共団体が発行した地方債の元利償還等に要する経費。

なお、性質別歳出における公債費が地方債の元利償還金及び一時借入金利子に限定されるのに対し、目的別歳出における公債費については、元利償還等に要する経費のほか、地方債の発行手数料や割引料等の事務経費も含まれている。

民生費

目的別歳出の一分類。地方公共団体は、社会福祉の充実を図るため、児童、高齢者、心身障害者等のための福祉施設の整備、運営、生活保護の実施等の施策を行っており、これらの諸施策の推進に要する経費。

衛生費

目的別歳出の一分類。地方公共団体は、住民の健康を保持増進し、生活環境の改善を図るため、医療、公衆衛生、精神衛生等に係る対策を推進するとともに、し尿・ごみなど一般廃棄物の収集・処理等、住民の日常生活に密着した諸施策を行っており、これらの諸施策の推進に要する経費。

○ 財政分析指標

経常収支比率

地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標で、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）に充当された一般財源の額が、地方税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）、減税補てん債及び臨時財政対策債の合計額に占める割合。

この指標は経常的経費に経常一般財源収入がどの程度充当されているかを見るものであり、比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでいることを表す。

実質公債費比率

地方公共団体における公債費による財政負担の度合いを判断する指標として、起債に協議を要する団体と許可を要する団体の判定に用いられるもの（地方財政法第5条の4第1項第2号）。

起債制限比率について、準元利償還金の範囲等の見直しを行ったものであり、実質公債費比率が18%以上となる地方公共団体については、地方債協議制度移行後においても、起債に当たり許可が必要となる。

実質公債費比率が25%以上の団体については、一定の地方債（一般単独事業に係る地方債）の起債が制限され、35%以上の団体については、さらにその制限の度合いが高まる（一部の一般公共事業に係る地方債についても起債が制限される。）こととなる。

起債制限比率

地方公共団体における公債費による財政負担の度合いを判断する指標の一つで、地方債元利償還金及び公債費に準じる債務負担行為に係る支出の合計額（地方交付税が措置されるものを除く。）に充当された一般財源の標準財政規模及び臨時財政対策債発行可能額の合計額（普通交付税の算定において基準財政需要額に算入された公債費を除く。）に対する割合で過去3年間の平均値。

公債費負担比率

地方公共団体における公債費による財政負担の度合いを判断する指標の一つで、公債費に充当された一般財源の一般財源総額に対する割合。

公債費負担比率が高いほど、一般財源に占める公債費の比率が高く、財政構造の硬直化が進んでいることを表す。

実質収支比率

実質収支の標準財政規模に対する割合。実質収支比率が正数の場合は実質収支の黒字、負数の場合は赤字を示す。

財政力指数

地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値。

財政力指数が高いほど、普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるといえる。

標準財政規模

地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税を加算した額。

標準税収入額

地方税法に定める法定普通税を、標準税率をもって、地方交付税法で定める方法により算定した収入見込額。具体的には、法定普通税の基準税額の合計をいう。

○ 地方財政計画等

地方財政計画

内閣が作成する、翌年度の地方公共団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類のこと。

地方財政計画には、(田)地方交付税制度とのかかわりにおける地方財源の保障を行う、(用)地方財政と国家財政・国民経済等との調整を行う、(火)個々の地方公共団体の行財政運営の指針となる、という役割がある。

一般行政経費

地方財政計画上の経費の一区分。教育文化施策、社会福祉施策、国土及び環境保全施策等の諸施策の推進に要する経費をはじめ、地方公共団体の設置する各種公用・公共用施設の管理運営に要する経費等、地方公共団体が地域社会の振興を図るとともに、その秩序を維持し、住民の安全・健康、福祉の維持向上を図るために行う一切の行政事務に要する経費から、給与関係経費、公債費、維持補修費、投資的経費及び公営企業繰出金として別途計上している経費を除いたものであり、広範な内容にわたっている。

地方債計画

地方財政法（昭和23年法律第109号）第5条の3第6項に規定する同意等を行なう地方債の予定額の

総額等を示した年度計画。

債務負担行為

数年度にわたる建設工事、土地の購入等翌年度以降の経費支出や、債務保証又は損失補償のように債務不履行等の一定の事実が発生したときの支出を予定するなどの、将来の財政支出を約束する行為。

地方自治法第 214 条及び第 215 条で予算の一部を構成することと規定されている。

財政調整基金

地方公共団体における年度間の財源の不均衡を調整するための基金。

減債基金

地方債の償還を計画的に行うための資金を積み立てる目的で設けられる基金。

その他特定目的基金

財政調整基金、減債基金の目的以外の特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てるために設置される基金。具体的には、庁舎等の建設のための基金、社会福祉の充実のための基金、災害対策基金等がある。

基準財政需要額

普通交付税の算定基礎となるもので、各地方公共団体が、合理的かつ妥当な水準における行政を行い、又は施設を維持するための財政需要を算定するものであり、各行政項目ごとに、次の算式により算出される。

$$\begin{array}{ccccccc} \text{単位費用} & \times & \text{測定単位} & \times & \text{補正係数} & & \\ (\text{測定単位 1 当たり費用}) & & (\text{人口・面積等}) & & (\text{寒冷補正等}) & & \end{array}$$

単位費用

標準的団体（人口、面積、行政規模が道府県や市町村の中で平均的で、積雪地帯や離島等、自然的条件や地理的条件等が特異でない団体）が合理的、かつ妥当な水準において地方行政を行う場合等の一般財源所要額を、測定単位 1 単位当たりで示したもの。

測定単位

道府県や市町村の行政項目（河川費や農業行政費等）ごとにその量を測定する単位。例えば、河川費においては河川の延長が用いられる。

補正係数

すべての道府県や市町村に費目ごとに同一の単位費用が用いられるが、実際には自然的・地理的・社会的条件の違いによって大きな差があるので、これらの行政経費の差を反映させるため、その差の生ずる理由ごとに測定単位の数値を割り増し又は割り落とししている。これが測定単位の数値の補正であり、補正に用いる乗率を補正係数という。

基準財政収入額

普通交付税の算定に用いるもので、各地方公共団体の財政力を合理的に測定するために、標準的な状態において徴収が見込まれる税収入を一定の方法によって算定するものであり、次の算式により算出される。

$$\text{標準的な地方税収入} \times 75 / 100 + \text{地方道路譲与税等}$$

留保財源

基準財政収入額の算定においては、法定普通税等の税収見込額の全額を算入対象とせず、基準税率を乗じてその一部を算入しているが、この基準財政収入額に算入されなかった税収入は、地方交付税の算定上捕捉されず、各地方公共団体に留保されることから、留保財源と呼ばれている。なお、平成 15 年度に都

ラスパイレス指数 — 資本的収入

道府県に係る留保財源率の引上げが行われ、都道府県、市町村とも税収見込額の25%（従来は都道府県20%、市町村25%）とされている。

ラスパイレス指数

加重指数の一種で、重要度を基準時点（又は場）に求めるラスパイレス式計算方法による指数。ここでは、地方公務員の給与水準を表すものとして、一般に用いられている国家公務員行政職（一）職員の俸給を基準とする地方公務員一般行政職職員の給与の水準を指す。

○ 公営企業

法適用企業・法非適用企業

地方公営企業のうち、地方公営企業法の全部又は一部を適用している事業が法適用企業であり、それ以外の事業が法非適用企業である。

法適用企業には、地方公営企業法の全部を適用することが法律で定められている上水道、工業用水道、軌道、鉄道、自動車運送、電気（水力発電等）、ガスの7事業と、法律により財務規定等を適用するように定められている病院事業（以上、当然適用事業）、また、条例で全部又は一部を任意で適用する事業で、簡易水道、下水道等（以上、任意適用事業）がある。法非適用事業は、任意適用事業のうち、法律を適用していない事業である。

損益収支

地方公営企業の経営活動に伴い、当該年度内に発生した収益とそれに対応する費用の状況。

資本収支

地方公営企業の設置目的である住民へのサービス等の提供を維持するため及び将来の利用増等に対処して経営規模の拡大を図るために要する諸施設の整備、拡充等の建設改良費、これら建設改良に要する資金としての企業債収入、企業債の元金償還等に関する収入及び支出の状況。

収益的収入

地方公営企業の経営活動に伴い発生する料金を主体とした収益。

資本的収入

建設投資などの財源となる企業債、他会計繰入金、国庫（県）補助金などの収入。

各項目についての計数は、表示単位未満を四捨五入したものである。したがって、その内訳は合計と一致しない場合がある。

各項目の詳細な計数は、資料編に集録してある。なお、文章編の見出しの〔 〕内には、本文に対応する資料編の表番号を記載しているので、参照されたい。

はじめに

本報告は、地方財政法第30条の2の規定に基づき、内閣が、地方財政の状況を明らかにして、国会に報告するものであり、以下の3部から構成されている。

第1部では、平成18年度の地方財政について、その決算を中心として、決算収支、歳入、歳出等を分析するとともに、主な公共施設の状況等を明らかにしている。

第2部では、平成19年度の地方財政運営の状況等及び平成20年度の地方財政の見通しについて明らかにしている。

第3部では、最近の地方財政の動向を要約し、当面の主要な課題について取りまとめている。

第1部 平成18年度の地方財政

平成18年度決算の概況

厳しい財政状況の中、大幅な歳出削減（7年連続の減少）。

1. 歳出 …歳出削減の継続

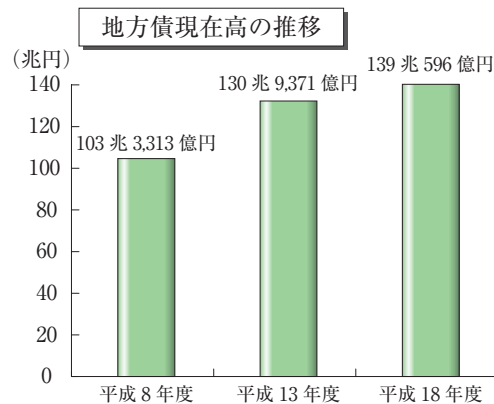
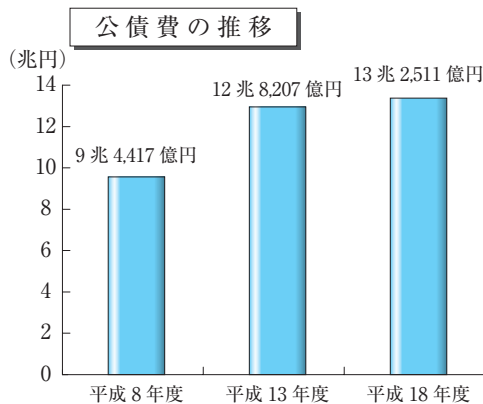
歳出総額は89兆2,106億円（対前年度比1兆4,867億円減少、1.6%減）。生活保護世帯数の増加、児童手当に係る制度改正（支給対象年齢の引き上げ）等の歳出増要因が多い中で、職員給（同1.9%減）、投資的経費（同6.5%減）等について大幅な歳出削減。

2. 歳入 …歳入の減少

歳入総額は91兆5,283億円（対前年度比1兆4,082億円減少1.5%減）。地方税（同4.9%増）、地方譲与税（同101.7%増）等が増加する一方、地方交付税（同5.7%減）、国庫支出金（同11.5%減）等が減少。

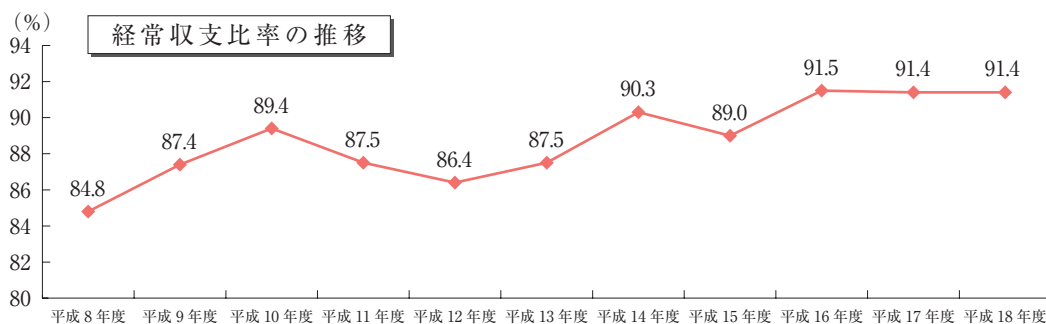
3. 公債費・地方債現在高 …依然として高い水準で推移

公債費は平成13年度以降13兆円から14兆円で推移。地方債現在高は平成13年度以降130兆円から140兆円で推移。ともに10年前（平成8年度）と比べ大幅な増加。



4. 財政構造の弾力性 …経常収支比率は高止まり

財政構造の弾力性を示す経常収支比率は前年度と同率の91.4%。10年前（平成8年度）と比べ6.6%ポイント上昇。



1 地方財政の役割

地方公共団体は、その自然的・歴史的条件、産業構造、人口規模等がそれぞれ異なっており、これに即応してさまざまな行政活動を行っている。

地方財政は、このような地方公共団体の行政活動を支えている個々の地方公共団体の財政の集合であり、国の財政と密接な関係を保ちながら、国民経済及び国民生活上大きな役割を担っている。

(1) 国・地方を通じた財政支出の状況 [第33表]

国・地方を通じた財政支出について、国（一般会計と交付税及び譲与税配付金、公共事業関係等の10特別会計の純計）と地方（普通会計）の財政支出の合計から重複分を除いた歳出純計額は147兆8,120億円で、前年度と比べると1.9%減（前年度0.5%増）となっている。

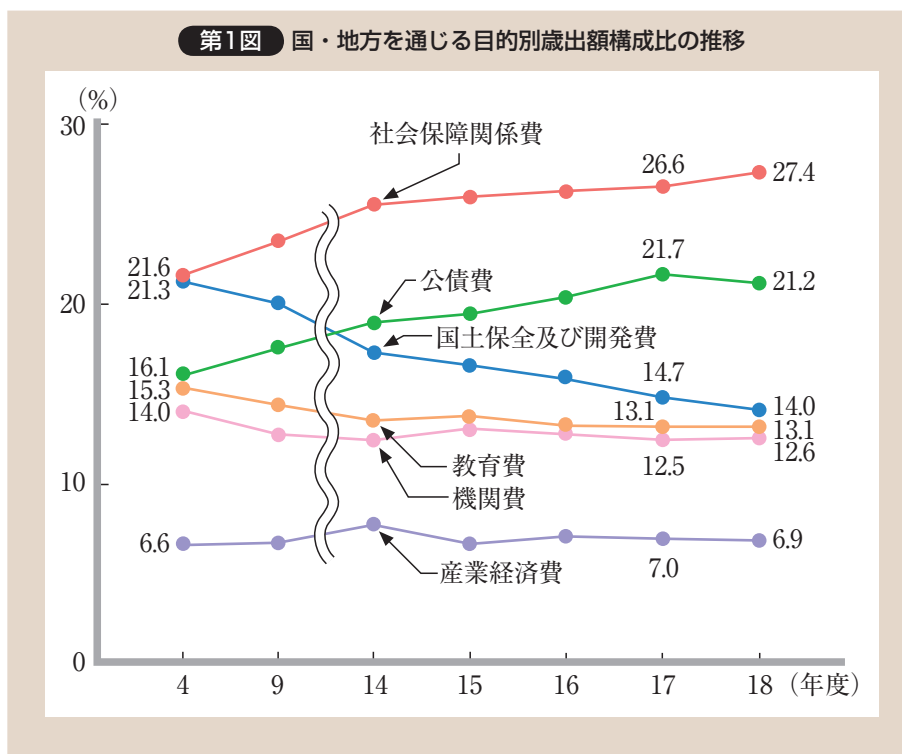
歳出純計額の目的別歳出額の構成比の推移は、第1図のとおりであり、平成18年度においては、社会保障関係費が最も大きな割合（27.4%）を占め、以下、公債費（21.2%）、国土保全及び開発費（14.0%）、教育費（13.1%）の順となっている。

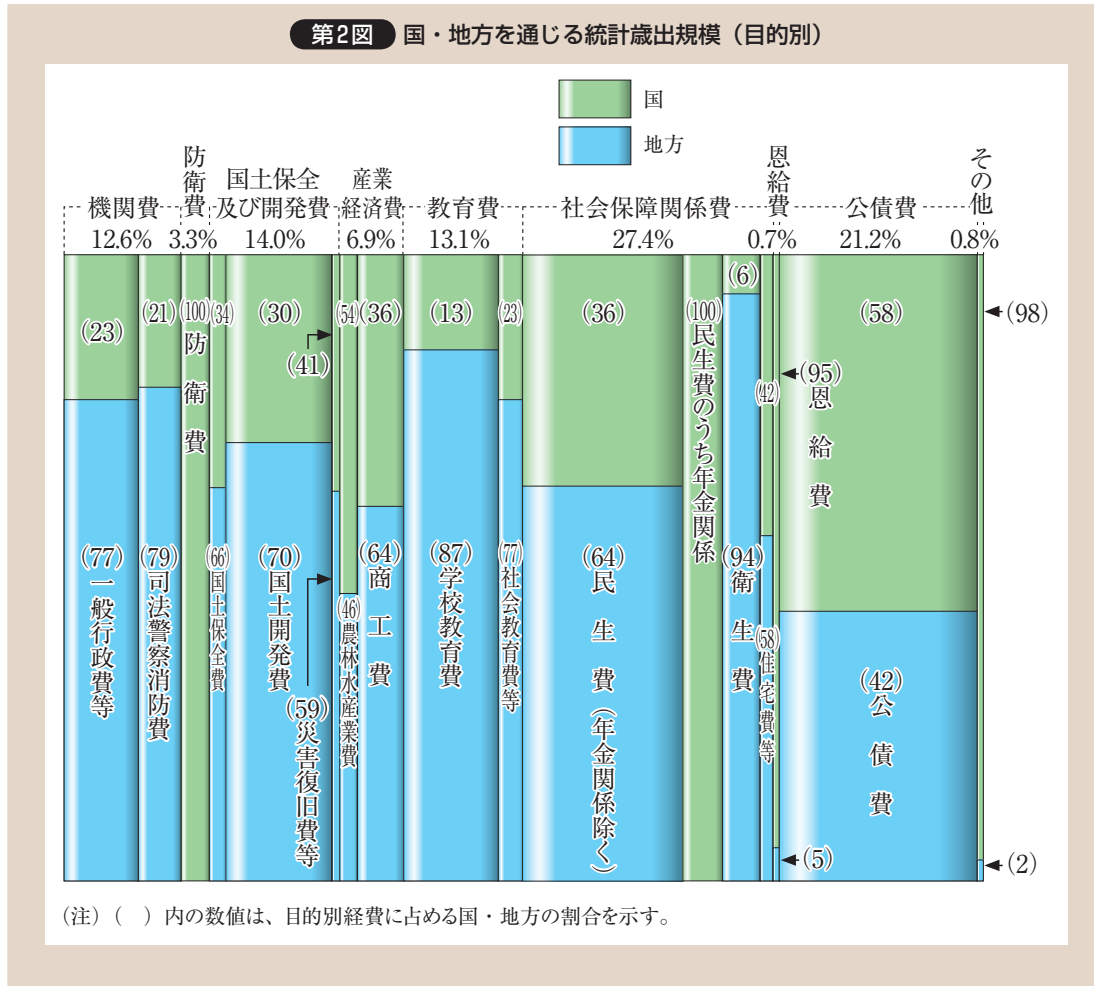
なお、公債費の構成比が高い水準にあるのは、主に平成4年度以降の経済対策等に対処するため、国・地方を通じて大量の公債が発行されたことによるものである。

この歳出純計額を最終支出の主体に着目して国と地方とに分けてみると、国が59兆8,763億円（全体の40.5%）、地方が87兆9,357億円（同59.5%）で、前年度と比べると、国が2.2%減（前年度2.2%増）、地方が1.7%減（同0.6%減）となっている。

また、歳出純計額の目的別歳出額についてさらに詳細に国と地方に分けて示したものが第2図である。これによると、防衛費等のように国のみが行う行政に係るものは別として、衛生費、学校教育費等、国民生

第1図 国・地方を通じる目的別歳出額構成比の推移





第1部

平成18年度の地方財政

活に直接関連する経費については、最終的に地方公共団体を通じて支出される割合が高いことがわかる。これを地方公共団体において実施されている具体的な行政事務でみると、衛生費については、住民の健康を保持増進し、生活環境の改善を図るため、医療、公衆衛生、精神衛生等に係る対策が推進されるとともに、し尿・ごみなど一般廃棄物の収集・処理等、住民の日常生活に密着した諸施策が実施されている。また、学校教育費については、幼稚園、小中学校、高等学校教育等が実施されている。司法警察消防費については、都道府県において、犯罪の防止、交通安全の確保その他地域社会の安全と秩序を維持し、国民の生命、身体及び財産を保護するため、警察行政が推進されるとともに、東京都及び市町村等において、火災、風水害、地震等の災害から国民の生命、身体財産を守り、これらの災害を防除し、被害を軽減するため、消防行政が推進されている。さらに、民生費（年金関係を除く。）については、社会福祉の充実を図るため、児童、高齢者、心身障害者等のための福祉施設の整備及び運営、生活保護の実施等の施策が行われている。

(2) 国民経済と地方財政

政府部門は、国民経済計算上、中央政府、地方政府及び社会保障基金からなっており、家計部門に次ぐ経済活動の主体として、資金の調達及び財政支出を通じ、資源配分の適正化、所得分配の公正化、経済の安定化等の重要な機能を果たしている。その中でも、地方政府は、中央政府を上回る最終支出主体であり、国民経済上、大きな役割を担っている。

なお、国民経済計算における社会保障基金については、労働保険等の国の特別会計に属するもの、国民健

第1部 平成18年度の地方財政

康保険事業会計（事業勘定）等の地方の公営事業会計に属するもの等が含まれている。

ア 国内総支出と地方財政 [第34表、第134表]

国民経済において地方政府が果たしている役割を国内総支出（名目ベース。以下同じ。）に占める割合で見ると、第3図のとおりである。平成18年度の国内総支出は511兆8,770億円であり、その支出主体別の構成比は、家計部門が60.0%（前年度60.4%）、政府部門が21.7%（同22.8%）、企業部門が16.8%（同15.5%）となっている。

政府部門のうち、地方政府及び中央政府が国内総支出に占める割合は、地方政府が11.2%（前年度12.1%）、中央政府が4.0%（同4.2%）となっており、地方政府の構成比は中央政府の約3倍となっている。

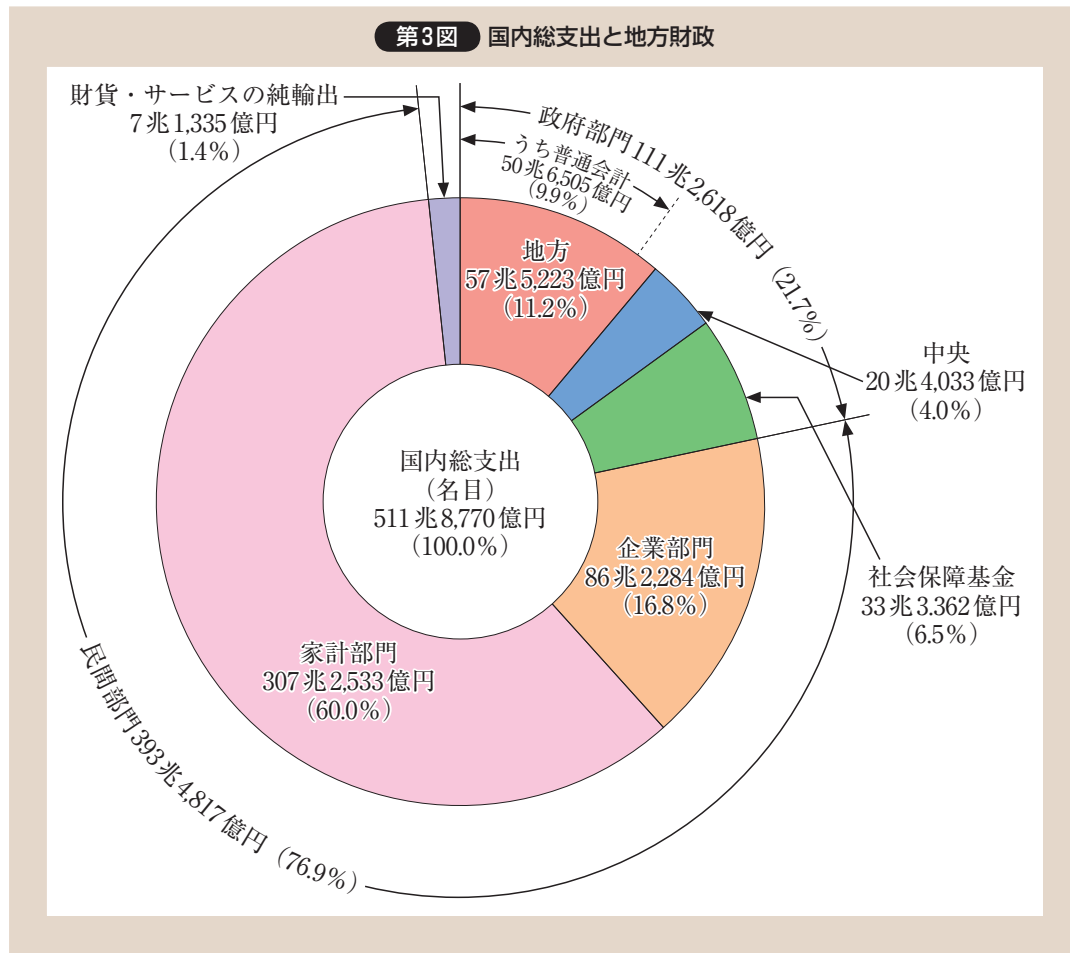
なお、地方政府のうち普通会計分は50兆6,505億円で、国内総支出の9.9%（前年度10.3%）を占めている。

イ 公的支出の状況 [第34表、第134表]

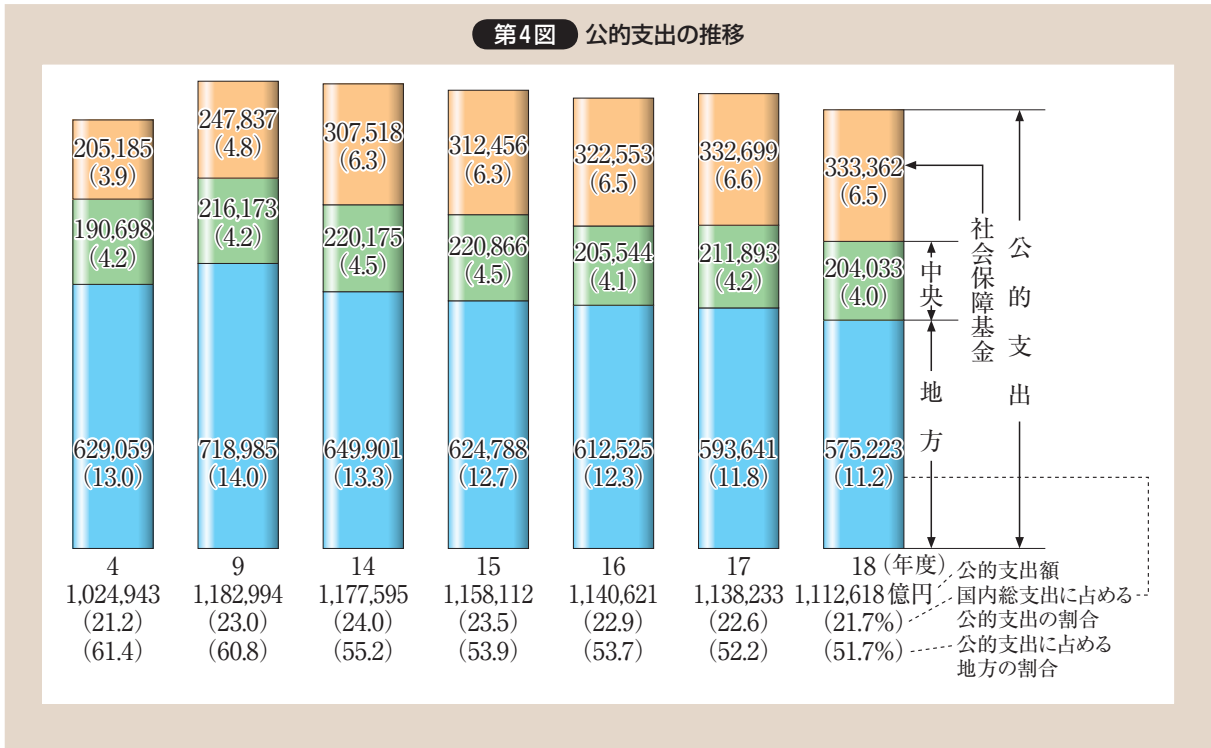
政府部門による公的支出の推移は、第4図のとおりである。平成18年度の公的支出は、政府最終消費支出及び政府総資本形成（公的総固定資本形成と公的在庫品増加の合計額）がともに前年度を下回ったことから前年度と比べると2.3%減（前年度0.2%減）の111兆2,618億円となっている。また、国内総支出に占める割合は、前年度と比べると0.9%ポイント低下の21.7%となっている。

公的支出の内訳をみると、政府最終消費支出が89兆9,117億円、公的総資本形成が21兆3,501億円となっており、これらを前年度と比べると、政府最終消費支出は0.7%減（前年度0.9%増）、公的総資本形成は8.2%減（同4.2%減）となっている。

さらに、公的支出の内訳を最終支出主体別にみると、第5図のとおりである。中央政府は、前年度と比



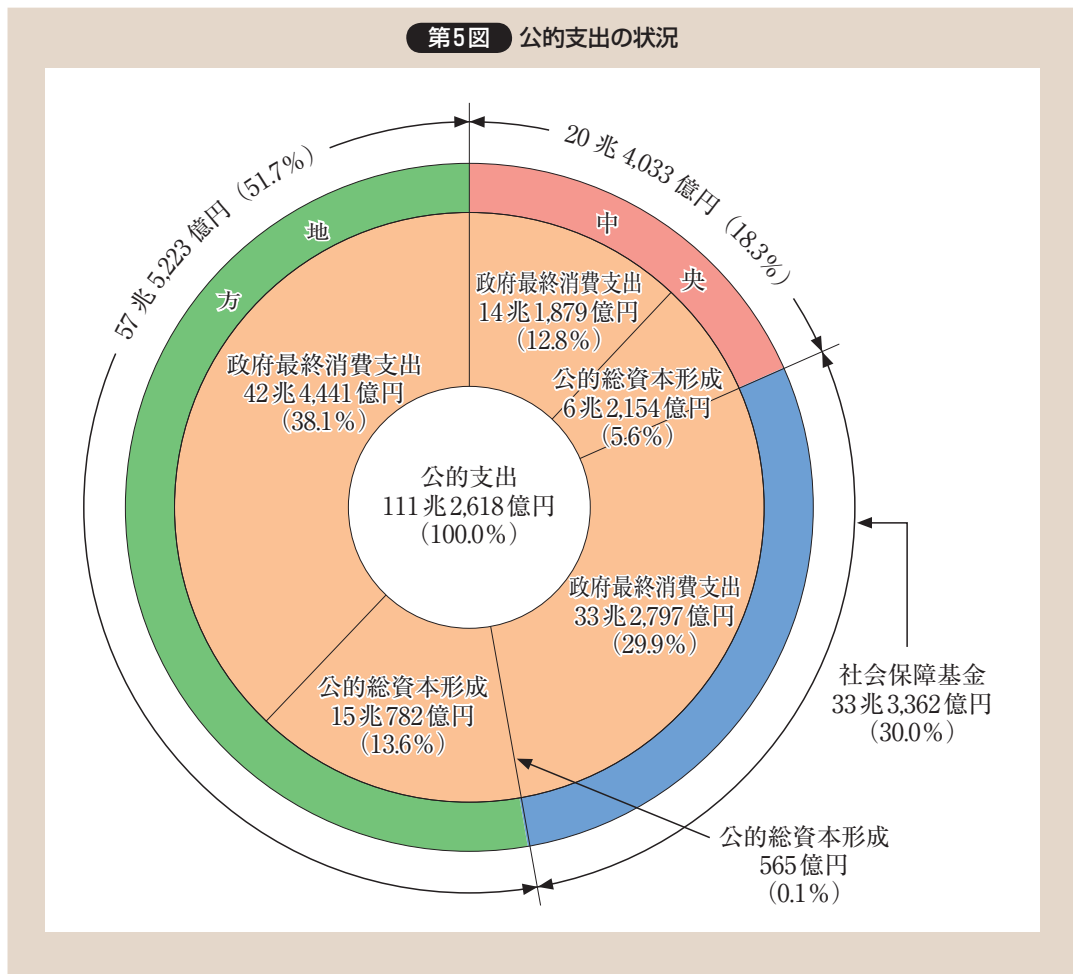
第4図 公的支出の推移



第1部

平成18年度の地方財政

第5図 公的支出の状況



第1部 平成18年度の地方財政

べると、政府最終消費支出が0.9%減（前年度3.4%増）、公的総資本形成が9.6%減（同2.4%増）で合計3.7%減（同3.1%増）であり、公的支出に占める中央政府の割合は前年度（18.6%）より0.3%ポイント低下の18.3%となっている。

地方政府は、前年度と比べると、政府最終消費支出が1.4%減（前年度1.6%減）、公的総資本形成が7.7%減（同6.7%減）で、合計3.1%減（同3.1%減）であり、公的支出に占める地方政府の割合は、前年度（52.2%）より0.5%ポイント低下の51.7%となっている。

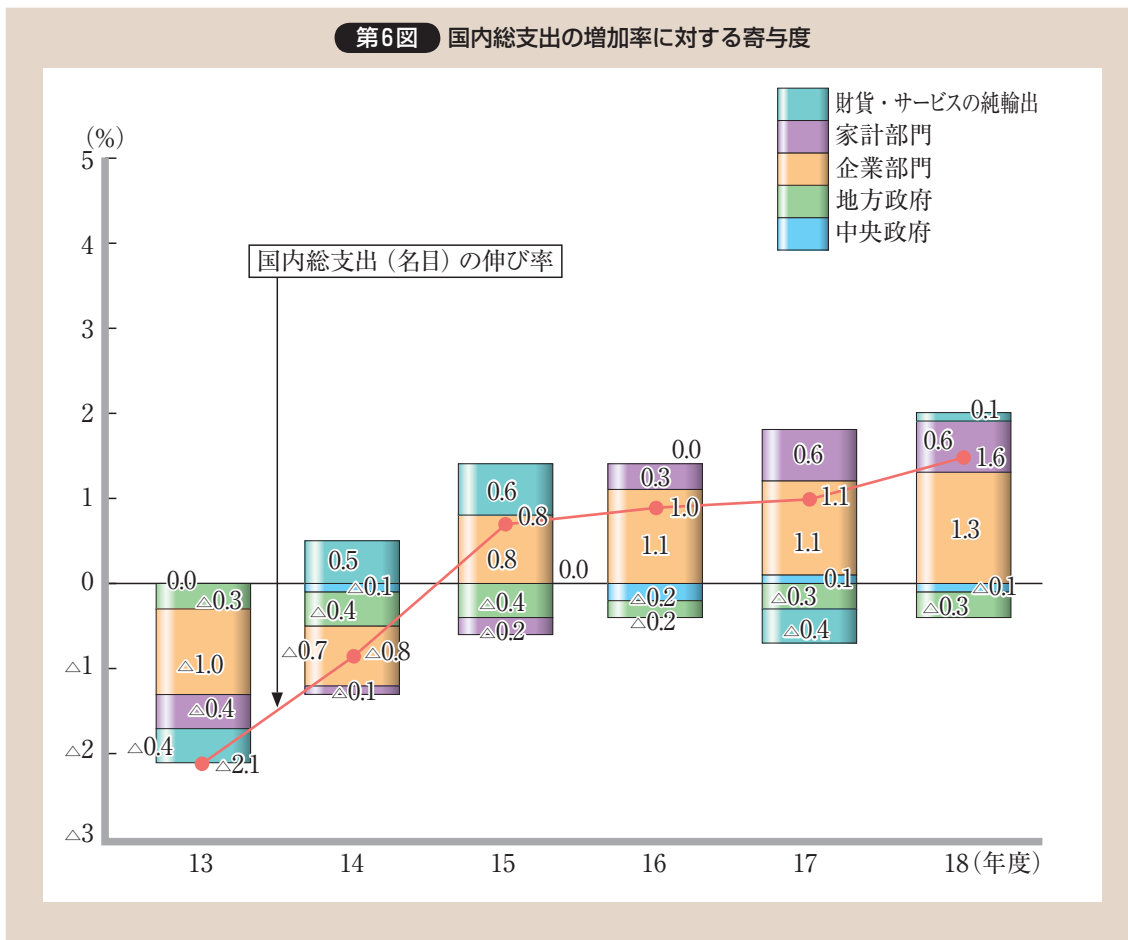
各最終支出主体が国内総支出の増加率にどの程度の影響を与えたかを示す指標である寄与度の推移は、第6図のとおりである。

また、政府最終消費支出及び公的総資本形成に占める地方政府の割合をみると、政府最終消費支出においては前年度（47.5%）と比べると0.3%ポイント低下の47.2%、公的総資本形成においては前年度（70.3%）と比べると0.3%ポイント上昇の70.6%となっており、公的総資本形成においては、7割を超える額を地方政府が支出している。

なお、ここでいう公的支出には、国・地方の歳出に含まれる経費の中で、移転的経費である扶助費、普通建設事業費のうち所有権の取得に要する経費である用地取得費、金融取引にあたる公債費及び積立金等といった付加価値の増加を伴わない経費などは除かれている。

したがって、公的支出に占める中央政府及び地方政府の割合と歳出純計額に占める国と地方の割合は一致していない。

第6図 国内総支出の増加率に対する寄与度



2 地方財政の概況

地方公共団体の歳入及び歳出は、一般会計と特別会計に区分して経理されているが、特別会計の中には、一般行政活動に係るものと企業活動に係るものがある。

このため、地方財政では、これらの会計を一定の基準によって、一般行政部門と水道、交通、病院等の企業活動部門に分け、前者を「普通会計」、後者を「地方公営事業会計」として区分している。

以下、平成 18 年度の地方財政について、8 までにおいて普通会計の状況を示すとともに、9 において地方公営事業会計の状況を示す。

(1) 決算規模 [第 1 表、第 5 表、第 11 表、第 74 表]

地方公共団体（47 都道府県、1,804 市町村、23 特別区、1,429 一部事務組合及び 107 広域連合（以下、一部事務組合及び広域連合を「一部事務組合等」という。)) の普通会計の純計決算額は、**第 1 表**のとおり、歳入 91 兆 5,283 億円（前年度 92 兆 9,365 億円）、歳出 89 兆 2,106 億円（同 90 兆 6,973 億円）で、歳入、歳出いずれも 7 年連続して減少している。

また、前年度と比べると、歳入 1.5% 減（前年度 0.5% 減）、歳出 1.6% 減（同 0.6% 減）となっている。

なお、平成 17 年度には、兵庫県及び神戸市において、阪神・淡路大震災に関連して創設された財団法人阪神・淡路大震災復興基金に対して貸し付けていた貸付金が償還され、この財源となっていた地方債を全額償還したことにより、諸収入及び公債費が大幅に増加しているため、平成 17 年度の決算からこれらを控除して前年度と比べると、歳入 0.6% 減（前年度 1.2% 減）、歳出 0.7% 減（同 1.3% 減）となっている。

このように実質的な決算規模が前年度決算額を下回ったのは、歳入については、地方税が回復傾向にあるものの、国庫支出金、地方債等が減少したこと、歳出については、歳出削減努力等により人件費、普通建設事業費を中心とする投資的経費等が減少したことによるものである。

さらに、歳出から公債費及び公営企業への繰出のうち償還費財源繰出等を除いた一般歳出は、66 兆 4,728 億円（前年度 67 兆 7,134 億円）となっており、前年度と比べると 1.8% 減となっている。

決算規模の状況を団体種類別にみると、**第 2 表**のとおりであり、都道府県、市町村（特別区及び一部事務組合等を含む。特記がある場合を除き、以下同じ。）とともに歳入、歳出は、それぞれ前年度決算額を下回っている。

また、近年の決算規模の推移は、**第 7 図**のとおりである。

第 1 表 地方公共団体の決算規模（純計）

区 分	平 成 18 年 度		平 成 17 年 度	
	決 算 額	増 減 率	決 算 額	増 減 率
	億円	%	億円	%
歳 入	915,283	△ 1.5	929,365	△ 0.5
歳 出	892,106	△ 1.6	906,973	△ 0.6

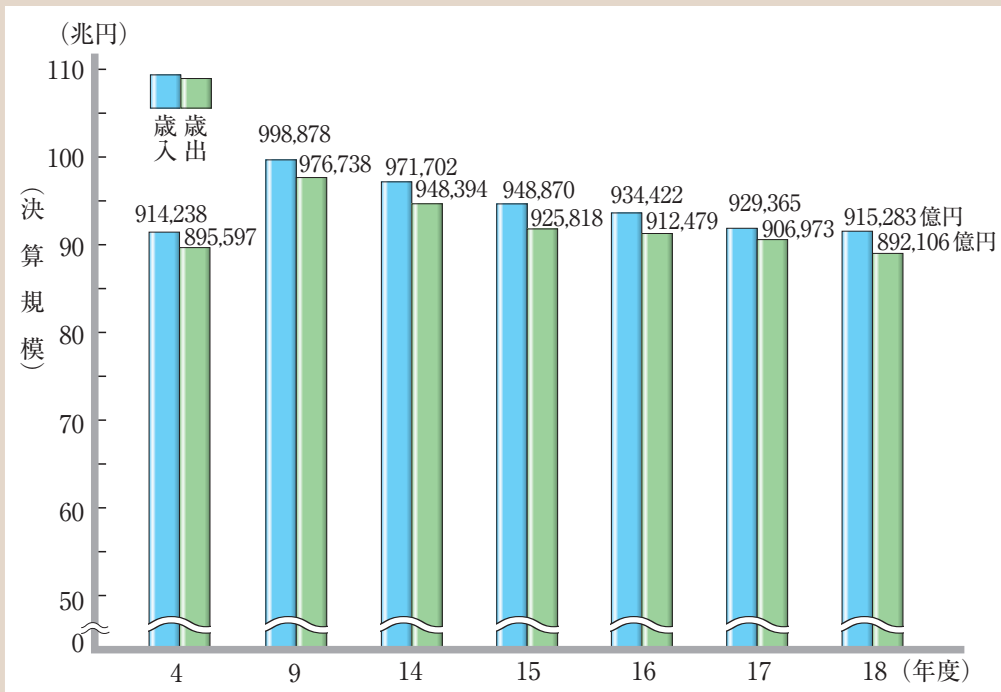
第1部 平成18年度の地方財政

第2表 団体種類別決算規模の状況

区 分	決 算 額			増 減 率	
	平 成 18 年 度	平 成 17 年 度	増 減 額	18 年 度	17 年 度
	億円	億円	億円	%	%
歳 入					
都 道 府 県	484,382	486,945	△ 2,563	△ 0.5	△ 0.6
市 町 村 (純計額)	493,619	504,786	△ 11,167	△ 2.2	△ 0.3
大 都 市	100,625	102,692	△ 2,068	△ 2.0	4.5
特 別 区	30,428	29,069	1,359	4.7	5.4
中 核 市	57,202	59,290	△ 2,089	△ 3.5	8.0
特 例 市	34,720	34,611	109	0.3	△ 2.7
都 市	202,439	207,372	△ 4,933	△ 2.4	13.1
町 村	62,065	65,301	△ 3,236	△ 5.0	△ 34.5
一部事務組合等	21,493	22,162	△ 670	△ 3.0	△ 7.6
合 計 (純計額)	915,283	929,365	△ 14,081	△ 1.5	△ 0.5
歳 出					
都 道 府 県	475,359	478,733	△ 3,374	△ 0.7	△ 0.7
市 町 村 (純計額)	479,465	490,607	△ 11,142	△ 2.3	△ 0.4
大 都 市	99,359	101,525	△ 2,166	△ 2.1	4.3
特 別 区	29,084	27,954	1,130	4.0	5.3
中 核 市	55,640	57,655	△ 2,016	△ 3.5	7.9
特 例 市	33,853	33,809	44	0.1	△ 2.7
都 市	196,417	201,205	△ 4,787	△ 2.4	12.9
町 村	59,863	63,007	△ 3,144	△ 5.0	△ 34.6
一部事務組合等	20,600	21,164	△ 564	△ 2.7	△ 8.2
合 計 (純計額)	892,106	906,973	△ 14,867	△ 1.6	△ 0.6

第1部

第7図 決算規模の推移



(2) 決算収支

ア 実質収支 [第7表]

実質収支（形式収支（歳入歳出差引額）から明許繰越等のために翌年度に繰り越すべき財源を控除した額）の状況は、第3表のとおりである。

平成18年度の実質収支は、1兆5,245億円の黒字（前年度1兆3,164億円の黒字）で、昭和31年度以降黒字が続いている。

実質収支を団体種類別にみると、都道府県においては9年連続で赤字団体が発生したものの、3,850億円の黒字（前年度2,262億円の黒字）となっている。

また、市町村においては1兆1,394億円の黒字（前年度1兆902億円の黒字）であり、昭和31年度以降黒字が続いている。

実質収支が赤字である団体数をみると、平成17年度に赤字であった28団体（1道1府、26市町村）のうち17団体（1府、16市町村）が引き続き赤字であり、9団体（9市町村）が新たに赤字団体となった結果、赤字団体数は26団体（打切り決算（市町村合併等により、出納整理期間中の歳入、歳出がないことをいう。以下同じ。）が行われたことによる赤字団体は除いている。）であり、前年度と比べると2団体減少している。

さらに、近年の実質収支及び赤字団体の赤字額の推移は、第8図のとおりである。

標準財政規模に対する実質収支額の割合である実質収支比率の推移は、第9図のとおりであり、平成18年度の実質収支比率（特別区及び一部事務組合等を除く加重平均）は0.3%ポイント上昇の2.5%となっている。

実質収支比率を団体種類別にみると、都道府県は0.6%ポイント上昇の1.5%、市町村（特別区及び一部事務組合等を除く。）は0.1%ポイント上昇の3.6%となっている。

イ 単年度収支及び実質単年度収支 [第7表]

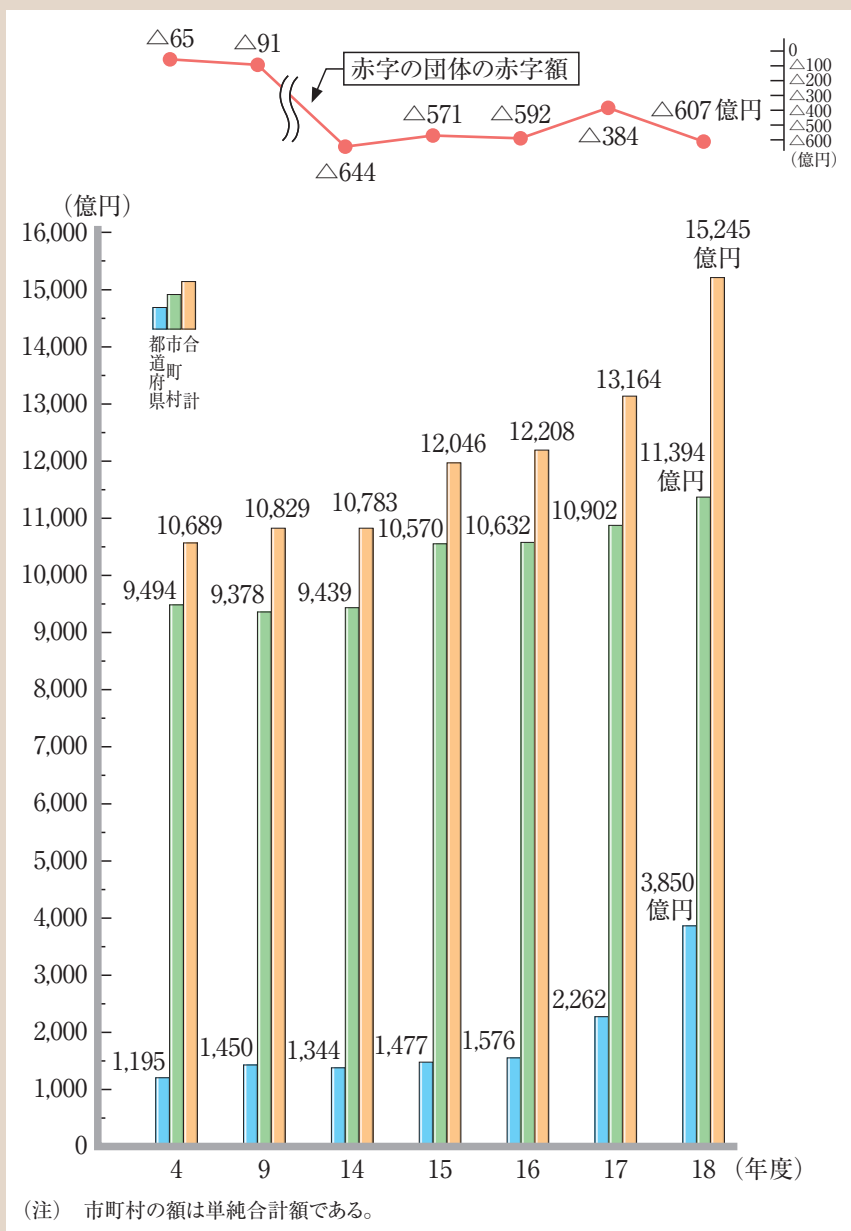
平成18年度の単年度収支（実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額）は、2,204億円の黒字（前年

第3表 実質収支の状況

区 分	平成18年度				平成17年度		増 減		
	団 体 数	形式収支	翌年度に繰り越すべき財源	実質収支	団 体 数	実質収支	団 体 数	実質収支	
		億円	億円	億円		億円		億円	
全 団 体	都 道 府 県	47	9,023	5,172	3,850	47	2,262	-	1,588
	市 町 村	3,363	14,155	2,760	11,394	3,371	10,902	△ 8	493
	合 計	3,410	23,177	7,932	15,245	3,418	13,164	△ 8	2,081
黒 字 の 団 体	都 道 府 県	46	8,970	4,993	3,977	45	2,468	1	1,509
	市 町 村	3,337	14,604	2,730	11,874	3,345	11,080	△ 8	794
	合 計	3,383	23,574	7,723	15,851	3,390	13,548	△ 7	2,303
赤 字 の 団 体	都 道 府 県	1	53	180	△ 127	2	△ 206	△ 1	79
	市 町 村	26	△ 450	30	△ 480	26	△ 178	-	△ 302
	合 計	27	△ 397	210	△ 607	28	△ 384	△ 1	△ 222

(注) 1 平成18年度の赤字の団体には、打切り決算により赤字となった1一部事務組合等が含まれている。
 2 市町村の額は単純合計である。

第8図 実質収支の推移



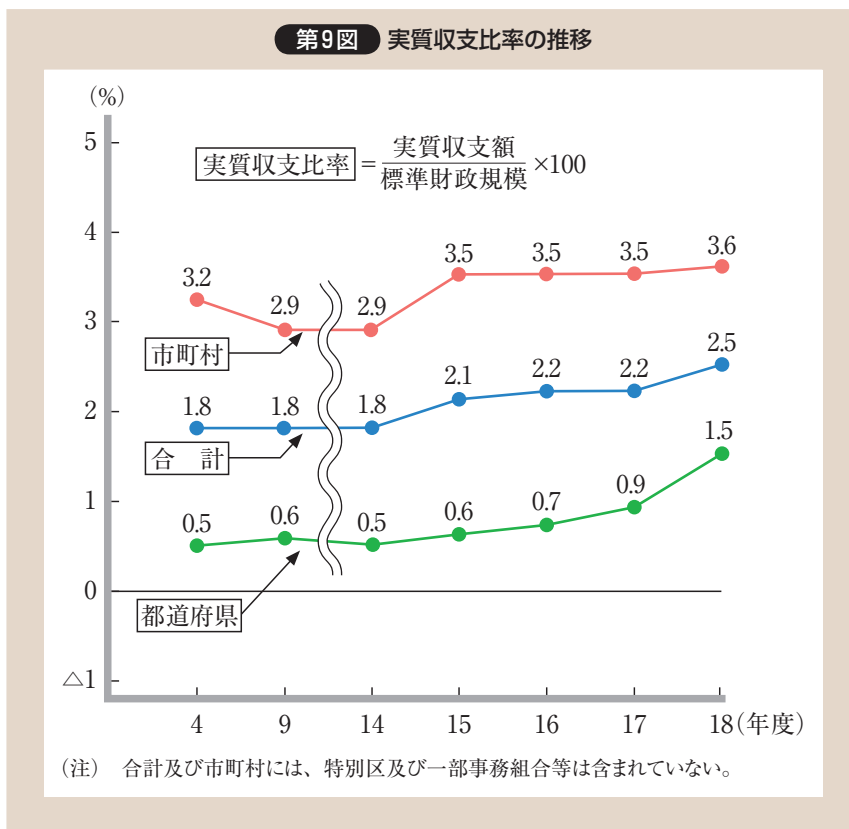
度2,370億円の黒字)で、4年連続で黒字となっている。

単年度収支を団体種類別にみると、都道府県においては1,588億円の黒字(前年度686億円の黒字)、市町村においては616億円の黒字(同1,684億円の黒字)となっている。

また、実質単年度収支(単年度収支に財政調整基金への積立額及び地方債の繰上償還額を加え、財政調整基金の取崩し額を差し引いた額)は、2年連続で黒字となっており(前年度4,292億円の黒字)、その黒字額は4,239億円となっている。

実質単年度収支を団体種類別にみると、都道府県においては2,550億円の黒字(前年度2,824億円の黒字)、市町村においては1,690億円の黒字(同1,468億円の黒字)となっている。

なお、実質収支、単年度収支及び実質単年度収支の赤字団体数の状況は、第4表のとおりである。



第4表 赤字の団体数の状況

区分	全団体数		赤字の団体数											
			実質収支				単年度収支				実質単年度収支			
	18年度	17年度	18年度		17年度		18年度		17年度		18年度		17年度	
	(A)	(B)	団体数	割合	団体数	割合	団体数	割合	団体数	割合	団体数	割合	団体数	割合
			(C)	(C)/(A)	(D)	(D)/(B)	(E)	(E)/(A)	(F)	(F)/(B)	(G)	(G)/(A)	(H)	(H)/(B)
都道府県	47	47	1	2.1	2	4.3	7	14.9	33	70.2	10	21.3	26	55.3
大都市	15	14	1	6.7	-	-	3	20.0	7	50.0	4	26.7	7	50.0
中核市	37	37	-	-	-	-	13	35.1	18	48.6	14	37.8	20	54.1
特別市	39	39	-	-	-	-	9	23.1	22	56.4	11	28.2	19	48.7
都市	691	687	15	2.2	18	2.6	287	41.5	275	40.0	295	42.7	333	48.5
中都市	171	173	3	1.8	4	2.3	67	39.2	71	41.0	70	40.9	72	41.6
小都市	520	514	12	2.3	14	2.7	220	42.3	204	39.7	225	43.3	261	50.8
町村	1,022	1,044	8	0.8	6	0.6	444	43.4	515	49.3	414	40.5	516	49.4
市町村小計	1,804	1,821	24	1.3	24	1.3	756	41.9	837	46.0	738	40.9	895	49.1
特別区	23	23	-	-	-	-	5	21.7	6	26.1	2	8.7	2	8.7
一部事務組合等	1,536	1,527	2	0.1	2	0.1	677	44.1	768	50.3	696	45.3	770	50.4
市町村計	3,363	3,371	26	0.8	26	0.8	1,438	42.8	1,611	47.8	1,436	42.7	1,667	49.5
合計	3,410	3,418	27	0.8	28	0.8	1,445	42.4	1,644	48.1	1,446	42.4	1,693	49.5

(注) 平成18年度の赤字の団体には、打切り決算により赤字となった1一部事務組合等が含まれている。

(3) 歳入 [第11表]

歳入純計決算額は91兆5,283億円で、前年度と比べると1.5%減（前年度0.5%減）となっている。

決算額の主な内訳をみると、第5表のとおりである。

地方税は、法人関係二税（法人住民税、法人事業税）、個人住民税の増加等により、前年度に比べると1兆7,018億円増加（対前年度比4.9%増）している。ただし、都道府県及び市町村（一部事務組合等を除く。）の合計の地方税収入の伸びが大きい東京都、愛知県及び大阪府を除くと全体の増加額の2分の1程度の9,398億円増加にとどまっている。

地方譲与税は、所得税から個人住民税への本格的な税源移譲を実施するまでの間の暫定措置として都道府県及び市町村（一部事務組合等を除く。）に対して譲与される所得譲与税の増加等により、増加している（対前年度比101.7%増）。

地方特例交付金は、税源移譲予定特例交付金の廃止等により、減少している（対前年度比46.2%減）。

地方交付税は、前年度に引き続き減少している（対前年度比5.7%減）。

国庫支出金は、公共事業関係の国庫補助負担金の削減による普通建設事業費支出金の減少、三位一体の改革による義務教育費国庫負担金の一般財源化等により減少している（対前年度比11.5%減）。

地方債は、臨時財政対策債の減少、普通建設事業費の減少等により減少している（対前年度比7.3%減）。

歳入純計決算額の構成比の推移は、第10図のとおりである。

地方税の構成比は、ピークとなった昭和63年度（歳入総額の44.3%）以降低下し、平成5年度以降は33%から37%台の間で推移していたが、18年度は前年度と比べると2.5%ポイント上昇の39.9%となっている。

地方交付税の構成比は、平成8年度から12年度までは上昇していたが、13年度以降、地方財政対策にあたり、交付税特別会計の借入金方式に代えて臨時財政対策債を発行し、基準財政需要額の一部を振り替えることとしたこと等から低下が続いている。18年度においては、前年度と比べると0.7ポイント低下の17.5%となっている。

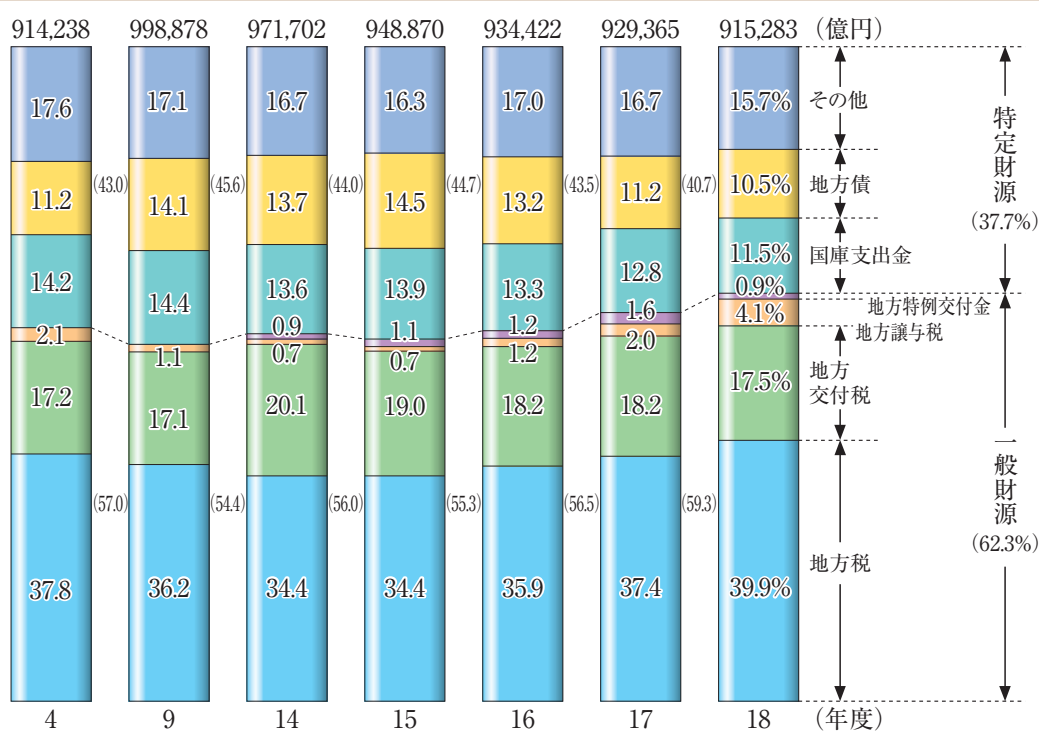
国庫支出金の構成比は、平成14年度から16年度は13%台で推移していたが、普通建設事業費支出金の

第5表 歳入純計決算額の状況

区 分	決 算 額			構 成 比		増 減 率	
	平 成 18 年度	平 成 17 年度	増減額	18 年度	17 年度	18 年度	17 年度
	億円	億円	億円	%	%	%	%
地 方 税	365,062	348,044	17,018	39.9	37.4	4.9	3.8
地 方 譲 与 税	37,285	18,490	18,796	4.1	2.0	101.7	58.8
地 方 特 例 交 付 金	8,160	15,180	△ 7,020	0.9	1.6	△ 46.2	37.4
地 方 交 付 税	159,954	169,587	△ 9,634	17.5	18.2	△ 5.7	△ 0.4
小計（一般財源）	570,460	551,301	19,159	62.3	59.3	3.5	4.4
国 庫 支 出 金	105,307	118,889	△ 13,582	11.5	12.8	△ 11.4	△ 4.6
地 方 債	96,223	103,763	△ 7,541	10.5	11.2	△ 7.3	△ 16.2
そ の 他	143,293	155,412	△ 12,119	15.7	16.7	△ 7.8	△ 1.5
合 計	915,283	929,365	△ 14,081	100.0	100.0	△ 1.5	△ 0.5

(注) 国庫支出金には、交通安全対策特別交付金及び国有提供施設等所在市町村助成交付金を含む。

第10図 歳入純計決算額の構成比の推移

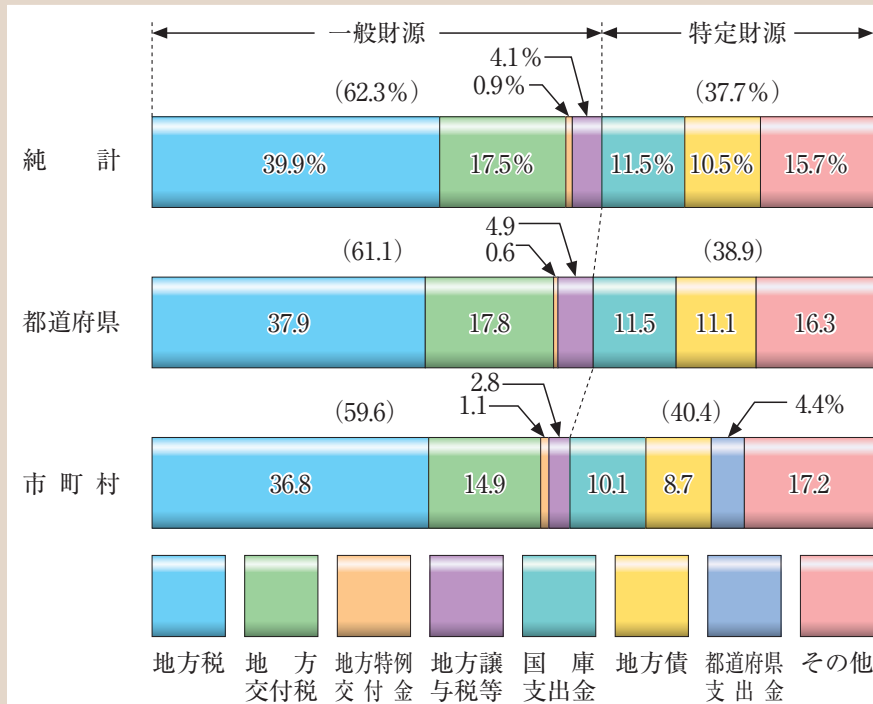


(注) 国庫支出金には、交通安全対策特別交付金及び国有提供施設等所在市町村助成交付金を含む。

第1部

平成18年度の地方財政

第11図 歳入決算額の構成比



(注) 国庫支出金には、交通安全対策特別交付金及び国有提供施設等所在市町村助成交付金を含む。

第1部 平成18年度の地方財政

減少、三位一体の改革による国庫補助負担金の一般財源化等により18年度は前年度と比べると1.3%ポイント低下の11.4%となっている。

地方債の構成比は、平成13年度から臨時財政対策債の発行等により上昇していたが、普通建設事業費の減少や16年度に臨時財政対策債の発行額が減少したこと等により低下に転じ、18年度においても同様の要因により、前年度と比べると0.7%ポイント低下の10.5%となっている。なお、臨時財政対策債の発行額を除いた構成比は、前年度と比べると0.3%ポイント低下の7.7%となっている。

一般財源の構成比は、平成13年度から地方交付税の減少により低下していたが、平成16年度に地方税、地方譲与税及び地方特例交付金の増加に加え、国庫支出金、地方債等が減少したことから上昇に転じ、18年度においても、前年度と比べると3.0%ポイント上昇の62.3%となっている。

歳入決算額の構成比を団体種類別にみると、**第11図**のとおりである。

都道府県においては地方税が最も大きな割合(37.9%)を占め、以下、地方交付税(17.8%)、国庫支出金(11.4%)の順となっている。

市町村においても都道府県と同様に地方税が最も大きな割合(36.8%)を占め、以下、地方交付税(14.9%)、国庫支出金(10.0%)の順となっている。

(4) 歳出

歳出の分類方法としては、行政目的に着目した「目的別分類」と経費の経済的な性質に着目した「性質別分類」が用いられるが、これらの分類による歳出の概要は、次のとおりである。

ア 目的別歳出

(ア) 目的別歳出 [第35表]

地方公共団体の経費は、その行政目的によって、議会費、総務費、民生費、衛生費、労働費、農林水産業費、商工費、土木費、消防費、警察費、教育費、災害復旧費、公債費等に大別することができる。

歳出純計決算額は89兆2,106億円で、前年度と比べると1.6%減(前年度0.6%減)となっている。

目的別歳出の構成比は、**第6表**のとおりであり、教育費(歳出総額の18.5%)、民生費(同18.2%)、土木費(同15.5%)、公債費(同14.9%)、総務費(同9.7%)の順となっている。

これらの費目の対前年度増減率をみると、教育費は、普通建設事業費の減少等により、減少している(対前年度比0.6%減)。

民生費は、三位一体の改革による国庫支出金の改革に伴う国民年金制度における都道府県調整交付金の増加及び児童手当の支給対象年齢の見直しなどの制度改正等により、増加している(対前年度比3.6%増)。

土木費は、道路橋りょう事業、都市計画事業等の減少により、減少している(対前年度比3.9%減)。

公債費は、前年度と比べると4.9%減となっているが、兵庫県及び神戸市において、財団法人阪神・淡路大震災復興基金への貸付金に係る地方債の償還を行った特殊要因を除くと、臨時財政対策債の償還等により前年度と比べて1.7%増となっている。

総務費は、選挙費及び統計調査費の減により、減少している(対前年度比1.4%減)。

目的別歳出の構成比の推移は、**第7表**のとおりである。農林水産業費及び土木費の構成比がそれぞれ低下の傾向にある一方、民生費の構成比が上昇の傾向にある。

目的別歳出の構成比を団体種類別にみると、**第12図**のとおりである。

都道府県においては、市町村立義務教育諸学校教職員の人件費を負担していること等により教育費が最も大きな割合(23.8%)を占め、以下、公債費(14.5%)、土木費(14.5%)、民生費(10.2%)、警察費(7.1%)

第6表 目的別歳出純計決算額の状況

区 分	決 算 額			構 成 比		増 減 率	
	平 成 18 年度	平 成 17 年度	増 減 額	18 年度	17 年度	18 年度	17 年度
	億円	億円	億円	%	%	%	%
総 務 費	86,177	87,372	△ 1,194	9.7	9.6	△ 1.4	△ 2.3
民 生 費	162,585	156,927	5,658	18.2	17.3	3.6	3.7
衛 生 費	55,102	57,067	△ 1,964	6.2	6.3	△ 3.4	△ 1.3
労 働 費	2,964	3,170	△ 205	0.3	0.3	△ 6.5	△ 11.8
農 林 水 産 業 費	37,531	39,783	△ 2,252	4.2	4.4	△ 5.7	△ 7.9
商 工 費	47,505	46,260	△ 1,246	5.3	5.1	2.7	△ 5.7
土 木 費	138,534	144,174	△ 5,639	15.5	15.9	△ 3.9	△ 5.4
消 防 費	18,116	18,243	△ 127	2.0	2.0	△ 0.7	△ 0.6
警 察 費	33,538	33,176	△ 362	3.8	3.7	1.1	△ 0.6
教 育 費	164,724	165,778	△ 1,054	18.5	18.3	△ 0.6	△ 2.0
公 債 費	132,832	139,635	△ 6,803	14.9	15.4	△ 4.9	6.5
そ の 他	12,498	15,388	△ 2,890	1.4	1.7	△ 18.8	12.5
合 計	892,106	906,973	△ 14,867	100.0	100.0	△ 1.6	△ 0.6

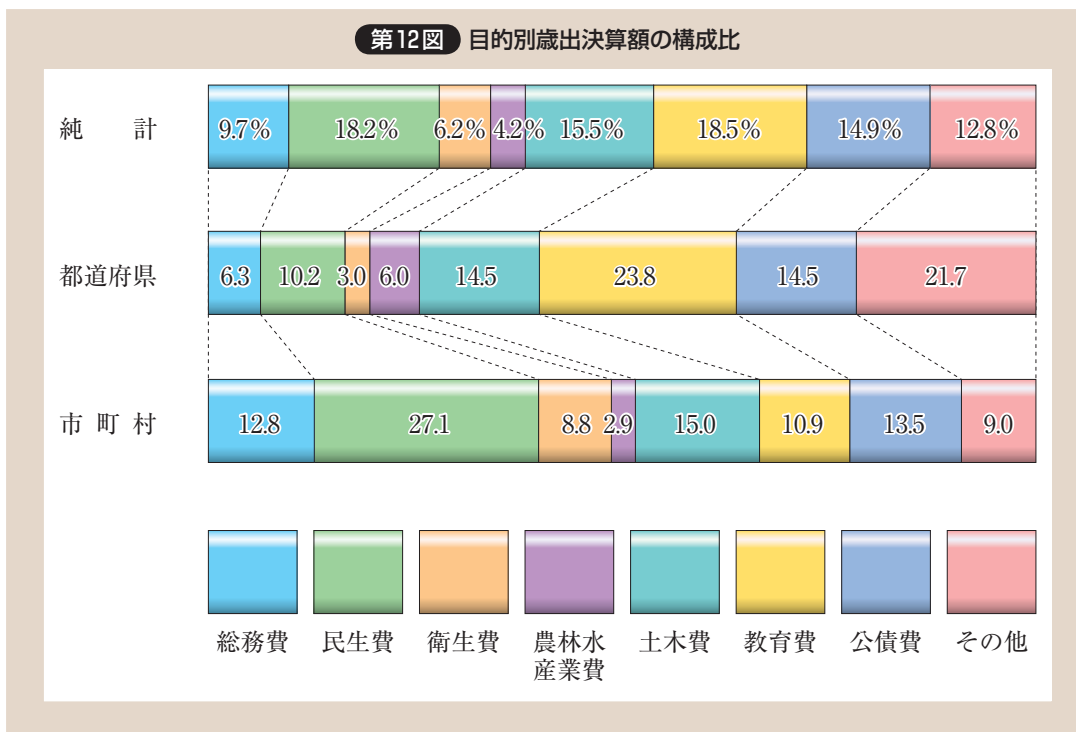
第7表 目的別歳出純計決算額の構成比の推移

区 分	平 成 13 年度	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度
	%	%	%	%	%	%
総 務 費	9.2	9.0	9.8	9.8	9.6	9.7
民 生 費	14.4	15.1	15.7	16.6	17.3	18.2
衛 生 費	6.9	6.8	6.4	6.3	6.3	6.2
労 働 費	0.8	0.5	0.4	0.4	0.3	0.3
農 林 水 産 業 費	5.7	5.4	5.1	4.7	4.4	4.2
商 工 費	5.5	5.3	5.2	5.4	5.1	5.3
土 木 費	19.1	18.6	17.8	16.7	15.9	15.5
消 防 費	1.9	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0
警 察 費	3.5	3.6	3.6	3.7	3.7	3.8
教 育 費	18.5	18.6	18.6	18.5	18.3	18.5
公 債 費	13.2	13.8	14.2	14.4	15.4	14.9
そ の 他	1.3	1.3	1.2	1.5	1.7	1.4
合 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
歳 出 合 計	億円 974,317	億円 948,394	億円 925,818	億円 912,479	億円 906,973	億円 892,106

の順となっている。

また、市町村においては、児童手当支給事務、生活保護に関する事務（町村については、福祉事務所を設置している町村に限る。）等の社会福祉事務の比重が高いこと等により民生費が最も大きな割合（27.1%）を占め、以下、土木費（15.0%）、公債費（13.5%）、総務費（12.8%）、教育費（10.9%）の順となっている。

第12図 目的別歳出決算額の構成比



第8表 一般財源の目的別歳出充当状況

区分	平成18年度		平成17年度	
	決算額	構成比	決算額	構成比
	億円	%	億円	%
総務費	64,025	11.2	64,525	11.7
民生費	99,853	17.5	90,820	16.5
衛生費	36,306	6.4	36,584	6.6
労働費	1,362	0.2	1,440	0.3
農林水産業費	15,077	2.6	14,527	2.6
商工費	8,941	1.6	8,487	1.5
土木費	56,219	9.9	56,744	10.3
消費税	14,593	2.6	14,395	2.6
警察費	26,465	4.6	25,967	4.7
教育費	112,782	19.8	108,239	19.6
公債費	110,550	19.4	106,015	19.2
その他	6,044	1.0	6,390	1.3
翌年度への繰越額	18,243	3.2	17,168	3.1
一般財源計	570,460	100.0	551,301	100.0

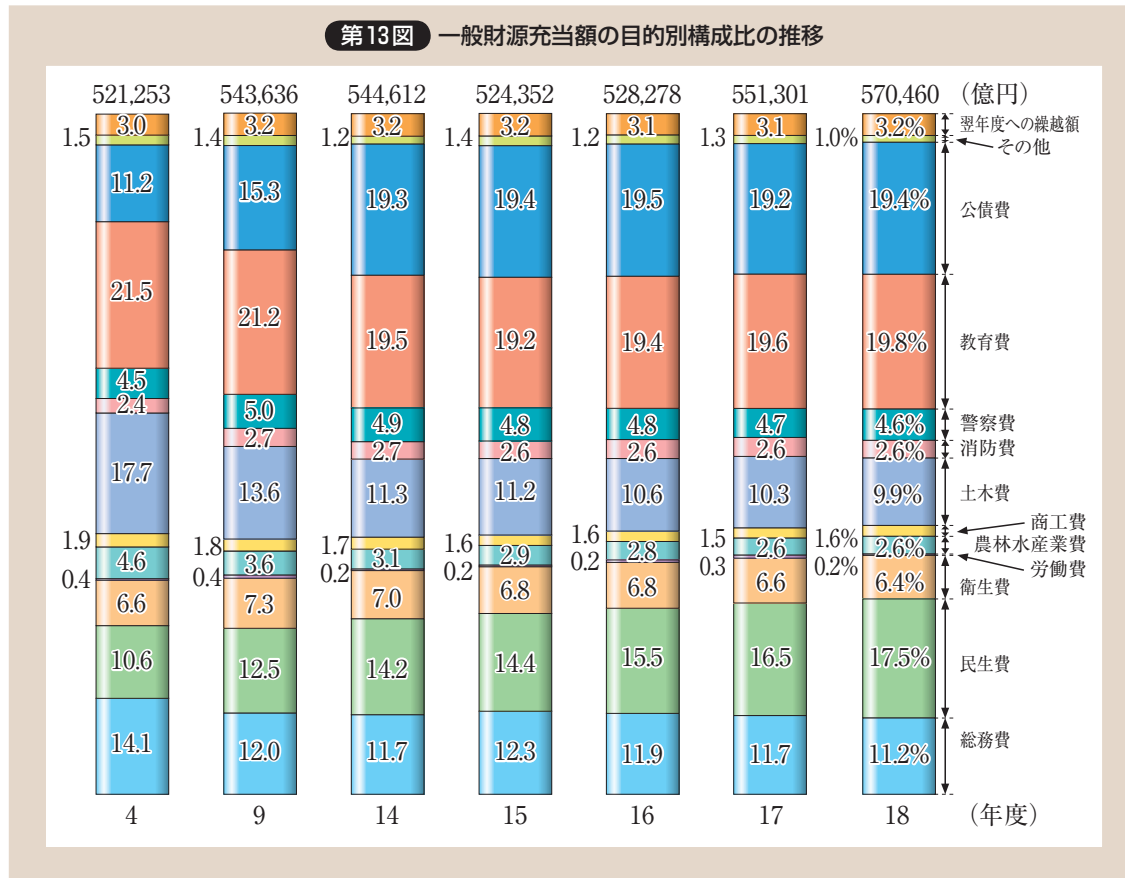
(注) 「翌年度への繰越額」には、翌年度へ繰り越された事業費に充当すべき財源を含んでいる。第13図において同じ。

(イ) 一般財源の充当状況

一般財源の目的別歳出に対する充当状況は、第8表のとおりである。

一般財源総額（57兆460億円）に占める目的別歳出の割合をみると、教育費が最も大きな割合（19.8%）を占め、以下、民生費（17.5%）、公債費（19.4%）、総務費（11.2%）、土木費（9.9%）の順となっている。

一般財源充当額の目的別構成比の推移は、第13図のとおりである。近年、公債費及び民生費に充当された一般財源の構成比が上昇の傾向にあり、土木費に充当された一般財源の構成比が低下の傾向にある。



第9表 性質別歳出純計決算額の状況

区 分	決 算 額			構 成 比		増 減 率		
	平 成 18 年 度	平 成 17 年 度	増 減 額	18 年 度	17 年 度	18 年 度	17 年 度	
義務的経費	億円	億円	億円	%	%	%	%	
人件費	461,756	468,553	△ 6,797	51.8	51.7	△ 1.5	1.5	
扶助費	251,353	252,643	△ 1,289	28.2	27.9	△ 0.5	△ 1.4	
公債費	77,892	76,678	1,214	8.7	8.5	1.6	2.5	
投資的経費	132,511	139,233	△ 6,722	14.9	15.4	△ 4.8	6.5	
普通建設事業費	147,975	158,289	△ 10,314	16.6	17.5	△ 6.5	△ 6.1	
うち	補助事業費	142,829	151,043	△ 8,214	16.0	16.7	△ 5.4	△ 7.5
	単独事業費	58,073	61,762	△ 3,689	6.5	6.8	△ 6.0	△ 7.1
	災害復旧事業費	72,164	76,639	△ 4,475	8.1	8.4	△ 5.8	△ 9.1
失業対策事業費	4,906	7,081	△ 2,174	0.5	0.8	△ 30.7	43.4	
その他の経費	239	165	74	0.0	0.0	44.8	△ 8.5	
合計	282,375	280,131	2,244	31.6	30.8	0.8	△ 0.8	
合計	892,106	906,973	△ 14,867	100.0	100.0	△ 1.6	△ 0.6	

イ 性質別歳出

(ア) 性質別歳出 [第74表]

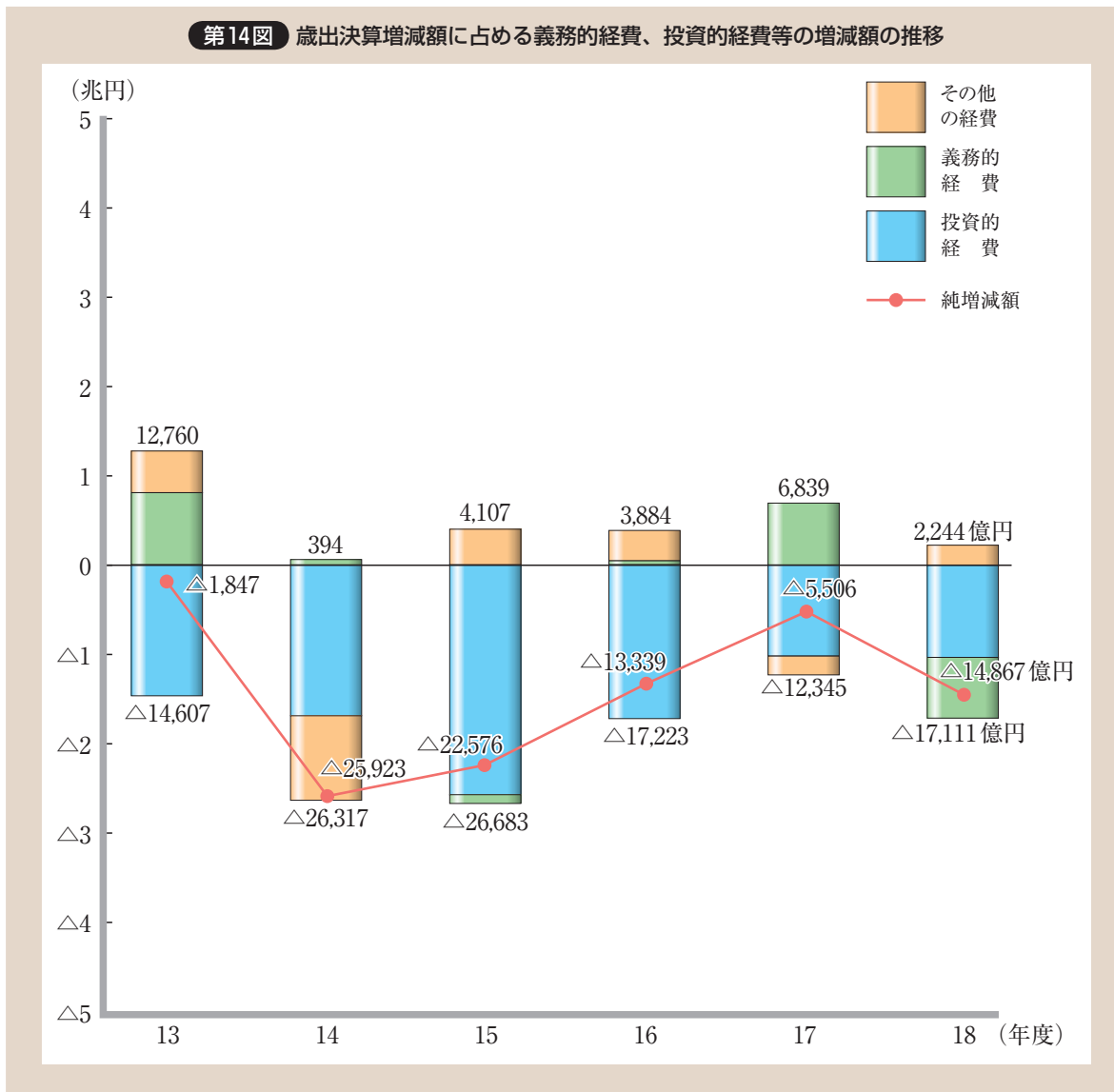
地方公共団体の経費は、その経済的な性質によって、義務的経費、投資的経費及びその他の経費に大別することができる。

義務的経費は、職員給与費等の人件費のほか、生活保護費等の扶助費及び地方債の元利償還金等の公債費からなっており、そのうち人件費が54.4%を占めている。また、投資的経費は、道路、橋りょう、公園、公営住宅、学校の建設等に要する普通建設事業費のほか、災害復旧事業費及び失業対策事業費からなっており、そのうち普通建設事業費が96.5%を占めている。

歳出純計決算額の主な性質別内訳をみると、第9表のとおりである。

義務的経費は、前年度決算額を下回っている（対前年度比1.5%減）。これは、児童手当の支給対象年齢の見直しなどの制度改正、被保護者数の増加に伴う生活保護費の増加等により扶助費が増加する（同1.6%増）一方、行政改革に伴う給与の適正化、定員削減等による職員給の減少等により人件費が減少する（同0.5%減）とともに、兵庫県及び神戸市において、財団法人阪神・淡路大震災復興基金への貸付金に係る地方債の償還額の皆減により公債費が減少した（同4.8%減）ためである。なお、この大震災復興基金に係る特殊要

第14図 歳出決算増減額に占める義務的経費、投資的経費等の増減額の推移



因を除くと、義務的経費は前年度と比べて0.5%増となっている。

投資的経費は、前年度決算額を下回っている（対前年度比6.5%減）。これは、その大部分を占める普通建設事業費が、補助事業費、単独事業費ともに減少し（それぞれ同6.0%減、同5.8%減）、前年度決算額を下回ったためである（同5.4%減）。

また、その他の経費は、国庫補助負担金の改革に伴う国民健康保険制度における都道府県調整交付金の増加等により補助費等が増加したこと、障害者自立支援法の施行に伴い、基金への積立金が増加したこと等により、前年度決算額を上回っている（同0.8%増）。

平成12年度以降の歳出決算増減額に占めるこれらの経費の推移は、第14図のとおりである。

次に、性質別歳出の構成比の推移は、第15図のとおりである。

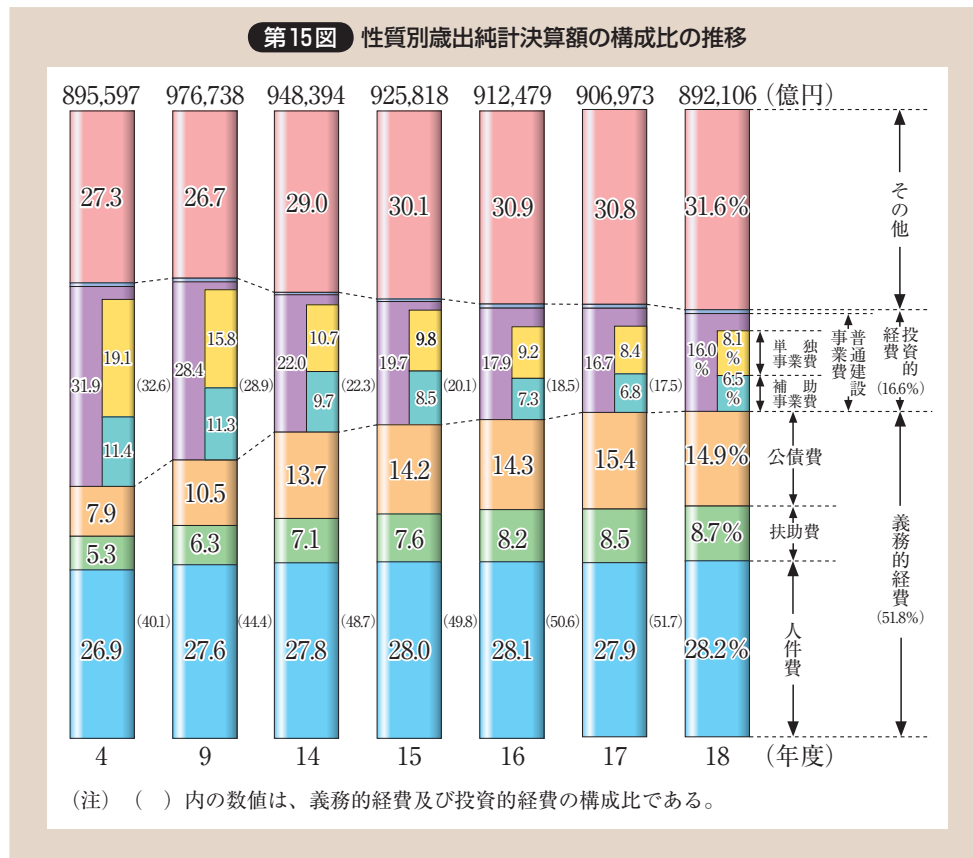
投資的経費の構成比は、平成8年度以降低下しており、18年度は前年度と比べると0.9%ポイント低下の16.6%となっている。

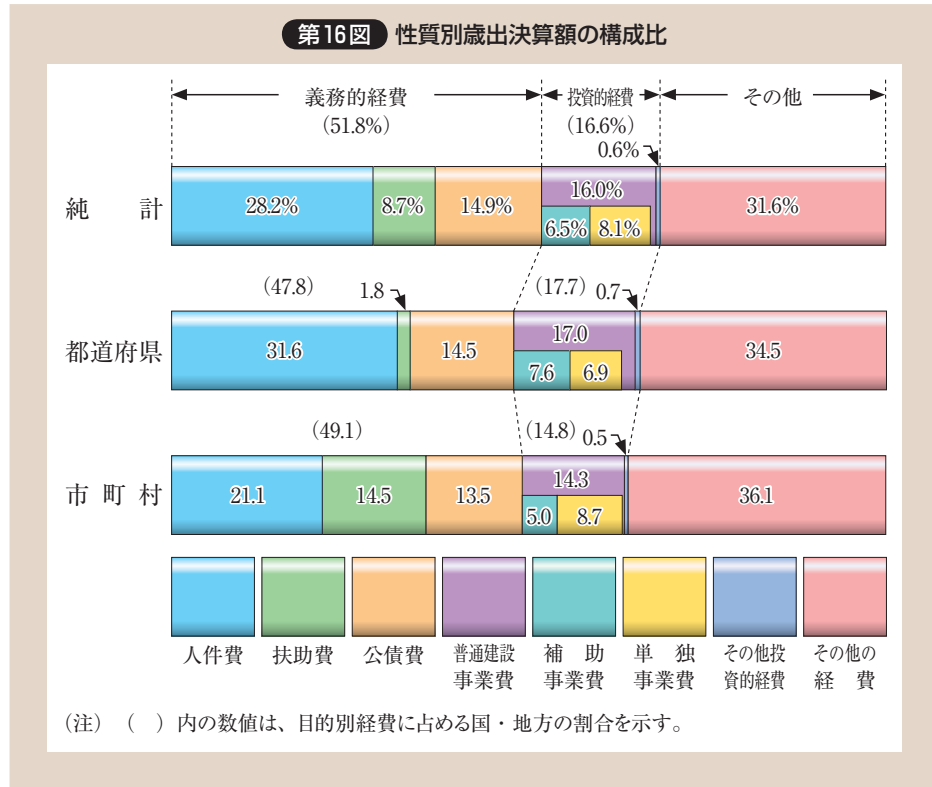
一方、義務的経費の構成比は、平成8年度以降、投資的経費の減少に伴い上昇しており、18年度は前年度に比べると0.1%ポイント上昇の51.8%となっている。

性質別歳出決算額の構成比を団体種類別にみると、第16図のとおりである。

人件費の構成比は、都道府県において市町村立義務教育諸学校教職員の人件費を負担していることなどから、都道府県が31.6%、市町村が21.1%となっている。また、扶助費の構成比は、児童手当支給事務、生活保護に関する事務（町村については、福祉事務所を設置している町村に限る。）等の社会福祉関係事務が主に市町村において行われていること等から、市町村が14.5%、都道府県が1.8%となっている。

さらに、普通建設事業費のうち、補助事業費の構成比は、都道府県（7.6%）が市町村（5.0%）を上回る一方、単独事業費の構成比は、市町村（8.7%）が都道府県（6.9%）を上回っている。





第10表 一般財源の性質別歳出充当状況

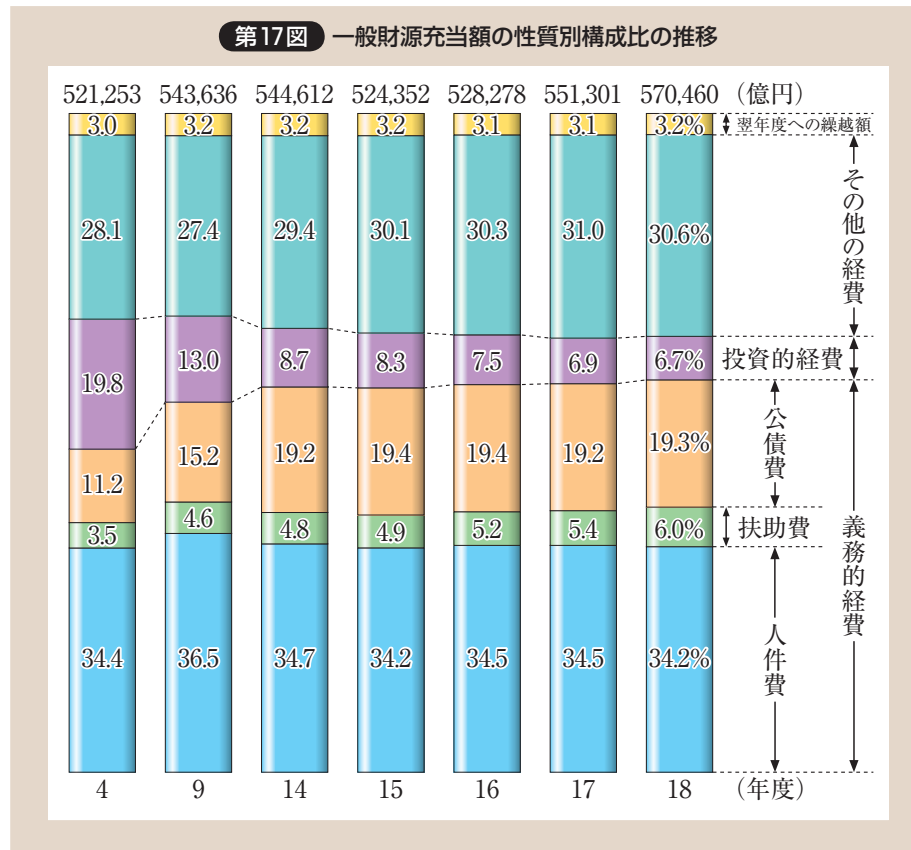
区分	平成18年度		平成17年度	
	決算額	構成比	決算額	構成比
	億円	%	億円	%
義務的経費	339,401	59.5	325,398	59.0
人件費	195,076	34.2	190,148	34.5
扶助費	34,051	6.0	29,573	5.4
公債費	110,274	19.3	105,677	19.2
投資的経費	38,003	6.7	37,949	6.9
普通建設事業費	37,631	6.6	37,583	6.8
災害復旧事業費	298	0.1	324	0.1
失業対策事業費	75	0.0	42	0.0
その他の経費	174,813	30.6	170,786	31.0
翌年度への繰越額	18,243	3.2	17,168	3.1
一般財源計	570,460	100.0	551,301	100.0

(注) 「翌年度への繰越額」には、翌年度へ繰り越された事業費に充当すべき財源を含んでいる。第17図において同じ。

(イ) 一般財源の充当状況 [第75表]

一般財源の性質別歳出に対する充当状況は、第10表のとおりである。

一般財源総額(57兆460億円)に占める性質別歳出の割合をみると、義務的経費が最も大きな割合(59.5%)を占めている。また、投資的経費の割合は6.7%であり、歳出総額に占める投資的経費の割合(16.6%)に比べて小さくなっている。



一般財源充当額の性質別構成比の推移は、第17図のとおりである。

義務的経費に充当された一般財源の構成比は、平成3年度以降上昇の傾向にあり、18年度は前年度と比べると0.5%ポイント上昇の59.5%となっている。

一方、投資的経費に充当された一般財源の構成比は、平成3年度以降低下の傾向にあり、18年度は前年度と比べると0.2%ポイント低下の6.7%となっている。

(5) 財政構造の弾力性

ア 経常収支比率 [第8表]

地方公共団体が社会経済や行政需要の変化に適切に対応していくためには、財政構造の弾力性が確保されなければならない。財政分析においては、財政構造の弾力性の度合いを判断する指標の一つとして、経常収支比率が用いられている。

経常収支比率は、経常経費充当一般財源（人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費に充当された一般財源）が、経常一般財源（一般財源総額のうち地方税、普通交付税のように毎年度経常的に収入される一般財源）、減税補てん債及び臨時財政対策債の合計額に対し、どの程度の割合となっているかをみることにより財政構造の弾力性を判断するものである。

平成18年度の経常収支比率（特別区及び一部事務組合等を除く加重平均）は、前年度と同率の91.4%となっており、第11表のとおり、高い水準での推移が続いている。その主な内訳をみると、人件費充当分が36.0%（前年度36.5%）、公債費充当分が21.4%（同21.5%）となっている。なお、減税補てん債及び臨時財政対策債の発行額を経常収支比率算出上の分母から除いた場合の経常収支比率を求めると、96.4%となる。

第1部 平成18年度の地方財政

第11表 経常収支比率の推移

区	分	平成 4年度	9	14	15	16	17	18
都道府県		% 77.4 (79.2)	% 91.7 [89.6]	% 93.5 [99.4]	% 90.8 [103.1]	% 92.5 [102.0]	% 92.6 [99.0]	% 92.6 [97.8]
うち	人件費充当	44.6	50.0	45.5	44.1	44.9	44.4	43.8
	扶助費充当	2.2	2.3	2.3	1.8	1.8	1.6	1.5
	公債費充当	11.9	17.7	23.9	23.6	23.9	23.1	23.1
市町村		72.3 (73.6)	83.5 [81.4]	87.4 [92.5]	87.4 [97.0]	90.5 [97.9]	90.2 [95.8]	90.3 [95.0]
うち	人件費充当	30.2	32.0	29.3	28.4	29.5	28.9	28.2
	扶助費充当	4.1	5.6	6.0	6.7	7.3	7.8	8.6
	公債費充当	13.2	16.9	19.5	19.7	20.1	19.9	19.8
合計		74.8 (76.4)	87.4 [85.3]	90.3 [95.8]	89.0 [99.9]	91.5 [99.9]	91.4 [97.4]	91.4 [96.4]
うち	人件費充当	37.3	40.5	37.0	36.0	37.0	36.5	36.0
	扶助費充当	3.2	4.1	4.3	4.3	4.6	4.8	5.0
	公債費充当	12.5	17.3	21.6	21.5	21.9	21.5	21.4

- (注) 1 比率は、加重平均である。
 2 () 内の数値は、普通交付税の基準財政需要額において算入された財源対策債償還基金費相当額（平成2年度）を経常一般財源から控除して算出したものである。
 3 [] 内の数値は、平成9年度にあっては臨時税収補てん債発行額を経常一般財源に加えて算出したものであり、14～18年度にあっては減税補てん債相当額及び臨時財政対策債相当額を、経常一般財源から除いて算出したものである。
 4 合計及び市町村には、特別区及び一部事務組合等は含まれていない。第18図、第12表において同じ。

また、経常収支比率が前年度と同率になったのは、第18図（その1）のように、分母である経常一般財源のうち、地方交付税、地方特例交付金等が減少したものの、地方税、地方譲与税が増加したことにより分母全体として増加した一方、分子である経常経費充当一般財源も、国民健康保険制度における都道府県調整交付金の増加による補助費等充当分の増加等により増加し、分母と分子の伸び率が同じであったことによるものである。

なお、都道府県及び市町村（一部事務組合等を除く。）の合計の地方税増収額が大きい東京都、愛知県及び大阪府の3都府県の経常収支比率は前年度と比べると1.2%ポイント低下の89.5%となっているが、3都府県を除くと0.4%ポイント上昇の92.0%となっている。

経常収支比率を団体種類別にみると、都道府県は前年度と同率の92.6%、市町村（特別区及び一部事務組合等を除く。以下、この項において同じ。）は90.3%（前年度90.2%）となっている。

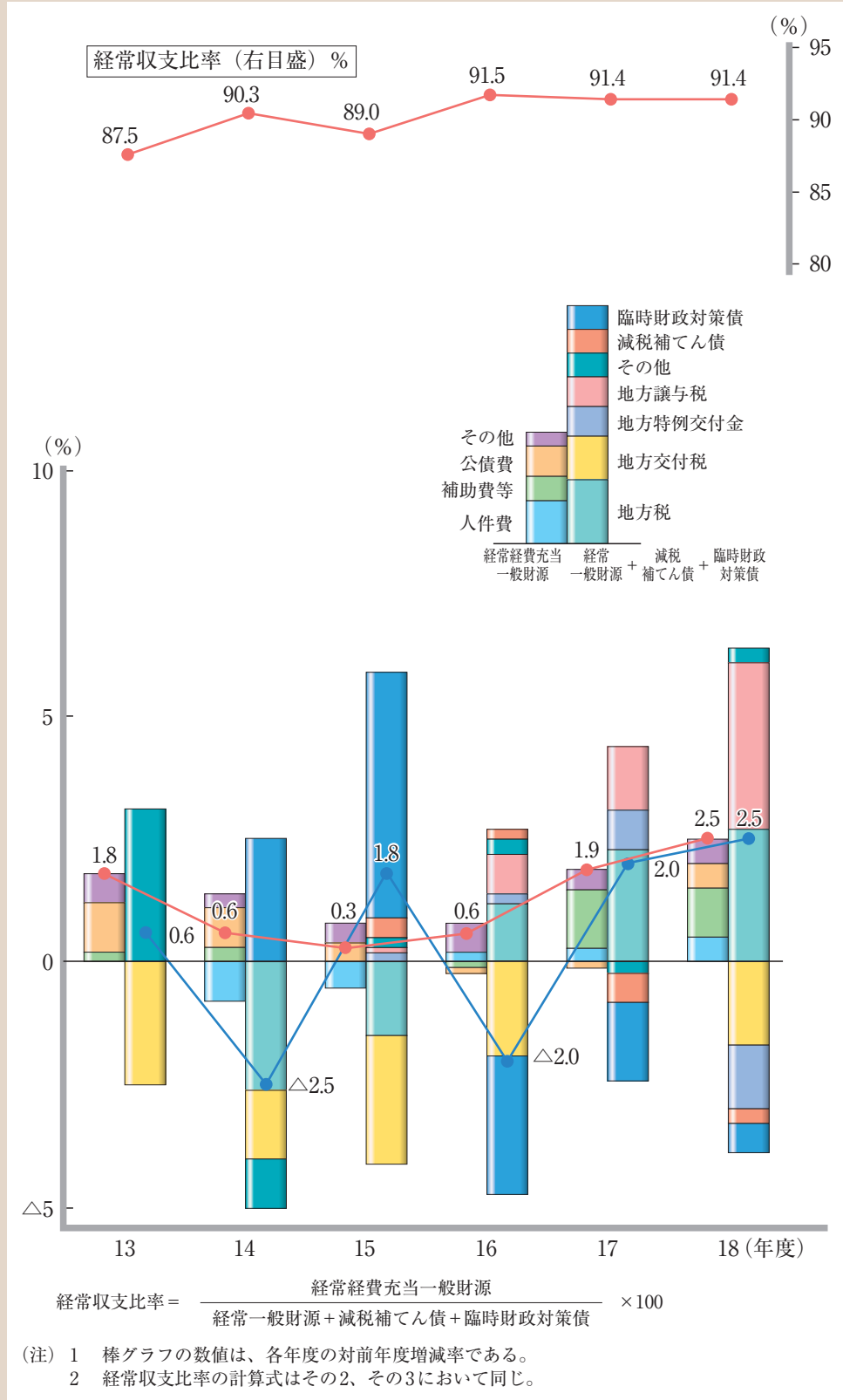
経常収支比率の段階別分布状況をみると、第12表のとおりである。経常収支比率が80%以上の団体数は、都道府県においては47団体のすべての団体（前年度同数）、市町村においては全体の92.0%を占める1,660団体（同1,669団体）となっており、多くの団体の経常収支比率が高い水準にある。

イ 実質公債費比率、起債制限比率及び公債費負担比率 [第8表]

地方債の元利償還金等の公債費は、義務的経費の中でも特に弾力性に乏しい経費であることから、財政構造の弾力性をみる場合、その動向には常に留意する必要がある。その公債費による負担度合いを判断するための指標として、実質公債費比率、起債制限比率及び公債費負担比率が用いられている。

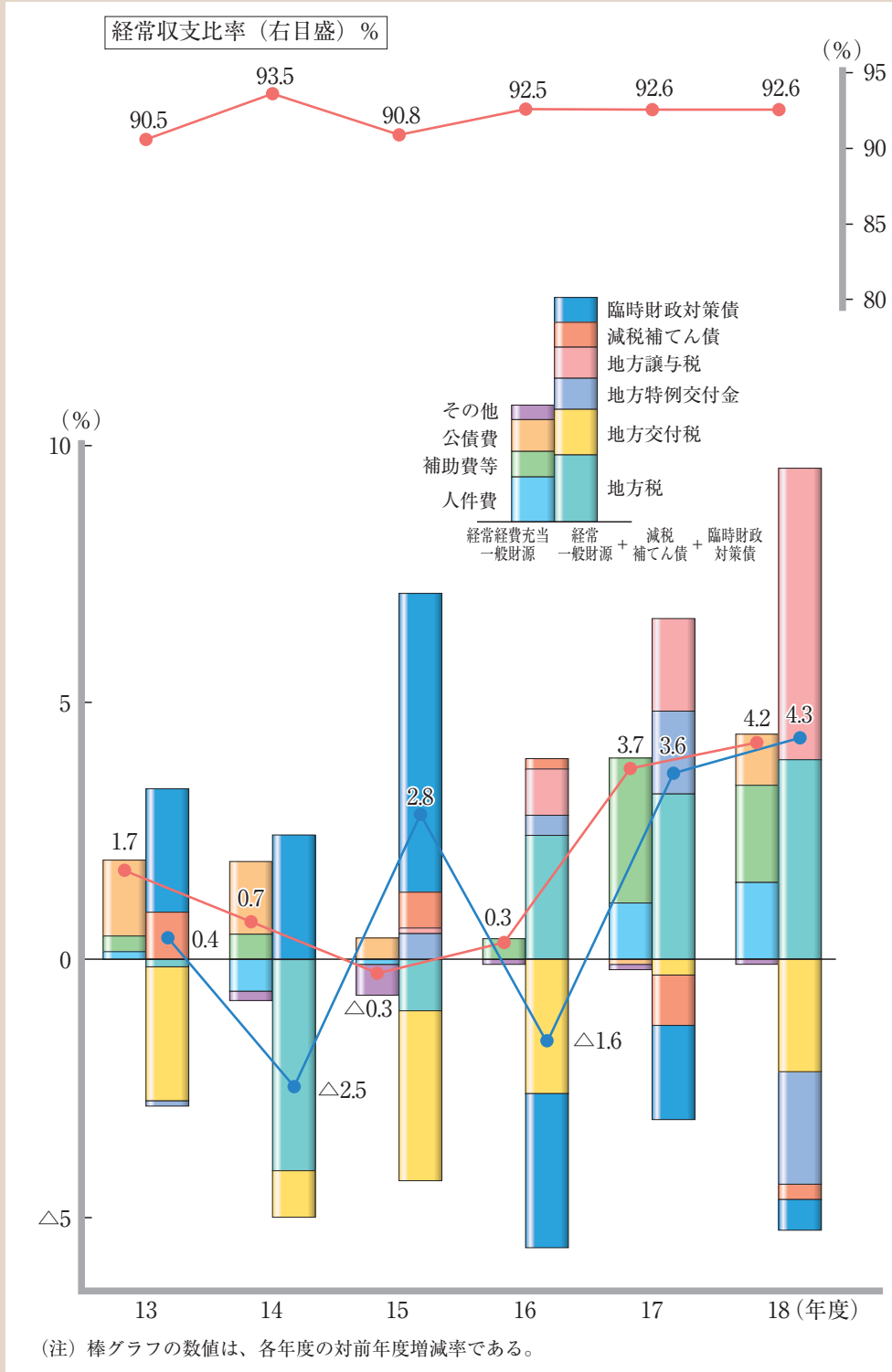
このうち実質公債費比率については、平成18年4月から地方債協議制度へ移行したことに伴い、公債費

第18図 経常収支比率を構成する分子及び分母の増減状況
その1 合計



による負担度合いを判断し、起債に協議を要する団体と許可を要する団体とを判定するための指標として新たに導入されたものであり、従来の起債制限比率について一定の見直しを行ったものである。その見直しの

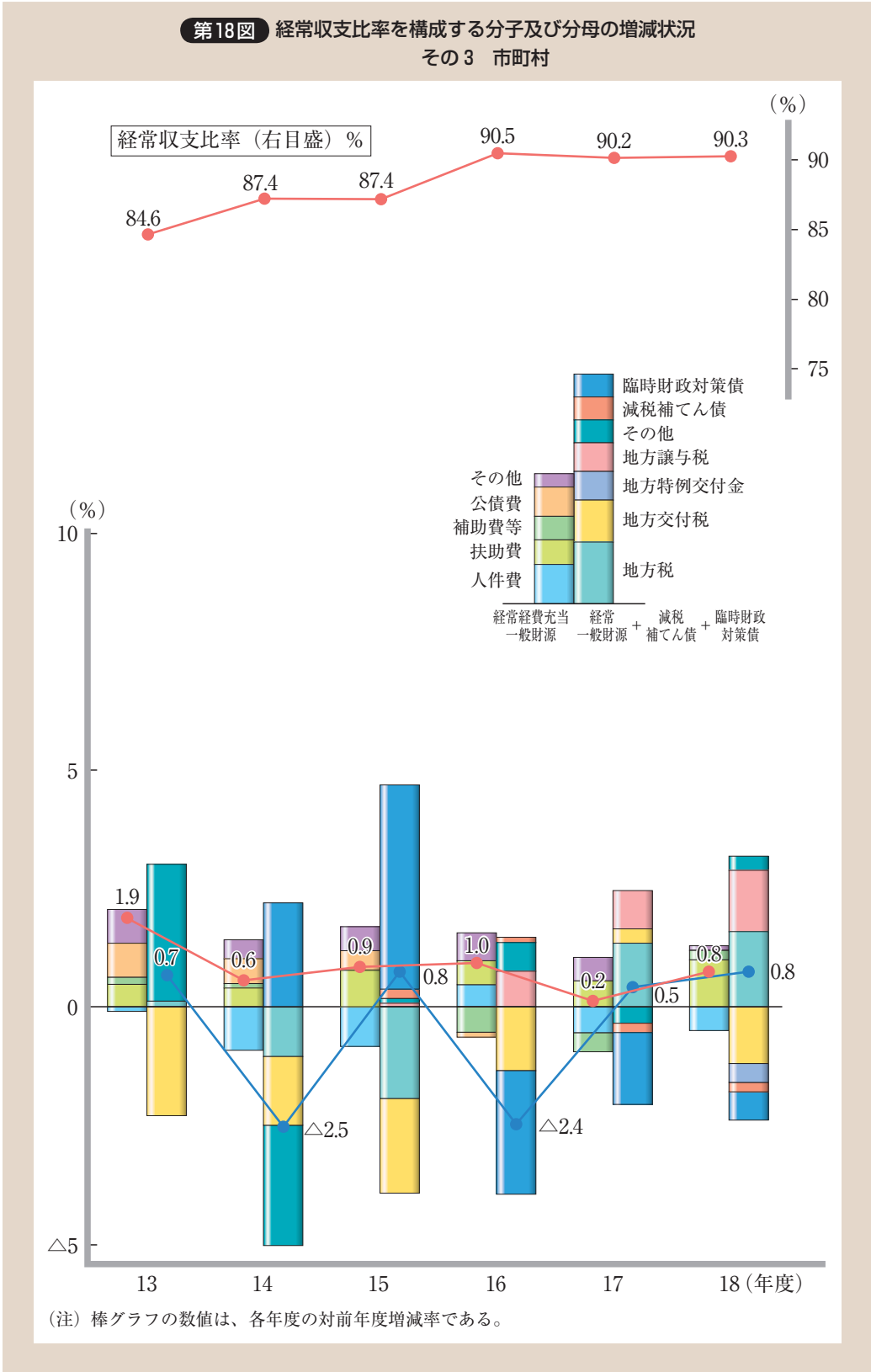
第18図 経常収支比率を構成する分子及び分母の増減状況
その2 都道府県



要点としては、公営企業の元利償還金への一般会計からの繰出しや、PFI や一部事務組合等の公債費への負担金等の公債費類似経費を原則として算入することなどによる実質的な公債費の把握、また、満期一括償還方式の地方債に係る積立ルールの一掃などが挙げられる。

実質公債費比率は、地方債の元利償還金（繰上償還等を除く。）や公営企業債に対する繰出金などの公債

第18図 経常収支比率を構成する分子及び分母の増減状況
その3 市町村



第1部

平成18年度の地方財政

費に準ずるものを含めた実質的な公債費相当額から、これに充当された一般財源のうち普通交付税の算定において基準財政需要額に算入されたものを除いたものが、標準財政規模及び臨時財政対策債発行可能額の合計額（普通交付税の算定において基準財政需要額に算入された公債費等を除く。）に対し、どの程度の割合となっているかをみるものである。

第1部 平成18年度の地方財政

第12表 経常収支比率の段階別分布状況

区 分	70%未満	70%以上 80%未満	80%以上 90%未満	90%以上 100%未満	100%以上	合 計	
平成18年度	都道府県	-	-	3	44	-	47
	市町村	(-)	(-)	(6.4)	(93.6)	(-)	(100.0)
	合 計	28	116	712	866	82	1,804
平成17年度	都道府県	(1.6)	(6.4)	(39.5)	(48.0)	(4.5)	(100.0)
	市町村	28	116	715	910	82	1,851
	合 計	(1.5)	(6.3)	(38.6)	(49.2)	(4.4)	(100.0)
増 減	都道府県	-	-	7	40	-	47
	市町村	(-)	(-)	(14.9)	(85.1)	(-)	(100.0)
	合 計	22	130	787	793	89	1,821
増 減	都道府県	(1.2)	(7.1)	(43.2)	(43.5)	(4.9)	(100.0)
	市町村	22	130	794	833	89	1,868
	合 計	(1.2)	(7.0)	(42.5)	(44.6)	(4.8)	(100.0)
増 減	都道府県	-	-	△ 4	4	-	-
	市町村	6	△ 14	△ 75	73	△ 7	△ 17
	合 計	6	△ 14	△ 79	77	△ 7	△ 17

(注) () 内の数値は、構成比である。

第13表 実質公債費比率の段階別分布状況

区 分	18%未満	18%以上 25%未満	25%以上 35%未満	35%以上	合 計	
平成18年度	都道府県	43	4	-	-	47
	市町村	(91.5)	(8.5)	(-)	(-)	(100.0)
	合 計	1,317	464	43	3	1,827
平成17年度	都道府県	(72.1)	(25.4)	(2.4)	(0.2)	(100.0)
	市町村	1,360	468	43	3	1,874
	合 計	(72.6)	(25.0)	(2.3)	(0.2)	(100.0)
増 減	都道府県	43	4	-	-	47
	市町村	(91.5)	(8.5)	(-)	(-)	(100.0)
	合 計	1,432	382	28	2	1,844
増 減	都道府県	(77.7)	(20.7)	(1.5)	(0.1)	(100.0)
	市町村	1,475	386	28	2	1,891
	合 計	(78.0)	(20.4)	(1.5)	(0.1)	(100.0)
増 減	都道府県	-	-	-	-	-
	市町村	△ 115	82	15	1	△ 17
	合 計	△ 115	82	15	1	△ 17

(注) () 内の数値は、構成比である。

平成19年度の起債協議等手続において用いる平成16年度から平成18年度の3か年平均の実質公債費比率は、前年度と同率の14.9%となっているが、分子については公債費充当一般財源等が増加したものの、分

第14表 起債制限比率の推移

区 分	平成 4年度	9	14	15	16	17	18
都 道 府 県	8.6	10.3	12.4	12.3	12.4	12.1	12.1
市 町 村	9.6	10.5	10.9	11.0	11.2	11.4	11.3
合 計	9.1	10.4	11.6	11.6	11.7	11.7	11.6

(注) 1 比率は、加重平均である。
2 合計及び市町村には、一部事務組合等は含まれていない。第15表において同じ。

第15表 起債制限比率の段階別分布状況

区 分	5%未満	5%以上 10%未満	10%以上 15%未満	15%以上 20%未満	20%以上	合 計	
平成 18 年度	都 道 府 県	-	6	34	7	-	47
		(-)	(12.8)	(72.3)	(14.9)	(-)	(100.0)
	市 町 村	94	597	938	180	18	1,827
	(5.1)	(32.7)	(51.3)	(9.9)	(1.0)	(100.0)	
	94	603	972	187	18	1,874	
	(5.0)	(32.2)	(51.9)	(10.0)	(1.0)	(100.0)	
平成 17 年度	都 道 府 県	-	3	40	4	-	47
		(-)	(6.4)	(85.1)	(8.5)	(-)	(100.0)
	市 町 村	99	650	921	164	10	1,844
	(5.4)	(35.2)	(49.9)	(8.9)	(0.5)	(100.0)	
	99	653	961	168	10	1,891	
	(5.2)	(34.5)	(50.8)	(8.9)	(0.5)	(100.0)	
増 減	都 道 府 県	-	3	△ 6	3	-	-
	市 町 村	△ 5	△ 53	17	16	8	△ 17
	合 計	△ 5	△ 50	11	19	8	△ 17

(注) () 内の数値は、構成比である。

母の地方税等の伸びが大きかったため、分子と分母の伸び率が同じであったことによるものである。

実質公債費比率の段階別分布状況は、第13表のとおりである。実質公債費比率が18%以上の団体数は、都道府県においては全体の8.5%を占める4団体（前年度同数）となっており、市町村（一部事務組合等を除く。）においては全体の28.0%を占める510団体（同412団体）となっている。

実質公債費比率は、平成18年度の起債協議等手続において用いるために初めて算定された指標であり、過去からの推移をみることができるとしては、これまで地方債の許可制限に係る指標として用いられてきた起債制限比率がある。

起債制限比率は、地方債元利償還金及び公債費に準ずる債務負担行為に係る支出の合計額から繰上償還された額を除き、さらにこれに充当された一般財源のうち普通交付税の算定において基準財政需要額に算入されたものを除いたものが、標準財政規模及び臨時財政対策債発行可能額の合計額（普通交付税の算定において基準財政需要額に算入された公債費等を除く。）に対しどの程度の割合となっているかをみるものである。ただし、一部を除き公営企業の元利償還金への一般会計からの繰出し等の準元利償還金が含まれていない点

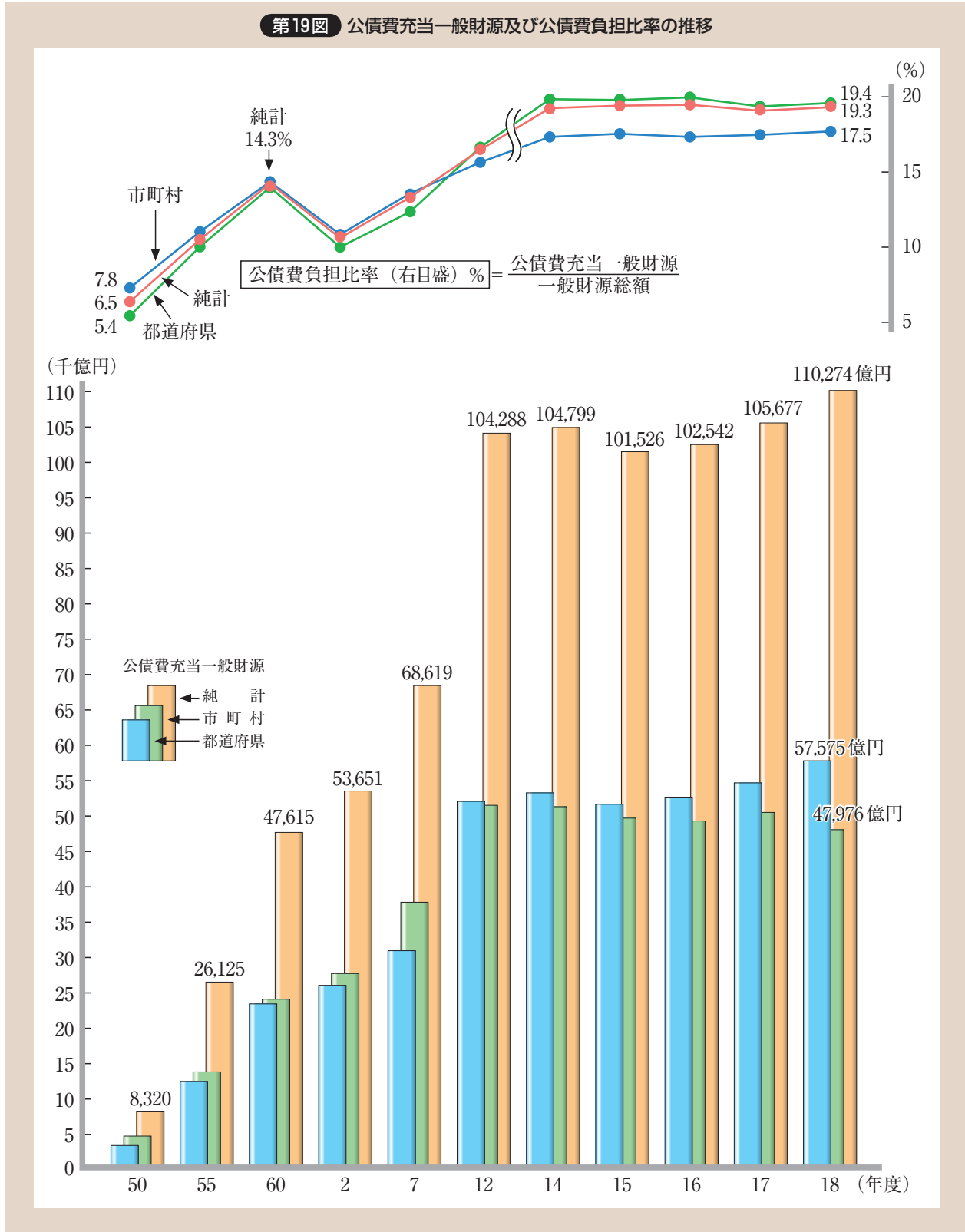
第1部 平成18年度の地方財政

に留意する必要がある。

平成18年度の起債制限比率（一部事務組合等を除く加重平均）は、第14表のとおりであり、分子及び分母から共通に控除される災害復旧費等に係る基準財政需要額に算入された公債費が増加したことに伴い、分子が相対的に小さくなったことから、0.1%ポイント低下の11.6%となっている。

起債制限比率の段階別分布状況は、第15表のとおりである。起債制限比率が15%以上の団体数は、都道

第1部



府県においては全体の14.9%を占める7団体（前年度4団体）となっており、市町村（一部事務組合等を除く。）においては全体の10.9%を占める198団体（同174団体）となっている。

公債費負担比率は、公債費充当一般財源（地方債の元利償還金等の公債費に充当された一般財源）が一般財源総額に対し、どの程度の割合となっているかを示す指標であり、公債費がどの程度一般財源の用途の自由度を制約しているかをみることにより、財政構造の弾力性を判断するものである。

平成18年度の公債費負担比率（全団体の加重平均）は、前年度（19.2%）と比べて0.1%ポイント上昇の19.3%となっている。

近年の公債費負担比率の推移は、第19図のとおりである。平成4年度以降はおおむね上昇傾向にあり、平成18年度は前年度から0.1%ポイント上昇し、財政構造の硬直化が進んでいる。

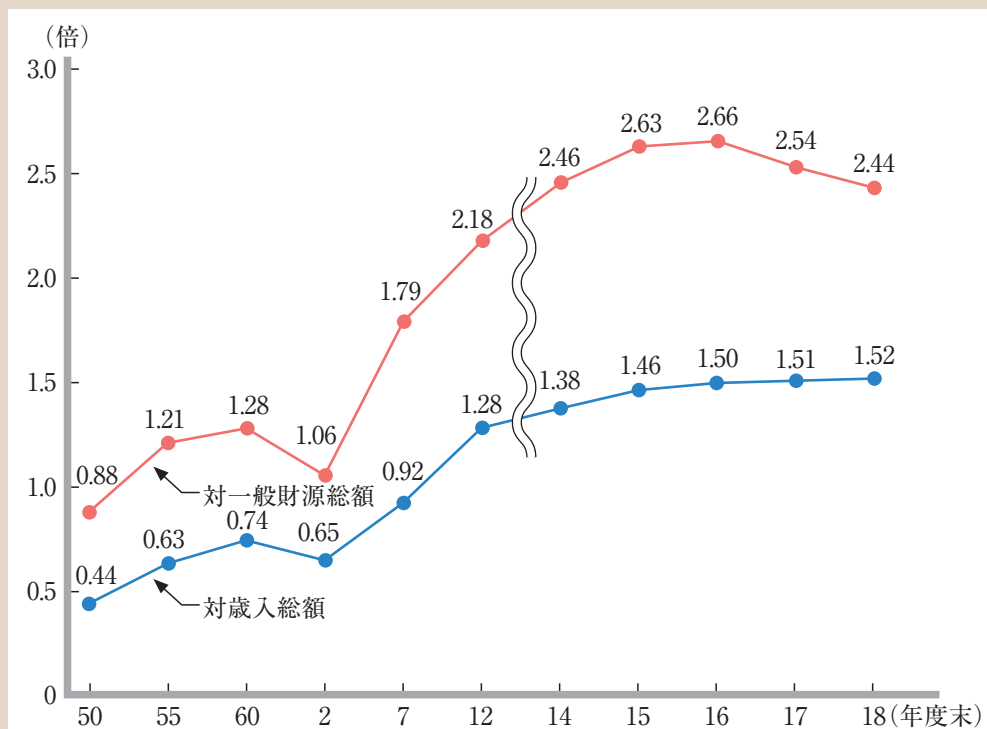
(6) 将来にわたる財政負担

地方公共団体の財政状況を見るには、単年度の収支状況のみでなく、地方債、債務負担行為等のように将来にわたって財政負担となるものや、財政調整基金等の積立金のように年度間の財源調整を図り将来における弾力的な財政運営に資するために財源を留保するものの状況についても、併せて総合的に把握する必要がある。これらの状況は、次のとおりである。

ア 地方債現在高 [第101表]

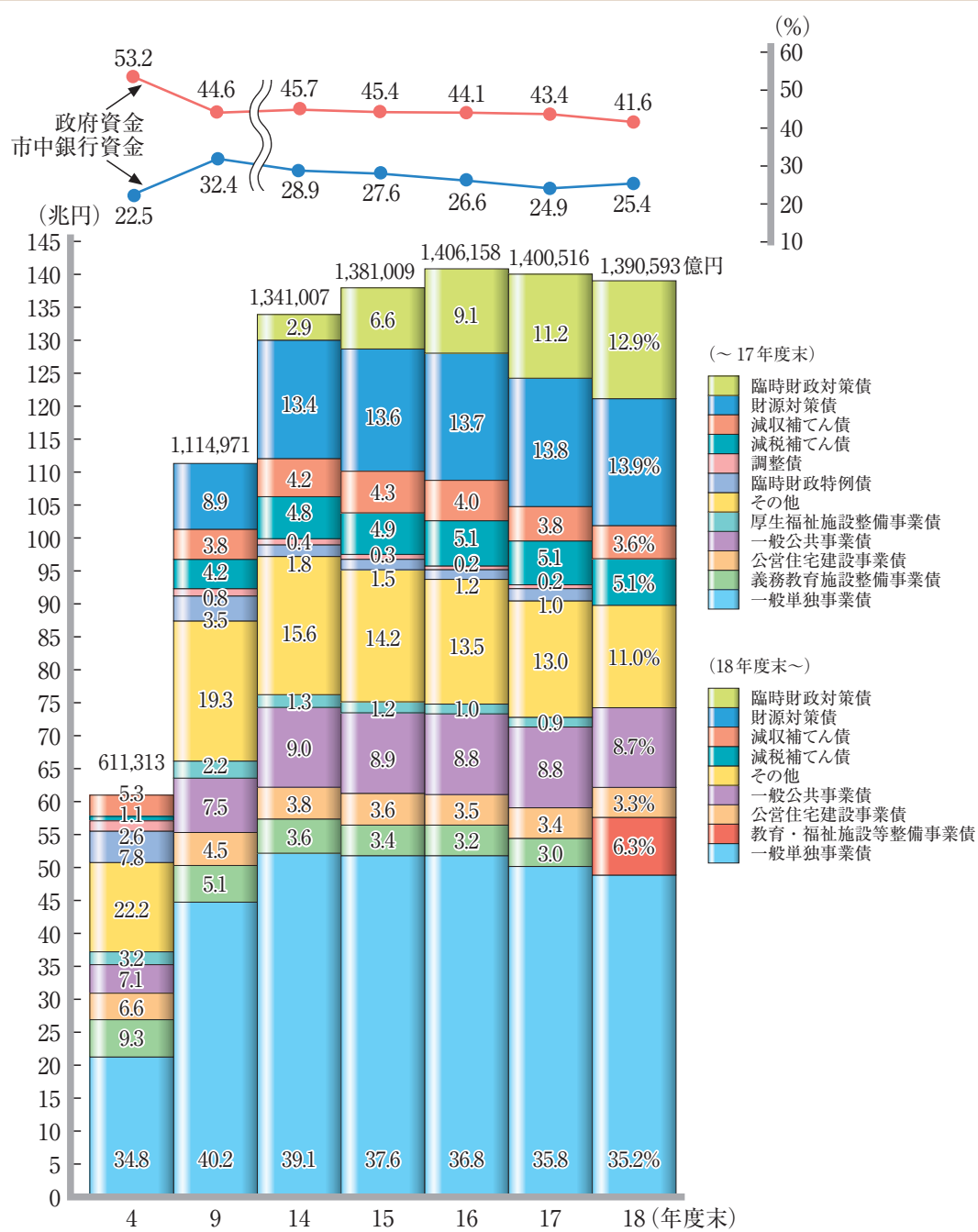
平成18年度末における地方債現在高は139兆596億円で、前年度末と比べると0.7%減（前年度末0.6%減）となっている。なお、特定資金公共投資事業債を除いた地方債現在高は、139兆593億円で、前年度末と比べると0.7%減（同0.4%減）となっている。

第20図 地方債現在高の歳入総額等に対する割合の推移



(注) 地方債現在高は、特定資金公共事業債及び特定資金公共投資事業債を除いた額である。

第21図 地方債現在高の目的別構成比及び借入先別構成比の推移



(注) 1 地方債現在高は、特定資金公共事業債及び特定資金公共投資事業債を除いた額である。
 2 財源対策債は、一般公共事業債に係る財源対策債等及び他の事業債に係る財源対策債の合計である。
 3 減取補てん債は、昭和50、57、61、平成5～7、9～18年度分である。

地方債現在高の歳入総額及び一般財源総額に対するそれぞれの割合の推移は、第20図のとおりである。
 地方債現在高は、昭和50年度末では歳入総額の0.44倍、一般財源総額の0.88倍であったが、地方税収等の落ち込みや減税に伴う減取の補てん、経済対策に伴う公共投資の追加等により地方債が急増したことに伴い、平成4年度末以降急増し、さらに、平成13年度からの臨時財政対策債の発行により18年度末には歳入総額の1.52倍、一般財源総額の2.44倍となっている。なお、標準財政規模に対する比率は、前年度末と比べると12.9%ポイント低下の256.7%となっている。

近年の地方債現在高の目的別構成比及び借入先別構成比の推移は、第21図のとおりである。

地方債現在高の借入先別の構成比は、政府資金（41.6%）、市中銀行資金（25.4%）、市場公募債（19.8%）、公営企業金融公庫資金（5.4%）の順となっている。

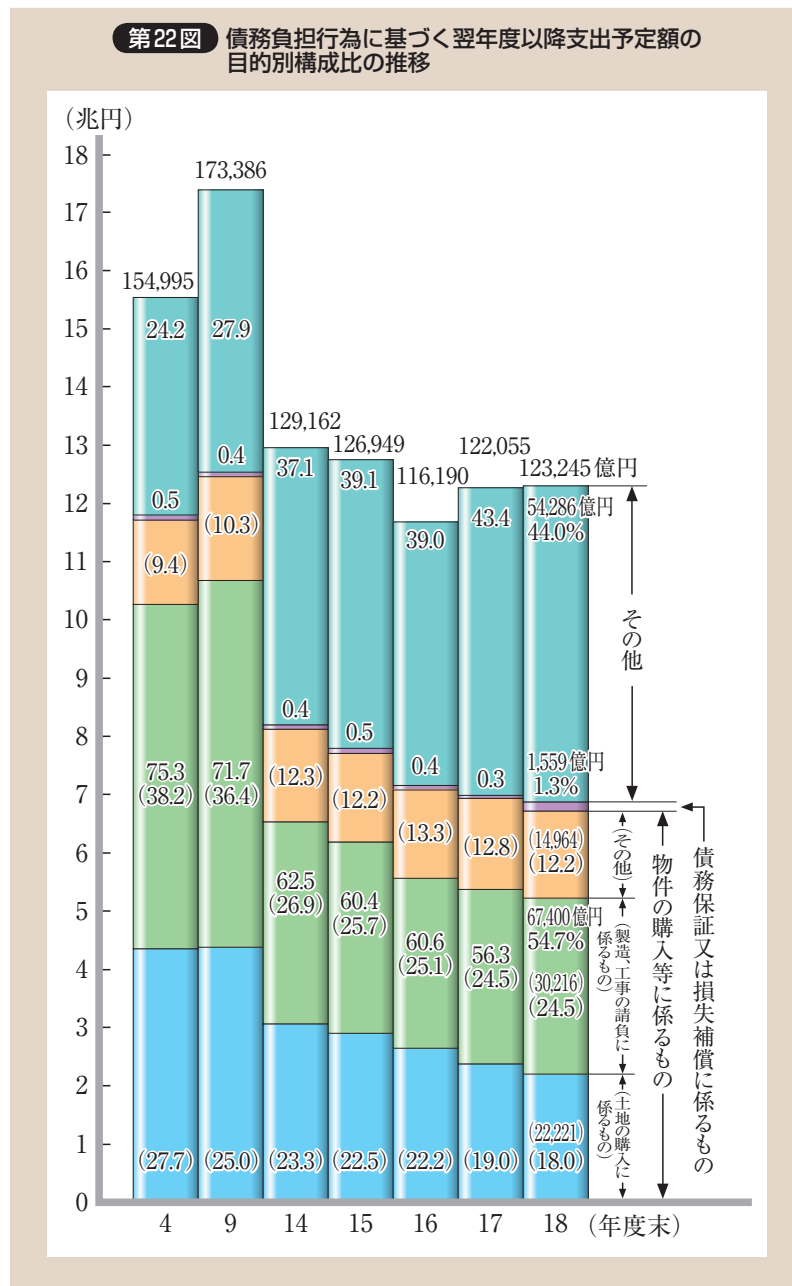
また、前年度末の割合と比べると、近年の公的資金の縮減に対応し、一層の市場化の推進等に伴い、政府資金が1.8%ポイント低下する一方、市場公募債は1.3%ポイント上昇している。

地方債現在高を団体種類別にみると、都道府県においては79兆801億円、市町村においては59兆9,795億円で、前年度末と比べるとそれぞれ0.1%減（前年度末0.0%減）、1.5%減（同1.2%減）となっている。

イ 債務負担行為額 [第102表]

地方公共団体は、将来の支出を約束するために、債務負担行為を行うことができる。

この債務負担行為は、数年度にわたる建設工事、土地の購入等の場合のように翌年度以降の経費支出が予定されているものと、債務保証又は損失補償のように債務不履行等の一定の事実が発生したときに支出されるものとに大別することができる。



第1部 平成18年度の地方財政

これらの債務負担行為に基づく翌年度以降支出予定額をみると、平成18年度末では12兆3,245億円で、前年度末と比べると1.0%増（前年度末5.0%増）となっている。

翌年度以降支出予定額を目的別にみると、第22図のとおりである。

このうち、物件の購入等に係るものについては、製造・工事の請負に係るもの（対前年度末比0.9%増）等が増加したものの、土地の購入に係るもの（同4.3%減）が減少したこと等により、全体として1.9%減となっている。

翌年度以降支出予定額を団体種類別にみると、都道府県においては5兆6,007億円、市町村においては6兆7,237億円で、前年度末と比べるとそれぞれ2.4%増（前年度末2.0%増）、0.2%減（同7.7%増）となっている。

ウ 積立金現在高 [第103表]

地方公共団体の積立金現在高の状況は、第16表のとおりである。

平成18年度末における積立金現在高は13兆5,993億円となっており、前年度末と比べると6,262億円増加（対前年度末比4.8%増）している。また、標準財政規模に対する比率は、前年度末と比べると0.1%ポイント上昇の25.1%となっている。

積立金現在高の内訳をみると、年度間の財源調整を行うために積み立てられている財政調整基金は前年度末と比べると5.1%増となっている。地方債の将来の償還費に充てるために積み立てられている減債基金は前年度末と比べると2.3%増となっている。将来の特定の財政需要に備えて積み立てられているその他特定目的基金は前年度末と比べると5.5%増となっている。

積立金現在高を団体種類別にみると、前年度末と比べ、都道府県においては財政調整基金をはじめいずれの基金も増加したことにより、全体として2,212億円増加（対前年度末比6.0%増）しており、市町村においても都道府県と同様であり、全体として4,050億円増加（同4.4%増）している。

エ 将来にわたる実質的な財政負担 [第101表～第103表、第135表]

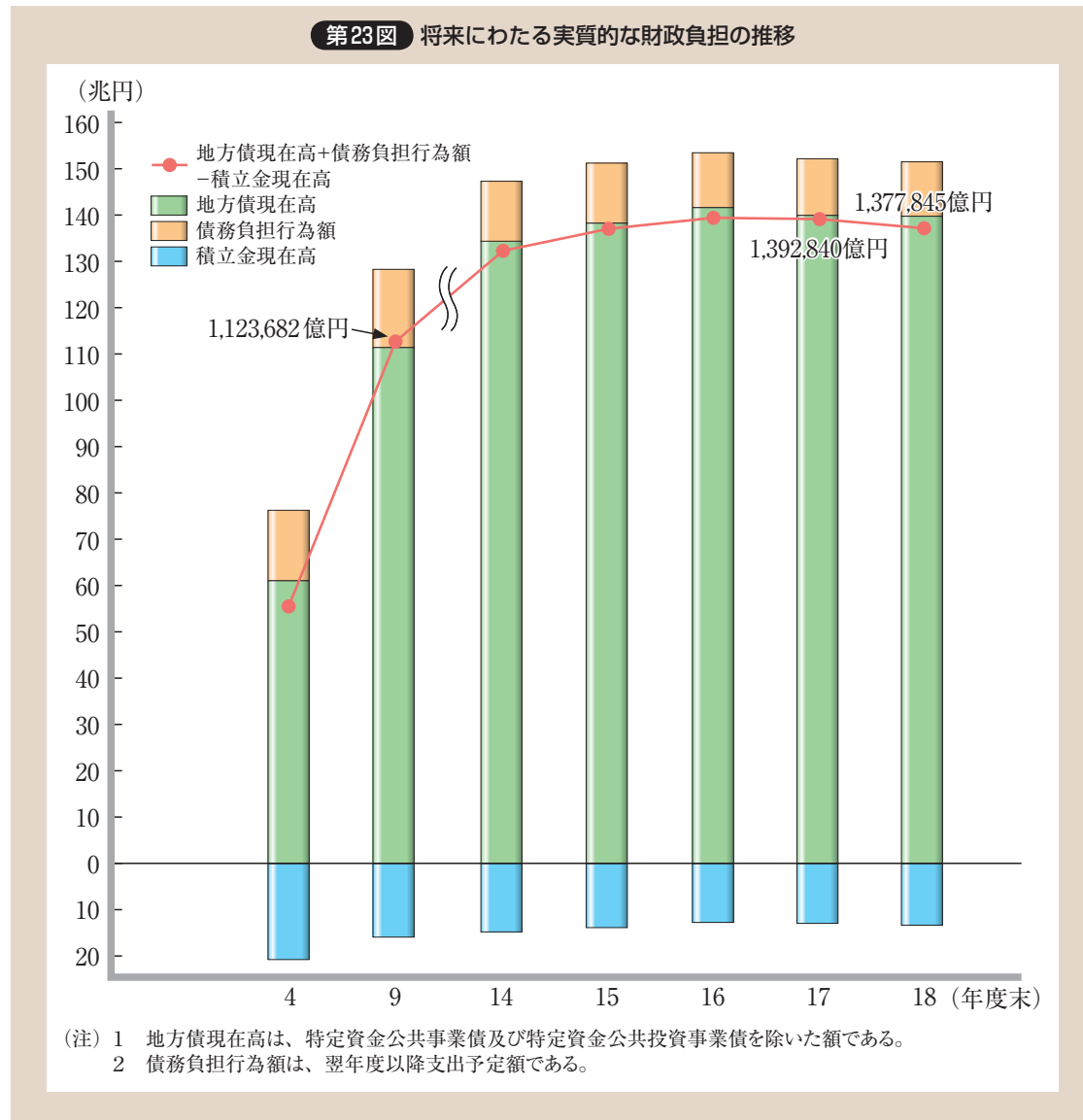
地方債現在高（特定資金公共事業債及び特定資金公共投資事業債を除く。）に債務負担行為に基づく翌年度以降支出予定額を加え、積立金現在高を差し引いた地方公共団体の将来にわたる実質的な財政負担の推移は、第23図のとおりである。

平成18年度末における将来にわたる実質的な財政負担は137兆7,845億円で、前年度末と比べると1.1%

第16表 積立金現在高の状況

区 分	平成18年度末			平成17年度末			増 減 率		
	都道府県	市町村	計	都道府県	市町村	計	都道府県	市町村	計
財政調整基金	億円	億円	億円	億円	億円	億円	%	%	%
	7,315 (18.8)	33,452 (34.5)	40,767 (30.0)	6,932 (18.9)	31,873 (34.3)	38,805 (29.9)	5.5	5.0	5.1
減債基金	10,749 (27.6)	10,674 (11.0)	21,424 (15.8)	10,380 (28.3)	10,560 (11.3)	20,940 (16.1)	3.6	1.1	2.3
	20,833 (53.6)	52,969 (54.6)	73,802 (54.3)	19,374 (52.8)	50,613 (54.4)	69,986 (53.9)	7.5	4.7	5.5
合 計	38,898 (100.0)	97,095 (100.0)	135,993 (100.0)	36,686 (100.0)	93,045 (100.0)	129,731 (100.0)	6.0	4.4	4.8

(注) () 内の数値は、構成比である。



減（前年度末0.1%増）となっている。

また、標準財政規模に対する比率は、前年度末と比べると13.8%ポイント低下の254.3%となっており、また、国内総生産（名目ベース。以下同じ。）に対する割合では、前年度末と比べると0.7%ポイント低下の26.9%となっている。

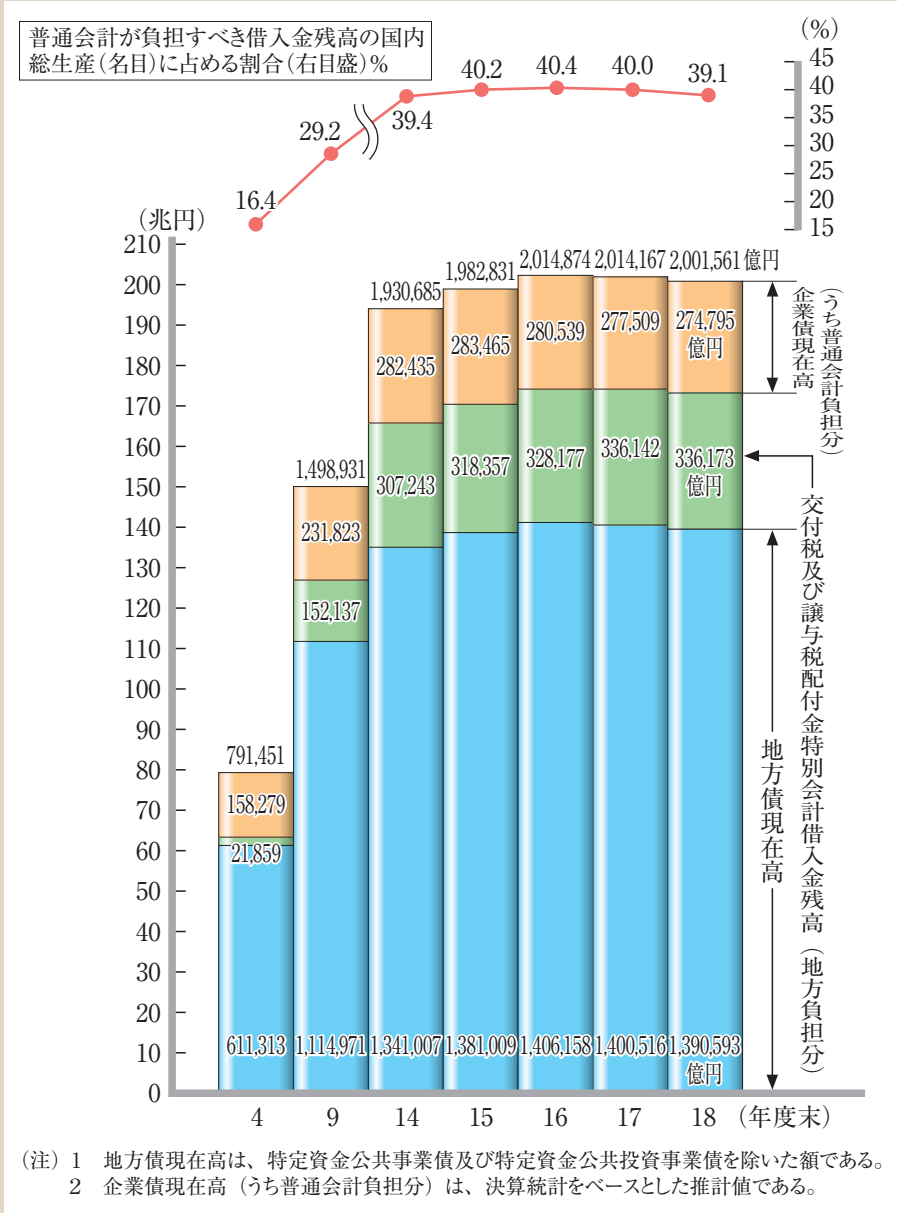
将来にわたる実質的な財政負担を団体種類別にみると、都道府県においては80兆7,911億円（標準財政規模に対する比率310.2%）、市町村においては56兆9,934億円（同202.6%）であり、前年度末と比べるとそれぞれ0.2%減（前年度末0.4%増）、2.3%減（同0.5%減）となっている。

オ 普通会計が負担すべき借入金残高

普通会計が将来にわたって負担すべき借入金という観点からは、地方債現在高のほか、巨額の地方財源不足に対処するための交付税及び譲与税配付金特別会計（以下「交付税特別会計」という。）借入金のうち地方財政全体で負担するもの及び地方公営企業において償還する企業債のうち、経費負担区分の原則等に基づき、普通会計がその償還財源を負担するものについても併せて考慮する必要がある。

この観点から、交付税特別会計借入金残高のうち地方財政全体で負担することとなるものと企業債現在高のうち普通会計が負担することとなるものを地方債現在高（特定資金公共事業債及び特定資金公共投資事業

第24図 普通会計が負担すべき借入金残高及び国内総生産に占める割合の推移



債を除く。以下、この項において同じ。)に加えた普通会計が負担すべき借入金残高の推移をみると、第24図のとおりである。

これをみると、バブル崩壊後の地方税収等の落込みや平成4年度以降の補正予算による経済対策に加え、平成6年度以降の減税による地方税の減収等に対応するための財源確保や平成13年度以降の臨時財政対策債の発行等に伴い、普通会計が負担すべき借入金残高は急増している。平成18年度末には、普通会計が負担すべき借入金残高は200兆1,516億円となっており、前年度末と比べると0.6%減(前年度0.0%減)となったものの、依然として高い水準にある。

また、その内訳は、地方債現在高が139兆593億円、交付税特別会計借入金残高が33兆6,173億円、企業債現在高のうち普通会計が負担することとなるものが27兆4,795億円となっている。

なお、この普通会計が負担すべき借入金残高の標準財政規模に対する比率は、前年度末と比べると18.3ポイント低下の369.4%となっており、普通会計が負担すべき借入金残高の国内総生産に対する比率は、前

年度末と比べると0.9%ポイント低下の39.1%となっている。

(7) 決算の背景

ア 平成18年度の経済見通しと国の予算

(ア) 経済見通しと経済財政運営の基本的態度

「平成18年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」は、平成17年12月19日に閣議了解、平成18年1月20日に閣議決定された。

「平成18年度の経済財政運営の基本的態度」については、平成17年6月21日に閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」（以下「基本方針2005」という。）等に基づき、郵政民営化の着実な実施、政策金融改革、総人件費改革、資産・債務改革、市場化テストによる民間への業務解放・規制改革等を通じ「小さくて効率的な政府」を実現するとともに、規制・金融・歳出・税制等の改革を推進するなど、各分野にわたる構造改革を断行する。こうした取組を進めることにより、経済活性化を実現し、民間需要主導の持続的な経済成長を図ることとされた。

(イ) 国の予算

平成17年12月6日、「平成18年度予算編成の基本方針」が閣議決定された。その中で平成18年度予算については、小さくて効率的な政府の実現に向け従来の歳出改革路線を堅持・強化するため、三位一体改革を推進するとともに、総人件費改革、医療制度改革、特別会計改革、資産・債務改革、政策金融改革等の構造改革について、順次予算に反映させることとされた。

地方財政については、国と地方に関する「三位一体の改革」について、平成18年度までの三位一体の改革に係る「政府・与党合意」及び累次の「基本方針」を踏まえ、その成果を平成18年度予算に適切に反映することとされた。

平成18年度予算は、平成17年12月24日に概算の閣議決定が行われた後、平成18年1月20日に第164回国会に提出され、3月27日に成立した。

これによると、平成18年度の国の一般会計予算の規模は79兆6,860億円で、前年度当初予算と比べると2兆4,969億円の減少（3.0%減）となり、うち一般歳出の規模は46兆3,660億円で、前年度当初予算と比べると9,169億円の減少（1.9%減）となった。なお、「平成18年度予算編成の基本方針」において、前年度当初予算から3%以上削減することとされた公共投資関係費については、4.8%減の7兆8,785億円となった。また、公債の発行予定額は29兆9,730億円で、前年度当初発行予定額と比べると4兆4,170億円の減少（12.8%減）となり、公債依存度は37.6%となった。

他方、財政投融资計画の計画規模は15兆46億円で、前年度計画額と比べると2兆1,472億円の減少（12.5%減）となった。

イ 地方財政計画

平成18年度の地方財政計画は、極めて厳しい地方財政の現状等を踏まえ、歳出面においては、累次の「基本方針」や「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）等に沿って、歳出全般にわたり見直しを行うことにより歳出総額の計画的な抑制を図る一方、当面の重要課題である人間力の向上・発揮（教育・文化、科学技術、IT）、個性と工夫に満ちた魅力ある都市と地方の形成、公平で安心な高齢化社会・少子化対策、循環型社会の構築・地球環境問題への対応等に財源の重点的配分を図ることとし、歳入面においては、地方税負担の公平適正化の推進と安定的な財政運営に必要な地方交付税、地方税などの一般財源の確保を図ることを基本とするとともに、引き続き生ずることとなった大幅な財源不足について、地方財政の運

第1部 平成18年度の地方財政

営上支障が生じないよう適切な補てん措置を講じることとし、次の方針に基づき策定された。

- (ア) 地方税については、現下の経済・財政状況等を踏まえ、持続的な経済社会の活性化を実現するための「あるべき税制」の構築に向け、3兆円規模の所得税から個人住民税への税源移譲、定率減税の廃止、平成18年度の固定資産税の評価替えに伴う土地に係る固定資産税・都市計画税の税負担の調整措置の見直し、地方たばこ税の税率の引上げその他の所要の措置を講じることとする。

このうち、税源移譲については、応益性や偏在度の縮小といった観点を重視し、個人住民税の税率を10%比例税率（道府県民税4%、市町村民税6%）とすることとし、平成19年度分から適用することとする。

- (イ) 地方財源不足見込額について、地方財政の運営に支障が生じることのないよう、次の措置を講じることとする。

- a 恒久的な減税に伴う影響額以外の地方財源不足（以下「通常収支に係る財源不足」という。）の見込額5兆7,044億円については、次の措置を講じる。

- (a) 平成16年度に講じた平成18年度までの間の制度改正に基づき、財源不足のうち建設地方債（財源対策債）の増発等を除いた残余については国と地方が折半して補てんすることとし、国負担分については、国の一般会計からの加算により、地方負担分については地方財政法第5条の特例となる地方債（臨時財政対策債）により補てん措置を講じる。

また、投資的経費に係る地方単独事業費と一般行政経費に係る地方単独事業費の一体的かいは正分の一般財源に相当する地方財源不足分については、基本的には国と地方が折半して負担することとするが、平成18年度は平成17年度是正分のうち2,800億円と平成18年度是正分の全額1兆円を地方財政法第5条の特例となる地方債（臨時財政対策債）により措置することとし、国負担となるべき分については後年度に調整することとする。

臨時財政対策債の元利償還金相当額については、その全額を後年度地方交付税の基準財政需要額に算入する。

なお、平成5年度の投資的経費に係る国庫補助負担率の見直しに関し一般会計から交付税特別会計に繰り入れることとしていた額等2,495億円については法律の定めるところにより、平成19年度以降の地方交付税の総額に加算することとする。

- (b) これに基づき、平成18年度の通常収支に係る財源不足見込額5兆7,044億円については、次により完全に補てんする。

- (i) 地方交付税については、国の一般会計加算により1兆1,472億円（うち、地方交付税法附則第4条の2第2項の加算額1,685億円、同条第4項の加算額11億円、同条第8項の加算額2,747億円、臨時財政対策特例加算額7,029億円）増額する。

- (ii) 地方財政法第5条の特例となる地方債（臨時財政対策債）を2兆9,072億円発行する。

- (iii) 建設地方債（財源対策債）を1兆6,500億円増発する。

なお、平成18年度税制改正により所得税から個人住民税への税源移譲が実施されることに伴う所得税に係る地方交付税率分の減少影響を緩和するため、地方財政に与える影響を勘案しつつ、平成19年度には2,600億円、平成20年度は2,000億円、平成21年度は1,400億円を交付税総額に加算することとする。

- b 平成11年から実施されている恒久的な減税については、平成18年度税制改正により、定率減税は、所得税については平成18年分、個人住民税については平成18年度分をもって廃止するとともに、税源移譲に伴い最高税率の特例を廃止し、特定扶養親族に係る扶養控除の額の加算の特

例並びに法人税率の特例及び法人事業税率の特例を本則の制度とすることとされた。

平成18年度においては、恒久的な減税に伴う地方財政への影響が引き続き見込まれるものであり、その影響額3兆376億円については、従前同様(a)、(b)の措置を講じる。また、平成19年度以降、恒久化される恒久的な減税に係る地方税の減収については、(c)の措置を講じる。

(a) 恒久的な減税の実施による地方税の減収1兆8,080億円について、その4分の3相当額を国と地方のたばこ税の税率変更による地方たばこ税の増収措置(1,142億円)、法人税の地方交付税率の引上げによる増収措置(4,962億円)及び地方特例交付金(減税補てん特例交付金、7,456億円)により、その4分の1相当額を地方財政法第5条の特例となる地方債(減税補てん債、4,520億円)により完全に補てんする。

(b) 恒久的な減税の実施による地方交付税への影響額1兆2,296億円のうち、平成18年度に新たに発生する地方交付税の減収1兆888億円については、交付税特別会計借入金により措置し、その償還は国と地方が折半して負担することにより完全に補てんする。なお、所得税の定率減税の縮減により、地方交付税原資が増加した分に相当する借入金の縮減(4,051億円)が見込まれる。また、平成11年度以降地方交付税への影響額の補てん対策として措置した交付税特別会計借入金に係る利子相当額のうち国負担分686億円は一般会計からの繰入れにより、地方負担分722億円は交付税特別会計借入金により措置する。

(c) 平成19年度以降、恒久化される恒久的な減税に係る地方税の減収について、次の措置により補てんする。

(i) 平成19年度以降、地方たばこ税の増収措置を恒久化する。

(ii) 平成19年度以降、法人税に係る地方交付税率については34%とする。

(iii) 平成19年度以降において、上記(a)及び(b)の措置によって補てんされない減収相当額については、国と地方が折半して補てんする措置を講じる。

(iv) 減税補てん特例交付金については、平成19年度の総額は4,000億円、平成20年度の総額は2,000億円とし、平成21年度に廃止する。

(v) (iii)による補てん措置として、一般会計から交付税特別会計に繰り入れる額は、平成19年度及び平成20年度にあつては、(iv)の減税補てん特例交付金を除いた額とする。

c 上記の結果、平成18年度の地方交付税については、15兆9,073億円(前年度に比し5.9%減)を確保する。

(ウ) 三位一体の改革の一環として、これまでの国庫補助負担金改革を踏まえ、平成18年度において、3兆94億円を所得譲与税として税源移譲することとし、税源移譲予定特例交付金を廃止する。

この平成18年度所得譲与税については、税源移譲後の道府県民税所得割、市町村民税所得割の税率を踏まえ、都道府県へ2兆1,794億円、市町村(特別区を含む。)へ8,300億円をそれぞれ譲与する。

(エ) 平成18年度より、児童手当の制度拡充が行われることから、これに伴う地方負担の増加に対応するため、当分の間の措置として、地方特例交付金(児童手当特例交付金)を創設することとし、都道府県と市町村にそれぞれ総額の2分の1の額を交付する。

(オ) 地方債については、地方財源の不足に対処するための措置を講じるとともに、引き続き厳しい地方財政の状況の下で、地方公共団体が、行政改革と財政の健全化を推進し、当面する諸課題に重点的・効率的に対処することができるよう、公的資金の重点化と地方債資金の市場化を一層推進しつつ、所要の地方債資金を確保する。

この結果、地方債計画の規模は13兆9,466億円（普通会計分10兆8,174億円、公営企業会計等分3兆1,292億円）とする。

また、平成18年4月から開始する地方債協議制度の円滑な実施を図る。

- (カ) 社会経済情勢の推移等に即応して使用料・手数料等の適正化を図る。
- (キ) 地域経済の振興や雇用の安定を図りつつ、個性と活力ある地域社会の構築、住民に身近な社会資本の整備、災害に強い安心安全なまちづくり、総合的な地域福祉施策の充実、農山漁村地域の活性化等を図ることとし、財源の重点的配分を行う。
 - a 投資的経費に係る地方単独事業費については、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」（平成15年6月27日閣議決定）を踏まえた事業規模の計画的抑制と併せ、かい離是正を行ったところである。その結果、平成18年度においては、前年度に比し19.2%減額することとしているが、かい離是正分を除いた場合は3.2%減額であり、引き続き、地域の自立や活性化につながる基盤整備を重点的・効率的に推進する。
 - b 一般行政経費に係る地方単独事業費については、地方公共団体の自助努力を促す観点から既定の行政経費の縮減を図る一方、人間力の向上・発揮（教育・文化、科学技術、IT）、個性と工夫に満ちた魅力ある都市と地方の形成、公平で安心な高齢化社会・少子化対策、循環型社会の構築・地球環境問題への対応等の分野に係る施策に財源の重点的配分を図るとともに、かい離是正を行い、地域において必要な行政課題に対して適切に対処する。
 - c 消防力の充実、自然災害の防止、震災対策の推進及び治安維持対策等住民生活の安心安全を確保するための施策を推進する。
 - d 過疎地域の自立促進のための施策等に対し所要の財政措置を講じる。
- (ク) 地方公共団体の公債費負担の軽減を図るため、普通会計における高金利の公的資金に係る地方債に対する特別交付税措置及び一定の公営企業金融公庫資金に係る公営企業債についての借換え措置を講じる。
- (ケ) 地方公営企業の経営基盤の強化、上・下水道、交通、病院等住民生活に密接に関連した社会資本の整備の推進、社会経済情勢の変化に対応した新たな事業の展開等を図るため、経費負担区分等に基づき、一般会計から公営企業会計に対し所要の繰出しを行うこととする。
- (コ) 地方行財政運営の合理化を図ることとし、職員数の純減や給与構造改革に取り組むとともに、事務事業の見直し、民間委託等の推進など行財政運営全般にわたる改革を推進する。

以上のような方針に基づいて策定した平成18年度の地方財政計画の規模は、83兆1,508億円で、前年度と比べると6,179億円減少（0.7%減）となった。

歳入についてみると、地方税は34兆8,983億円で、前年度と比べると1兆5,794億円増加（4.7%増）（道府県税8.1%増、市町村税2.2%増）、地方譲与税は3兆7,324億円で、前年度と比べると1兆8,905億円増加（102.6%増）、地方特例交付金は8,160億円で、前年度と比べると7,020億円減少（46.2%減）、地方交付税は15兆9,073億円で、前年度と比べると9,906億円減少（5.9%減）、国庫支出金は10兆2,015億円で、前年度と比べると9,952億円減少（8.9%減）、地方債（普通会計分）は10兆8,174億円で、前年度と比べると1兆4,445億円減少（11.8%減）となった。

一方、歳出についてみると、給与関係経費は22兆5,769億円で、前年度と比べると1,471億円減少（0.6%減）となった。なお、地方財政計画における職員数については、現下の治安状況を勘案し警察官3,500人の増員を見込むなど、真に必要とされるものに限って最小限の増員を行っているが、「行政改革の重要方針」における5年間で4.6%以上純減するとの目標を踏まえ、その一年分に相当する22,602人（0.92%）の純減

としている。一般行政経費は25兆1,857億円で、前年度と比べると1兆9,000億円増加(8.2%増)となり、一般行政経費に係る地方単独事業費は13兆4,785億円で、前年度と比べると9,722億円増加(7.8%増)(投資的経費に係る地方単独事業費との一体的かい離是正分(1兆円の増額計上)を除いた場合は、前年度と比べると278億円減少(0.2%減)となった。公債費は13兆2,979億円で、前年度と比べると824億円減少(0.6%減)、投資的経費は16兆8,889億円で、前年度と比べると2兆6,322億円減少(13.5%減)となった。

なお、投資的経費に係る地方単独事業費は10兆911億円で、前年度と比べると2兆4,000億円減少(19.2%減)(一般行政経費に係る地方単独事業費との一体的かい離是正分(2兆円の減額計上)を除いた場合は、前年度と比べると4,000億円減少(3.2%減)となった。

ウ 財政運営の経過

(ア) 歳出・歳入一体改革

平成18年7月7日、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(以下「基本方針2006」という。)が閣議決定された。

「基本方針2006」においては、我が国経済について、長期停滞のトンネルを抜け出し、筋肉質の経済構造に変貌して、ようやく未来への明るい展望を持てる状況となり、「新たな挑戦の10年」の出発点に立ったとの認識を示した上で、三つの優先課題として、①成長力・競争力強化、②財政健全化、③安全・安心で柔軟かつ多様な社会の実現が掲げられた。

中でも、「財政健全化」については、「歳出・歳入一体改革」の策定とその具体化が不可欠であるとされた。

今後5年間の歳出改革の内容として、地方財政については、国と地方の信頼関係を維持しつつ、国・地方それぞれの財政健全化を進めるため、以下の取組を行うこととされた。

a 地方歳出については、国の取組と歩調を合わせて、国民・住民の視点に立って、その理解と納得が得られるよう削減に取り組む。

(a) 地方公務員人件費については、国家公務員の改革を踏まえた取組に加え、地方における民間給与水準への準拠の徹底、民間や国との比較の観点からの様々な批判に対する是正等の更なる削減努力を行い、平成18年4月末に総務省から公表された速報値を踏まえ、5年間で行政機関の国家公務員の定員純減(▲5.7%)と同程度の定員純減を行うことを含め大幅な人件費の削減を実現する。

(b) 地方単独事業については、「選択と集中」の視点に立って、国の取組と歩調を合わせ、過去5年間の改革努力(5年間で▲5兆円超)を基本的に継続することとするが、地域の実情に配慮し、今後5年間については、地方単独事業全体として現在の水準以下に抑制することとし、投資的経費は国の公共事業と同じ改革努力を行い、一般行政経費は2006年度と同程度の水準とする。

ただし、これまでの歳出削減努力がデフレ状況下で行われてきたことなども踏まえ、地域の経済動向等を十分に注視しながら、柔軟かつ機動的な対応に心がけることとする。

b 以上の歳出削減努力等を踏まえ、地方交付税等については、以下の制度改革等を行う。

(a) 地方交付税の現行法定率は堅持する。

(b) 過去3年間、毎年1兆円近く削減してきた地方交付税等(一般会計ベース)について、地方に安心感を持って中期的に予見可能性のある財政運営を行ってもらえるよう、地方交付税の現行水準、地方の財政収支の状況、国の一般会計予算の状況、地方財源不足に係る最近10年間ほどの国による対応等を踏まえ、適切に対処する。

- (c) これにより、上記の歳出削減努力等とあわせ、安定的な財政運営に必要となる地方税、地方交付税（地方財政計画ベース）等の一般財源の総額を確保する。
- (d) 各地方公共団体に対する地方交付税の配分に当たっては、行政改革に積極的に努力している団体や地方税収の伸びがあまり期待できない団体に特段の配慮を行う。
- (e) 地方分権に向けて、関係法令の一括した見直し等により、国と地方の役割分担の見直しを進めるとともに、国の関与・国庫補助負担金の廃止・縮小等を図る。交付税について、地方団体の財政運営に支障が生じないように必要な措置を講じつつ、算定の簡素化を図る。地方税について、国・地方の財政状況を踏まえつつ、交付税、補助金の見直しとあわせ、税源移譲を含めた税源配分の見直しを行うなど、一体的な検討を図る。

以上の点を中心に住民の視点に立った地方公共団体の自発的な取組が促進されるような制度改革を行う。そのため、再建法制等も適切に見直すとともに、情報開示の徹底、市場化テストの促進等について地方行革の新しい指針を策定する。

また、道州制導入の検討を促進する。

(イ) 平成18年度補正予算（第1号）

平成18年度補正予算（第1号）は、平成18年12月20日に閣議決定され、平成19年1月26日に第166回国会に提出され、2月6日に成立した。

この補正予算においては、歳出面では、災害対策費8,784億円、地方交付税交付金2兆1,425億円等を追加計上したほか、既定経費の節減1兆372億円等の修正減少額を計上した。また、歳入面では、最近までの収入実績等を勘案し、租税及印紙収入4兆5,900億円等の増収を見込む一方、財政健全化の推進のため公債金の2兆5,030億円等を減額計上した。

この結果、一般会計予算の規模は、歳入歳出とも平成18年度当初予算に対し3兆7,723億円増加し、83兆4,583億円となった。

(ウ) 平成18年度補正予算（第1号）に係る地方財政補正措置

平成18年度補正予算（第1号）の編成により、国税の増収見込み等に伴い地方交付税の増加が見込まれたとともに、災害復旧事業の追加等に伴う地方負担の増加（4,415億円程度）が生じた結果、以下の地方財政補正措置が講じられた。

a 地方交付税の追加等

国の補正予算により増額された平成18年度分の地方交付税の額2兆1,425億円（平成17年度精算分6,031億円、平成18年度国税五税の自然増に伴うもの1兆5,394億円）については、平成18年度において普通交付税の調整額の復活に要する額881億円を交付するとともに、交付税特別会計借入金返済（平成18年度当初借入金（地方負担分）の減額）5,336億円を行うこととしたうえで、残余の額1兆5,208億円について平成19年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付する措置を講ずることとする。

b 追加の財政需要等に対する財政措置

- (a) 国の補正予算により平成18年度に追加されることとなる災害復旧事業等投資的経費に係る地方負担額（普通会計分4,170億円）については、原則として、地方債（充当率100%）を充当することとし、後年度においてその元利償還金の全額を基準財政需要額に算入することとする。その際、元利償還金の50%（義務教育施設改築事業等当初における地方負担額に対する算入率が50%を超えるものについては、原則として当初の算入率）については、公債費方式により各地方公共団体の地方債発行額に応じて基準財政需要額に算入することとし、残余につ

いては単位費用により措置することとする。また、出資金、貸付金等については、資金手当のための地方債を措置することとしている。

- (b) 老人医療給付費等地方債の対象とならない経費（245億円）については、追加財政需要額（5,100億円）の取り崩しにより対応することとする。

3 地方財源の状況

平成18年度における租税収入及び租税負担の状況並びに地方歳入の状況は、次のとおりである。

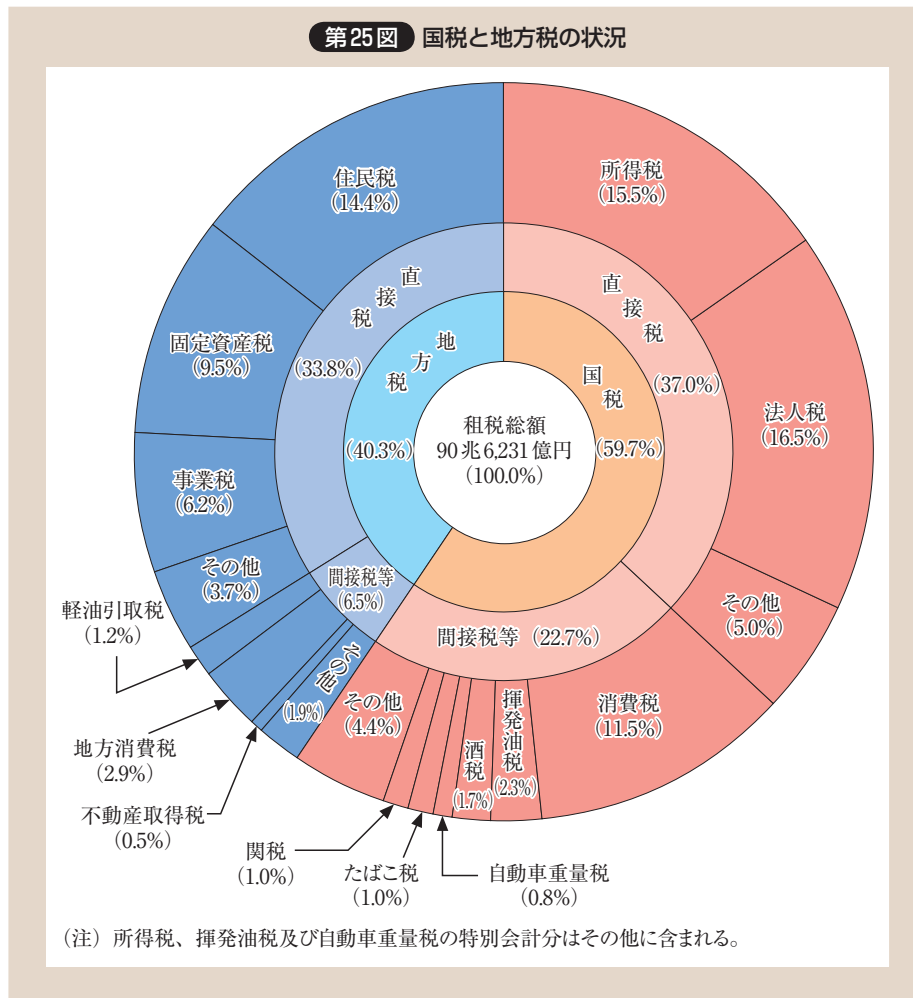
(1) 租税収入及び租税負担率 [第18表～第20表]

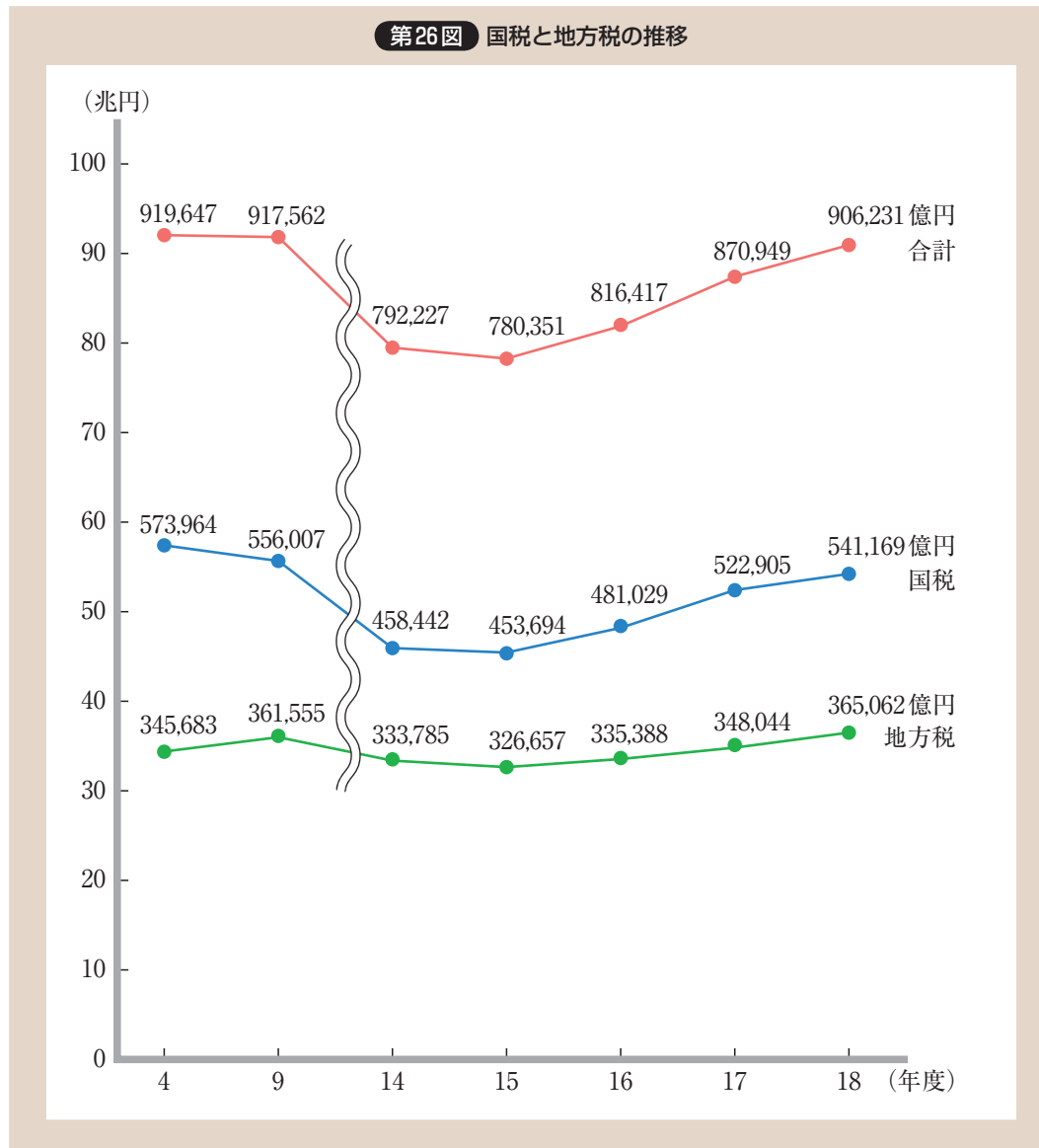
国及び地方公共団体の行政活動に要する経費は、最終的にはその大部分が租税によって賄われている。国税と地方税を合わせ租税として徴収された額は90兆6,231億円であり、前年度と比べると4.1%増（前年度6.7%増）となっている。

国民所得に対する租税総額の割合である租税負担率をみると、平成18年度においては前年度と比べると0.4%ポイント低下の24.3%となっている。なお、主な諸外国の租税負担率をみると、アメリカ25.0%（2005暦年計数）、イギリス37.5%（同）、ドイツ28.0%（同）、フランス37.6%（同）となっている。

次に、租税を国税と地方税の別でみると、国税54兆1,169億円（対前年比3.5%増）、地方税36兆5,062億円（同4.9%増）となっている。租税総額に占める国税と地方税の割合は、第25図のとおりであり、国税59.7%（前年度60.0%）、地方税40.3%（同40.0%）となっている。また、地方交付税、地方譲与税及び地方特例交付金を国から地方へ交付した後の租税の実質的な配分割合は国37.1%（同30.7%）、地方62.9%（同63.3%）となっている。なお、国税と地方税の推移は、第26図のとおりである。

第25図 国税と地方税の状況





(2) 地方歳入

ア 地方税 [第13表～第16表]

地方税の決算額は36兆5,062億円で、前年度と比べると4.9%増（前年度3.8%増）となっている。

地方税収入額の58.3%を占める住民税、事業税及び地方消費税の収入状況は、第17表のとおりである。

住民税は、利子割（対前年度比10.1%減）が減少したものの、個人分（同10.0%増）及び法人分（同15.5%増）がそれぞれ増加したこと等により、全体として増加（同11.3%増）している。事業税は、その大部分を占める法人事業税が増加（同14.1%増）したこと等により、前年度と比べると13.5%増（前年度13.3%増）となっている。地方消費税は、前年度と比べると3.0%増（同2.4%減）となっている。なお、法人関係二税は9兆3,159億円で、前年度と比べると14.7%増（同13.0%増）となっている。

また、地方税総額に占める割合をみると、住民税の構成比は前年度（33.7%）と比べると2.1%ポイント上昇の35.8%、事業税の構成比は前年度（14.1%）と比べると1.2%ポイント上昇の15.3%となっている。一方、地方消費税の構成比は前年度（7.3%）と比べると0.1%ポイント低下の7.2%となっている。なお、法人関係二税の構成比は、前年度（23.3%）と比べると2.2%ポイント上昇の25.5%となっている。

第1部 平成18年度の地方財政

第17表 住民税、事業税及び地方消費税の収入状況

区 分	収 入 額		増 減 率	
	18 年 度	17 年 度	18 年 度	17 年 度
	億円	億円	%	%
住 民 税	130,636	117,409	11.3	6.1
個 人 分	89,510	81,405	10.0	5.3
法 人 分	39,532	34,231	15.5	11.7
利 子 割	1,595	1,774	△ 10.1	△ 35.2
事 業 税	55,791	49,142	13.5	13.3
個 人 分	2,165	2,158	0.3	0.1
法 人 分	53,627	46,984	14.1	13.9
地 方 消 費 税	26,289	25,512	3.0	△ 2.4
地 方 税 合 計	365,062	348,044	4.9	3.8

地方税の収入状況を団体種類別にみると、都道府県が18兆3,452億円で、前年度と比べると7.0%増（前年度5.1%増）となっており、市町村は18兆1,610億円で、前年度と比べると2.8%増（同2.5%増）となっている。

また、歳入総額に占める割合は、都道府県が37.9%（前年度35.2%）、市町村が36.8%（同35.0%）となっており、全国平均（39.9%）より低い団体数は、全体の74.5%を占める1,396団体となっている。

地方税収について、全国平均を100として、都道府県別に人口一人当たり税収額を比較してみると、第27図のとおりであり、地方税収計については、東京都が180.9で最も大きく、次いで、愛知県が128.1となっている。他方、沖縄県が57.7で最も小さく、次いで長崎県の62.9となっている。東京都と沖縄県で比較すると、約3.1倍の格差となっている。

次に、個別の税目ごとに比較してみると、法人関係二税については、東京都が262.9で最も大きく、次いで、愛知県が159.2となっている一方、高知県及び長崎県が42.8で最も小さく、次いで奈良県の43.5となっている。東京都と高知県及び長崎県を比較してみると、約6.1倍の格差となっている。同様に、個人住民税については、最も大きい東京都が179.4、最も小さい沖縄県が53.9で、約3.3倍の格差となっている。地方消費税については、最も大きい東京都が139.3、最も小さい奈良県が74.2で、約1.9倍の格差となっている。固定資産税については、最も大きい東京都が152.3、最も小さい沖縄県が66.2で、約2.3倍の格差となっている。

このように、地方税収については、各税目とも都道府県ごとに偏在性があるが、その割合については、法人関係二税の格差が特に大きく、地方消費税の偏在性は比較的小さくなっている。

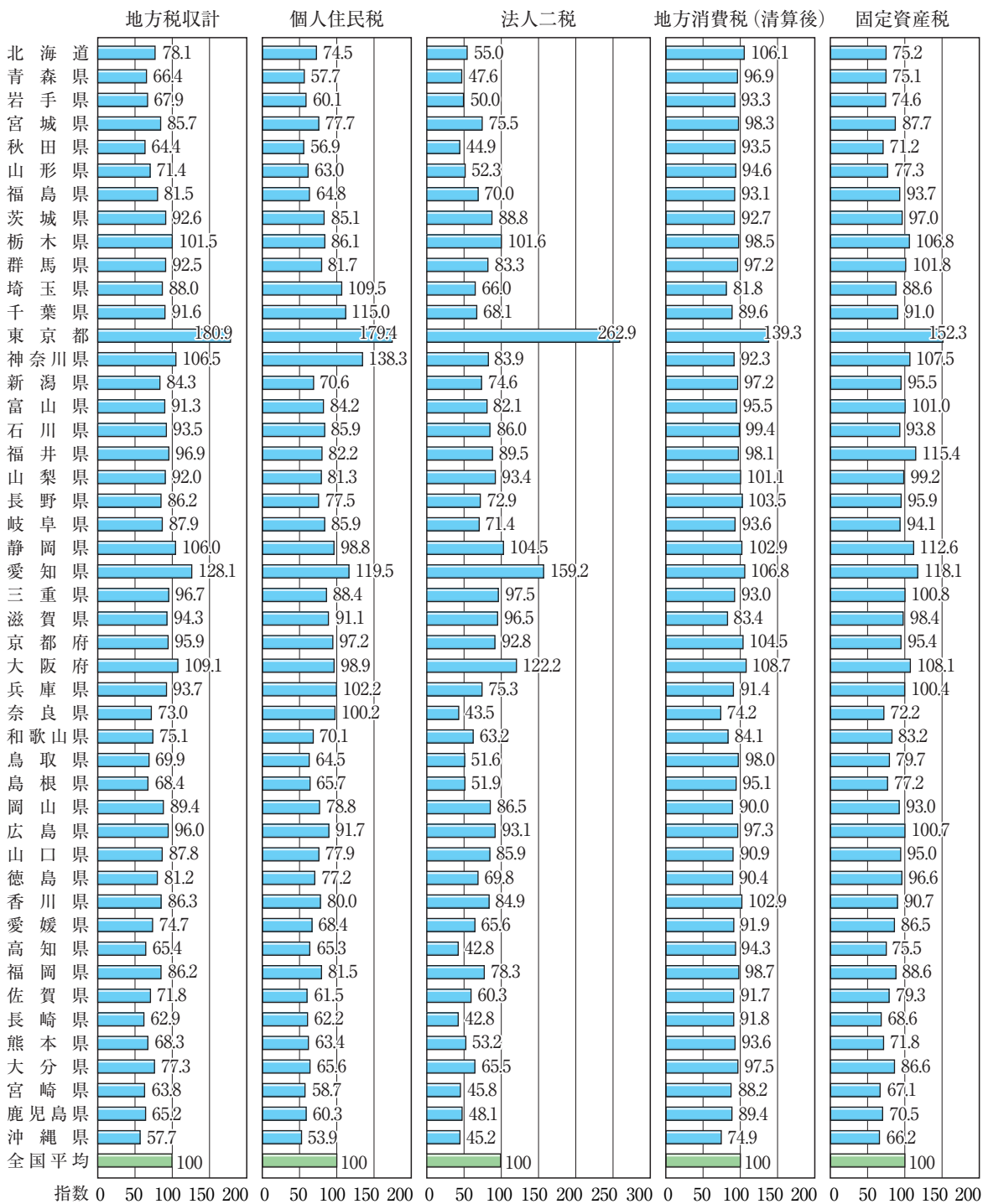
(ア) 道府県税の収入状況

道府県税（都道府県の地方税の決算額から東京都が徴収した市町村税相当額を除いた額）の収入額は16兆3,243億円で、前年度と比べると7.2%増（前年度5.1%増）となっている。

道府県税収入額の税目別内訳は、第28図のとおりであり、事業税が34.2%（前年度32.3%）と最も大きな割合を占め、次いで道府県民税が24.4%（同23.5%）となっており、これら二税で道府県税総額の58.6%を占めている。

また、道府県税の法人分と事業税の法人分を合計した法人関係二税の道府県税総額に占める割合は、平成15年度以降上昇しており18年度は39.7%となっている。

第27図 地方税収計、個人住民税、法人二税、地方消費税及び固定資産税の人口1人当たり税収額の指数
(全国平均を100とした場合、平成18年度)



【平成18年度決算額】

35.8兆円

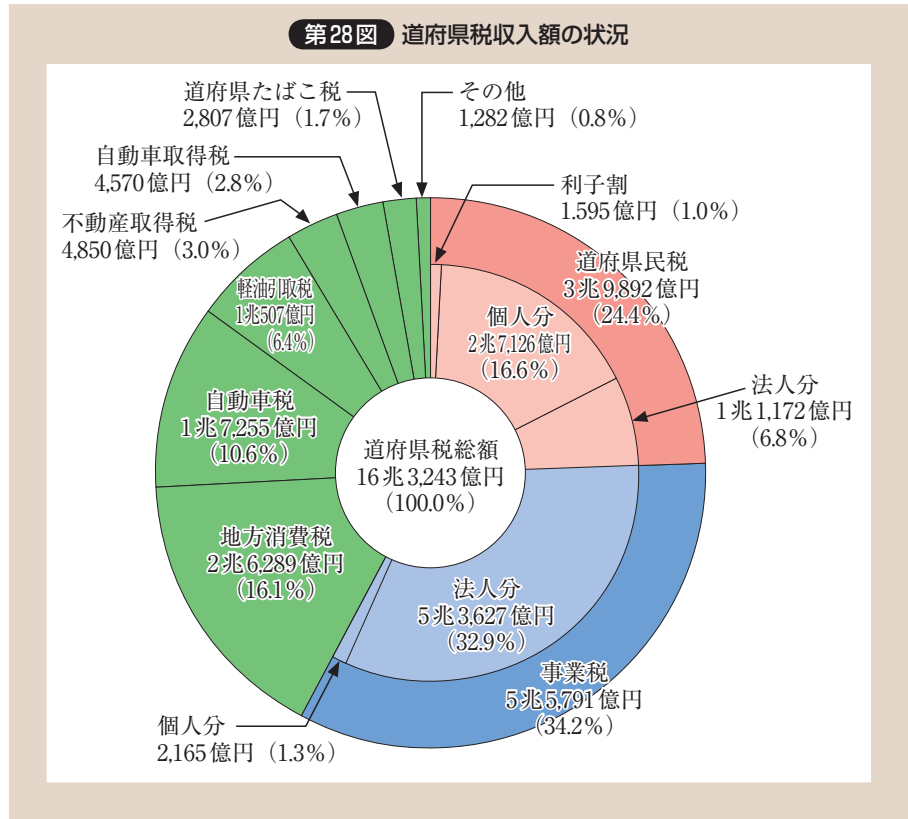
8.7兆円

8.7兆円

2.6兆円

8.5兆円

- (注) 1 地方税収計の税収額は、超過課税、法定外普通税及び法定外目的税を除いたものである。
- 2 個人住民税の税収額は、個人道府県民税(均等割及び所得割)及び個人市町村民税(均等割及び所得割)の合計額であり、超過課税分を除く。
- 3 法人二税の税収額は、法人道府県民税、法人市町村民税及び法人事業税の合計額であり、超過課税分を除く。
- 4 固定資産税の税収額は、道府県分を含み、超過課税分を除く。
- 5 平成19年3月31日現在の住民基本台帳人口による。



各税目の収入額を前年度と比べると、収入の用途を特定せず、一般経費に充てるために課される税である普通税は8.2%増（前年度5.8%増）となっている。

普通税のうち、主な税目についてみると、道府県民税については、法人分が15.6%増（前年度11.9%増）、個人分が11.1%増（同8.0%増）、利子割が10.1%減（同35.2%減）となっており、道府県民税全体では11.3%増（同5.5%増）となっている。

また、事業税については、全体の96.1%を占める法人分が14.1%増（前年度13.9%増）となったことから、事業税全体では13.5%増（同13.3%増）となっている。

なお、不動産取得税は1.8%増（前年度4.4%増）、地方消費税は3.0%増（同2.4%減）、自動車税は1.6%減（同2.3%増）となっている。

特定の費用に充てるために課される税である目的税は1.9%減（前年度0.7%減）となっている。

目的税のうち、主な税目についてみると、自動車取得税は0.9%増（前年度0.4%増）、軽油引取税については3.2%減（同1.3%減）となっている。

近年の道府県税収入額の推移は、第29図のとおりであり、15年ぶりに税収入額の最高額を更新した。

(イ) 市町村税の収入状況

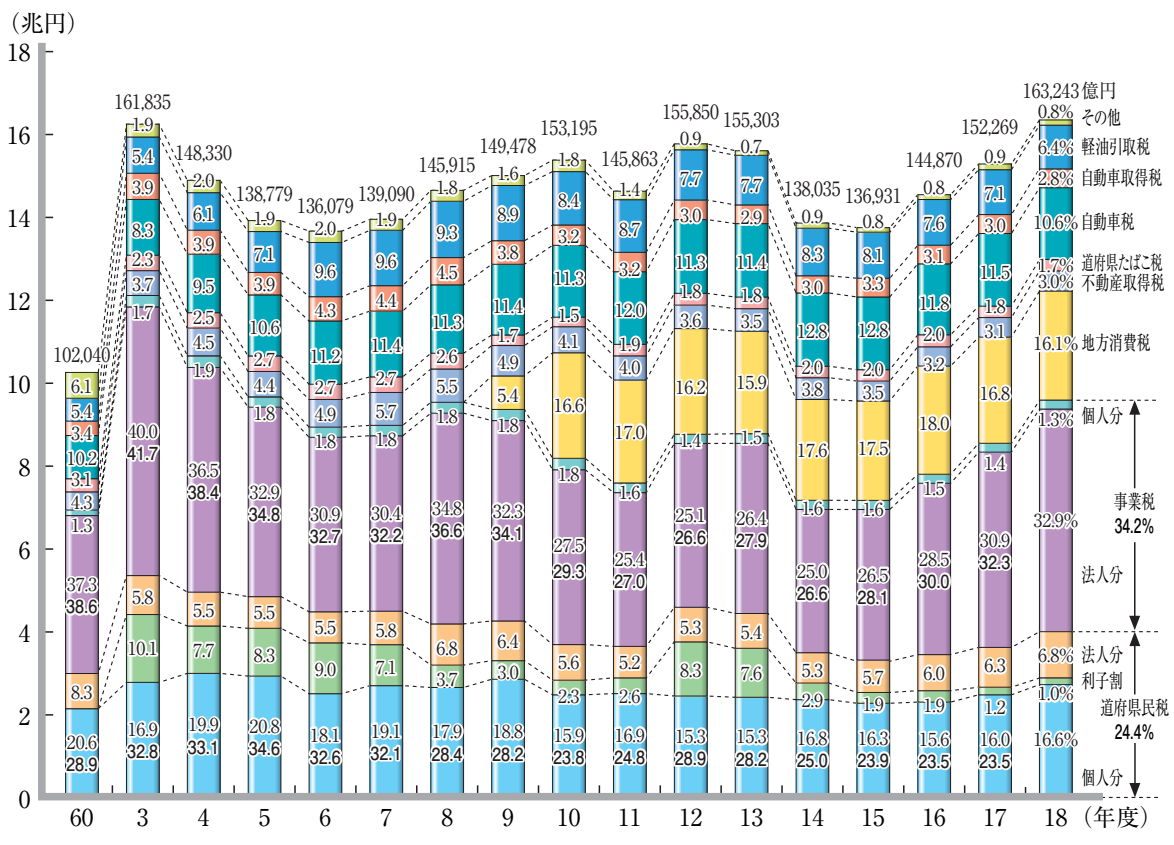
市町村税（市町村の地方税の決算額に東京都が徴収した市町村税相当額を加えた額をいう。）の収入額は20兆1,819億円で、前年度と比べると3.1%増（前年度2.8%増）となっている。

市町村税収入額の税目別内訳は、第30図のとおりであり、市町村民税が45.0%（前年度41.7%）と最も大きな割合を占め、次いで固定資産税が42.5%（同45.3%）となっており、これら二税で市町村税総額の87.4%を占めている。

各税目の収入額を前年度と比べると、普通税は3.6%増（前年度3.0%増）となっている。

普通税のうち、主な税目についてみると、市町村民税については、法人分が15.4%増（前年度11.6%増）、

第29図 道府県税収入額の推移

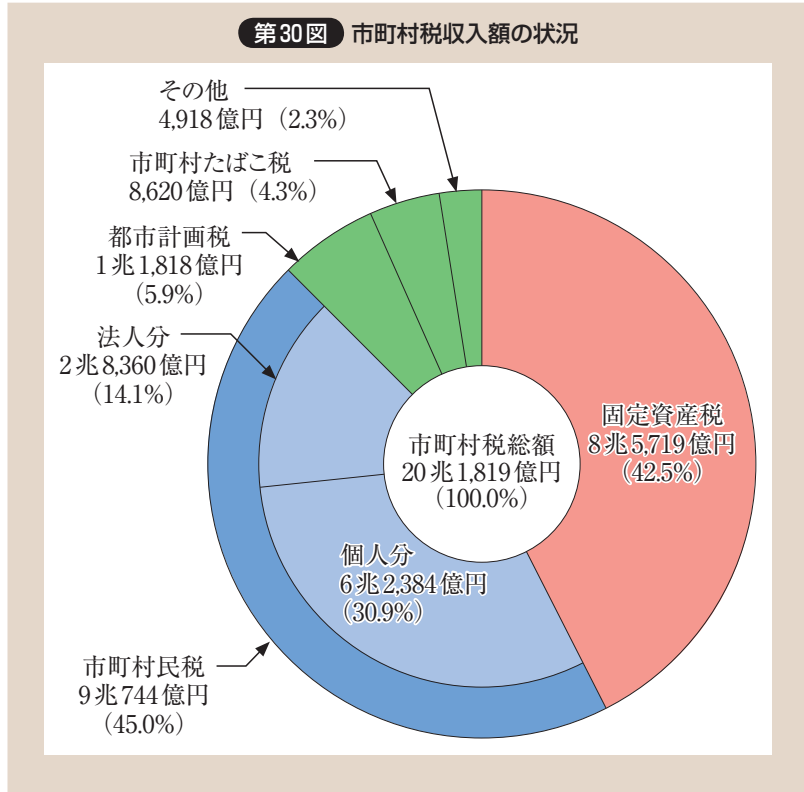


(注) 太字の数値は、事業税及び道府県民税の構成比である。

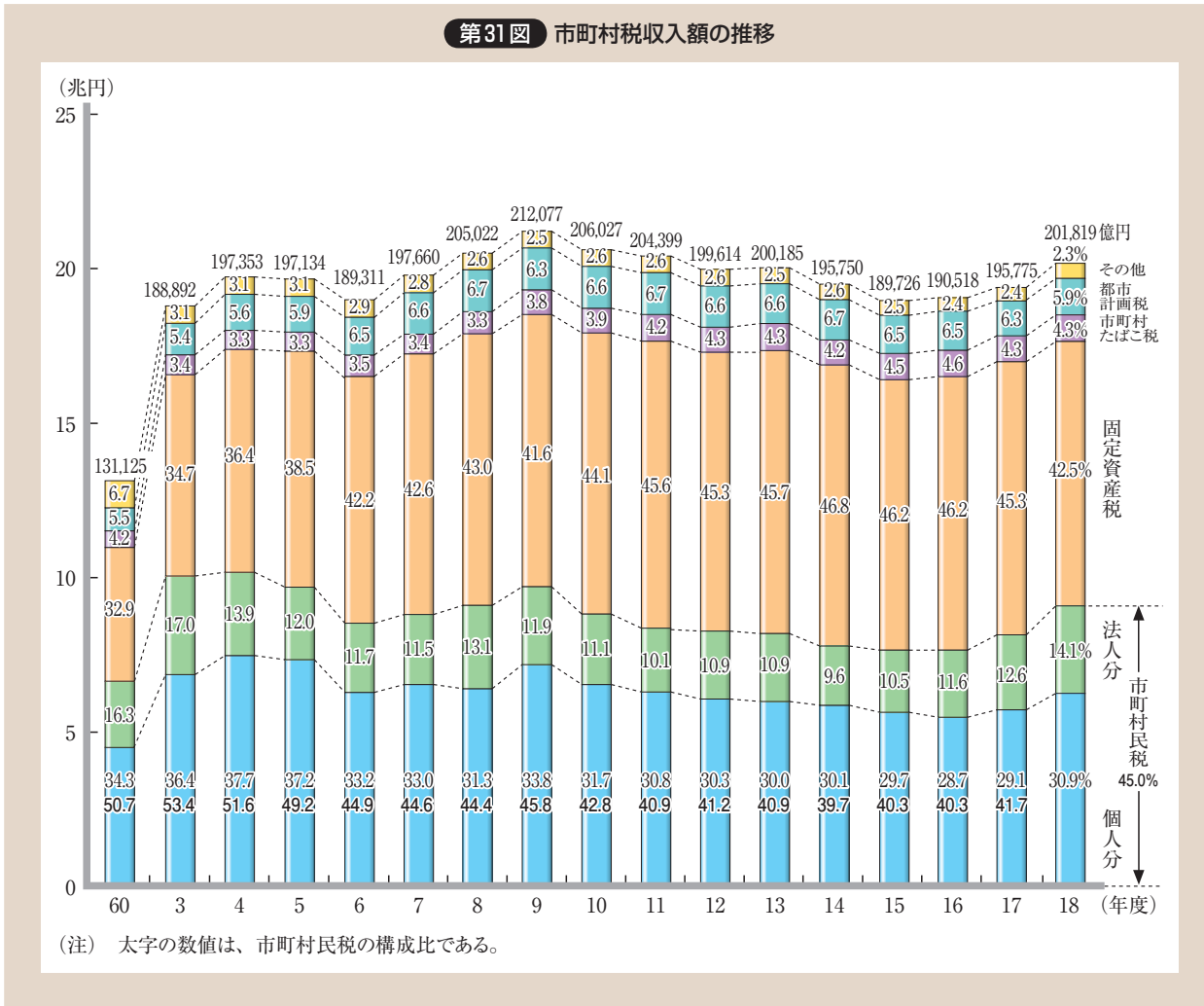
第1部

平成18年度の地方財政

第30図 市町村税収入額の状況



第31図 市町村税収入額の推移



個人分が9.5%増（同4.2%増）となり、この結果、市町村民税全体で11.3%増（同6.4%増）となっている。また、固定資産税については3.3%減（同0.6%増）となっている。

目的税は、3.0%減（前年度0.2%増）となっている。

目的税のうち、主な税目についてみると、都市計画税については4.2%減（前年度0.3%減）となり、事業所税については1.6%増（同1.9%増）となっている。

近年の市町村税収入額の推移は、第31図のとおりである。

(ウ) 法定外普通税

地方公共団体は、地方税法（昭和25年法律第226号）で規定されている税目のほかに、地方公共団体ごとの特異な財政需要を充足するため、法定外普通税を設けることができる。法定外普通税の収入額は469億円であり、前年度と比べると0.5%増（前年度1.2%増）となっている。

法定外普通税に係る収入のあった団体数を税目別にみると、道府県税においては、核燃料税が11団体、石油価格調整税、核燃料物質等取扱税、核燃料等取扱税、臨時特例企業税が各1団体となっており、市町村税においては、砂利採取税が2団体、狭小住戸集合住宅税、別荘等所有税、山砂利採取税、歴史と文化の環境税、使用済核燃料税が各1団体となっている。

(エ) 法定外目的税

法定外目的税の収入額は92億円（前年度75億円）となっている。道府県税においては、産業廃棄物関係税26団体、宿泊税、乗鞍環境保全税が各1団体となっており、市町村税においては、遊漁税、一般廃棄物

埋立税、使用済核燃料税、環境未来税、環境協力税が各1団体となっている。

(オ) 超過課税

地方公共団体は、地方税法で標準税率が定められている税目について、財政上その他の必要がある場合に、その税率を超える税率を定めることができる。この標準税率を超えて課税された部分である超過課税による収入額は6,425億円であり、前年度と比べると17.0%増（前年度14.1%増）となっている。

超過課税に係る収入のあった団体数を税目別にみると、道府県税においては、道府県民税個人均等割が16団体、同法人均等割が15団体、同法人税割が46団体、法人事業税が7団体、自動車税が1団体となっており、市町村税においては、市町村民税法人均等割が404団体、同法人税割が1,021団体、固定資産税が163団体、軽自動車税が22団体等となっている。

イ 地方譲与税 [第21表]

地方譲与税には、道路経費の財源とし、市町村（一部事務組合等を除く。以下、この項において同じ。）に譲与される自動車重量譲与税、都道府県及び市町村に譲与される地方道路譲与税、都道府県及び大都市に譲与される石油ガス譲与税、空港の騒音対策等の財源として空港関係都道府県及び市町村に譲与される航空機燃料譲与税、一般財源として開港所在市町村に譲与される特別とん譲与税があり、その他一般財源として、三位一体の改革により、所得税から個人住民税への税源移譲を実施するまでの間の暫定措置として都道府県及び市町村に譲与される所得譲与税が設けられている。なお、平成18年度の所得譲与税については、税源移譲後の道府県民税所得割、市町村民税所得割の税率を踏まえ、都道府県へ2兆1,794億円、市町村へ8,300億円がそれぞれ譲与されている。

地方譲与税の決算額は3兆7,285億円で、前年度と比べると101.7%増（前年度58.8%増）となっている。これは主に、上述の所得譲与税の増加によるものである。また、歳入総額に占める割合は4.1%（同2.0%）となっている。

地方譲与税の内訳をみると、所得譲与税は上記の要因により3兆94億円（対前年度比169.7%増）、自動車重量譲与税が3,721億円（同1.6%減）、地方道路譲与税は3,049億円（同2.6%減）、航空機燃料譲与税は164億円（同2.0%増）、石油ガス譲与税は141億円（同1.4%減）及び特別とん譲与税は117億円（同2.3%増）となっている。

ウ 地方特例交付金

平成18年度における地方特例交付金は、恒久的な減税に伴う地方税の減収の一部を補てんするために交付する減税補てん特例交付金並びに、児童手当の制度拡充が行われたことから、これに伴う地方負担の増加に対応するため、当分の間の措置として創設された児童手当交付金である。なお、税源移譲予定特例交付金は国庫補助負担金の改革による税源移譲額の全額を上述の所得譲与税によって措置することに伴い廃止された。

平成18年度の地方特例交付金の決算額は8,160億円で、前年度と比べると46.2%減（前年度37.4%増）となっている。これは主に、上述の税源移譲予定特例交付金の廃止によるものである。また、歳入総額に占める割合は0.9%（同1.6%）となっている。

エ 地方交付税 [第22表、第132表]

地方交付税は、地方公共団体の税源の不均衡を調整し、どの地域においても一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障するための地方共有の固有財源である。また、その目的は、地方公共団体が自主的にその財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を損なわずに、その財源の均衡化を図り、地方行政の計画的な運営を保障することによって、地方自治の本旨の実現に資するとともに、地方公共団体の独立性を強化することである。

第1部 平成18年度の地方財政

第1部

平成18年度の地方交付税の総額は、地方財政計画においては、国税五税（国税のうち所得税、法人税、酒税、消費税及びたばこ税）のそれぞれの収入見込額に一定割合を乗じて算出した額（平成18年度においては、所得税及び酒税の収入見込額のそれぞれ32%に相当する額、法人税の収入見込額の35.8%に相当する額、消費税の収入見込額の29.5%に相当する額並びにたばこ税収入見込額の25%に相当する額）12兆6,137億円から、平成9年度及び10年度に係る精算金のうち18年度において精算すべき額870億円を減額し、「地方交付税法等の一部を改正する法律」（平成18年法律第8号）法附則第4条第1項第2号に規定する通常の法定加算額2,747億円及び同項第3号に規定する通常収支に係る国負担借入金の利子相当額の加算額1,685億円、同項第4号に規定する恒久的な減税に係る国負担借入金の利子相当額の加算額686億円及び同項第5号に規定する国庫補助負担金の見直しに係る国負担借入金の利子相当額の加算額11億円を加算し、法附則第4条第1項第6号に規定する臨時財政対策のための特例加算額7,029億円を加算した額の13兆7,425億円に返還金2億円及び交付税特別会計借入金1兆1,610億円を加算し、交付税特別会計における借入金償還額（平成14年度補正対策に係る分）799億円及び交付税特別会計における借入金の利子支払額6,773億円を控除し、交付税特別会計における剰余金4,700億円及び前年度からの繰越分1兆2,908億円を加算した額の15兆9,073億円が平成18年度当初において地方公共団体に交付される地方交付税の総額とされた。これに加え、平成18年度補正予算（第1号）の編成により、普通交付税の調整額の復活に要する額881億円を加算する措置が講じられたことから、平成18年度地方交付税の総額は、15兆9,954億円とされた。

その結果、前年度と比べると5.7%減（前年度0.4%減）となっており、6年連続で前年度決算額を下回っている。その内訳は、普通交付税が15兆408億円、特別交付税が9,545億円となっている。また、歳入総額に占める割合は17.5%（同18.2%）となっている。

なお、基準財政需要額は42兆6,931億円（財源不足団体分36兆325億円、財源超過団体分6兆6,606億円）、基準財政収入額は29兆4,512億円（財源不足団体分20兆9,917億円、財源超過団体分8兆4,596億円）で、財源不足額は15兆408億円となっている。

普通交付税の交付状況を見ると、不交付団体は、都道府県においては東京都及び愛知県の2団体となっており、市町村（特別区及び一部事務組合等を除く。以下、この項において同じ。）においては前年度（146団体）より23団体増加の169団体となっている。

一方、災害等特別の事情に応じて交付する特別交付税の平成18年度の交付状況を見ると、都道府県においては東京都を除く全団体に、市町村においては1,805団体に、それぞれ交付されている。

地方交付税の収入状況を団体種類別にみると、道府県においては8兆6,223億円で前年度と比べると6.5%減（前年度0.9%減）、市町村においては7兆3,730億円で4.7%減（同0.3%増）となっており、その地方交付税総額に占める割合は、道府県においては53.9%（同54.4%）、市町村においては46.1%（同45.6%）となっている。

オ 一般財源 [第23表、第24表]

一般財源は、地方税、地方譲与税、地方特例交付金及び地方交付税の合計額（これらに加え、都道府県においては、市町村から交付される市町村たばこ税都道府県交付金、市町村においては、都道府県から交付される地方消費税交付金等各種交付金を加えた合計額）であり、用途が特定されず、どのような経費にも使用できる財源である。

この一般財源の決算額は57兆460億円であり、前年度と比べると3.5%増（前年度4.4%増）となっている。また、歳入総額に占める割合は、62.3%（同59.3%）となっている。

なお、一般財源に臨時財政対策債発行額2兆5,840億円を加えた決算額は、59兆6,300億円であり、前年

度と比べると2.8%増（前年度2.5%増）となっている。また、歳入総額に占める割合は、65.1%（同62.4%）となっている。

また、地方交付税の決算額が地方税の決算額を上回っている団体数は1,015団体（前年度1,053団体）で、全体の54.8%に及んでいる。

カ 国庫支出金 [第26表]

国庫支出金は、国と地方公共団体の経費負担区分に基づき国が地方公共団体に対して支出する負担金、委託費、特定の施策の奨励又は財政援助のための補助金等である。

平成16年度から平成18年度にかけて、国庫補助負担金、地方交付税、税源移譲を含む税源配分の見直しに関する「三位一体の改革」が行われ、その中で国庫補助負担金改革が進められた。このうち、平成16年度においては、公立保育所運営費（1,661億円）や義務教育費国庫負担金及び公立養護学校教育費国庫負担金のうち退職手当及び児童手当（2,309億円）などが廃止され、税源移譲された。続く平成16年政府・与党合意においては、税源移譲分として、義務教育費国庫負担金について8,500億円程度の暫定的な減額を行うこととされ、国民健康保険国庫負担（6,862億円）について国の定率国庫負担が引き下げられることとなった。更に、平成17年政府・与党合意においては、義務教育費国庫負担金及び公立養護学校教育費国庫負担金（8,467億円）に関して負担率が見直されるとともに、児童扶養手当給付費負担金（1,805億円）、児童手当国庫負担金（1,578億円）、介護給付費等負担金（うち施設等給付費に係るもの）（1,302億円）の補助率が見直され、税源移譲の対象とされた。これらの結果、税源移譲に結びつく改革額は3兆1,176億円分となった。

この間、手続の簡素化等による交付金化（7,943億円）や、緊急性及び必要性等を勘案した事務事業の見直しを通じたスリム化（9,886億円）も実施されており、平成16年度から平成18年度までの間における国庫補助負担金改革の全体額は4兆6,661億円である。

国庫支出金の決算額は、前年度と比べると11.4%減（前年度4.6%減）の10兆5,307億円となっており、5年連続の減少となっている。また、歳入総額に占める割合も11.4%（同12.7%）と3年連続の減少となっている。

国庫支出金の内訳をみると、普通建設事業費支出金が3兆1,121億円で最も大きな割合（国庫支出金総額の29.6%）を占め、以下、生活保護費負担金が2兆48億円（同19.0%）、義務教育費負担金が1兆6,612億円（同15.8%）となっており、これらの支出金等で国庫支出金総額の64.4%を占めている。

さらに、国庫支出金の内訳を団体種類別にみると、都道府県においては普通建設事業費支出金2兆836億円（国庫支出金総額の37.4%）、義務教育費負担金1兆6,612億円（同29.8%）の順となっている。

一方、市町村においては生活保護費負担金1兆8,768億円（国庫支出金総額の37.8%）、普通建設事業費支出金1兆285億円（同20.7%）の順となっている。

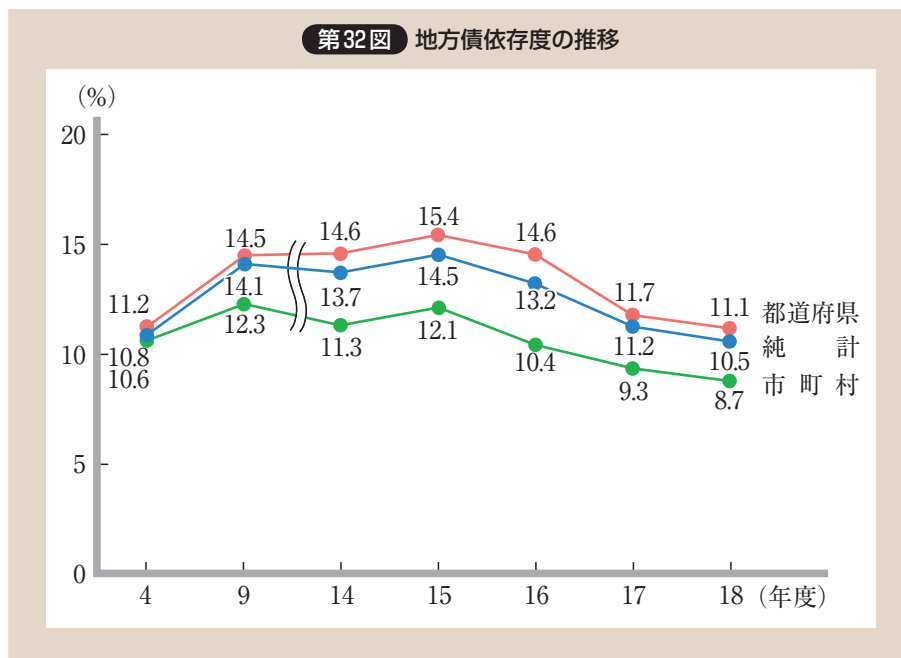
また、国庫支出金の主な内訳を前年度と比べると、三位一体の改革に伴う義務教育費負担金の暫定的な一般財源化により義務教育費負担金が19.5%減（前年度18.9%減）、国の公共投資関係費の抑制により普通建設事業費支出金が6.8%減（同6.6%減）、被保護者数の増加等を背景に生活保護費負担金が1.6%増（同2.1%増）等となっている。

キ 都道府県支出金 [第26表]

都道府県支出金の決算額は2兆1,836億円で、前年度と比べると2.1%減（前年度5.9%増）となっている。

都道府県支出金の内訳をみると、国庫財源を伴うものが50.4%（前年度52.7%）、都道府県費のみのもものが49.6%（同47.3%）となっている。

都道府県支出金の主な内訳を前年度と比べると、国庫財源を伴うものについては災害復旧事業費支出金が



38.5%減（前年度 145.1%増）、普通建設事業費支出金が12.8%減（同 14.7%減）、児童保護費負担金が6.5%増（同 9.3%減）等となっており、また、都道府県費のみのものについては、普通建設事業費支出金が0.5%減（同 3.9%減）、災害復旧事業費支出金が1.4%増（同 79.6%増）となっている。

ク 地方債 [第27表]

地方債は、普通建設事業等に充てるため、その償還が次年度以降にわたる債務を負うことによって調達される財源である。

地方債の決算額は9兆6,223億円で、前年度と比べると一般公共事業債等の減少により7.3%減（前年度16.2%減）となっている。この結果、地方債依存度（歳入総額に占める地方債の割合）は、前年度に比べて0.7%ポイント低下の10.5%となり、3年連続で低下している。近年の地方債依存度の推移は、第32図のとおりである。

地方債の決算額を団体種類別にみると、都道府県においては5兆3,674億円で、前年度と比べると6.0%減（前年度20.3%減）、市町村においては4兆2,972億円で、前年度と比べると8.9%減（同10.7%減）となっている。

ケ その他の収入

(ア) 使用料、手数料 [第29表]

使用料は、地方公共団体の公の施設の利用等の対価としてその利用者等から徴収するものであり、手数料は、特定の者のために行う当該地方公共団体の事務に要する費用に充てるために徴収するものである。

使用料及び手数料の決算額は2兆3,955億円で、前年度と比べると3.2%減（前年度0.7%減）となっている。また歳入総額に占める割合は、前年度に比べて0.1%ポイント低下の2.6%となっている。

使用料の決算額は1兆7,943億円で、前年度と比べると4.2%減（前年度1.0%減）となっている。その内訳をみると、公営住宅使用料が5,546億円（対前年度比0.9%増）で最も大きな割合を占め、以下、授業料が3,243億円（同5.8%減）、保育所使用料が2,319億円（同1.2%減）の順となっている。

また、手数料の決算額は6,012億円で、前年度と比べると0.0%減（前年度0.2%増）となっている。その内訳をみると、法定受託事務に係るものが825億円（対前年度比2.7%減）、自治事務に係るものが5,186億円（同0.4%増）となっている。

(イ) 繰入金 [第30表]

基金、地方公営事業会計等からの繰入金の決算額は2兆51億円で、前年度と比べると17.1%減（前年度24.6%減）となっており、歳入総額に占める割合は、2.2%（同2.6%）となっている。

繰入金の内訳をみると、繰入金総額の92.0%（前年度92.1%）を占める積立金の取崩し等による基金からの繰入金は1兆8,454億円で、前年度と比べると17.2%減（同26.1%減）となっている。

また、地方公営事業会計からの繰入金は1,549億円で、前年度と比べると16.6%減（前年度0.3%減）となっている。

(ウ) その他 [第11表、第31表]

その他の収入の決算額は9兆9,288億円で、前年度と比べると6.7%減（前年度5.6%増）となっており、歳入総額に占める割合は10.8%（同11.5%）となっている。

その内訳をみると、諸収入が6兆5,411億円（対前年度比9.9%減）、繰越金が2兆917億円（同0.1%減）、財産収入が6,927億円（同1.2%増）、分担金、負担金が5,153億円（同3.3%減）、寄附金が881億円（同11.9%増）となっている。

4 地方経費の内容

歳出決算額の状態を、支出の対象となる主な行政の目的にしたがって、土木建設（土木費）、教育と文化（教育費）、生活・福祉の充実（民生費、労働費）、産業の振興（農林水産業費、商工費）、保健衛生と環境保全（衛生費等）、警察と消防（警察費、消防費）に分けてみると、以下のとおりである。

(1) 土木建設 [第59表～第64表]

地方公共団体は、地域の基盤整備を図るため、道路、河川、住宅、公園等の公共施設の建設、整備等を行うとともに、これらの施設の維持管理を行っている。

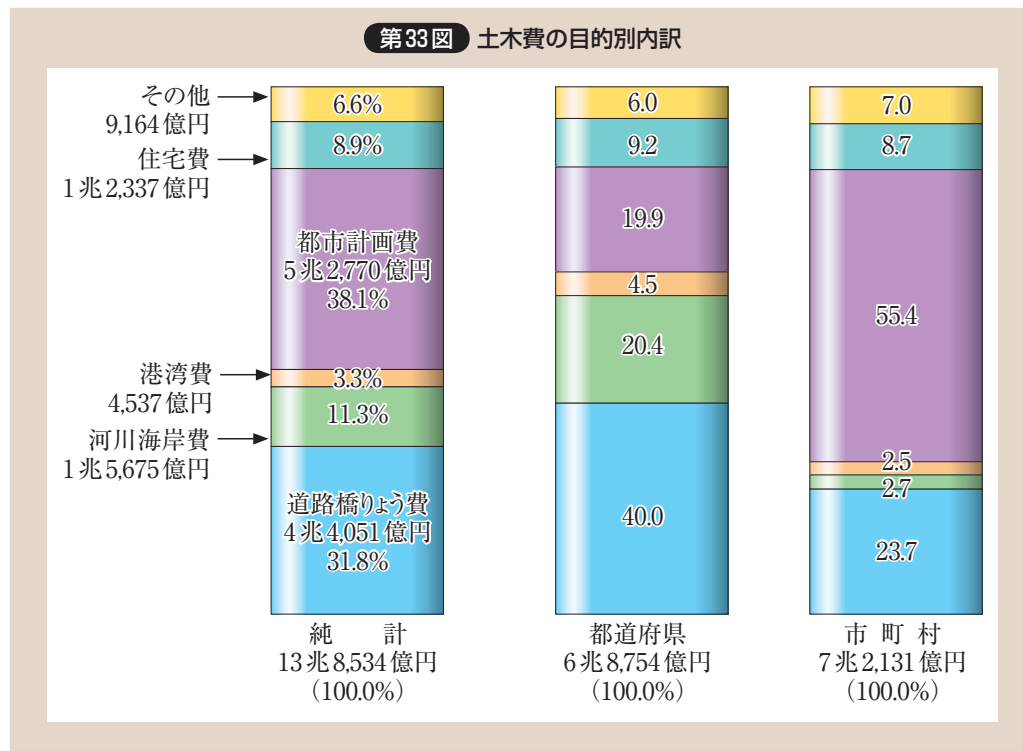
これらの諸施策の推進に要する経費である土木費の決算額は8年連続で減少しており平成18年度は前年度と比べると3.9%減（前年度5.4%減）の13兆8,534億円となっている。

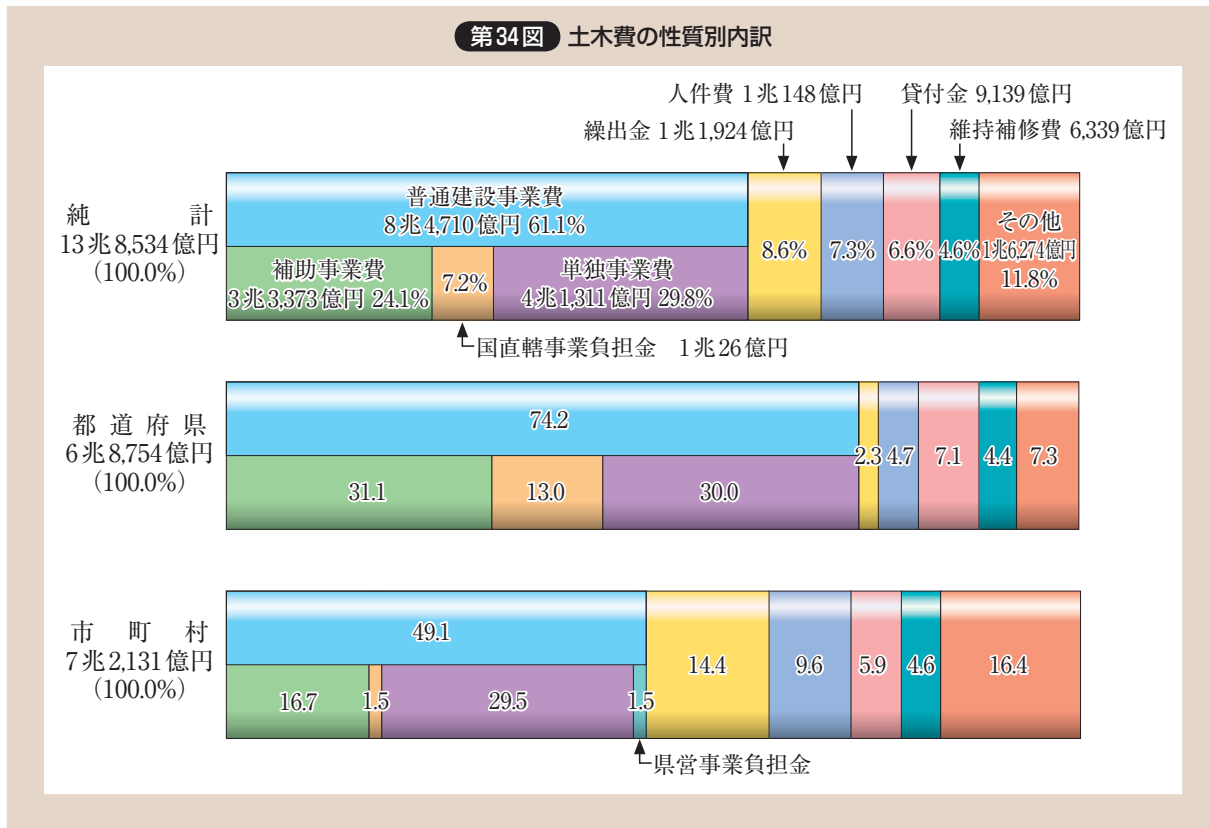
また、土木費の歳出総額に占める割合は15.5%（都道府県14.5%、市町村15.0%）となっており、歳出総額の中で教育費及び民生費に次いで大きな割合を占めている。

土木費の目的別の内訳をみると、第33図のとおりであり、街路、公園、下水道等の整備、区画整理等に要する経費である都市計画費が最も大きな割合（土木費総額の38.1%）を占め、以下、道路・橋りょうの新設、改良等に要する経費である道路橋りょう費（同31.8%）、河川の改修、海岸の保全等に要する経費である河川海岸費（同11.3%）の順となっている。

目的別の構成比を団体種類別にみると、都道府県においては道路橋りょう費が最も大きな割合（40.0%）を占め、以下、河川海岸費（20.4%）、都市計画費（19.9%）の順となっている。

一方、市町村においては都市計画費が最も大きな割合（55.4%）を占め、以下、道路橋りょう費（23.7%）、住宅費（8.7%）の順となっている。





土木費の性質別の内訳をみると、第34図のとおりであり、普通建設事業費が最も大きな割合（土木費総額の61.1%）を占め、以下、下水道事業会計等への繰出金（同8.6%）、人件費（同7.3%）、住宅関係等の貸付金（同6.6%）の順となっている。

さらに、土木費において大きな割合を占める普通建設事業費についてみると、その構成は、単独事業費が48.8%、補助事業費が39.4%、国直轄事業負担金が11.8%となっている。

これを団体種類別にみると、都道府県においては補助事業費（41.9%）が単独事業費（40.5%）を上回っている一方、市町村においては単独事業費（60.0%）が補助事業費（34.0%）を大きく上回っている。

また、各費目の決算額を前年度と比べると、単独事業費が5.7%減（前年度8.4%減）、補助事業費が4.9%減（同5.6%減）、国直轄事業負担金が1.1%増（同3.2%減）となっている。

なお、地方公共団体は、交通事故等の防止を図るため、交通安全施設の設置及び補修、交通安全運動の推進等の道路交通安全対策事業を実施している。道路交通安全対策費として支出された経費（土木費以外の費目に係るものを含み、人件費を除く。）は5,123億円で、前年度と比べると0.6%減（前年度4.8%減）となっている。

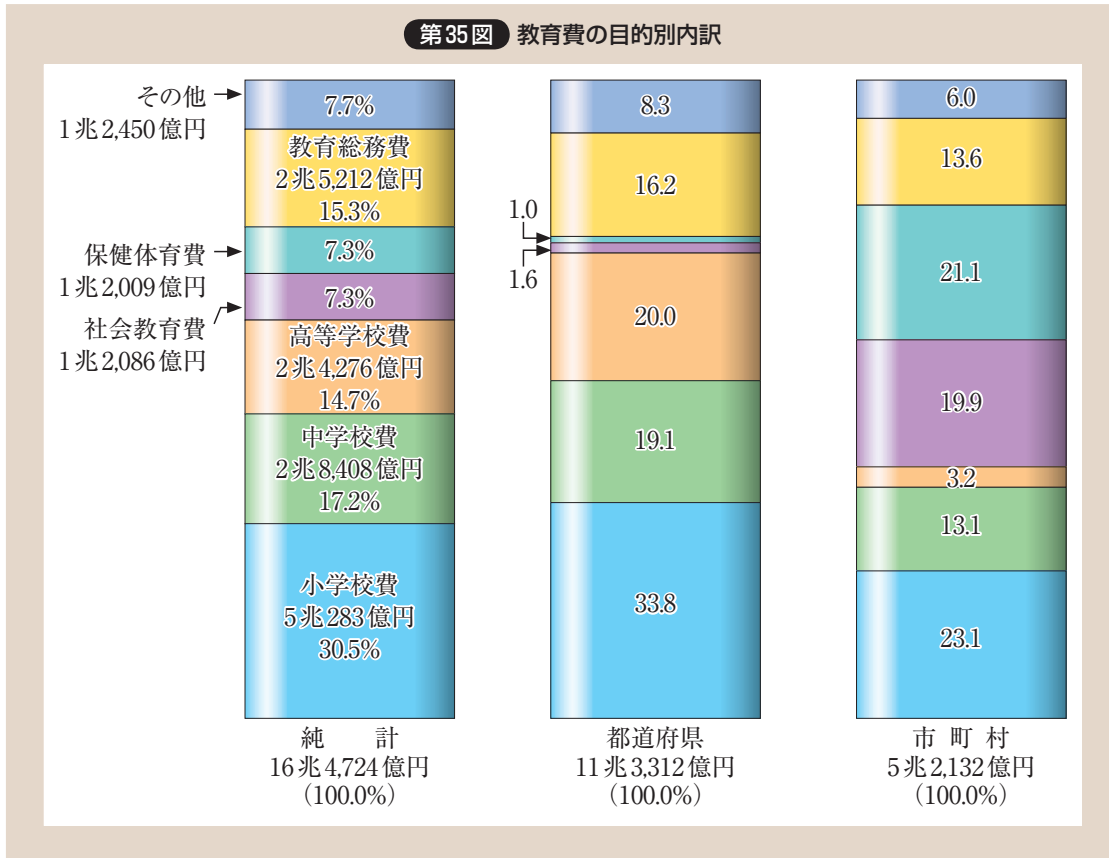
道路交通安全対策経費の内訳をみると、横断歩道や道路標識等交通安全施設の設置費の構成比が最も大きな割合（76.8%）を占め、以下、交通安全運動等（15.7%）、施設補修費（7.5%）の順となっている。

(2) 教育と文化 [第68表～第73表]

地方公共団体は、教育の振興と文化の向上を図るため、学校教育、社会教育等の教育文化行政を行っている。

これらの教育施策の推進に要する経費である教育費の決算額は16兆4,724億円で、前年度と比べると

第35図 教育費の目的別内訳



0.6%減（前年度2.0%減）となっている。

また、教育費の歳出総額に占める割合は18.5%（都道府県23.8%、市町村10.9%）となっており、歳出総額の中で最も大きな割合を占めている。

教育費の目的別の内訳をみると、第35図のとおりであり、小学校費が最も大きな割合（教育費総額の30.5%）を占め、以下、中学校費（同17.2%）、高等学校費（同14.7%）、教職員の退職金や私立学校の振興等に要する経費である教育総務費（同15.3%）の順となっている。

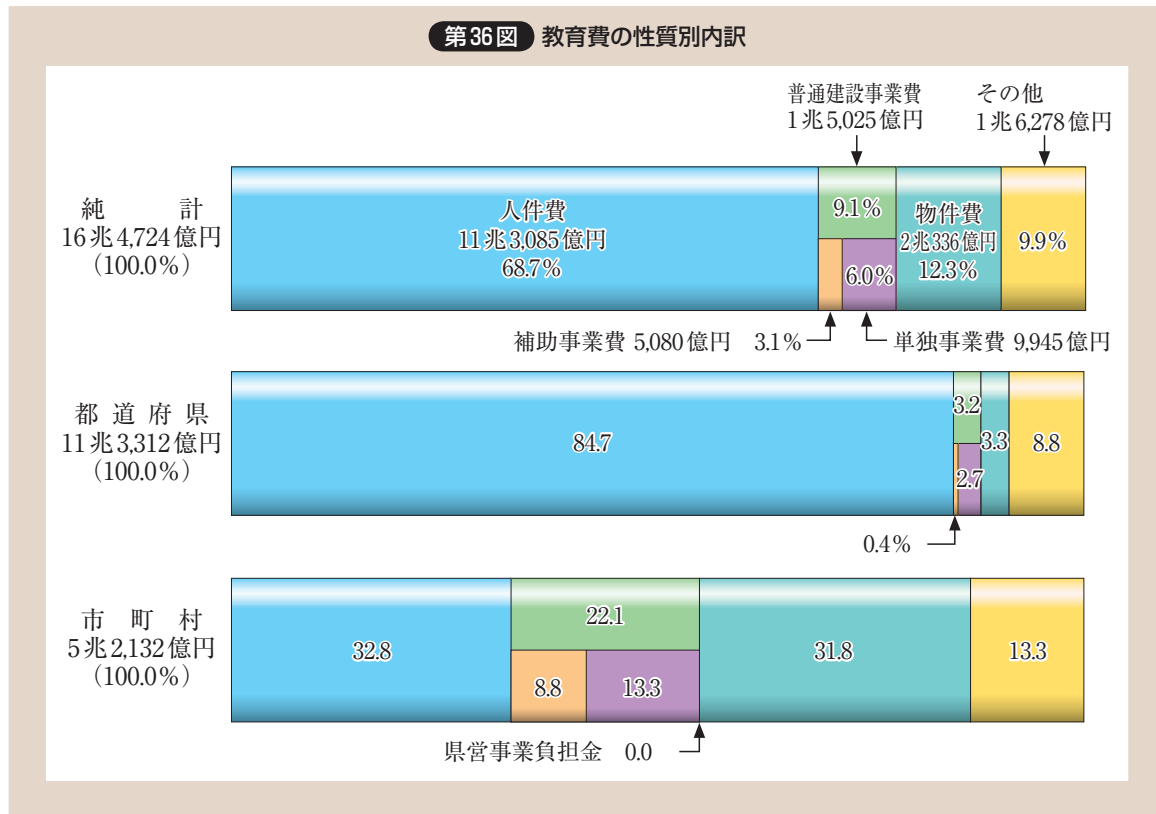
また、各費目の決算額を前年度と比べると、小学校費が1.4%減（前年度0.2%増）、中学校費が1.3%減（同0.2%増）、高等学校費が2.9%減（同2.0%減）、教育総務費が9.1%増（同5.6%減）、公民館、図書館、博物館等の社会教育施設等に要する経費である社会教育費が6.9%減（同7.4%減）、体育施設の建設・運営や体育振興及び義務教育諸学校等の給食等に要する経費である保健体育費が1.0%減（同3.2%減）となっている。

目的別の構成比を団体種類別にみると、都道府県においては小学校費が最も大きな割合（33.8%）を占め、以下、高等学校費（20.0%）、中学校費（19.1%）の順となっている。

また、市町村においても、小学校費が最も大きな割合（23.1%）を占め、以下、保健体育費（21.1%）、社会教育費（19.9%）の順となっている。

教育費の性質別の内訳をみると、第36図のとおりであり、人件費が最も大きな割合（教育費総額の68.7%）を占め、以下、物件費（同12.3%）、義務教育施設整備等の経費である普通建設事業費（同9.1%）の順となっている。

また、主な費目を前年度と比べると、人件費が0.6%減（前年度1.8%減）、普通建設事業費が4.4%減（同8.1%減）となっている。



性質別の構成比を団体種類別にみると、都道府県においては、都道府県立学校教職員の人件費のほか、市町村立義務教育諸学校教職員の人件費を負担していることから、人件費が大部分（84.7%）を占めている。

また、市町村においても、人件費が最も大きな割合（32.8%）を占め、以下、物件費（31.8%）、普通建設事業費（22.1%）の順となっている。

(3) 生活・福祉の充実

ア 社会福祉行政 [第38表～第44表]

地方公共団体は、社会福祉の充実を図るため、児童、高齢者、心身障害者等のための福祉施設の整備及び運営、生活保護の実施等の施策を行っている。

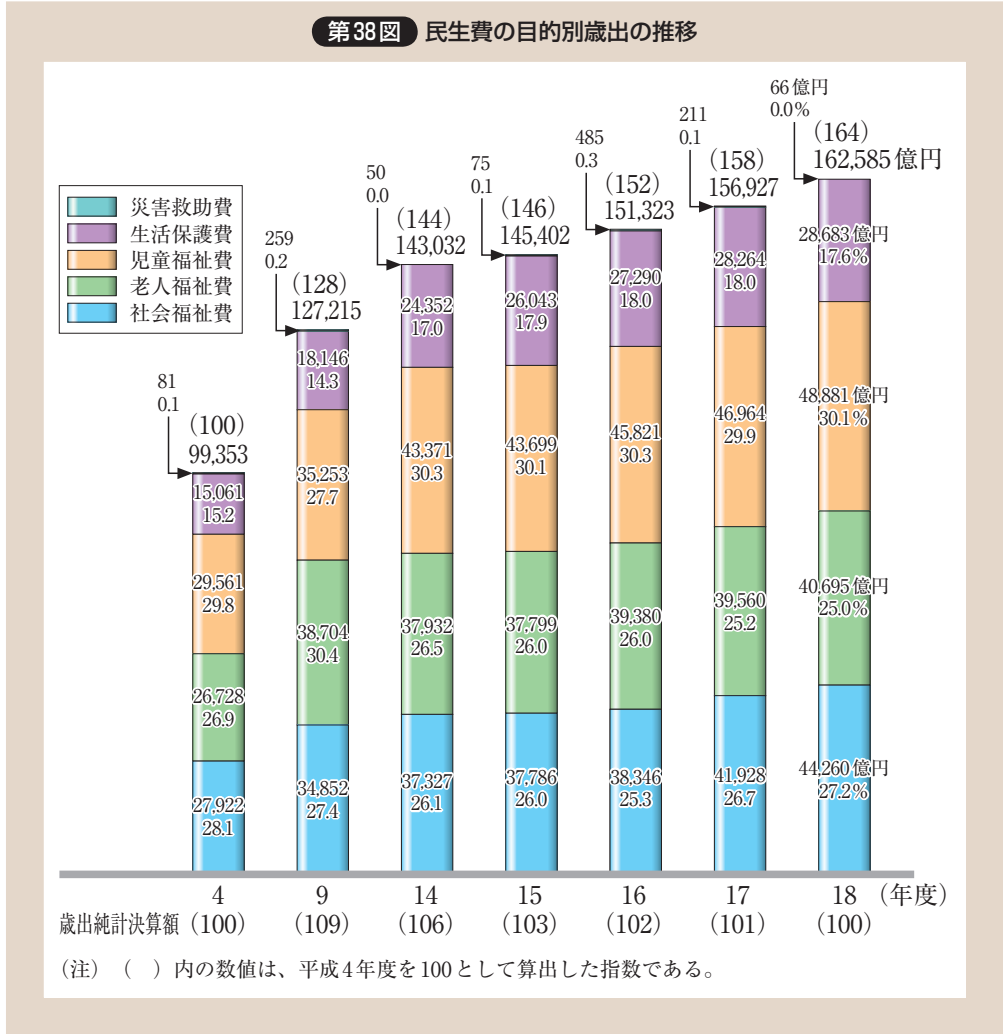
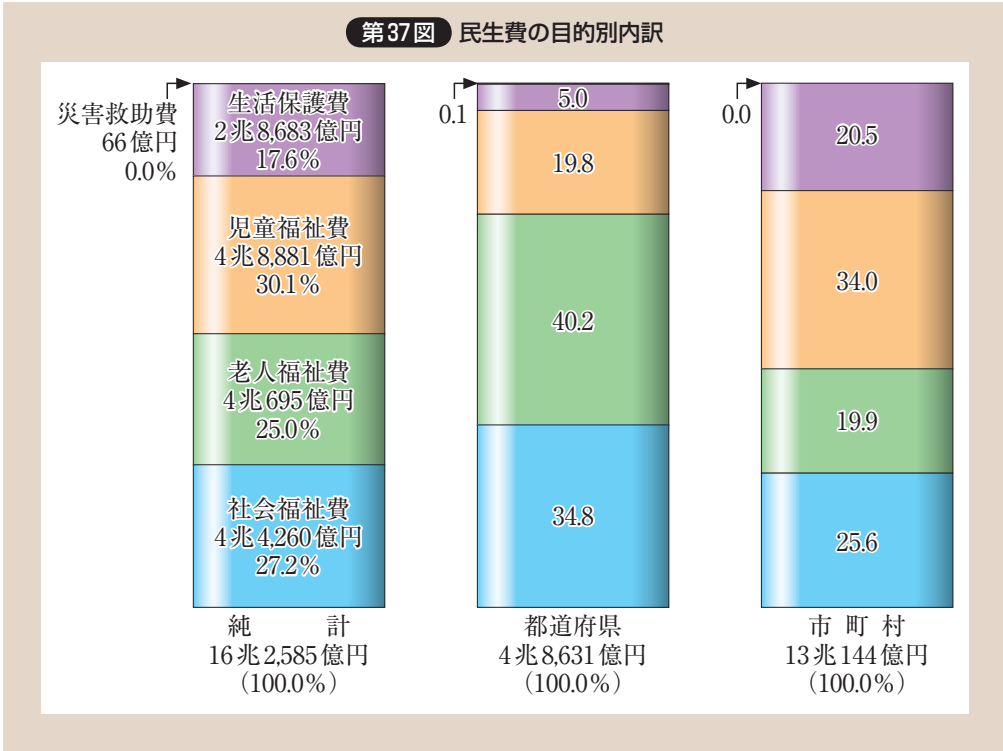
これらの諸施策の推進に要する経費である民生費の決算額は、三位一体の改革による国庫補助負担金の改革に伴う国民健康保険制度における都道府県調整交付金の増加等により、前年度と比べると3.6%増（前年度3.7%増）の16兆2,585億円で、歳出総額の18.2%（都道府県10.2%、市町村27.1%）を占め、教育費に次いで大きい額となっている。

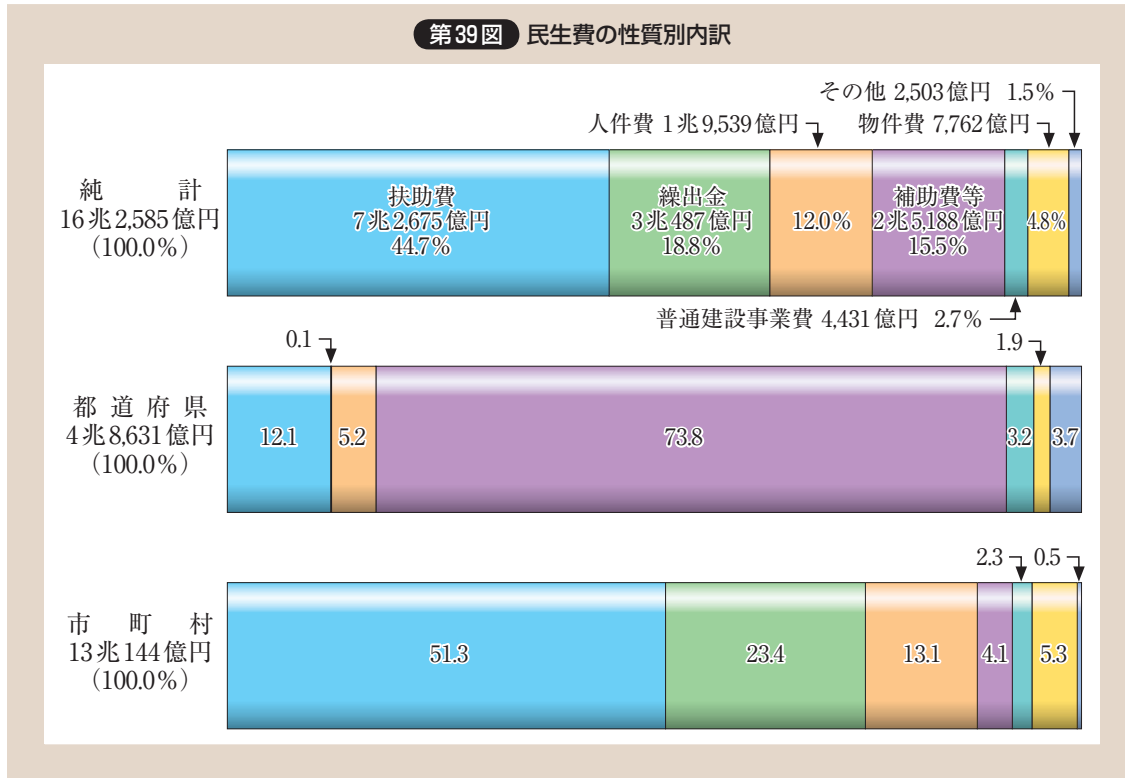
民生費が増加している背景としては、児童手当の支給対象年齢の見直しなどの制度改革、被保護者数の増加に伴う生活保護費の増加等があげられる。

なお、決算額を団体種類別にみると、市町村の民生費は都道府県の2.7倍となっている。

これは、児童手当支給事務及び社会福祉施設の設置・運営事務が主として市町村によって行われていることや、生活保護に関する事務が市町村（町村については、福祉事務所を設置している町村に限る。）によって行われていること等によるものである。

民生費の目的別の内訳をみると、第37図のとおりであり、児童福祉費が最も大きな割合（民生費総額の





30.1%) を占め、以下、知的障害者等の福祉対策や他の福祉に分類できない総合的な福祉対策に要する経費である社会福祉費 (同 27.2%)、老人福祉費 (同 25.0%)、生活保護費 (同 17.6%)、非常災害によるり災者に対して行われる応急救助、緊急措置に要する経費等の災害救助費 (同 0.0%) の順となっている。

また、各費目の決算額を前年度と比べると、児童福祉費が 4.1% 増 (前年度 2.5% 増)、老人福祉費が 2.9% 増 (同 0.5% 増)、社会福祉費が 5.6% 増 (同 9.3% 増)、生活保護費が 1.5% 増 (同 3.6% 増)、災害救助費が 68.5% 減 (同 56.5% 減) となっている。

民生費の目的別歳出額の推移は、第 38 図のとおりである。

これらの各費目を 10 年前 (平成 8 年度) の決算額と比べると、生活保護費が 1.66 倍、児童福祉費が 1.44 倍、社会福祉費が 1.32 倍、老人福祉費が 1.11 倍と高い伸びを示しており、民生費総額の伸び (1.33 倍) が歳出純計決算額の伸び (0.90 倍) を上回る要因となっている。

目的別の構成比を団体種類別にみると、都道府県においては老人福祉費の構成比 (40.2%) が最も大きく、以下、社会福祉費 (34.8%)、児童福祉費 (19.8%)、生活保護費 (5.0%) の順となっている。

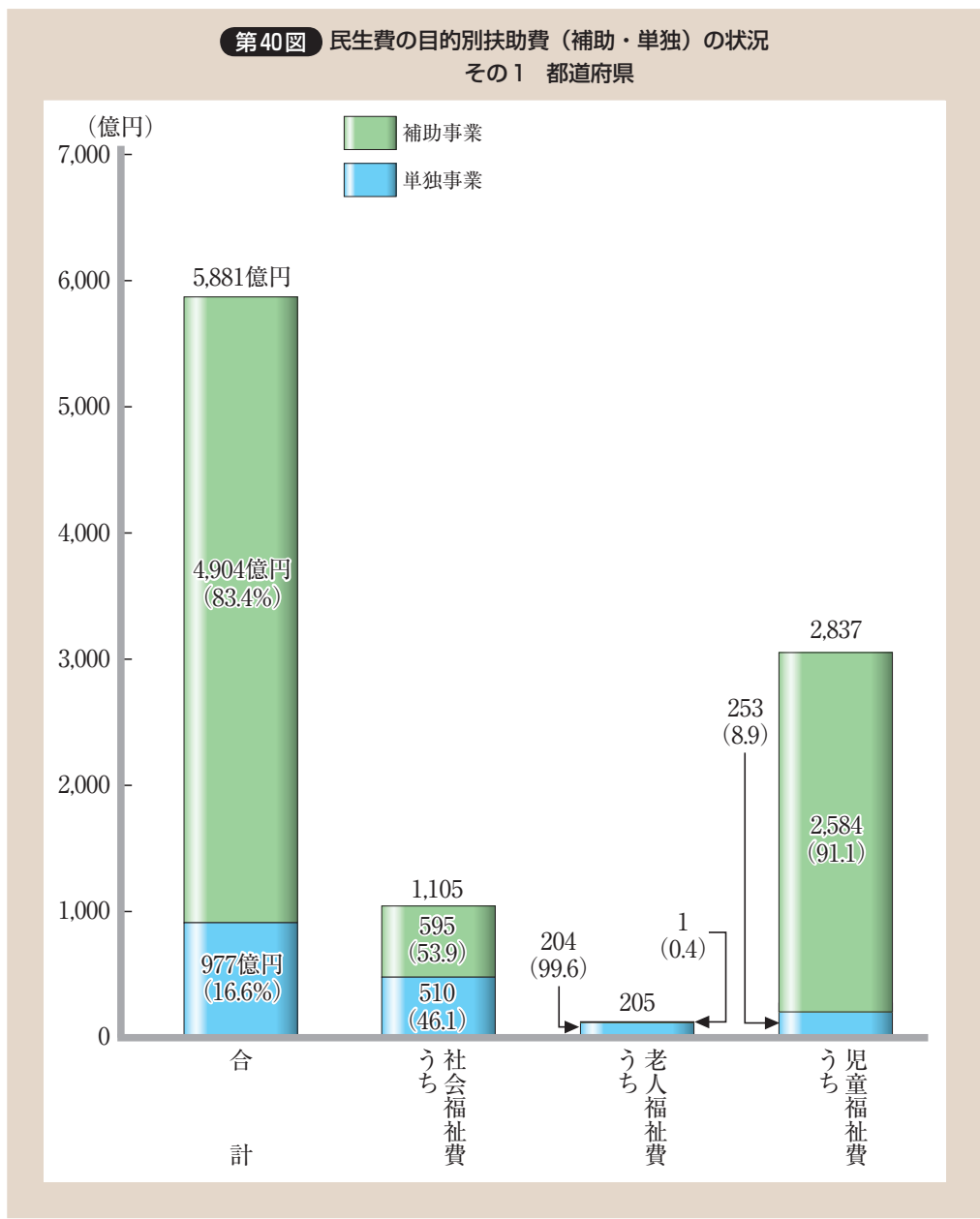
また、市町村においては児童福祉費の構成比 (34.0%) が最も大きく、以下、社会福祉費 (25.6%)、生活保護費 (20.5%)、老人福祉費 (19.9%) の順となっている。

民生費の性質別の内訳をみると、第 39 図のとおりであり、生活保護に要する経費、児童手当の支給に要する経費等の扶助費が最も大きな割合 (民生費総額の 44.7%) を占め、以下、国民健康保険事業会計 (事業勘定)、介護保険事業会計 (事業勘定)、老人保健医療事業会計等に対する繰出金 (同 18.8%)、補助費等 (同 15.5%)、人件費 (同 12.0%)、物件費 (同 4.8%)、普通建設事業費 (同 2.7%) の順となっている。

また、各費目の決算額を前年度と比べると、扶助費が 2.2% 増 (前年度 2.6% 増)、繰出金が 2.3% 増 (同 4.1% 増)、補助費等が 17.9% 増 (同 22.3% 増)、人件費が 1.4% 減 (同 1.1% 減)、物件費が 6.0% 減 (同 0.8% 減)、普通建設事業費が 9.0% 減 (同 13.1% 減) となっている。

民生費の扶助費のうち、地域の特性に応じて実施される単独施策分の現状については、第 40 図のとおり

第40図 民生費の目的別扶助費（補助・単独）の状況
その1 都道府県



である。

都道府県においては977億円（民生費の扶助費総額の16.6%）、市町村においては1兆1,907億円（同17.8%）が単独施策分となっている。

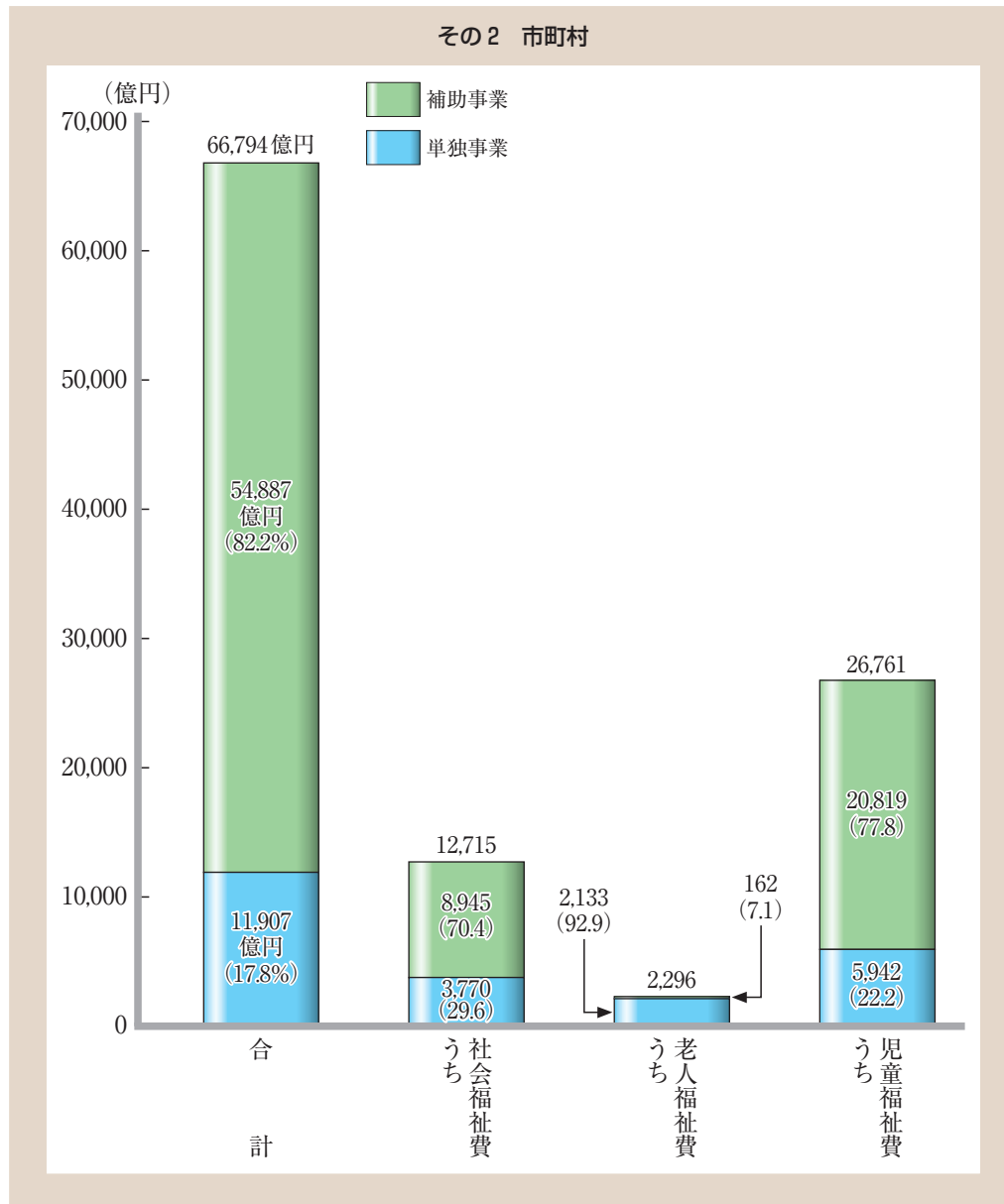
これを目的別にみると、都道府県においては社会福祉費の46.1%、老人福祉費の99.6%、児童福祉費の8.9%が単独施策分となっており、市町村においては社会福祉費の29.6%、老人福祉費の92.9%、児童福祉費の22.2%が単独施策分となっている。

民生費の財源構成比の推移は、第41図のとおりである。

これによると、昭和55年度は一般財源等と国庫支出金の割合がほぼ同じであったが、民生費における単独施策の充実、民生費に係る国庫補助負担率の引下げ等を背景に、民生費の増加分の多くを一般財源等の充当で対応してきた結果、近年は一般財源等の割合が増加し、国庫支出金の約3倍の割合となっている。

イ 労働行政 [第50表～第51表]

地方公共団体は、就業者の福祉向上を図るため、職業能力開発の充実、金融対策、失業対策等の施策を



行っている。

これらの諸施策に要する経費である労働費の決算額は2,964億円で、前年度と比べると6.5%減（前年度11.8%減）となっている。

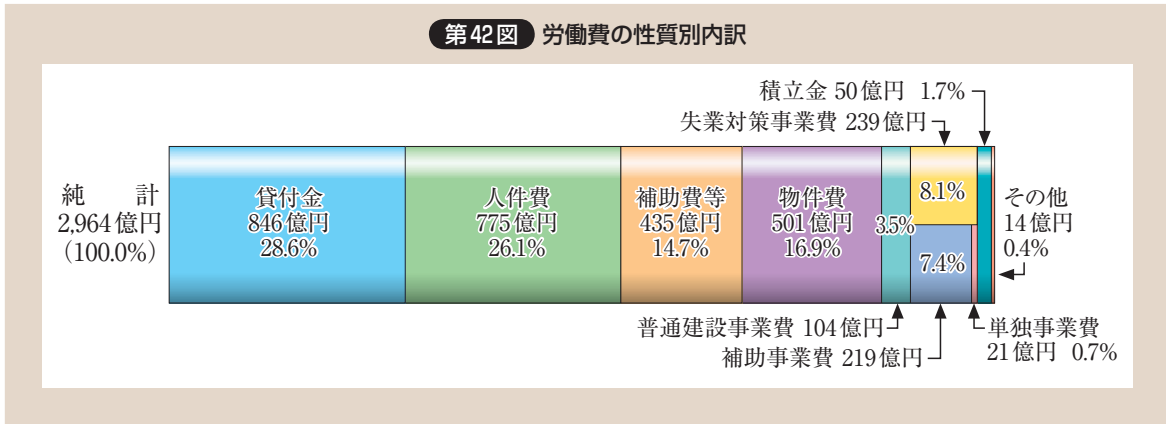
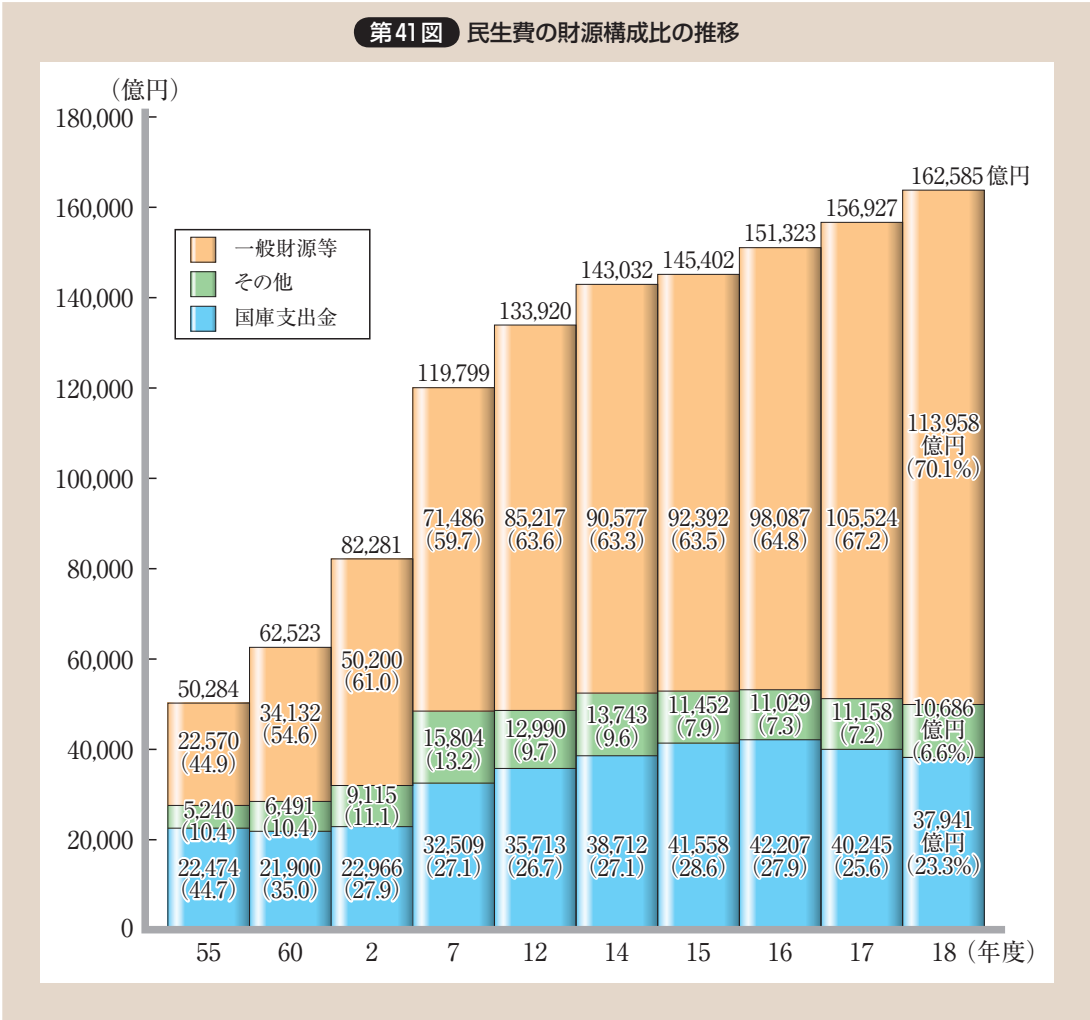
なお、労働費の歳出総額に占める割合は0.3%（都道府県0.3%、市町村0.3%）となっている。

労働費の目的別の内訳をみると、失業対策費は労働費総額の9.9%を占め、金融対策、福祉対策、職業訓練等に要する経費であるその他の経費が残りの90.1%を占めている。

また、各費目の決算額を前年度と比べると、失業対策費が30.2%増（前年度28.9%減）となっており、その他の経費が9.3%減（同10.2%減）となっている。

目的別の構成比を団体種類別にみると、都道府県においては職業訓練費が50.6%、労政費が43.9%、失業対策費が5.2%の順となっている。一方、市町村においては失業対策費が14.4%となっている。

労働費の性質別の内訳をみると、第42図のとおりであり、貸付金が最も大きな割合（労働費総額の28.6%）を占め、以下、人件費（同26.1%）、物件費（同16.9%）、補助費等（同14.7%）、失業対策事業費（同8.1%）、普通建設事業費（同3.5%）、積立金（同1.7%）の順となっている。



また、各費目の決算額を前年度と比べると、貸付金が5.6%減（前年度9.0%減）、人件費が2.8%減（同5.9%減）、物件費が7.0%減（同34.5%減）、補助費等が23.4%減（同16.8%増）、普通建設事業費が37.6%減（同8.1%減）、失業対策事業費が44.8%増（同8.5%減）、積立金が155.6%増（同72.5%減）となっている。

(4) 産業の振興

ア 農林水産行政 [第 52 表～第 57 表]

地方公共団体は、農林水産業の振興と食糧の安定的供給を図るため、生産基盤の整備、構造改善、消費流通対策、農林水産業に係る技術の開発・普及等の施策を実施している。

これらの諸施策の推進に要する経費である農林水産業費の決算額は 3 兆 7,531 億円で、前年度と比べると 5.7%減（前年度 7.9%減）となっている。

また、農林水産業費の歳出総額に占める割合は 4.2%（都道府県 6.0%、市町村 2.9%）となっている。

農林水産業費の目的別の内訳をみると、第 43 図のとおりであり、農業基盤整備等に要する経費である農地費が最も大きな割合（農林水産業費総額の 38.8%）を占め、以下、農業改良普及事業、農業構造改善事業等に要する経費である農業費（同 24.2%）、林業費（同 21.4%）、水産業費（同 10.8%）の順となっている。

また、各費目の決算額を前年度と比べると、農地費が 7.8%減（前年度 6.6%減）、農業費が 6.6%減（同 8.8%減）、林業費が 2.1%減（同 9.3%減）、水産業費が 7.5%減（同 8.5%減）となっている。

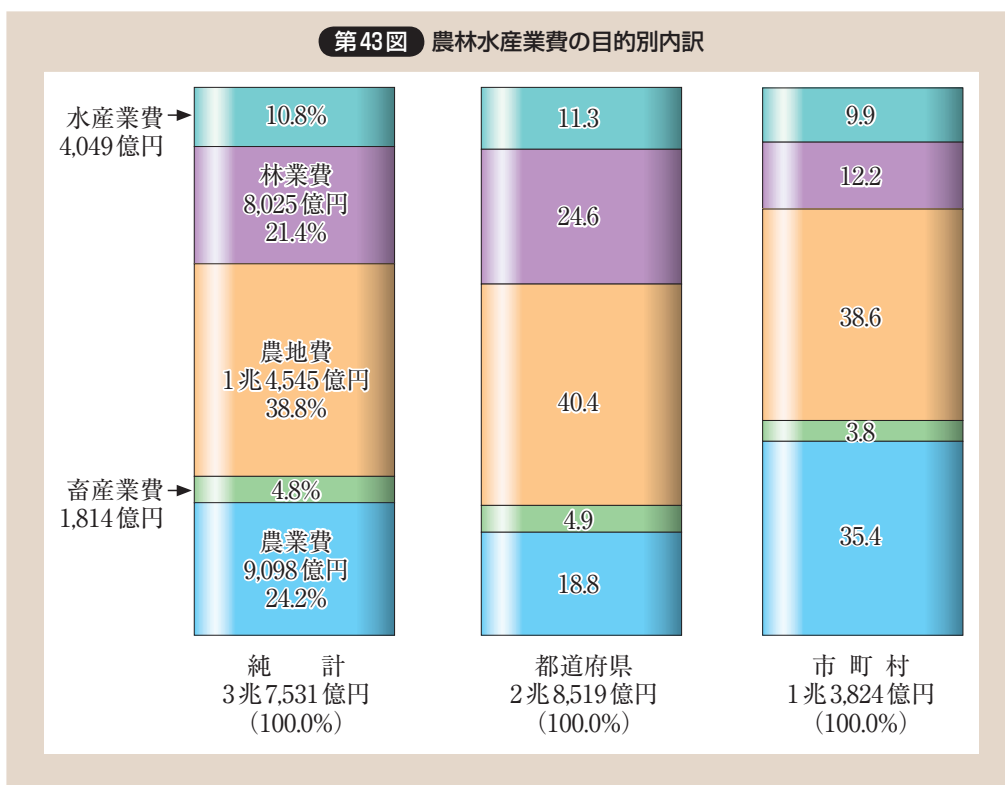
農林水産業費の性質別の内訳をみると、第 44 図のとおりであり、普通建設事業費が最も大きな割合（農林水産業費総額の 53.4%）を占め、以下、人件費（同 19.5%）、補助費等（同 8.0%）の順となっている。

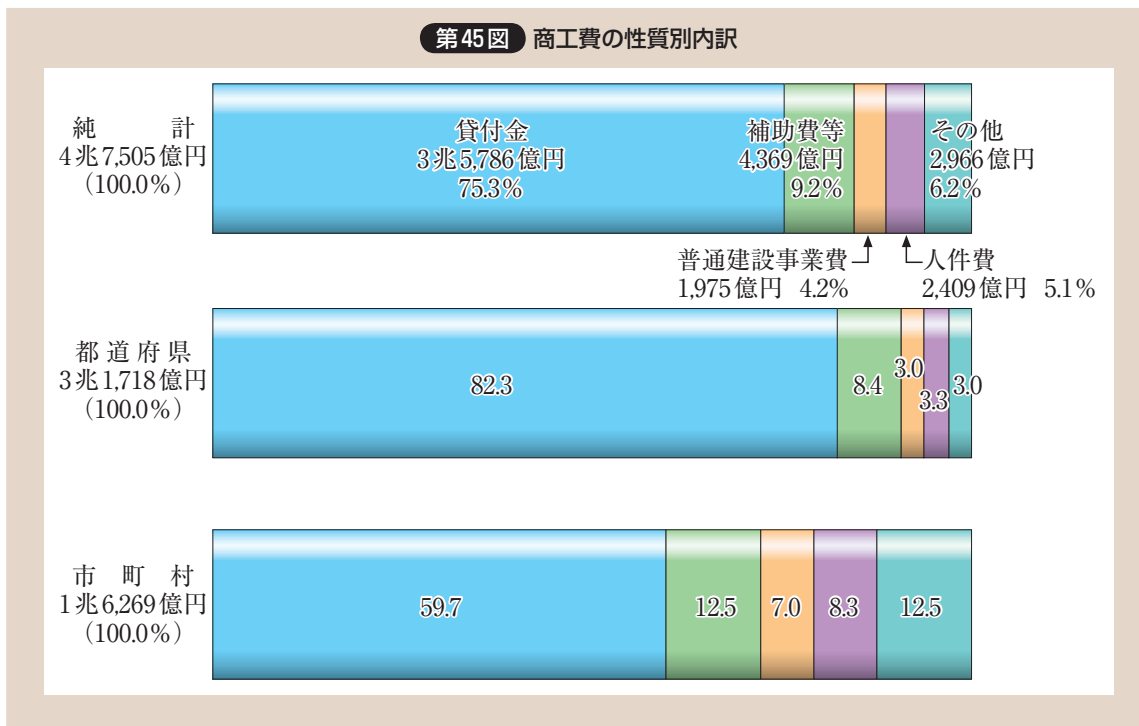
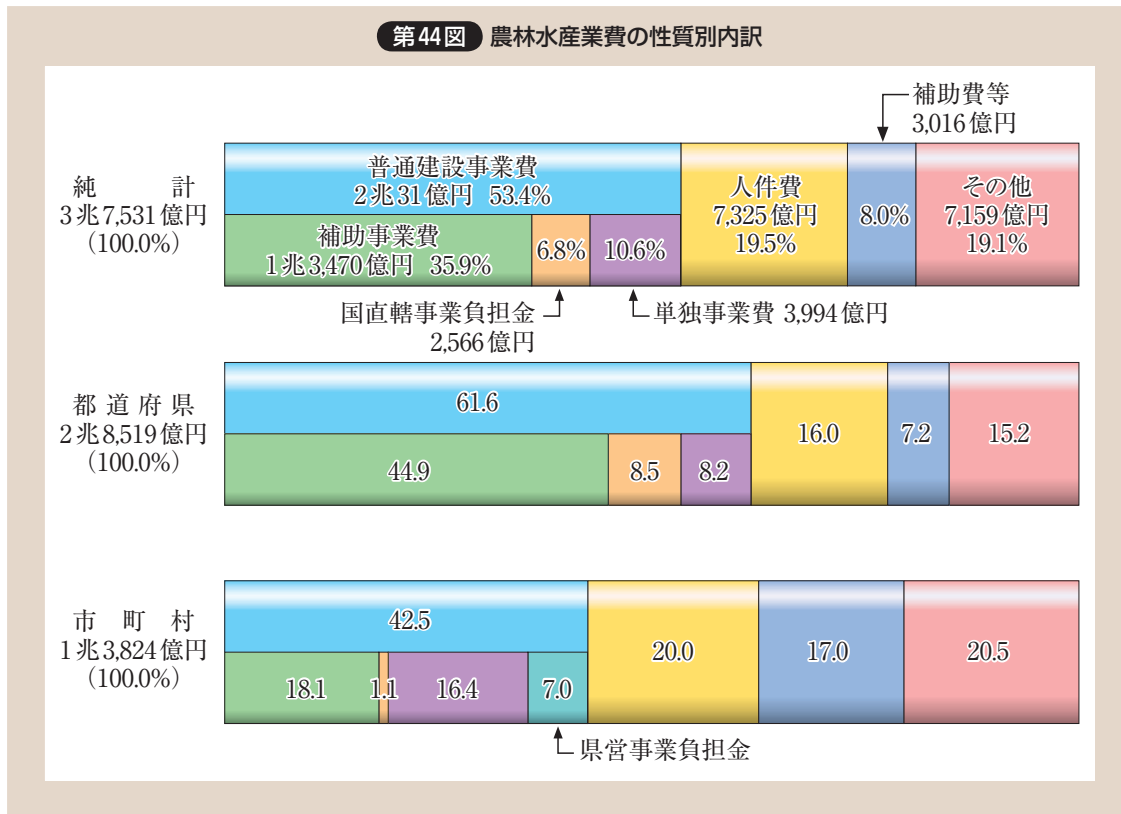
また、各費目の決算額を前年度と比べると、普通建設事業費が 9.2%減（前年度 8.5%減）、人件費が 2.9%減（同 2.4%減）となっている。

さらに、農林水産業費において最も大きな割合を占める普通建設事業費について、目的別にその構成比をみると、農地費が最も大きな割合（農林水産業費における普通建設事業費の 56.3%）を占め、以下、林業費（同 22.3%）、水産業費（同 12.5%）、農業費（同 6.7%）の順となっている。

イ 商工行政 [第 58 表]

地方公共団体は、地域における商工業の振興とその経営の近代化等を図るため、中小企業の指導育成、企





業誘致、消費流通対策等さまざまな施策を実施している。

これらの諸施策の推進に要する経費である商工費の決算額は4兆7,505億円で、前年度と比べると2.7%増（前年度5.7%減）となっている。

また、商工費の歳出総額に占める割合は5.3%（都道府県6.7%、市町村3.4%）となっている。

商工費の性質別の内訳をみると、第45図のとおりであり、貸付金が最も大きな割合（商工費総額の75.3%）を占め、以下、補助費等（同9.2%）、人件費（同5.1%）の順となっている。

また、各費目の決算額を前年度と比べると、貸付金が3.9%増（前年度3.6%減）、補助費等が3.5%減（同0.5%減）、人件費が1.1%減（同1.3%増）となっている。

性質別の構成比を団体種類別にみると、都道府県においては貸付金が大部分（82.3%）を占めている。また、市町村においても貸付金が最も大きな割合（59.7%）を占め、次いで補助費等（12.5%）の順となっている。

(5) 保健衛生と環境保全

ア 保健衛生 [第45表～第49表]

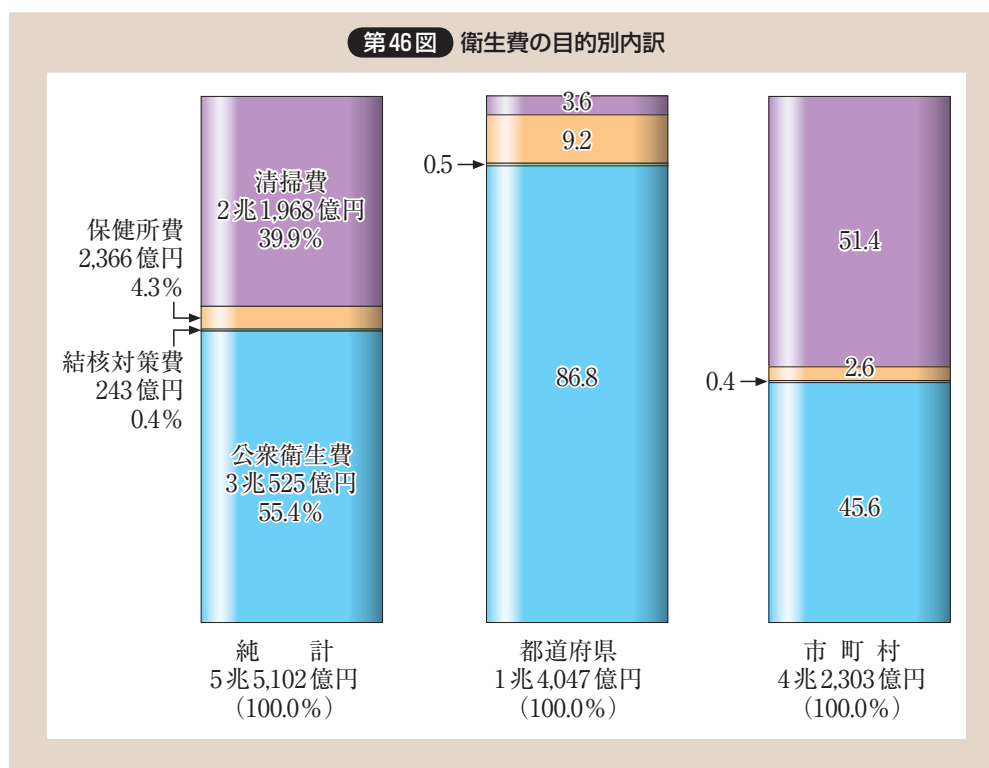
地方公共団体は、住民の健康を保持増進し、生活環境の改善を図るため、医療、公衆衛生、精神衛生等に係る対策を推進するとともに、し尿・ごみなど一般廃棄物の収集・処理等、住民の日常生活に密着した諸施策を実施している。

これらの諸施策の推進に要する経費である衛生費の決算額は5兆5,102億円で、前年度と比べると3.4%減（前年度1.3%減）となっている。

また、衛生費の歳出総額に占める割合は6.2%（都道府県3.0%、市町村8.0%）となっている。

衛生費の目的別の内訳をみると、第46図のとおりであり、保健衛生、精神衛生及び母子衛生等に要する経費である公衆衛生費が最も大きな割合（衛生費総額の55.4%）を占め、次いで一般廃棄物等の収集処理等に要する経費である清掃費（同39.9%）となっている。これらの経費を合わせると、衛生費全体の9割以上を占めている。

目的別の構成比を団体種類別にみると、都道府県においては公衆衛生費が大部分（86.8%）を占め、市町



第1部 平成18年度の地方財政

村においては清掃費（51.4%）、公衆衛生費（45.6%）の順となっている。

また、各費目の決算額を前年度と比べると、公衆衛生費が3.2%減（前年度1.5%減）、清掃費が3.8%減（同0.7%減）、保健所費が2.7%減（同3.2%減）となっている。

衛生費の性質別の内訳をみると、第47図のとおりであり、ごみ処理等の委託に要する経費等である物件費（衛生費総額の31.1%）、清掃関係職員、公衆衛生関係職員の職員給等である人件費（同23.5%）、補助費等（同17.4%）、普通建設事業費（同11.1%）の順となっている。

また、各費目の決算額を前年度と比べると、物件費が0.5%増（前年度0.6%減）、人件費が3.0%減（同2.2%減）、補助費等が2.3%減（同0.7%減）、普通建設事業費が11.7%減（同4.2%減）となっている。

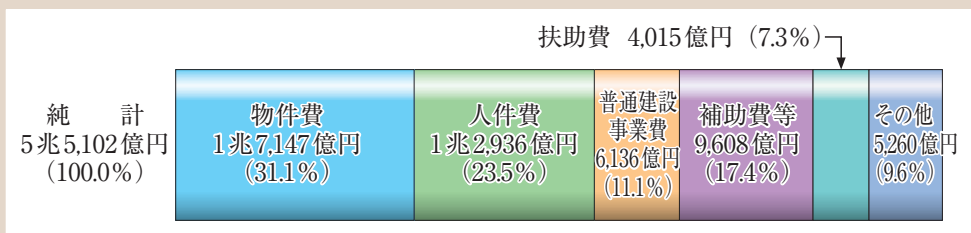
イ 環境保全

地方公共団体は、身近な生活環境を良好に保全するため、汚水・廃棄物の適正な処理、公害問題への対応、リサイクルの推進等さまざまな環境保全のための施策を推進している。

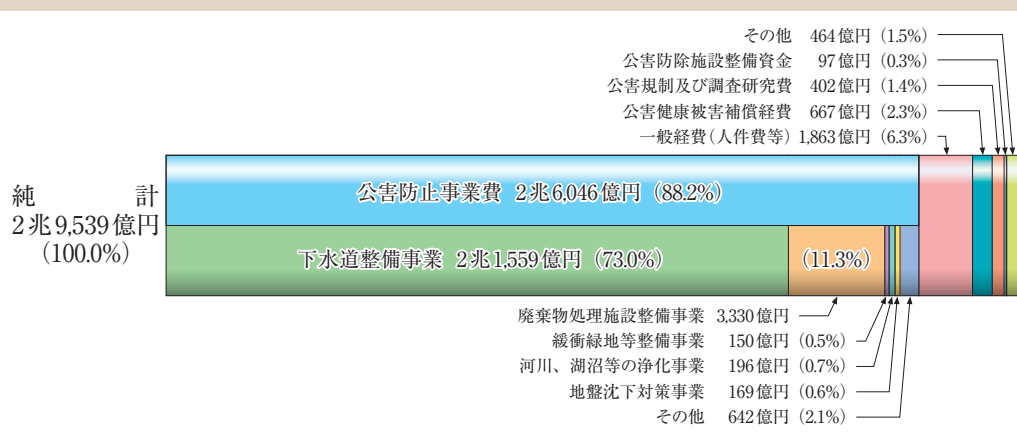
これらの諸施策の推進に要する経費（環境基本法（平成5年法律第91号）第2条第3項に規定する「公害」の防止対策に係る経費で、地方公営企業会計に係るものを含む。）の総額は2兆9,539億円（都道府県6,600億円、市町村2兆2,939億円）で、前年度と比べると8.3%減（前年度9.0%減）となっている。

なお、環境保全対策のために支出された経費の内容は、第48図のとおりである。

第47図 衛生費の性質別内訳



第48図 環境保全対策経費の状況



(6) 警察と消防

ア 警察行政 [第 66 表～第 67 表]

都道府県は、犯罪の防止、交通安全の確保その他地域社会の安全と秩序を維持し、国民の生命、身体及び財産を保護するため、警察行政を推進している。

これらの諸施策に要する経費である警察費の決算額は 3 兆 3,538 億円で、前年度と比べると 1.1% 増（前年度 0.6% 減）となっている。

また、警察費の歳出総額に占める割合は 3.8%（都道府県歳出総額の 7.1%）となっている。

警察費の性質別の内訳をみると、第 49 図のとおりであり、警察官の職員給等である人件費が最も大きな割合（警察費総額の 83.1%）を占め、以下、物件費（同 9.8%）、警察施設、交通信号機の設置等に要する経費である普通建設事業費（同 5.8%）の順となっている。

また、各費目の決算額を前年度と比べると、人件費が 1.0% 増（前年度 0.5% 減）、物件費が 2.3% 増（同 1.6% 減）、普通建設事業費が 1.8% 増（同 1.1% 減）となっている。

なお、国家公務員である警視正以上の階級にある地方警務官を除く都道府県警察職員総数は、平成 19 年 4 月 1 日現在、28 万 141 人（前年同期 27 万 7,543 人）となっており、その内訳は、警察官 25 万 1,569 人（同 24 万 8,834 人）、警察事務職員等 2 万 8,572 人（同 2 万 8,709 人）となっている。

イ 消防行政 [第 65 表]

地方公共団体は、火災、風水害、地震等の災害から国民の生命、身体及び財産を守り、これらの災害を防止し、被害を軽減するため、消防行政を推進している。

これらの諸施策に要する経費である消防費の決算額は 1 兆 8,116 億円で、前年度と比べると 0.7% 減（前年度 0.6% 減）となっている。

また、消防費の歳出総額に占める割合は 2.0%（都道府県 0.4%、市町村 3.5%）となっている。

消防費の性質別の内訳をみると、第 50 図のとおりであり、消防関係職員の職員給等である人件費が最も大きな割合（消防費総額の 76.2%）を占め、以下、消防施設の整備、消防自動車の購入等に要する経費であ

第 49 図 警察費の性質別内訳



第 50 図 消防費の性質別内訳



第1部 平成18年度の地方財政

る普通建設事業費（同10.8%）、物件費（同9.1%）の順となっている。

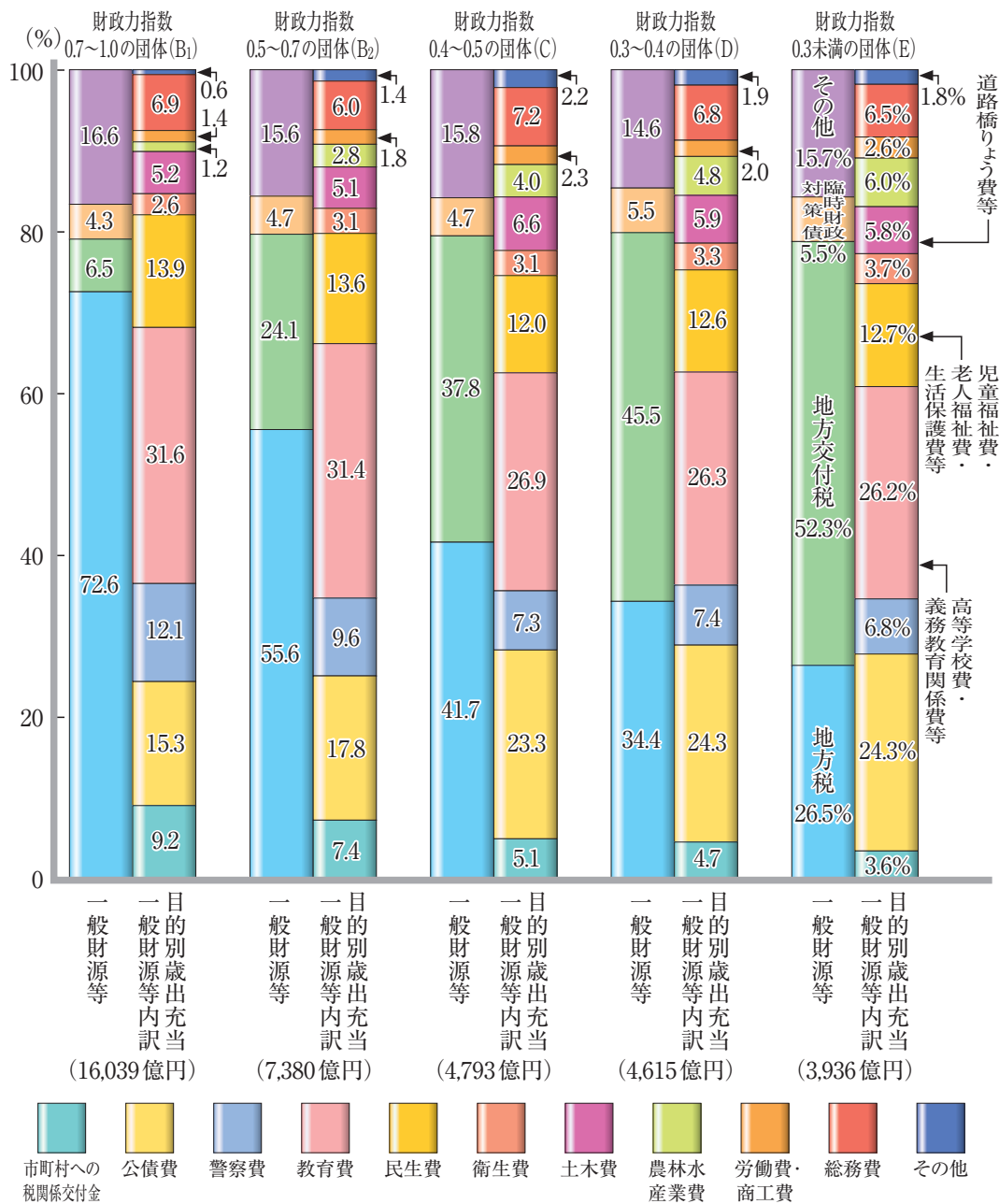
また、各費目の決算額を前年度と比べると、人件費が0.3%減（前年度0.3%減）、普通建設事業費が1.8%増（同4.2%減）、物件費が1.4%減（同1.3%増）となっている。

なお、消防関係職員数は、平成19年4月1日現在、15万6,984人（前年同期15万6,409人）となっている。

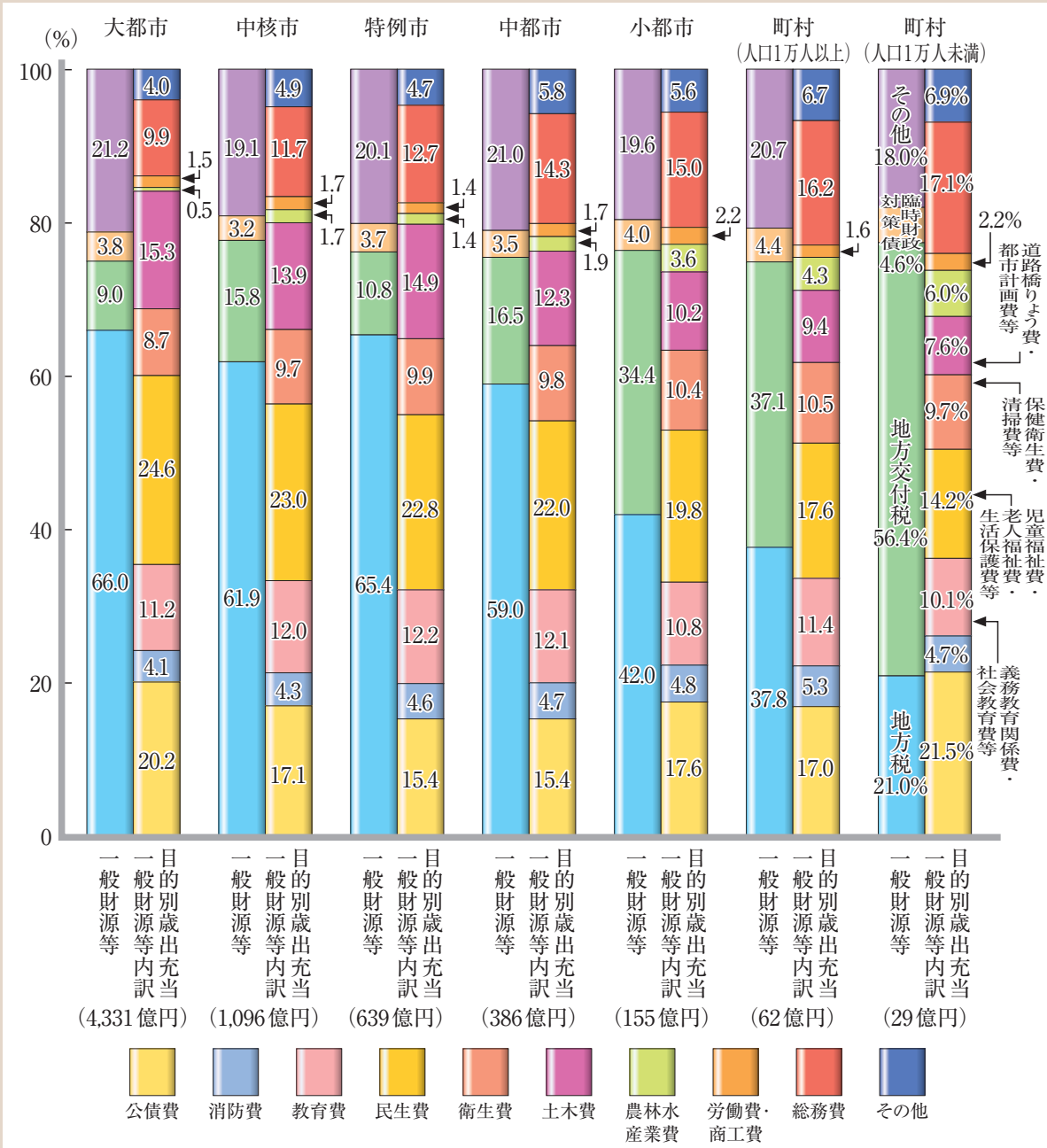
(7) 目的別歳出充当一般財源等の状況【第37表】

用途の特定されていない財源である一般財源等の歳出への充当について、一般財源等を地方税、地方交付税、臨時財政対策債及びその他に、歳出を目的別にそれぞれ分類した上で、道府県については財政力指数段階グループ別に、市町村（特別区及び一部事務組合等を除く。）については団体区分別に比較してみると、第51図のとおりである。

第51図 目的別歳出充当一般財源等の状況
その1 道府県（財政力指数別）



その2 市町村（団体区別）

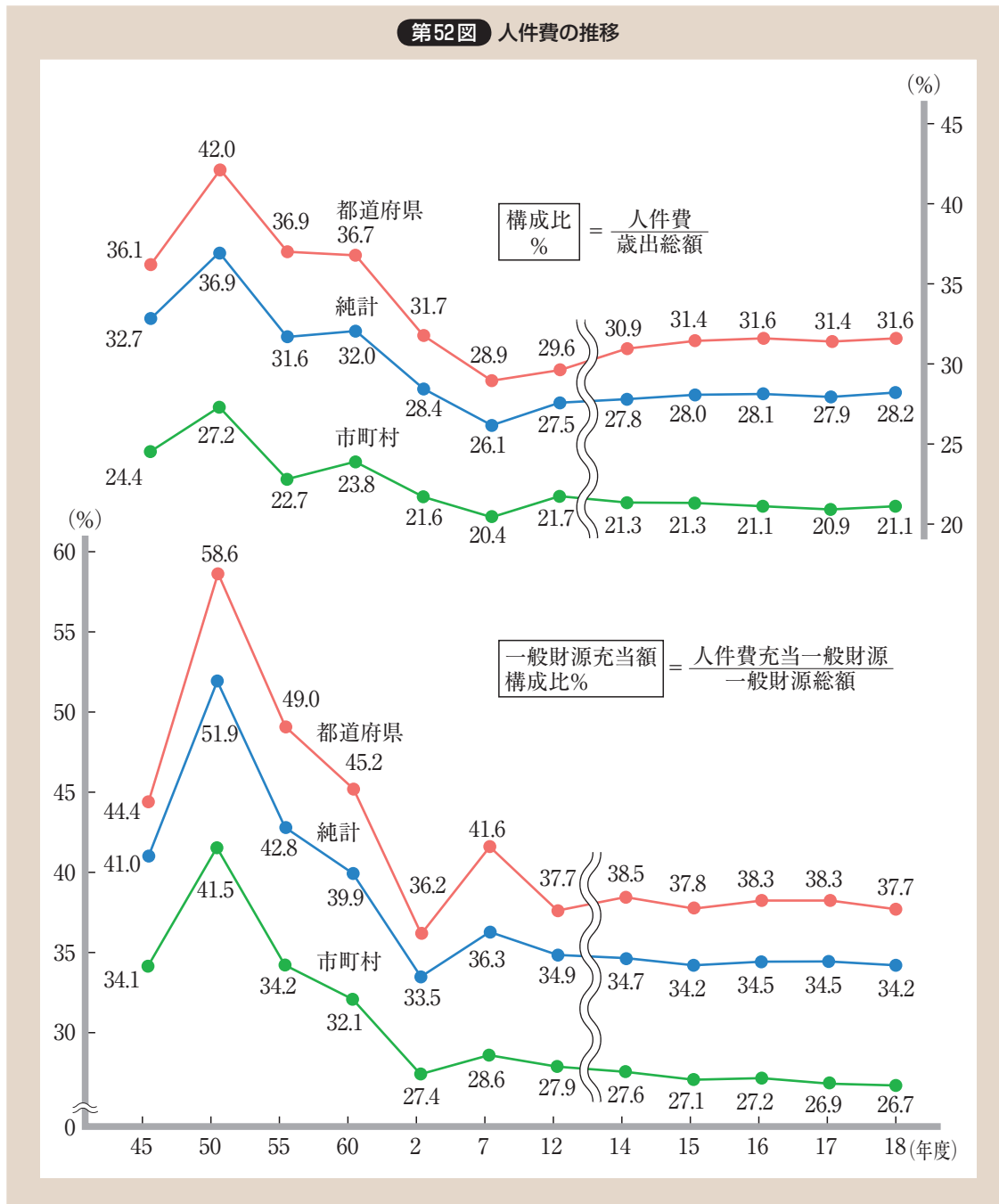


5 地方経費の構造

地方公共団体の経費を経済的な性質に着目して分類すると、義務的経費、投資的経費及びその他の経費に大別されるが、これらの状況をみると、次のとおりである。

(1) 義務的経費 [第74表]

人件費、扶助費及び公債費からなる義務的経費の決算額は46兆1,756億円で、前年度と比べると1.5%減(前年度1.5%増)となっている。



第1部 平成18年度の地方財政

また、義務的経費の歳出総額に占める割合は51.8%で、前年度と比べると0.1%ポイントの上昇となっている。

義務的経費の内訳をみると、人件費が25兆1,353億円で、義務的経費に占める割合は54.4%（前年度53.9%）、公債費が13兆2,511億円で、義務的経費に占める割合は28.7%（同29.7%）、扶助費が7兆7,892億円で、義務的経費に占める割合は16.9%（同16.4%）となっている。

ア 人件費 [第77表～第79表]

人件費は、職員給、地方公務員共済組合等負担金、退職金、委員等報酬、議員報酬手当等からなっている。

人件費の決算額は25兆1,353億円（対前年度比0.5%減）で、平成12年度から7年連続して減少している。

人件費の歳出総額に占める割合及び人件費に充当された一般財源の一般財源総額に占める割合の推移は、第52図のとおりである。

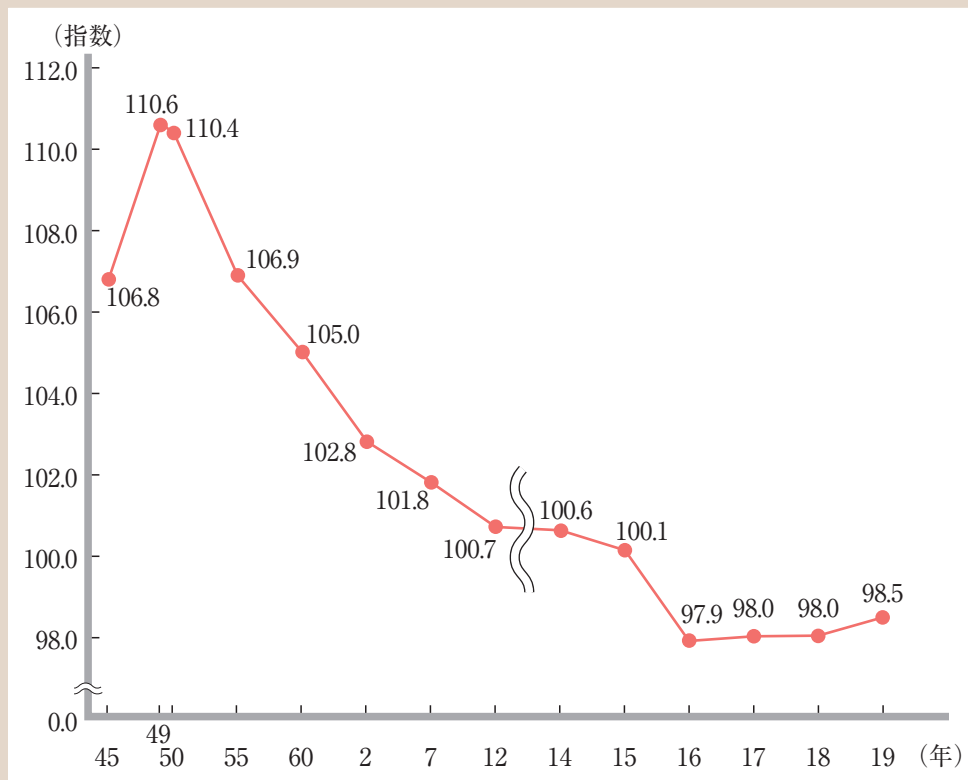
人件費の歳出総額に占める割合は前年度と比べると0.3%ポイント上昇の28.2%となっている。

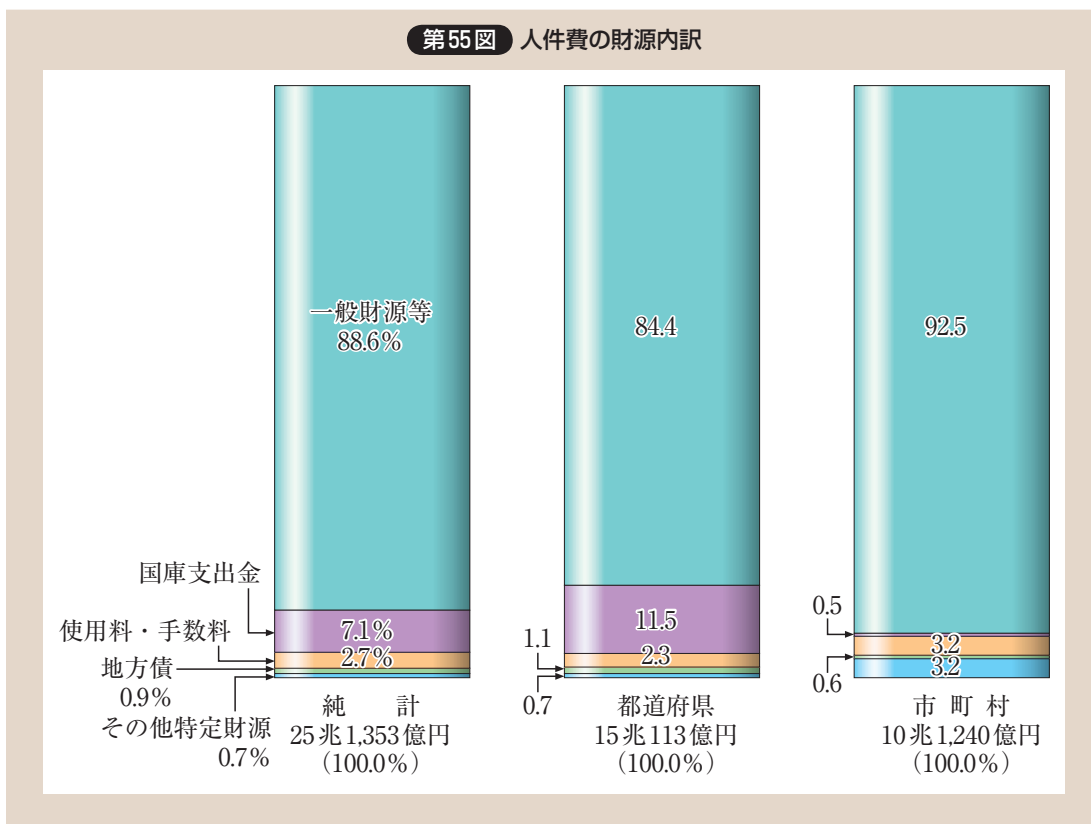
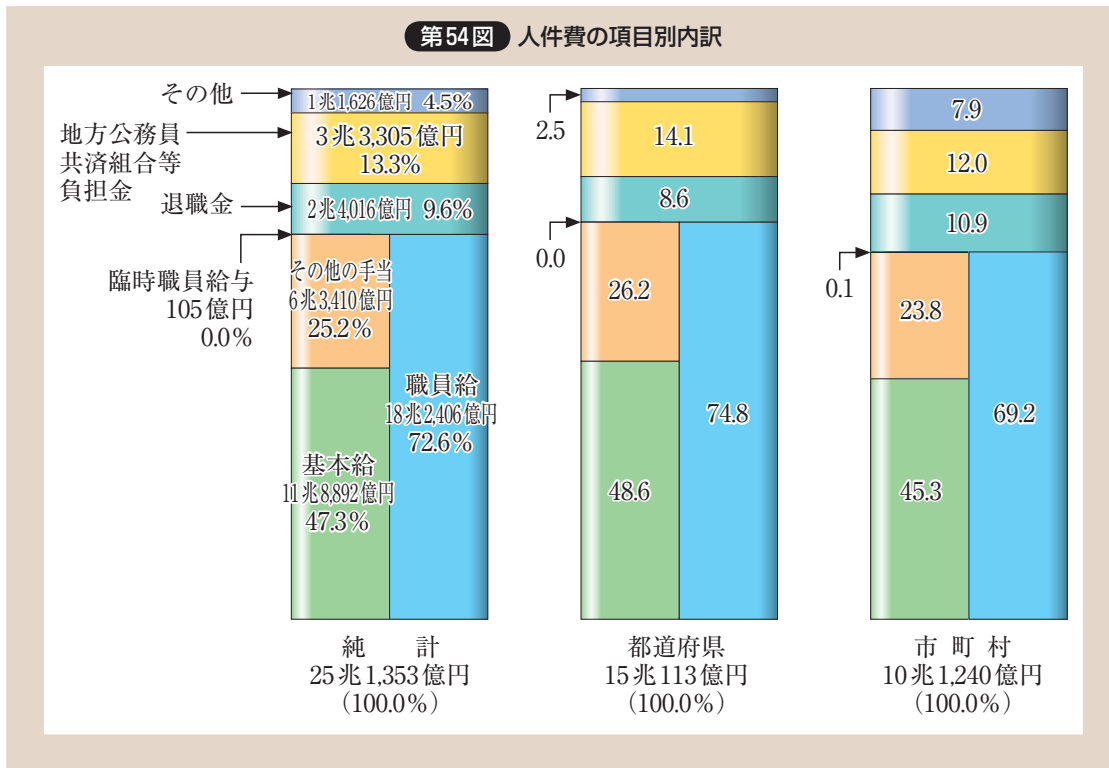
人件費の歳出総額に占める割合を団体種類別にみると、都道府県（31.6%）が、市町村立義務教育諸学校教職員の給与を負担していることなどから市町村（21.1%）を上回っている。

また、国家公務員の給与水準を100としたときの、地方公務員の給与水準を指すラスパイレース指数の推移は、第53図のとおり、昭和49年の110.6をピークとして低下の傾向にあり、平成19年4月1日現在のラスパイレース指数は98.5となっている。

ラスパイレース指数を団体区分別にみると、平成19年4月1日現在、都道府県99.6、大都市101.0、都市（中核市、特例市を含む。）97.9、町村93.9となっている。

第53図 ラスパイレース指数の推移





人件費の費目別の主な内訳をみると、第54図のとおりであり、職員給が72.6%を占め、以下、地方公務員共済組合等負担金（人件費総額の13.3%）、退職金（同9.6%）の順となっている。

各費目の決算額を前年度と比べると、職員給が1.9%減（前年度0.9%減）となっており、8年連続して減

第1部 平成18年度の地方財政

少している。また、地方公務員共済組合等負担金が1.6%減（前年度1.3%減）、退職金が18.2%増（同4.8%減）となっている。

人件費に充当された財源の内訳をみると、第55図のとおりであり、一般財源等が最も大きな割合（人件費総額の88.6%）を占め、以下、国庫支出金（同7.1%）、使用料・手数料（同2.7%）の順となっている。

財源の内訳を団体種類別にみると、一般財源等の構成比は、市町村（92.5%）が都道府県（84.4%）を上回っているのに対し、国庫支出金の構成比は、都道府県（11.5%）が市町村（0.5%）を大幅に上回っている。

これは、都道府県が負担している市町村立義務教育諸学校教職員の人件費について、国庫負担制度（義務教育費国庫負担金）が設けられていること等によるものである。

(ア) 職員給 [第77表～第78表]

職員給の決算額は18兆2,406億円で、前年度と比べると1.9%減（前年度0.9%減）となっており、8年連続して減少している。

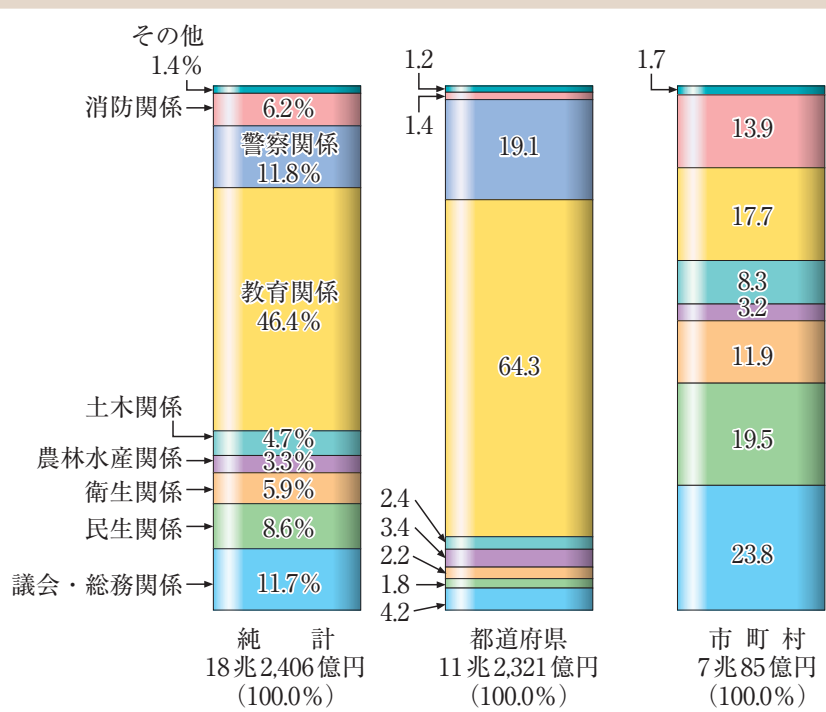
職員給の主な内訳をみると、基本給が最も大きな割合（職員給総額の65.2%）を占め、次いでその他の手当（同34.8%）となっている。

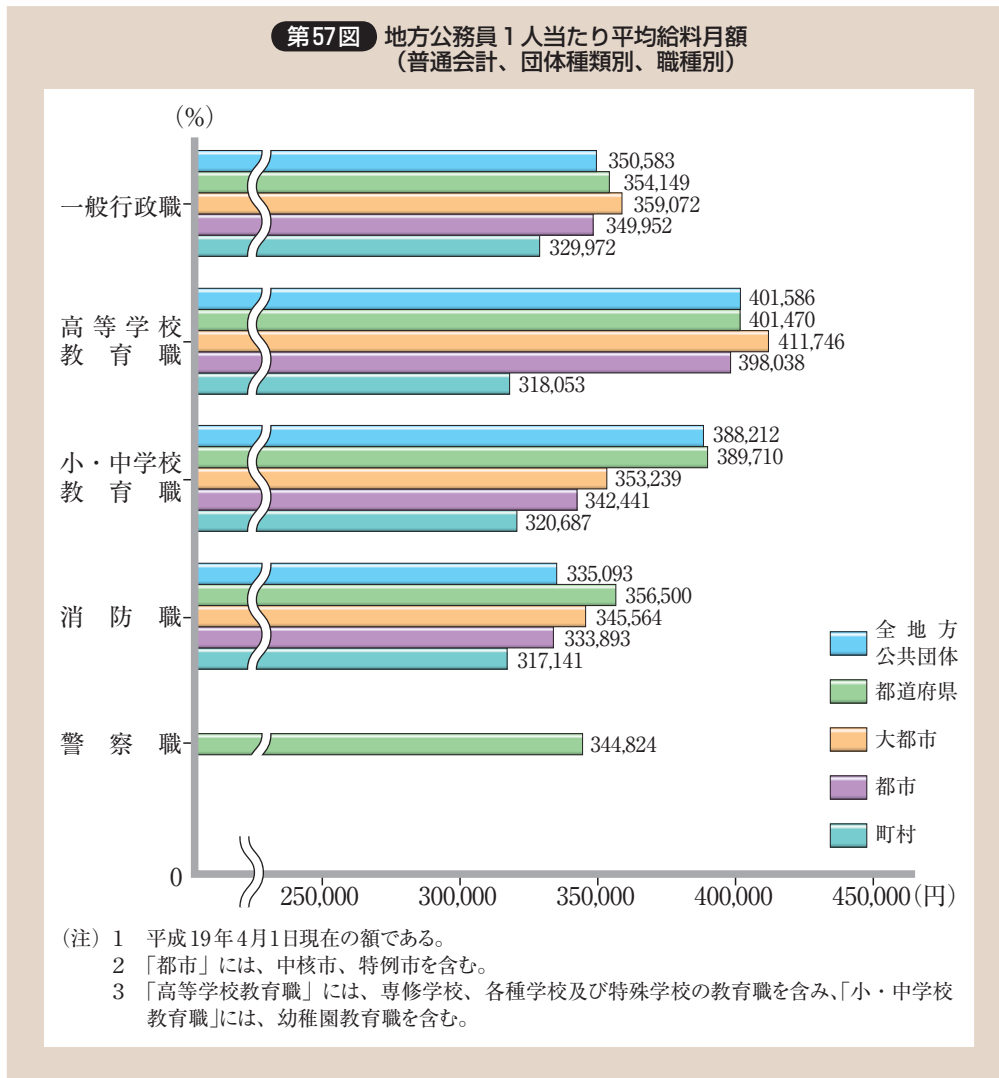
また、職員給の主な内訳の決算額を前年度と比べると、基本給が1.9%減（前年度0.8%減）、その他の手当が1.9%減（同1.0%減）となっている。

職員給の部門別構成比は、第56図のとおりであり、教育関係が最も大きな割合（職員給総額の46.4%）を占め、以下、警察関係（同11.8%）、議会・総務関係（同11.7%）民生関係（同8.6%）、消防関係（同6.2%）、衛生関係（同5.9%）の順となっている。

また、職員給の部門別構成比を団体種類別にみると、都道府県においては市町村立義務教育諸学校教職員の人件費を負担していることから、教育関係が最も大きな割合（64.3%）を占め、警察関係（19.1%）と合

第56図 職員給の部門別構成比の状況





わせて全体の83.4%を占めている。

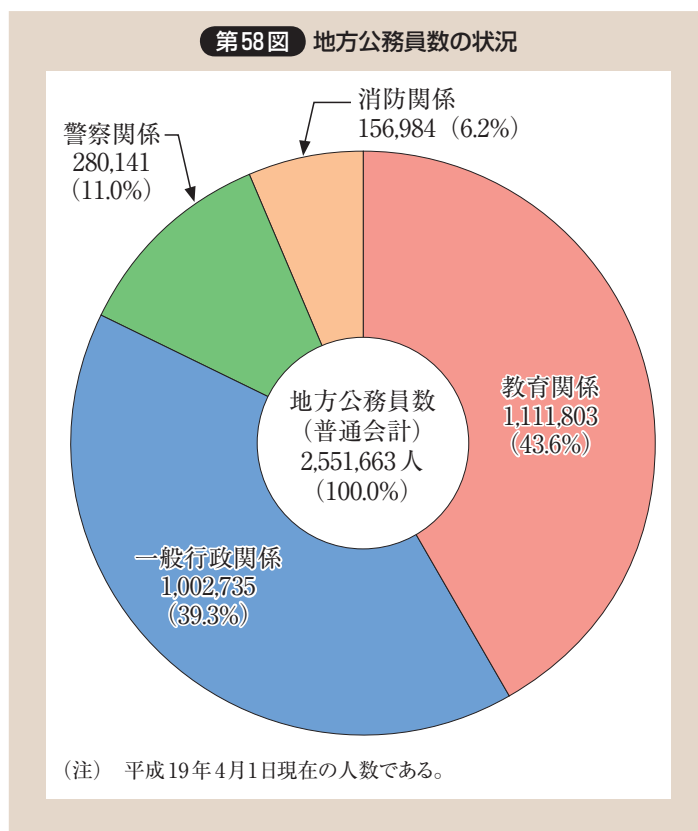
一方、市町村においては議会・総務関係が最も大きな割合(23.8%)を占めており、以下、民生関係(19.5%)、教育関係(17.7%)、消防関係(13.9%)、衛生関係(11.9%)の順となっている。

次に、平成19年4月1日現在における地方公務員(普通会計分)1人当たりの平均給料月額を主な職種別及び団体種類別にみると、第57図のとおりである。職種により平均給料月額に差があるのは、主として、職種別の年齢構成、給料表の構造等の違いによるものである。

(イ) 地方公務員の数 [第79表]

地方公共団体の職員数(普通会計分)は、平成元年以降増加してきたが、行政改革が積極的に推進され、事務事業の見直し、組織の合理化、民間委託等の取組が行われたことなどから、平成7年以降13年連続して減少しており、平成19年4月1日現在の職員数は255万1,663人で、前年同期と比べると3万6,854人減少(1.4%減)している。

職員の部門別構成比は、第58図のとおりであり、教育関係職員が最も大きな割合(全地方公務員数の43.6%)を占め、以下、一般行政関係職員(同39.3%)、警察関係職員(同11.0%)、消防関係職員(同6.2%)の順となっている。なお、職員構成比を団体種類別にみると、都道府県においては教育関係職員が62.3%、一般行政関係職員が17.7%を占め、市町村においては一般行政関係職員が69.6%、教育関係職員が17.3%を占めている。



部門別職員数を前年同期と比べると、治安対策等のため警察関係職員が2,598人増加、消防関係職員が575人増加となる一方、一般行政関係職員が2万3,018人減少、教育関係職員が1万7,009人減少している。一般行政関係職員の内訳をみると、議会・総務関係職員が4,694人減少、民生関係職員が4,619人減少、土木関係職員が4,458人減少、衛生関係職員が4,058人減少、農林水産関係職員が3,283人減少、税務関係職員が1,073人減少、商工関係職員が510人減少、労働関係職員が323人減少している。

また、部門別職員数の推移は、第59図のとおりであり、近年は、一般行政関係職員、教育関係職員が減少傾向にあり、消防関係職員、警察関係職員が増加傾向にある。

さらに、10年前（平成9年4月1日現在）と比較した一般行政関係職員の部門別、団体種類別増減状況は、第60図のとおりである。

(ウ) 地方議会議員の数

市町村議会議員の定数については、市町村合併の進展に伴い、平成18年12月31日現在で41,342人（対前年度同期比5,155人減少、同11.1%減）となっている。

イ 扶助費 [第82表]

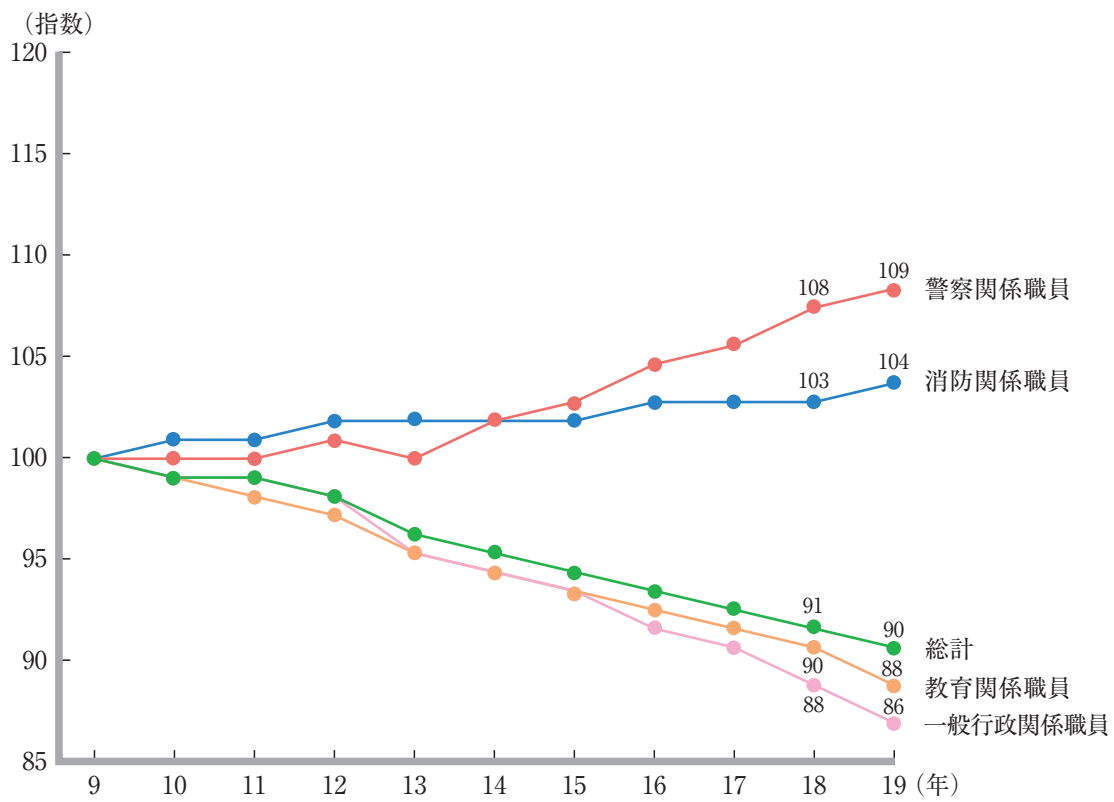
扶助費は、社会保障制度の一環として、生活困窮者、児童、老人、心身障害者等を援助するために要する経費である。

この扶助費の決算額は7兆7,892億円であり、前年度と比べると1.6%増（前年度2.5%増）となっている。

また、扶助費の歳出総額に占める割合は、前年度と比べると0.2%ポイント上昇の8.7%となっている。介護保険制度の実施に伴い平成12年度は前年度と比べると0.6%ポイント低下したものの、13年度以降は再び上昇に転じている。

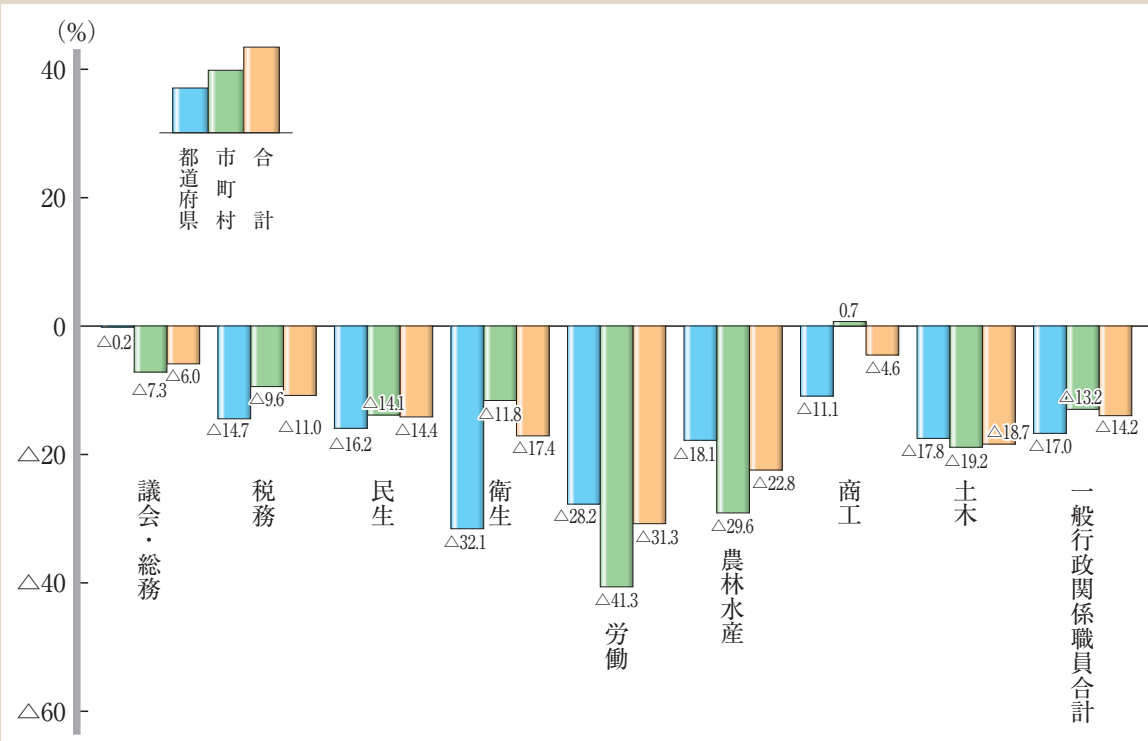
扶助費の目的別の内訳をみると、児童福祉費が2兆9,598億円で最も大きな割合（扶助費総額の38.0%）を占め、以下、生活保護費の2兆6,744億円（同34.3%）、社会福祉費の1兆3,820億円（同17.7%）、老人

第59図 地方公務員数の推移

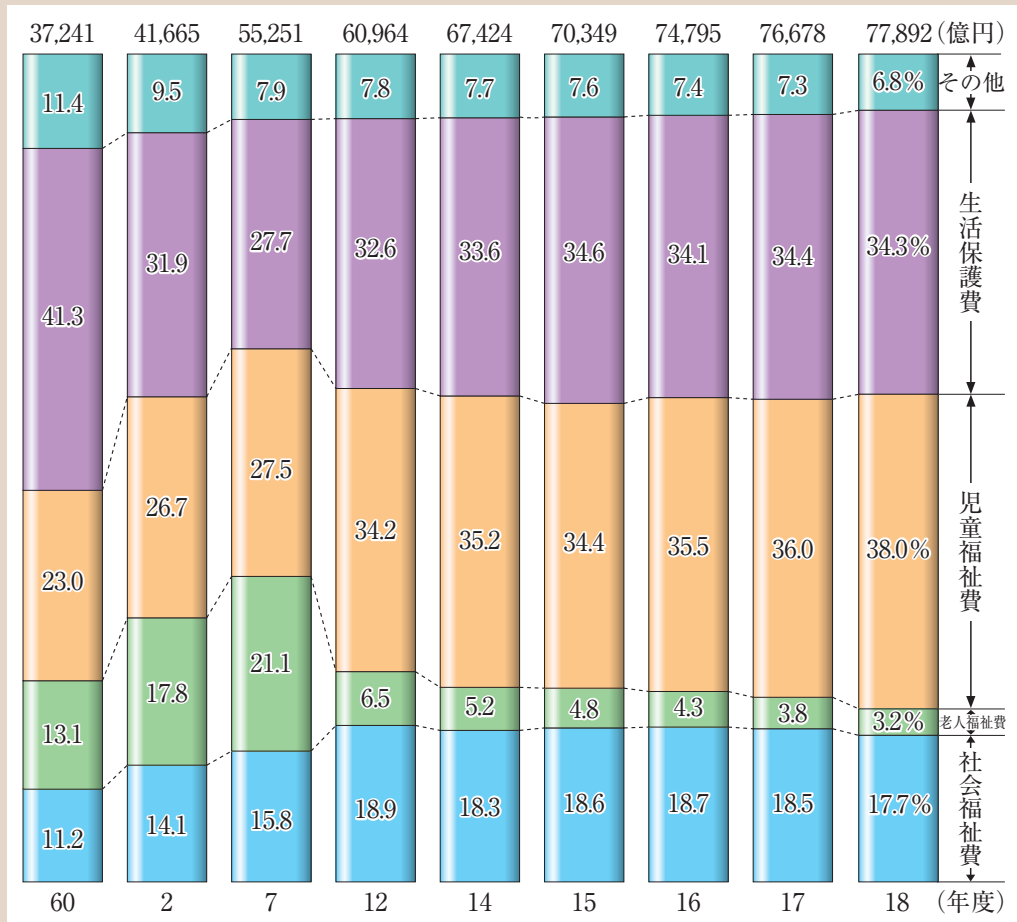


(注) 平成9年4月1日現在の人数を100とした場合の指数である。

第60図 一般行政関係職員の部門別、団体種類別増減状況
(平成19年4月1日と平成9年4月1日との比較)



第61図 扶助費の目的別内訳の構成比の推移



福祉費の2,500億円（同3.2%）の順となっている。

各費目の決算額を前年度と比べると、児童手当に係る制度改正を背景に児童福祉費が7.1%増（前年度4.1%増）、被保護者数の増により生活保護費が1.4%増（同3.3%増）、社会福祉費が2.4%減（同0.9%増）、老人福祉費が15.1%減（同7.6%減）となっている。老人福祉費については、介護保険制度の実施に伴い関連経費が介護保険事業会計から保険給付費として支出されることとなったため、平成12年度以降減少が続いている。

次に、扶助費のうち地方公共団体の単独施策分をみると、その額は1兆4,417億円で、前年度と比べると2.1%増（前年度11.1%増）となっている。

単独施策分を団体種類別にみると、都道府県においては1,126億円（都道府県の扶助費総額の13.3%）、市町村においては1兆3,291億円（市町村の扶助費総額の19.2%）となっている。

また、目的別の内訳をみると、児童福祉費が6,195億円で最も大きな割合（単独施策分総額の43.0%）を占め、以下、社会福祉費の4,279億円（同29.7%）、老人福祉費の2,337億円（同16.2%）の順となっている。

なお、扶助費に充当された財源の内訳をみると、一般財源等が3兆8,861億円（同49.9%）、次いで生活保護費負担金及び児童保護費負担金等の国庫支出金が3兆5,779億円（扶助費総額の45.9%）となっている。

ウ 公債費 [第99表～第100表]

公債費は、地方債元利償還金及び一時借入金利子の支払いに要する経費である。

公債費の決算額は13兆2,511億円で、前年度と比べると4.8%減（前年度6.5%増）となっている。平成

17年度における財団法人阪神・淡路大震災復興基金への貸付金に係る地方債の償還の影響を除くと、対前年度比1.7%の増となっている。

なお、歳出総額に占める公債費の割合は、前年度と比べると0.5%ポイント低下の14.9%となっている。

公債費の内訳をみると、地方債元金償還金が10兆5,771億円で最も大きな割合（公債費総額の79.8%）を占め、以下、地方債利子が2兆6,657億円（同20.1%）、一時借入金利子が83億円（同0.1%）となっている。

各費目の決算額を前年度と比べると、地方債元金償還金が4.1%減（前年度11.2%増）、地方債利子が7.6%減（同8.4%減）となっている。また、一時借入金利子は45.7%増（同16.9%減）となっている。

公債費を団体種類別にみると、都道府県においては前年度と比べると4.8%減（前年度8.7%増）、市町村においては前年度と比べると4.9%減（同4.0%増）となっている。

また、歳出総額に占める割合は、都道府県においては前年度と比べると0.6%ポイント低下の14.5%となっており、市町村においては前年度と比べると0.3%ポイント低下の13.5%となっている。

なお、公債費に充当された財源の内訳をみると、一般財源等が12兆5,851億円（公債費総額の95.0%）となっており、使用料、手数料等の特定財源が6,660億円（同5.0%）となっている。

(2) 投資的経費 [第74表]

投資的経費は、道路・橋りょう、公園、学校、公営住宅の建設等社会資本の整備に要する経費であり、普通建設事業費、災害復旧事業費及び失業対策事業費からなっている。

近年、社会資本の整備水準は着実に向上しつつあるが、地方公共団体は、地方分権の推進に伴う地方公共団体の役割の増大、地域の活性化や住民に身近な社会資本整備の必要性等を勘案し、生活関連基盤の整備や地域経済の振興等に必要な社会資本整備を重点的、効果的に実施することが求められている。

投資的経費の決算額は14兆7,975億円で、前年度と比べると6.5%減（前年度6.1%減）となっている。

投資的経費の歳出総額に占める割合を前年度と比べると、0.9%ポイント低下の16.6%となっている。

投資的経費の内訳をみると、普通建設事業費が96.5%を占め、以下、災害復旧事業費（3.3%）、失業対策事業費（0.2%）の順となっている。

ア 普通建設事業費 [第84表]

普通建設事業費は、道路・橋りょう、学校、庁舎等公共又は公用施設の新增設等の建設事業に要する経費である。

この普通建設事業費の決算額は14兆2,829億円であり、前年度と比べると5.4%減（前年度7.5%減）となっている。これは、厳しい財政状況を反映した単独事業の重点化や公共投資の減少等が主な要因である。

普通建設事業費の内訳は、単独事業費（50.5%）、補助事業費（40.7%）、国直轄事業負担金（8.8%）の順となっている。

また、各費目の決算額を前年度と比べると、単独事業費は5.8%減（前年度9.1%減）、補助事業費は6.0%減（同7.1%減）、国直轄事業負担金は0.4%減（同0.1%減）となっている。

平成4年度以降における普通建設事業費の推移は、第18表のとおりである。

また、近年の普通建設事業費の内訳の推移は、第62図のとおりである。

補助事業費については、経済対策が行われた平成4年度以降、決算規模が拡大し、10兆円を超える規模で推移してきたが、13年度以降は10兆円を下回っており、18年度においては、国の公共投資関係費の減少等に伴い、6兆円を下回る規模となっている。

第1部 平成18年度の地方財政

単独事業費については、昭和62年度から平成4年度まで、決算規模の伸び率が10%を超えるペースで増加していたが、6年度以降は減少傾向にあり、18年度においても前年度を下回る規模となっている。

さらに、補助事業費と単独事業費を比較すると、単独事業費の決算額は、昭和63年度に補助事業費の決算額を上回り、その後両者の決算額の差が拡大していたが、平成8年度の1.4倍をピークに徐々にその差が縮小し、18年度においては、単独事業費は補助事業費の約1.2倍の規模となっている。

また、これを団体種類別にみると、都道府県においては単独事業費が補助事業費の約0.9倍の規模となっており、市町村においては約1.8倍の規模となっている。

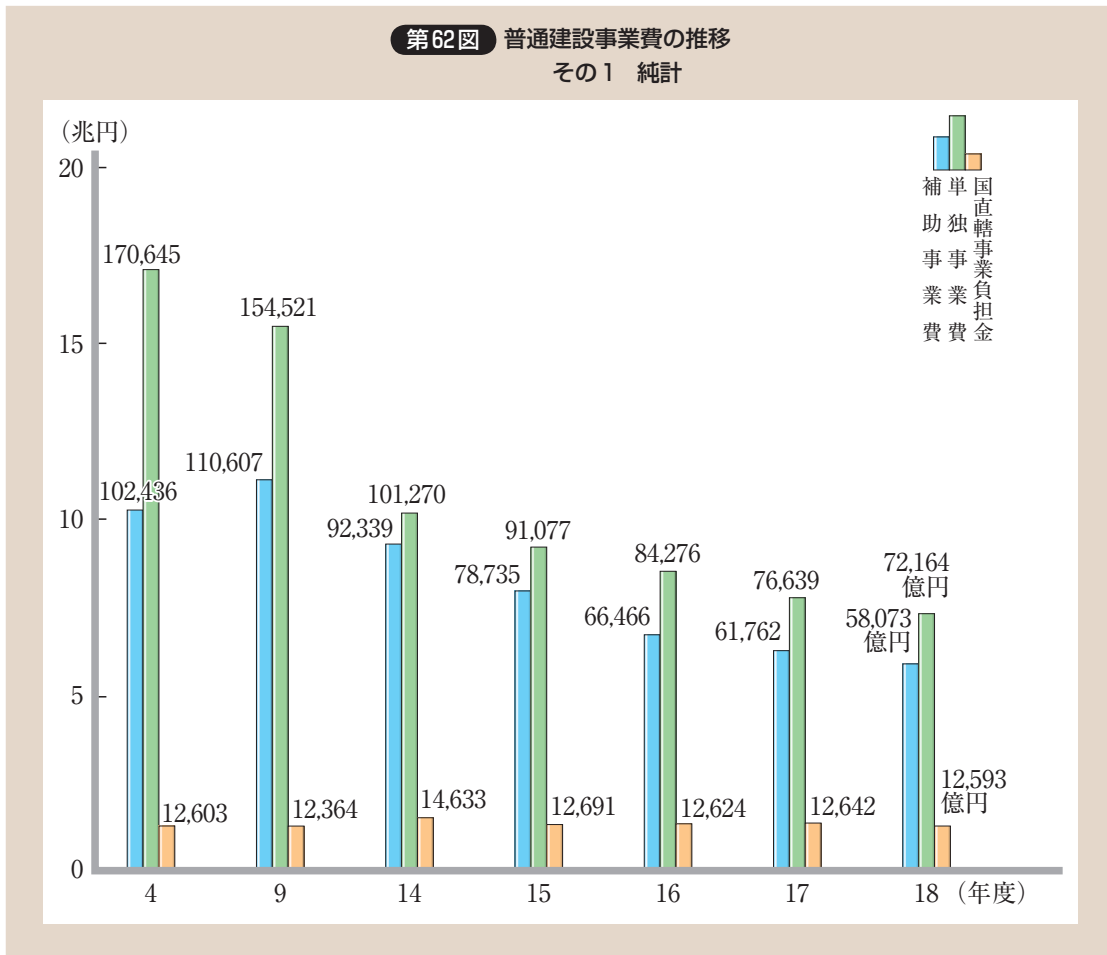
第1部

第18表 普通建設事業費（補助・単独）の推移

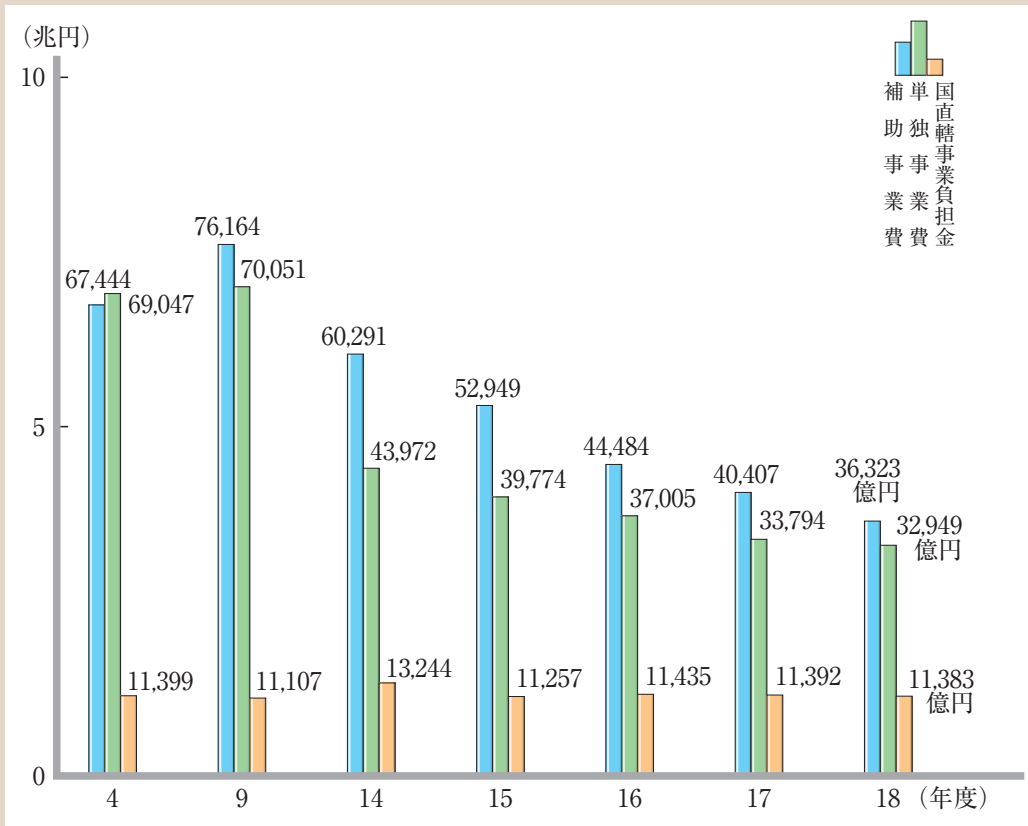
(単位 億円・%)

区 分	平成4年度	9	14	15	16	17	18
普通建設事業費 (A)	285,684	277,492	208,242	182,503	163,367	151,043	142,829
うち 補助事業 (B)	102,436	110,607	92,339	78,735	66,466	61,762	58,073
単独事業 (C)	170,645	154,521	101,270	91,077	84,276	76,639	72,164
普通建設事業費に占める割合 (B)/(A)	35.9	39.9	44.3	43.1	40.7	40.9	40.7
(C)/(A)	59.7	55.7	48.6	49.9	51.6	50.7	50.5

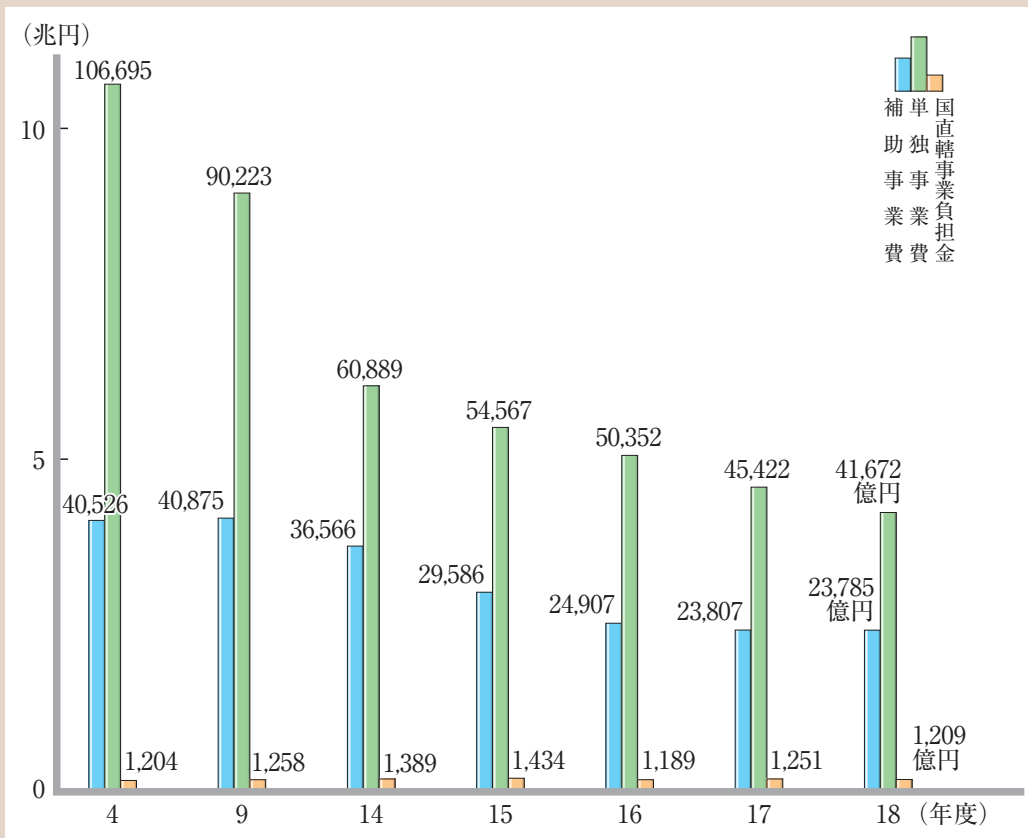
第62図 普通建設事業費の推移
その1 純計



その2 都道府県



その3 市町村



第1部 平成18年度の地方財政

(ア) 普通建設事業費の目的別内訳 [第84表～第88表]

普通建設事業費の目的別の内訳をみると、第63図のとおりであり、土木費が最も大きな割合（普通建設事業費総額の59.3%）を占め、以下、農林水産業費（同14.0%）、教育費（同10.5%）の順となっている。

さらに、これらの費目を内訳別にみると、土木費のうちの道路橋りょう費が最も大きな割合（普通建設事業費総額の25.4%）を占め、以下、都市計画費（同17.6%）、河川海岸費（同9.9%）の順となっている。

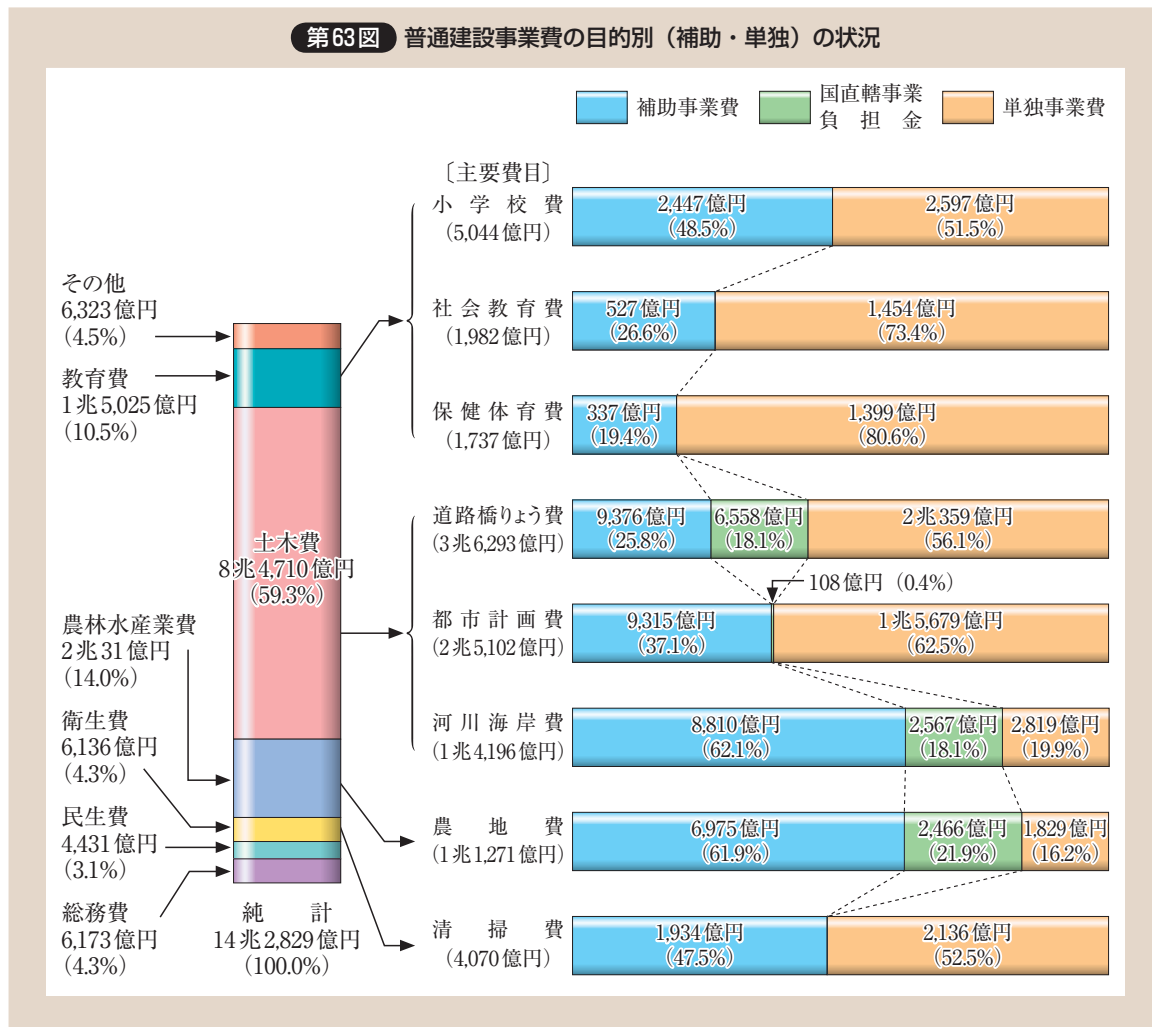
また、これを団体種類別にみると、都道府県においては道路橋りょう費（普通建設事業費総額の30.4%）、河川海岸費（同16.1%）、農地費（同12.8%）、都市計画費（同10.4%）、林業費（同4.9%）の順となっており、市町村においては都市計画費（同25.4%）、道路橋りょう費（同17.8%）、小学校費（同7.3%）、清掃費（同5.7%）、農地費（同4.1%）の順となっている。

次に、補助事業費及び単独事業費の構成比をみると、総務費、民生費、衛生費、労働費、商工費、土木費、消防費及び教育費においては単独事業費の割合が補助事業費の割合を上回っているのに対し、農林水産業費において補助事業費の割合が単独事業費の割合を上回っている。

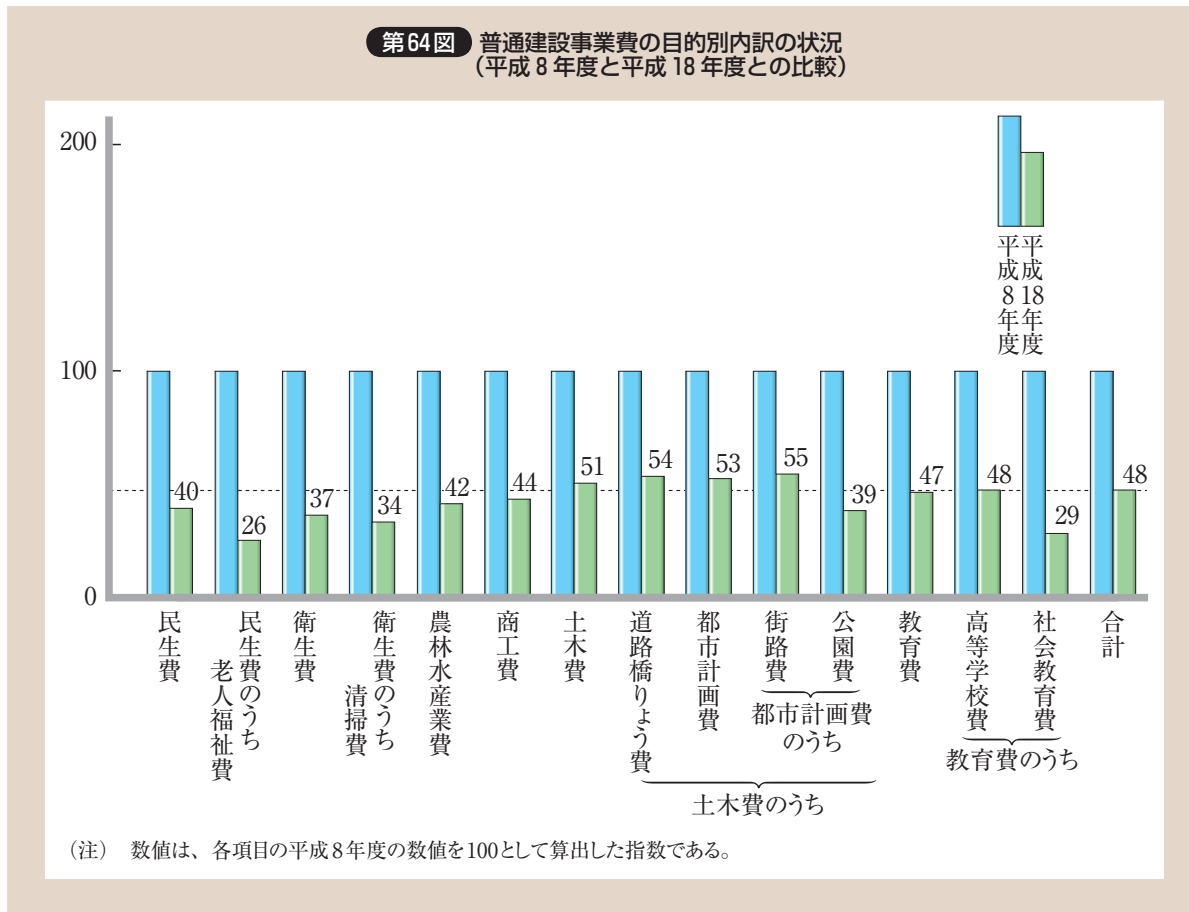
主な費目をその内訳別にさらに詳細にみると、土木費では、道路橋りょう費及び都市計画費は単独事業費が補助事業費の割合を上回っているのに対し、河川海岸費、港湾費及び住宅費は、補助事業費の割合が単独事業費の割合を上回っている。

また、教育費では小学校費、中学校費、高等学校費、社会教育費、保健体育費及び大学費で、民生費では社会福祉費、老人福祉費及び児童福祉費で、衛生費は清掃費で、単独事業費が補助事業費の割合を上回って

第63図 普通建設事業費の目的別（補助・単独）の状況



第64図 普通建設事業費の目的別内訳の状況
(平成8年度と平成18年度との比較)



いる。一方、農林水産業費では、農業費、畜産業費、農地費、林業費及び水産業費のすべてで、補助事業費が単独事業費の割合を上回っている。

なお、普通建設事業費の目的別内訳の10年前（平成8年度）の決算額との比較については、第64図のとおりである。

(イ) 補助事業費 [第85表]

補助事業費は、地方公共団体が国からの負担金又は補助金を受けて実施する事業に要する経費である。

補助事業費の決算額は5兆8,073億円で、前年度と比べると6.0%減（前年度7.1%減）となっている。

これを団体種類別にみると、都道府県においては10.1%減（前年度9.2%減）、市町村においては0.1%減（同4.4%減）となっている。

補助事業費の目的別の内訳をみると、第65図のとおりであり、土木費が最も大きな割合（補助事業費総額の57.5%）を占め、以下、農林水産業費（同23.2%）、教育費（同8.7%）、衛生費（同4.0%）の順となっている。

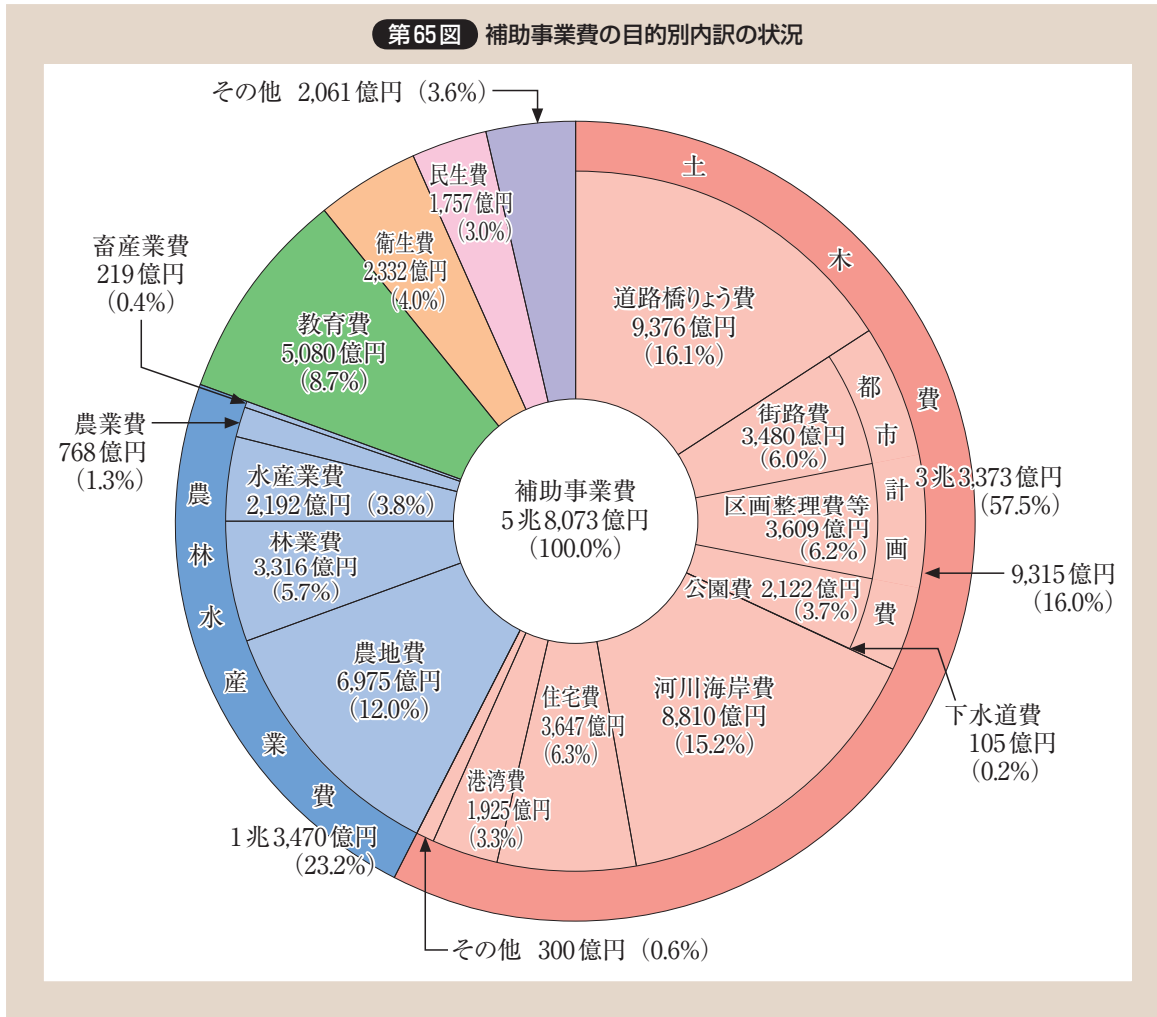
さらに、これらの費目を内訳別にみると、道路橋りょう費が最も大きな割合（補助事業費総額の16.1%）を占め、以下、都市計画費（同16.0%）、河川海岸費（同15.2%）の順となっている。

これを団体種類別にみると、都道府県においては河川海岸費（補助事業費総額の22.9%）、道路橋りょう費（同20.5%）、農地費（同19.7%）の順となっており、市町村においては都市計画費（同29.3%）、小学校費（同10.3%）、住宅費（同8.7%）の順となっている。

(ウ) 単独事業費 [第87表]

単独事業は、地方公共団体が国の補助等を受けずに自主的・主体的に地域の実情等に応じて実施する事業

第65図 補助事業費の目的別内訳の状況



である。

単独事業に要する経費である単独事業費の決算額は7兆2,164億円で、前年度と比べると5.8%減（前年度9.1%減）となっている。

これを団体種類別にみると、都道府県においては2.5%減（前年度8.7%減）、市町村においては8.3%減（同9.8%減）となっている。

単独事業費の目的別の内訳をみると、第66図のとおりであり、土木費が最も大きな割合（単独事業費総額の57.2%）を占め、以下、教育費（同13.8%）、総務費（同7.3%）の順となっている。

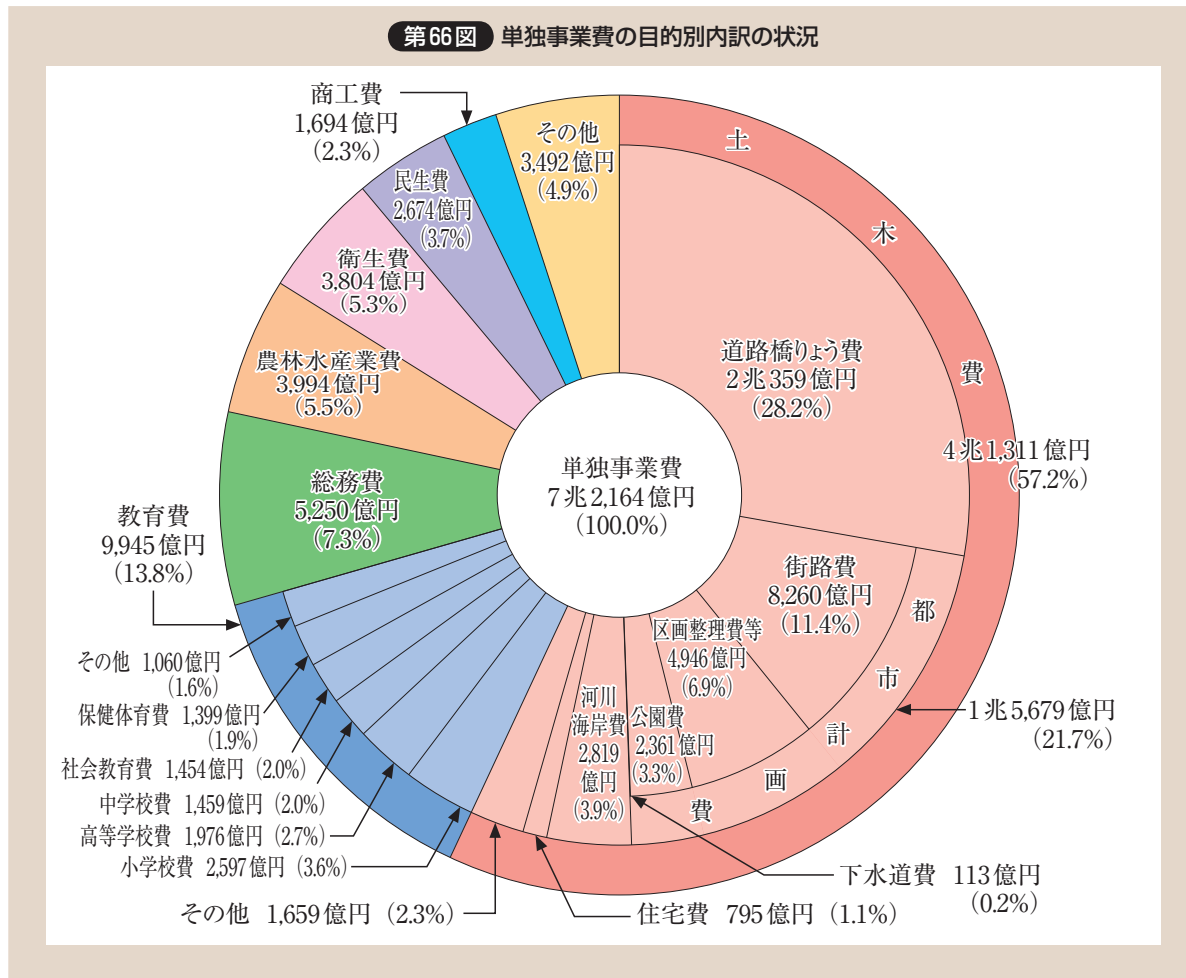
さらに、これらの費目を内訳別にみると、道路橋りょう費が最も大きな割合（単独事業費総額の28.2%）を占め、以下、都市計画費（同21.7%）、河川海岸費（同3.9%）の順となっている。

また、これを団体種類別にみると、都道府県においては道路橋りょう費（単独事業費総額の34.0%）、都市計画費（同18.0%）、河川海岸費（同6.3%）の順となっており、市町村においては都市計画費（同23.9%）、道路橋りょう費（同22.3%）、小学校費（同6.2%）の順となっている。

(工) 国直轄事業負担金 [第86表]

国直轄事業負担金は、国が道路、河川、砂防、港湾等の土木事業等を直轄で実施する場合において、法令の規定により地方公共団体がその一部を負担する経費である。

国直轄事業負担金の決算額は1兆2,593億円で、前年度と比べると0.4%減（前年度0.1%増）となっている。



国直轄事業負担金の目的別の主な内訳をみると、土木費が79.6%、農林水産業費が20.4%となっている。さらに、これらの費目を内訳別にみると、道路橋りょう費が最も大きな割合（国直轄事業負担金総額の52.1%）を占め、以下、河川海岸費（同20.4%）、農地費（同19.6%）の順となっている。

(オ) 普通建設事業費の充当財源 [第84表～第87表]

普通建設事業費に充当された主な財源の内訳をみると、地方債が最も大きな割合（普通建設事業費総額の39.9%）を占めており、以下、一般財源等（同30.1%）、国庫支出金（同20.8%）の順となっている。

普通建設事業費に充当された主な財源の決算額の構成比を前年度と比べると、地方債は0.6%ポイント、国庫支出金は0.3%ポイントの低下、一般財源等は1.2%ポイントの上昇となっている。

また、これを補助事業費及び単独事業費に分けてみると、補助事業費については、国庫支出金が51.3%、地方債が35.4%、一般財源等が8.2%となっており、単独事業費については、一般財源等が48.1%、地方債が39.1%となっている。

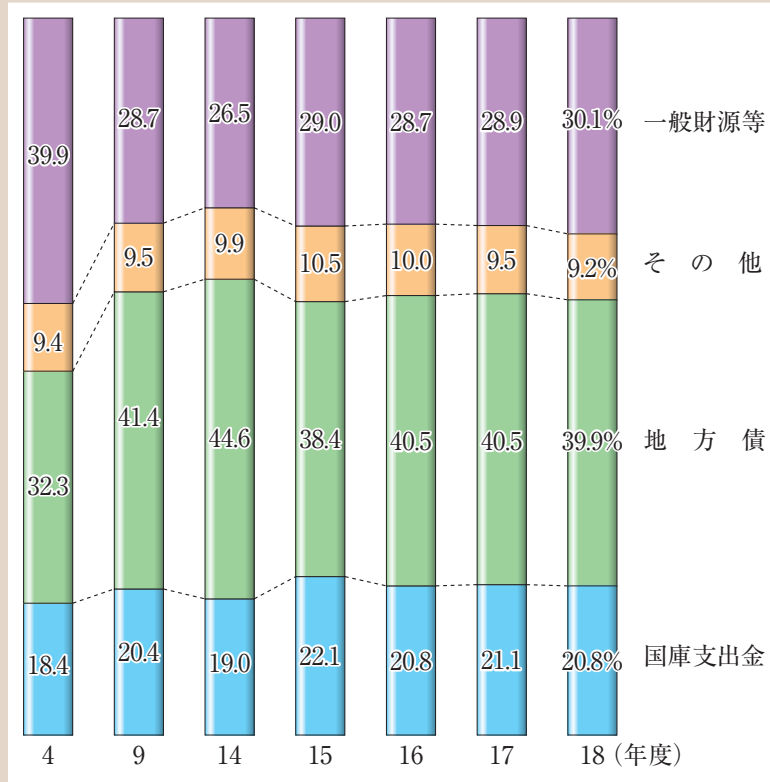
普通建設事業費に充当された主な財源の内訳の推移は、第67図のとおりである。

また、地方債の構成比は、平成5年度以降、充当財源の中で最も大きな割合を占め、4割程度で推移している。

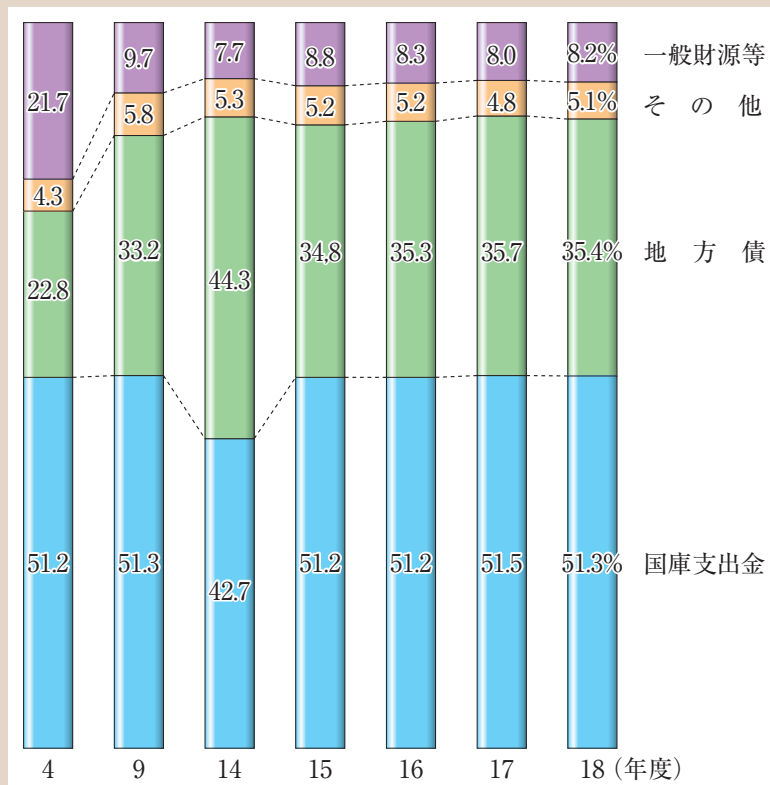
(カ) 用地取得費 [第89表～第91表]

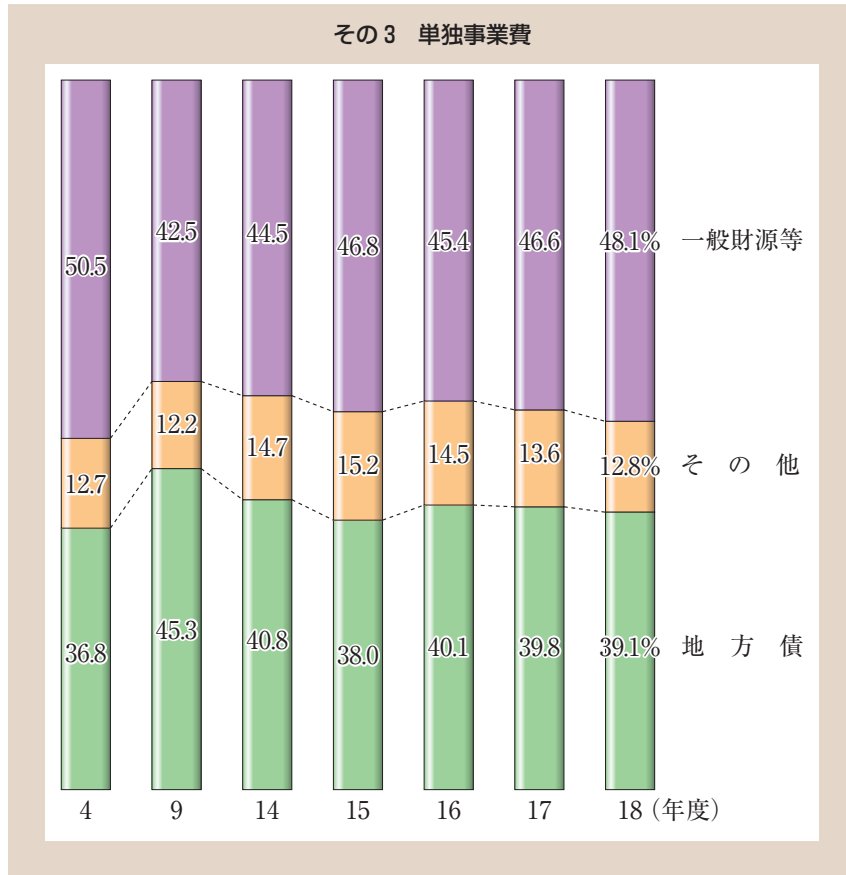
地方公共団体が道路、公園、公営住宅、学校の建設等社会資本整備を推進するための用地取得に要する経費である用地取得費の決算額は2兆110億円で、前年度と比べて6.8%減（前年度8.8%減）となっており、8年連続して減少している。

第67図 普通建設事業費の財源構成比の推移
その1 総計

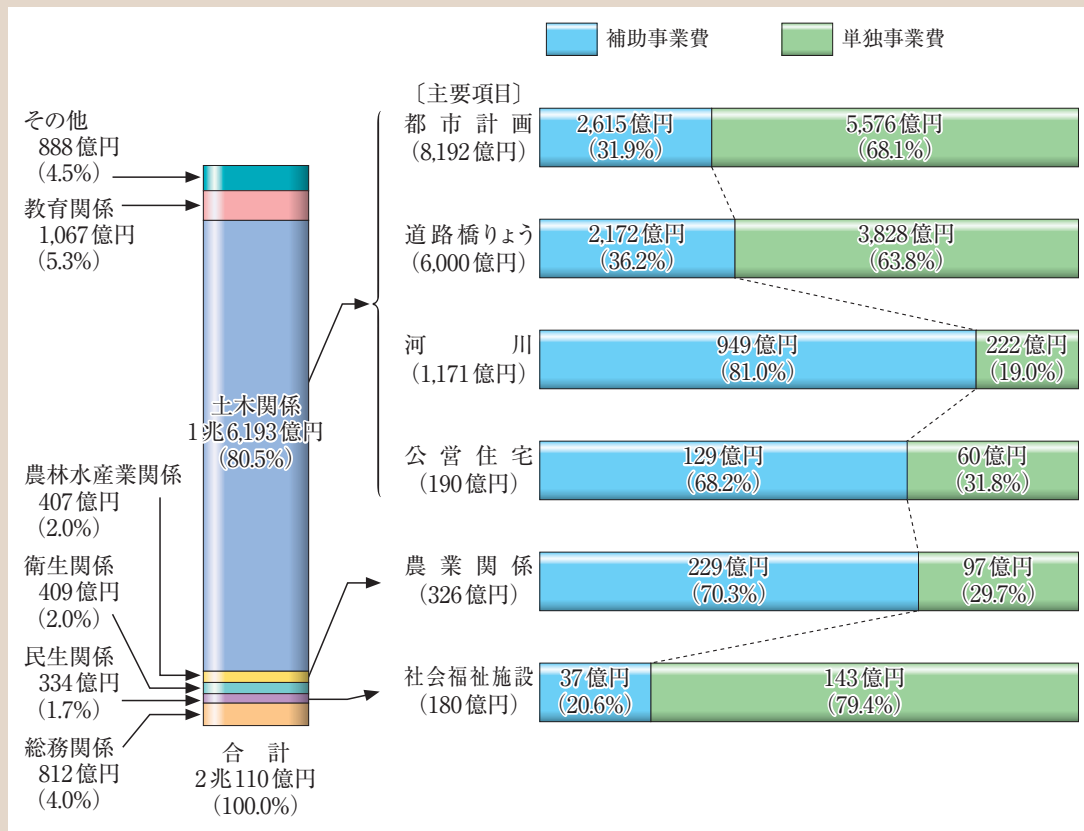


その2 補助事業費





第68図 用地取得費の目的別（補助・単独）の状況



第1部 平成18年度の地方財政

これを団体種類別にみると、都道府県においては8,519億円で9.0%減（前年度14.2%減）、市町村においては1兆1,591億円で5.1%減（同4.1%減）となっており、都道府県、市町村ともに8年連続して減少している。

用地取得費の目的別の主な内訳をみると、第68図のとおりであり、土木関係が用地取得費総額の中で最も大きな割合（用地取得費総額の80.5%）を占め、次いで、教育関係（同5.3%）となっている。

さらに、土木関係の内訳をみると、都市計画が最も大きな割合（用地取得費総額の40.7%、都道府県29.5%、市町村49.0%）を占め、次いで、道路橋りょう（同29.8%、同45.8%、同18.1%）となっている。

また、用地取得費のうち用地を取得するために要した移転等の補償費、賠償費は5,756億円で、用地取得費に占める割合は、前年度と比べると0.9%ポイント低下の28.6%（都道府県43.4%、市町村17.8%）となっている。

取得用地面積（債務負担行為等に係るものを含む。）は1億1,141万2千m²（都道府県4,017万9千m²、市町村7,123万3千m²）であり、前年度と比べると13.3%減となっている。

用地取得費の推移は、第69図のとおりである。

また、普通建設事業費に占める用地取得費の割合の推移は、第19表のとおりであり、平成18年度は13.5%（都道府県10.6%、市町村16.9%）となっている。

地方公共団体（普通会計）の用地取得費を取得先別にみると、第70図のとおりであり、土地開発基金及び土地開発公社からの取得が全体の33.6%を占めている。これを団体種類別にみると、都道府県においては20.7%、市町村においては43.0%となっている。

イ 災害復旧事業費 [第92表]

災害復旧事業費は、暴風、洪水、地震その他異常な自然現象等の災害によって被災した施設を原形に復旧するために要する経費である。

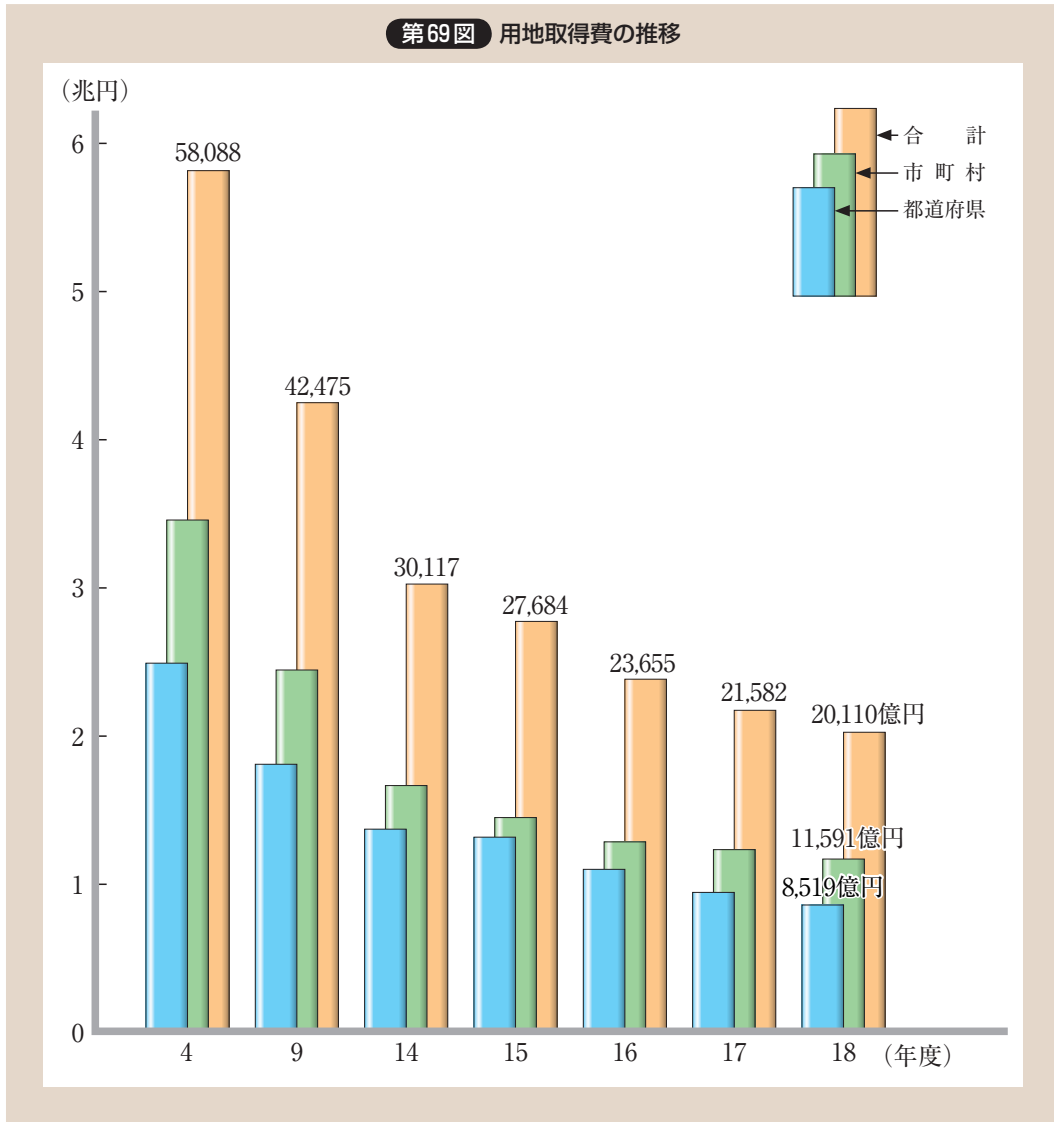
この災害復旧事業費の決算額は4,906億円で、前年度と比べると30.7%減（前年度43.4%増）となっている。これは台風等の災害による被害が減少したことによるものである。

災害復旧事業費の内訳をみると、第71図のとおりである。

第19表 普通建設事業費に占める用地取得費の割合の推移

区 分	平成13年度	14	15	16	17	18
	%	%	%	%	%	%
都 道 府 県	11.8	11.6	12.7	11.7	10.9	10.6
市 町 村	16.7	16.2	16.4	16.1	16.8	16.9
大 都 市	21.8	22.0	24.0	22.8	22.7	23.8
特 別 区	26.3	25.4	23.0	22.5	30.6	24.6
中核市、特例市及び都市	20.4	19.7	19.0	17.8	16.8	16.5
中 核 市	17.5	17.6	19.4	17.0	16.2	16.3
特 例 市	24.2	22.7	20.6	25.5	22.9	21.9
都 市	20.7	19.8	18.5	16.6	16.1	15.7
町 村	9.4	9.2	8.7	8.8	8.8	8.8
一 部 事 務 組 合 等	3.3	2.9	4.9	2.4	1.6	3.1
合 計	14.1	13.7	14.4	13.8	13.6	13.5

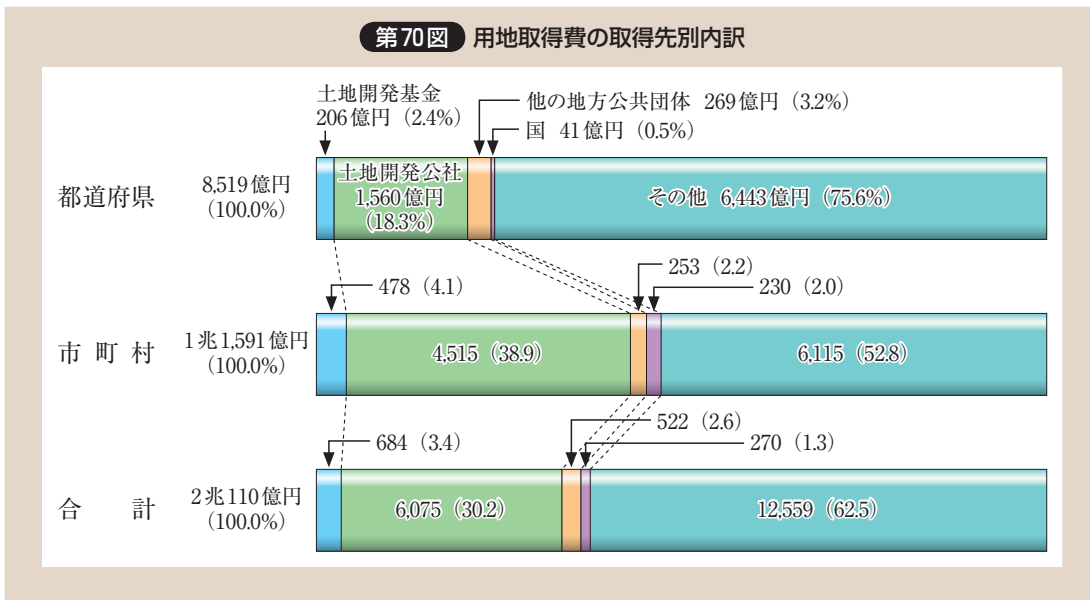
第69図 用地取得費の推移

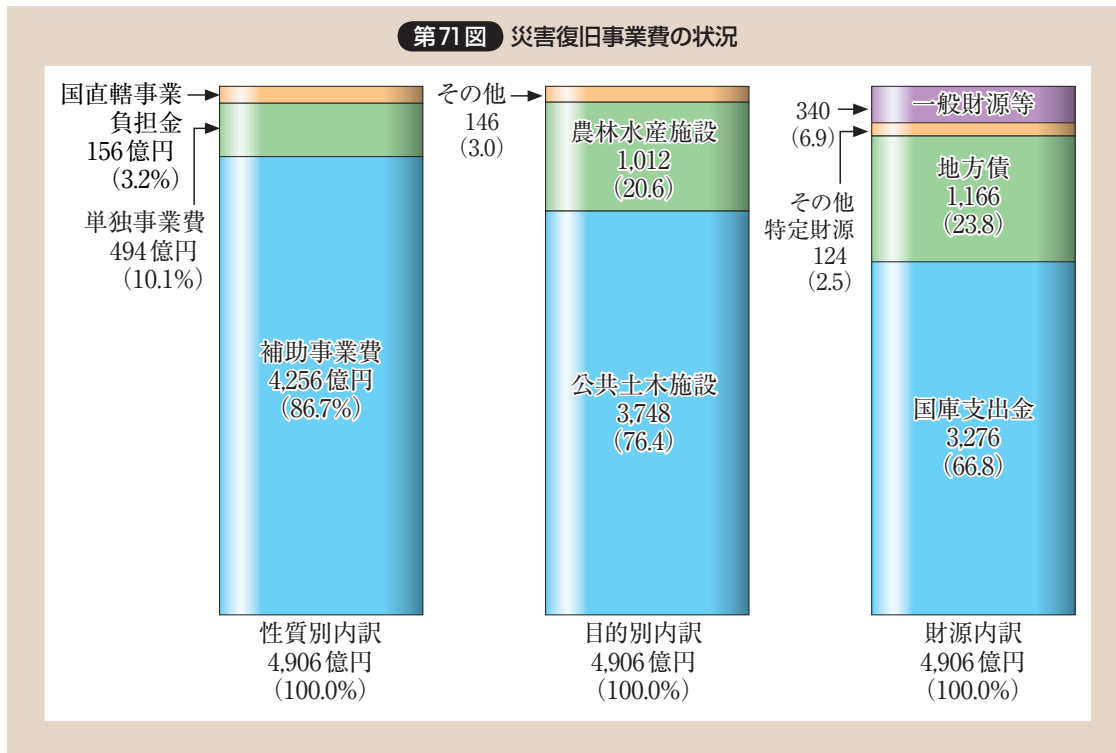


第1部

平成18年度の地方財政

第70図 用地取得費の取得先別内訳





災害復旧事業費の決算額を前年度と比べると、補助事業費が4,256億円で33.4%減（前年度75.3%増）、単独事業費が494億円で18.1%減（同35.1%減）、国直轄事業負担金が156億円で76.1%増（同75.6%減）となっている。

また、目的別内訳の構成比をみると、道路、河川、海岸、港湾、漁港等の公共土木施設関係（災害復旧事業費総額の76.4%）と農地、農業用施設等の農林水産施設関係（同20.6%）で全体の97.0%を占めている。

さらに、災害復旧事業費に充当された財源の内訳をみると、国庫支出金が最も大きな割合（同66.8%）を占め、次いで地方債（同23.8%）となっており、これらの財源で充当された財源の90.6%を占めている。

ウ 失業対策事業費 [第93表]

失業対策事業費は、失業者に就業の機会を与えることを主たる目的として、道路、河川、公園の整備等を行う事業に要する経費である。

この失業対策事業費の決算額は239億円で、前年度と比べると44.8%増（前年度8.5%減）となっている。

その内訳をみると、補助事業費が219億円（失業対策事業費総額の91.4%）、単独事業費が21億円（同8.6%）となっている。

また、失業対策事業費に充当された財源は、一般財源等が85億円（失業対策事業費総額の35.5%）、国庫支出金が78億円（同32.5%）等となっている。

(3) その他の経費 [第74表、第98表]

その他の経費には、物件費、維持補修費、補助費等、繰出金、積立金、投資及び出資金、貸付金並びに前年度繰上充用金があり、その決算額は28兆2,375億円で、前年度と比べると0.8%増（前年度0.8%減）となっている。

その他の経費の内訳をみると、第20表のとおりである。

また、その他の経費の歳出総額に対する割合をみると、物件費が8.4%（前年度8.6%）、補助費等が8.3%（同8.0%）、貸付金が5.9%（同5.6%）、繰出金が5.2%（同5.1%）、積立金が2.3%（同2.0%）の順となっている。

なお、その他の経費のうち地方公営企業会計に対する繰出しの状況についてみると、法適用企業の地方公営企業会計に対する繰出しは2兆170億円（補助費等1兆5,997億円、投資及び出資金2,682億円、貸付金1,491億円）、法非適用企業の地方公営企業会計に対する繰出し（繰出金）は1兆4,909億円で、合計3兆5,078億円となっており、これを前年度と比べると3.7%減（前年度1.5%減）となっている。

ア 物件費 [第80表]

賃金、旅費、役務費、委託料等消費的性質の経費である物件費の決算額は7兆4,601億円であり、前年度と比べると4.0%減（前年度1.9%減）となっている。

その構成比については、委託料が最も大きな割合（物件費総額の50.8%）を占め、次いで消耗品の取得等に要する需用費（同22.9%）となっており、これらの経費で物件費総額の73.7%を占めている。

なお、物件費の内訳の推移は、第73図のとおりである。

イ 維持補修費 [第81表]

地方公共団体が管理する公共用施設等の維持に要する経費である維持補修費の決算額は9,753億円で、前年度と比べると7.9%減（前年度0.4%減）となっている。

維持補修費の内訳を目的別にみると、土木費の6,339億円（維持補修費総額の65.0%）、衛生費の1,141億円（同11.7%）、教育費の1,118億円（同11.5%）の順となっており、道路・橋りょう、公営住宅等の土木

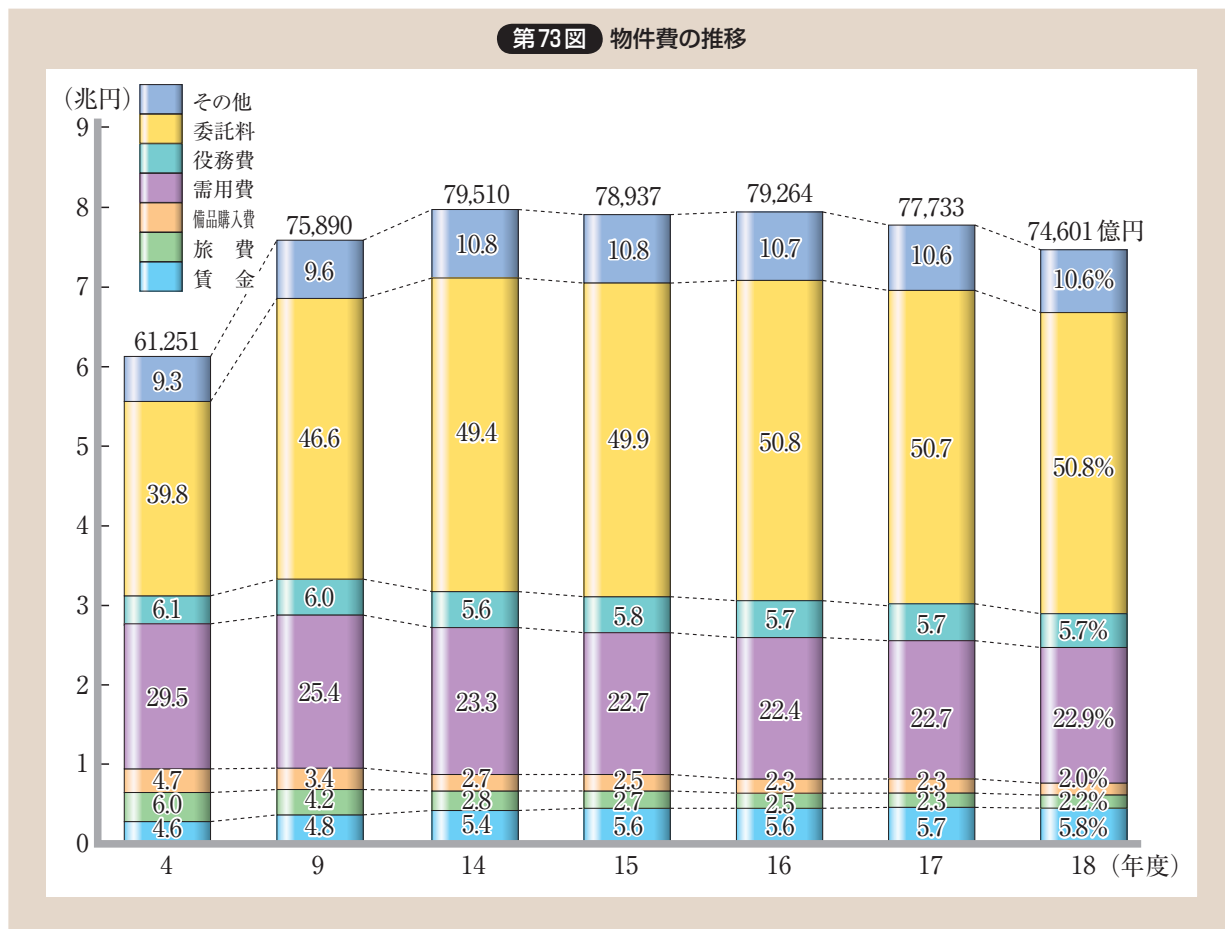
第1部 平成18年度の地方財政

第20表 その他の経費の状況

区 分	決 算 額		増 減 率	
	平成18年度	平成17年度	平成18年度	平成17年度
物 件 費	74,601	77,733	△ 4.0	△ 1.9
維 持 補 修 費	9,753	10,586	△ 7.9	△ 0.4
補 助 費 等	74,195	72,348	2.6	5.9
繰 出 金	46,070	45,823	0.5	△ 0.2
積 立 金	20,825	18,566	12.2	20.7
投 資 及 び 出 資 金	3,867	4,370	△ 11.5	△ 32.4
貸 付 金	52,860	50,432	4.8	△ 10.1
前 年 度 繰 上 充 用 金	203	272	△ 25.5	32.8
合 計	282,375	280,132	0.8	△ 0.8

第1部

第73図 物件費の推移



関係施設、小・中学校等の教育関係施設及び清掃施設等の衛生関係施設に係るものの合計で維持補修費総額の88.2%を占めている。

ウ 補助費等 [第83表]

法適用企業に対する負担金、さまざまな団体等への補助金、報償費、寄附金等の補助費等の決算額は7兆4,195億円で、前年度と比べると2.6%増（前年度5.9%増）となっている。

補助費等の内訳を目的別にみると、民生費が2兆5,188億円で最も大きな割合（補助費等総額の33.9%）を占め、以下、教育費の1兆1,293億円（同15.2%）、衛生費の9,608億円（同12.9%）、総務費の9,025億円（同12.2%）、土木費の8,434億円（同11.4%）、商工費の4,369億円（同5.9%）、農林水産業費の3,016億円（同4.1%）の順となっている。

補助費等のうち、地方公営企業会計（法適用企業）に対する負担金及び補助金は、地方公営企業の性質上一般会計等において負担すべき経費があることから支出されるものであり、その額は1兆5,997億円で、前年度と比べると3.5%減（前年度2.5%増）となっている。

事業別にみると、下水道事業に対するものが6,902億円で最も大きな割合（地方公営企業会計（法適用企業）に対する負担金及び補助金総額の43.1%）を占め、次いで、病院事業の6,015億円（同37.6%）となっており、これら二事業で総額の80.7%を占めている。以下、交通事業の1,777億円（同11.1%）、上水道事業の903億円（同5.6%）の順となっている。

エ 繰出金 [第94表]

普通会計から他会計、基金（定額の資金の運用を目的とする基金）に支出する経費である繰出金の決算額は4兆6,069億円で、前年度と比べると0.5%増（前年度0.2%減）となっている。このように繰出金が前年度決算額を上回ったのは、農業共済事業会計や、基金に対する繰出金が増加したことなどによる。

繰出金の内訳を繰出先別にみると、地方公営企業会計（法非適用企業）に対するものが1兆4,908億円で最も大きな割合（繰出金総額の32.4%）を占めており、以下、国民健康保険事業会計に対するもの1兆1,828億円（同25.7%）、介護保険事業会計に対するもの1兆104億円（同21.9%）、老人保健医療事業会計に対するもの8,326億円（同18.1%）の順となっている。

なお、繰出金のうち、地方公営企業会計（法非適用企業）に対する繰出金は、地方公営企業の性質上一般会計等において負担すべき経費があることから支出されるものであり、その内訳を事業別にみると、下水道事業に対するものが1兆1,813億円で最も大きな割合（地方公営企業会計（法非適用企業）に対する繰出金総額の79.2%）を占めている。

また、その下水道事業に対する繰出金を目的別にみると、公債費財源繰出が8,930億円（対前年度比2.9%減）、建設費繰出が1,131億円（同20.7%）で、両者で全体の85.2%を占めている。

オ 積立金 [第95表、第103表]

特定の目的のための財産を維持又は資金を積み立てるために設立された基金等に対する経費である積立金（歳計剰余金処分による積立金を含む。）の決算額は2兆2,466億円で、前年度と比べると2,476億円増加（対前年度比12.4%増）している。

積立金の内訳を基金の種類別にみると、財政調整基金に対するものは6,279億円で、前年度と比べると1,875億円減少（対前年度比23.0%減）、減債基金に対するものは4,500億円で、1,479億円増加（同48.9%増）、その他特定目的基金に対するものは1兆1,687億円で、2,872億円増加（同32.6%増）している。

一方、積立金取崩し額は1兆6,204億円で、前年度と比べると2,640億円減少（対前年度比14.0%減）している。

その内訳をみると、財政調整基金の取崩し額は4,317億円で、前年度と比べると1,579億円減少（対前年度比26.8%減）、減債基金の取崩し額は4,016億円で、492億円減少（同10.9%減）、その他特定目的基金の取崩し額は7,871億円で、569億円減少（同6.7%減）している。

なお、平成18年度末における積立金現在高は13兆5,993億円で、前年度末と比べると6,262億円増加（対前年度末比4.8%増）となっている（積立金現在高については、「2 地方財政の概況（6）将来にわたる財政負担 ウ 積立金現在高」を参照）。

第1部 平成18年度の地方財政

カ 投資及び出資金 [第96表]

国債、地方債の取得や財団法人等への出えん、出資等のための経費である投資及び出資金の決算額は3,867億円で、前年度と比べると11.5%減（前年度32.4%減）となっている。

投資及び出資金の内訳を目的別にみると、土木費に係るものが1,680億円で最も大きな割合（投資及び出資金総額の43.4%）を占め、次いで衛生費に係るものが1,376億円（同35.6%）となっている。

投資及び出資金のうち、地方公営企業会計（法適用企業）に対するものは2,682億円で、前年度と比べると352億円減少（対前年度比11.6%減）している。

事業別にみると、下水道事業に対するものが748億円で、最も大きな割合（地方公営企業会計（法適用企業）に対する投資及び出資金総額の27.9%）を占め、以下、上水道事業の728億円（同27.1%）、病院事業の590億円（同22.0%）、交通事業の535億円（同19.9%）の順となっている。

平成18年度末における投資及び出資金の現在高は13兆1,698億円で、前年度末と比べると1,849億円増加（対前年度末比1.4%増）している。

その内訳をみると、観光・交通関係に係るものが3兆4,288億円で最も大きな割合（投資及び出資金残高の26.4%）を占め、以下、商工関係の1兆1,871億円（同9.0%）、開発関係の1兆842億円（同8.3%）の順となっている。

これに、基金の運用による投資及び出資金現在高158億円を加えると、現在高の総計は13兆1,856億円となり、前年度末と比べると1,829億円増加（対前年度末比1.4%増）している。

キ 貸付金 [第97表]

地方公共団体がさまざまな行政施策上の目的のために地域の住民、企業に貸し付ける貸付金の決算額は5兆2,860億円で、前年度と比べると4.8%増（前年度10.1%減）となっている。

貸付金の内訳を目的別にみると、商工費に係るものは3兆5,786億円で、前年度と比べると1,350億円増加（対前年度比3.9%増）、土木費に係るものは9,139億円で、1,104億円増加（同13.7%増）している。

地方公営企業会計（法適用企業）に対する貸付金は1,491億円で、前年度と比べると57億円増加（対前年度比4.0%増）しており、貸付金総額に占める割合は2.8%となっている。

平成18年度末の貸付金の現在高は7兆6,850億円で、前年度末と比べると1,977億円減少（対前年度末比2.5%減）となっている。

その内訳をみると、商工関係に係るものが1兆6,151億円（貸付金現在高の21.0%）、観光・交通関係が1兆3,490億円（同17.6%）、住宅関係が6,115億円（同8.0%）等となっている。

これに定額の資金を運用するための基金による貸付金現在高5,995億円を加えると、貸付金現在高の総計は8兆2,845億円となり、前年度末と比べると2,348億円減少（対前年度末比2.8%減）している。

6 一部事務組合等による事務の広域的処理の状況

平成 18 年度末における一部事務組合等による市町村事務等の共同処理及び広域的処理の状況を、団体数、市町村の加入状況及び団体の歳入歳出決算状況についてみると、次のとおりである。

(1) 団体数 [第 4 表]

平成 18 年度末の一部事務組合等の総数は 1,536 団体で、前年度末と比べると 9 団体増加している。

なお、広域的・総合的な地域振興整備や事務処理の効率化を推進するための制度として平成 7 年 6 月から施行された広域連合は、平成 18 年度末には前年度末と比べると 44 団体増加し、107 団体が設置されている。なお、平成 18 年度には平成 20 年 4 月 1 日から施行される後期高齢者医療制度の運営主体として、都道府県ごとにすべての市町村が加入する後期高齢者医療広域連合が 47 団体設立されている。

一部事務組合等の設置目的別団体数の状況は、第 21 表のとおりであり、し尿・ごみ処理等衛生関係が 612 団体で最も大きな割合（一部事務組合等総数の 39.8%）を占め、以下、広域消防等消防関係 313 団体（同 20.4%）、退職手当組合等総務関係 247 団体（同 16.1%）の順となっている。

第 21 表 一部事務組合等の設置目的別団体数の状況

区 分	平成 18 年度		平成 17 年度		増	減
	団 体 数	構 成 比	団 体 数	構 成 比		
		%		%		
総務関係組合	247	16.1	247	16.2	-	
うち退職手当組合	43	2.8	44	2.9	△ 1	
民生関係組合	142	9.2	103	6.7	39	
衛生関係組合	612	39.8	625	40.9	△ 13	
うち { 伝染病組合	-	-	-	-	-	
し尿・ごみ処理組合	512	33.3	521	34.1	△ 9	
農林水産関係組合	83	5.4	87	5.7	△ 4	
消防関係組合	313	20.4	323	21.2	△ 10	
教育関係組合	75	4.9	77	5.0	△ 2	
うち { 小学校組合	9	0.6	9	0.6	-	
中学校組合	25	1.6	25	1.6	-	
その他の	64	4.2	65	4.3	△ 1	
合 計	1,536	100.0	1,527	100.0	9	

(注) 設置目的は、組合の取り扱う主たる事務によって区分したものである。

(2) 市町村の一部事務組合等への加入状況

一部事務組合等に加入して事務を共同処理している市町村（一部事務組合等を含む。）の数は、延べ 17,389 団体（市町村・特別区延べ 15,586 団体、一部事務組合等延べ 1,803 団体）となっており、1 市町村・特別区（一部事務組合等を除く。）当たり平均 8.5 の一部事務組合等に参加していることになる。

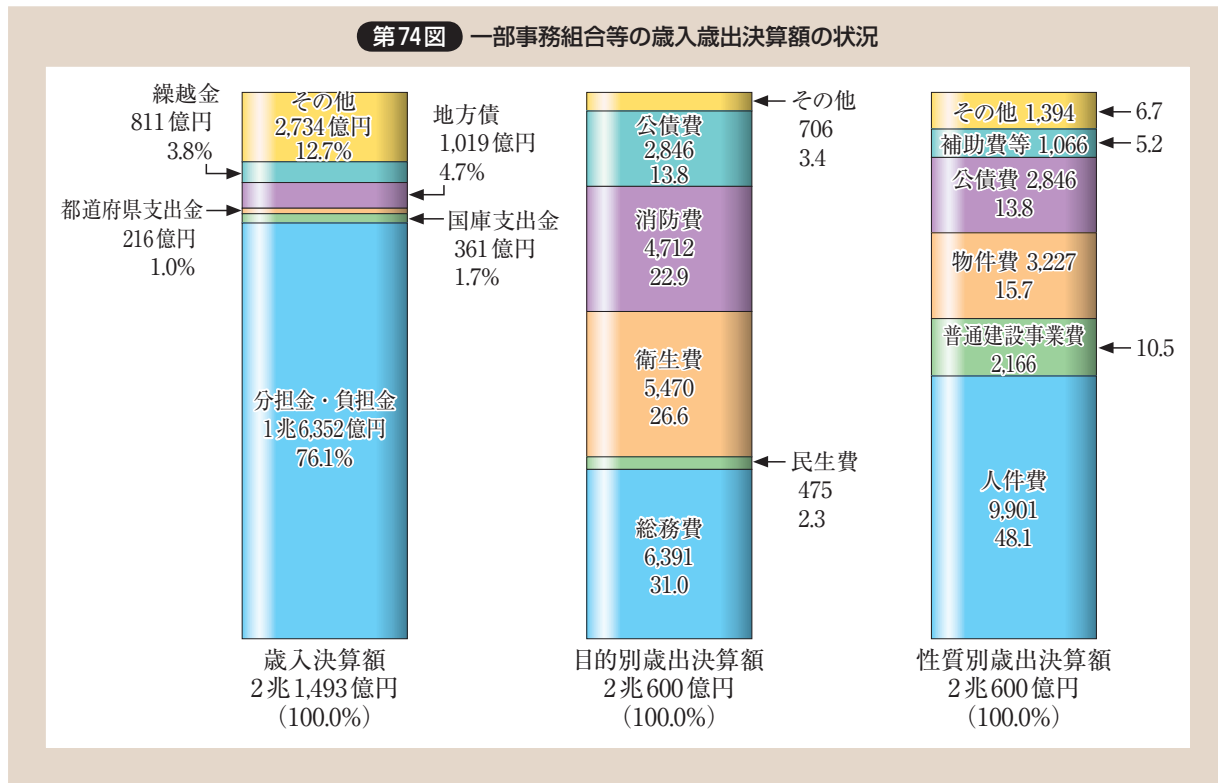
第1部 平成18年度の地方財政

一部事務組合等へ加入している市町村・特別区（延べ15,586団体）を設置目的別にみると、総務関係団体へ加入している団体数は延べ4,819団体で、最も大きな割合（全体の30.9%）を占めており、以下、衛生関係団体へ加入している団体数が延べ3,993団体（同25.6%）、民生関係団体へ加入している団体数が延べ2,551団体（同16.4%）の順となっている。

(3) 一部事務組合等の歳入歳出決算 [第5表]

一部事務組合等の歳入歳出決算の状況は、第74図のとおりであり、歳入決算額は2兆1,493億円で、前年度と比べると3.0%減（前年度7.6%減）となっている。

歳入決算額の内訳をみると、加入市町村等からの分担金、負担金が最も大きな割合（一部事務組合等の歳入総額の76.1%）を占めており、以下、地方債（同4.7%）、繰入金（同4.4%）の順となっている。



第22表 市町村決算額に占める一部事務組合等の決算額の割合（目的別内訳）

(単位 億円・%)

区	分	市町村決算額	うち一部事務組合等	一部事務組合等が占める割合
総務費	費	61,333	6,391	10.4
衛生費	費	42,303	5,470	12.9
消防費	費	16,708	4,712	28.2
公債費	費	64,693	2,846	4.4
その他	他	294,428	1,181	0.4
歳出合計	計	479,465	20,600	4.3

6 一部事務組合等による事務の広域的処理の状況

歳出決算額は2兆600億円で、前年度と比べると2.7%減（前年度8.2%減）となっている。

歳出決算額の目的別内訳は、総務費が最も大きな割合（一部事務組合等の歳出総額の31.0%）を占め、以下、衛生費（同26.6%）、消防費（同22.9%）の順となっており、これらで全体の80.4%を占めている。

市町村決算額に占める一部事務組合等の決算額の割合を目的別内訳で見ると、消防費が最も大きな割合（市町村の歳出総額の28.2%）を占め、次いで、衛生費（同12.9%）となっている。

次に、歳出決算額の性質別内訳をみると、人件費が最も大きな割合（一部事務組合等の歳出総額の48.1%）を占め、以下、物件費（同15.7%）、公債費（同13.8%）、普通建設事業費（同10.5%）となっている。

第1部

平成18年度の地方財政

7 市町村の規模別財政状況

市町村（特別区及び一部事務組合等を除く。以下この章において同じ。）を団体規模別（大都市、中核市、特例市、中都市、小都市、人口1万人以上の町村及び人口1万人未満の町村）にグループ化を行い、財政状況を分析すると以下のとおりである。

(1) 市町村合併の進展に伴う団体規模別団体数の構成の変化

市町村合併の進展に伴い、団体規模別の団体数の構成が大きく変わってきている。そこで、団体数や人口、決算規模について、団体規模別に比較分析してみると、次のとおりである。

ア 団体数及び人口の状況

団体規模別の団体数の推移については、第23表のとおりである。

また、団体規模別の団体数構成比については、第75図のとおりである。都市については、人口増や市町村合併により要件を満たした団体が、各区分に移行してきていることに伴い、割合が上昇している。一方で、町村数の割合は低下しており、平成15年度末には8割に近かった町村数は、18年度末には6割を下回る水準まで低下している。平成18年度末の割合は、大都市が0.8%（前年度末0.8%）、中核市が2.1%（同2.0%）、特例市が2.2%（同2.1%）、中都市が9.5%（同9.5%）、小都市が28.8%（同28.2%）、人口1万人以上の町村が29.3%（同30.1%）、人口1万人未満の町村が27.3%（同27.2%）となっている。

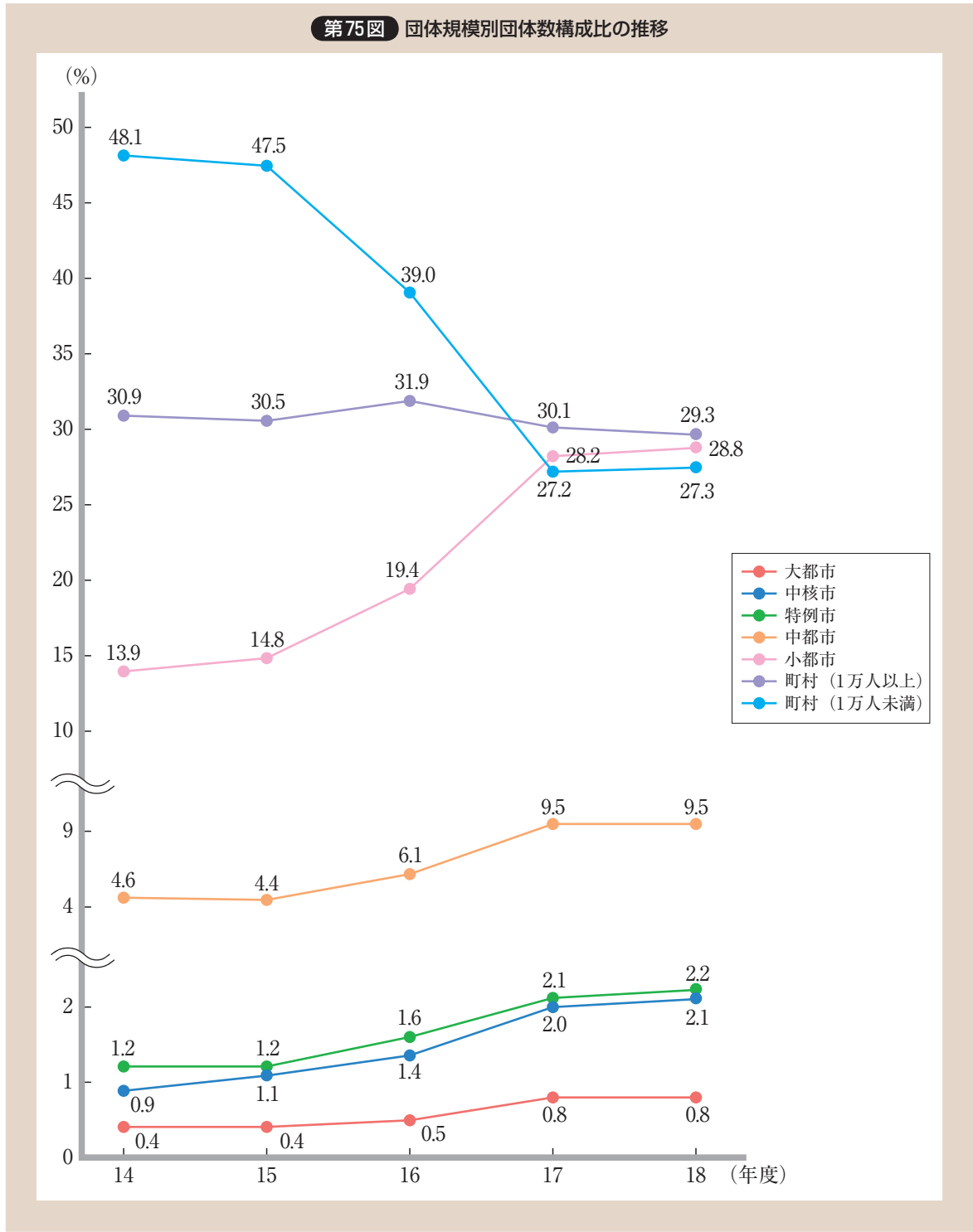
次に、団体規模別の人口の推移をみると、第24表のとおりである。

また、団体規模別の人口構成比の推移をみると、第76図のとおりである。団体数の割合と同様に、都市については上昇している一方、町村については低下しており、平成18年度末には、大都市が18.9%（前年度末18.1%）、中核市が14.1%（同14.4%）、特例市が9.3%（同9.2%）、中都市が22.9%（同23.2%）、小都市が23.5%（同23.3%）、人口1万人以上の町村が9.1%（同9.5%）、人口1万人未満の町村が2.2%（同2.2%）となっている。

第23表 団体規模別団体数の推移

	団 体 数					増 減 率 (%)				
	14	15	16	17	18	14	15	16	17	18
市 町 村 合 計	3,212	3,132	2,521	1,821	1,804	△ 0.3	△ 2.5	△ 19.5	△ 27.8	△ 0.9
大 都 市	12	13	13	14	15	-	8.3	-	7.7	7.1
中 核 市	30	35	35	37	37	7.1	16.7	-	5.7	-
特 例 市	37	39	40	39	39	23.3	5.4	2.6	△ 2.5	-
都 市	596	602	644	687	691	△ 1.0	1.0	7.0	6.7	0.6
中 都 市	148	139	155	173	171	△ 5.7	△ 6.1	11.5	11.6	△ 1.2
小 都 市	448	463	489	514	520	0.7	3.3	5.6	5.1	1.2
町 村	2,537	2,443	1,789	1,044	1,022	△ 0.5	△ 3.7	△ 26.8	△ 41.6	△ 2.1
町村(人口1万人以上)	993	956	805	549	529	△ 0.9	△ 3.7	△ 15.8	△ 31.8	△ 3.6
町村(人口1万人未満)	1,544	1,487	984	495	493	△ 0.3	△ 3.7	△ 33.8	△ 49.7	△ 0.4

第75図 団体規模別団体数構成比の推移



イ 決算規模 [第12表、第36表、第75表]

団体規模別の決算規模の割合をみると、歳入総額については、大都市が22.0%（前年度21.9%）、中核市が12.5%（同12.6%）、特例市が7.6%（同7.4%）、中都市が20.0%（同20.0%）、小都市が24.3%（同24.2%）、人口1万人以上の町村が9.4%（同9.7%）、人口1万人未満の町村が4.2%（同4.2%）となっている。

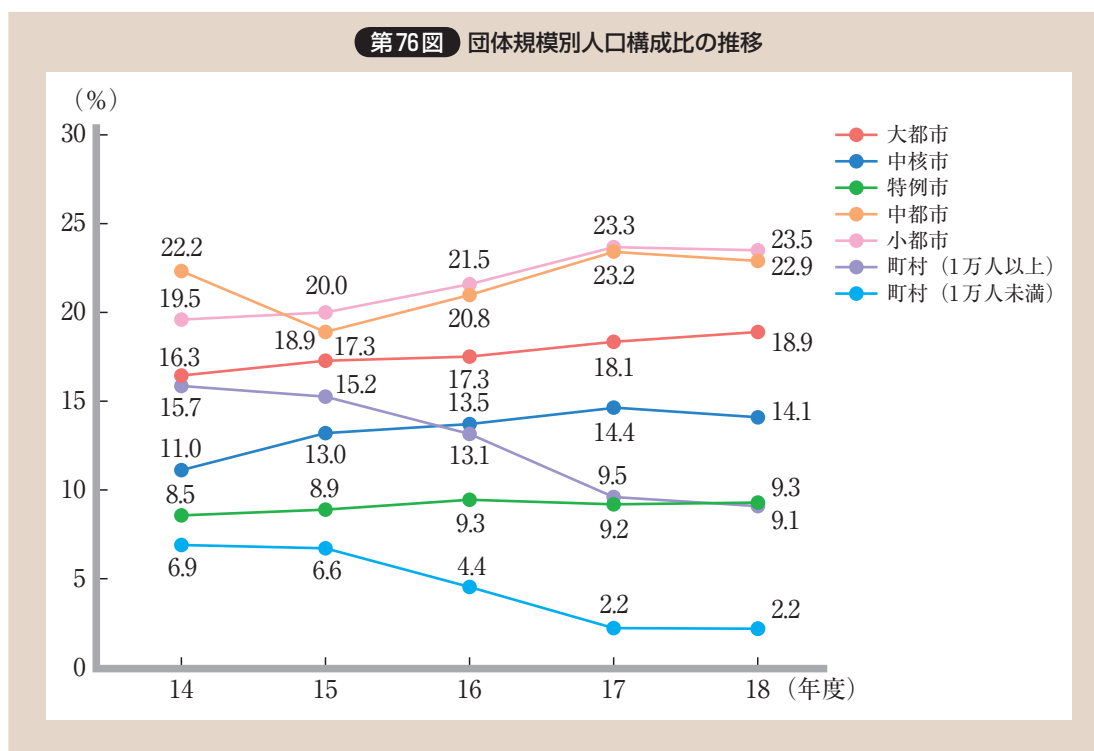
また、歳出総額については、大都市が22.3%（前年度22.2%）、中核市が12.5%（同12.6%）、特例市が7.6%（同7.4%）、中都市が19.9%（同19.9%）、小都市が24.3%（同24.1%）、人口1万人以上の町村が9.3%

第1部 平成18年度の地方財政

第24表 団体規模別人口の推移

	人 口					増 減 率 (%)				
	14	15	16	17	18	14	15	16	17	18
市 町 村 合 計	118,604,384	118,686,515	118,674,670	118,781,118	118,713,776	0.1	0.1	△ 0.0	0.1	△ 0.1
大 都 市	19,351,765	20,489,715	20,569,108	21,524,645	22,440,098	0.6	5.9	0.4	4.6	4.3
中 核 市	13,020,461	15,461,777	15,988,700	17,137,424	16,721,246	6.9	18.7	3.4	7.2	△ 2.4
特 例 市	10,042,981	10,580,448	11,071,992	10,974,614	11,012,415	22.5	5.4	4.6	△ 0.9	0.3
都 市	49,394,107	46,254,244	50,191,743	55,256,425	55,108,974	△ 4.5	△ 6.4	8.5	10.1	△ 0.3
中 都 市	26,295,616	22,472,081	24,725,208	27,523,066	27,195,815	△ 8.7	△ 14.5	10.0	11.3	△ 1.2
小 都 市	23,098,491	23,782,163	25,466,535	27,733,359	27,913,159	0.7	3.0	7.1	8.9	0.6
町 村	26,795,070	25,900,331	20,853,127	13,888,010	13,431,043	△ 1.1	△ 3.3	△ 19.5	△ 33.4	△ 3.3
町村 (人口1万人以上)	18,603,399	18,036,379	15,587,434	11,260,013	10,822,309	△ 1.2	△ 3.0	△ 13.6	△ 27.8	△ 3.9
町村 (人口1万人未満)	8,191,671	7,863,952	5,265,693	2,627,997	2,608,734	△ 1.0	△ 4.0	△ 33.0	△ 50.1	△ 0.7

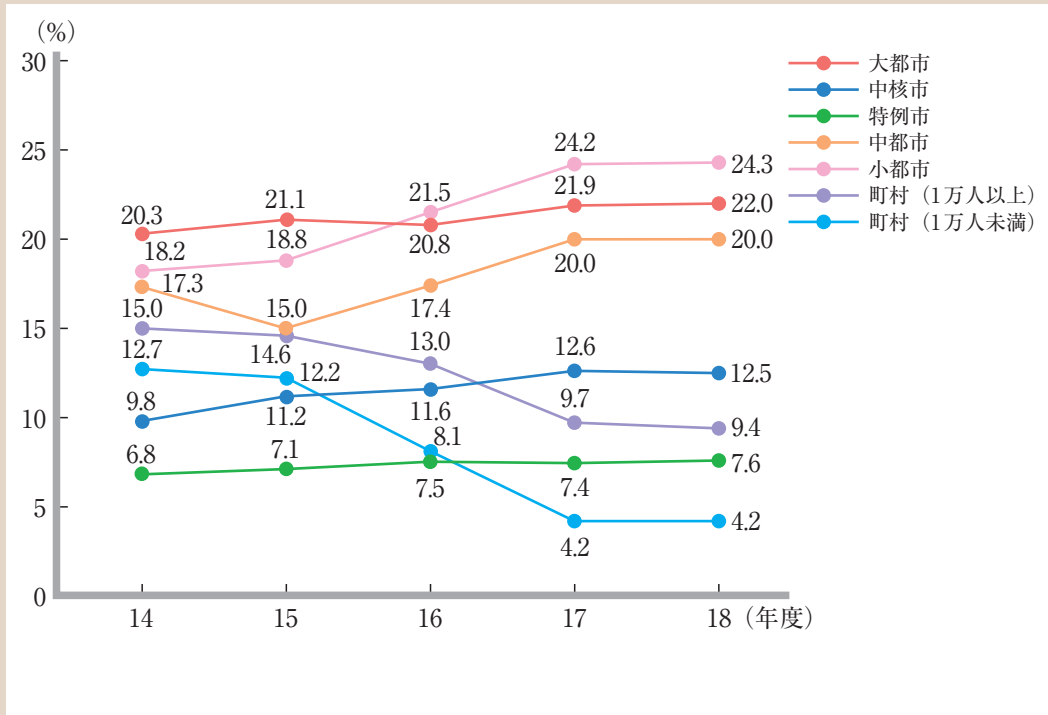
第76図 団体規模別人口構成比の推移



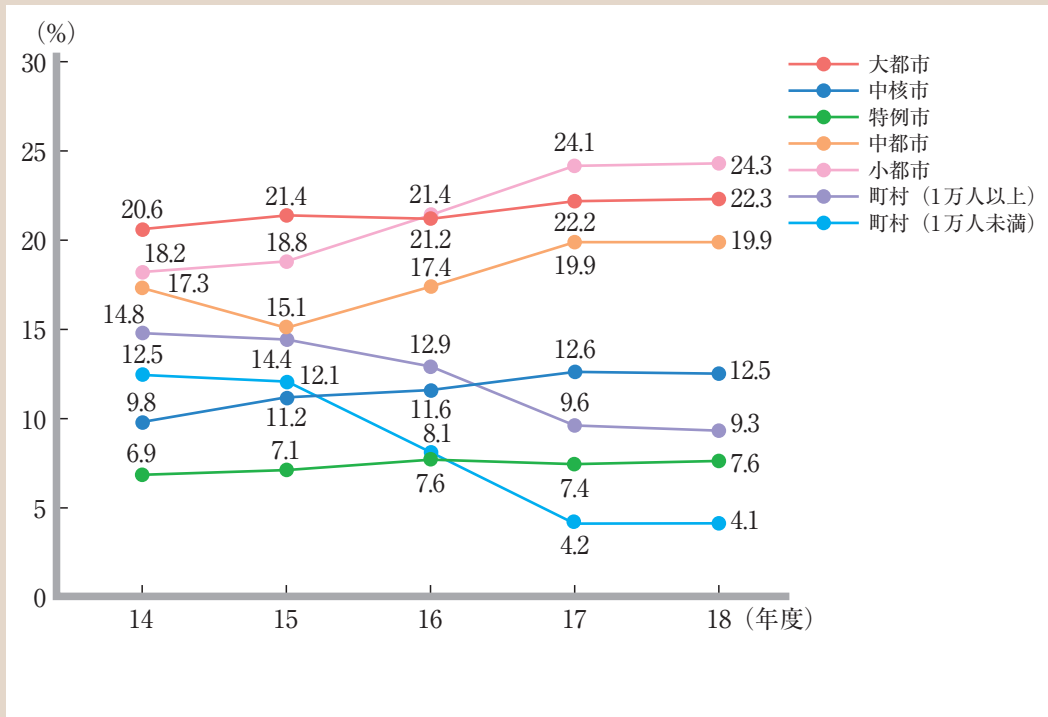
(同 9.6%)、人口1万人未満の町村が4.1% (同 4.2%) となっている。

団体規模別の決算規模の割合について平成14年度から18年度にかけての推移は、第77図のとおりである。17年度には、325件の新設・編入合併が実施されたことから、中都市及び小都市の占める割合が大きく上昇する一方、町村の占める割合は大きく低下したが、18年度においては、12件の新設・編入合併にとどまったことから、前年度の割合からほぼ横ばいとなっている。

第77図 団体規模別決算規模構成比の推移
その1 歳入



その2 歳出



(2) 人口1人当たりの財政状況等

団体規模別の財政状況について、人口1人当たり平均の決算額等を中心に分析してみると、次のとおりである。

ア 決算規模等 [第3表、第5表]

1市町村当たり平均の歳入歳出決算額、人口（住民基本台帳登録人口）1人当たり平均の歳入歳出決算額をみると、第25表のとおりである。

人口1人当たり平均の決算額は、歳入については、大都市が448千円（前年度477千円）、中核市が342千円（同346千円）、特例市が315千円（同315千円）、中都市が336千円（同341千円）、小都市が398千円（同409千円）、人口1万人以上の町村が398千円（同405千円）、人口1万人未満の町村が730千円（同748千円）となっており、歳出については、大都市が443千円（同472千円）、中核市が333千円（同336千円）、特例市が307千円（同308千円）、中都市が325千円（同331千円）、小都市が387千円（同397千円）、人口1万人以上の町村が383千円（同391千円）、人口1万人未満の町村が706千円（同724千円）となっている。

これをみると、大都市、中核市及び特例市については行政権能の差異が人口1人当たり決算額に影響を与えている。その他の市町村については規模が小さな団体ほど人口1人当たり決算額が大きくなっている。

次に、財政力指数の単純平均及び実質収支比率を団体規模別にみると、第26表のとおりである。

財政力指数の高い順にみると、特例市（0.88）、大都市（0.84）、中都市（0.83）、中核市（0.80）、小都市（0.59）、人口1万人以上の町村（0.55）、人口1万人未満の町村（0.31）となっており、大都市及び中核市以外の市町村については規模が大きいほど財政力指数が高くなっている。

さらに、実質収支比率の高い順にみると、人口1万人以上の町村（5.3%）、人口1万人未満の町村（4.8%）、中都市（4.6%）、小都市（4.1%）、特例市（3.7%）、中核市（3.5%）、大都市（0.8%）となっている。

イ 歳入

歳入決算の主な内訳は、第78図のとおりである。

地方税の構成比の高い順にみると特例市（47.0%）、中核市（43.9%）、中都市（42.7%）、大都市（42.6%）、小都市（30.5%）、人口1万人以上の町村（28.7%）、人口1万人未満の町村（15.7%）となっており、大都市及び中核市以外の市町村については規模が小さいほど地方税の占める割合が低くなっている。

第25表 団体規模別1団体・人口1人当たり決算額の状況

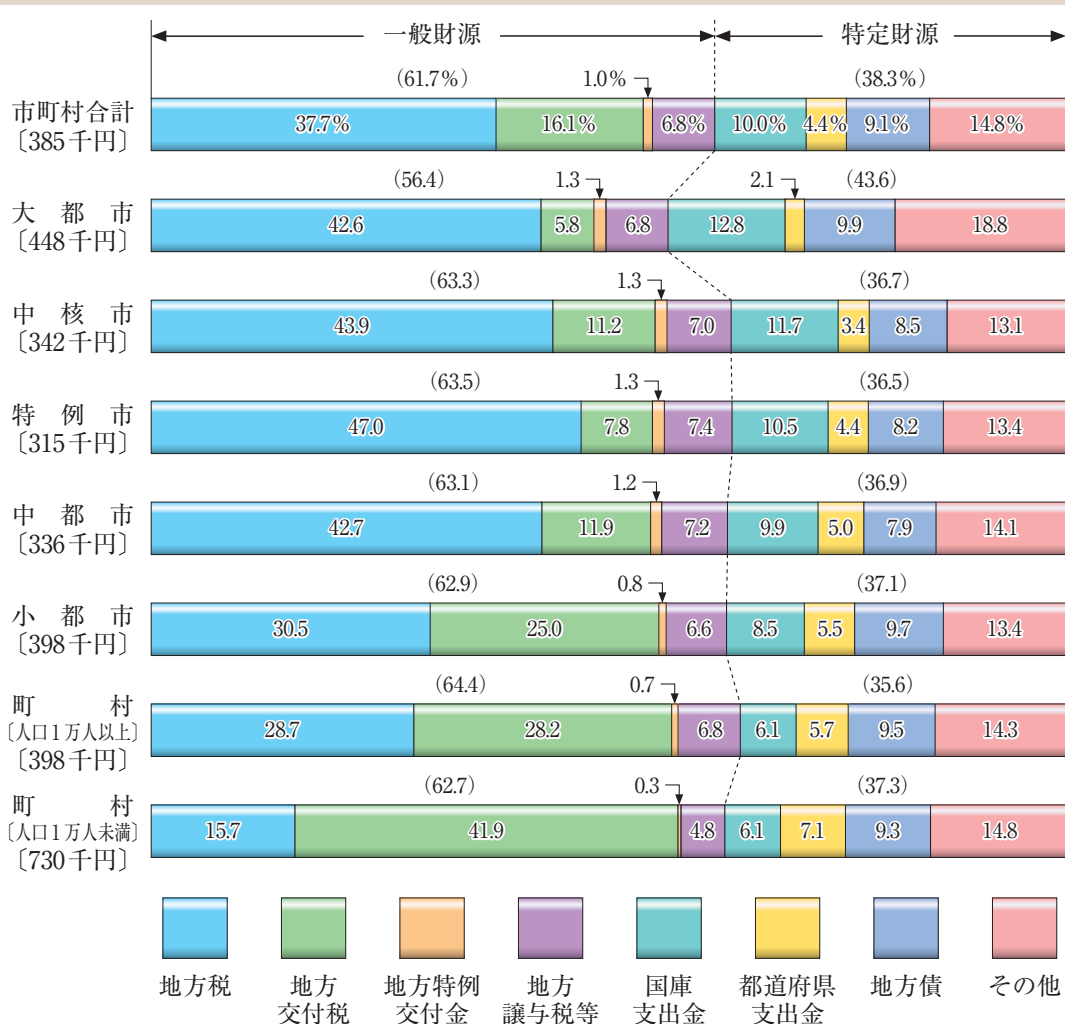
区 分	平成18年度				平成17年度				増 減	
	1団体当たり		人口1人当たり		人口1人当たり		人口1人当たり			
	歳 入	歳 出	歳 入	歳 出	歳 入	歳 出	歳 入	歳 出		
大 都 市	億円	億円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	△ 29	△ 29
中 核 市	1,546	1,504	342	333	346	336	346	336	△ 4	△ 3
特 例 市	890	868	315	307	315	308	315	308	0	△ 1
中 都 市	534	517	336	325	341	331	341	331	△ 5	△ 6
小 都 市	214	208	398	387	409	397	409	397	△ 11	△ 10
町村（人口1万人以上）	81	78	398	383	405	391	405	391	△ 7	△ 8
町村（人口1万人未満）	39	37	730	706	748	724	748	724	△ 18	△ 18

第26表 団体規模別財政力指数及び実質収支比率の状況

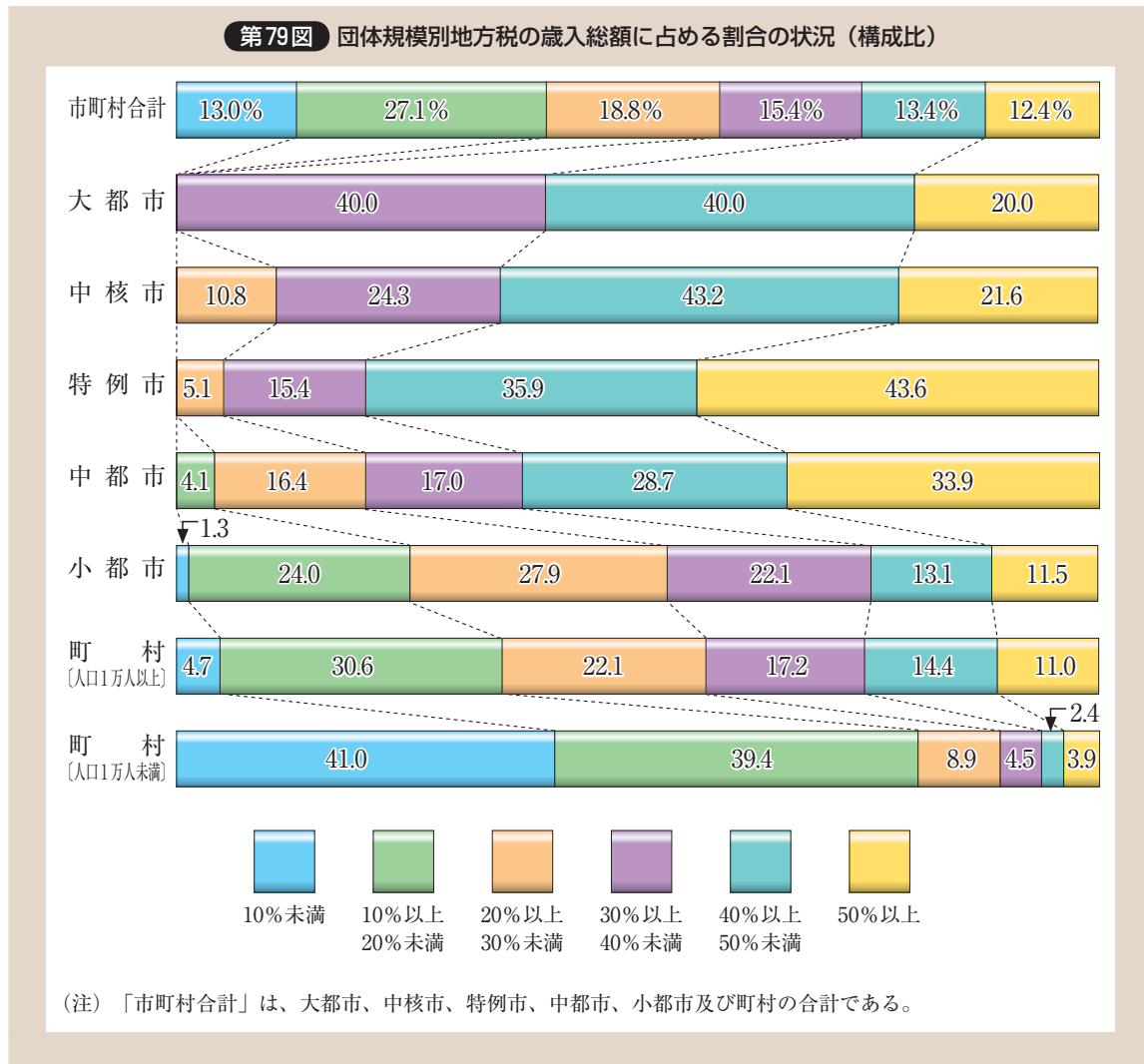
区 分	財政力指数	実質収支比率
		%
大 都 市	0.84	0.8
中 核 市	0.80	3.5
特 例 市	0.88	3.7
中 都 市	0.83	4.6
小 都 市	0.59	4.1
町村（人口1万人以上）	0.55	5.3
町村（人口1万人未満）	0.31	4.8

(注) 財政力指数は単純平均であり、実質収支比率は団体規模別の加重平均である。

第78図 団体規模別歳入決算の状況（人口1人当たり額及び構成比）



(注) 1 「市町村合計」とは、大都市、中核市、特例市、中都市、小都市及び町村の単純合計額である。
 2 「国庫支出金」には、国有提供施設等所在市町村助成交付金を含み、交通安全対策特別交付金を除く。
 3 [] 内の数値は、人口1人当たりの歳入決算額である。



また、地方税の歳入総額に占める割合の分布状況を団体規模別にみると、第79図のとおりであり、町村においては地方税の歳入総額に占める割合が低い団体の構成比が大きくなっている。なお、主な税目の1人当たりの額は、第80図のとおりである。

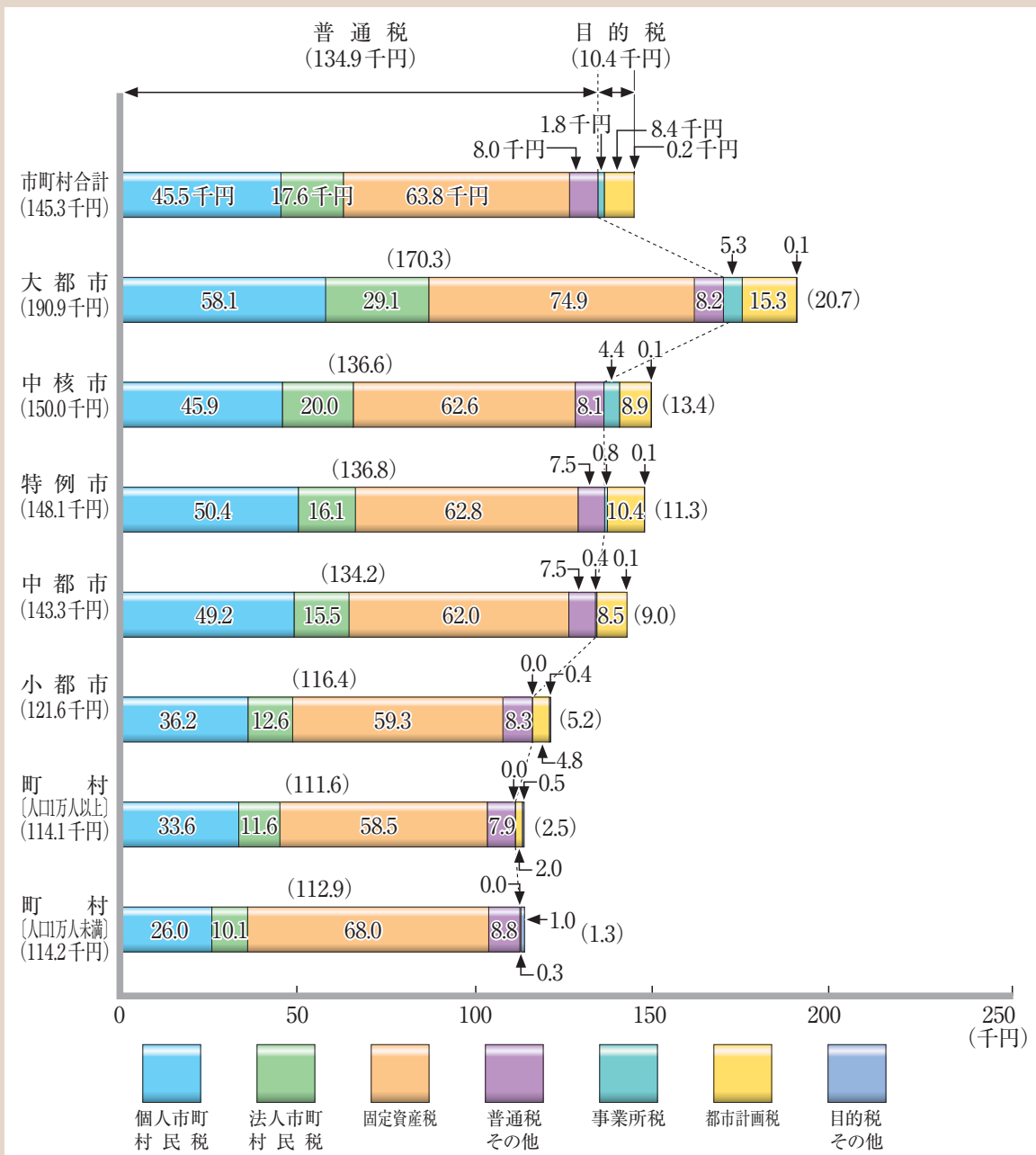
一方、地方交付税の構成比の高い順にみると、人口1万人未満の町村（41.9%）、人口1万人以上の町村（28.2%）、小都市（25.0%）、中都市（11.9%）、中核市（11.2%）、特例市（7.8%）、大都市（5.8%）となっている。

また、国庫支出金（国有提供施設等所在市町村助成交付金を含み、交通安全対策特別交付金を除く。）の構成比の高い順にみると、大都市（12.8%）、中核市（11.7%）、特例市（10.5%）、中都市（9.9%）、小都市（8.5%）、人口1万人以上の町村及び人口1万人未満の町村（6.1%）となっている。

一方、都道府県支出金の構成比の高い順にみると、人口1万人未満の町村（7.1%）、人口1万人以上の町村（5.7%）、小都市（5.5%）、中都市（5.0%）、特例市（4.4%）、中核市（3.4%）、大都市（2.1%）となっている。

地方債の構成比（地方債依存度）の高い順にみると、大都市（9.9%）、小都市（9.7%）、人口1万人以上の町村（9.5%）、人口1万人未満の町村（9.3%）、中核市（8.5%）、特例市（8.2%）、中都市（7.9%）となっている。

第80図 団体規模別地方税の構造（人口1人当たりの地方税）



ウ 歳出

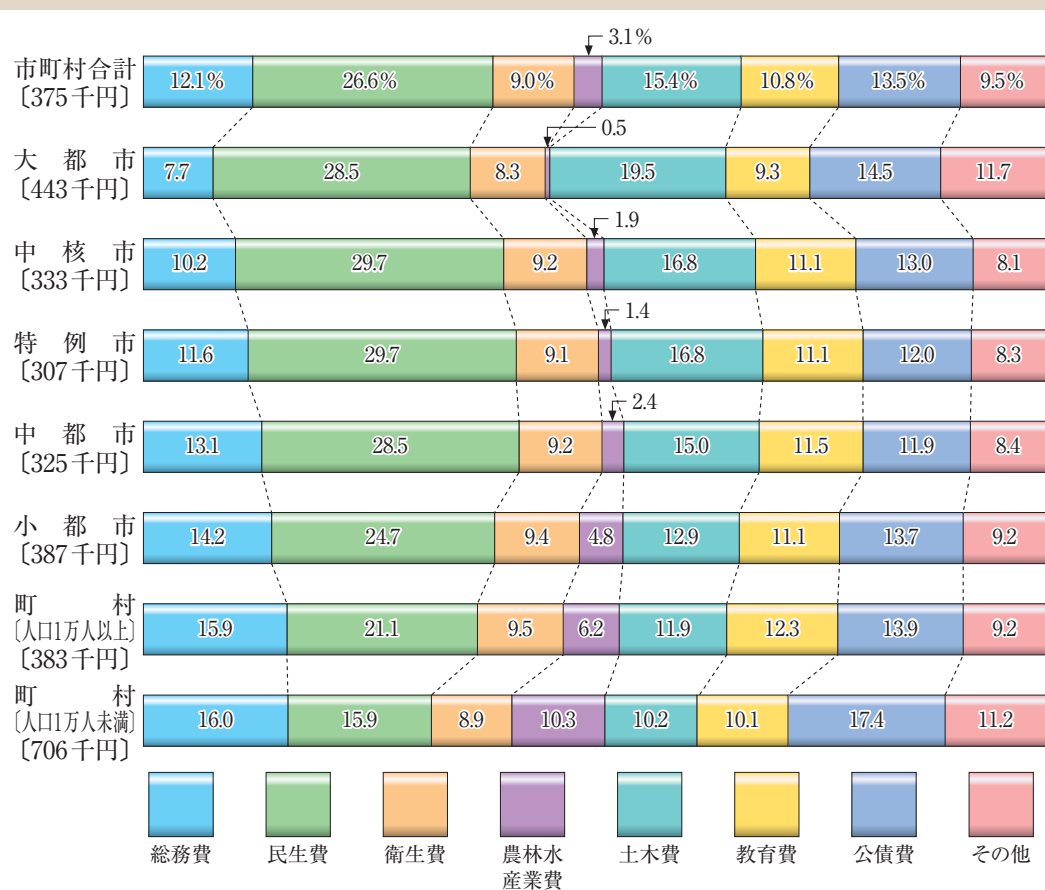
目的別歳出決算額の主な内訳は、第81図のとおりである。

それぞれの団体規模ごとに構成比が高い費目をみると、大都市、中核市及び特例市においては民生費、土木費、公債費の順、中都市においては民生費、土木費、総務費の順、小都市及び人口1万人以上の町村においては民生費、総務費、公債費の順、人口1万人未満の町村においては公債費、総務費、民生費の順となっている。

性質別歳出決算額における主な費目の構成比は、第82図のとおりである。

それぞれの団体規模ごとに構成比が高い費目をみると、大都市においては扶助費、人件費、公債費の順、

第81図 団体規模別歳出（目的別）決算の状況（人口1人当たり額及び構成比）



(注) 1 「市町村合計」とは、大都市、中核市、特例市、中都市、小都市及び町村の単純合計額である。
 2 [] 内の数値は、人口1人当たりの歳出決算額である。

中核市及び特例市においては人件費、扶助費、普通建設事業費の順、中都市においては人件費、扶助費、物件費の順、小都市及び人口1万人以上の町村においては人件費、普通建設事業費、公債費の順、人口1万人未満の町村においては人件費、公債費、普通建設事業費の順となっている。

扶助費の構成比については、町村における生活保護費等を都道府県が負担していることなどから、町村が低くなっている。

エ 財政構造の弾力性

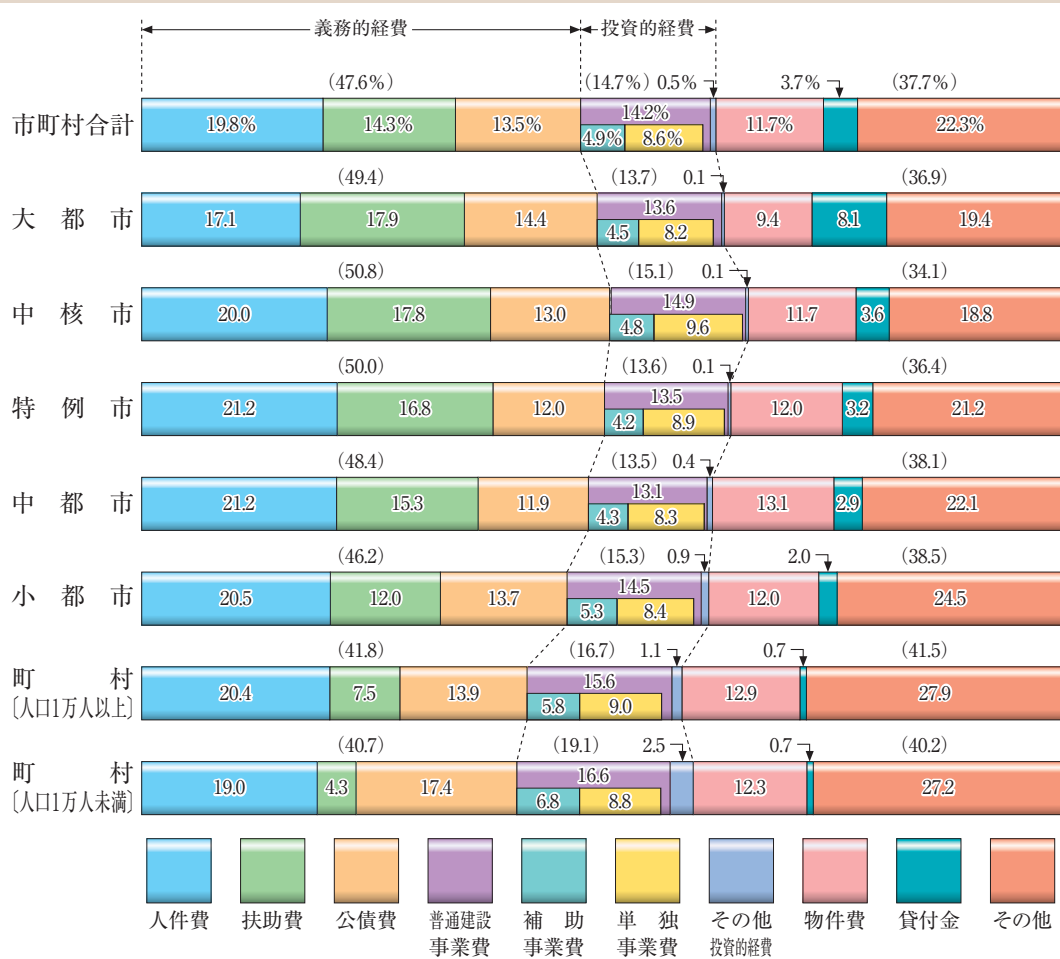
(ア) 経常収支比率

経常収支比率は、第27表のとおりであり、経常収支比率の高い順にみると、大都市（93.3%）、小都市（91.4%）、中都市（89.5%）、特例市（89.1%）、人口1万人以上の町村（88.7%）、人口1万人未満の町村（88.1%）、中核市（87.4%）となっている。

なお、団体規模別の分布状況を見ると、第83図のとおりである。大都市の経常収支比率が高いのは、経常経費に占める公債費の割合が大きいことなどによる。また、町村の経常収支比率が比較的低いのは、主として生活保護費等を都道府県が負担していること等により、経常経費に占める扶助費の割合が小さいことなどによるものである。

これを財政力指数段階別にみると、第84図のとおりであり、同規模の団体においては、財政力指数の低

第82図 団体規模別歳出（性質別）決算の状況（構成比）

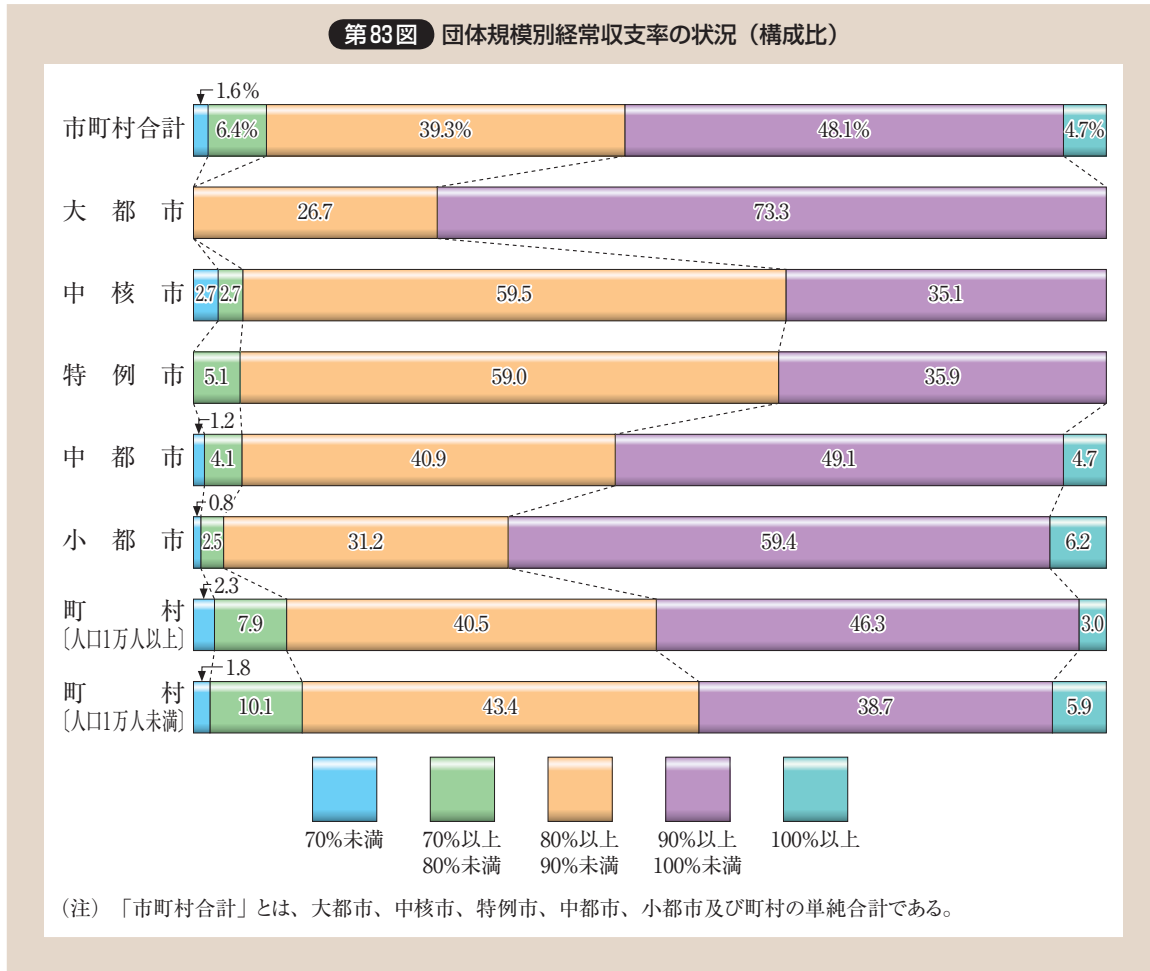


(注) 「市町村合計」とは、大都市、中核市、特例市、中都市、小都市及び町村の単純合計額である。

第27表 団体規模別経常収支比率の状況

区分	経常収支比率	うち人件費	物件費	扶助費	補助費等	公債費	その他
	%	%	%	%	%	%	%
大都市	93.3	27.0	12.2	12.1	11.7	22.0	8.3
中核市	87.4	27.3	12.9	10.7	6.6	18.9	11.0
特例市	89.1	29.2	13.8	9.4	8.6	17.4	10.7
中都市	89.5	29.3	14.3	8.7	8.3	17.6	11.3
小都市	91.4	28.7	12.5	7.1	11.3	20.2	11.6
町村 (人口1万人以上)	88.7	27.7	12.6	4.3	13.5	19.5	11.1
町村 (人口1万人未満)	88.1	27.2	11.0	2.7	12.8	25.0	9.4

(注) 比率は、加重平均である。



いものほど経常収支比率が高く、財政構造の弾力性が乏しいといえる。

(イ) 実質公債費比率及び起債制限比率

実質公債費比率は、第28表のとおりであり、実質公債費比率の高い順でみると、大都市（19.6%）、人口1万人未満の町村（16.5%）、小都市（16.1%）、人口1万人以上の町村（14.8%）、特例市（14.7%）、中都市（14.5%）、中核市（14.3%）となっている。団体規模別の分布状況は、第85図のとおりであり、10%以上18%未満の団体の割合が大きくなっている。

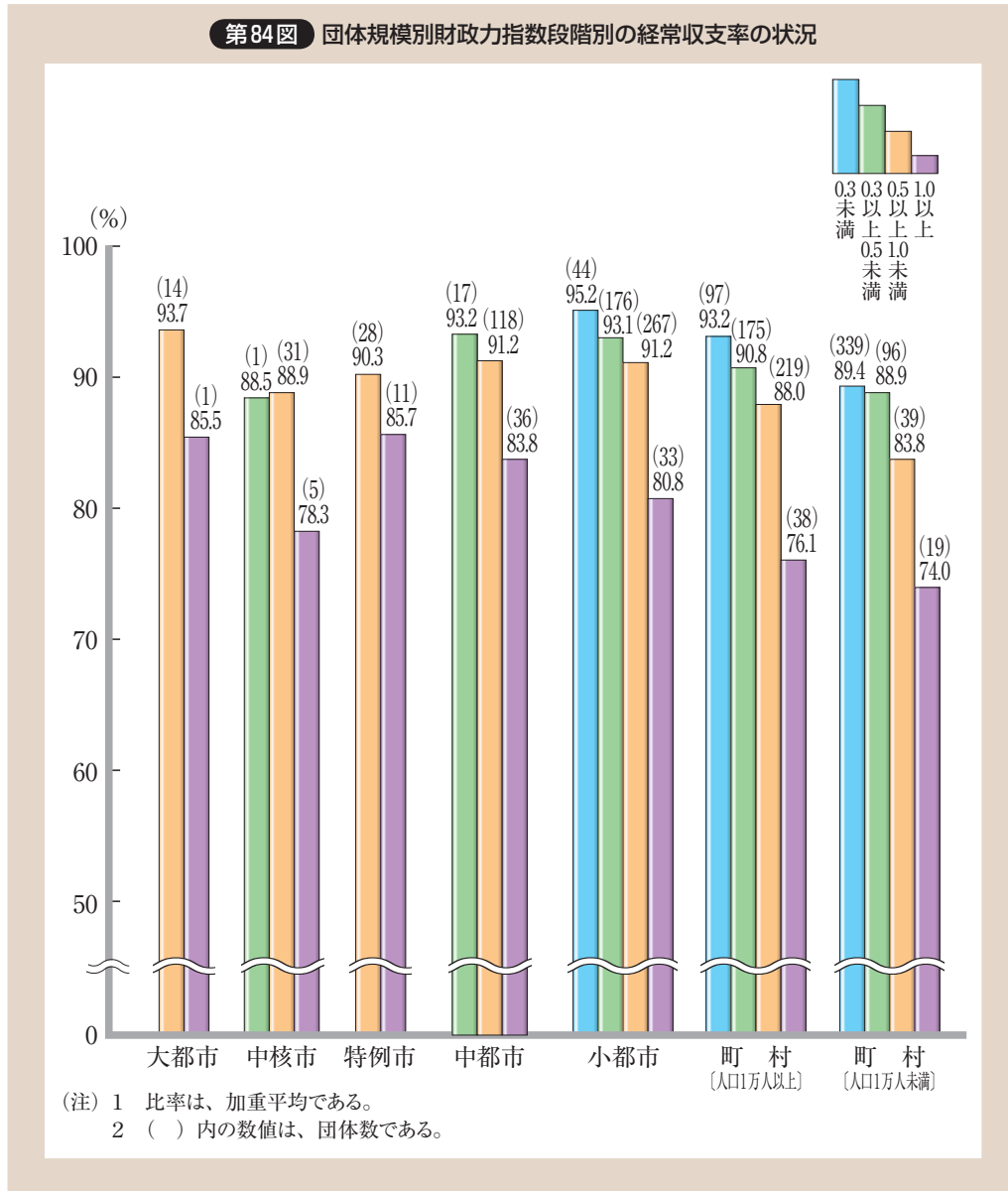
次に、実質公債費比率を財政力指数段階別にみると、第86図のとおりであり、財政力指数が低いほど実質公債費比率が高くなる傾向にある。

起債制限比率は、第29表のとおりであり、起債制限比率の高い順にみると、大都市（14.4%）、小都市（11.3%）、中核市（11.2%）、人口1万人未満の町村（10.9%）、特例市（10.8%）、中都市（10.7%）、人口1万人以上の町村（10.0%）となっている。

オ 将来にわたる実質的な財政負担

将来にわたる実質的な財政負担の標準財政規模に対する比率は、第87図のとおりである。高い順にみると、特例市（311.8%）、大都市（275.3%）、小都市（231.2%）、中核市（209.3%）、中都市（206.1%）、人口1万人未満の町村（201.1%）、人口1万人以上の町村（190.4%）となっている。

なお、これを団体規模別の分布状況でみると、第88図のとおりである。



第28表 団体規模別実質公債費比率の状況

区 分	大都市	中核市	特例市	中都市	小都市	町村 (人口1万人以上)	町村 (人口1万人未満)
	%	%	%	%	%	%	%
平成18年度	19.6	14.3	14.7	14.5	16.1	14.8	16.5
平成17年度	19.1	14.2	14.6	14.3	15.6	14.2	15.6

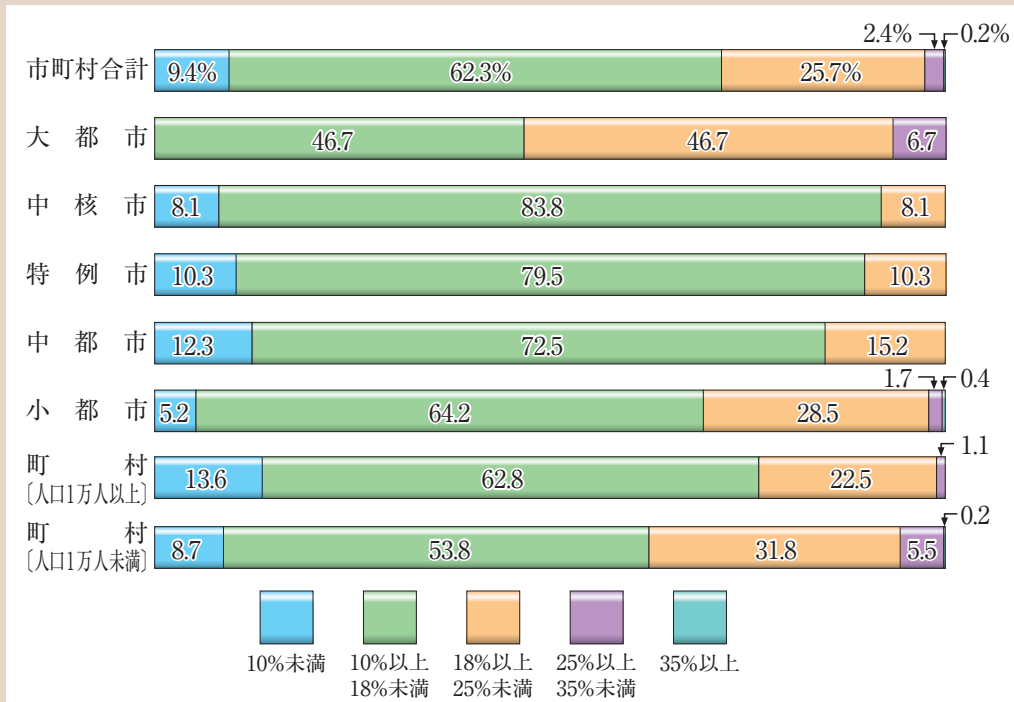
(注) 比率は、加重平均である。

第29表 団体規模別起債制限比率の状況

区 分	大都市	中核市	特例市	中都市	小都市	町村 (人口1万人以上)	町村 (人口1万人未満)
	%	%	%	%	%	%	%
平成18年度	14.4	11.2	10.8	10.7	11.3	10.0	10.9
平成17年度	15.2	11.1	10.8	10.7	11.1	9.8	10.7

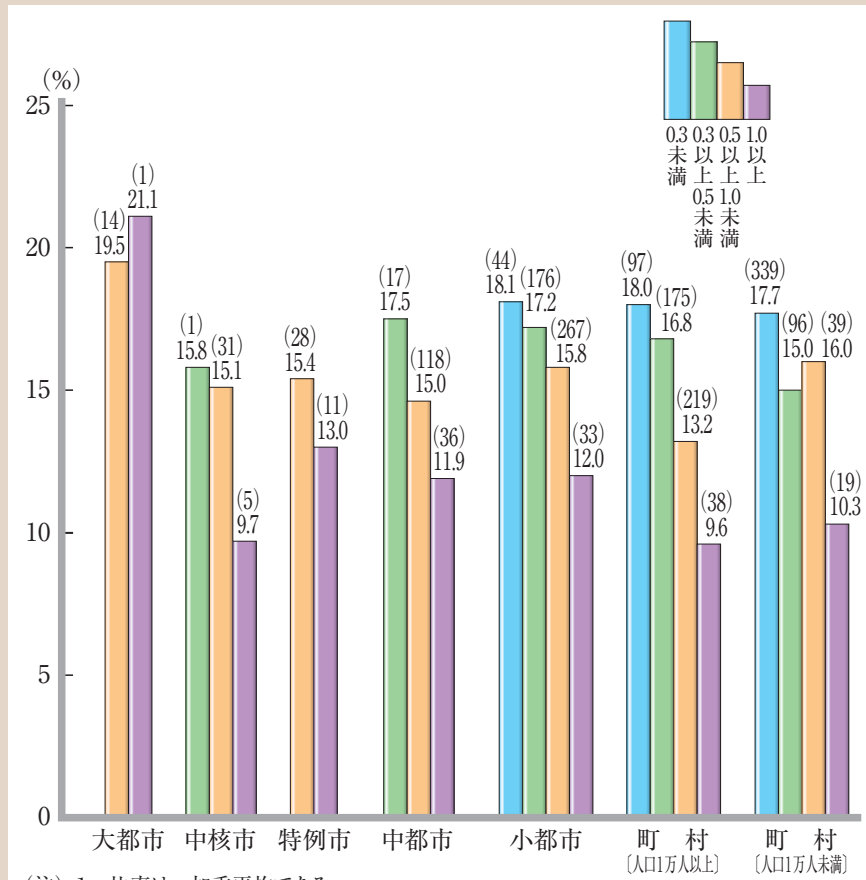
(注) 比率は、加重平均である。

第85図 団体規模別実質公債費比率の状況（構成比）



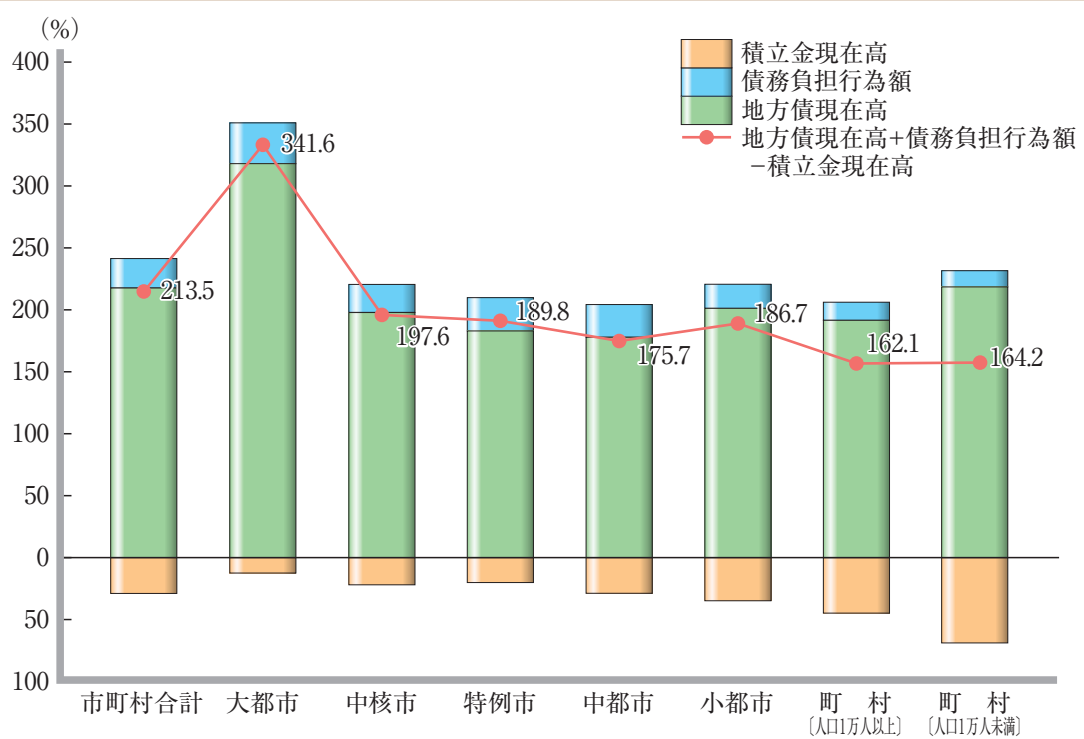
(注) 「市町村合計」は、大都市、中核市、特例市、中都市、小都市及び町村の合計である。

第86図 団体規模別財政力指数段階別の実質公債費比率の状況



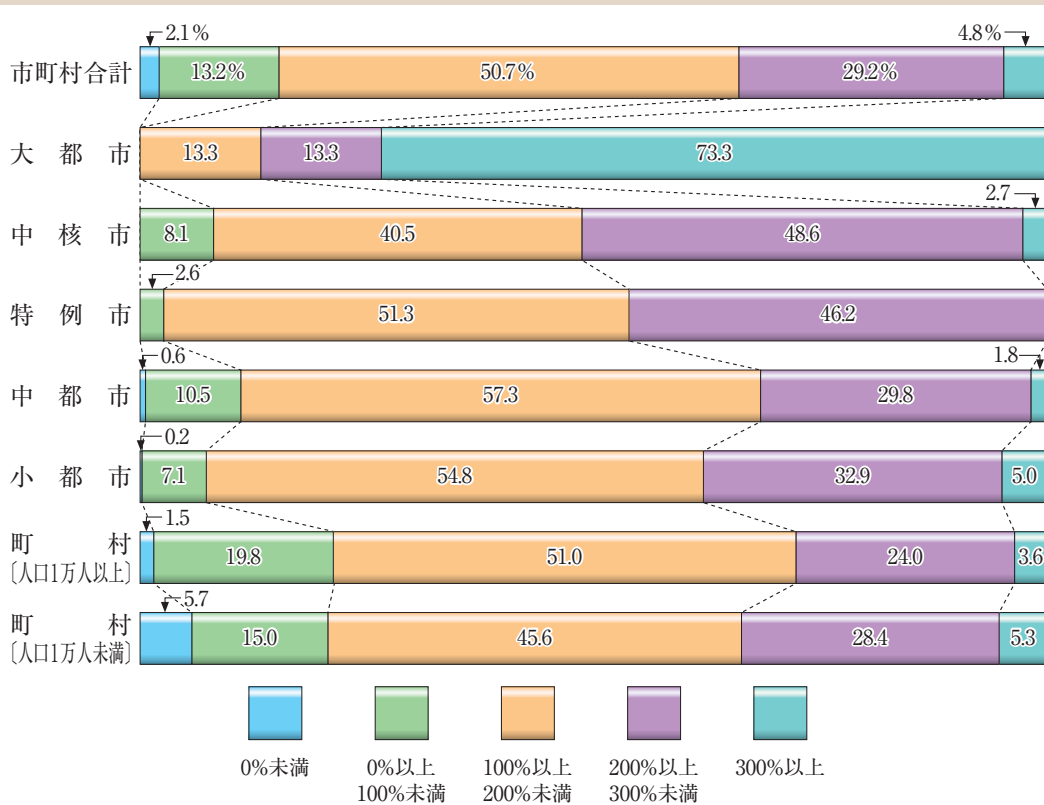
(注) 1 比率は、加重平均である。
2 () 内の数値は、団体数である。

第87図 団体規模別の実質的な財政負担の標準財政規模に対する比率



(注) 1 「市町村合計」とは、大都市、中核市、特例市、中都市、小都市及び町村の単純合計額である。
 2 地方債現在高は、特定資金公共投資事業債を除いた額である。

第88図 団体規模別の実質的な財政負担の標準財政規模に対する比率の状況（構成比）



(注) 「市町村合計」は、大都市、中核市、特例市、中都市、小都市及び町村の合計である。

8 公共施設の状況

地方公共団体は、住民の生活や福祉の向上を図り、個性豊かで魅力ある地域づくりを推進するため、道路や公営住宅等の公共施設の整備に努めている。これら主要な公共施設の整備状況は、次のとおりである。なお、本編の記載は公共施設状況調査を基としているが、同調査は、平成14年度分調査以降、3年に一度詳細な調査を行い、その間の2ヵ年については縮小調査を行うこととしており、平成18年度調査は縮小調査に該当している。

(1) 道路 [第105表]

平成19年4月1日現在における地方道の実延長は113万8,108km（対前年同期比0.3%増）、面積は8,185.8km²（同0.5%増）となっている。また、これらの状況を10年前（平成9年4月1日現在）と比べると、実延長は4.3%増、面積は10.1%増となっている。

これを主要地方道（道路法第56条の規定に基づき国土交通大臣の指定する都道府県道）、一般都道府県道（主要地方道以外の都道府県道）及び市町村道別にみると、主要地方道の実延長は5万7,041km（対前年同期比0.1%減）、面積は846.9km²（同0.7%増）、一般都道府県道の実延長は7万798km（同0.2%増）、面積は893.2km²（同0.7%増）、市町村道の実延長は101万269km（同0.4%増）、面積は6,445.7km²（同0.4%増）となっている。

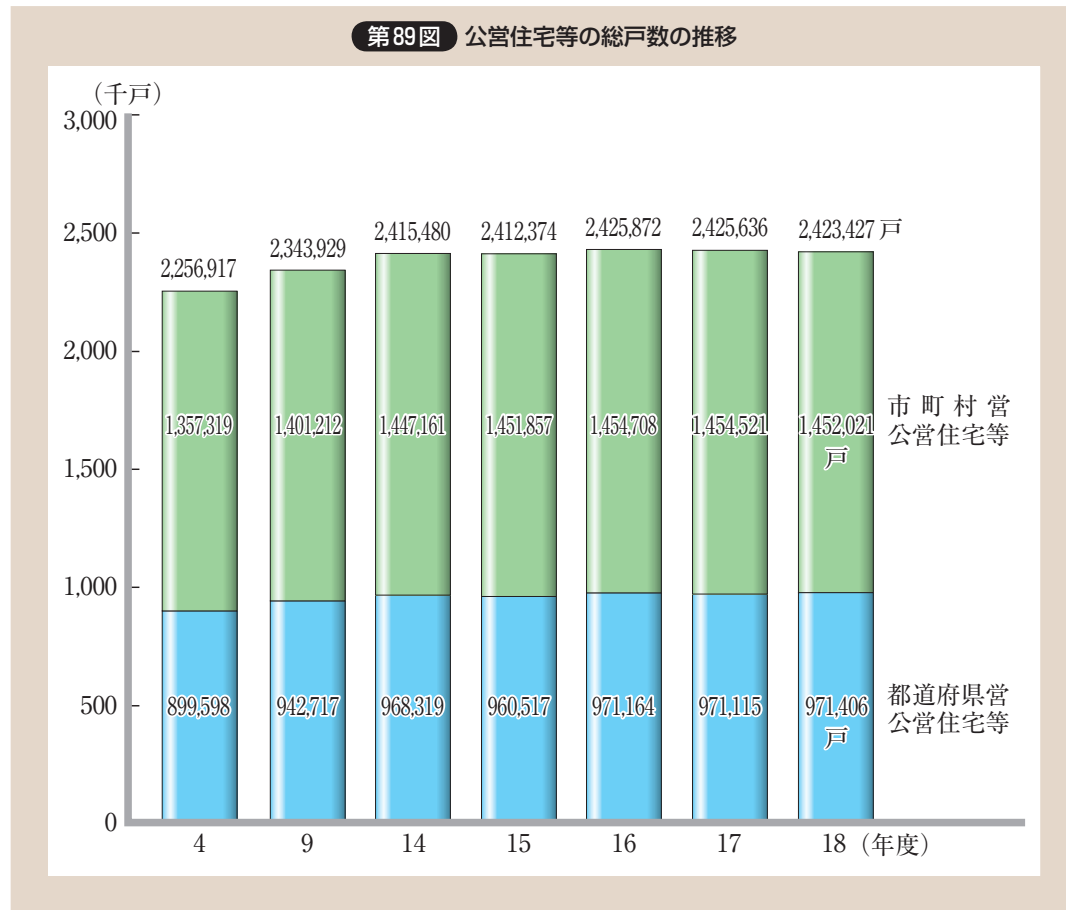
また、これらの状況を10年前（平成9年4月1日現在）と比べると、主要地方道の実延長は1.4%増、面積は11.8%増、一般都道府県道の実延長は2.0%増、面積は10.8%増、市町村道の実延長は4.6%増、面積は9.8%増となっている。

(2) 公営住宅等 [第106表]

平成18年度末現在における公営住宅等（公営住宅法（昭和26年法律第193号）に基づく公営住宅、住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）に基づく改良住宅及び地方公共団体が独自に建設する単独住宅）の総戸数は242万3,427戸であり、前年度末と比べると2,209戸減少（0.1%減）している。

この状況を10年前（平成8年度）と比べると、10万4,111戸増加（4.5%増）している。このうち公営住宅の戸数は218万5,204戸であり、前年度と比べると1,447戸減少（0.1%減）、10年前（平成8年度）と比べると7万2,683戸増加（3.4%増）している。また、公営住宅等総戸数に占める公営住宅の割合は90.2%（前年度90.1%）となっている。

なお、公営住宅等の総戸数の推移は、第89図のとおりである。



(3) 公園 [第107表]

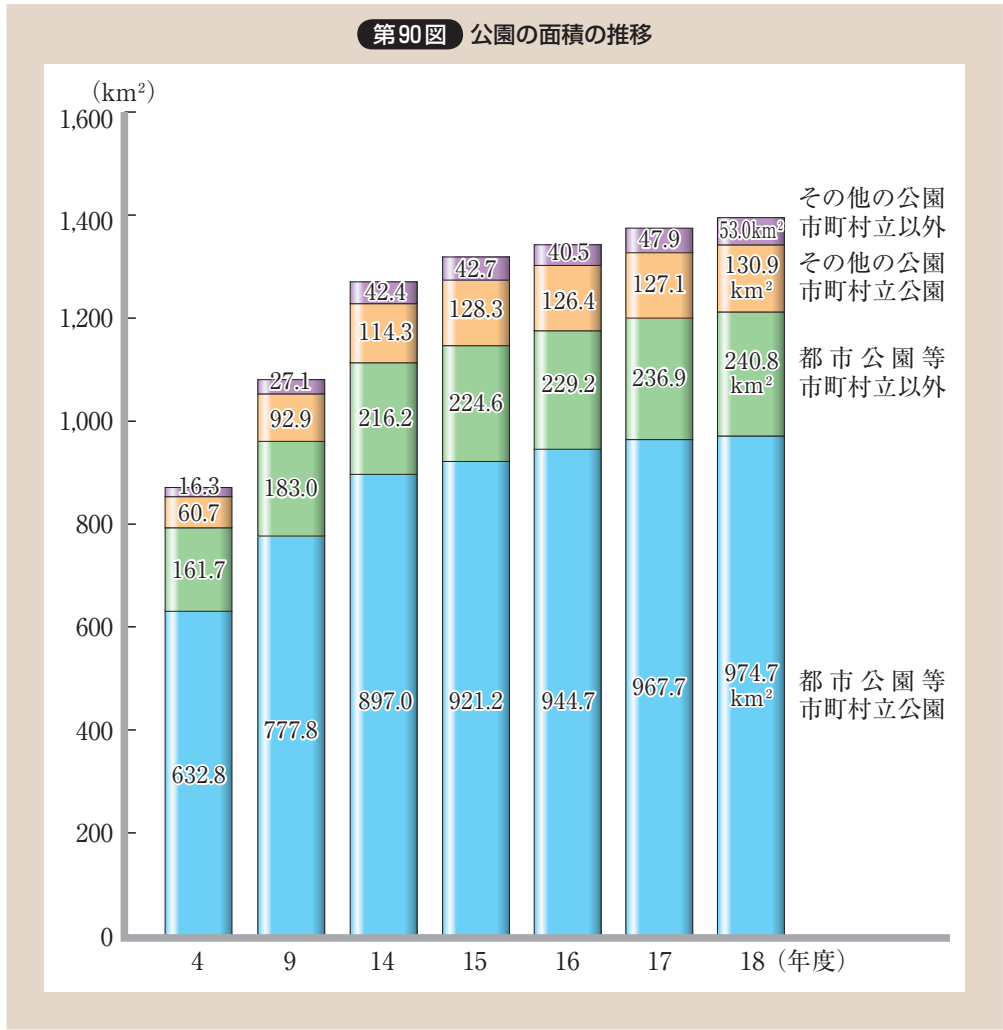
平成18年度末現在における都市公園等（地方公共団体等が都市計画区域内において設置し、管理している施設で、公園としての実態を備え、一般の利用に供しているものを含む。なお、児童遊園は除く。）の数は11万3,997箇所（対前年度末比1.9%増）で、その面積は1,215.5km²（同0.9%増）となっている。

また、この状況を10年前（平成8年度）と比べると、都市公園等の箇所数は2万8,018箇所増加（32.6%増）しているとともに、その面積も287.3km²増加（31.0%増）している。

都市公園等を設置者別にみると、市町村が設置したものが11万3,072箇所（対前年度比1.9%増）、974.7km²（同0.7%増）で、総箇所数の99.2%、総面積の80.2%を占めている。

また、その他の公園（都市計画区域外に設置されている街区公園、運動公園等の公園。なお、自然公園は除く。）の数は6,063箇所（対前年度末比3.1%増）で、その面積は184.0km²（同5.1%増）となっている。このうち市町村立の公園の数は5,796箇所（同3.1%増）で、その面積は130.9km²（同3.0%増）となっている。

なお、公園の面積の推移は、第90図のとおりである。



(4) 下水処理施設 [第108表～第109表]

汚水（し尿及び生活雑排水）及び雨水を処理する施設としては、公共下水道（特定環境保全公共下水道を含む。以下、この項において同じ。）、農業集落排水施設、漁業集落排水施設等があり、また、汚水を処理する施設としては、合併処理浄化槽等がある。これらの下水処理施設については、財政措置の充実が図られていることもあり、近年の環境保全意識の向上とともに、各地域の実態に即した整備が進められている。

これらの下水処理施設の中でも中心的な施設である公共下水道についてみると、平成18年度末における現在排水人口（供用開始している排水区域内の人口）は、9,108万7千人で、前年度末と比べると1.8%増となっている。

また、これを10年前（平成8年度）と比べると、2,188万1千人増加（31.6%増）している。

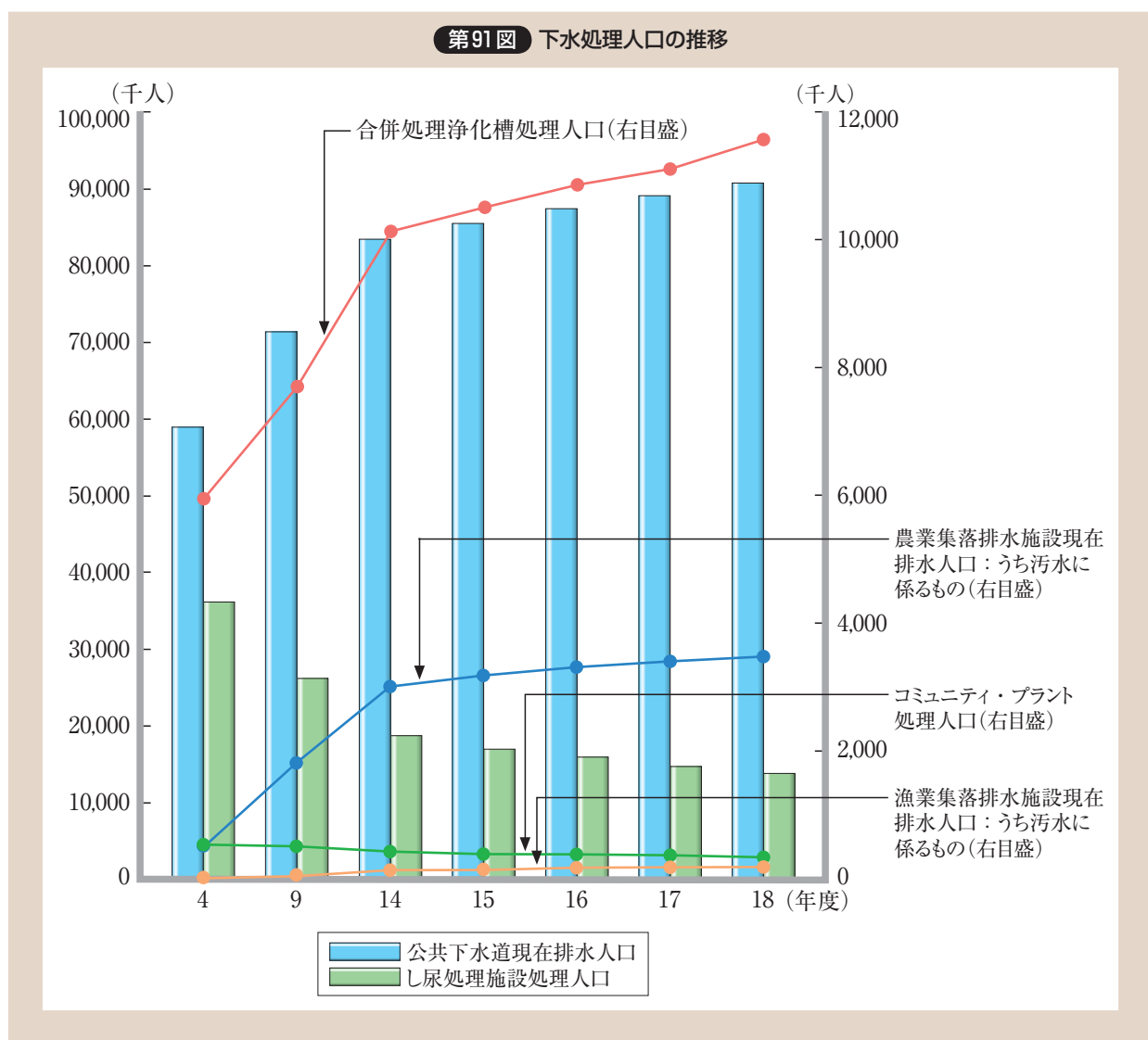
次に、農業集落排水施設及び漁業集落排水施設についてみると、平成18年度末における現在排水人口（うち汚水に係るもの）は、それぞれ346万6千人、16万2千人で、前年度と比べるといずれも2.2%増となっている。これらの状況を10年前（平成8年度）と比べると、それぞれ166.9%増、218.1%増となっている。

また、平成18年度末におけるコミュニティ・プラントの処理人口は31万5千人（対前年度末比9.4%減）、合併処理浄化槽の処理人口は1,158万3千人（同4.2%増）となっている。これらの状況を10年前（平成8

年度) と比べると、コミュニティ・プラントの処理人口は16万8千人減少(34.9%減)、合併処理浄化槽の処理人口は427万8千人増加(58.6%増)している。

なお、し尿については、上記の下水処理施設による処理のほか、し尿処理施設処理、下水道マンホール投入等による収集処理及び単独浄化槽等による自家処理が行われている。平成18年度末のし尿処理施設処理人口は1,384万8千人(対前年度比6.1%減)、し尿処理施設年間総収集量は1,198万8千kℓ(対前年度比4.0%減)となっている。これらの状況を10年前(平成8年度)と比べると、し尿処理施設処理人口は1,443万6千人減少(51.0%減)、し尿処理施設年間総収集量は784万1千kℓ減少(39.5%減)している。下水処理施設等による処理の増加により、し尿処理施設処理人口、年間総収集量はともに年々減少している。

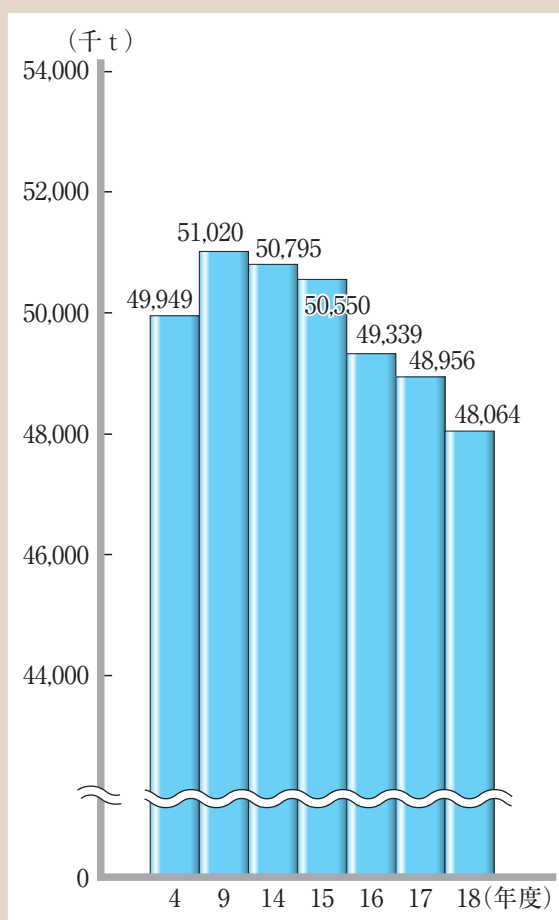
なお、下水道処理人口の推移は、第91図のとおりである。



(5) ごみ処理施設 [第109表]

ごみの処理は、焼却処理、埋立処理、高速堆肥化処理等の収集処理のほか、自家処理により行われている。平成18年度末における収集処理人口は1億2,898万6千人(対前年度末比0.1%増)で、その年間総収集量は4,806万4千t(同1.8%減)となっている。

第92図 ごみ処理施設における年間総収集量の推移



また、これらの状況を10年前（平成8年度）と比べると、収集処理人口は252万2千人増加（2.0%増）し、年間総収集量は471万2千t減少（8.9%減）している。

なお、ごみ処理施設における年間総収集量の推移は、第92図のとおりである。

(6) 保育所 [第110表]

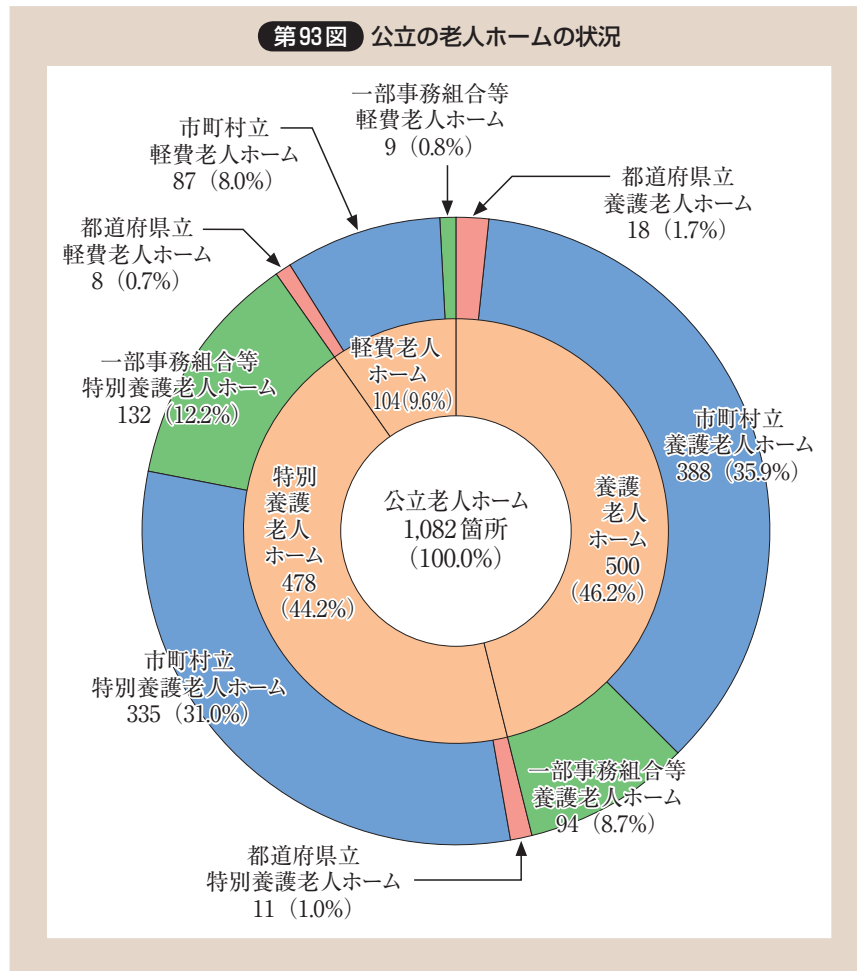
平成18年10月1日現在における公立の保育所数（季節保育所を除く。）は1万2,853箇所（対前年度比2.1%減）、延面積は872万6千m²（同0.8%減）となっている。

また、これらの状況を10年前（平成8年度）と比べると、箇所数は1,929箇所減少（13.0%減）、延面積は5万9千m²減少（0.7%減）している。

(7) 高齢者福祉施設 [第111表]

平成18年10月1日現在における公立老人ホーム数は1,082箇所、前年同期と比べると48箇所減少（4.2%減）している。

また、この状況を10年前（平成8年度）と比べると、箇所数は122箇所減少（10.1%減）している。



老人ホームの箇所数を種類別にみると、居宅において養護を受けることが困難な65歳以上の者を養護する養護老人ホームは老人ホーム総数の46.2%（対前年同期比0.6%ポイント低下）、常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な65歳以上の者を養護する特別養護老人ホームは44.2%（同0.6%ポイント上昇）、無料又は低額な料金で老人に食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与する軽費老人ホームは9.6%（前年同期と同じ。）を占めている。

なお、公立の老人ホームの状況は、第93図のとおりである。

(8) 教育施設

ア 高等学校 [第112表]

平成19年5月1日現在における公立高等学校数は3,960校で、前年同期と比べると76校減少（1.9%減）している。

また、この状況を10年前（平成9年5月1日現在）と比べると、204校減少（4.9%減）している。

イ 中等教育学校 [第112表]

一つの学校において一体的に中高一貫教育を行う中等教育学校は、平成19年5月1日現在において17校で、前年同期と比べると2校増加している。

(9) 文化及び体育施設

ア 文化施設 [第113表]

平成18年度末現在の公立の文化施設の状況は、次のとおりである。

県民会館、市民会館及び公会堂は3,174箇所（対前年度末比0.7%減）で、延面積は1,336万1千 m^2 （同0.3%減）となっている。また、この状況を10年前（平成8年度）と比べると、箇所数は453箇所増加（16.6%増）、延面積は276万1千 m^2 増加（26.0%増）している。

図書館は3,058館（対前年度末比1.5%増）となっている。また、この状況を10年前（平成8年度）と比べると、箇所数は676館増加（28.4%増）している。

博物館（美術館、動物園、水族館等を含む。）は804館（対前年度末比7.1%増）となっている。また、この状況を10年前（平成8年度）と比べると、箇所数は235館増加（41.3%増）している。

イ 体育施設 [第113表]

平成18年度末現在の公立の体育施設の状況は、次のとおりである。

体育館は6,307箇所（対前年度末比0.6%増）となっている。また、この状況を10年前（平成8年度）と比べると、箇所数は648箇所増加（11.5%増）している。

陸上競技場は1,085箇所（対前年度末比0.4%減）となっている。また、この状況を10年前（平成8年度）と比べると、箇所数は5箇所増加（0.5%増）している。

野球場は4,106箇所（対前年度末比0.1%減）となっている。また、この状況を10年前（平成8年度）と比べると、箇所数は81箇所増加（2.0%増）している。

プールは4,313箇所（対前年度末比2.0%減）となっている。また、この状況を10年前（平成8年度）と比べると、箇所数は257箇所減少（5.6%減）している。

9 地方公営事業の状況

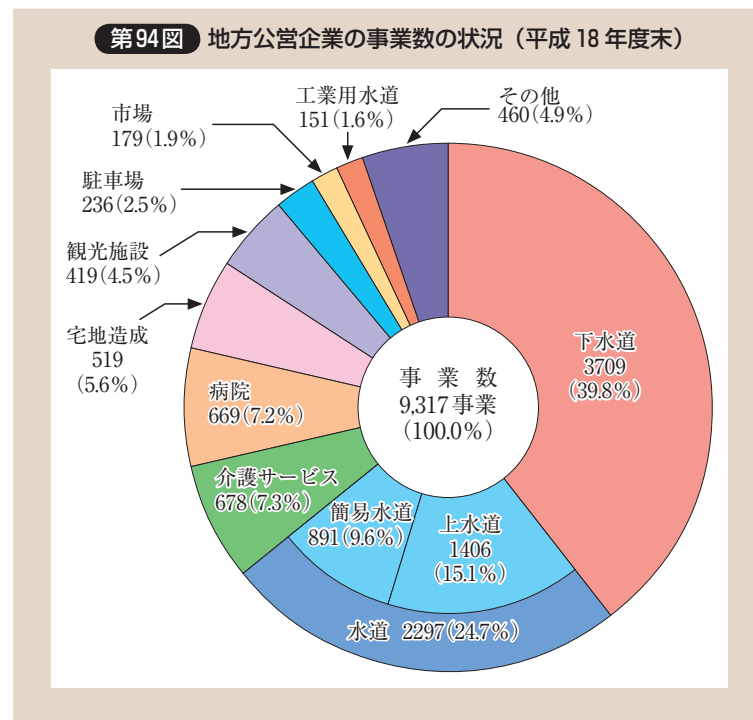
(1) 地方公営企業

ア 概況

(ア) 事業数 [第 115 表]

平成 18 年度末において、地方公営企業を経営している団体数は 1,870 団体（企業団・一部事務組合等でのみ地方公営企業を経営している 5 団体及び東京都 23 特別区中 19 団体を含む。）であり、その内訳は 47 都道府県、15 大都市、1,808 市町村となっている。

これらの団体が経営している地方公営企業の実業数は 9,317 事業で、前年度末と比べると 62 事業減少している。これを事業別にみると、**第 94 図**のとおりであり、下水道事業が最も大きな割合を占め、以下、水道事業（簡易水道事業を含む。以下同じ。）、介護サービス事業の順となっている。



(イ) 業務の状況

地方公営企業は、住民の生活水準の向上を図るうえで大きな役割を果たしている。各事業全体の中で地方公営企業が占める割合は、**第 30 表**のとおりである。

平成 18 年度における主要な事業の業務の状況についてみると、次のとおりとなっている。

a 水道事業

水道事業（用水供給事業を除く。）においては、配水能力 7,211 万 7 千 m^3 / 日、導送配水管 69 万 9,796km を有し、年間 162 億 51 百万 m^3 （対前年度比 1.0% 減）の配水を行っている。また、給水人口は 1 億 2,436 万 8 千人で、全国人口に対する割合は 96.3%（10 年前（平成 8 年度）は 94.5%）であり、着実に上昇している。

第30表 事業全体に占める地方公営企業の割合

事業	対象指標	左記に占める割合
水道事業	1億2,493万人	99.3%
工業用水道事業	47億94万m ³	99.9%
交通事業(鉄道)	219億54百万人	13.1%
交通事業(バス)	45億45百万人	23.4%
電気事業	9,728億85百万kWh	1.0%
ガス事業	1兆4,133億MJ	2.5%
病院事業	163万1千床	14.1%
下水道事業	1億468万人	90.7%

b 工業用水道事業

工業用水道事業においては、配水能力2,170万m³／日、導送配水管8,427kmを有し、年間47億90百万m³(対前年度比2.0%増)の配水を行っている。また、契約水量は1,754万m³／日(同0.4%減)となっている。

c 都市高速鉄道事業

都市高速鉄道事業においては、車両4,472両、営業路線520kmを有している。また、年間輸送人員は28億33百万人(対前年度比1.6%増)となっている。

d バス事業

バス事業においては、車両9,113両、営業路線1万63kmを有している。また、年間輸送人員は10億51百万人(対前年度比1.1%減)であり、近年減少が続いている。

e 病院事業

病院事業においては、973病院、病床23万573床を有している。また、年延患者数は1億7,699万7千人(対前年度比6.1%減)であり、5年連続の減少となっている。

f 下水道事業

下水道事業においては、現在晴天時処理能力6,034万m³／日、管渠45万287kmを有している。また、年間有収水量(流域下水道分は除く)は107億65百万m³(対前年度比1.2%増)であり、着実に増加している。

(ウ) 職員数 [第116表]

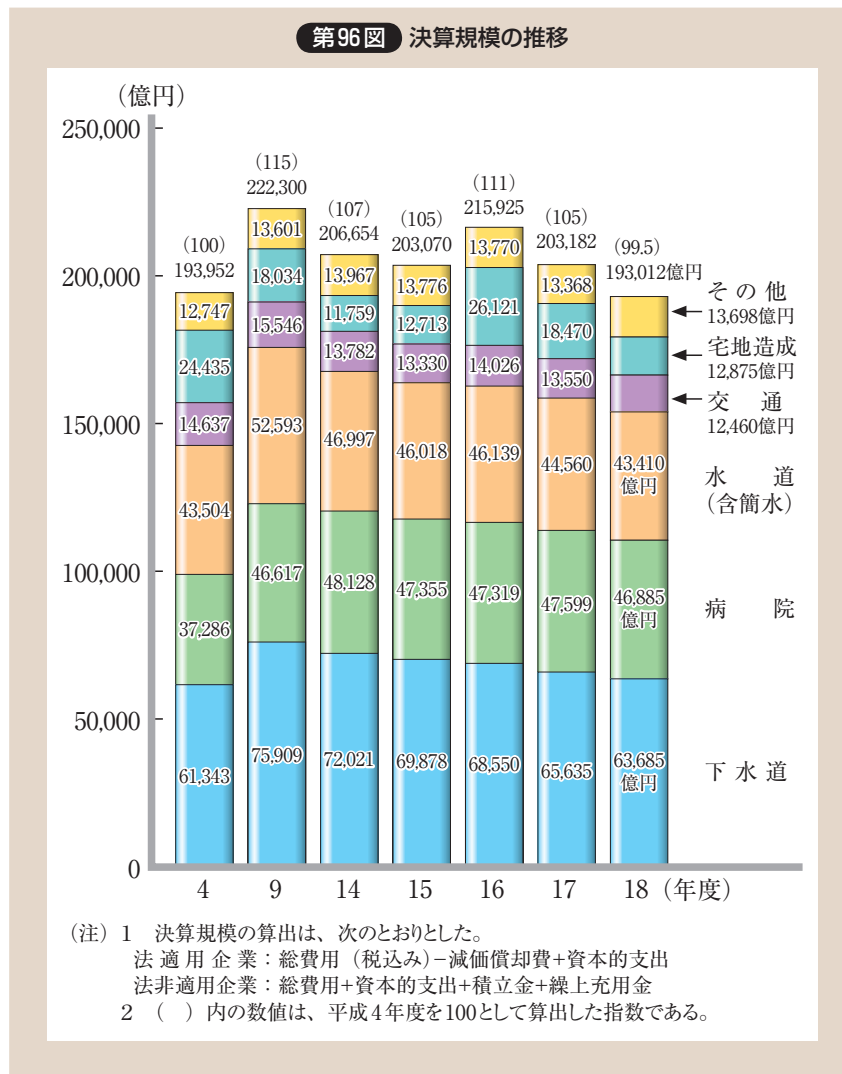
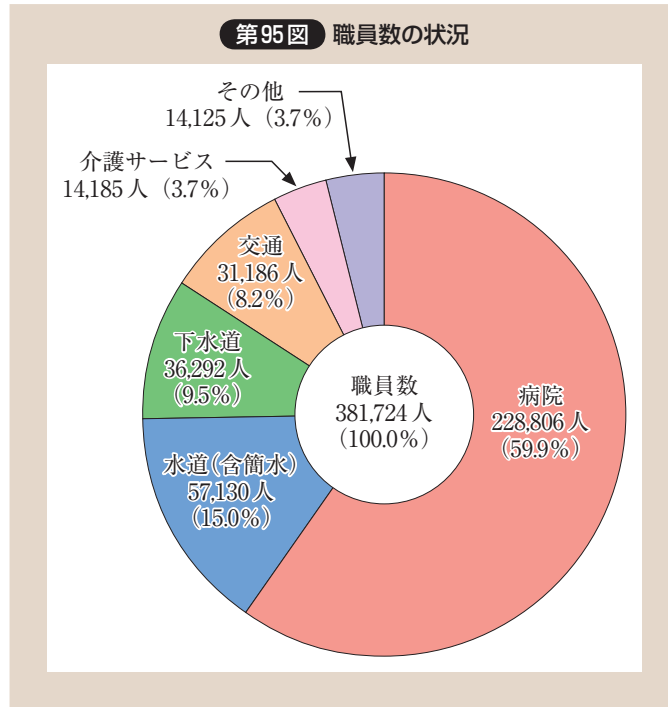
平成18年度末における地方公営企業に従事する職員数は38万1,724人で、前年度末と比べると2.7%減となっている。この職員数は、地方公共団体の全職員数の12.9%(前年度末13.2%)に相当している。

これを事業別にみると、第95図のとおりであり、病院事業が最も大きな割合を占め、以下、水道事業、下水道事業、交通事業の順となっており、これら4事業で職員数全体の92.4%を占めている。また、行政改革の推進による定員管理の適正化等により、有料道路事業以外の全ての事業において職員数は減少している。

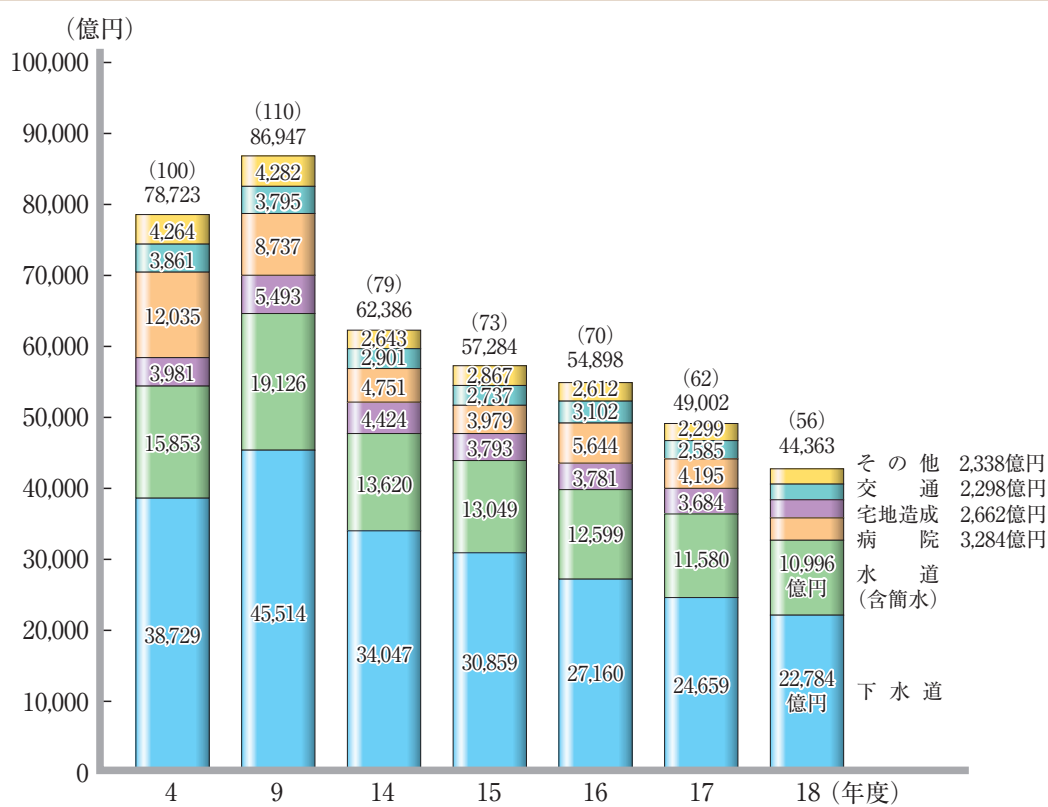
(工) 決算規模等 [第117表]

決算規模は19兆3,012億円で、建設投資の減少等により前年度と比べると1兆170億円減少(5.0%減)となっており、普通会計歳出決算額の21.6%(前年度21.0%)に相当する規模となっている。

これを事業別にみると、第96図のとおりであり、下水道事業が最も大きな割合を占め、以下、病院事業、



第97図 建設投資額の推移



(注) 1 建設投資額は、資本的支出の建設改良費である。
 2 () 内の数値は、平成4年度を100として算出した指数である。

水道事業、宅地造成事業の順となっている。

また、建設投資額の推移は、第97図のとおりであり、平成18年度の額は4兆4,363億円（対前年度比9.5%減）で、普通会計の普通建設事業費の31.1%に相当する規模となっている。

これを事業別にみると、下水道事業が最も大きな割合を占め、以下、水道事業、病院事業、宅地造成事業の順となっている。建設投資額が前年度より減少した主な事業は、下水道事業（対前年度比1,875億円減少、7.6%減）、宅地造成事業（同1,533億円減少、36.5%減）、水道事業（同584億円減少、5.0%減）となっている。

(オ) 全体の経営状況

法適用企業と法非適用企業を合わせた全体の経営状況を見ると、第31表のとおりであり、黒字事業数は全体の86.0%、赤字事業数は14.0%で、全体としては1,933億円の黒字となっている（前年度2,767億円の黒字）。また、黒字額が減少した主な理由については、病院事業において診療報酬の改定が行われたこと及び患者数が減少したこと等によるものである。

(カ) 料金収入

料金収入は9兆4,592億円で、前年度と比べると5,430億円減少（5.4%減）している。これを事業別にみると、第98図のとおりであり、病院事業が最も大きな割合を占め、以下、水道事業、下水道事業、交通事業の順となっている。

(キ) 企業債の状況

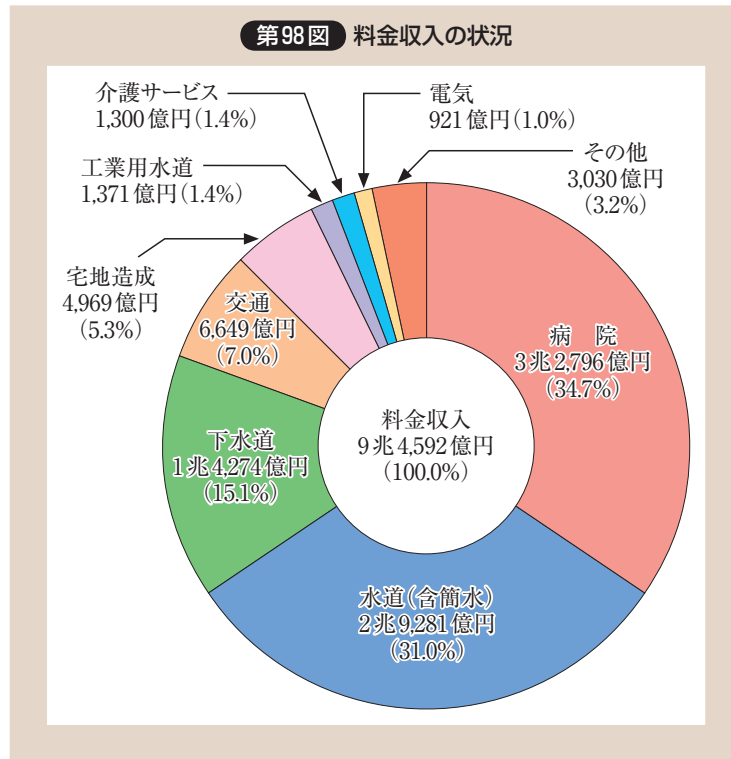
資本的支出に充当された企業債の発行額の状況は、第99図のとおりであり、発行額は2兆8,542億円で、

第31表 地方公営企業全体の経営状況

(単位 億円)

区 分	18 年 度 (A)			17 年 度 (B)			差 引 ((A)-(B))		
	法 適 用	法非適用	合 計	法 適 用	法非適用	合 計	法 適 用	法非適用	合 計
(事業数)	(1,812)	(6,030)	(7,842)	(1,879)	(6,032)	(7,911)	(△ 67)	(△ 2)	(△ 69)
黒 字 額	5,021	1,595	6,617	6,030	1,616	7,646	△1,009	△ 20	△1,029
(事業数)	(1,026)	(252)	(1,278)	(965)	(272)	(1,237)	(61)	(△ 20)	(41)
赤 字 額	△ 3,628	△ 1,055	△ 4,683	△ 3,694	△ 1,185	△ 4,878	△ 66	△ 129	△ 195
(事業数)	(2,838)	(6,282)	(9,120)	(2,844)	(6,304)	(9,148)	(△ 6)	(△ 22)	(△ 28)
収 支	1,394	540	1,933	2,336	431	2,767	△ 943	109	△ 834

(注) 1 事業数は、決算対象事業数(建設中のものを除く。)である(以下、第32表から第42表まで同じ)。
 2 黒字額、赤字額は、法適用企業にあっては純損益、法非適用企業にあっては実質収支による(以下、第28表から第38表まで同じ)。

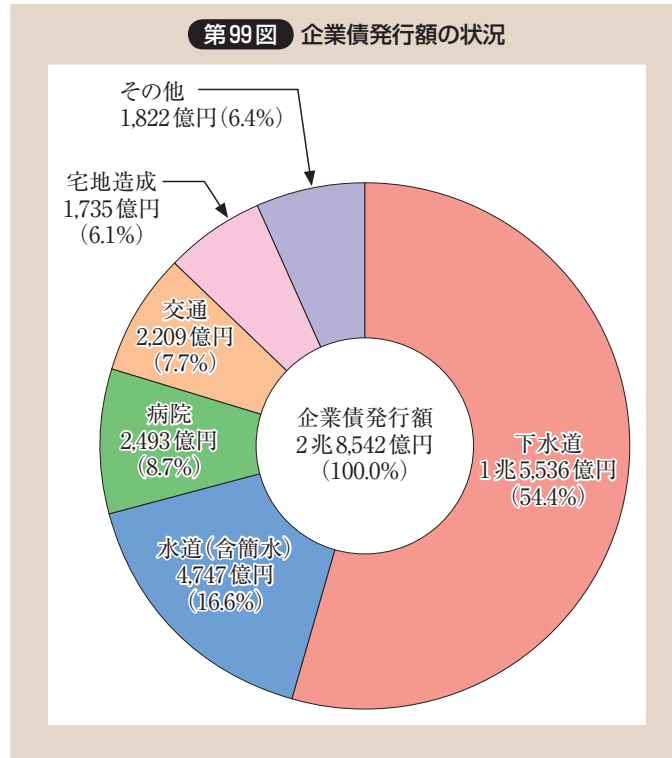


前年度と比べると5.3%減となっている。これを事業別にみると、下水道事業が最も大きな割合を占め、以下、水道事業、病院事業、交通事業の順となっている。

企業債借入先別現在高の推移は、第100図のとおりであり、平成18年度末の額は59兆3,371億円で、前年度末と比べると1.4%減となっている。これを借入先別にみると、政府資金が最も大きな割合を占め、以下、公営企業金融公庫資金、市場公募資金等の順となっている。

(ク) 他会計繰入金の状況

他会計からの繰入金は3兆4,246億円で、前年度と比べると3.1%減となっている。この内訳をみると、収益的収入として2兆934億円(収益的収入に対する割合16.6%)、資本的収入として1兆3,313億円(資本的収入に対する割合22.0%)となっている。



これを事業別にみると、下水道事業の繰入額が最も大きな割合（繰入額全体の57.3%）を占め、以下、病院事業（同20.6%）、水道事業（同7.2%）、交通事業（同5.7%）の順となっている。

(ケ) 法適用企業の経営状況 [第118表]

a 損益収支

法適用企業の経営状況を表すものには、純損益、経常損益、総収支比率、経常収支比率等がある。純損益とは、当該年度の総合的な収支状況を表し、総収益が総費用を上回る場合の差額が純利益であり、逆に総費用が総収益を上回る場合の差額が純損失である。

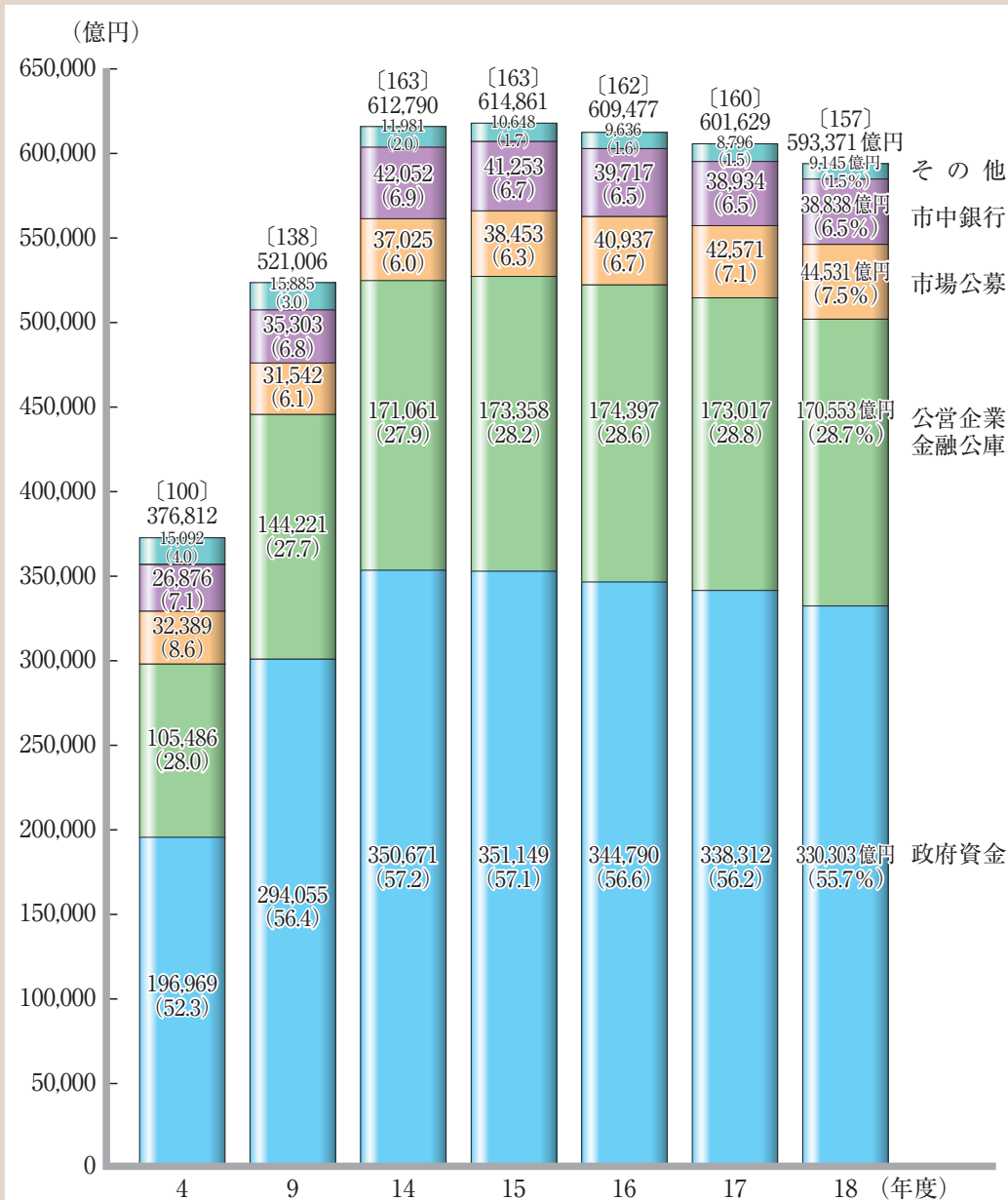
経常損益とは、純損益から固定資産売却益等の臨時的な収益（特別利益）や、過年度の職員給与等の費用（特別損失）を除いたものをいい、当該年度の経営活動の結果を表し、経常収益が経常費用を上回る場合の差額が経常利益であり、逆に経常費用が経常収益を上回る場合の差額が経常損失である。

総収支比率とは総費用に対する総収益の割合、ここでいう経常収支比率とは経常費用に対する経常収益の割合であり、それぞれ100%を下回ると費用が収益を上回っている状態を意味することになる。

法適用企業の総収益（経常収益＋特別利益）は10兆3,819億円、総費用（経常費用＋特別損失）は10兆2,425億円となっており、この結果、純損益は1,394億円の黒字となっており、総収支比率は101.4%と前年度より0.8%ポイント減少している。また、経常収益（営業収益＋営業外収益）は10兆2,789億円、経常費用（営業費用＋営業外費用）は10兆1,182億円となっており、この結果、経常損益は1,607億円の黒字となっており、経常収支比率は101.6%と前年度より0.8%ポイント減少している。

経常収支比率の推移をみると、平成3年度以降100%を下回る状況が続いていたが、平成15年度から4年連続で100%を上回った。なお、純損益、経常損益における黒字・赤字事業数及び黒字・赤字額は、第32表のとおりである。

第100図 企業債借入先別現在高の推移



(注) 1 企業債現在高は、特定資金公共事業債及び特定資金公共投資事業債を除いた額である。
 2 [] 内の数値は、平成4年度を100として算出した指数である。

b 累積欠損金

過去の年度から通算した純損益における損失の累積額である累積欠損金は4兆8,097億円で、前年度と比べると3.1%増となっている。また、累積欠損金合計額に占める割合が大きい事業は、交通事業（累積欠損金合計額の47.2%）、病院事業（同39.0%）等である。

c 不良債務

貸借対照表日現在において、流動負債の額が流動資産の額（翌年度へ繰り越される支出の財源充当額を除く。）を上回る場合の当該超過額である不良債務は3,630億円で、前年度と比べると0.5%増となっており、平成10年度以降、年々増加傾向にある。不良債務の大きい事業は、交通事業（不良債務額全体の56.0%）、病院事業（同26.2%）、下水道事業（同8.1%）である。

第1部 平成18年度の地方財政

第32表 法適用企業の経営状況

(単位 億円)

区 分	純 損 益		経 常 損 益	
	18 年 度	17 年 度	18 年 度	17 年 度
(事業数) 黒 字 額	(1,812) 5,021	(1,879) 6,030	(1,805) 4,859	(1,869) 5,639
(事業数) 赤 字 額	(1,026) △ 3,628	(965) △ 3,694	(1,033) △ 3,251	(975) △ 3,098
(事業数) 収 支	(2,838) 1,394	(2,844) 2,336	(2,838) 1,607	(2,844) 2,541

d 資本収支

建設投資や企業債の償還金等の支出である資本的支出は5兆4,906億円で、前年度と比べると3.3%減となっている。これに対する財源は、企業債等の外部資金が3兆557億円、損益勘定留保資金等の内部資金が2兆3,240億円、財源不足額は1,109億円となっている。

資本的支出のうち建設改良費は2兆5,652億円で、前年度と比べると6.6%減となっている。建設改良費が大きい事業は、水道事業（建設改良費全体の38.9%）、下水道事業（同28.2%）、病院事業（同12.8%）である。

(コ) 法非適用企業の経営状況 [第120表]

法非適用企業の実質収支をみると、黒字事業数は法非適用企業全体96.0%、赤字事業数は4.0%を占めており、全体では540億円の黒字（前年度431億円の黒字）となっている。

(サ) 財政再建等の状況

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第49条の規定に基づく財政再建（いわゆる準用再建）については、交通事業において1事業が再建を行っていたが、平成11年度に計画どおり完了している。

工業用水道事業においては、平成14年度から水利権の転用等を伴う未稼動資産等の整理により抜本的な経営健全化策に取り組む地方公共団体を対象として未稼動資産等整理経営健全化対策を講じており、平成18年度末現在において1団体2施設が取組を行っている。

また、交通事業（地下鉄事業）の経営健全化措置については、計画期間開始年度末において不良債務を有し、計画期間中に不良債務の増加が見込まれる団体で、かつ、計画期間内に償却前営業収支を5%以上向上させることが確実と見込まれる団体のうち、経営健全化計画を策定する団体の中から総務大臣が指定する団体を対象として、不良債務の計画的な解消及びその発生に抑制を図ることを目的に、平成18年度末現在において4団体が取組を行っている。

さらに、病院事業においては、平成13年度末において医業収益に対する不良債務の比率が10%以上の病院事業を経営する団体のうち、経営努力の徹底により収支の均衡を図ることが可能なものについて、平成14年度から15団体を対象に第五次病院事業経営健全化措置が実施されており、平成18年度末現在において5団体が取組を行っている。

イ 事業別状況 [第115表～第120表]

(ア) 水道事業

a 事業数

(a) 上水道事業

地方公共団体が経営する上水道事業で、平成18年度決算対象となるものは、1,409事業であ

り、このうち、末端給水事業は1,330事業（うち建設中1事業）、用水供給事業は79事業（同12事業）である。これを経営主体別にみると、末端給水事業は、都県営が4事業、大都市営が15事業、市営が692事業、町村営が570事業、企業団営等が49事業であり、用水供給事業は、府県営が23事業、大都市営が1事業、企業団営等が55事業となっている。

(b) 簡易水道事業

地方公共団体が経営する簡易水道事業で、平成18年度決算対象となるものは、891事業（うち法適用24事業）である。これを経営主体別にみると、町村営が573事業で全体の64.3%を占め、以下、市営が309事業、一部事務組合営等が4事業、大都市営が4事業、県営が1事業となっている。

b 経営規模

水道事業の給水人口（用水供給事業を除く。）は、平成18年度末で1億24百万人（上水道事業1億20百万人、簡易水道事業5百万人）であり、前年度と比べると微増となっている。また、平成18年度の年間総有収水量（用水供給事業を含む。）は191億42百万 m^3 （前年度192億57百万 m^3 ）、給水人口1人当たり1日平均有収水量（用水供給事業を除く。）は320 l （同323 l ）となっている。

c 経営状況

(a) 法適用企業

(i) 損益収支

上水道事業及び法適用の簡易水道事業の総収益は3兆1,754億円、総費用は2兆9,330億円となっており、この結果、純損益は2,424億円の黒字（前年度2,369億円の黒字）、総収支比率は108.3%となっている。また、経常収益は3兆1,591億円、経常費用は2兆9,162億円となっており、この結果、経常損益は2,429億円の黒字、経常収支比率は108.3%となっている。純損益、経常損益における黒字・赤字事業数及び黒字・赤字額は、第33表のとおりである。

累積欠損金は1,274億円で、前年度と比べると2.7%増となっている。また、不良債務は17億円で、前年度と比べると13.1%増となっている。

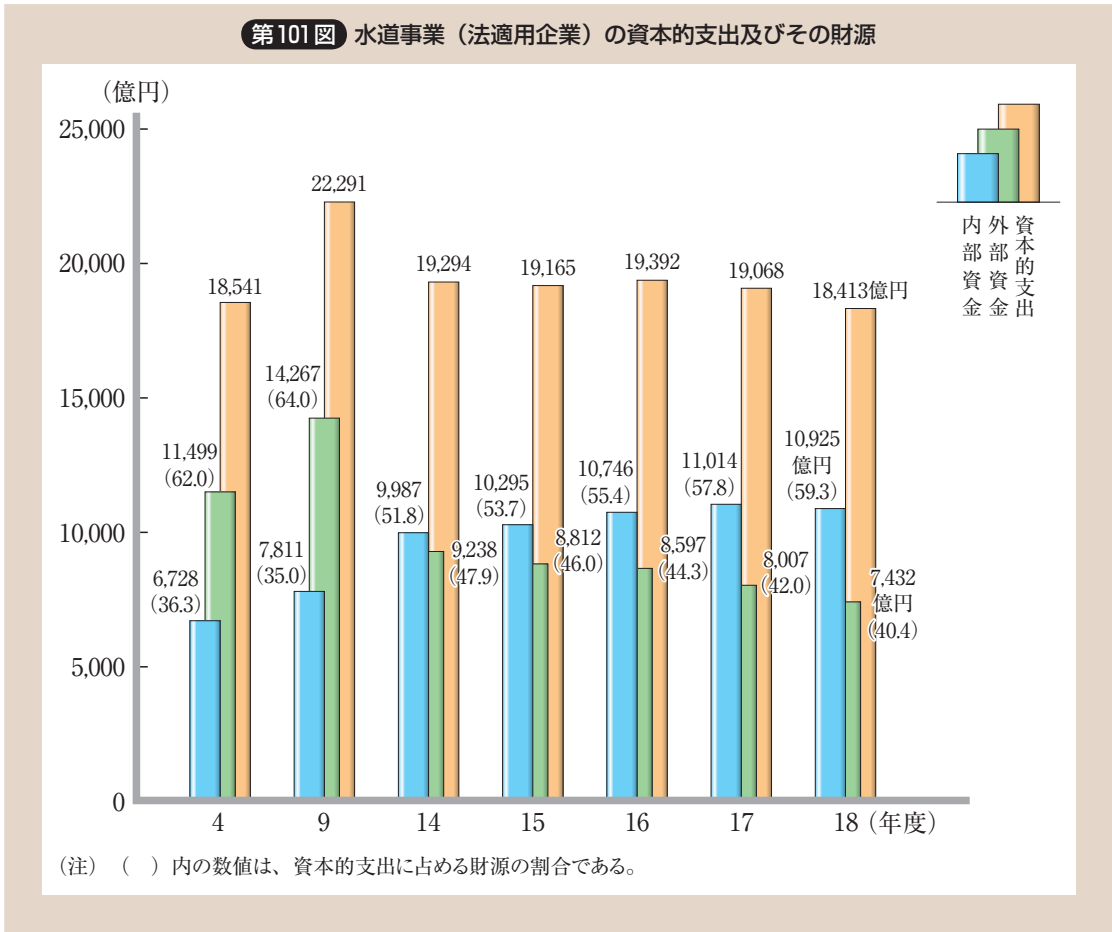
(ii) 資本収支

資本的支出は、第101図のとおりであり、平成18年度の額は1兆8,413億円で、前年度と比べると3.4%減となっている。これに対する財源は、外部資金が7,432億円、内部資金

第33表 水道事業（法適用企業）の経営状況

（単位 億円）

区 分	純 損 益		経 常 損 益	
	18 年 度	17 年 度	18 年 度	17 年 度
(事業数)	(1,188)	(1,192)	(1,200)	(1,200)
黒 字 額	2,618	2,563	2,607	2,546
(事業数)	(232)	(244)	(220)	(236)
赤 字 額	△ 194	△ 194	△ 178	△ 151
(事業数)	(1,420)	(1,436)	(1,420)	(1,436)
収 支	2,424	2,369	2,429	2,395



が1兆925億円で、財源不足額は56億円となっている。資本的支出の内訳をみると、建設改良費は9,988億円で、前年度と比べると5.1%減、企業債償還金は7,500億円で、前年度と比べると2.7%減となっている。

(iii) 給水原価と料金

有収水量1m³当たりの給水原価（用水供給事業を除く。）は175.73円で、前年度と比べると0.2%減となっている。給水原価の内訳をみると、資本費が68.03円、職員給与費が29.64円、受水費が30.48円、その他の経費が47.59円となっている。これに対して1m³当たりの供給単価は173.37円であり、供給単価が給水原価を2.36円下回る状態となっている。

また、平成18年度中に料金改定を実施した水道事業（用水供給事業を含む。）は90事業（前年度119事業）で、営業中の事業の6.3%となっている。

(b) 法非適用企業

法非適用の簡易水道事業の実質収支をみると、黒字事業が849事業で89億円の黒字、赤字事業が16事業で9億円の赤字となっており、差引80億円の黒字となっている。

(イ) 工業用水道事業

a 事業数及び経営規模

地方公共団体が経営する工業用水道事業で、平成18年度決算対象となるものは、151事業（うち建設中4事業）である。これを経営主体別にみると、都道府県営が41事業、大都市営が7事業、市営が80事業、町村営が15事業、企業団営が8事業となっている。

施設数は268施設、給水先事業所数は6,160箇所、年間総配水量は47億90百万m³となって

第34表 工業用水道事業の経営状況

(単位 億円)

区 分	純 損 益		経 常 損 益	
	18 年 度	17 年 度	18 年 度	17 年 度
(事業数) 黒 字 額	(119) 196	(120) 263	(118) 198	(120) 206
(事業数) 赤 字 額	(28) △ 374	(24) △ 24	(29) △ 14	(24) △ 20
(事業数) 収 支	(147) △ 178	(144) 239	(147) 185	(144) 186

いる。また、施設利用率（1日平均配水量を現在配水能力で除したもの）の平均は60.4%（前年度59.2%）となっている。

b 経営状況

(a) 損益収支

工業用水道事業の総収益は1,572億円、総費用は1,750億円となっており、この結果、純損益は178億円の赤字（前年度239億円の黒字）、総収支比率は89.8%となっている。また、経常収益は1,563億円、経常費用は1,378億円となっており、この結果、経常損益は185億円の黒字、経常収支比率は113.4%となっている。なお、純損益、経常損益における黒字・赤字事業数及び黒字・赤字額は、第34表のとおりである。

累積欠損金は569億円で、前年度と比べると162.6%増となっている。

(b) 資本収支

資本的支出は1,725億円で、前年度と比べると3.0%減となっている。これに対する財源は、外部資金が881億円、内部資金が841億円で、財源不足額は3億円となっている。資本的支出の内訳をみると、建設改良費は429億円で、前年度と比べると13.7%減、企業債償還金は713億円で、前年度と比べると2.1%減となっている。

(c) 給水原価と供給単価

有収水量1m³当たりの給水原価は29.56円（資本費15.63円、職員給与費4.18円、その他の経費9.75円）となっており、これに対して1m³当たりの供給単価は29.56円となっている。

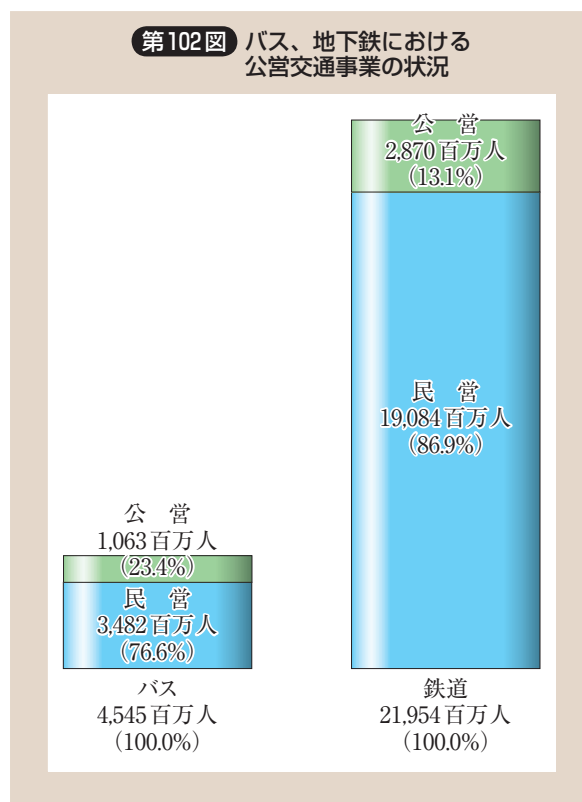
これを補助事業と単独事業に分けてみると、単独事業では供給単価（13.94円）が給水原価（11.93円）を2.01円上回るのに対して、補助事業では供給単価（33.67円）が給水原価（34.20円）を0.53円下回っている。

(ウ) 交通事業

a 事業数及び経営規模

地方公共団体が経営する交通事業で、平成18年度決算対象となるものは、106事業（うち未開業1事業）である。これを事業別にみると、バスが39事業、都市高速鉄道が10事業、路面電車が5事業、モノレール等が2事業、船舶が50事業となっている。

これらによる年間輸送人員は39億7,901万人、1日平均1,090万人（対前年度比0.8%増）である。1日平均輸送人員を事業別にみると、バスが288万人（同1.0%減）、都市高速鉄道が776万人（同1.6%増）、路面電車が15万人（同同数）、その他が11万人（同同数）となっている。



公営交通が国内の旅客輸送機関に占める割合を輸送人員からみると、第102図のとおりであり、バスについては23.4%、都市高速鉄道については13.1%となっている。

b 経営状況

(a) 法適用企業

(i) 損益収支

法適用の交通事業の総収益は8,187億円、総費用は8,136億円となっており、この結果、純損益は51億円の黒字、総収支比率は100.6%となっている。また、経常収益は7,962億円、経常費用は8,064億円となっており、この結果、経常損益は102億円の赤字、経常収支比率は98.7%となっている。なお、純損益、経常損益における黒字・赤字事業数及び黒字・赤字額は、第35表のとおりである。

累積欠損金は2兆2,699億円で、前年度と比べると0.3%減となっている。一方、不良債務は2,033億円で、前年度と比べると6.9%減となっている。

これを事業別にみると、バス事業においては、経常損益は3億円の黒字となっている。また、累積欠損金は1,828億円で、前年度と比べると8.2%減となっており、不良債務は758億円で、前年度と比べると16.1%減となっている。なお、純損益、経常損益における黒字・赤字事業数及び黒字・赤字額は、第36表のとおりである。

都市高速鉄道事業においては、経常損益は77億円の赤字となっている。また、累積欠損金は2兆358億円で、前年度と比べると0.4%増となっており、不良債務は925億円で、前年度と比べると1.6%減となっている。なお、純損益、経常損益における黒字・赤字事業数及び黒字・赤字額は、第37表のとおりである。

第35表 交通事業（法適用企業）の経営状況

(単位 億円)

区 分	純 損 益		経 常 損 益	
	18 年 度	17 年 度	18 年 度	17 年 度
(事業数)	(37)	(31)	(34)	(28)
黒 字 額	460	249	300	219
(事業数)	(26)	(33)	(29)	(36)
赤 字 額	△ 409	△ 883	△ 402	△ 527
(事業数)	(63)	(64)	(63)	(64)
収 支	51	△ 633	△ 102	△ 308

(注) () 書きは未開業の事業を除いた事業数である。

第36表 交通事業のうちバス事業の経営状況

(単位 億円)

区 分	純 損 益		経 常 損 益	
	18 年 度	17 年 度	18 年 度	17 年 度
(事業数)	(24)	(24)	(22)	(21)
黒 字 額	202	36	50	33
(事業数)	(15)	(16)	(17)	(19)
赤 字 額	△ 49	△ 152	△ 47	△ 32
(事業数)	(39)	(40)	(39)	(40)
収 支	152	△ 116	3	2

第37表 交通事業のうち都市高速鉄道事業の経営状況

(単位 億円)

区 分	純 損 益		経 常 損 益	
	18 年 度	17 年 度	18 年 度	17 年 度
(事業数)	(3)	(1)	(3)	(1)
黒 字 額	252	208	245	181
(事業数)	(6)	(8)	(6)	(8)
赤 字 額	△ 332	△ 711	△ 322	△ 476
(事業数)	(9)	(9)	(9)	(9)
収 支	△ 79	△ 503	△ 77	△ 295

(注) () 書きは未開業の事業を除いた事業数である。

(ii) 資本収支

法適用の交通事業の資本的支出は、5,664億円（うち都市高速鉄道事業5,175億円、バス事業434億円）で、前年度と比べると9.5%減となっている。これに対する財源は、外部資金が3,846億円、内部資金が1,319億円で、財源不足額は500億円となっている。資本的支出

の内訳をみると、建設改良費は2,298億円（うち都市高速鉄道事業2,042億円、バス事業226億円）で、前年度と比べると11.0%減、企業債償還金は3,005億円（うち都市高速鉄道事業2,807億円、バス事業173億円）で、前年度と比べると3.1%減となっている。

(b) 法非適用企業

交通事業における法非適用企業は船舶運航事業の42事業で、実質収支をみると、黒字事業が31事業で1億円の黒字、赤字事業は11事業で10億円の赤字となっている。

(工) 電気事業

a 事業数及び経営規模

地方公共団体が経営する電気事業で、平成18年度決算対象となるものは、102事業であり、法適用企業が31事業、法非適用企業が71事業である。これを経営主体別にみると、都道府県営が31事業、大都市営が10事業、市営が33事業、町村営が15事業、一部事務組合等営が13事業となっている。施設数は441施設で、最大出力の合計は353万4千kW（建設中を含む）、年間発電電力量は130億23百万kWh、年間売電電力量は107億65百万kWhとなっている。

上記のうち稼働中の水力発電施設は294施設、ごみ発電施設は90施設、スーパーごみ発電施設は4施設、ごみ固形燃料発電施設2施設、風力発電施設36施設であり、自家消費部分を含む最大出力の合計は水力発電施設で253万kW、ごみ発電施設で73万kW、スーパーごみ発電施設で99千kW、ごみ固形燃料発電施設で19千kW、風力発電施設で68千kW、年間発電電力量は、水力発電施設で90億38百万kWh、ごみ発電施設で33億7百万kWh、スーパーごみ発電施設で4億71百万kWh、ごみ固形燃料発電施設で1億5百万kWh、風力発電施設で1億3百万kWh、年間売電電力量は、水力発電施設で89億49百万kWh、ごみ発電施設で13億6百万kWh、スーパーごみ発電施設で3億43百万kWh、ごみ固形燃料発電施設で66百万kWh、風力発電施設で1億1百万kWhとなっている。

b 経営状況

(a) 法適用企業

(i) 損益収支

法適用の電気事業の総収益は863億円、総費用は758億円となっており、この結果、純損益は106億円の黒字、総収支比率は113.9%となっている。また、経常収益は844億円、経常費用は748億円となっており、この結果、経常損益は96億円の黒字、経常収支比率は112.8%となっている。また、累積欠損金は16億円となっており、不良債務を有する事業はない。なお、純損益、経常損益における黒字・赤字事業数及び黒字・赤字額は、第38表のとおりである。

(ii) 資本収支

資本的支出は399億円で、前年度と比べると14.2%減となっている。これに対する財源は、外部資金が130億円、内部資金が269億円で、財源不足額は生じていない。資本的支出の内訳をみると、建設改良費は132億円で前年度に比べると1.5%減、企業債償還金は143億円で、前年度と比べると1.8%減となっている。

(b) 法非適用企業

電気事業における法非適用企業は、ごみ発電事業、スーパーごみ発電事業、風力発電事業、水力発電事業及びごみ固形燃料発電事業の71事業で、実質収支をみると71事業すべてにおいて黒字となっており、黒字額は16億円となっている。

第38表 電気事業（法適用企業）の経営状況

(単位 億円)

区 分	純 損 益		経 常 損 益	
	18 年 度	17 年 度	18 年 度	17 年 度
(事業数)	(30)	(29)	(30)	(29)
黒 字 額	106	82	96	80
(事業数)	(1)	(2)	(1)	(2)
赤 字 額	△ 0.2	△ 8	△ 0.2	△ 6
(事業数)	(31)	(31)	(31)	(31)
収 支	106	74	96	75

第39表 ガス事業の経営状況

(単位 億円)

区 分	純 損 益		経 常 損 益	
	18 年 度	17 年 度	18 年 度	17 年 度
(事業数)	(24)	(23)	(25)	(24)
黒 字 額	28	31	31	33
(事業数)	(11)	(14)	(10)	(13)
赤 字 額	△ 41	△ 53	△ 29	△ 51
(事業数)	(35)	(37)	(35)	(37)
収 支	△ 13	△ 22	1	△ 18

(オ) ガス事業

a 事業数及び経営規模

地方公共団体が経営するガス事業で、平成18年度決算対象となるものは、35事業である。これを経営主体別にみると、大都市営が1事業、市営が25事業、町村営が8事業、企業団営が1事業となっている。公営ガス事業の供給戸数（契約数）は98万戸（前年度102万戸）で、供給区域内戸数に対する普及率は73.2%となっている。また、販売量は349億28百万MJで、前年度と比べると4.6%増となっている。

ガス事業全体に占める公営ガス事業の割合をみると、事業数で16.0%、供給戸数で3.5%、販売量で2.5%となっている。なお、民間大手4社を除いた割合では、供給戸数で12.2%、販売量で10.5%となっている。

b 経営状況

(a) 損益収支

ガス事業の総収益は936億円、総費用は949億円となっており、この結果、純損益は13億円の赤字、総収支比率は98.6%となっている。また、経常収益は933億円、経常費用は931億円となっており、この結果、経常損益は1億円の黒字、経常収支比率は100.2%となっている。なお、純損益、経常損益における黒字・赤字事業数及び黒字・赤字額は、第39表のとおりである。

累積欠損金は424億円で、前年度と比べると9.0%増となっており、不良債務を有する事業

はない。

(b) 資本収支

資本的支出は300億円で、前年度と比べると4.1%増となっている。これに対する財源は、外部資金が82億円、内部資金が219億円で、財源不足額は生じていない。資本的支出の内訳をみると、建設改良費は143億円で、前年度と比べると3.4%減、企業債償還金は129億円で、前年度と比べると4.2%増となっている。

(カ) 病院事業

a 事業数及び経営規模

地方公共団体が経営する病院事業（地方公営企業法を適用する病院事業数）で、平成18年度決算対象となるものは、669事業であり、これらの事業が有する病院（以下「自治体病院」という。）数は973病院である。これを経営主体別にみると、都道府県立が209病院（46都道府県）、大都市立が38病院（15大都市）、市立が419病院（335市）、町村立が201病院（190町村）及び一部事務組合等立が106病院（83組合）となっている。

自治体病院のうち一般病院について病床数300床以上の大規模病院が占める割合を経営主体別にみると、都道府県立が49.1%、大都市立が67.6%、市立が37.3%とそれぞれ大きな割合を占めている。これら大規模病院は、地域における基幹病院、中核病院として高度の医療設備を備え、医療水準の向上等に重要な役割を果たしている。

平成18年度末における病床数は23万1千床で、前年度と比べると2.0%減となり、入院、外来延患者数は1億8千万人で、6.1%減となっている。

また、病床利用率は77.5%（前年度80.3%）、外来入院患者比率（年延外来患者数を年延入院患者数で除したもの）は172.1%（前年度173.8%）となっている。なお、全国の病院に占める自治体病院の数及び病床数の推移は、第103図のとおりである。

b 経営状況

(a) 損益収支

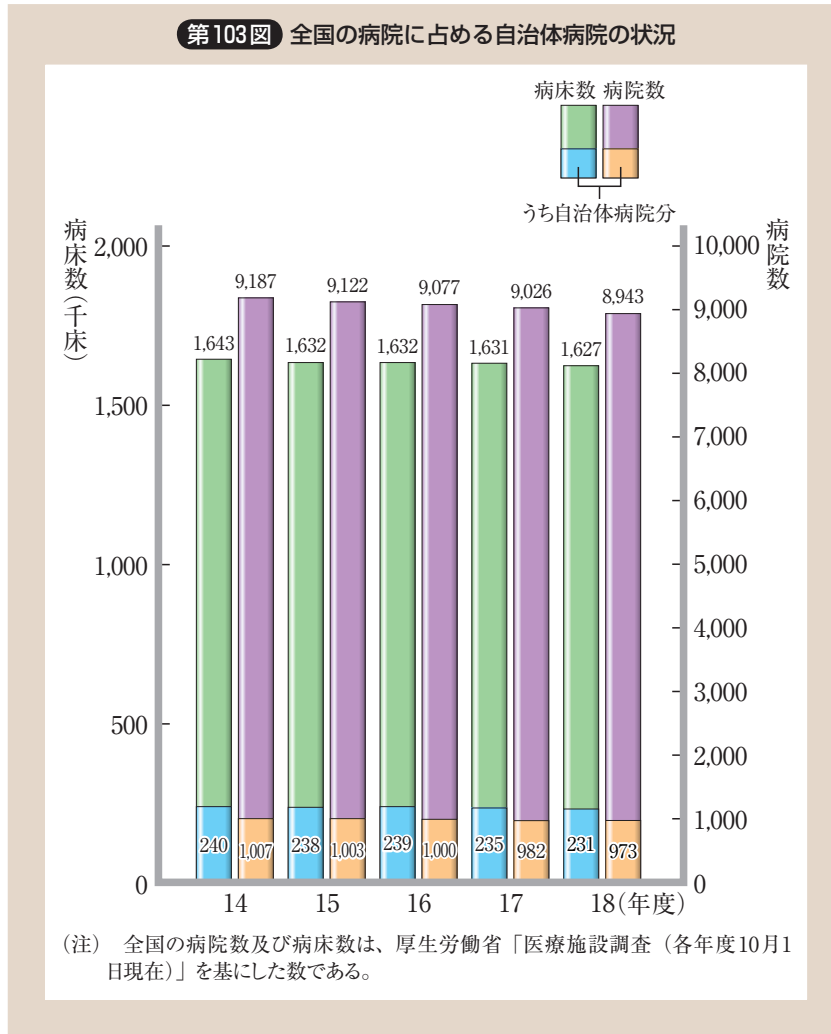
病院事業の総収益は4兆90億円で、前年度と比べると3.5%減、総費用は4兆2,075億円で、前年度と比べると2.2%減となっている。この結果、純損益は1,985億円の赤字、総収支比率は95.3%となっている。また、経常収益は3兆9,791億円で、前年度と比べると3.8%減、経常費用は4兆1,788億円で前年度と比べると2.4%減となっている。この結果、経常損益では1,997億円の赤字、経常収支比率は95.2%となっている。なお、純損益、経常損益における黒字・赤字事業数及び黒字・赤字額は、第40表のとおりである。

累積欠損金は1兆8,736億円で、前年度と比べると5.1%増、不良債務は953億円で、前年度と比べると14.2%増となっている。

特に不良債務については、過去5年間で最も低水準であった平成15年度の742億円と比べ約200億円増加し、さらに、経営形態の見直し等に伴う債務処理額等を除くと、実質的には400億円以上の増加となるなど、急激に増加している。

このような厳しい状況の中、「公立病院改革プラン」に基づき経営の健全化を図るにあたり、平成15年度以降の医師不足の深刻化等により新に発生した不良債務を長期債務に振替え、その計画的な解消を図ることができるよう、平成20年度に限り、「公立病院特例債」の発行を認めることとしている。

なお、医業費用に対する医業収益の割合である医業収支比率は88.8%（前年度90.3%）と



第40表 病院事業の経営状況

(単位 億円)

区 分	純 損 益		経 常 損 益	
	18 年 度	17 年 度	18 年 度	17 年 度
(事業数)	(152)	(226)	(141)	(211)
黒 字 額	157	246	107	219
(事業数)	(516)	(448)	(527)	(463)
赤 字 額	△ 2,141	△ 1,722	△ 2,104	△ 1,649
(事業数)	(668)	(674)	(668)	(674)
収 支	△ 1,985	△ 1,476	△ 1,997	△ 1,430

なっており、これを病院の種別にみると、一般病院が89.4% (同91.0%)、結核病院が47.1% (同41.5%)、精神科病院が66.9% (同65.9%)となっている。

(b) 資本収支

資本的支出は6,465億円で、前年度と比べると4.5%減となっている。これに対する財源は、外部資金が4,358億円、内部資金が1,869億円で、財源不足額は238億円となっている。資本

的支出の内訳をみると、建設改良費は3,284億円で、前年度と比べると10.9%減、企業債償還金は2,532億円で、前年度と比べると2.6%増となっている。

(キ) 下水道事業

a 事業数及び経営規模

地方公共団体が経営する下水道事業で、平成18年度決算対象となるものは、3,709事業（うち建設中151事業）であり、法適用企業が232事業、法非適用企業が3,477事業である。これを経営主体別にみると、都道府県営が82事業、大都市営が33事業、市営が1,871事業、町村営が1,690事業、一部事務組合等営が33事業となっている。

下水道事業の平成18年度末における現在処理区域内人口は9,498万人、現在処理区域面積は386万haとなっている。また、年間総処理水量（雨水処理水量と汚水処理水量の合計。ただし、流域下水道分は流域関連公共下水道として水量を計上しているため除く。）は145億51百万m³で、前年度と比べると4.5%増となっている。

b 経営状況

(a) 法適用企業

(i) 損益収支

法適用企業の下水道事業の総収益は1兆4,437億円、総費用は1兆4,049億円となっており、この結果、純損益は387億円の黒字、総収支比率は102.8%となっている。また、経常収益は、前年度と比べると3.0%増の1兆4,409億円、経常費用は、3.4%増の1兆4,028億円となっている。この結果、経常損益は381億円の黒字、経常収支比率は102.7%となっている。なお、純損益、経常損益における黒字・赤字事業数及び黒字・赤字額は、第41表のとおりである。

累積欠損金は2,038億円で、前年度と比べると1.2%減となり、また、不良債務は295億円で、15.5%増となっている。

(ii) 資本収支

法適用企業の下水道事業の資本的支出は1兆6,238億円で、前年度と比べると3.0%増となっている。これに対する財源は、外部資金が1兆264億円、内部資金が5,773億円で、財源不足額は201億円となっている。資本的支出の内訳をみると、建設改良費は7,233億円で、前年度と比べると2.2%増、企業債償還金は8,722億円で、前年度と比べると2.3%増となっている。

第41表 下水道事業（法適用企業）の経営状況

(単位 億円)

区 分	純 損 益		経 常 損 益	
	18 年 度	17 年 度	18 年 度	17 年 度
(事業数)	(121)	(112)	(121)	(112)
黒 字 額	546	545	536	553
(事業数)	(104)	(93)	(104)	(93)
赤 字 額	△ 159	△ 153	△ 155	△ 126
(事業数)	(225)	(205)	(225)	(205)
収 支	387	391	381	427

(b) 法非適用企業

法非適用企業の下水道事業の総収益は1兆5,129億円で、前年度と比べると1.9%増となっている。その内訳をみると、料金収入が6,705億円（総収益に占める割合44.3%）、他会計繰入金（雨水処理負担金を含む。）が6,208億円（同41.0%）等となっている。一方、総費用は1兆2,636億円で、前年度と比べると3.7%減となっており、うち地方債利息が5,822億円（総費用に占める割合46.1%）となっている。

資本的支出は2兆5,108億円で、前年度と比べると7.6%減となっている。その内訳をみると、建設改良費は1兆5,551億円で、前年度と比べると11.6%減、地方債償還金は9,427億円で、前年度と比べると0.1%増となっている。

実質収支をみると、黒字事業が3,247事業で884億円の黒字、赤字事業が86事業で377億円の赤字となり、差引506億円の黒字となっている。

(c) 全体の経営状況

法適用企業と法非適用企業を合計した下水道事業の総収益は、前年度と比べると710億円、2.5%増の2兆9,565億円、総費用は、前年度と比べると57億円、0.2%減の2兆6,685億円となっており、この結果、全体の収支（法適用企業の純損益と法非適用企業の実質収支の合計）は893億円の黒字となっている。これは、有収水量の増加等により料金収入が増加しているほか、他会計からの繰入れが行われていることによる。

汚水処理費を年間有収水量で除して算出した汚水処理原価（特定公共下水道及び流域下水道を除く。）についてみると、法適用企業が141.55円/m³（維持管理費57.28円/m³、資本費84.27円/m³）、法非適用企業が221.45円/m³（維持管理費86.38円/m³、資本費135.07円/m³）、全体としては179.88円/m³（維持管理費71.24円/m³、資本費108.64円/m³）となっている。

汚水処理原価と使用料単価（使用料収入を年間有収水量で除して算出したもの、特定公共下水道及び流域下水道を除く。）の関係をみると、法適用企業の使用料単価は136.01円/m³で、汚水処理原価の96.1%、法非適用企業の使用料単価は131.25円/m³で、汚水処理原価の59.3%、全体の使用料単価は133.73円/m³で、汚水処理原価の74.3%と低い水準となっている。このため、下水道事業の財政健全化のためにも今後使用料水準の適正化を図っていく必要がある。

(ク) その他の地方公営企業

a 事業数

地方公共団体は、以上の事業のほかにも各種の事業を経営している。これを事業別にみると、平成18年度決算対象となるものは、港湾整備事業が105事業、市場事業が179事業、と畜場事業が78事業、観光施設事業が425事業、宅地造成事業が521事業、有料道路事業が4事業、駐車場整備事業が237事業、介護サービス事業が681事業及びその他事業が35事業（診療所、廃棄物等処理施設、自動車学校等）となっている。

b 経営状況

その他の地方公営企業の純損益、経常損益、実質収支における黒字・赤字事業数及び黒字・赤字額は、第42表のとおりである。

第1部 平成18年度の地方財政

第42表 その他の地方公営企業の経営状況

(単位 億円)

区	分	港 整 備	湾 備	市 場	と 畜 場	観 施 光 設	宅 地 造 成	有 道 路	料 路	駐 車 場 整 備	介 護 サ ー ビ ス	そ の 他
法 適 用 企 業	純 損 益	(事業数)	(7)	(10)	(1)	(29)	(37)	(-)	(10)	(23)	(24)	
		黒字額	63	5	0.02	14	806	-	4	4	16	
		(事業数)	(1)	(5)	(-)	(48)	(20)	(-)	(-)	(24)	(10)	
		赤字額	△1	△45	-	△57	△196	-	-	△6	△4	
		(事業数)	(8)	(15)	(1)	(77)	(57)	(-)	(10)	(47)	(34)	
	収支	62	△40	0.02	△43	610	-	4	△2	12		
	経 常 損 益	(事業数)	(6)	(10)	(1)	(30)	(34)	(-)	(10)	(22)	(23)	
		黒字額	63	5	0.02	8	886	-	4	2	15	
		(事業数)	(2)	(5)	(-)	(47)	(23)	(-)	(-)	(25)	(11)	
		赤字額	△1	△45	-	△23	△290	-	-	△6	△4	
(事業数)		(8)	(15)	(1)	(77)	(57)	(-)	(10)	(47)	(34)		
収支	63	△40	0.02	△14	595	-	4	△4	11			
法 非 適 用 企 業	(事業数)	(86)	(154)	(73)	(318)	(384)	(4)	(203)	(611)	(-)		
	黒字額	61	20	8	35	368	0.2	27	86	-		
	(事業数)	(11)	(10)	(4)	(29)	(46)	(-)	(22)	(17)	(-)		
	赤字額	△28	△40	△10	△68	△442	-	△69	△3	-		
	(事業数)	(97)	(164)	(77)	(347)	(430)	(4)	(225)	(628)	(-)		
収支	32	△20	△1	△32	△73	0.2	△41	82	-			

(2) 国民健康保険事業

平成18年度末の国民健康保険事業の保険者は、1,827団体（15大都市、37中核市、39特例市、690都市、1,020町村、3一部事務組合等、23特別区）で、総保険者数は前年度末と比べると17団体減少している。また、直営診療所を設置している団体は391団体（1大都市、9中核市、9特例市、163都市、208町村、1一部事務組合等）で、前年度末と比べると15団体減少している。

被保険者数は4,740万人であり、加入世帯数は2,552万世帯となっている。これらを前年度末と比べると、被保険者数は44万人減、加入世帯数は12万世帯増となっている。

なお、退職者医療制度の被保険者数及び被扶養者数は864万人で、前年度末と比べると63万人増加（7.9%増）している。

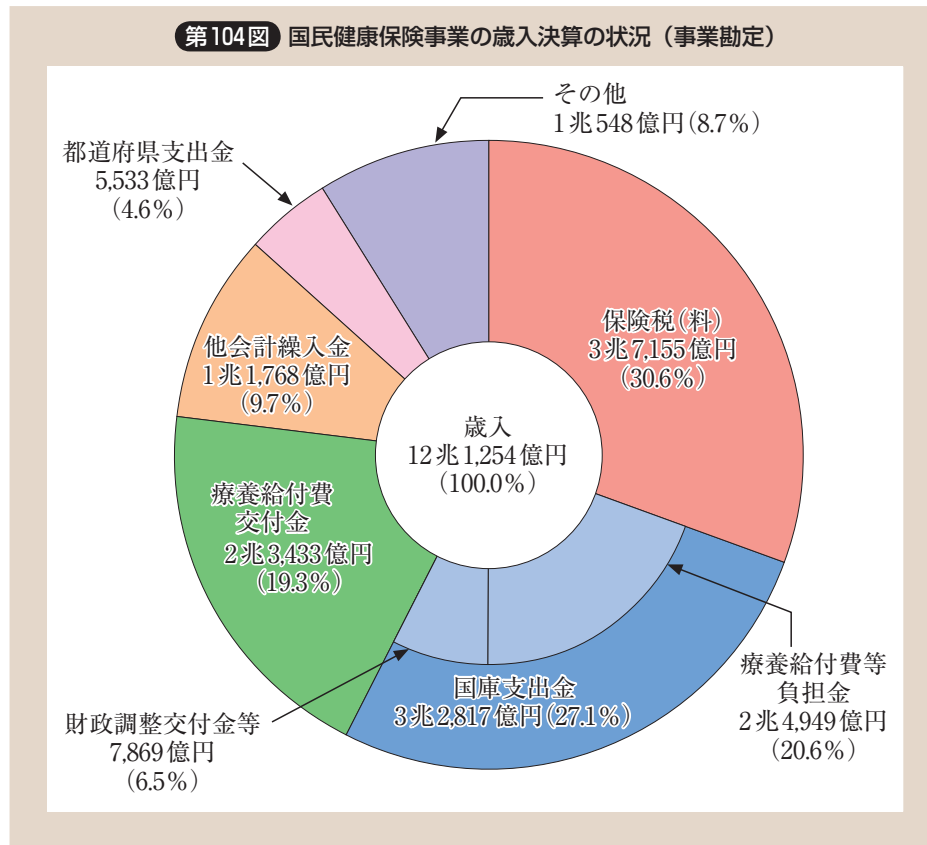
ア 事業勘定 [第121表]

(ア) 歳入

保険税（料）を主な歳入としている事業勘定の歳入決算額は12兆1,254億円で、前年度と比べると6.4%増（前年度4.9%増）となっている。

歳入の内訳をみると、第104図のとおりであり、国民健康保険税（料）及び国庫支出金の両者で歳入総額の57.7%を占め、前年度（62.3%）と比べると4.6%ポイント低下となっている。

それぞれの決算額をみると、国民健康保険税（料）は3兆7,155億円で、前年度と比べると2.8%増（前



年度2.7%増)、国庫支出金は3兆2,817億円で、5.9%減（同6.5%減）となっている。国庫支出金の主な内訳としては、療養給付費等負担金が2兆4,949億円、財政調整交付金等が7,869億円で、それぞれ前年度と比べると6.6%減（同8.1%減）、3.7%減（同1.0%減）となっている。

また、都道府県支出金は前年度と比べると30.1%増（前年度546.7%増）の5,533億円となっている。

さらに、他会計繰入金は1兆1,768億円で、前年度と比べると0.0%増（前年度1.6%増）となっている。この内訳をみると、財源補てん的な繰入金が3,477億円（対前年度比1.0%減）、国民健康保険の財政基盤の安定を図るための保険基盤安定制度による繰入金が4,574億円（同3.1%増）、高医療費基準超過額に係る繰入金が16億円（同7.9%増）等となっている。

（イ）歳出

歳出決算額は11兆9,852億円で、前年度と比べると6.4%増（前年度5.1%増）となっている。

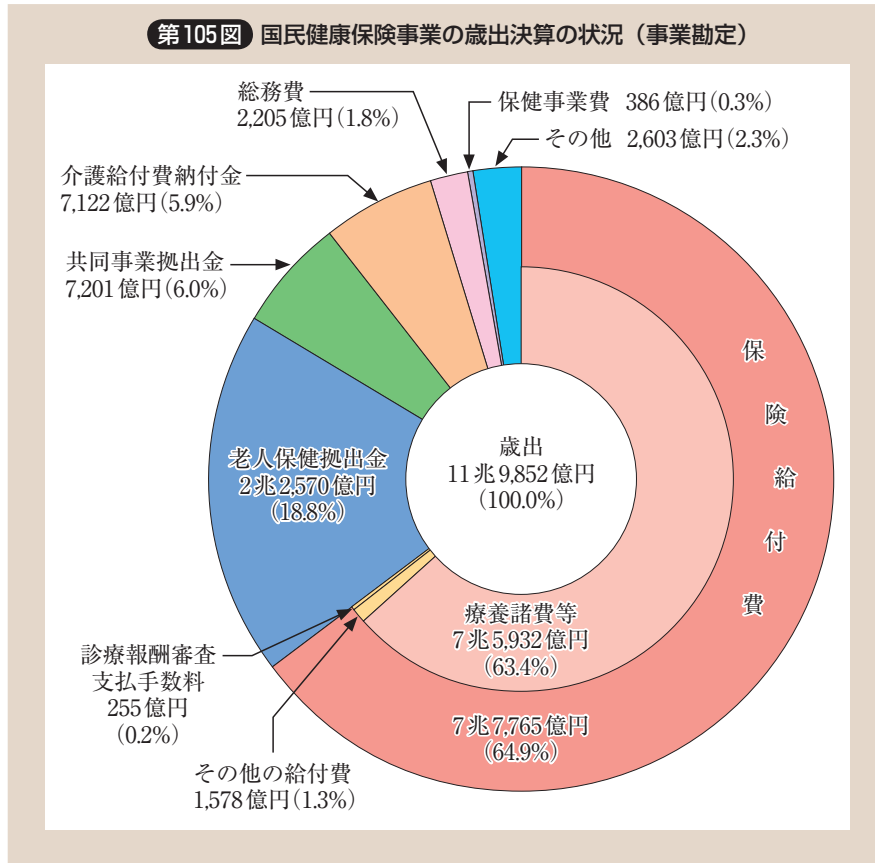
歳出の内訳をみると、第105図のとおりであり、保険給付費は7兆7,765億円で、前年度と比べると4.4%増（前年度9.1%増）となっている。

主な内訳をみると、療養諸費等が7兆5,932億円で、前年度と比べると4.4%増（前年度9.5%増）、その他の給付費が1,578億円で、4.3%増（同4.4%減）となっている。

（ウ）収支

実質収支は1,348億円の黒字（前年度1,325億円の黒字）であり、昭和40年度以降黒字基調が続いている。しかし、実質収支から財源補てん的な他会計繰入金及び都道府県支出金を控除し、繰出金を加えた再差引収支については、3,034億円の赤字（同3,267億円の赤字）となっており、13年連続して赤字となっている。

再差引収支を団体規模別にみると、大都市が1,755億円の赤字（前年度1,888億円の赤字）、中核市が518億円の赤字（同541億円の赤字）、特例市が351億円の赤字（同384億円の赤字）、都市が738億円の赤字（同787億円の赤字）となる一方、町村が162億円の黒字（同155億円の黒字）、一部事務組合等が2億円の



黒字（同3億円の黒字）、特別区が163億円の黒字（同175億円の黒字）となっており、大都市、中核市、特例市及び都市において赤字額が減少している。

再差引収支を黒字・赤字の団体別にみると、黒字の団体数は前年度と比べると18団体減少の1,067団体で、その黒字額は60億円増加の1,330億円となっている。

一方、赤字の団体数は1団体増加の760団体で、全団体に占める割合は41.6%となっており、その赤字額は、前年度と比べると172億円減少の4,364億円となっている。

赤字の団体が占める割合を団体規模別にみると、大都市が100.0%、中核市が75.7%、特例市が79.5%、都市が47.2%、町村が34.9%、一部事務組合等が33.3%、特別区が13.0%となっており、特に大都市、中核市及び特例市においては、厳しい財政運営が続いている。

イ 直診勘定 [第121表]

診療所等を設置し診療収入を主な歳入としている直診勘定の歳入決算額は721億円で、前年度と比べると5.0%減（前年度7.1%減）となっている。

このうち、診療収入は496億円で、前年度と比べると6.4%減（前年度0.6%減）となっており、歳入総額に占める割合についても前年度と比べて1.0%ポイント低下の68.9%となっている。一方、他会計繰入金は115億円で、前年度と比べると2.3%減（同13.2%減）となったが、歳入総額に占める割合については0.4%ポイント上昇の16.0%となっている。

歳出決算額は707億円で、前年度と比べると4.4%減（前年度7.3%減）となっている。

このうち、総務費は361億円で（歳出総額に占める割合51.0%）で、前年度と比べると5.0%減（前年度3.4%減）となっている。また、医業費は249億円で（歳出総額に占める割合35.2%）で、前年度と比べると4.0%減（前年度1.7%減）となっている。なお、医業費の診療収入に対する割合は前年度と比べて1.2%ポ

イント上昇の50.1%となっている。

実質収支は9億円の黒字（前年度14億円の黒字）となっているが、この実質収支から他会計繰入金を控除し、繰出金を加えた再差引収支は、104億円の赤字（同102億円の赤字）となっている。

(3) 介護保険事業

平成12年4月から、介護が必要となる状態になっても能力に応じて自立した日常生活ができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づく介護保険制度が実施されている。

介護保険制度を実施する保険者である市町村等が設ける介護保険事業会計は、第1号被保険者（65才以上の者）からの保険料や、第2号被保険者（40才以上65才未満の医療保険加入者）の介護納付金分に係る支払基金からの交付金である支払基金交付金等を財源として保険給付等を行う保険事業勘定と、介護給付の対象となる在宅サービス及び施設サービスを実施する介護サービス事業勘定とに区分される。

なお、市町村等が実施する指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、老人短期入所施設、老人デイサービスセンター、指定訪問看護ステーションの5施設により介護サービスを提供する事業（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき指定管理者が管理するものは除く。）は介護サービス事業として公営企業会計の対象とされている。

平成18年度末の介護保険事業の保険者は、1,671団体（15大都市、37中核市、39特例市、635都市、880町村、42一部事務組合等、23特別区）となっている。また、介護サービス事業勘定を設置している団体は744団体（7大都市、12中核市、21特例市、309都市、372町村、7一部事務組合等、16特別区）となっている。

ア 保険事業勘定 [第123表]

(ア) 歳入

保険事業勘定の歳入決算額は6兆5,936億円となっている。

歳入の内訳をみると、第106図のとおりである。それぞれの決算額をみると、第1号被保険者が支払う保険料が1兆2,620億円、介護給付費負担金（介護給付及び予防給付に要する費用の額（以下「介護・予防給付額」という。）の100分の20（施設等給付費にあたっては100分の15）に相当する額）、調整交付金（介護・予防給付額の100分の5に相当する額）等の国庫支出金が1兆4,571億円、支払基金交付金（第2号被保険者の介護給付金分に係る社会保険診療報酬支払基金からの交付金）が1兆8,128億円、都道府県の法定負担（介護・予防給付額の100分の12.5（施設等給付費にあたっては100分の17.5）に相当する額）を含む都道府県支出金が9,111億円、市町村の法定負担分（介護・予防給付額の100分の12.5に相当する額）を含む他会計繰入金が9,966億円、介護保険制度の円滑な導入のために設置された基金等の取崩し額である基金繰入金が145億円等となっている。

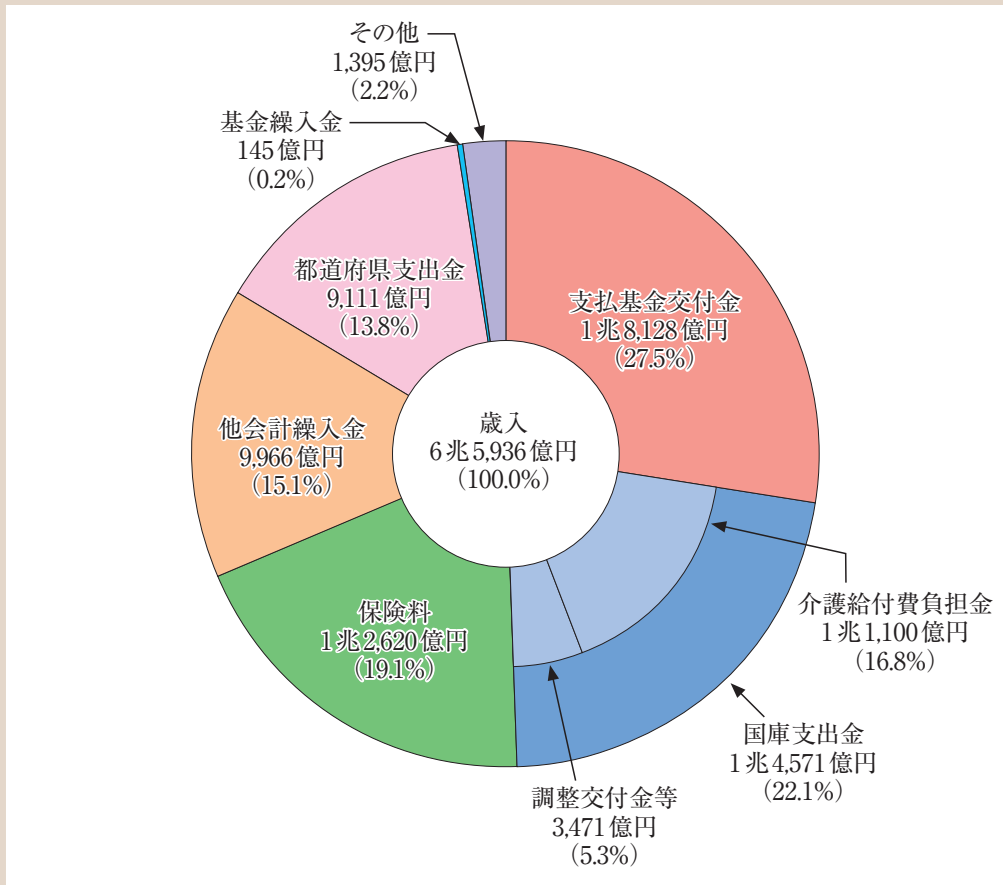
(イ) 歳出

歳出決算額は6兆3,635億円となっている。

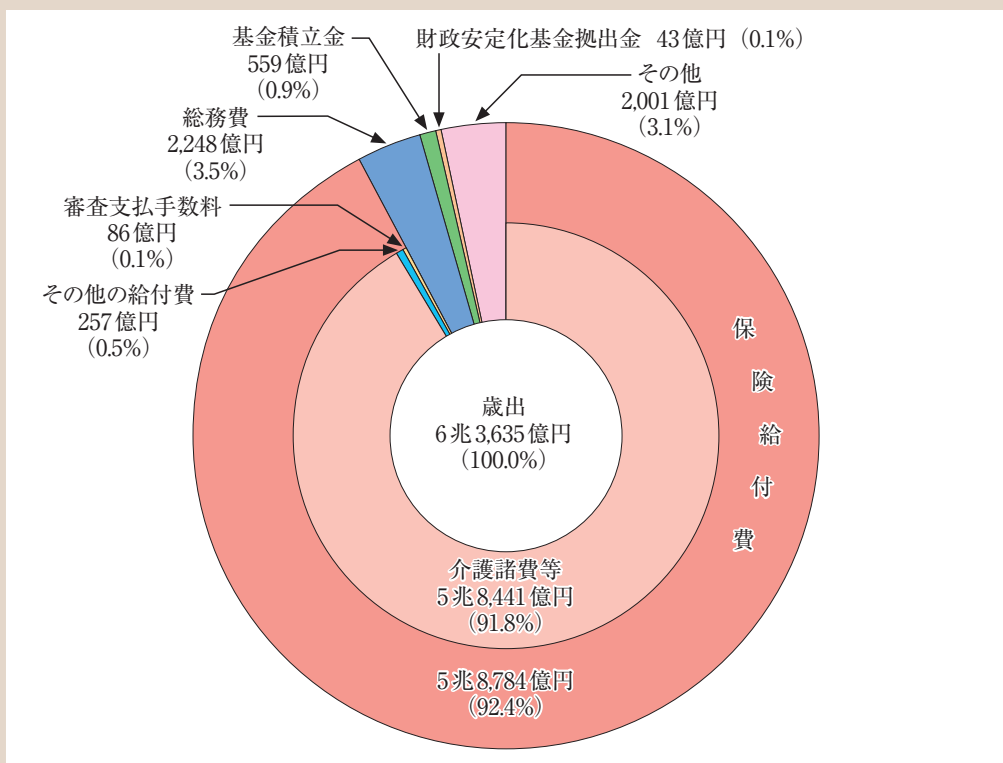
歳出の内訳をみると、第107図のとおりであり、保険給付費は5兆8,784億円で、歳出総額の92.4%を占めている。

その他については、総務費が2,248億円、基金積立金559億円、介護保険財政の安定化を図るため都道府県が設置する基金へ保険者が毎年度拠出する財政安定化基金拠出金43億円等となっている。

第106図 介護保険事業の歳入決算の状況（保険事業勘定）



第107図 介護保険事業の歳出決算の状況（保険事業勘定）



(ウ) 収支

実質収支は2,247億円の黒字となっており、実質収支から財源補てん的な他会計繰入金及び都道府県支出金を控除し、繰出金を加えた再差引収支についても、2,188億円の黒字となっている。

再差引収支を黒字・赤字の団体別にみると、黒字の団体数は1,625団体で、全団体に占める割合は97.2%となっており、その黒字額は2,223億円となっている。

一方、赤字の団体数は46団体で、全団体に占める割合は2.8%となっており、その赤字額は35億円となっている。

イ 介護サービス事業勘定 [第123表]

介護サービス事業勘定の歳入決算額は267億円となっている。このうち、利用者の支払う自己負担金を含むサービス収入は88億円で、歳入総額に占める割合は33.1%となっている。

普通会計等からの繰入金は166億円で、歳入総額に占める割合は62.2%となっており、このうち、普通会計からのものが160億円となっている。

歳出決算額は261億円となっている。このうち、公債費の元利償還金が104億円で、歳出総額に占める割合は39.9%となっている。

また、サービス事業費は、88億円で、歳出総額に占める割合は33.7%となっている。

なお、実質収支は5億円の黒字となっている。

(4) その他の事業

ア 収益事業 [第124表]

収益事業を実施した地方公共団体の数は延べ315団体で、前年度と比べると33団体減少している。これは、市町村合併の進展に伴い、収益事業を実施する一部事務組合等の構成団体数が減少したこと等によるものである。

これを事業別にみると、公営競技についてはモーターボート競走事業を施行した団体が113団体と最も多く、以下、自転車競走事業76団体、競馬事業56団体、小型自動車競走事業8団体の順となっている。

また、宝くじは、47都道府県及び15大都市の62団体で発行されている。

これらを団体種類別にみると、都道府県においては延べ70団体、市町村においては延べ245団体が収益事業を実施している。

(ア) 経営状況

収益事業の決算額は、歳入3兆3,855億円、歳出3兆4,041億円となっている。これを前年度と比べると歳入は0.9%増、歳出は1.1%増となっている。

実質上の収支（歳入歳出差引額から翌年度に繰り越すべき財源、他会計からの繰入金、過去の収益を積み立てた基金からの繰入金及び未払金を控除し、他会計への繰出金及び未収金を加えた額）は4,311億円の黒字（前年度4,372億円の黒字）となっている。

普通会計等への収益金の繰出しについて、事業別にみると、自転車競走事業が52億円（前年度45億円）、小型自動車競走事業が3億円（同2億円）、モーターボート競走事業が96億円（同77億円）、宝くじ事業が4,632億円（同4,558億円）となっている。

(イ) 収益金の使途状況

収益金の大部分は普通会計等に繰り入れられ、道路、教育施設、社会福祉施設等の整備事業などの財源として活用されている。その繰入額は4,784億円で、前年度と比べると2.2%増（前年度0.7%増）となってい

第1部 平成18年度の地方財政

る。

収益金繰入額の使途状況を目的別にみると、土木費が1,783億円でもっと大きな割合（収益金繰入額に占める割合の37.3%）を占め、次いで、教育費の741億円（同15.5%）となっており、この両方で繰入総額の52.8%を占めている。

このほか、民生費が479億円（収益金繰入額に占める割合の10.0%）、衛生費が206億円（同4.3%）、商工費が142億円（同3.0%）等となっている。

イ 共済事業

（ア）農業共済事業 [第126表]

農業共済事業を実施した市町村の数は77団体で、前年度と比べると1団体減少している。

農業共済事業会計の決算額は歳入205億円、歳出193億円で、前年度と比べると歳入4.2%減（前年度11.8%減）、歳出2.8%減（同11.9%減）となっている。

なお、実質上の収支（歳入歳出差引額から支払準備金積立額、責任準備金積立額、繰入金及び未払金を控除し、繰出金及び未収金を加えた額）は、44億円の赤字（前年度3億円の赤字）となっている。

（イ）交通災害共済事業 [第127表]

直営方式により交通災害共済事業を実施した地方公共団体は140団体（2県、93市町村、45一部事務組合等）で、前年度と比べると18団体減少している。

また、加入者は平成18年度末で1,423万人（前年度末1,730万人）となっている。

交通災害共済事業会計の決算額は歳入105億円、歳出85億円で、前年度と比べると歳入18.1%減（前年度10.7%減）、歳出21.1%減（同10.7%減）となっている。

なお、実質上の収支（歳入歳出差引額から未経過共済掛金、繰入金及び未払金を控除し、繰出金及び未収金を加えた額）は16億円の黒字（前年度11億円の黒字）となっている。

ウ その他

（ア）老人保健医療事業 [第122表]

老人保健医療事業会計の決算額は、歳入10兆4,728億円、歳出10兆4,560億円であり、歳入においては、支払基金交付金等が、歳出においては、医療給付費等がそれぞれ減少したことから、前年度と比べると歳入3.5%減（前年度0.9%増）、歳出3.6%減（同1.0%増）となっている。

医療給付費等は10兆599億円で、歳出総額の96.2%を占めている。

実質収支は147億円の黒字（前年度54億円の黒字）となっている。

（イ）公立大学附属病院事業 [第125表]

公立大学附属病院事業を実施した地方公共団体は4団体で、地方独立行政法人化に伴い減少している。

その結果、公立大学附属病院事業会計の決算額は、収益的収支では総収益649億円、総費用638億円となり、前年度と比べると総収益56.8%減（前年度18.0%減）、総費用56.2%減（同19.4%減）となっている。

また、資本的収支では資本的収入86億円、資本的支出108億円で、前年度と比べると、資本的収入36.0%減（前年度45.8%減）、資本的支出39.8%減（同34.8%減）となっている。

実質収支は2億円の黒字（前年度14億円の黒字）となっている。

1 平成19年度の地方財政

平成19年度の地方財政を取り巻く環境及びその運営状況は、次のとおりである。

(1) 平成19年度の経済見通しと国の予算

ア 経済見通しと経済財政運営の基本的態度

「平成19年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」は、平成18年12月19日に閣議了解、平成19年1月25日に閣議決定されたが、この中で、平成18年度の我が国経済は、企業部門の好調さが、雇用・所得環境の改善を通じて家計部門へ波及し、民間需要中心の回復が続くと見込まれた。こうした結果、平成18年度の国内総生産の実質成長率は、1.9%程度（名目成長率は1.5%程度）になると見込まれた。

このような情勢認識に立って、「平成19年度の経済財政運営の基本的態度」において、政府は、「成長なくして日本の未来なし」の理念の下、「戦後レジームからの新たな船出」を行うため、イノベーションの力とオープンな姿勢により、今後5年間程度で「新成長経済への移行期」を完了し、その初年度である平成19年度においては、国民生活をより豊かにするため、「創造と成長」の実現を図るとの方針の下で、成長力強化に向けた改革を加速・深化させるとともに、併せて地域・中小企業の活性化や再チャレンジ可能な社会を目指すための取組を強力に推進し、「成長なくして財政再建なし」の理念の下、成長力強化を図りつつ、車の両輪である行財政改革を断行し、また、道州制の実現のための検討を加速することとされた。「基本方針2006」等を踏まえ、こうした取組を進めることにより、経済活性化を実現し、日本経済の潜在成長力を高めることとされた。また、政府・日本銀行は、マクロ経済運営に関する基本的視点を共有し、物価安定の下での民間主導の持続的な成長のため、一体となった取組を行い、今後とも、経済情勢によっては、大胆かつ柔軟な政策運営を行うこととされた。

以上のような経済財政運営を前提として、平成19年度においては、世界経済の着実な回復が続く下、企業部門・家計部門ともに改善が続き、改革の加速・深化と政府・日本銀行の一体となった取組等により、物価の安定の下での自律的・持続的な経済成長が実現すると見込まれた。こうした結果、平成19年度の我が国経済は、国内総生産の実質成長率が2.0%程度（名目成長率は2.2%程度）になるものと見通された。

イ 国の予算

平成18年12月1日、「平成19年度予算編成の基本方針」が閣議決定された。その中で、平成19年度予算編成に当たっては、歳出改革路線を強化するため、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号。以下「行政改革推進法」という。）に基づき、行政のスリム化・効率化を一層徹底し、総人件費改革や特別会計改革、資産・債務改革等について、適切に予算に反映させることとされた。また、歳出全般にわたる徹底した見直しを行い、一般歳出及び一般会計歳出について厳しく抑制を図り、引き続き予算執行実績を的確に踏まえた予算とすることとされた。予算の重点化・効率化については、持続可能な「創造と成長」を実現する観点から、「活力に満ちたオープンな経済社会の構築」及び「健全で安心できる社会の実現」に施策を集中するとともに、各施策について成果目標を提示し、厳格な事後評価を行い、政策評価等を活用し、歳出の効率化・合理化を進め、さらに、民間活力の活用による効率化に努めることとされた。

第2部 平成19年度及び平成20年度の地方財政

社会保障については、これまでの制度改革の効果を検証しつつ、中長期的な展望に立って、改革努力を継続し、国民が負担可能な範囲となるよう制度全般にわたり不断の見直しを行うこととされた。

公共投資については、歳出改革を進める中で、今後とも公共投資に関する改革を継続し、真に必要な社会資本整備を実施するために、地域の自立・活性化、我が国の成長力強化、防災・減災等による安全・安心の確保を推進する観点から、整備水準や施設の利用状況等を踏まえた事業のメリハリ付けを行うとともに、あらゆる分野での官民格差等を踏まえたコスト縮減や入札改革を進め、更なる重点化・効率化を図る必要があるとされた。

地方財政については、国と地方の信頼関係を維持しつつ、「基本方針2006」に沿って、平成19年度予算においても、国の取組と歩調を合わせて、人件費、投資的経費、一般行政経費の各分野にわたり地方歳出を厳しく抑制することとされた。また、国・地方の財政状況を踏まえつつ、交付税、補助金の見直しとあわせ、税源移譲を含めた税源配分の見直しを行うなど、一体的な検討を図り、地方公共団体間で財政力に隔たりがある現状を踏まえ、その格差の縮小を目指し、交付税に依存しない不交付団体の速やかな増加を目指すこととされた。

平成19年度予算は、以上のような方針により編成され、平成18年12月24日に政府案の閣議決定が行われた後、第166回国会に提出され、平成19年3月26日に政府案どおり成立した。

これによると、平成19年度の国の一般会計予算の規模は82兆9,088億円で、前年度当初予算と比べると3兆2,228億円の増加(4.0%増)となった。歳入、歳出別にみた場合、歳入については、租税及印紙収入が53兆4,670億円で、前年度当初予算と比べると7兆5,890億円の増加(16.5%増)となり、公債の発行予定額は25兆4,320億円で、前年度当初発行予定額と比べると4兆5,410億円の減少(15.2%減)となった。このため、公債依存度は30.7%となった。一方、歳出については、一般歳出の規模は46兆9,784億円で、前年度当初予算と比べると6,124億円の増加(1.3%増)となった。また、地方交付税交付金等は14兆9,316億円で、前年度当初予算と比べると3,732億円の増加(2.6%増)となった。

第2部

(2) 地方財政計画

平成19年度の地方財政計画は、極めて厳しい地方財政の現状等を踏まえ、歳出面においては、「基本方針2006」に沿って、歳出全般にわたり見直しを行うことにより歳出総額の計画的な抑制を図る一方、活力ある地方を創るための施策等に財源の重点的配分を図ることとし、歳入面においては、地方税負担の公平適正化の推進と安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税などの一般財源総額の確保を図ることを基本とするとともに、引き続き生ずることとなった大幅な財源不足について、地方財政の運営上支障が生じないよう適切な補てん措置を講じることとし、次の方針に基づき策定された。

ア 地方税については、現下の経済・財政状況等を踏まえ、持続的な経済社会の活性化を実現するため、法人所得課税等における減価償却制度を見直すとともに、上場株式等の配当・譲渡益に係る軽減税率の適用期限を1年延長するほか、非課税等特別措置の整理合理化等のため所要の措置を講じることとする。

なお、所得譲与税は、所得税から個人住民税への税源移譲に伴い、平成18年度をもって廃止することとする。

イ 地方財源不足見込額について、地方財政の運営に支障が生じることのないよう、次の措置を講じることとする。

(ア) 地方財政の健全化に資するため、交付税特別会計の新規借入を行わないこととし、既往の借入金

について、国・地方の負担区分に応じてそれぞれの償還責任を明確にする観点から、国の負担額 18 兆 6,648 億円を平成 19 年 4 月 1 日より国の一般会計借入金として承継するとともに、地方の負担額 33 兆 6,173 億円は、現行の償還期限である平成 38 年度までの償還計画を新たに作成した上で、計画的な償還を行う（平成 19 年度償還額 5,869 億円）。

- (イ) 平成 19 年度から平成 21 年度の間は、平成 18 年度までと同様、財源不足が建設地方債（財源対策債）の増発等によってもなお残る場合には、この残余を国と地方が折半して補てんすることとし、国負担分については国の一般会計からの加算により、地方負担分については地方財政法第 5 条の特例となる地方債（臨時財政対策債）により補てん措置を講じる。

臨時財政対策債の元利償還金相当額については、その全額を後年度地方交付税の基準財政需要額に算入する。

これらの措置を地方交付税法第 6 条の 3 第 2 項の制度改正として講じ、所要の法律改正を行う。

なお、地方交付税法附則第 4 条の 2 第 8 項及び第 9 項に基づき平成 19 年度に一般会計から交付税特別会計に繰り入れることとしていた額 6,251 億円については、法律の定めるところにより平成 22 年度以降の 3 年間で均等に加算する。

また、平成 5 年度の投資的経費に係る国庫補助負担率の見直しに関し一般会計から交付税特別会計に繰り入れることとしていた額等 3,712 億円については、法律の定めるところにより平成 25 年度以降の地方交付税の総額に加算するとともに、平成 17 年度において一般会計から交付税特別会計に繰り入れた国負担分の借入金利子相当額の予算額と実際に要した額の差額 1,546 億円については、法律の定めるところにより平成 20 年度及び平成 21 年度の地方交付税の総額から減額する。

- (ウ) 平成 19 年度の地方財源不足見込額 4 兆 4,200 億円については、上記（イ）の考え方にに基づき、従前と同様の例により、次の補てん措置を講じる。その結果、国と地方が折半して補てんすべき額は生じないこととなる。

- a 建設地方債（財源対策債）の増発 1 兆 5,900 億円
- b 地方財政法第 5 条の特例となる地方債（臨時財政対策債） 2 兆 6,300 億円
- c 地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律附則第 4 条第 1 項に規定する特別交付金 2,000 億円

なお、特別交付金については、平成 19 年度の交付額を 4,000 億円、平成 20 年度の交付額を 2,000 億円としていたが、地方税収の動向を踏まえ、交付期間を 2 年から 3 年に延長し、平成 19 年度から平成 21 年度までの各年度の交付額を 2,000 億円とする。

- (エ) 平成 19 年度においても、投資的経費に係る地方単独事業費と一般行政経費に係る地方単独事業費の一体的かい離是正（一般財源ベース 6,000 億円）を行う。

一体的かい離是正分の一般財源に相当する額のうち財源不足となるものについては、基本的には国と地方が折半して負担することとするが、平成 19 年度は、平成 17 年度是正分のうち 2,100 億円、平成 18 年度是正分のうち 8,000 億円及び平成 19 年度是正分のうち財源不足となるもの 5,948 億円を、地方財政法第 5 条の特例となる地方債（臨時財政対策債）により措置することとし、国負担となるべき分については後年度に調整する。

- (オ) 上記の結果、平成 19 年度の地方交付税については、15 兆 2,027 億円（前年度に比し 4.4% 減）を確保する。

- ウ 平成 19 年度においては、児童手当の制度拡充に伴う地方負担の増加に対応するため、地方特例交付金を増額することとする。

第2部 平成19年度及び平成20年度の地方財政

エ 地方債については、地方財源の不足に対処するための措置を講じるとともに、引き続き厳しい地方財政の状況の下で、地方団体が、行政改革と財政の健全化を推進し、当面する諸課題に重点的・効率的に対処することができるよう、公的資金の重点化と地方債資金の市場化を一層推進しつつ、所要の地方債資金を確保する。

この結果、地方債計画の規模は12兆5,108億円（普通会計分9兆6,529億円、公営企業会計等分2兆8,579億円）とする。

オ 社会経済情勢の推移等に即応して使用料・手数料等の適正化を図る。

カ 地域経済の振興を図りつつ、個性と活力ある地域社会の構築、住民に身近な社会資本の整備、災害に強い安心安全なまちづくり、総合的な地域福祉施策の充実、農山漁村地域の活性化等を図ることとし、財源の重点的配分を行う。

(ア) 投資的経費に係る地方単独事業費については、「基本方針2006」を踏まえた事業規模の計画的抑制と併せ、かい離是正を行ったところである。その結果、平成19年度においては、前年度に比し14.9%減額することとしているが、かい離是正分を除いた場合は3.0%減額であり、引き続き、地域の自立や活性化につながる基盤整備を重点的・効率的に推進する。

(イ) 一般行政経費に係る地方単独事業費については、地方団体の自助努力を促す観点から既定の行政経費の縮減を図る一方、活力ある地方を創るための施策等に財源の重点的配分を図るとともに、かい離是正を行い、地域において必要な行政課題に対して適切に対処する。

(ウ) 消防力の充実、自然災害の防止、震災対策の推進及び治安維持対策等住民生活の安心安全を確保するための施策を推進する。

(エ) 過疎地域の自立促進のための施策等に対し所要の財政措置を講じる。

キ 地方団体の公債費負担の軽減を図るため、平成19年度から3年間で、徹底した総人件費の削減等を内容とする財政健全化計画又は公営企業経営健全化計画を策定し、行政改革・経営改革を行う地方団体を対象に、公営企業借換債を合わせて5兆円程度の公的資金（旧資金運用部資金、旧簡易生命保険資金及び公営企業金融公庫資金）の補償金免除繰上償還を行うこととし、その財源として必要に応じ民間等資金による借換債を発行できることとする。

ク 地方公営企業の経営基盤の強化、上・下水道、交通、病院等住民生活に密接に関連した社会資本の整備の推進、社会経済情勢の変化に対応した新たな事業の展開等を図るため、経費負担区分等に基づき、一般会計から公営企業会計に対し所要の繰出しを行うこととする。

ケ 地方行財政運営の合理化を図ることとし、職員数の純減や給与構造改革等に取り組むとともに、事務事業の見直し、民間委託等の推進など行財政運営全般にわたる改革を推進する。

以上の方針に基づいて策定した平成19年度の地方財政計画の規模は、83兆1,261億円であり、前年度と比べると247億円減少となった。

歳入についてみると、地方税の収入見込額は40兆3,728億円（道府県税18兆8,524億円、市町村税21兆5,204億円）で、前年度と比べると5兆4,745億円増加（15.7%増）（道府県税22.2%増、市町村税10.5%増）、地方譲与税の収入見込額は7,091億円で、前年度と比べると3兆233億円減少（81.0%減）、地方特例交付金等は3,120億円で、前年度と比べると5,040億円減少（61.8%減）、地方交付税は15兆2,027億円で、前年度と比べると7,045億円減少（4.4%減）、国庫支出金は10兆1,739億円で、前年度と比べると276億円減少（0.3%減）、地方債（普通会計分）の発行予定額は9兆6,529億円で、前年度と比べると1兆1,645億円減少（10.8%減）となった。

一方、歳出についてみると、給与関係経費は22兆5,111億円で、前年度と比べると658億円減少（0.3%

減)となった。なお、地方財政計画における職員数については、「基本方針 2006」における 5 年間で 5.7% の定員純減目標を踏まえ 34,358 人の純減としている。一般行政経費は 26 兆 1,811 億円で、前年度と比べると 9,954 億円増加 (4.0% 増) となった。また、国庫補助負担金を伴わない一般行政経費は 13 兆 9,510 億円で、前年度と比べて 4,725 億円増加 (3.5% 増) したが、国庫補助負担金を伴わない投資的経費との一体的かい離是正分である 6,000 億円の増額計上を除いた場合は 13 兆 3,510 億円で、前年度と比べると 1,275 億円減少 (0.9% 減) となった。公債費は 13 兆 1,496 億円で、前年度と比べると 1,483 億円減少 (1.1% 減)、投資的経費は 15 兆 2,328 億円で、前年度と比べると 1 兆 6,561 億円減少 (9.8% 減) となった。なお、投資的経費のうち国庫補助負担金を伴わないものは 8 兆 5,884 億円で、前年度と比べると 1 兆 5,027 億円減少したが、国庫補助負担金を伴わない一般行政経費との一体的かい離是正分である 1 兆 2,000 億円の減額計上を除いた場合は 9 兆 7,884 億円で、前年度と比べると 3,027 億円減少 (3.0% 減) となった。

他方、平成 19 年度の地方債計画の規模は 12 兆 5,108 億円で、前年度当初計画と比べると 1 兆 4,358 億円減少 (10.3% 減) となっている。平成 19 年度の地方債計画は、地方財源の不足に対処するための措置を講じるとともに、引き続き厳しい地方財政の状況の下で、地方公共団体が、行政改革と財政の健全化を推進し、当面する諸課題に重点的・効率的に対処することができるよう、公的資金の重点化と地方債資金の市場化を一層推進しつつ、所要の地方債資金の確保を図ることとして策定している。

なお、地方公共団体の公債費負担の軽減を図るため、平成 19 年度から 3 年間で、普通会計債及び公営企業債 (上水道、簡易水道、工業用水道、下水道、地下鉄、病院) の年利 5% 以上の地方債を対象として、年利段階に応じ、市町村合併や財政力、公債費負担、公営企業資本費等の状況に基づいて段階的に対象団体を設定し、政府資金については 3 兆 8,000 億円程度以内 (旧資金運用部資金 3 兆 3,000 億円程度以内、平成 20 年度及び平成 21 年度において旧簡易生命保険資金 5,000 億円程度以内、財政力指数 1.0 以上の団体を除く。)、公営企業金融公庫資金については 1 兆 2,000 億円程度 (平成 19 年度から平成 20 年度の公営企業金融公庫の廃止までの間において実施。うち平成 19 年度 2,000 億円、平成 20 年度 2,000 億円、計 4,000 億円の公営企業借換債による措置を含む。) の補償金免除繰上償還を行うこととした。

(3) 平成 19 年度補正予算

ア 平成 19 年度補正予算 (第 1 号)

平成 19 年度補正予算 (第 1 号) は、平成 19 年 12 月 20 日に閣議決定され、平成 20 年 1 月 18 日に第 169 回国会に提出され、2 月 6 日に成立した。

この補正予算においては、歳出面では、災害対策費 7,308 億円、義務的経費 1,552 億円、原油価格高騰対策費 570 億円等を追加計上したほか、既定経費の節減 1 兆 2,006 億円、予備費の減額 1,000 億円等の修正減少額を計上した。また、歳入面では、税収を 9,160 億円減額計上する一方、税外収入 9,828 億円、前年度剰余金受入 8,286 億円を増額計上した。

この結果、一般会計予算の規模は、歳入歳出とも平成 19 年度当初予算に対し、8,954 億円増加し、83 兆 8,042 億円となった。

イ 平成 19 年度補正予算 (第 1 号) に係る地方財政補正措置

平成 19 年度補正予算 (第 1 号) の編成により、国税の減額補正に伴い地方交付税が減額されたとともに、災害復旧事業の追加等に伴う地方負担の増加が生じた結果、以下の地方財政補正措置が講じられた。

(ア) 国税の減額補正に伴う地方交付税の減額に対する補てん措置

国の補正予算においては、平成 19 年度の国税の減収に伴い地方交付税が 2,992 億円の減額となったとこ

第2部 平成19年度及び平成20年度の地方財政

ろであるが、これについては、一般会計における加算によりその全額を補てんすることとする。なお、当該加算については、平成19年度当初の地方財政対策において平成22年度以降平成24年度までに繰り延べることとした一般会計における法定加算分（6,251億円）を減額して充てることとする。

この結果、平成19年度の当初予算の地方交付税の総額が確保されるものである。

なお、平成19年度当初に行うこととしていた交付税特別会計借入金の償還については、平成25年度以降に繰り延べるとともに、当該償還予定額（5,869億円）を平成20年度当初の地方交付税の総額に加算することができることとする。

(イ) 追加の財政需要等に対する財政措置

- a 国の補正予算により平成19年度に追加されることとなる災害復旧事業等投資的経費に係る地方負担額（普通会計分3,615億円）については、原則として、地方債（充当率100%）を充当することとし、後年度においてその元利償還金の全額を基準財政需要額に算入することとする。その際、元利償還金の50%（義務教育施設改築事業等当初における地方負担額に対する算入率が50%を超えるものについては、原則として当初の算入率）については、公債費方式により各団体の地方債発行額に応じて基準財政需要額に算入することとし、残余については単位費用により措置することとする。
- b 地方債の対象とならない経費については、地方負担の追加は生じていないところである。

(4) 地方公共団体の予算

平成19年度の地方公共団体の普通会計予算（9月補正後）の状況は、**第43表**のとおりであり、普通会計予算の総額（都道府県及び市町村の単純合計）は、前年度と比べると4.0%減となった。

主な内訳をみると、歳入では、地方税が前年度と比べると14.1%増、地方譲与税81.2%減、国庫支出金9.6%減、地方債12.8%減となった。一方、歳出では、人件費が前年度と比べると3.4%減、普通建設事業費が17.8%減となった。

なお、**第43表**の数値は、前年度からの繰越事業に係るものを含んでいる。

第43表 平成 19 年度普通会計予算の状況 (9月補正後)

その1 歳入

区 分	予 算 額			構 成 比		増 減 率
	平成 19 年度	平成 18 年度	増 減 額	平成 19 年度	平成 18 年度	
	億円	億円	億円	%	%	%
地 方 税	396,181	349,600	46,581	39.0	34.8	13.3
地 方 譲 与 税	6,917	37,185	△ 30,269	0.7	3.7	△ 81.4
地 方 特 例 交 付 金	3,183	7,612	△ 4,429	0.3	0.8	△ 58.2
地 方 交 付 税	148,468	156,255	△ 7,788	14.6	15.6	△ 5.0
市町村たばこ税都道府県交付金	25	22	2	0.0	0.0	10.5
利 子 割 交 付 金	812	729	83	0.1	0.1	11.4
配 当 割 交 付 金	626	375	252	0.1	0.0	67.2
株式等譲渡所得割交付金	718	381	337	0.1	0.0	88.5
地 方 消 費 税 交 付 金	12,819	12,860	△ 41	1.3	1.3	△ 0.3
ゴルフ場利用税交付金	403	417	△ 15	0.0	0.0	△ 3.5
自動車取得税交付金	3,135	3,152	△ 17	0.3	0.3	△ 0.6
軽油引取税交付金	1,133	1,173	△ 41	0.1	0.1	△ 3.5
小 計 (一 般 財 源)	574,420	569,763	4,656	56.6	56.7	0.8
国 庫 支 出 金	111,203	113,944	△ 2,741	10.9	11.3	△ 2.4
地 方 債	104,134	108,798	△ 4,664	10.3	10.8	△ 4.3
そ の 他	225,965	212,215	13,750	22.2	21.2	6.5
歳 入 合 計	1,015,722	1,004,720	11,002	100.0	100.0	1.1

- (注) 1 この数値は、各年度の9月補正後予算額の単純合計であり、前年度からの繰越事業に係るものを含む。その2において同じ。
 2 「地方税」のうちの地方消費税は、都道府県間の清算を行った後の額である。したがって、地方消費税清算金は、歳入、歳出いずれにも計上されない。
 3 「国庫支出金」には、交通安全対策特別交付金及び国有提供施設等所在市町村助成交付金を含む。

その2 歳出 (性質別)

区 分	予 算 額			構 成 比		増 減 率
	平成 19 年度	平成 18 年度	増 減 額	平成 19 年度	平成 18 年度	
	億円	億円	億円	%	%	%
人 件 費	257,931	256,409	1,523	25.4	25.5	0.6
物 件 費	87,435	81,281	6,154	8.6	8.1	7.6
維 持 補 修 費	11,841	10,479	1,362	1.2	1.0	13.0
扶 助 費	83,178	81,544	1,634	8.2	8.1	2.0
補 助 費 等	147,159	142,576	4,583	14.5	14.2	3.2
普 通 建 設 事 業 費	163,793	175,302	△ 11,509	16.1	17.4	△ 6.6
う ち { 補 助 事 業 費	68,626	75,916	△ 7,290	6.8	7.6	△ 9.6
ち { 単 独 事 業 費	82,171	87,135	△ 4,964	8.1	8.7	△ 5.7
災 害 復 旧 事 業 費	6,244	8,190	△ 1,946	0.6	0.8	△ 23.8
失 業 対 策 事 業 費	41	185	△ 143	0.0	0.0	△ 77.7
公 債 費	132,643	128,747	3,896	13.1	12.8	3.0
そ の 他	125,457	120,007	5,448	12.3	12.1	4.5
歳 出 合 計	1,015,722	1,004,720	11,002	100.0	100.0	1.1

(5) 不交付団体の拡大

地方公共団体の自由と責任を実現するには、地方交付税に依存しない自立した団体を増やすことが重要である。

平成19年度の不交付団体数は、都道府県は2団体（東京都及び愛知県）、市町村は1,804団体中186団体（うち大都市4団体（さいたま市、千葉市、川崎市及び名古屋市））であり、不交付団体の割合は、団体数では10.3%、人口割合では27.1%となっている。これらの数値は、三位一体の改革による税源移譲、景気動向を反映した法人関係税の増等により、それぞれ平成18年度の9.3%、25.9%からは増加している。

平成19年度において、人口20万人以上の地方公共団体（113団体）のうち不交付団体数は34団体（30.1%）となっている。

第44表 普通交付税 交付・不交付別団体数

(参考：平成18年度)

区 分	平成19年度		平成18年度	
	都道府県	市町村	都道府県	市町村
交 付	45	1,618	45	1,651
不 交 付	2	186	2	169
計	47	1,804	47	1,820

- (注) 1 不交付団体には、合併特例の適用により交付税が交付される団体を含む。
 2 市町村の不交付団体には、特別区を含まない。
 3 平成18年度は、当初算定ベースである。

不交付団体（市町村）の人口割合

(単位：千人、%)

区 分	平成19年度 A	平成18年度 B	増 減 A - B
不交付団体の人口	34,631	33,030	1,601
不交付団体の人口割合	27.1	25.9	1.2

- (注) 1 人口には、特別区の人口を含む。
 2 人口は、平成17年国勢調査人口に基づくものである。

(6) 個別団体における財政健全化

近年の地方財政は、バブル経済崩壊後の数次の景気対策による公共事業の追加や、減税の実施等により、借入金残高が累積しており、厳しい財政運営を余儀なくされている状況にある。平成18年度決算における経常収支比率については、前年度と同率の91.4%と依然として高い水準となっている。実質公債費比率については、前年度と同率の14.9%となっている。また、実質収支が赤字の団体数は前年度から2団体減少し、26団体となっている。

各地方公共団体においては、このような厳しい財政状況を踏まえて、一層の事務事業の見直し、組織・機構の簡素効率化、外郭団体の統廃合等、定員管理・給与の適正化、民間委託等の推進など、自主的な行財政改革に積極的に取り組むとともに、独自課税の検討、地方税の徴収確保、使用料・手数料の適正化等を通じて歳入の確保を図るなど、財政運営の健全化に努めている。

個別団体についてみると、夕張市においては、人口急減などに伴う歳入の減少が続くことへの対応が遅れ、組織のスリム化が進まず、観光振興等に多大な財政支出を行ってきたこと、さらに、不適正な財務処理を行い多額の赤字の実態を表面化させず拡大を招いたことにより、財政状況が極めて深刻な状態に悪化していることが、平成 18 年に明らかにされた。

その後、夕張市は、北海道の助言を得ながら財政再建に向けた検討を進め、平成 18 年度末で約 353 億円の実質収支の赤字を 18 年間で解消するための財政再建計画について、平成 19 年 2 月 28 日に市議会における議決を経て策定し、3 月 1 日に総務大臣へ協議、3 月 6 日に総務大臣の同意を得て、現在、同計画に基づき、再建に取り組んでいる。

なお、赤字相当額の資金手当については、北海道が、市の財政再建が確実かつ早期に進められるよう低利（金利 0.5%）で資金の貸付けを行っていることから、総務省としても、必要な支援を行っていくことを検討している。

夕張市は赤字の解消にあたり、歳入面では、市民の負担増に一定の配慮をしながら、税率の見直しによる市税の増収を図るほか、ごみ処理の有料化、各種施設使用料などの受益者負担の見直しによる歳入の増加、さらに、税や使用料などの徴収率の向上に向けた対策を講じることにより歳入確保に努めている。また、歳出面では、行政のスリム化と事務事業の抜本的な見直しを図ることとし、特に、人件費については、職員の給与水準の引き下げや各種手当の見直しにより削減を図り、全国の市町村で最も低い給与水準とするほか、当分の間、原則として新規採用を停止するとともに早期退職の促進により、類似団体と比較して 2 倍程度であった職員数の大幅な削減を進め、同程度の規模の市町村で最も少ない職員数の水準となるよう削減をすることとしている。現在、夕張市においては、職員の削減に対応して、必要な行政サービスの提供に支障が生じることのないよう、組織の再編成や業務の効率的な執行、他団体からの職員派遣の受け入れなどにより、行政執行体制の確保に努めている。

このような徹底した歳入歳出の見直しの中にあっても、高い比率を占める高齢者や少子化の中で地域の将来を担う子どもたちに一定の配慮を行うこととし、バスの敬老パスや一部の公衆トイレの存続、保育料の見直しについての激変緩和、夏期休暇期間中のプールの存続等が財政再建計画に盛り込まれている。

市の財政再建計画は、策定時点で見込みうる内容を前提として歳入歳出を見込んでおり、この計画を着実に実行することが基本となるが、診療所の改修など、その後に発生した事情等により、財政再建計画の変更について、9 月 19 日に総務大臣の同意を得ている。この計画の変更においては、計画の主要部分である財政再建期間、財政再建の基本方針及び財政再建に必要な具体的措置については変更せず、財源についても補助金の活用、寄附金等により確保されている。今後、平成 19 年度の補正予算及び平成 20 年度の当初予算の編成を前提として、2 回目の財政再建計画の変更が予定されている。

このような中において、市民が行う地域再生事業を応援したいという寄附金が全国から寄せられており（「幸福の黄色いハンカチ基金」として積み立て）、市民の中にも自分たちの力で夕張の地域を再生させるといった動きも芽生えてきている（平成 20 年 2 月 19 日現在の状況）。

(7) 地方公営企業等に関する財政措置

ア 地方公営企業

地方公営企業については、上・下水道、交通、病院等住民生活に密接に関連した社会資本の着実な整備を推進するとともに、社会経済情勢の変化に対応した新たな事業の展開を支援し、併せて地方公営企業の経営健全化等を推進するなど経営基盤の一層の強化を図る必要がある。

第2部 平成19年度及び平成20年度の地方財政

このため、平成19年度においては、次のような措置を講じた。

企業会計と一般会計との間における経費負担区分の原則等に基づく公営企業繰出金については、地方財政計画において2兆7,249億円（前年度2兆7,346億円）を計上した。

地方公営企業の建設改良等に要する地方債については、地方債計画において公営企業会計等分2兆8,579億円（前年度3兆1,292億円）を計上した。

また、普通会計分と合わせた公債費負担対策として、平成19年度から3年間で、普通会計債及び公営企業債（上水道、簡易水道、工業用水道、下水道、地下鉄、病院）の年利5%以上の地方債を対象として、年利段階に応じ、市町村合併や公営企業資本費等の状況に基づいて段階的に対象団体を設定し、補償金免除繰上償還（公営企業金融公庫資金にあっては公営企業借換債による措置を含む。）を行うこととした。このうち平成19年度の公営企業借換債については、高資本費対策分として、年利5.5%以上のもので、資本費負担が全国平均を著しく上回っているものを対象に借換枠を1,000億円とし、また、臨時特例措置（高金利対策分）として、高資本費対策分に該当しない年利7.0%以上のものを対象に借換枠を1,000億円とし、合計2,000億円を措置した。

さらに、各事業における財政措置のうち主なものは以下のとおりである。

- (ア) 簡易水道事業及び下水道事業（流域下水道、小規模集合排水処理施設及び個別排水処理施設に係るものに限る。）については、前年度に引き続き、事業年度における一般会計からの繰出しに代えて、臨時的に公営企業債（臨時措置分）を措置することとし、当該臨時措置分に係る公営企業債の元利償還金については、その全額（流域下水道のうち地方単独事業に係るものを除く。）を後年度において基準財政需要額に算入することとした。
- (イ) 簡易水道事業については、簡易水道事業法適化計画を策定し、自主的に地方公営企業法の財務規定等を適用しようとする団体、又は、簡易水道事業統合計画を策定し、自主的に事業内の簡易水道施設を整理・統合しようとする団体に対し、所要の地方財政措置を講じることとした。
- (ウ) 交通事業については、都市内交通の改善、人と環境にやさしい都市公共交通の構築等の観点から、高機能路面電車システムであるLRTシステムの構築を促進するため、国庫補助事業として行うLRTシステムの整備について、事業費の4分の1を超えない額を一般会計補助の対象とするとともに、当該一般会計補助に所要の地方債措置を講じることとした。
- (エ) 病院事業については、女性医師及び看護師確保の観点から、院内保育所の運営に要する経費について、一般会計から繰出しを行うこととし、当該繰出しに要する経費に対し所要の地方財政措置を講じることとした。
- (オ) 以上のほか、公営企業においても少子化対策を推進する観点から、3歳以上小学校修了前の児童に対する児童手当の給付に要する経費に加え、新たに0歳以上3歳未満の児童手当の給付に要する経費（平成19年度から実施された「児童手当制度における乳幼児加算」分を含む。）について所要の地方財政措置を講じることとした。

イ 国民健康保険事業

国民健康保険事業の厳しい財政状況に配慮し、平成17年度に決定された医療制度改革大綱や、健康保険法等の改正などを踏まえ、国民健康保険に対して、財政基盤の強化のための支援措置を次のとおり講じている。

- (ア) 都道府県が、市町村の国保財政安定のために必要な取組等に対し交付する都道府県調整交付金の所要額（5,102億円）について、地方交付税措置を講じている。
- (イ) 国保被保険者の保険料負担の緩和を図る観点から、市町村（一部事務組合等を除く。）が保険料

軽減相当額に応じて、一般会計から国民健康保険特別会計への繰入れを行う際に、当該費用に対し、都道府県が一部を負担することとし（都道府県 3 / 4、市町村 1 / 4）、所要額（3,899 億円）について地方交付税措置を講じることとしている。

（ウ） 低所得者を多く抱える保険者を支援する観点から、市町村（一部事務組合等を除く。）が低所得者数に応じて、一般会計から国民健康保険特別会計への繰入れを行う際に、当該費用に対し、国及び都道府県が一部を負担することとし（国 1 / 2、都道府県 1 / 4、市町村 1 / 4）、所要額（875 億円）について地方交付税措置を講じることとしている。

（エ） 高額医療費共同事業については、市町村国保の拠出金に対し、国及び都道府県が一部を負担することとし（国 1 / 4、都道府県 1 / 4、市町村国保 1 / 2）、所要額（1,964 億円）について地方交付税措置を講じることとしている。また、都道府県内の市町村国保間の保険料の平準化、財政の安定化を図るため、一件 30 万円以上の医療費について、市町村国保の拠出による保険財政共同安定化事業を実施することとしている。

（オ） 国保財政安定化支援事業については、国保財政の健全化に向けた市町村一般会計からの繰出しについて、所要の地方交付税措置（1,000 億円）を講じることとしている。

ウ 後期高齢者医療制度の施行準備

医療制度改革に伴い、平成 20 年 4 月より 75 歳以上の後期高齢者を対象とした後期高齢者医療制度が施行される。これに伴い、実施主体として全市町村が加入する広域連合が都道府県単位で設立される（平成 18 年度中に全都道府県で設立）ことから、平成 19 年度においては、広域連合への分担経費及び市町村の施行準備に要する事務経費等について、所要の地方交付税措置を講じることとしている。

2 平成20年度の地方財政

(1) 経済財政改革の基本方針2007

平成19年6月19日、「経済財政改革の基本方針2007」（以下「基本方針2007」という。）が閣議決定された。

「基本方針2007」においては、我が国経済について、バブル崩壊後の長い低迷から脱却し、新しい成長の姿を確立していく重要な時期にあるとの認識を示した上で、成長力強化は全ての経済政策の基本であり、成長力強化と財政健全化を車の両輪として一体的な改革を進めていくことが課題であるとされた。

中でも、「財政健全化」については喫緊の課題であり、経済成長なくして財政健全化がないように、財政再建がなければ持続的な経済成長も実現しないとし、「歳出・歳入一体改革」のプログラムを確実に実行する必要があるとされた。

なお、歳出・歳入一体改革に向けた具体的手段として、歳出削減を一段と進め、財政の無駄を無くすとの基本方針を堅持し、真に必要なニーズに応えるための財源の重点配分を行いつつ、歳出改革を着実かつ計画的に実施することを前提に、平成20年度予算においては、歳出全般にわたって、これまで行ってきた歳出改革の努力を決して緩めることなく、国・地方を通じ、引き続き「基本方針2006」に則り、最大限の削減を行うこととされ、以下の取組等を行うこととされた。

ア 公共投資改革

(ア) 更なる重点化、効率化の推進

地域の自立・活性化、わが国の成長力強化、防災・減災等による安全・安心の確保等の観点から、真に必要な公共投資を選別するとともに、入札・契約制度改革の推進、コスト縮減などを通じ、更なる重点化・効率化を推進する。

(イ) 公共投資に関する基本的考え方

人口の減少、厳しい財政状況、地方分権の必要性、環境制約の強まりなど、わが国が直面している構造変化を踏まえ、公共投資に関する国と地方の明確な役割分担の下、引き続き補助事業・直轄事業の見直しを進めるなどの基本的考え方に沿って行う。

(ウ) 入札談合の廃絶

入札談合を廃絶し、公共事業に対する国民の不信感を払拭する。一般競争入札が原則との原点に立って、国・地方を通じ、その適用範囲を計画的に拡大していく。

イ 公務員人件費改革

国・地方を通じた行政改革や地方分権改革の推進、地域の民間給与のより一層の反映等を通じ、公務員人件費については、「基本方針2006」で示された歳出削減（2.6兆円程度）を上回る削減を目指し、改革を具体化する。公務員給与について、特に民間事業者と比べて水準が高いとの指摘のある地方の技能労務職員を始めとして、地域の民間給与をより一層反映させることとし、可能なものは平成20年度からの実施に取り組む。

なお、「基本方針2006」に示されたとおり、平成23年度までの5年間に実施すべき歳出改革の内容は、機械的に5年間均等に歳出削減を行うことを想定したのではなく、それぞれの分野が抱える特殊事情や既に決まっている制度の改革時期とも連動させ、また、歳入改革もにらみながら、5年間の間に必要な対応を行うという性格のものである。

(2) 平成 20 年度の経済見通しと国の予算

ア 経済見通しと経済財政運営の基本的態度

「平成 20 年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」は、平成 19 年 12 月 19 日に閣議了解、平成 20 年 1 月 18 日に閣議決定されたが、この中で平成 19 年度の我が国経済は、企業部門の底堅さが持続し、景気回復が続くと見込まれるものの、「改正建築基準法」施行の影響により住宅建設が減少していること等から、回復の足取りが緩やかになると見込まれる。こうした結果、平成 19 年度の国内総生産の実質成長率は、1.3%程度（名目成長率は 0.8%程度）になると見込まれている。

このような情勢認識に立って、「平成 20 年度の経済財政運営の基本的態度」においては、「希望と安心」の国の実現を目指すため、①成長力の強化、②地方の自立と再生、③安心と信頼のできる財政、社会保障、行政の構築、の 3 つを一体のものとして推進し、民間需要主導の持続的な成長を図るとともに、これと両立する安定的な物価上昇率を定着させるため、政府と日本銀行は、「基本方針 2007」に示されたマクロ経済運営に関する基本的視点を共有し、政策運営を行い、平成 19 年度に引き続き、サブプライム住宅ローン問題を背景とする金融資本市場の変動、原油価格の高騰、海外経済の動向等のリスク要因が我が国経済に与える影響については注視しつつ、経済情勢によっては、大胆かつ柔軟な政策運営を行うこととされた。

以上のような経済財政運営を前提として、平成 20 年度においては、世界経済の回復が続く下、平成 19 年度に引き続き企業部門の底堅さが持続するとともに、家計部門が緩やかに改善し、「自立と共生」を基本とした改革への取組の加速・深化と政府・日本銀行の一体となった取組等により、物価の安定の下での民間需要中心の経済成長になると見込まれた。こうした結果、平成 20 年度の我が国経済は、国内総生産の実質成長率が 2.0%程度（名目成長率は 2.1%程度）になるものと見通されている。

イ 国の予算

平成 19 年 12 月 4 日、「平成 20 年度予算編成の基本方針」が閣議決定された。その中で、平成 20 年度予算については、歳出全般にわたって、これまで行ってきた歳出改革の努力を決して緩めることなく、国・地方を通じ、引き続き「基本方針 2006」及び「基本方針 2007」に則り、最大限の削減を行うとともに、若者が明日に希望を持ち、お年寄りが安心できる「希望と安心」の国の実現のため、予算の重点化・効率化を行うこととして、このため歳出全般にわたる徹底した見直しを行い、一般歳出及び一般会計歳出について厳しく抑制を図るとともに、新規国債発行について極力抑制し、予算配分に当たっては、「公共事業関係費」の総額を前年度予算から 3%減算した額とすること等を基本に厳しく抑制した上で、引き続き予算執行実績を的確に踏まえた予算とすることとされた。また、予算配分の重点化・効率化に当たっては、「活力ある経済社会の実現」、「地方の自立と再生」及び「国民が安全で安心して暮らせる社会の実現」に施策を集中するとともに、各施策について成果目標を提示し、厳格な事後評価を行い、政策評価等を活用し、歳出の効率化・合理化を進め、さらに、「行政改革推進法」に基づき、行政のスリム化・効率化を一層徹底し、国・地方の定数純減方針に則り、総人件費改革や特別会計改革、資産債務改革等により財政健全化に取り組み、適切に予算に反映させることとされた。

公共投資については、歳出改革を進める中で、今後とも公共投資に関する改革を継続し、都市と地方の「自立と共生」の考え方を踏まえつつ、地域の自立・活性化、我が国の成長力強化、防災・減災等による安全・安心の確保を推進するため、真に必要な公共投資を選別する観点から、整備水準や施設の利用状況等を踏まえた事業のメリハリ付けを行うとともに、コスト縮減や入札改革を進め、更なる重点化・効率化を図ることとされた。

社会保障については、少子高齢化が進展する中で、経済・財政と均衡がとれ、将来にわたり持続可能な制

第2部 平成19年度及び平成20年度の地方財政

度を構築するため、改革努力を継続することとされた。

地方財政については、平成20年度予算においても、「基本方針2006」及び「基本方針2007」に則り、国の取組と歩調を合わせて、人件費、投資的経費、一般行政経費の各分野にわたり厳しく抑制し、安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源の総額を確保するとともに、法人二税を中心に税源が偏在するなど地方公共団体間で財政力に格差があることを踏まえ、地方間の税源の偏在是正について、具体策を策定し、その格差の縮小を目指し、また、「ふるさと」に対する納税者の貢献や、関わりの深い地域への応援が可能となる税制上の方策の実現に向け、検討することとされた。

平成20年度予算は、以上のような方針により編成され、平成19年12月24日に政府案の閣議決定が行われた後、平成20年1月18日に第169回国会に提出された。

これによると、平成20年度の国の一般会計予算の規模は83兆613億円で、前年度当初予算と比べると1,525億円の増加(0.2%増)となっており、うち一般歳出の規模は47兆2,845億円で、前年度当初予算と比べると3,061億円の増加(0.7%増)となっている。なお、「平成20年度予算編成の基本方針」において、極力抑制することとされた公債の発行予定額は25兆3,480億円で、前年度当初発行予定額と比べると840億円の減少(0.3%減)となっており、公債依存度は30.5%となっている。他方、財政投融资計画の規模は、13兆8,689億円、前年度計画額と比べると2,933億円の減少(2.1%減)となっている。

第2部

(3) 地方財政計画

平成20年度の地方財政計画は、極めて厳しい地方財政の現状等を踏まえ、歳出面においては、「基本方針2006」及び「基本方針2007」に沿って、国の取組と歩調を合わせて、歳出全般にわたり見直しを行うことにより計画的な抑制を図る一方、喫緊の課題である地方の再生に向け、地方の知恵と工夫を活かした産業振興や地域活性化、生活の安全安心の確保等の施策の推進に財源の重点的配分を図ることとし、歳入面においては、地方税負担の公平適正化の推進と安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税などの一般財源総額の確保を図ることを基本とするとともに、引き続き生ずることとなった大幅な財源不足について、地方財政の運営上支障が生じないよう適切な補てん措置を講じることとし、次の方針に基づき策定された。

ア 地方税については、税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の暫定措置として、法人事業税の税率の引下げを行うとともに、地方法人特別税を創設し、その収入額に相当する額を地方法人特別譲与税として都道府県に対して譲与するため所要の措置を講じることとしている。

また、最近における社会経済情勢等にかんがみ、個人住民税について、寄附金控除の拡充、上場株式等の配当等・譲渡所得等に対する税率の特例措置の見直し並びに公的年金からの特別徴収制度の創設を行い、自動車取得税及び軽油引取税の税率の特例措置の適用期限の延長並びに公益法人制度改革に対応した所要の措置を講じるほか、非課税等特別措置の整理合理化等を行うこととし、所要の措置を講じることとしている。

イ 地方財源不足見込額について、地方財政の運営に支障が生じることのないよう、次の措置を講じることとする。

(ア) 平成19年度に予定されていた交付税特別会計借入金の償還を平成25年度以降に繰り延べた上で当該償還予定額(5,869億円)を平成20年度に繰り越し地方交付税の総額に加算するとともに、平成20年度に予定されている交付税特別会計借入金の償還を平成26年度以降に繰り延べる。また、平成18年度精算分の一部(5,016億円の減額のうち3,016億円)を平成21年度に繰り延べる。

(イ) 平成 20 年度の地方財源不足見込額 5 兆 2,476 億円については、平成 19 年度に講じた平成 21 年度までの間の制度改正に基づき、従前と同様の例により、次の補てん措置を講じる。その結果、平成 19 年度に引き続き、国と地方が折半して補てんすべき額は生じないこととなる。

ア. 建設地方債（財源対策債）の増発 1 兆 5,400 億円

イ. 国の一般会計加算による地方交付税の増額 6,744 億円（うち地方交付税法附則第 4 条の 2 第 2 項の加算額 2,000 億円、同条第 3 項の加算額 4,744 億円）

ウ. 地方財政法第 5 条の特例となる地方債（臨時財政対策債）の発行 2 兆 8,332 億円（うち既往の臨時財政対策債の元利償還分 1 兆 2,522 億円、決算かい離是正分 1 兆 2,110 億円、地方再生対策費分 3,700 億円）

エ. 地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律附則第 4 条第 1 項に規定する特別交付金の交付 2,000 億円

なお、平成 5 年度の投資的経費に係る国庫補助負担率の見直しに関し一般会計から交付税特別会計に繰り入れることとしていた額等 3,092 億円については、法律の定めるところにより平成 26 年度以降の地方交付税の総額に加算するとともに、平成 18 年度において一般会計から交付税特別会計に繰り入れた国負担分の借入金利子相当額の予算額と実際に要した額の差額 847 億円については、法律の定めるところにより平成 21 年度及び平成 22 年度の地方交付税の総額から減額する。

また、交付税特別会計借入金の償還計画については、平成 19 年度から平成 21 年度までの各年度に行う予定となっている交付税特別会計借入金の償還を平成 25 年度以降に繰り延べる方式により、現行の償還期限の範囲で見直す。

(ウ) 上記の結果、平成 20 年度の地方交付税については、15 兆 4,061 億円（前年度に比し 1.3% 増）を確保する。

ウ 平成 20 年度から適用される個人住民税における住宅借入金等特別税額控除の実施に伴う地方団体の減収分を補てんするため、地方特例交付金（減収補てん特例交付金）を創設する。

エ 地方債については、地方財源の不足に対処するための措置を講じるとともに、引き続き厳しい地方財政の状況の下で、地方団体が、行政改革と財政の健全化を推進し、当面する諸課題に重点的・効率的に対処することができるよう、公的資金の重点化と地方債資金の市場化を引き続き推進しつつ、所要の地方債資金を確保する。

この結果、地方債計画の規模は 12 兆 4,776 億円（普通会計分 9 兆 6,055 億円、公営企業会計等分 2 兆 8,721 億円）とする。

オ 地方の再生に向け、地域経済の振興や雇用の確保を図りつつ、個性と活力ある地域社会の構築、住民に身近な社会資本の整備、災害に強い安心安全なまちづくり、総合的な地域福祉施策の充実、農山漁村地域の活性化等を図ることとし、財源の重点的配分を行う。

(ア) 喫緊の課題である地方の再生に向けた総合的な戦略と連携して、「地方と都市の共生」の考え方の下、地方税の偏在是正により生じる財源を活用して、地方が自主的・主体的に取り組む地域活性化施策に必要な特別枠「地方再生対策費」4,000 億円を計上し、地方の再生に向けた施策を積極的に推進する。なお、平成 20 年度においては、偏在是正策の効果が発現しないため、その財源のうち 3,700 億円を臨時財政対策債の発行により措置する。

(イ) 投資的経費に係る地方単独事業費については、国の公共投資関係費の取扱い等も勘案しつつ、前年度に比し 3.0% 減額することとする一方で、引き続き、地域の自立や活性化につながる基盤整備を重点的・効率的に推進する。

第2部 平成19年度及び平成20年度の地方財政

(ウ) 一般行政経費に係る地方単独事業費については、地方団体の自助努力を促す観点から既定の行政経費の縮減を図る一方、引き続き、地域において必要な行政課題に対して財源の重点的配分を図る。

(エ) 平成20年度から施行される予定の後期高齢者医療制度の安定的な運営に資するため、所要の財政措置を講じる。

(オ) 消防力の充実、自然災害の防止、震災対策の推進及び治安維持対策等住民生活の安心安全を確保するための施策を推進する。

(カ) 過疎地域の自立促進のための施策等に対し所要の財政措置を講じる。

カ 地方団体の公債費負担の軽減を図るため、平成19年度に引き続き平成21年度までの3年間で、徹底した総人件費の削減等を内容とする財政健全化計画又は公営企業経営健全化計画を策定し、行政改革・経営改革を行う地方団体を対象に、公営企業借換債を合わせて5兆円程度の公的資金（旧資金運用部資金、旧簡易生命保険資金及び公営企業金融公庫資金）の補償金免除繰上償還を行い、その財源として必要に応じ民間等資金による借換債を発行できることとする。

キ 地方公営企業の経営基盤の強化、上・下水道、交通、病院等住民生活に密接に関連した社会資本の整備の推進、社会経済情勢の変化に対応した新たな事業の展開等を図るため、経費負担区分等に基づき、一般会計から公営企業会計に対し所要の繰出しを行うこととする。

ク 地方行財政運営の合理化を図ることとし、「基本方針2006」及び「基本方針2007」に沿って、職員数の純減や給与構造改革等に引き続き取り組むとともに、事務事業の見直し、民間委託等の推進など行財政運営全般にわたる改革を推進する。

以上のような方針に基づいて策定した平成20年度の地方財政計画の規模は、83兆4,014億円で、前年度と比べると2,753億円増加（0.3%増）となっている。

歳入についてみると、地方税は40兆4,703億円で、前年度と比べると975億円増加（0.2%増）（道府県税0.1%減、市町村税0.5%増）、地方譲与税は7,027億円で、前年度と比べると64億円減少（0.9%減）、地方特例交付金等は4,735億円で、前年度と比べると1,615億円増加（51.8%増）、地方交付税は15兆4,061億円で、前年度と比べると2,034億円増加（1.3%増）、国庫支出金は10兆831億円で、前年度と比べると908億円減少（0.9%減）、地方債（普通会計分）は9兆6,055億円で、前年度と比べると474億円減少（0.5%減）となっている。

一方、歳出についてみると、給与関係経費は22兆2,071億円で、前年度と比べると3,040億円減少（1.4%減）となっている。なお、地方財政計画における職員数については、「基本方針2006」における5年間で5.7%の定員純減目標を踏まえ28,319人の純減としている。一般行政経費は26兆5,464億円で、前年度と比べると3,653億円増加（1.4%増）となり、一般行政経費に係る地方単独事業費は13兆8,410億円で、前年度と比べると1,100億円減少（0.8%減）となっている。公債費は13兆3,796億円で、前年度と比べると2,300億円増加（1.7%増）、投資的経費は14兆8,151億円で、前年度と比べると4,177億円減少（2.7%減）となっており、投資的経費のうち、公共事業費中の普通建設事業費は5兆3,210億円で、前年度と比べると1,465億円減少（2.7%減）となっている。なお、投資的経費に係る地方単独事業費は8兆3,307億円で、前年度と比べると2,577億円減少（3.0%減）となっている。

他方、平成20年度の地方債計画の規模は12兆4,776億円で、前年度当初計画と比べると332億円減少（0.3%減）となっている。平成20年度の地方債計画は、地方財源の不足に対処するための措置を講じるとともに、引き続き厳しい地方財政の状況の下で、地方公共団体が、行政改革と財政の健全化を推進し当面する諸課題に重点的・効率的に対処することができるよう、公的資金の重点化と地方債資金の市場化を引き続

き推進しつつ、所要の地方債資金の確保を図ることとして策定している。

なお、平成 19 年度に引き続き平成 21 年度までの 3 年間で、5 兆円程度の公的資金（旧資金運用部資金 3 兆 3,000 億円程度以内、旧簡易生命保険資金 5,000 億円程度以内、公営企業金融公庫資金 1 兆 2,000 億円程度、公営企業金融公庫資金にあつては公営企業借換債による措置 4,000 億円（平成 19 年度 2,000 億円、平成 20 年度 2,000 億円）を含む。）の補償金免除繰上償還を行うこととしており、その財源として必要に応じ民間等資金による借換債を発行できることとしている。

(4) 地方公営企業等に関する財政措置

ア 地方公営企業

地方公営企業については、上・下水道、交通、病院等住民生活に密接に関連した社会資本の着実な整備を推進するとともに、社会経済情勢の変化に対応した新たな事業の展開を支援し、併せて地方公営企業の経営健全化等を推進するなど経営基盤の一層の強化を図る必要がある。

このため、平成 20 年度においては、次のような措置を講じることとしている。

企業会計と一般会計との間における経費負担区分の原則等に基づく公営企業繰出金については、地方財政計画において 2 兆 6,352 億円（前年度 2 兆 7,249 億円）を計上している。

地方公営企業の建設改良等に要する地方債については、地方債計画において公営企業会計等分 2 兆 8,721 億円（前年度 2 兆 8,579 億円）を計上している。

また、公債費負担対策として行う公的資金補償金免除繰上償還の公営企業債分については、旧資金運用部資金約 2 兆 5,900 億円、旧簡易生命保険資金約 3,500 億円、公営企業金融公庫資金約 1 兆 1,900 億円（公営企業借換債による措置 4,000 億円を含む。）の計画を平成 19 年度において承認している。

なお、事業別には、上水道（簡易水道含む。）約 1 兆 2,600 億円、工業用水道約 500 億円、地下鉄約 4,200 億円、下水道約 2 兆 1,800 億円、病院約 2,200 億円となっている。

さらに、各事業における財政措置のうち主なものは以下のとおりである。

- (ア) 簡易水道事業及び下水道事業（流域下水道、小規模集合排水処理施設及び個別排水処理施設に係るものに限る。）については、前年度に引き続き、事業年度における一般会計からの繰出しに代えて、臨時的に公営企業債（臨時措置分）を措置することとし、当該臨時措置分に係る公営企業債の元利償還金については、その全額（流域下水道のうち地方単独事業に係るものを除く。）を後年度において基準財政需要額に算入することとしている。
- (イ) 水道事業及び工業用水道事業において、将来にわたって活用する見込みがない水道施設等（用途廃止施設）を整理することで事業規模の適正化及び経営の効率化を図る団体を支援するため、施設処分等に要する経費について、所要の地方債措置を講じることとしている。
- (ウ) ガス事業については、供給段階における事故を低減させるため、ねずみ鑄鉄管等の経年管対策に要する経費について、所要の地方財政措置を講じることとしている。
- (エ) 病院事業については、公立病院改革が円滑に進められるよう、公立病院等の再編・ネットワーク化に係る施設・設備の整備に際し、通常の医療機能整備に比して割高となる経費の一部について一般会計からの出資を行う場合、病院事業債（一般会計出資債）を措置するとともに、その元利償還金の一部に地方交付税措置を講じることとしている。

また、平成 20 年度に限り、平成 15 年度以降の医師不足の深刻化等により発生した不良債務等を長期債務に振り替える公立病院特例債を発行できることとし、不良債務の計画的な解消を支援する

こととしている。

イ 国民健康保険事業

国民健康保険事業の厳しい財政状況に配慮し、平成17年度に決定された医療制度改革大綱や、健康保険法等の改正などを踏まえ、国民健康保険に対して、財政基盤の強化のための支援措置を次のとおり講じることとしている。

- (ア) 都道府県が、市町村の国保財政安定のために必要な取組等に対し交付する都道府県調整交付金の所要額(4,762億円)について、地方交付税措置を講じることとしている。
- (イ) 国保被保険者の保険料負担の緩和を図る観点から、市町村(一部事務組合等を除く。)が保険料軽減相当額に応じて、一般会計から国民健康保険特別会計への繰入れを行う際に、当該費用に対し、都道府県が一部を負担することとし(都道府県3/4、市町村1/4)、所要額(3,226億円)について地方交付税措置を講じることとしている。
- (ウ) 低所得者を多く抱える保険者を支援する観点から、市町村(一部事務組合等を除く。)が低所得者数に応じて、一般会計から国民健康保険特別会計への繰入れを行う際に、当該費用に対し、国及び都道府県が一部を負担することとし(国1/2、都道府県1/4、市町村1/4)、所要額(709億円)について地方交付税措置を講じることとしている。
- (エ) 高額医療費共同事業については、市町村国保の拠出金に対し、国及び都道府県が一部を負担することとし(国1/4、都道府県1/4、市町村国保1/2)、所要額(2,090億円)について地方交付税措置を講じることとしている。また、都道府県内の市町村国保間の保険料の平準化、財政の安定化を図るため、一件30万円以上の医療費について、市町村国保の拠出による保険財政共同安定化事業を実施することとしている。
- (オ) 国保財政安定化支援事業については、国保財政の健全化に向けた市町村一般会計からの繰出しについて、所要の地方交付税措置(1,000億円)を講じることとしている。
- (カ) 国民生活の質の維持・向上を確保しつつ、医療費の適正化を図るため、40歳から74歳までの国民健康保険加入者に対して糖尿病等の予防に着目した健診及び保健指導を行うため、特定健康診査・保健指導事業に対して、国及び都道府県が一部を負担することとし(国1/3、都道府県1/3、市町村国保1/3)、所要額(990億円)について地方交付税措置を講じることとしている。

ウ 後期高齢者医療制度施行経費

医療制度改革に伴い、平成20年4月から後期高齢者医療制度が施行されることに伴い、実施主体である広域連合の活動基盤の強化のための支援措置を次のとおり講じることとしている。

- (ア) 保険料軽減制度については、後期高齢者の被保険者の保険料負担の緩和を図るとともに、被用者保険の被扶養者の保険料軽減を行うため、都道府県及び市町村が負担することとし(都道府県3/4、市町村1/4)、その所要額(2,406億円)について地方交付税措置を講じることとしている。
- (イ) 高額医療費負担金については、広域連合の拠出金に対し、国及び都道府県が一部を負担することとし(国1/4、都道府県1/4、広域連合1/2)、所要額(900億円)について地方交付税措置を講じることとしている。
- (ウ) 財政安定化基金については、保険料未納や給付増リスク等による後期高齢者医療広域連合の財政影響に対応するため、都道府県に基金を設置しその拠出金に対して国及び都道府県が一部を負担することとし(国1/3、都道府県1/3、広域連合1/3)、その所要額(290億円)について地方交付税措置を講じることとしている。
- (エ) 不均一保険料助成については、医療給付の実績が低い広域連合内の市町村に対して、平成26年

度まで他の市町村とは異なる不均一の保険料を設けることに対して国及び都道府県が負担することとし（国 1 / 2、都道府県 1 / 2）、その所要額（13 億円）について地方交付税措置を講じることとしている。

- (オ) 実施主体である広域連合に対する市町村分担金、市町村の事務経費及び都道府県の後期高齢者医療審査委員会関係経費について所要の地方交付税措置を講じることとしている。

1 地方分権改革の推進

国及び地方公共団体が分担すべき役割を明確にし、地方公共団体の自主性及び自立性を高めることによって、地方公共団体の自らの判断と責任における行政運営を促進することを基本理念とする地方分権改革推進法が平成18年12月8日に成立し、政府は地方分権改革の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、講ずべき必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を定めた地方分権改革推進計画を作成すること、また、内閣府に地方分権改革推進委員会を置き、同委員会は地方分権改革推進計画の作成のための具体的な指針を勧告することとされている。

なお、地方分権改革推進法は平成19年4月1日から施行し、平成22年3月31日までの時限法である。

同法に基づき、平成19年4月、内閣府に地方分権改革推進委員会が設置され、同委員会は同年5月30日に「地方分権改革推進にあたっての基本的な考え方—地方が主役の国づくり—」（以下「基本的な考え方」という。）として、地方分権改革の目指すべき方向性やその推進のための基本原則を取りまとめたところである。

この「基本的な考え方」においては、目指すべき方向性として、①「分権型社会への転換」、②「地方の活力を高め、強い地方を創出」、③「地方の税財政基盤の確立」、④「簡素で効率的な筋肉質の行財政システム」、⑤「自己決定・自己責任、受益と負担の明確化により地方を主役に」の5つを掲げ、基本原則として、①「基礎自治体優先」、②「明快、簡素・効率」、③「自由と責任、自立と連帯」、④「受益と負担の明確化」、⑤「透明性の向上と住民本位」の5つを示している。また、これら方向性や基本原則に従って調査審議を進め、おおむね2年以内を目途に順次勧告を行うこととしている。

また、地方分権改革推進委員会は、「基本的な考え方」を踏まえつつ、順次行う勧告に向けてのこれまでの審議の結果を結実させる起点として、今後の検討の方向性を明確にするため、平成19年11月16日に「中間的な取りまとめ」を公表した。

「中間的な取りまとめ」の概要は以下のとおりである。

(ア) 「地方が主役の国づくり」に向けた取組

- ① 地方政府の確立のための権限移譲、② 完全自治体の実現、③ 行政の総合性の確保、④ 地方活性化、⑤ 住民本位の自治と自治を担う能力の向上

(イ) 法制的な仕組みの見直し等

- ① 国による義務付け、枠付け（執行方法等）及び関与（協議、同意等）の徹底した廃止縮小
- ② 条例制定権の拡大
- ③ 新たな義務付け、枠付け（執行方法等）及び関与（協議、同意等）についてのチェックシステムの検討
- ④ 都道府県から市町村への権限移譲の法制化の推進

(ウ) 個別の行政分野及び事務事業に関する検討

抜本的見直しの方向性に沿って検討することとし、所管府省の検討を求めるもの、国民や地方の関心の高いもの等については、重点事項として整理。

<重点事項>

- ① 医療、② 生活保護、③ 幼保一元化、④ 義務教育、⑤ 道路、⑥ 河川、⑦ 農業

第3部 最近の地方財政の動向と課題

＜その他の主な事項＞

- ①福祉・保健、②労働、③子ども、④教育、⑤住宅・都市、⑥交通・観光、⑦環境、⑧農業、⑨商工業、⑩防災

(工) 地方分権改革と地域の再生

- ①過疎化する中心市街地（コンパクトシティに向けて）
- ②過疎化する地域集落（限界集落を超えて）

(オ) 税財政

- ①国と地方の財政関係、②地域間財政力格差の是正、③社会資本整備に関する財政負担、④国庫補助負担金改革、⑤財政規律

(カ) 分権型社会への転換に向けた行政体制

- ①広域連携の拡充、②大都市制度のあり方、③地方支分部局等の見直し

今後、政府は、平成20年春以降順次提出される地方分権改革推進委員会の勧告を受けて、「地方分権改革推進計画」を策定し、「新分権一括法案」を平成21年度中できるだけ速やかに国会に提出することとしている。内閣に置かれた地方分権改革推進本部を中心に、政府として一体となって地方分権改革に強力に取り組むこととしている。

2 地方の再生

(1) 地方再生戦略

我が国の地方は人口が減少し、その結果、学校、病院等、暮らしを支える施設の利用が不便になるなど、魅力が薄れ、さらに人口が減るといふ悪循環に陥っている。この構造を断ち切るには、それぞれの地方の状況に応じ、生活の維持や産業の活性化のためには何が必要かを考え、道筋をつけていかなければならない。

このため、平成19年10月9日には、内閣に置かれた地域再生などの実施体制を統合し、地方の再生に向けた戦略を立案し実行する体制として、新たに全閣僚からなる地域活性化統合本部会合とその下での地域活性化統合事務局を設け、地域の課題に対する様々な相談等に対し、一元的かつ迅速に対応することとした。

こうした中で、内閣官房に設置された地域活性化統合事務局を中心に、地方再生のための総合的な戦略として「地方再生戦略」がとりまとめられ、平成19年11月30日には、地域活性化統合本部会合において了承されたところである。

この戦略により、地方の衰退を食い止めるための道筋を明確に定め、地方再生に向けた取組を長期にわたって継続していくこととしている。

ア 地方再生の基本的な考え方

地方再生の取組に当たっては、生活者の暮らしの確保、中小企業振興、農林水産業振興、交流人口の拡大等それぞれについて進めていく中で、「地方」と「都市」が、ともに支え合う「共生」の考え方に立つことが重要である。

地方再生戦略では、地方と都市の「共生」を基本理念とし、これを実現するため、「地方再生五原則」として、補完性、自立、共生、総合性及び透明性の五つの原則を掲げ、関係主体の密接な連携の下、総合的な施策の推進を図ることとしている。

① 「補完性」の原則

地域の実情に最も精通した住民、NPO、企業等が中心となり、地方公共団体との連携の下で立案された実現性の高い効果的な計画に対し、国が集中的に支援する。

② 「自立」の原則

地域の資源や知恵を生かして、経済的に、また、社会的に自立に向けて頑張る計画を集中的に支援する。

③ 「共生」の原則

地方と都市とがヒト・モノ・カネの交流・連携を通じて、ともに支え合い、共生を目指す取組を優先的に支援する。

④ 「総合性」の原則

国の支援は、各省庁の縦割りを排し、地域の創意に基づく計画を総合的に支援する。

⑤ 「透明性」の原則

支援の対象とする計画の策定、支援の継続及び計画終了時の評価については、第三者の目を入れて客観的な基準に基づき実施する。

イ 地方再生の総合的推進

地方再生の推進に当たっては、これまでのように国が施策分野ごとにあらかじめ基準を示すやり方ではなく、地域の創意工夫や発想を起点とした自主的な取組を政府として省庁横断的・施策横断的な視点からの確

に後押ししていくという大きな発想の転換を図る必要がある。このため、地方再生戦略では、地方再生の総合的推進として、地域の声に応える相談窓口の一元化、政府一体となった総合的な支援の推進に取り組むこととしている。

① 地域の声に応える相談窓口の一元化

地域活性化統合事務局において地域ブロックごとに担当参事官を設けるとともに、地域ブロック別担当参事官と各省庁の地方支分部局との連絡協議を密にするために、地域ブロックごとに地方連絡室を設置する。こうした体制の下で一元的に相談に応じ、地方再生の取組を総合的な支援の実施に至るまで一貫してフォローするなど、これまで以上に地域の声に耳を傾けるため、地域活性化に関する国の相談体制のワンストップ化等を進める。

② 政府一体となった総合的な支援の推進

平成20年度に「地方の元気再生事業」を創設し、地域の住民や民間団体の創意工夫・発想を起点にしたプロジェクトの立ち上がり段階を対象として、これまで支援が必ずしも十分ではなかった専門的な人材の派遣、社会実験などのソフト分野を中心に集中的に支援を行う。

あわせて、農林水産業、商業、工業が連携し、新商品開発や販路拡大等について、人材や知恵などの経営資源を結集する「農商工連携」の推進や、地方独自のプロジェクトを自ら考え、前向きに取り組む地方公共団体に対し、地方交付税等の財政支援措置や人材支援措置を講ずる「頑張る地方応援プログラム」の展開など、省庁横断・施策横断による支援を行う。

ウ 地方の課題に応じた地方再生の取組

地方再生については、地方の実情は多岐にわたり、一様ではないことから、生活者や担い手の視点に立って、よりきめの細かい地方再生の取組を具体的に提示する必要がある。

このため、地方再生戦略においては、地方の課題をコンパクトシティ（集約型都市構造）の推進等による経済活動の活発化が求められる「地方都市」、農林水産業等の持続的な発展等が求められる「農山漁村」、国土保全の最前線の役割を担いながらも高齢化に直面する中で生活機能の維持等が必要な「基礎的条件の厳しい集落」（人口規模・世帯規模が小さく高齢者割合が高い集落をいう。以下同じ。）の3つの類型に分けて捉えることとしている。

また、地方再生戦略においては、地域における生活者や担い手の営みに着目し、第一に、生活者の暮らしの確保、第二に、地域が持続的に経済・社会活動を営む力の源泉となる産業の振興、第三に、地域内外にわたる交流を通じた地域の発展という3分野を柱に、省庁横断的に一体的な施策展開の考え方をまとめている。その際、雇用、教育、都市機能、地域コミュニティ等の分野についても、地域の実情に応じて一体的に対応できるよう施策展開することとしている。

① 地方都市

地方都市は、地域経済の中心として、地域住民や事業者等による経済活動、社会活動、文化活動が活発に営まれる地域の牽引車の役割を果たすことが期待されている。

地方都市における豊かで持続的に発展する地域社会の実現を図るため、地域の強みを生かした企業立地の促進、地域資源の活用や地域と大学等の連携による新たな製品開発・市場開拓の促進、地域密着型金融の推進など、企業立地、中小企振興等による地域経済の牽引を進める。

また、賑わい拠点創出等中心市街地の活性化、地域医療確保、子育て環境の整備・介護サービス確保、安全・安心なまちづくり、地域公共交通の活性化など、生活者にとって暮らしやすいまちづくりに取り組む。

さらに、持続可能な都市の活性化と成長発展を支える交流の推進や多様な主体によるまちづくりの

促進と地域コミュニティの再生等を進める。

② 農山漁村

農山漁村は、引き続き国民の食料の安定供給の確保や様々な多面的機能を果たすことが期待されている。

農山漁村における豊かで持続的に発展する地域社会の実現を図るため、人材への直接支援による「新たなむらの再生」、「地域の宝」である農林水産物を活用し地産地消の推進を図る直売所等の整備を通じた産地づくり、「農商工連携」を通じた新商品開発・販売への支援など、地域の基盤となる農林水産業等の再生に取り組む。

また、医療従事者・遠隔医療等地域医療の確保、高齢者介護・育児支援対策、防災・国土保全機能維持など、医療、生活交通等生活者の暮らしの確保に取り組む。

さらに、グリーン・ツーリズム、エコツーリズム等ニューツーリズムの普及や小学生宿泊体験など、地域の持続可能な発展を支える循環・交流・連携や次世代の人材の育成を担う地域コミュニティの再生に取り組む。

③ 基礎的条件の厳しい集落

基礎的条件の厳しい集落については、国土の保全、水源の涵養、貴重な郷土文化の伝承等の様々な多面的機能を有しているなど、国民生活の面から見ても高い価値を有していることを踏まえ、集落の状況や住民の不安・要望について十分な目配りを行いつつ、集落を活性化し、住民の生活の維持を図ることを目指す。

このため、広域医療・遠隔医療等地域医療確保、高齢者介護・福祉の確保、生活交通遺児確保、防災・国土保全機能維持など、生活者の暮らしの維持確保に取り組む。

また、建設業等からの参入者や意欲のある地域の担い手を中心となった産業、暮らし、交流全般にわたる総合的なビジネス展開への支援、中山間地域直接支払制度による農業生産活動の継続支援、林業就業意欲のある若者を育てる「緑の雇用」など、担い手による地域の産業の再生に取り組む。

さらに、域外との交流の維持・促進や離島航路・航空の維持確保など離島地域の再生等を進める。

(2) 地域間の財政力格差の縮小

平成20年度の税制改正に当たっては、地方税制について、与党の税制改正大綱（平成19年12月）や平成20年度税制改正の要綱（平成20年1月11日閣議決定）において示されているが、更なる地方分権の推進とその基盤となる地方税財源の充実を図る中で、地方消費税の充実を図るとともに、併せて地方法人課税のあり方を抜本的に見直すなどにより、偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築することを基本に改革を進め、この基本方向に沿って、消費税を含む税体系の抜本的改革において、地方消費税の充実と地方法人課税のあり方の見直しを含む地方税改革の実現に取り組むこととしている。

地域間の税源偏在の是正に早急に対応するため、消費税を含む税体系の抜本的改革が行われるまでの間の暫定措置として、法人事業税の一部（概ね2.6兆円）を分離し、地方法人特別税を創設するとともに、その収入額を人口及び従業者数を基準として都道府県に譲与する地方法人特別譲与税を創設することにより、偏在性の小さい地方税体系の構築を進めることとしている。

(ア) 法人事業税の改正

- a 法人事業税（所得割及び収入割）の標準税率の引下げ
- b 平成20年10月1日以降に開始する事業年度から適用

(イ) 地方法人特別税の創設

- a 法人事業税の上記税率引下げ分相当に対応して、地方法人特別税（国税）を創設
- b 課税標準は法人事業税（所得割及び収入割）の税額（標準税率分）
- c 都道府県が法人事業税と併せて賦課徴収し、国に払込み
- d 平成20年10月1日以後に開始する事業年度から適用

(ウ) 地方法人特別譲与税の創設

- a 地方法人特別税の収入額を、用途を限定しない一般財源として都道府県へ譲与する地方法人特別譲与税を創設
- b 譲与基準は、人口（1／2）及び従業者数（1／2）
ただし、今回の改正による減収額が、財源超過額の1／2を超える場合、減収額の1／2を限度として、当該超える額を譲与額に加算（bの基準は当該加算額を除いた額について適用）
- c 平成21年度から譲与

上記の措置を講ずるため、「地方法人特別税等に関する暫定措置法案」を第169回国会に提出したところである。

(3) 地方再生対策費の創設

法人事業税の一部を分離し、地方法人特別税及び地方法人特別譲与税を創設することにより、地方交付税における不交付団体全体における税収が減少する一方、交付団体全体における税収が増加するという地方税の偏在是正の効果が生じる。これは地方交付税の減少をもたらすこととなるが、「地方と都市の共生」の考え方にに基づき、地方交付税が減少しないよう、当該偏在是正により生じた財源を地方財政計画の特別枠として活用し、地方が自主的・主体的に取り組む活性化施策に必要な歳出に充てることを可能とするため、次により「地方再生対策費」を創設することとしている。

ア 「地方再生対策費」は、今般の地域間の税収偏在の是正策による効果額を勘案して、4,000億円を計上する。ただし、偏在是正の効果が発現するまでの間は、つなぎ措置として、その財源のうち3,700億円（交付団体の需要増加相当額）の全部又は一部を臨時財政対策債の発行により確保する。平成20年度においては、偏在是正の効果が発現しないため、その全額を臨時財政対策債の発行により措置する。なお、「地域再生対策費」に係る臨時財政対策債の発行額は、道府県分の既往の臨時財政対策債の発行額に加算する。

イ 「地方再生対策費」は、地方交付税の算定を通じて、市町村、特に財政状況の厳しい地域に重点的に配分することとし、道府県分の算定額を1,500億円程度、市町村分の算定額を2,500億円程度とするとともに、算定に当たっては、人口規模のコスト差を反映（段階補正）するほか、第一次産業就業者比率や高齢者人口比率等を反映する。また、合併市町村については、旧市町村単位で算定した額を合算することにより合併後のまちづくり等の財源を確保する。

上記の措置を講ずるため、「地方交付税法等の一部を改正する法律案」を第169回国会に提出したところである。

(4) 頑張る地方応援プログラム

やる気のある地方が自由に独自の施策を展開することにより、「魅力ある地方」に生まれ変わるよう、地

方独自のプロジェクトを自ら考え、前向きに取り組む地方公共団体を支援することを目的として、平成 19 年度に「頑張る地方応援プログラム」を創設したところである。

平成 20 年度においては、平成 19 年度に引き続き、地方交付税等（年間 3,000 億円程度）による財政支援、地方懇談会や全国規模のシンポジウム開催、優良事例の表彰などを実施するとともに、新たに「地域人材力活性化事業」を行うこととしている。

「地域人材力活性化事業」は、地方公共団体の多様なニーズに応じた人材力活性化メニューを提供することにより、地方公共団体における人材育成やそのノウハウの蓄積などを支援するものであり、具体的には、市町村のニーズに応じた総務省職員の派遣、先進市町村で活躍している職員や民間専門家を他市町村に地域人材ネット（仮称）に登録して紹介、新たに地域活性化に取り組む市町村に対して地域人材ネット（仮称）上の人材を「地域力創造アドバイザー」（仮称）として派遣などの実施を予定している。

これらの実施により、全国各地において「魅力ある地方」の創出が期待される場所である。

3 地方財政健全化の推進

(1) 地方公共団体の財政の健全化に関する法律等

地方公共団体の財政再建制度については、地方財政再建促進特別措置法（昭和30年法律第195号。以下「再建法」という。）による赤字の地方公共団体に対する財政再建制度と地方公営企業法（昭和27年法律第292号）による赤字企業に対する財政再建制度が設けられていたところである。地方分権を進める中で、この再建制度のあり方を検討するため、平成18年8月、「新しい地方財政再生制度研究会」が設置され、平成18年12月、その検討結果が「新しい地方財政再生制度研究会報告書」としてまとめられた。この中でこれまでの制度については、分かりやすい財政情報の開示や早期是正機能がない等の課題が指摘され、財政指標を整備してその公表の仕組みを設けるとともに、財政の早期健全化及び再生のための新たな制度を整備することが提言された。

これを踏まえ、政府は第166回国会に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律案」を提出し、同法案は国会審議を経て平成19年6月22日に公布された（平成19年6月22日法律第94号。以下「地方公共団体財政健全化法」という。）。また、法律で政省令事項とされた財政指標の算定方法の細目や財政の早期健全化・再生の基準等については、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令」（平成19年12月28日政令第397号）及び「地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則」（平成20年2月5日総務省令第8号）により定められた。

地方公共団体財政健全化法の概要は、以下のとおりである。

ア 健全化判断比率の公表等

・財政指標として次の4つの健全化判断比率を規定している。

- ① 実質赤字比率（当該地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率）
- ② 連結実質赤字比率（当該地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率）
- ③ 実質公債費比率（当該地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額（※）に対する比率）
- ④ 将来負担比率（地方公社や損失補償を行っている第三セクターに係るものも含め、当該地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額（※）に対する比率）

※標準財政規模から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額

（健全化判断比率の概要）

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

・一般会計等の実質赤字額：

一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額

・実質赤字の額 = 繰上充用額 + (支払繰延額 + 事業繰越額)

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・連結実質赤字額：イとロの合計額がハとニの合計額を超える場合の当該超える額
 - イ 一般会計及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
 - ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
 - ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
 - ニ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

$$\text{実質公債費比率 (3か年平均)} = \frac{\begin{array}{l} \text{(地方債の元利償還金 + 準元利償還金) -} \\ \text{(特定財源 + 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{標準財政規模 -} \\ \text{(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)} \end{array}}$$

- ・準元利償還金：イからホまでの合計額
 - イ 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額
 - ロ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
 - ハ 組合・地方開発事業団（組合等）への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
 - ニ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
 - ホ 一時借入金の利子

$$\text{将来負担比率} = \frac{\begin{array}{l} \text{将来負担額 - (充当可能基金額 + 特定財源見込額 + 地方債現在高等に} \\ \text{係る基準財政需要額算入見込額)} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{標準財政規模 -} \\ \text{(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)} \end{array}}$$

- ・将来負担額：イからチまでの合計額
 - イ 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
 - ロ 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費等に係るもの）
 - ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの負担等見込額
 - ニ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
 - ホ 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額
 - ヘ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
 - ト 連結実質赤字額
 - チ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額
- ・充当可能基金額：イからへまでの償還額等に充てることのできる地方自治法第241条の基金

- ・地方公共団体（都道府県、市町村及び特別区）は、毎年度、健全化判断比率をその算定資料とともに監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表しなければならない。

イ 財政の早期健全化

- ・地方公共団体は、健全化判断比率のうちいずれかが早期健全化基準以上の場合には、当該健全化判断比率を公表した年度の末日までに、財政健全化計画を定めなければならない。
- ・財政健全化計画は、議会の議決を経て定め、速やかに公表するとともに、総務大臣・都道府県知事へ報告しなければならない。当該地方公共団体は、毎年度、その実施状況を議会に報告し、公表するとともに、総務大臣・都道府県知事に報告しなければならない。
- ・財政健全化計画の実施状況を踏まえ、財政の早期健全化が著しく困難であると認められるときは、総務大臣又は都道府県知事は、必要な勧告をすることができる。

ウ 財政の再生

- ・地方公共団体は、再生判断比率（健全化判断比率のうち将来負担比率を除いた3つの比率）のうちいずれかが財政再生基準以上の場合には、当該再生判断比率を公表した年度の末日までに、議会の議決を経て、財政再生計画を定めなければならない。
- ・財政再生計画は、総務大臣に協議し、その同意を求めることができる。財政再生計画に総務大臣の同意を得ている場合でなければ、災害復旧事業費の財源とする場合等を除き、地方債の起債ができない。財政再生計画に同意を得た財政再生団体は、収支不足額を振り替えるため、地方財政法第5条の規定にかかわらず、総務大臣の許可を受けて、償還年限が財政再生計画の計画期間内である地方債（再生振替特例債）を起こすことができる。
- ・財政再生計画を定めている地方公共団体（財政再生団体）は、毎年度、その実施状況を議会に報告し、公表するとともに、総務大臣へ報告しなければならない。
- ・財政再生団体の財政の運営が計画に適合しないと認められる場合等においては、総務大臣は、予算の変更、財政再生計画の変更等必要な措置を講ずることを勧告できる。
- ・再生振替特例債の資金に対する配慮等、財政再生計画の円滑な実施について国及び他の地方公共団体は適切な配慮を行う。

エ 公営企業の経営の健全化

- ・公営企業を営する地方公共団体は、毎年度、公営企業ごとに資金不足比率（資金の不足額の事業の規模に対する比率）を監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表しなければならない。これが経営健全化基準以上となった場合には、経営健全化計画を定めなければならない。

（資金不足比率の概要）

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

- ・資金の不足額：

資金の不足額（法適用企業）＝

（流動負債＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高－流動資産）－
解消可能資金不足額

資金の不足額（法非適用企業）＝

（繰上充用額＋支払繰延額・事業繰越額＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした
地方債の現在高）－解消可能資金不足額

※解消可能資金不足額：事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額。

※宅地造成事業を行う公営企業については、土地の評価に係る流動資産の算定等に関する特例がある。

・事業の規模：

事業の規模（法適用企業）＝営業収益の額－受託工事収益の額

事業の規模（法非適用企業）＝営業収益に相当する収入の額－受託工事収益に相当する収入の額

※指定管理者制度（利用料金制）を導入している公営企業については、営業収益の額に関する特例がある。

※宅地造成事業のみを行う公営企業の事業の規模については、「事業経営のための財源規模」（調達した資金規模）を示す資本及び負債の合計額とする。

オ 施行等

- ・財政健全化計画、財政再生計画又は経営健全化計画を定めなければならない地方公共団体の長は、個別外部監査契約に基づく監査を求めなければならない。
- ・健全化判断比率の公表は、平成 19 年度決算から適用し、他の義務付け規定については、平成 20 年度決算に基づく措置から適用する。

法律で政省令事項とされた財政指標の算定方法の細目や早期健全化基準等については、法案審議の際の国会附帯決議等において、画一的な指標・基準とせず、地方六団体の意見が十分に反映されるようにすることなどについて指摘がなされた。このため、政省令の整備に当たっては、地方公共団体との間で累次にわたる意見交換や意見照会等が行われ、地方公共団体からの意見・要望等で合理性の認められるものについては、これに反映されている。その主なものは以下のとおりである。

- ① 連結実質赤字比率や資金不足比率の算定において、上下水道、地下鉄など事業の性質上、構造的に資金不足が生じる事由がある公営企業については、将来解消が見込まれる「解消可能資金不足額」を資金不足額から控除することとした。
- ② 実質赤字比率や連結実質赤字比率の早期健全化基準について、地方公共団体の財政規模等を考慮した。また、将来負担比率について、都道府県・政令市と市町村の早期健全化基準を区分した。
- ③ 実質公債費比率や将来負担比率の算定において、都市計画税を算入することとした。
- ④ 宅地造成事業に係る資金不足額の算定において、販売用土地の収入見込額を反映することとした。
- ⑤ 連結実質赤字比率は、本法で導入された新しい指標であることや、制度導入期には、早期健全化の取組を行う機会がなく再生段階が適用される団体がありえることから、財政再生基準に限り、制度導入期の 3 年間、基準を 10%～5%引き上げることとした。

早期健全化基準、財政再生基準及び経営健全化基準については、以下のとおりである。

実質赤字比率については、財政再生基準は、財政規律を確保する上で事実上の規範として定着している現行再建法の起債制限の基準（市町村 2.5%～10%、都道府県 2.5%）を用い、早期健全化基準は、現行の地方債協議・許可制度における許可制移行基準と財政再生基準との中間の値をとって、市町村は財政規模に応じ 11.25%～15%、都道府県は 3.75%としている。

連結実質赤字比率については、早期健全化基準は、実質赤字比率の早期健全化基準に公営企業会計等にお

第3部 最近の地方財政の動向と課題

ける経営健全化等を踏まえ5%を加算し、市町村は財政規模に応じ16.25%～20%、都道府県は8.75%としている。同様に財政再生基準については、実質赤字比率の財政再生基準に10%加算し、市町村は30%、都道府県は15%としている。なお、前述のとおり、連結実質赤字比率の財政再生基準については、制度導入期の3年間は市町村は40%～35%、都道府県は25%～20%の経過的な基準が適用される。

実質公債費比率の早期健全化基準については、市町村・都道府県とも、現行の地方債協議・許可制度において一般単独事業の許可が制限される基準である25%とし、財政再生基準は、市町村・都道府県とも、現行の地方債協議・許可制度において、公共事業等の許可が制限される基準である35%としている。

将来負担比率については、実質公債費比率の早期健全化基準に相当する将来負担額の水準と平均的な地方債の償還年数を勧告し、市町村は350%、都道府県及び政令市は400%を早期健全化基準としている。

資金不足比率については、経営健全化基準（早期健全化基準に相当する基準）は、現行の地方債協議・許可制度における許可制移行基準の2倍である20%（営業収益／年の5%程度の合理化努力の4年分に相当するもの）としている。

(2) 地方公会計改革と情報開示の推進

ア 地方公会計改革の推進

地方公共団体における資産・債務の適切な管理や現金主義では見えにくい費用や資産に関する財務情報の開示といった観点から、発生主義を活用し複式簿記の考え方を導入した公会計の整備は重要な課題である。

近年、地方公共団体は決算統計の数値に基づく貸借対照表や行政コスト計算書の作成に取り組んで来たところであるが、「行政改革推進法」第62条第2項において、「政府は、地方公共団体に対し、（中略）企業会計の慣行を参考とした貸借対照表その他の財務書類の整備に関し必要な情報の提供、助言その他の協力を行うものとする」と規定されたこと等に見られるように、国同様、地方公共団体に対しても発生主義を活用した財務書類の整備が求められているところである。

総務省では、平成18年5月18日に地方公共団体が参考とすべき財務書類のモデルである基準モデルと総務省方式改訂モデルを提示し、平成19年10月17日には2つのモデルを活用し財務書類を作成する場合に必要な資産評価の要領や連結の原則、仕訳例等を公表したところであり、この2つのモデルを活用し地方公共団体は早急に財務書類の整備に着手することが重要である。

特に、「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針の策定について」（平成18年8月31日付け総務事務次官通知）により資産・債務改革の方向性と具体的な施策を平成21年度までに策定することを地方公共団体に対して要請しており、また、「地方公共団体財政健全化法」により平成20年度決算に基づく健全化判断比率の状況によっては平成21年度に財政健全化計画等の策定が義務付けられることを踏まえると、平成21年度までに一定の資産評価を行った上で財務書類を整備することが重要である。

公会計の整備を通じて、地方公共団体の財政状況の透明性が一層向上することが期待されるが、開示対象者にとって理解されるものでなければならず、財務書類の公表に当たっては、住民等に分かりやすい内容での公表に留意すべきであり、「公会計の整備推進について（通知）」（平成19年10月17日付け総務省自治財政局長通知）において、簡潔に全体を示す財務書類の形を示したところである。

イ 情報開示の推進

地方公共団体の適正な財政運営に資するため、また、行政の透明性の向上や住民参加の促進などを図るため、財政状況の情報については、的確かつ分かりやすく住民に開示することが求められている。

財政状況の情報開示については、これまでも次のような取組を行ってきたところである。

平成 13 年度以降の決算について、全都道府県及び市町村（一部事務組合等を除く。以下、この項において同じ。）の決算収支の状況や主要財政指標等を取りまとめた「決算カード」を総務省ホームページ上で公表し、個別の地方公共団体の財政状況が一目で分かるよう配慮している。さらに、平成 16 年度決算からは、態様の類似する地方公共団体間で容易に主要財政指標等の比較分析を行うことができる「財政比較分析表」を全都道府県及び市町村において作成し、総務省のホームページを通じて公表している。

また、地方公共団体におけるバランスシート等の整備状況については、平成 19 年 3 月 31 日現在、平成 17 年度版の普通会計バランスシートを作成済みの団体が、都道府県 47 団体（全団体）、大都市 15 団体（全団体）、大都市を除く市町村 1,098 団体（全体の 60.6%）、平成 17 年度版行政コスト計算書を作成済みの団体が、都道府県 47 団体（全団体）、大都市 15 団体（全団体）、大都市を除く市町村 710 団体（全体の 39.2%）となっている。

地方独立行政法人、一部事務組合等、地方三公社（土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社）及び第三セクターを含めた連結バランスシートについては、平成 16 年度版よりすべての都道府県及び大都市で作成・公表を行っているところであるが、大都市を除く市町村では、平成 17 年度版においてもわずか 102 団体（全体の 5.6%）にとどまっている。

なお、財務書類の整備については、上述のとおり発生主義を活用した公会計の整備が求められているところであり、連結バランスシートを作成していない団体については、その作業負担を十分見極め早期の整備着手が必要である。

第 45 表 バランスシート等の作成状況

※ 平成 19 年 3 月 31 日現在において「作成済み」の団体数・割合

	都 道 府 県		大 都 市		大都市を除く市区町村	
	17 年度版	16 年度版	17 年度版	16 年度版	17 年度版	16 年度版
普通会計バランスシート	47 団体 (100.0%)	47 団体 (100.0%)	15 団体 (100.0%)	14 団体 (100.0%)	1,098 団体 (60.6%)	956 団体 (52.3%)
行政コスト計算書	47 団体 (100.0%)	45 団体 (95.7%)	15 団体 (100.0%)	14 団体 (100.0%)	710 団体 (39.2%)	554 団体 (30.3%)
各地方公共団体全体の バランスシート (普通会計+公営事業会計)	44 団体 (93.6%)	44 団体 (93.6%)	14 団体 (93.3%)	14 団体 (100.0%)	177 団体 (9.8%)	160 団体 (8.7%)
連結バランスシート (普通会計+公営事業会計+一部事 業組合等+地方独立行政法人+地 方三公社+第 3 セクター（原則 50%以上出資）)	47 団体 (100.0%)	47 団体 (100.0%)	15 団体 (100.0%)	14 団体 (100.0%)	102 団体 (5.6%)	62 団体 (3.4%)

(注) 1 「大都市」数は平成 17 年度は 15 団体、16 年度は 14 団体である。
2 「大都市を除く市区町村」数は、平成 17 年度は 1,812 団体、平成 16 年度は 1,829 団体である。

これらに加え、平成 18 年度決算からは、「歳出比較分析表」を全都道府県及び市町村において作成し、総務省のホームページを通じて公表することとしている。

これは、各地方公共団体がそれぞれの歳出状況を態様の類似する団体と比較の上、住民に分かりやすく提示するものであり、地方公共団体の歳出削減が厳しく求められている中、効果的な歳出削減に活用されることが期待されている。

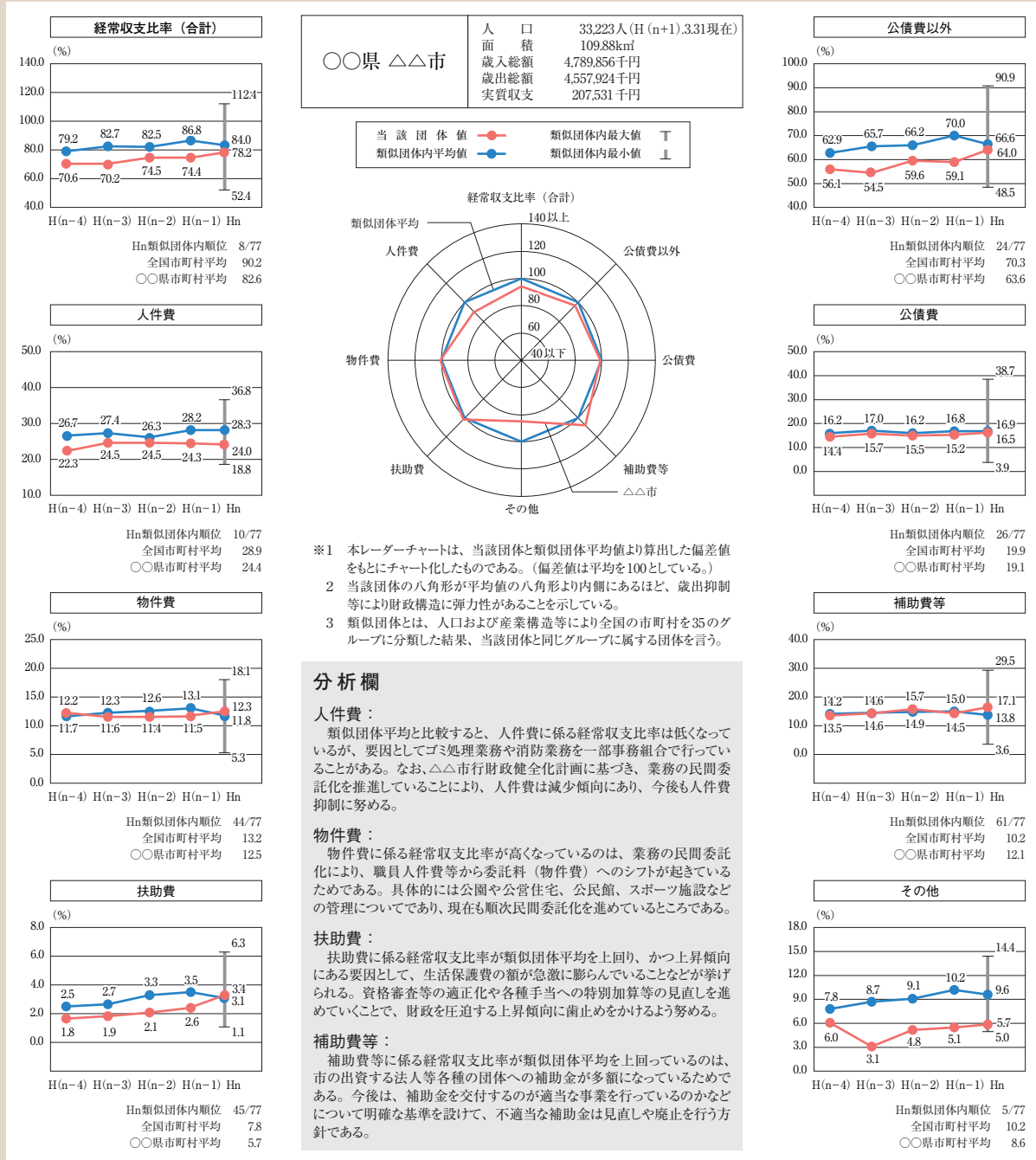
同分析表においては、効率的な分析や歳出削減への寄与の観点から、経常収支比率及びその内訳（人件費、物件費、扶助費、補助費等、公債費、公債費以外の合計、その他）について、類似団体の平均値とともに

第3部 最近の地方財政の動向と課題

に、分かりやすくグラフを用いて時系列で示し、さらに歳出全体に占める割合が特に大きい経費（人件費、公債費、普通建設事業費）の詳細について、類似団体の平均値とともに、分かりやすくグラフや表を用いて示すこととしている。

このほか、「地方公共団体財政健全化法」の成立により、各地方公共団体に対して、健全化判断比率の毎年度の公表が義務づけられたところであり、これらに係る情報も含め、地方公共団体においては今後とも住民への分かりやすい情報開示に努めていくことが求められている。

第108図 歳出比較分析表の例



(3) 公立病院改革

公立病院改革については、「経済財政改革の基本方針 2007」（平成 19 年 6 月 19 日閣議決定。以下「基本方針 2007」という。）において、社会保障改革の一環として公立病院改革に取り組むことが明記され、「総務省は、平成 19 年以内に各自治体に対しガイドラインを示し、経営指標に関する数値目標を設定した改革プランを策定するよう促す」こととされた。

これを受け、平成 19 年 7 月、総務省に「公立病院改革懇談会」を設けて有識者の意見を伺いつつ諸課題について検討を行い、平成 19 年 12 月、「公立病院改革ガイドライン」を策定・公表したところである。

同ガイドラインの概要は、以下のとおりである。

ア 公立病院改革の必要性

公立病院をはじめとする公的医療機関の果たすべき役割は、地域において提供されることが必要な医療のうち、採算性等の面から民間医療機関による提供が困難な医療を提供することにあるが、近年、多くの公立病院において、損益収支をはじめとする経営状況が悪化するとともに、医師不足に伴い診療体制の縮小を余儀なくされるなど、その経営環境や医療提供体制の維持が極めて厳しい状況になっている。

このような状況を踏まえれば、公立病院が今後とも地域において必要な医療を安定的かつ継続的に提供していくためには、多くの公立病院において、抜本的な改革の実施が避けて通れない課題となっている。

イ 地方公共団体における公立病院改革プランの策定

病院事業を設置する地方公共団体は、平成 20 年度内に以下により公立病院改革プラン（以下「改革プラン」という。）を策定し、病院事業経営の改革に総合的に取り組むものとする。

(ア) 当該病院の果たすべき役割及び一般会計負担の考え方

当該公立病院が地域医療の確保のため果たすべき役割を明らかにし、これに対応して一般会計等が負担すべき経費の範囲について記載する。

(イ) 経営の効率化

- a 財務の改善関係（経常収支比率、職員給与費対医業収益比率、病床利用率等）、公立病院として提供すべき医療機能の確保関係等の経営指標に係る数値目標を設定する。
- b 上記数値目標の設定に当たっては、一般会計等からの所定の繰出しが行われれば「経常黒字」が達成される状態を想定して、これに対応した水準で各指標の目標数値が定められるべきである。なお、同一地域に民間病院が立地している公立病院にあっては、「民間病院並みの効率性」の達成を目的として、設定することが望ましい。
- c 一般病床及び療養病床の病床利用率がおおむね過去 3 年間連続して 70% 未満となっている病院については、病床数の削減、診療所化等の抜本的な見直しを行うことが適当である。

(ウ) 再編・ネットワーク化

- a 都道府県は、医療法に基づく医療計画の見直しとの整合を図りながら、平成 20 年度までに都道府県内の公立病院等の再編・ネットワーク化に関する計画等を策定し、その実現に向けて主体的に参画することが強く求められる。
- b 二次医療圏内の公立病院間の連携を強化し、ネットワーク化の実を上げるためには、これらの公立病院の経営主体を統合し、統一的な経営判断の下、医療資源の適正配分を図ることが望ましい。
- c 基幹病院にその他の病院・診療所に対する医師派遣等の拠点機能が整備されるよう特に留意すべきであり、また、病院間での機能の重複・競合を避け、相互に適切な機能分担が図られるよ

第3部 最近の地方財政の動向と課題

う、診療科目等の再編成に取り組むこととするとともに、特に、都市部にあつては、必要な場合、他の医療機関との統合・再編や事業譲渡等にも踏み込んだ大胆な改革案についても検討の対象とすべきである。

(エ) 経営形態の見直し

- a 経営形態の見直しに関し、考えられる選択肢として、地方公営企業法の全部適用、地方独立行政法人化（非公務員型）、指定管理者制度の導入、民間譲渡が挙げられる。
- b 人事・予算等に係る実質的な権限が新たな経営責任者に付与され、その結果に関する評価及び責任は経営責任者に帰することとするなど、経営に関する権限と責任が明確に一体化する運用が担保される必要がある。
- c 病院事業の診療所化や老人保健施設、高齢者住宅事業等への転換なども含め、事業形態自体も幅広く見直しの対象とし、その地域において最適な保健福祉サービスが提供されるよう総合的な検討が行われることが望ましい。

(オ) 改革プランの対象期間

経営効率化に係る部分については3年程度、再編・ネットワーク化及び経営形態の見直しに係る部分については5年程度の期間を対象として策定することを標準とする。

ウ 公立病院改革プランの実施状況の点検・評価・公表

- a 関係地方公表団体は、策定した改革プランを住民に対して速やかに公表するとともに、その実施状況をおおむね年1回以上点検・評価を行うこととし、評価の過程においては例えば有識者や地域住民等の参加を得て設置した委員会等に諮問するなどにより、評価の客観性を確保する必要がある。
- b 関係地方公共団体は、遅くとも2年間が経過した時点において、数値目標の達成が著しく困難であると認めるときは、改革プランの全体を抜本的に見直し、経営形態の更なる見直しも含め、その全面的な改定を行うことが適当である。
- c 総務省は改革プランの策定状況及び実施状況をおおむね年1回以上全国調査し、その結果を公表する。

エ 財政支援措置等

総務省は、改革の実施に伴い必要となる、改革プランの策定に要する経費、再編・ネットワーク化に伴う新たな医療機能の整備に要する経費、及び再編・ネットワーク化や経営形態の見直し等に伴う清算等に要する経費について、財政上の支援措置を講じることとする。

特に、医師不足等により近年経営が急激に悪化している地方公共団体が、不良債務の計画的な解消に取り組むことができるよう、平成20年度に限り「公立病院特例債」を創設することとする。

また、公立病院に関する既存の地方財政措置について、公的医療機関に関する地方財政措置の充実を図るとともに、公立病院に関する地方財政措置の重点化を検討するなど、見直しを行うこととする。

(4) 公的資金補償金免除繰上償還

高金利の公的資金の地方債について金利負担の軽減を求める地方公共団体の要望等を踏まえ、地方公共団体の公債費負担の軽減を図るため、平成19年度から3年間で5兆円程度の公的資金の補償金免除繰上償還を講ずることとしたところである。

具体的には、平成19年度の地方財政対策において、平成21年度までの3年間で、徹底した総人件費の削

減等を内容とする「財政健全化計画」又は「公営企業経営健全化計画」を策定し、行政改革・経営改革を行う地方公共団体を対象に、公営企業借換債と合わせて5兆円程度の年利5%以上の公的資金（旧資金運用部資金3兆3,000億円程度以内、旧簡易生命保険資金5,000億円程度以内、公営企業金融公庫資金1兆2,000億円程度）の補償金免除繰上償還を行い、高金利の地方債の公債費負担を軽減する措置を講ずることを決定したところである。

対象となる地方債は、地方財政法（昭和23年法律第109号）附則第33条の9第1項及び地方交付税法等の一部を改正する法律（平成19年法律第24号）附則第5条において、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金については、平成4年5月31日までに貸し付けられたもの、公営企業金融公庫資金については、平成5年8月31日までに貸し付けられたもののうち年利5%以上のものとされ、具体的には「平成19年度公的資金補償金免除繰上償還等実施要綱について」（平成19年8月7日付け総務省自治財政局長通知）により、普通会計に属する地方債、また、公営企業会計のうち、上水道事業（地方財政法施行令第37条の簡易水道事業を含む。）、工業用水道事業、都市高速鉄道事業（地方公営企業法第2条に定める軌道事業及び鉄道事業をいう。）、下水道事業又は病院事業に係る特別会計に属する地方債のうち、残債の年利段階（5%以上、6%以上、7%以上）に応じて、市町村合併の有無、実質公債費比率、経常収支比率、財政力指数、資本費の多寡等に基づき段階的に設定した要件に該当するものとしている。ただし、同要綱において、旧資金運用部資金又は旧簡易生命保険資金については、財政力指数が1.0以上の地方公共団体は対象としないこととしている。

これらに基づき、各地方公共団体から総務大臣及び財務大臣に「財政健全化計画」又は「公営企業経営健全化計画」が提出され、それらの内容が当該地方公共団体の行財政改革に相当程度資するものであり、かつ、当該計画の円滑な実施のため地方債の金利に係る負担の軽減が必要であると認めたものについては、その旨を平成19年12月22日付けで当該地方公共団体に対して通知したところである。この結果、平成19年度において通知した地方公共団体の総数は平成19年9月4日に通知した夕張市も含め1,524団体となり、当該地方公共団体の計画に計上された繰上償還希望額の合計は、旧資金運用部資金が約3兆1,000億円、旧簡易生命保険資金が約6,500億円、公営企業金融公庫資金が約1兆2,800億円となったところである。

なお、平成21年度までの3年間における各地方公共団体の補償金免除繰上償還額の総額が、それぞれ旧資金運用部資金で3兆3,000億円程度、旧簡易生命保険資金で5,000億円程度、公営企業金融公庫資金で1兆2,000億円程度を超える時は、各地方公共団体の繰上償還の対象となる地方債の額を調整して減額することがある。

(5) 第三セクター改革

第三セクター等の改革に関しては、「第三セクターに関する指針」（平成15年12月12日付け自治財政局長通知）の趣旨を踏まえた積極的な取組を地方公共団体に要請してきたところであるが、「基本方針2007」においても、地方公共団体が「地方公共団体財政健全化法」に基づき、財政健全化を促進するに際し、第三セクター等の経営再生に取り組むこととされたところである。

一方、平成19年1月、総務省に設置された「債務調整等に関する調査研究会」において、地方公共団体に係る債務のうち、特に、第三セクター等に係るものに関し、当該第三セクター等が金融機関から地方公共団体の損失補償の下に資金調達して行っている事業は民間企業類似の事業であるにもかかわらず、地方公共団体が損失補償等を行っているために、結果として民間企業と同様の市場規律やガバナンスが働かない場合も多いことから、まずこれらの問題について検討が進められた。その結果、平成19年10月に「第三セク

第3部 最近の地方財政の動向と課題

ター等の資金調達に関する損失補償のあり方について（中間まとめ）」がとりまとめられたところである。

この中で、第三セクター等の資金調達に関する損失補償のあり方について、「地方公共団体の財政規律を強化する観点から、第三セクター等の資金調達に関し地方公共団体が行う損失補償について、規律の強化を図るために新たな仕組みを設けることが必要」であり、「当面、地方公共団体の自主性を尊重しつつ、第三セクター等に係る財政規律の確保を図るための方策として、まずは総務省から地方公共団体に対しガイドライン等として一定の考え方を提示し、これを踏まえて、地方公共団体が自ら損失補償についての自己規制ルールを策定するよう要請することが適当である」こととされている。

この「中間まとめ」を踏まえ、今後、総務省において、新たにガイドライン等を策定し、第三セクター等の資金調達に係る損失補償について、住民への情報開示の徹底、損失補償契約を締結しようとする際の手続面の厳格化を求めることとしている。

さらに、上記「中間まとめ」は、総務省において第三セクター等の存廃も含めた改革を年限を区切って進めるための方策を示すべきであるとしており、これを踏まえ、累積債務等により経営が著しく悪化した第三セクター等について、平成20年度までに外部専門家等で構成される「経営検討委員会」（仮称）を設置し、評価検討を行うとともに、その検討結果を踏まえ、平成21年度までに「改革プラン」（仮称）を策定するなど、地方公共団体において集中的な取組を行うよう要請することを予定している。

なお、内閣府において、地域の中規模企業や第三セクターの事業再生の支援と面的再生に向けた取組を地域金融機関や地方公共団体等の理解・協力を得つつ行うことを目的とする地域力再生機構（仮称）の創設に向けて準備が進められており、平成20年2月1日、「株式会社地域力再生機構法案」が閣議決定されたところである。「地域力再生機構（仮称）研究会最終報告書」（平成19年12月20日）では、「3セクの再生・処理は、地方財政の健全化の観点から重要な課題であり、機構として3セクの再生・処理に積極的に取り組んでいくべきである。その際、個別の3セクに対し一定の関与がある地方公共団体においては、当該3セクと共に取り組んでいくことが極めて重要であることから、地方公共団体の協力を促すため、現行の「第三セクターに関する指針」を補完する位置づけで、累積債務等により経営が著しく悪化している3セク」に関し、新たに、総務省が、「地方公共団体において、累積債務等により経営が著しく悪化し、特に改革が必要と判断する第三セクター等について、その存廃も含め、平成20年度までに外部専門家等で構成される評価検討を行うための委員会（経営検討委員会（仮称））を設置し、その検討結果を踏まえ、21年度までに「改革プラン（仮称）」を策定するよう助言する」内容のガイドラインを策定・通知することが適当であるとされている（平成20年2月19日現在の状況）。

4 行政改革の推進

(1) 集中改革プラン等の取組状況

ア 集中改革プランの取組状況

地方公共団体においては、厳しい財政や地域経済の状況等を踏まえ、限られた行財政資源のもとでますます高度化・多様化する住民のニーズに適切に対処していくため、様々な手法を活用して不断に行政改革に取り組み、簡素で効率的・効果的な行政体制を確立することが強く期待されているところである。

このような状況を踏まえ、総務省では、「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」（平成17年3月29日）において、各地方公共団体に対し「集中改革プラン」の公表を要請したところである。これを受け、各地方公共団体は、定員管理の適正化、給与の適正化、民間委託等の推進などを中心に平成17年度を起点とし、おおむね平成21年度までの具体的な取組を住民にわかりやすく明示した計画の策定・公表に取り組んでいるところである。

平成19年9月1日現在の集中改革プランの公表状況は、都道府県で47団体中46団体（97.9%）、政令指定都市で17団体（全団体）、市区町村で1,810団体中1,798団体（99.3%）となっている。

同プランに基づく主な取組状況を見ると、定員管理の適正化については、公表済み団体の数値目標の集計値は平成17年4月1日から平成22年4月1日までの間に6.2%純減となっており、「基本方針2006」における5.7%の純減目標を上回っている。また、平成17年4月1日から平成19年4月1日までの2年間における実績（速報値）は3.0%純減となっている。

第46表 地方公共団体の集中改革プランにおける定員管理の数値目標の状況（平成19年9月1日取りまとめ）

公表済み団体の数値目標の集計 (単位：人、%)

区 分	平成17年4月1日 職員数	平成22年4月1日 職員数	平成17年4月1日～ 22年4月1日 純減数	平成17年4月1日～ 22年4月1日 純減率
都道府県(46団体)	1,597,751	1,527,877	△ 69,874	△ 4.4
一般行政部門(40団体)	210,662	189,728	△ 20,934	△ 9.9
大都市(17団体)	261,390	238,307	△ 23,083	△ 8.8
市区町村(1,798団体)	1,054,138	967,111	△ 87,027	△ 8.3
合 計	2,913,279	2,733,295	△ 179,984	△ 6.2

- (注) 1 上記の公表済み団体の職員数は、平成17年4月1日現在の地方公務員総数3,042,122人の95.8%となる。
 2 都道府県については、鳥取県が公表について未定としているため、これを除いた46団体の集計である。
 3 市区町村（大都市及び一部事務組合等を除く）については、1,810団体中公表している1,798団体（公表率99.3%）の集計である。
 4 合計については、公表している46都道府県、17大都市、1,798市区町村の集計であり、未公表の団体の今後の公表状況によって、変動する可能性がある。

給与の適正化については、取組目標として、退職手当等の見直し、特殊勤務手当の適正化などを掲げている。また、平成17年度及び平成18年度の主な取組実績は、定年退職時の特別昇給の廃止（都道府県・政令指定都市の全体団体で実施）、定年退職時の退職手当の支給率見直し（都道府県・政令指定都市の全体団体で実施）、特殊勤務手当の廃止、見直し等（都道府県・政令指定都市で約9割削減）となっている。

民間委託等の推進については、取組目標として、全都道府県・政令指定都市で指定管理者制度を積極的に導入、指定管理者制度未導入施設については施設のあり方を検討、民間委託の業務範囲の拡大などを掲げて

第3部 最近の地方財政の動向と課題

いる。また、平成17年度及び平成18年度の主な取組実績は、平成19年4月1日現在における指定管理者制度導入施設数が、都道府県で6,858施設（64.1%）、政令指定都市で6,155施設（56.2%）となっており、民間委託実施団体比率も上昇している。また、総務事務の委託を開始するなどの委託業務範囲を拡大した団体は20団体となっている。

イ 地方公共団体における行政改革の更なる推進

「基本方針2006」を踏まえ、総務省は、「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」（平成18年8月31日）（以下「地方行革新指針」という。）を示し、地方公共団体に対して、総人件費改革、公共サービス改革等のより一層の行政改革の推進を要請したところである。

総人件費改革については、地方公務員の給与に関して、地域民間給与の更なる反映に向けた公民比較対象企業規模の拡大や、特殊勤務手当等の是正、級別職員構成の計画的是正措置など、一層の給与適正化を推進することとしている。また、第三セクターの人件費についても、職員数や給与に関する情報公開等を推進するとともに、地方公共団体からの補助金等の抑制等を図ることとしている。さらに、地方公共団体と第三セクター等との随意契約については、国の取組（「随意契約の適正化等について」（平成18年6月28日））を踏まえ、住民の目線に立って厳格かつ徹底的な見直しを行い、その適正化に取り組むこととしている。

これらに関する取組状況を見ると、給与構造改革の実施状況（都道府県・政令指定都市）については、平成19年4月1日現在で62団体が実施、平成19年度中に2団体が実施予定となっている。また、地方公共団体と第三セクター等との随意契約の見直しについては、平成18年度以前に計画策定済み又は現行の運用基準等見直し済みの団体が、都道府県で18団体、政令指定都市で7団体、市区町村で877団体となっている。

公共サービス改革については、住民に対するサービスの提供その他の公共の利益の増産に資する業務（以下「公共サービス」という。）として行う必要のないもの、その実施を民間が担うことができるものは、廃止、民営化、民間譲渡、民間委託等の措置を講ずることとしている。また、公共サービスの見直しに当たっては、公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を図る観点から、透明かつ公正な競争の下での地方公共団体と民間事業者との間又は民間事業者の間において、これを実施する者を決定するための手続（以下「市場化テスト」という。）の積極的な活用に取り組むこととしている。

市場化テストの取組状況を見ると、平成19年4月1日現在で、市場化テスト実施団体は3団体、市場化テスト導入検討団体は48団体となっている。

地方公共団体においては、今後とも、「集中改革プラン」及び「地方行革新指針」に基づき、行政改革の実現に向け着実に取り組むことが必要である。

(2) 地方公営企業等の改革

ア 地方公営企業

「簡素で効率的な政府」を実現し、財政の健全化を図り、行政に対する信頼性を確保することが喫緊かつ最重要課題の一つとなる中で、地方公営企業分野においても、民間の経営手法の積極的な導入を含めた不断の経営改革を通じ、住民に対してより良質のサービスを提供していくことが一層求められている状況にある。

地方公共団体においては、「地方公営企業の経営の総点検について」（平成16年4月13日付け総務省自治財政局公営企業課長通知）、「新地方行革新指針」、「地方行革新指針」等に基づき、以下のとおり積極的な取組を行う必要がある。

- ① 現在地方公営企業が供給しているサービス自体の必要性について検討する。また、サービス自体が必要な場合であっても、地方公営企業として実施する必要性について十分検討し、特に公共性の確保等の意義が薄れている場合には、民間への事業譲渡等について検討する。
- ② 地方公営企業として事業を継続する場合であっても、公の施設の指定管理者制度、地方独立行政法人制度、PFI事業、民間委託等の民間的経営手法の導入を促進する。
- ③ より一層計画性・透明性の高い企業経営を推進するため、中期経営計画の策定、業績評価の実施、積極的な情報開示に取り組む。特に情報開示にあたっては、人件費、料金水準等について類似団体や民間企業の対応するデータを添えるなど、住民が理解、評価しやすいように工夫をこらす。

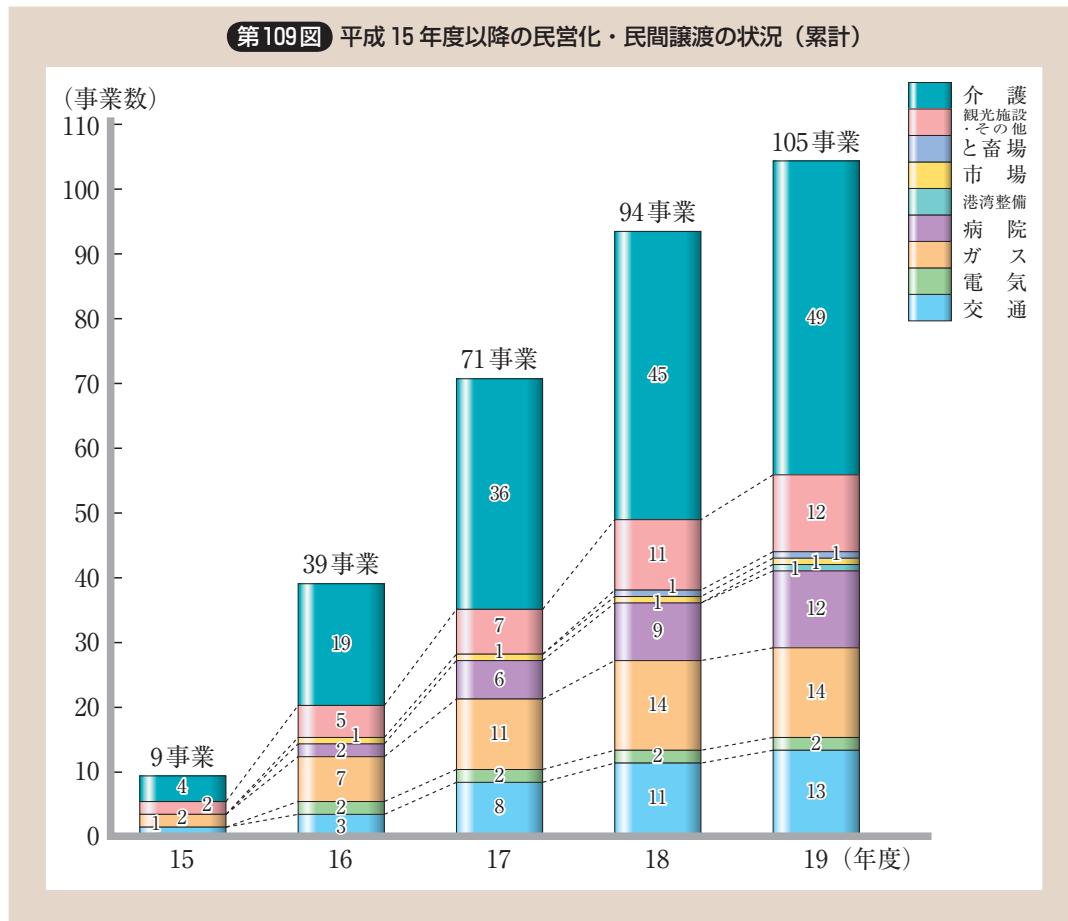
平成19年4月1日現在における各地方公共団体の取組状況については、次のとおりとなっている。

(ア) 民営化・民間譲渡

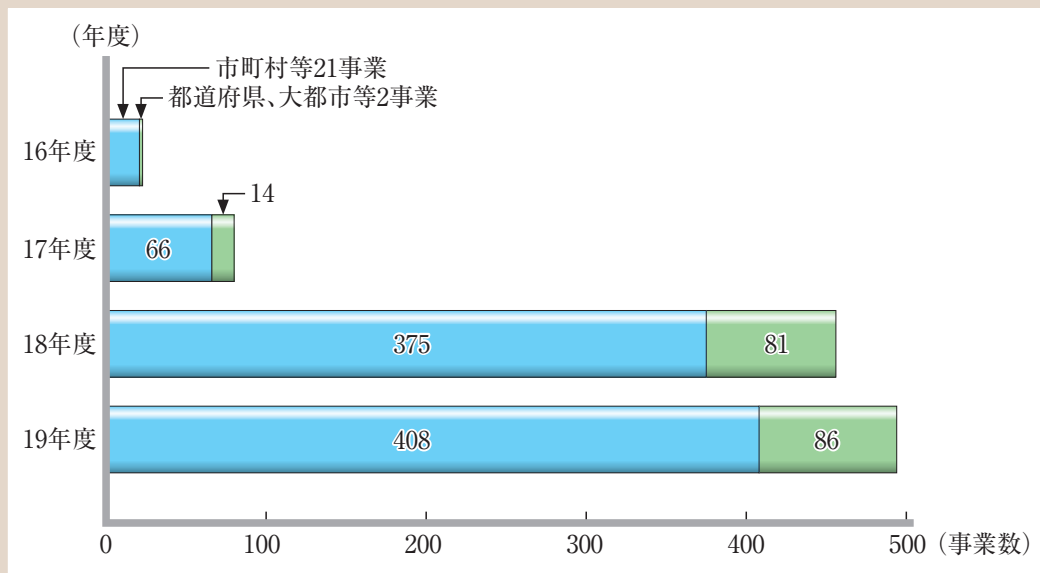
地方公営企業における過去5年間（平成15年4月1日～平成19年4月1日）の民営化・民間譲渡の実施事業数は105事業（都道府県・大都市等18事業、市町村等87事業）となっている。なお、譲渡された主な事業は、介護サービス事業（49事業）、ガス事業（14事業）、交通事業（13事業）であり、上記以外に民営化・民間譲渡の実施を準備している事業が42事業（都道府県・大都市等8事業、市町村等34事業）ある。

(イ) 指定管理者制度

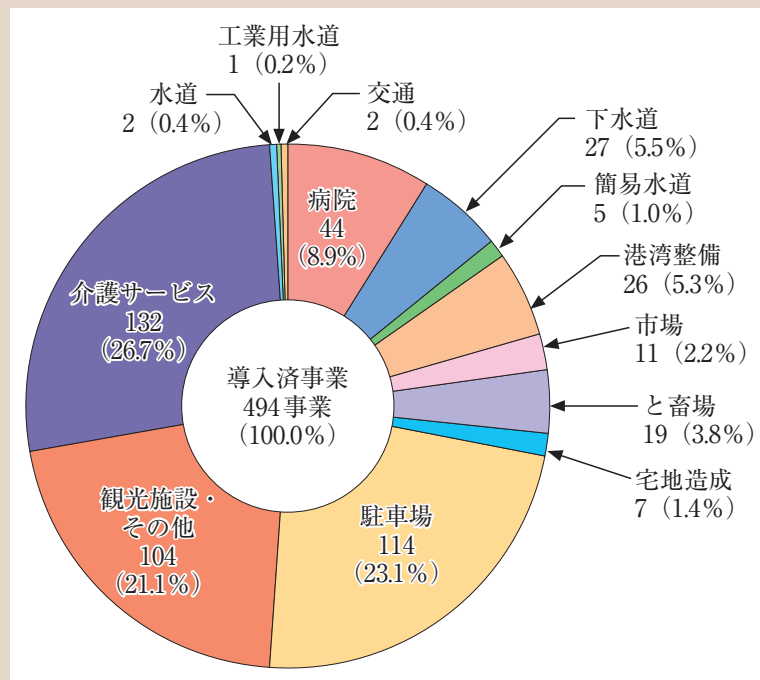
地方公営企業における公の施設の指定管理者制度の導入状況については、導入済事業が494事業（都道府県・大都市等86事業、市町村等408事業）、導入を検討している事業が334事業（都道府県・大都市等30事業、市町村等304事業）であり、平成18年度の導入済456事業（都道府県・大都市等81事業、市町村等



第110図 地方公営企業における指定管理者制度の導入状況



第111図 地方公営企業における指定管理者制度の導入済事業

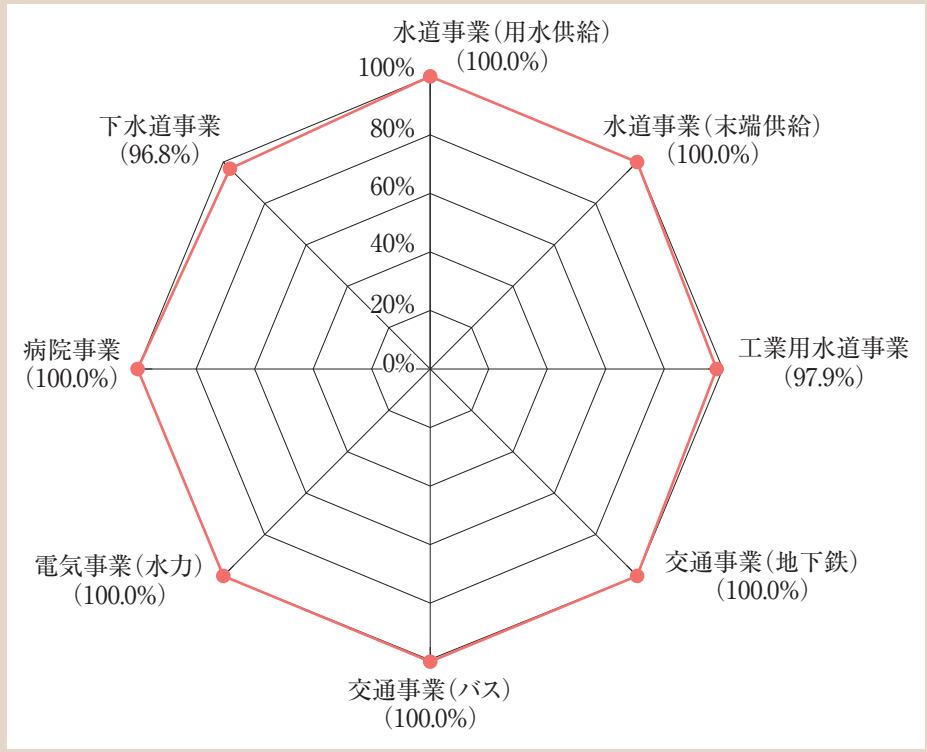


375事業)から増加している。なお、導入された主な事業は、介護サービス事業(132事業)、駐車場事業(114事業)、観光施設事業・その他事業(104事業)である。

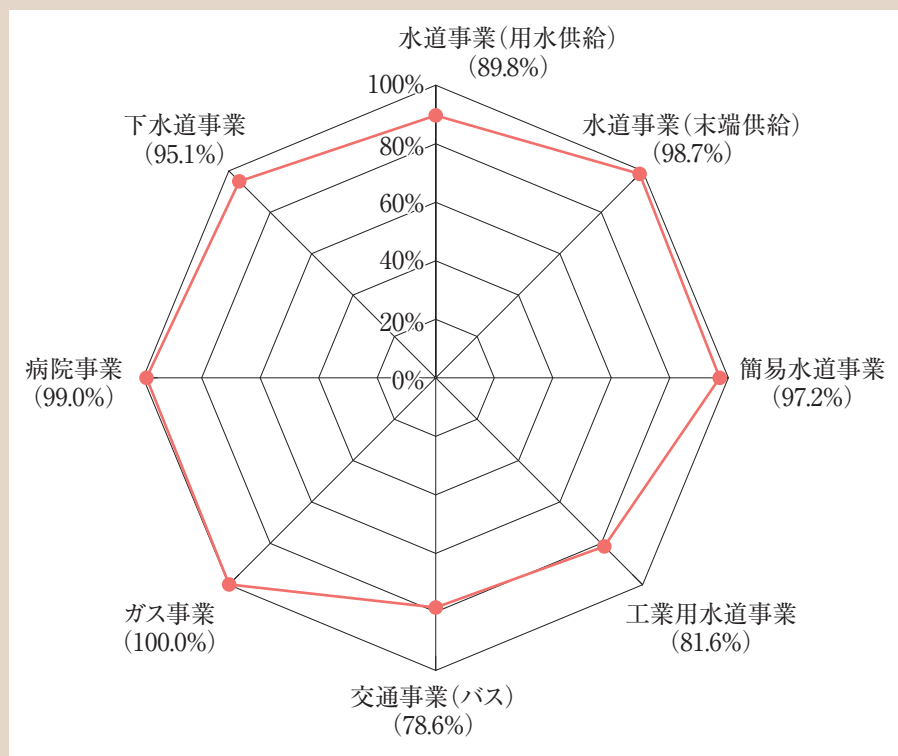
(ウ) アウトソーシング(外部委託)

地方公営企業におけるアウトソーシング(外部委託)の実施状況については、実施率(何らかのアウトソーシングを実施している団体数の割合)が都道府県・大都市等の各事業でほぼ100%に近く、市町村等においても特に水道事業(末端供給)、簡易水道事業、ガス事業、病院事業、下水道事業についてはいずれも100%に近い割合を示している。

第112図 地方公営企業におけるアウトソーシング（外部委託）の実施状況
その1 都道府県・大都市等



その2 市町村等



第3部 最近の地方財政の動向と課題

以上のように、地方公営企業の民営化・民間譲渡をはじめとした民間的経営手法の導入が大幅に進展している。より質の高いサービスを効率的に提供するため、民営化・民間譲渡を含む経営改革の取組を一層進めることが求められている。

イ 国民健康保険・後期高齢者医療制度事業

我が国の医療保険の中核として国民健康保険を支える国民健康保険制度については、被保険者の高齢化に伴う医療費の増嵩、保険税（料）負担能力の低い無職者・低所得者の増加、医療費の地域格差から生じる保険者間の不均衡、小規模保険者の増加など、構造的問題を数多く内包している。

国民健康保険財政の健全化に向けては、これまでも低所得者を多く抱える保険者を財政的に支援する保険者支援制度の創設や高額医療費共同事業の拡充及び法制度化等の新たな財政的支援を講じてきているところであるが、安定的な保険運営を可能とする上で、国民健康保険制度の抱える構造的な問題の解決が避けて通れないところである。このため、国民健康保険、被用者保険等「医療保険制度を通じた給付の平等、負担の公平を図り、医療保険制度の一元化を目指す」との基本的考え方に立った「医療保険制度体系等に関する基本方針」が平成15年3月28日に閣議決定された。

これを受け、「安心・信頼の医療の確保と予防の重視、医療費適正化の総合的な推進、超高齢社会を展望した新たな医療保険制度体系の実現」を柱とする「医療制度改革大綱」が平成17年12月1日に決定されたところであり、特に国民健康保険については、保険者支援制度等の国保財政基盤強化策を継続するとともに、保険財政の安定化と保険料平準化を促進する観点から、都道府県内の市町村の拠出により医療費を賄う共同事業の拡充が図られたところである。

また、平成20年度から75歳以上については、独立した医療制度である後期高齢者医療制度が施行される。

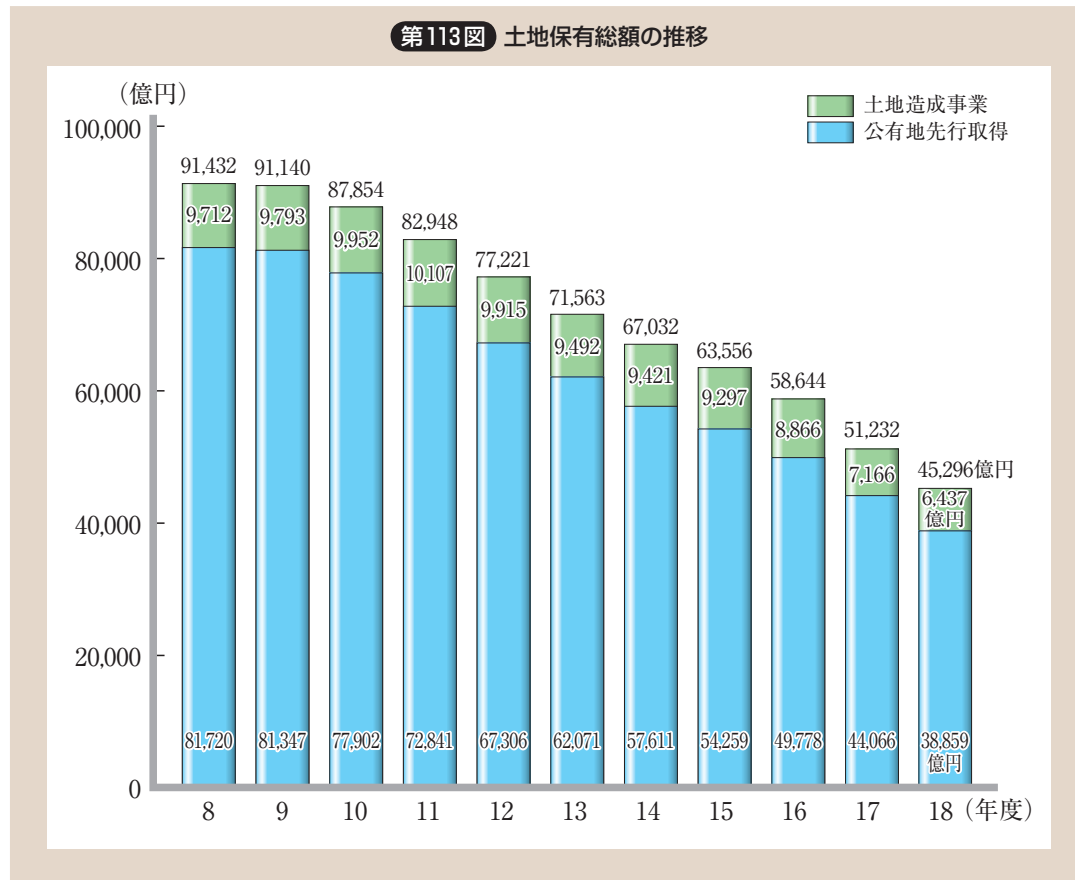
ウ 地方公社等

地方公社等については、その経営の適否が地方公共団体の財政に重大な影響を及ぼす可能性があることから、普通会計のほか公営企業会計及び地方公社等の財政状況を全体としての的確に把握し、総合的な行財政運営に努める必要がある。また、「地方公共団体財政健全化法」の財政指標の1つである将来負担比率では、地方道路公社や土地開発公社等の設立法人の負債や損失補償を行っている第三セクターの債務のうち、当該法人の財務内容等を勘案して当該地方公共団体の負担見込額を算入することになることにも留意すべきである。さらに、「行政改革の重要方針」、「行政改革推進法」及び「地方行革新指針」を踏まえ、その人員や給与に関する情報を国民に分かりやすく開示させ、改革の取組を促すなど、経営改善等について積極的に取り組む必要がある。

特に、「行政改革推進法」第57条に基づき、地方独立行政法人、地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社並びに地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資している法人に対しては、その職員数及び職員の給与に関する情報を公開するよう要請する必要がある。

また、地方公社等については、「地方行革新指針」を踏まえ、人件費抑制等に向け取組を進める必要がある。

このうち、土地開発公社については、新たな土地の取得にあたり、土地利用計画等を慎重に検討するとともに、現に保有している土地については事業計画の見直し等を含めて処分の促進に努め、土地取得手続の適正化や金利の低減を図るとともに、積極的な情報公開等に努める必要がある。土地開発公社の近年の土地保有総額の推移は、第113図のとおりであり、平成18年度末における土地保有総額は、4兆5,296億円で、前年度と比べると11.6%減となっており、10年連続して減少している。このうち、5年以上保有している土地が占める割合は依然として高いことから、特に、保有期間が長期にわたる土地については、処分を積極的



に行う必要がある。

また、「土地開発公社経営健全化対策について」（平成16年12月27日付け総務事務次官通知）に基づき、公社経営健全化団体が指定され、健全化のための取組が行われているところであるが、その他の地方公共団体についても、引き続きより一層の土地開発公社の経営の健全化に取り組む必要がある。

5 公営企業金融公庫の廃止及び地方公営企業等金融機構の設立

ア 地方公営企業等金融機構法の成立

政府は、政策金融改革の一環として、公営企業金融公庫（以下「公庫」という。）を平成20年度に廃止し、地方公共団体の資本市場からの資金調達を補完するため、長期かつ低利の資金の融通等の業務を行う地方公営企業等金融機構（以下「機構」という。）を設立すること等を内容とする「地方公営企業等金融機構法案」を、平成19年2月23日、閣議決定し、第166回国会に提出した。同法は平成19年5月23日、参議院において可決・成立し、同月30日、公布されたところである。

イ 地方公営企業等金融機構法の概要

地方公営企業等金融機構法（平成19年法律第64号）の概要は、以下のとおりである。

（ア）「機構」の目的

「機構」は、地方公共団体による資本市場からの資金調達を効率的かつ効果的に補完するため、地方公共団体に対しその公営企業に係る地方債につき長期・低利の資金を融通するとともに、地方公共団体の資本市場からの資金調達に関して支援を行い、もって地方公共団体の財政の健全な運営及び住民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

（イ）「機構」の組織・ガバナンス

「機構」は、地方が主体的に担う法人として、地方六団体がそれぞれ推薦する都道府県知事、市町村長並びに都道府県及び市町村議会の議長が発起人となり、地方公共団体の全額出資によって設立されるほか、その意思決定機関である代表者会議も、全国知事会、全国市長会及び全国町村会が選任する都道府県知事、市町村長等によって組織される。

他方、代表者会議の委員の半数を地方公共団体の長以外の学識経験者とし、学識経験者で構成され「機構」の経営をチェックする機関として経営審議委員会を設置するなど、「機構」の経営の適正を担保する措置を講じる。

（ウ）「機構」の業務

「機構」の業務については、「公庫」と同様、水道、交通、病院、下水道、公営住宅、臨時地方道等住民生活に密着した社会資本整備に対して長期・低利の資金融通を行うほか、新たに地方公共団体の資金調達に関する調査研究等を行う。なお、貸付対象事業は、法定の5事業以外は政令で定めることとされ、地方公共団体による資本市場からの長期・低利の資金調達状況等を勘案し、「機構」の業務の重点化を図る観点から、段階的な縮減を図ることとし、貸付量についても、財政融資資金の地方公共団体への貸付けの縮減に併せて、段階的に適切な縮減を図ることとしている。

（エ）「機構」の財政基盤

「機構」が行う新規の貸付け等の業務に係る勘定（一般勘定）と「公庫」から承継する既往債権の管理・回収業務に係る勘定（管理勘定）を設けて各勘定の損益を明確に区分した上で、両勘定の金利変動リスクに備えるため、それぞれ金利変動準備金を設ける。また、公営競技施行団体からの納付金を原資とする公営企業健全化基金を「公庫」から承継し、引き続きその運用益等によって貸付金利の軽減を行うこととしている。

（オ）「機構」に対する国の関与

「機構」に対する国の関与については、「公庫」に対する人事面、財政面の関与を原則廃止し、適法性担保のために不可欠となる最小限のものに限定している。ただし、管理勘定に対しては、「公庫」から承継する

5 公営企業金融公庫の廃止及び地方公営企業等金融機構の設立

債権の管理を行うこと、政府保証債の発行が認められていることを踏まえ、引き続き国が一定の関与を行う。

(カ) その他

政府は、平成 29 年度末を目途に、地方公共団体による資本市場からの資金調達状況等を勘案し、業務の重点化を図ることの重要性に留意しつつ、「機構」の自主的・一体的な経営を確立する観点から、「機構」の業務の在り方全般について検討を行い、必要に応じて所要の措置を講じることとしている。その際、総務大臣は地方六団体の意見を聴くこととしている。

ウ 「機構」の設立に向けた取組み

平成 20 年 10 月 1 日の「機構」の業務開始に向け、地方六団体は、平成 19 年 11 月 7 日、発起人会を発足させた。発起人会は平成 20 年上期の「機構」設立を目指し、準備を進めている。

政府においては、平成 19 年 12 月 21 日、「機構」の貸付対象事業等を定めた「地方公営企業等金融機構法施行令」（平成 19 年政令第 384 号）を公布した。また、平成 20 年度財政投融资計画においては「機構」の管理勘定の借換債 4,200 億円全額に政府保証を付すとともに、平成 20 年度地方債計画において「機構」資金を公的資金に位置づけ、所要の「機構」資金の貸付枠を計上している。

資 料 編

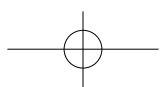
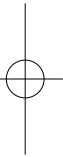
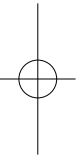
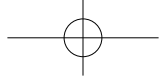
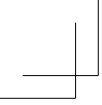
表内の記号は、次によった。

— 皆無（該当なし）

0 単位未満

△ 負数

… 不明



資料編目次

〔平成 18 年度の地方財政〕

総 括

第 1 表	地方公共団体数の推移	資 6
第 2 表	団体種類別人口の推移	資 6
第 3 表	財政力指数段階別の団体数及び構成比	資 8
第 4 表	一部事務組合等の設置目的別団体数の推移	資 8
第 5 表	決算規模の状況	資 9
第 6 表	純計決算額の推移	資 11
第 7 表	決算収支の状況	資 12
第 8 表	経常収支比率等の状況	資 18
第 9 表	繰越額等の状況	資 20
第 10 表	財政再建の状況	資 21

歳 入

第 11 表	歳入決算額の状況	資 22
第 12 表	団体種類別歳入の状況	資 24
第 13 表	地方税の状況	資 25
第 14 表	法定外普通税の状況	資 29
第 15 表	法定外目的税の状況	資 29
第 16 表	超過課税の状況	資 30
第 17 表	地方税徴収率の推移	資 30
第 18 表	国税と地方税の収入状況	資 31
第 19 表	国民所得に対する租税負担率	資 32
第 20 表	国民所得に対する租税負担率の外国との比較	資 33
第 21 表	地方譲与税の状況	資 33
第 22 表	地方交付税の状況	資 34
第 23 表	一般財源の状況	資 35
第 24 表	一般財源の推移	資 36
第 25 表	一般財源の人口 1 人当たり額の状況	資 38
第 26 表	国・県支出金の状況	資 41
第 27 表	地方債発行状況	資 42
第 28 表	平成 18 年度地方債発行（予定）額の状況	資 43

第 29 表	使用料及び手数料の状況	資 45
第 30 表	繰入金の状況	資 45
第 31 表	その他の収入の状況	資 46

地方財政と国の財政

第 32 表	地方財政と国の財政との累年比較	資 46
第 33 表	平成 18 年度国・地方の目的別歳出の状況	資 47
第 34 表	国民経済計算における公的支出の推移	資 48

歳 出 (目的別)

第 35 表	目的別歳出決算額の状況	資 49
第 36 表	団体種類別目的別歳出の状況	資 51
第 37 表	一般財源の充当状況	資 52
第 38 表	民生費の状況	資 53
第 39 表	社会福祉費の状況	資 54
第 40 表	老人福祉費の状況	資 54
第 41 表	児童福祉費の状況	資 54
第 42 表	生活保護費の状況	資 55
第 43 表	被保護者数の推移	資 55
第 44 表	災害救助費の状況	資 55
第 45 表	衛生費の状況	資 56
第 46 表	公衆衛生費の状況	資 57
第 47 表	結核対策費の状況	資 57
第 48 表	保健所費の状況	資 57
第 49 表	清掃費の状況	資 58
第 50 表	労働費の状況	資 58
第 51 表	失業対策費の状況	資 59
第 52 表	農林水産業費の状況	資 59
第 53 表	農業費の状況	資 60
第 54 表	畜産業費の状況	資 61
第 55 表	農地費の状況	資 61
第 56 表	林業費の状況	資 61
第 57 表	水産業費の状況	資 62
第 58 表	商工費の状況	資 62
第 59 表	土木費の状況	資 63
第 60 表	道路橋りょう費の状況	資 64
第 61 表	河川海岸費の状況	資 64

第 62 表	港湾費の状況	資 64
第 63 表	都市計画費の状況	資 65
第 64 表	住宅費の状況	資 65
第 65 表	消防費の状況	資 66
第 66 表	警察費の状況	資 66
第 67 表	警察職員数の推移	資 67
第 68 表	教育費の状況	資 68
第 69 表	小学校費の状況	資 69
第 70 表	中学校費の状況	資 69
第 71 表	高等学校費の状況	資 69
第 72 表	社会教育費の状況	資 70
第 73 表	保健体育費の状況	資 70

歳 出 (性質別)

第 74 表	性質別歳出決算額の状況	資 71
第 75 表	団体種類別性質別歳出の状況	資 73
第 76 表	一般財源の充当状況	資 74
第 77 表	人件費の状況	資 75
第 78 表	人件費中の職員給の状況	資 76
第 79 表	地方公務員数の状況	資 77
第 80 表	物件費の状況	資 78
第 81 表	維持補修費の状況	資 78
第 82 表	扶助費の状況	資 79
第 83 表	補助費等の状況	資 79
第 84 表	普通建設事業費の状況	資 80
第 85 表	普通建設事業費中の補助事業費の状況	資 82
第 86 表	普通建設事業費中の国直轄事業負担金の状況	資 83
第 87 表	普通建設事業費中の単独事業費の状況	資 84
第 88 表	普通建設事業費の目的別の状況 (構成比)	資 85
第 89 表	普通建設事業費中の用地取得費の状況	資 86
第 90 表	普通建設事業費中の用地取得費 (補助事業費) の状況	資 89
第 91 表	普通建設事業費中の用地取得費 (単独事業費) の状況	資 90
第 92 表	災害復旧事業費の状況	資 91
第 93 表	失業対策事業費の状況	資 91
第 94 表	繰出金の状況	資 92
第 95 表	積立金の状況	資 93
第 96 表	投資及び出資金の状況	資 94

第 97 表	貸付金の状況	資 95
第 98 表	地方公営企業等に対する繰出しの状況	資 96
第 99 表	公債費の状況	資 98
第 100 表	地方債元金償還額の状況	資 99

将来にわたる財政負担等

第 101 表	地方債現在高の状況	資 100
第 102 表	債務負担行為額（翌年度以降支出予定額）の状況	資 102
第 103 表	積立金現在高の状況	資 103
第 104 表	平成 18 年度資金収支の状況	資 104

公共施設

第 105 表	道路（地方道）の状況	資 105
第 106 表	公営住宅等の管理状況	資 105
第 107 表	公園の状況	資 105
第 108 表	下水道等の状況	資 106
第 109 表	し尿及びごみ処理施設の状況	資 107
第 110 表	公立保育所の状況	資 107
第 111 表	公立老人ホームの状況	資 107
第 112 表	公立高等学校及び中等教育学校の状況	資 107
第 113 表	文化及び体育施設の状況（公立分）	資 108
第 114 表	地方公共団体の職員公舎の状況	資 109

地方公営事業

第 115 表	地方公営企業の事業数の状況	資 109
第 116 表	地方公営企業の職員数の状況	資 110
第 117 表	地方公営事業決算の状況	資 110
第 118 表	法適用企業決算の状況	資 111
第 119 表	法適用企業の事業別決算の推移	資 114
第 120 表	法非適用企業決算の状況	資 115
第 121 表	国民健康保険事業決算の状況	資 116
第 122 表	老人保健医療事業決算の状況	資 120
第 123 表	介護保険事業決算の状況	資 121
第 124 表	収益事業決算の状況	資 124
第 125 表	公立大学附属病院事業決算の状況	資 125
第 126 表	農業共済事業決算の状況	資 126
第 127 表	交通災害共済事業（直営方式）決算の状況	資 126

第 128 表	企業債等の状況	資 127
第 129 表	公営企業金融公庫の貸付状況	資 128

〔平成 19・20 年度の地方財政〕

第 130 表	予算の状況	資 129
第 131 表	地方財政計画	資 130
第 132 表	地方交付税の状況	資 132
第 133 表	地方債計画	資 133
第 134 表	主要経済指標及び地方財政計画等の推移	資 134

〔附属資料〕

資料 1	昭和 60 年度以降の市町村合併の実績及び予定	資 138
資料 2	「経済財政改革の基本方針 2007」 平成 19 年 6 月 19 日閣議決定	資 154
資料 3	「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」 平成 18 年 7 月 7 日閣議決定	資 196

第1表 地方公共団体数の推移

区 分	昭 和 28.10.1 (A)	31.3.31	41.3.31	平 成 10.3.31	11.3.31	12.3.31	13.3.31	14.3.31	15.3.31	16.3.31	17.3.31	18.3.31 (B)	19.3.31 (C)	比較	
														(C)-(B)	(C)/(A) × 100%
都 道 府 県	46	46	46	47	47	47	47	47	47	47	47	47	47	-	102.2
市 町 村	9,868	4,776	3,372	3,232	3,232	3,229	3,227	3,223	3,212	3,132	2,521	1,821	1,804	△ 17	18.3
大 都 市	5	5	6	12	12	12	12	12	12	13	13	14	15	1	300.0
中 核 市	-	-	-	17	21	25	27	28	30	35	35	37	37	-	-
特 例 市	-	-	-	-	-	-	10	30	37	39	40	39	39	-	-
都 市	281	486	554	641	637	634	621	602	596	602	644	687	691	4	245.9
中 都 市	124	191	187	183	179	157	148	139	155	173	171	△ 2	...
小 都 市	430	450	450	451	442	445	448	463	489	514	520	6	...
町 村	9,582	4,285	2,812	2,562	2,562	2,558	2,557	2,551	2,537	2,443	1,789	1,044	1,022	△ 22	10.7
計 (普通地方公共団体)	9,914	4,822	3,418	3,279	3,279	3,276	3,274	3,270	3,259	3,179	2,568	1,868	1,851	△ 17	18.7
特 別 区	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	-	100.0
一 部 事 務 組 合 等 (普 通 会 計)	1,804	2,276	2,264	2,221	2,158	2,136	2,114	2,057	1,798	1,527	1,536	9	...
計 (特別地方公共団体)	1,827	2,299	2,287	2,244	2,181	2,159	2,137	2,080	1,821	1,550	1,559	9	...
合 計	5,245	5,578	5,566	5,520	5,455	5,429	5,396	5,259	4,389	3,418	3,410	△ 8	...

(注) 1 昭和28年10月1日は、旧町村合併促進法が施行された日である。
 2 特別地方公共団体のうち財産区及び地方開発事業団は、本表に掲げていない。
 3 一部事務組合等には、広域連合を含めた。(以下の表において同じ)

第2表 団体種類別人口の推移

その1 国勢調査人口の推移

区 分	人 口 (千人)				比較		構 成 比 (%)				1 団体当たり人口 (人)		
	平 成 2.10.1	7.10.1	12.10.1 (A)	17.10.1 (B)	増 減 (B)-(A)	増減率	平 成 2.10.1	7.10.1	12.10.1	17.10.1	平 成 12.10.1 (C)	17.10.1 (D)	比 較 (D)-(C)
特 別 区	8,164	7,968	8,135	8,490	355	4.4	6.6	6.3	6.4	6.6	353,682	369,115	15,433
大 都 市	18,050	19,151	19,605	22,007	2,402	12.3	14.6	15.3	15.4	17.2	1,633,743	1,571,957	△ 61,786
中 核 市	-	-	11,835	16,928	5,093	43.0	-	-	9.3	13.2	438,323	457,514	19,191
特 例 市	-	-	-	10,880	10,880	皆増	-	-	-	8.5	-	278,986	278,986
都 市	69,430	70,891	60,317	51,959	△ 8,358	△ 13.9	56.2	56.5	47.5	40.7	95,589	78,725	△ 16,864
小 計 (市部)	95,644	98,009	99,891	110,264	10,373	10.4	77.4	78.1	78.7	86.3	144,143	142,645	△ 1,498
町 村 (郡部)	27,968	27,561	27,035	17,504	△ 9,531	△ 35.3	22.6	21.9	21.3	13.7	10,573	11,940	1,367
合 計	123,611	125,570	126,926	127,768	842	0.7	100.0	100.0	100.0	100.0	39,054	57,065	18,011

(注) 1 団体当たり人口は、人口を各調査日現在の団体数で除したものである。

第2表 団体種類別人口の推移 (つづき)

その2 都道府県別国勢調査人口及び住民基本台帳登録人口の状況

区 分	平成7年10月1日	平成12年10月1日	平成17年10月1日	増 減 (B)-(A) (C)	増減率 (C)÷(A) × 100	平成19年3月31日 現在住民基本台帳 登録人口
	人	(A) 人	(B) 人	人	%	人
北海道	5,692,321	5,683,062	5,627,737	△ 55,325	△ 1.0	5,600,705
青森県	1,481,663	1,475,728	1,436,657	△ 39,071	△ 2.6	1,445,592
岩手県	1,419,505	1,416,180	1,385,041	△ 31,139	△ 2.2	1,377,666
宮城県	2,328,739	2,365,320	2,360,218	△ 5,102	△ 0.2	2,340,485
秋田県	1,213,667	1,189,279	1,145,501	△ 43,778	△ 3.7	1,143,829
山形県	1,256,958	1,244,147	1,216,181	△ 27,966	△ 2.2	1,204,099
福島県	2,133,592	2,126,935	2,091,319	△ 35,616	△ 1.7	2,089,439
茨城県	2,955,530	2,985,676	2,975,167	△ 10,509	△ 0.4	2,986,115
栃木県	1,984,390	2,004,817	2,016,631	11,814	0.6	2,006,363
群馬県	2,003,540	2,024,852	2,024,135	△ 717	△ 0.0	2,016,236
埼玉県	6,759,311	6,938,006	7,054,243	116,237	1.7	7,042,044
千葉県	5,797,782	5,926,285	6,056,462	130,177	2.2	6,058,248
東京都	11,773,602	12,064,101	12,576,601	512,500	4.2	12,361,736
神奈川県	8,245,902	8,489,974	8,791,597	301,623	3.6	8,741,025
新潟県	2,488,364	2,475,733	2,431,459	△ 44,274	△ 1.8	2,425,683
富山県	1,123,125	1,120,851	1,111,729	△ 9,122	△ 0.8	1,110,713
石川県	1,180,068	1,180,977	1,174,026	△ 6,951	△ 0.6	1,169,249
福井県	826,996	828,944	821,592	△ 7,352	△ 0.9	818,443
山梨県	881,996	888,172	884,515	△ 3,657	△ 0.4	875,621
長野県	2,193,984	2,215,168	2,196,114	△ 19,054	△ 0.9	2,184,596
岐阜県	2,100,315	2,107,700	2,107,226	△ 474	△ 0.0	2,100,413
静岡県	3,737,689	3,767,393	3,792,377	24,984	0.7	3,775,367
愛知県	6,868,336	7,043,300	7,254,704	211,404	3.0	7,145,614
三重県	1,841,358	1,857,339	1,866,963	9,624	0.5	1,857,090
滋賀県	1,287,005	1,342,832	1,380,361	37,529	2.8	1,371,577
京都府	2,629,592	2,644,391	2,647,660	3,269	0.1	2,562,282
大阪府	8,797,268	8,805,081	8,817,166	12,085	0.1	8,665,105
兵庫県	5,401,877	5,550,574	5,590,601	40,027	0.7	5,580,497
奈良県	1,430,862	1,442,795	1,421,310	△ 21,485	△ 1.5	1,425,308
和歌山県	1,080,435	1,069,912	1,035,969	△ 33,943	△ 3.2	1,053,896
鳥取県	614,929	613,289	607,012	△ 6,277	△ 1.0	606,695
島根県	771,441	761,503	742,223	△ 19,280	△ 2.5	739,080
岡山県	1,950,750	1,950,828	1,957,264	6,436	0.3	1,951,420
広島県	2,881,748	2,878,915	2,876,642	△ 2,273	△ 0.1	2,867,423
山口県	1,555,543	1,527,964	1,492,606	△ 35,358	△ 2.3	1,489,176
徳島県	832,427	824,108	809,950	△ 14,158	△ 1.7	811,678
香川県	1,027,006	1,022,890	1,012,400	△ 10,490	△ 1.0	1,023,074
愛媛県	1,506,700	1,493,092	1,467,815	△ 25,277	△ 1.7	1,479,775
高知県	816,704	813,949	796,292	△ 17,657	△ 2.2	792,419
福岡県	4,933,393	5,015,699	5,049,908	34,209	0.7	5,030,311
佐賀県	884,316	876,654	866,369	△ 10,285	△ 1.2	868,562
長崎県	1,544,934	1,516,523	1,478,632	△ 37,891	△ 2.5	1,482,146
熊本県	1,859,793	1,859,344	1,842,233	△ 17,111	△ 0.9	1,852,073
大分県	1,231,306	1,221,140	1,209,571	△ 11,569	△ 0.9	1,218,066
宮崎県	1,175,819	1,170,007	1,153,042	△ 16,965	△ 1.4	1,167,509
鹿児島県	1,794,224	1,786,194	1,753,179	△ 33,015	△ 1.8	1,751,510
沖縄県	1,273,440	1,318,220	1,361,594	43,374	3.3	1,387,518
合 計	125,570,245	126,925,843	127,767,994	842,151	0.7	127,053,471

資料編

第3表 財政力指数段階別の団体数及び構成比

財政力指数 団体区分	0.30 未満		0.30 以上 0.50 未満		0.50 以上 1.00 未満		1.00 以上		合 計		財政力 指数 平 均
		%		%		%		%		%	
都 道 府 県	10	21.3	20	42.6	16	34.0	1	2.1	47	100.0	0.46
市 町 村	480	26.6	464	25.7	717	39.7	143	7.9	1,804	100.0	0.53
大 都 市	-	-	-	-	14	93.3	1	6.7	15	100.0	0.84
中 核 市	-	-	1	2.7	31	83.8	5	13.5	37	100.0	0.80
特 例 市	-	-	-	-	28	71.8	11	28.2	39	100.0	0.88
都 市	44	6.4	192	27.8	386	55.9	69	10.0	691	100.0	0.65
中 都 市	-	-	16	9.4	119	69.6	36	21.1	171	100.0	0.83
小 都 市	44	8.5	176	33.8	267	51.3	33	6.3	520	100.0	0.59
町 村	436	42.7	271	26.5	258	25.2	57	5.6	1,022	100.0	0.43
合 計	490	26.5	484	26.1	733	39.6	144	7.8	1,851	100.0	0.53

(注) 「財政力指数」は、平成 16、17、18 年度の各年度における普通交付税の算定に用いた基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の単純平均値である。

第4表 一部事務組合等の設置目的別団体数の推移

区 分	平 成 12.3.31	13.3.31	14.3.31	15.3.31	16.3.31	17.3.31	18.3.31 (A)	19.3.31 (B)	比 較 (B) - (A)
総 務 関 係	304	308	306	311	303	269	247	247	-
うち退職手当組合	46	47	48	47	46	44	44	43	△ 1
民 生 関 係	185	147	137	136	131	115	103	142	39
衛 生 関 係	913	887	874	859	843	739	625	612	△ 13
うち伝染病組合	34	5	2	1	1	-	-	-	-
く し尿・ごみ処理組合	731	729	719	705	691	610	521	512	△ 9
商 工 関 係	5	5	5	5	3	1	1	2	1
農 林 水 産 業 関 係	141	140	133	129	122	107	87	83	△ 4
うち林野(造林)組合	73	73	69	68	62	55	43	43	-
土 木 関 係	28	28	27	27	26	24	17	17	-
消 防 関 係	460	460	458	454	440	389	323	313	△ 10
教 育 関 係	137	137	135	129	126	95	77	75	△ 2
うち小学校組合	18	18	17	17	17	12	9	9	-
く 中学校組合	54	51	51	51	50	35	25	25	-
そ の 他	48	46	61	64	63	59	47	45	△ 2
合 計	2,221	2,158	2,136	2,114	2,057	1,798	1,527	1,536	9

第5表 決算規模の状況

その1 単純合計額の状況

(単位 百万円・%)

区 分	平成18年度	平成17年度	比 較		
			増 減 額	増 減 率	前 年 度 増 減 率
歳 入 総 額 (A) + (B)	97,800,131	99,173,124	△ 1,372,993	△ 1.4	△ 0.5
都 道 府 県 (A)	48,438,201	48,694,518	△ 256,317	△ 0.5	△ 0.6
市 町 村 (純 計 額) (B)	49,361,930	50,478,606	△ 1,116,676	△ 2.2	△ 0.3
市 町 村 (単 純 合 計 額)	50,897,104	52,049,768	△ 1,152,664	△ 2.2	△ 0.6
市 町 村 (一 部 事 務 組 合 等 を 除 く 単 純 合 計 額)	48,747,824	49,833,535	△ 1,085,711	△ 2.2	△ 0.2
大 都 市	10,062,453	10,269,230	△ 206,777	△ 2.0	4.5
中 核 市	5,720,151	5,929,028	△ 208,877	△ 3.5	8.0
特 例 市	3,472,041	3,461,120	10,921	0.3	△ 2.7
都 市	20,243,884	20,737,210	△ 493,326	△ 2.4	13.1
中 都 市	9,131,242	9,391,676	△ 260,434	△ 2.8	14.5
小 都 市	11,112,642	11,345,535	△ 232,893	△ 2.1	11.9
町 村	6,206,499	6,530,085	△ 323,586	△ 5.0	△ 34.5
特 別 区	3,042,796	2,906,862	135,934	4.7	5.4
一 部 事 務 組 合 等	2,149,280	2,216,233	△ 66,953	△ 3.0	△ 7.6
歳 出 総 額 (C) + (D)	95,482,402	96,933,997	△ 1,451,595	△ 1.5	△ 0.5
都 道 府 県 (C)	47,535,945	47,873,301	△ 337,356	△ 0.7	△ 0.7
市 町 村 (純 計 額) (D)	47,946,457	49,060,696	△ 1,114,239	△ 2.3	△ 0.4
市 町 村 (単 純 合 計 額)	49,481,631	50,631,858	△ 1,150,227	△ 2.3	△ 0.6
市 町 村 (一 部 事 務 組 合 等 を 除 く 単 純 合 計 額)	47,421,631	48,515,456	△ 1,093,825	△ 2.3	△ 0.3
大 都 市	9,935,882	10,152,483	△ 216,601	△ 2.1	4.3
中 核 市	5,563,958	5,765,547	△ 201,589	△ 3.5	7.9
特 例 市	3,385,294	3,380,851	4,443	0.1	△ 2.7
都 市	19,641,742	20,120,487	△ 478,745	△ 2.4	12.9
中 都 市	8,838,943	9,116,680	△ 277,737	△ 3.0	14.2
小 都 市	10,802,799	11,003,807	△ 201,008	△ 1.8	11.9
町 村	5,986,336	6,300,696	△ 314,360	△ 5.0	△ 34.6
特 別 区	2,908,419	2,795,392	113,027	4.0	5.3
一 部 事 務 組 合 等	2,060,000	2,116,402	△ 56,402	△ 2.7	△ 8.2

資料編

第5表 決算規模の状況（つづき）

その2 純計額の状況

(単位 百万円・%)

区 分	平成 18 年度	平成 17 年度	比 較		
			増 減 額	増 減 率	前 年 度 増 減 率
歳 入 総 額 (A)	97,800,131	99,173,124	△ 1,372,993	△ 1.4	△ 0.5
団 体 間 重 複 額 (B)	6,271,806	6,236,655	35,151	0.6	0.5
都道府県支出金（市町村に 対する貸付金を含む）	2,626,058	2,729,892	△ 103,834	△ 3.8	4.6
同級他団体からの分担金、負担 金等	157,203	157,402	△ 199	△ 0.1	△ 23.8
市町村からの分担金、負担金、 寄附金等	562,571	550,285	12,286	2.2	△ 2.1
市町村たばこ税都道府県交付金	3,818	1,873	1,945	103.8	皆増
特別区財政調整交付金	925,103	860,228	64,875	7.5	6.5
利子割交付金	76,987	98,090	△ 21,103	△ 21.5	△ 29.3
配当割交付金	69,525	47,339	22,186	46.9	69.0
株式等譲渡所得割交付金	60,967	68,982	△ 8,015	△ 11.6	139.0
地方消費税交付金	1,306,180	1,249,432	56,748	4.5	△ 7.4
ゴルフ場利用税交付金	42,741	43,576	△ 835	△ 1.9	△ 4.1
特別地方消費税交付金	22	29	△ 7	△ 24.1	△ 44.2
自動車取得税交付金	325,107	316,687	8,420	2.7	△ 0.1
軽油引取税交付金	115,523	112,840	2,683	2.4	4.0
歳入純計額 (A) - (B)	91,528,325	92,936,469	△ 1,408,144	△ 1.5	△ 0.5
歳 出 総 額 (C)	95,482,402	96,933,997	△ 1,451,595	△ 1.5	△ 0.5
団 体 間 重 複 額 (D)	6,271,806	6,236,655	35,151	0.6	0.5
市町村に対する事業費等の補助 交付金等	2,626,058	2,729,892	△ 103,834	△ 3.8	4.6
同級他団体に対する負担金等	157,203	157,402	△ 199	△ 0.1	△ 23.8
都道府県に対する事業費等の分 担金、負担金、寄附金等	562,571	550,285	12,286	2.2	△ 2.1
市町村たばこ税都道府県交付金	3,818	1,873	1,945	103.8	皆増
特別区財政調整交付金	925,103	860,228	64,875	7.5	6.5
利子割交付金	76,987	98,090	△ 21,103	△ 21.5	△ 29.3
配当割交付金	69,525	47,339	22,186	46.9	69.0
株式等譲渡所得割交付金	60,967	68,982	△ 8,015	△ 11.6	139.0
地方消費税交付金	1,306,180	1,249,432	56,748	4.5	△ 7.4
ゴルフ場利用税交付金	42,741	43,576	△ 835	△ 1.9	△ 4.1
特別地方消費税交付金	22	29	△ 7	△ 24.1	△ 44.2
自動車取得税交付金	325,107	316,687	8,420	2.7	△ 0.1
軽油引取税交付金	115,523	112,840	2,683	2.4	4.0
歳出純計額 (C) - (D)	89,210,597	90,697,342	△ 1,486,745	△ 1.6	△ 0.6

(注) 次表以下の各表における純計額とは、上記表中の「歳入純計額(A)-(B)」又は「歳出純計額(C)-(D)」をいう。

第 6 表 純計決算額の推移

(単位 百万円・%)

区分	地方						国 (一般会計)					
	歳入			歳出			歳入			歳出		
	決算額	対前年度増減率	指数	決算額	対前年度増減率	指数	決算額	対前年度増減率	指数	決算額	対前年度増減率	指数
昭和 36 年度	2,511,550	24.0	100	2,391,080	24.2	100	2,515,932	28.3	100	2,063,468	18.4	100
37	2,982,850	18.8	119	2,887,366	20.8	121	2,947,623	17.2	117	2,556,617	23.9	124
38	3,397,659	13.9	135	3,308,833	14.6	138	3,231,214	9.6	128	3,044,292	19.1	148
39	3,910,921	15.1	156	3,821,968	15.5	160	3,446,768	6.7	137	3,310,969	8.8	160
40	4,478,035	14.5	178	4,365,140	14.2	183	3,773,097	9.5	150	3,723,017	12.4	180
41	5,177,746	15.6	206	5,026,177	15.1	210	4,552,146	20.6	181	4,459,196	19.8	216
42	5,926,311	14.5	236	5,725,497	13.9	239	5,299,446	16.4	211	5,113,035	14.7	248
43	6,958,874	17.4	277	6,729,574	17.5	281	6,059,873	14.3	241	5,937,082	16.1	288
44	8,305,229	19.3	331	8,033,912	19.4	336	7,109,267	17.3	283	6,917,838	16.5	335
45	10,103,998	21.7	402	9,814,878	22.2	410	8,459,181	19.0	336	8,187,697	18.4	397
46	12,179,449	20.5	485	11,909,529	21.3	498	9,970,859	17.9	396	9,561,131	16.8	463
47	15,090,702	23.9	601	14,618,283	22.7	611	12,793,873	28.3	509	11,932,172	24.8	578
48	18,217,086	20.7	725	17,473,883	19.5	731	16,761,978	31.0	666	14,778,303	23.9	716
49	23,486,710	28.9	935	22,887,888	31.0	957	20,379,123	21.6	810	19,099,793	29.2	926
50	26,044,417	10.9	1,037	25,654,468	12.1	1,073	21,473,416	5.4	853	20,860,879	9.2	1,011
51	29,503,523	13.3	1,175	28,907,036	12.7	1,209	25,076,017	16.8	997	24,467,612	17.3	1,186
52	34,014,343	15.3	1,354	33,362,119	15.4	1,395	29,433,623	17.4	1,170	29,059,842	18.8	1,408
53	39,133,798	15.1	1,558	38,346,995	14.9	1,604	34,907,265	18.6	1,387	34,096,030	17.3	1,652
54	43,132,151	10.2	1,717	42,077,946	9.7	1,760	39,779,228	14.0	1,581	38,789,831	13.8	1,880
55	46,803,074	8.5	1,864	45,780,784	8.8	1,915	44,040,667	10.7	1,750	43,405,026	11.9	2,103
56	50,103,281	7.1	1,995	49,165,293	7.4	2,056	47,443,338	7.7	1,886	46,921,154	8.1	2,274
57	52,167,701	4.1	2,077	51,133,257	4.0	2,139	48,001,281	1.2	1,908	47,245,064	0.7	2,290
58	53,461,945	2.5	2,129	52,306,947	2.3	2,188	51,652,905	7.6	2,053	50,635,307	7.2	2,454
59	54,973,200	2.8	2,189	53,869,962	3.0	2,253	52,183,385	1.0	2,074	51,480,623	1.7	2,495
60	57,472,555	4.5	2,288	56,293,463	4.5	2,354	53,992,562	3.5	2,146	53,004,511	3.0	2,569
61	60,074,817	4.5	2,392	58,717,063	4.3	2,456	56,489,194	4.6	2,245	53,640,432	1.2	2,600
62	64,661,859	7.6	2,575	63,220,132	7.7	2,644	61,388,769	8.7	2,440	57,731,141	7.6	2,798
63	68,009,464	5.2	2,708	66,401,636	5.0	2,777	64,607,381	5.2	2,568	61,471,062	6.5	2,979
平成元年度	74,566,747	9.6	2,969	72,729,016	9.5	3,042	67,247,823	4.1	2,673	65,858,939	7.1	3,192
2	80,410,014	7.8	3,202	78,473,217	7.9	3,282	71,703,468	6.6	2,850	69,268,676	5.2	3,357
3	85,709,945	6.6	3,413	83,806,515	6.8	3,505	72,990,559	1.8	2,901	70,547,185	1.8	3,419
4	91,423,820	6.7	3,640	89,559,705	6.9	3,746	71,465,997	△ 2.1	2,841	70,497,432	△ 0.1	3,416
5	95,314,172	4.3	3,795	93,076,359	3.9	3,893	75,169,012	5.2	2,988	72,540,326	2.9	3,515
6	95,994,493	0.7	3,822	93,817,836	0.8	3,924	74,074,943	△ 1.5	2,944	71,349,541	△ 1.6	3,458
7	101,315,603	5.5	4,034	98,944,511	5.5	4,138	80,557,216	8.8	3,202	75,938,516	6.4	3,680
8	101,350,538	0.0	4,035	99,026,140	0.1	4,141	81,809,039	1.6	3,252	78,847,867	3.8	3,821
9	99,887,786	△ 1.4	3,977	97,673,772	△ 1.4	4,085	80,170,473	△ 2.0	3,187	78,470,310	△ 0.5	3,803
10	102,868,902	3.0	4,096	100,197,545	2.6	4,190	89,782,694	12.0	3,569	84,391,798	7.5	4,090
11	104,006,504	1.1	4,141	101,629,110	1.4	4,250	94,376,336	5.1	3,751	89,037,431	5.5	4,315
12	100,275,101	△ 3.6	3,993	97,616,360	△ 3.9	4,083	93,361,027	△ 1.1	3,711	89,321,050	0.3	4,329
13	100,004,082	△ 0.3	3,982	97,431,688	△ 0.2	4,075	86,903,039	△ 6.9	3,454	84,811,129	△ 5.0	4,110
14	97,170,222	△ 2.8	3,869	94,839,418	△ 2.7	3,966	87,289,022	0.4	3,469	83,674,290	△ 1.3	4,055
15	94,887,025	△ 2.3	3,778	92,581,841	△ 2.4	3,872	85,622,807	△ 1.9	3,403	82,415,971	△ 1.5	3,994
16	93,442,236	△ 1.5	3,721	91,247,914	△ 1.4	3,816	88,897,515	3.8	3,533	84,896,776	3.0	4,114
17	92,936,469	△ 0.5	3,700	90,697,342	△ 0.6	3,793	89,000,271	0.1	3,537	85,519,592	0.7	4,144
18	91,528,325	△ 1.5	3,644	89,210,597	△ 1.6	3,731	84,412,714	△ 5.2	3,355	81,445,481	△ 4.8	3,947

(注) 決算額からは、特定資金公共事業債償還時補助金、特定資金公共投資事業債償還時補助金及びこれら補助金と相殺された償還金を除いている。

資料編

第7表 決算収支の状況

その1 黒字、赤字の団体別の状況

(単位 百万円)

区 分	平成18年度						平成17年度		比 較	
	団体数 (A)	歳入 (B)	歳出 (C)	歳入歳出差引 (B)-(C) (D)	翌年度に繰 り越すべき 財源 (E)	実質収支 (D)-(E) (F)	団体数 (G)	実質収支 (H)	団体数 (A)-(G)	増 減 (F)-(H)
全 団 体										
都 道 府 県 (A)	47	48,438,201	47,535,945	902,256	517,222	385,034	47	226,193	-	158,841
市町村(単純合計額) (B)	3,363	50,897,104	49,481,631	1,415,473	276,028	1,139,445	3,371	1,090,165	△ 8	49,280
市町村(一部事務組合 等を除く単純合計額)	1,827	48,747,824	47,421,631	1,326,193	267,928	1,058,265	1,844	998,428	△ 17	59,837
大 都 市	15	10,062,453	9,935,882	126,571	85,903	40,668	14	27,516	1	13,152
特 別 区	23	3,042,796	2,908,419	134,377	11,262	123,115	23	100,672	-	22,443
中 核 市	37	5,720,151	5,563,958	156,193	37,288	118,905	37	114,517	-	4,388
特 例 市	39	3,472,041	3,385,294	86,747	12,626	74,121	39	61,974	-	12,147
都 市	691	20,243,884	19,641,742	602,142	91,627	510,515	687	502,807	4	7,708
中 都 市	171	9,131,242	8,838,943	292,299	45,518	246,781	173	222,053	△ 2	24,728
小 都 市	520	11,112,642	10,802,799	309,843	46,109	263,734	514	280,754	6	△ 17,020
町 村	1,022	6,206,499	5,986,336	220,163	29,222	190,941	1,044	190,943	△ 22	△ 2
一 部 事 務 組 合 等	1,536	2,149,280	2,060,000	89,280	8,101	81,179	1,527	91,737	9	△ 10,558
合 計 (A) + (B)	3,410	99,335,305	97,017,577	2,317,728	793,249	1,524,479	3,418	1,316,358	△ 8	208,121
黒 字 の 団 体										
都 道 府 県 (A)	46	45,630,363	44,733,401	896,962	499,259	397,703	45	246,793	1	150,910
市町村(単純合計額) (B)	3,337	50,112,908	48,652,467	1,460,441	273,016	1,187,425	3,345	1,107,995	△ 8	79,430
市町村(一部事務組合 等を除く単純合計額)	1,803	47,963,973	46,592,818	1,371,155	264,915	1,106,240	1,820	1,016,257	△ 17	89,983
大 都 市	14	9,711,579	9,587,480	124,099	83,259	40,840	14	27,516	-	13,324
特 別 区	23	3,042,796	2,908,419	134,377	11,262	123,115	23	100,672	-	22,443
中 核 市	37	5,720,151	5,563,958	156,193	37,288	118,905	37	114,517	-	4,388
特 例 市	39	3,472,041	3,385,294	86,747	12,626	74,121	39	61,974	-	12,147
都 市	676	19,853,567	19,205,413	648,154	91,337	556,817	669	519,527	7	37,290
中 都 市	168	8,966,911	8,670,310	296,601	45,498	251,103	169	227,280	△ 1	23,823
小 都 市	508	10,886,656	10,535,103	351,553	45,839	305,714	500	292,247	8	13,467
町 村	1,014	6,163,839	5,942,254	221,585	29,143	192,442	1,038	192,052	△ 24	390
一 部 事 務 組 合 等	1,534	2,148,935	2,059,649	89,286	8,101	81,185	1,525	91,738	9	△ 10,553
合 計 (A) + (B)	3,383	95,743,271	93,385,868	2,357,403	772,275	1,585,128	3,390	1,354,788	△ 7	230,340
赤 字 の 団 体										
都 道 府 県 (A)	1	2,807,838	2,802,544	5,294	17,963	△ 12,669	2	△ 20,600	△ 1	7,931
市町村(単純合計額) (B)	26	784,196	829,164	△ 44,968	3,013	△ 47,981	26	△ 17,830	-	△ 30,151
市町村(一部事務組合 等を除く単純合計額)	24	783,851	828,813	△ 44,962	3,013	△ 47,975	24	△ 17,829	-	△ 30,146
大 都 市	1	350,874	348,403	2,471	2,642	△ 171	-	-	1	△ 171
特 別 区	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中 核 市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
特 例 市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
都 市	15	390,316	436,329	△ 46,013	289	△ 46,302	18	△ 16,720	△ 3	△ 29,582
中 都 市	3	164,330	168,633	△ 4,303	19	△ 4,322	4	△ 5,227	△ 1	905
小 都 市	12	225,986	267,696	△ 41,710	271	△ 41,981	14	△ 11,494	△ 2	△ 30,487
町 村	8	42,660	44,081	△ 1,421	81	△ 1,502	6	△ 1,109	2	△ 393
一 部 事 務 組 合 等	2	345	351	△ 6	0	△ 6	2	△ 1	-	△ 5
合 計 (A) + (B)	27	3,592,034	3,631,708	△ 39,674	20,976	△ 60,650	28	△ 38,430	△ 1	△ 22,220

(注) 平成18年度の赤字の団体には、打ち切り決算により赤字となった1一部事務組合等が含まれている。

第7表 決算収支の状況 (つづき)

その2 都道府県別実質収支等の状況

(単位 百万円)

区 分	歳 入 (A)	歳 出 (B)	歳入歳出 差 引 (A) - (B) (C)	翌年度に 繰り越す べき財源 (D)	実質収支 (C) - (D)	単 年 度 収 支 (E)	積 立 金 (F)	繰 上 償 還 額 (G)	積 立 金 取崩し額 (H)	実質単年度 収 支 (E)+(F)+ (G)-(H)
北海道	2,556,032	2,551,075	4,957	3,943	1,014	1,341	0	14,700	700	15,342
青森県	728,260	718,632	9,628	7,844	1,784	375	1,463	4,094	2,000	3,932
岩手県	738,402	726,380	12,022	9,201	2,821	840	991	-	-	1,831
宮城県	795,746	783,003	12,743	8,367	4,376	2,608	2,500	-	1,570	3,538
秋田県	635,634	630,291	5,343	3,579	1,764	155	794	-	3,000	△ 2,052
山形県	569,269	562,645	6,624	3,221	3,403	△ 469	1,443	-	1,400	△ 426
福島県	839,140	830,848	8,292	4,462	3,830	1,044	1,972	-	4,000	△ 984
茨城県	1,044,991	1,033,687	11,304	5,980	5,324	912	-	-	-	912
栃木県	793,361	774,274	19,087	12,790	6,297	4,367	34	-	1,000	3,401
群馬県	759,915	744,080	15,835	11,281	4,554	3,154	718	2,141	800	5,212
埼玉県	1,569,709	1,558,039	11,670	4,687	6,983	3,714	11	40,000	620	43,105
千葉県	1,431,806	1,419,321	12,485	8,149	4,336	2,305	-	-	-	2,305
東京都	6,827,785	6,516,448	311,337	76,018	235,319	84,779	39,287	-	-	124,065
神奈川県	1,762,451	1,747,717	14,734	8,710	6,024	2,936	2,521	-	-	5,457
新潟県	1,256,405	1,205,340	51,065	47,654	3,411	△ 424	495	-	-	70
富山県	520,651	504,413	16,238	12,307	3,931	2,084	3	150	-	2,236
石川県	509,485	501,484	8,001	5,979	2,022	1,269	18	-	400	887
福井県	476,806	469,266	7,540	3,525	4,015	1,597	21	-	-	1,618
山梨県	457,029	433,314	23,715	20,629	3,086	954	11	-	-	965
長野県	833,131	819,862	13,269	9,861	3,408	△ 937	38	-	-	△ 899
岐阜県	789,954	777,133	12,821	5,828	6,993	2,782	31	-	-	2,813
静岡県	1,110,979	1,095,317	15,662	8,495	7,167	2,784	43	-	1,000	1,827
愛知県	2,192,731	2,181,775	10,956	5,833	5,123	4,397	0	-	-	4,397
三重県	688,213	665,082	23,131	18,774	4,357	△ 1,132	67	-	4,388	△ 5,453
滋賀県	492,158	484,729	7,429	6,362	1,067	956	538	-	1,300	194
京都府	818,845	813,315	5,530	4,891	639	163	0	-	-	163
大阪府	2,807,838	2,802,544	5,294	17,963	△ 12,669	7,604	-	-	-	7,604
兵庫県	2,196,850	2,187,526	9,324	9,144	180	△ 392	115	-	450	△ 727
奈良県	461,409	454,691	6,718	5,906	812	714	414	-	1,000	128
和歌山県	512,363	502,431	9,932	5,305	4,627	2,735	756	1,658	8	5,141
鳥取県	373,436	365,289	8,147	3,042	5,105	946	6	-	-	953
島根県	540,321	525,864	14,457	9,688	4,769	2,458	1	1,799	1	4,258
岡山県	742,443	735,545	6,898	5,769	1,129	1,045	97	-	97	1,045
広島県	953,708	944,243	9,465	6,647	2,818	1,688	405	-	44	2,049
山口県	716,287	705,626	10,661	7,008	3,653	936	3,708	-	3,700	944
徳島県	520,772	500,310	20,462	15,853	4,609	4,273	5,005	-	5,013	4,266
香川県	434,538	426,196	8,342	2,974	5,368	2,608	2,072	-	69	4,611
愛媛県	620,228	608,038	12,190	10,285	1,905	1,509	1,968	-	400	3,076
高知県	439,490	431,793	7,697	4,479	3,218	△ 2,629	16	-	-	△ 2,612
福岡県	1,487,300	1,457,015	30,285	28,375	1,910	143	38	-	1,000	△ 819
佐賀県	411,959	404,925	7,034	3,686	3,348	1,537	1,470	1,650	2,000	2,657
長崎県	666,382	644,547	21,835	21,216	619	△ 73	376	-	400	△ 97
熊本県	747,301	727,716	19,585	10,211	9,374	6,185	8	-	-	6,193
大分県	592,899	577,316	15,583	13,002	2,581	1,867	941	228	1,000	2,036
宮崎県	589,652	579,989	9,663	7,697	1,966	1,445	1,335	-	1,382	1,398
鹿児島県	833,956	823,268	10,688	5,998	4,690	1,046	2,537	-	5,835	△ 2,252
沖縄県	590,179	583,605	6,574	4,602	1,972	642	668	-	660	649
合 計	48,438,201	47,535,945	902,256	517,222	385,034	158,841	74,935	66,420	45,237	254,959

資料編

第7表 決算収支の状況（つづき）

その3 大都市・中核市・特例市・都市（平成19年3月31日現在住民基本台帳登録人口30万人以上）の実質収支等の状況

（単位 百万円）

区 分	歳 入 (A)	歳 出 (B)	歳入歳出 差 引 (A) - (B) (C)	翌年度に 繰り越す べき財源 (D)	実質収支 (C) - (D)	単 年 度 収 支 (E)	積 立 金 (F)	繰 上 償 還 額 (G)	積 立 金 取 崩 し 額 (H)	実質単年度 収 支 (E)+(F)+ (G)-(H)
大 都 市										
札幌市	777,747	773,343	4,404	1,837	2,567	1,316	0	-	-	1,316
仙台市	395,782	390,316	5,466	5,083	383	△ 21	375	-	2,010	△ 1,655
さいたま市	389,298	376,503	12,795	7,056	5,739	△ 2,212	15	495	-	△ 1,703
千葉市	350,874	348,403	2,471	2,642	△ 171	△ 210	1,231	-	1,308	△ 287
横浜市	1,333,800	1,312,067	21,733	13,040	8,693	2,335	97	-	-	2,432
川崎市	528,500	521,733	6,767	5,749	1,018	243	5	-	254	△ 6
静岡市	259,891	251,291	8,600	2,666	5,934	1,070	11	-	-	1,081
名古屋	991,217	984,714	6,503	5,269	1,234	1,116	2	-	-	1,118
京都市	689,143	679,145	9,998	9,167	831	570	2	-	-	571
大阪市	1,590,506	1,587,643	2,863	2,497	366	112	-	0	-	112
堺市	287,493	284,977	2,516	1,828	688	204	-	-	-	204
神戸市	748,993	732,165	16,828	16,721	107	80	517	-	391	206
広島市	519,228	513,525	5,703	3,910	1,793	1,448	907	-	-	2,355
北九州市	510,388	503,521	6,867	3,726	3,141	2,265	3,739	-	3,846	2,157
福岡市	689,594	676,536	13,058	4,714	8,344	4,353	4,050	524	2,500	6,427
中 核 市										
函館市	127,472	126,968	504	44	460	△ 408	3	48	-	△ 358
旭川市	147,879	145,986	1,893	183	1,710	1,218	12	-	-	1,230
青森市	111,198	109,907	1,291	159	1,132	249	1,155	-	-	1,404
秋田市	114,439	112,582	1,857	234	1,623	550	689	-	100	1,139
郡山市	100,397	97,249	3,148	467	2,681	△ 291	2,406	-	3,250	△ 1,135
いわき市	126,141	122,848	3,293	491	2,802	630	791	-	3,427	△ 2,007
宇都宮市	170,875	159,647	11,228	2,831	8,397	4,846	1,392	-	646	5,592
川越市	88,769	84,201	4,568	441	4,127	1,051	3	-	406	647
船橋市	147,935	144,130	3,805	722	3,083	75	9	-	6,500	△ 6,416
横須賀市	130,600	125,605	4,995	643	4,352	278	24	-	1,816	△ 1,514
相模原市	197,183	190,144	7,039	1,400	5,639	△ 1,836	86	-	2,969	△ 4,720
新潟市	296,805	294,125	2,680	1,949	731	△ 2,362	97	-	-	△ 2,265
富山市	172,207	168,365	3,842	904	2,938	△ 245	710	-	-	466
金沢市	156,354	153,741	2,613	739	1,874	△ 67	1	3,017	-	2,951
長野市	136,389	133,524	2,865	1,348	1,517	644	43	-	-	688
岐阜市	139,563	129,929	9,634	650	8,984	243	12	-	-	256
浜松市	255,580	245,394	10,186	1,854	8,332	△ 868	1,636	2,128	-	2,896
豊橋市	110,811	105,284	5,527	464	5,063	789	43	-	2,584	△ 1,753
岡崎市	109,592	105,700	3,892	865	3,027	302	721	-	3,600	△ 2,577
豊田市	180,467	172,720	7,747	3,274	4,473	△ 653	100	599	-	46
高槻市	92,452	91,185	1,267	629	638	80	234	0	-	314
東大阪市	167,928	166,779	1,149	282	867	50	1,912	0	-	1,963
姫路市	194,760	185,463	9,297	2,535	6,762	800	48	2	-	851
奈良市	113,179	110,496	2,683	396	2,287	2,209	2	-	-	2,211
和歌山市	123,543	121,389	2,154	553	1,601	1,305	569	-	-	1,873
岡山市	229,203	224,684	4,519	1,050	3,469	△ 1,892	411	-	2,957	△ 4,438
倉敷市	163,605	160,923	2,682	758	1,924	△ 1,669	2,432	-	3,700	△ 2,938
福山市	154,095	150,018	4,077	1,125	2,952	75	1,532	1,003	1,500	1,110
下関市	118,886	115,328	3,558	207	3,351	△ 121	14	-	500	△ 607
高松市	135,807	130,279	5,528	756	4,772	△ 2,756	31	-	2,000	△ 4,725
松山市	158,543	153,290	5,253	2,464	2,789	162	100	-	100	162
高知市	132,397	130,922	1,475	1,058	417	68	18	-	-	86
長崎市	200,673	199,240	1,433	150	1,283	214	567	-	300	481
熊本市	216,741	210,566	6,175	2,517	3,658	229	1,275	-	1,040	464
大分市	151,467	146,425	5,042	490	4,552	587	6	91	700	△ 16
宮崎市	136,091	134,458	1,633	585	1,048	△ 46	1,217	-	930	241
鹿児島市	210,123	204,463	5,660	2,070	3,590	504	12	425	-	941

第7表 決算収支の状況（つづき）

その3 大都市・中核市・特例市・都市（平成19年3月31日現在住民基本台帳登録人口30万人以上）の実質収支等の状況（つづき）
（単位 百万円）

区 分	歳 入 (A)	歳 出 (B)	歳入歳出 差 引 (A) - (B) (C)	翌年度に 繰り越す べき財源 (D)	実質収支 (C) - (D)	単 年 度 収 支 (E)	積 立 金 (F)	繰 上 償 還 額 (G)	積 立 金 取崩し額 (H)	実質単年度 収 支 (E) + (F) + (G) - (H)
特 例 市										
八 戸 市	84,136	82,190	1,946	180	1,766	778	514	-	600	692
盛 岡 市	102,845	100,137	2,708	197	2,511	1,347	731	-	2,190	△ 112
山 形 市	75,985	74,096	1,889	262	1,627	△ 311	4	-	70	△ 378
水 戸 市	83,037	80,820	2,217	857	1,360	135	680	-	-	815
前 橋 市	114,960	111,799	3,161	250	2,911	288	2	-	600	△ 310
高 崎 市	124,334	119,896	4,438	277	4,161	2,279	9	-	2,255	32
川 口 市	132,964	124,851	8,113	463	7,650	184	186	-	-	371
所 沢 市	84,781	81,664	3,117	835	2,282	△ 1,278	1,507	-	-	229
草 加 市	58,777	54,836	3,941	357	3,584	1,179	1	-	717	462
越 谷 市	77,711	74,631	3,080	261	2,819	9	1,000	-	800	209
平 塚 市	75,060	72,001	3,059	129	2,930	833	501	-	-	1,334
小 田 原 市	58,172	54,823	3,349	115	3,234	675	0	-	-	676
茅 ヶ 崎 市	55,405	51,799	3,606	279	3,327	737	5	28	-	770
厚 木 市	81,674	76,996	4,678	679	3,999	809	707	-	-	1,516
大 和 市	62,732	60,108	2,624	164	2,460	△ 186	5	-	880	△ 1,061
福 井 市	100,797	99,702	1,095	412	683	311	10	-	-	321
甲 府 市	67,607	66,908	699	115	584	230	1	-	650	△ 419
松 本 市	84,901	83,321	1,580	264	1,316	△ 124	713	-	29	561
沼 津 市	75,134	71,024	4,110	992	3,118	1,339	1,466	-	1,513	1,292
富 士 市	75,856	72,520	3,336	335	3,001	△ 55	209	-	-	154
一 宮 市	90,449	87,457	2,992	259	2,733	△ 104	202	-	-	98
春 日 井 市	78,742	76,797	1,945	43	1,902	0	950	-	-	950
四 日 市 市	96,528	94,291	2,237	178	2,059	603	2	-	-	605
大 津 市	93,150	92,322	828	203	625	488	10	179	-	676
岸 和 田 市	65,799	65,687	112	19	93	△ 65	1	-	100	△ 164
豊 中 市	117,573	117,067	506	105	401	305	0	-	-	305
吹 田 市	102,116	101,596	520	137	383	141	3,068	-	1,000	2,210
枚 方 市	113,029	111,635	1,394	352	1,042	633	211	-	75	769
茨 木 市	72,880	71,861	1,019	17	1,002	238	4	0	-	243
八 尾 市	96,021	95,848	173	129	44	△ 12	43	-	-	30
寝 屋 川 市	73,129	72,993	136	17	119	61	30	-	-	91
尼 崎 市	173,050	172,271	779	460	319	221	119	-	-	340
明 石 市	87,915	86,598	1,317	380	937	13	285	-	400	△ 103
加 古 川 市	73,854	73,354	500	139	361	105	93	-	-	198
宝 塚 市	67,225	65,877	1,348	616	732	227	301	-	957	△ 429
鳥 取 市	83,280	82,143	1,137	183	954	149	0	-	-	149
呉 市	104,702	103,223	1,479	178	1,301	219	500	-	1,000	△ 281
久 留 米 市	102,629	101,151	1,478	777	701	72	9	-	900	△ 818
佐 世 保 市	103,103	99,000	4,103	1,016	3,087	△ 785	1,861	-	2,450	△ 1,374
都 市										
市 川 市(千葉県)	118,324	114,099	4,225	627	3,598	△ 212	1,026	-	35	779
松 戸 市(千葉県)	114,107	108,688	5,419	235	5,184	73	-	-	-	73
柏 市(千葉県)	97,383	93,356	4,027	212	3,815	500	506	-	-	1,006
八王子市(東京都)	158,742	156,514	2,228	364	1,864	372	537	-	-	909
町 田 市(東京都)	116,132	113,776	2,356	233	2,123	△ 461	3,294	107	2,195	745
藤 沢 市(神奈川県)	128,357	119,981	8,376	1,571	6,805	495	2,005	-	-	2,500
西 宮 市(兵庫県)	147,232	144,080	3,152	79	3,073	2,493	357	-	-	2,849
那 覇 市(沖縄県)	102,416	99,811	2,605	874	1,731	630	1,609	-	1,221	1,017

資料編

第7表 決算収支の状況（つづき）

その4 赤字の団体及び赤字額の増減状況

(単位 百万円)

区分	平成17年度の赤字の団体(A)		(A)のうち市町村合併等により消滅した団体	(A)のうち平成18年度も赤字である団体									(A)のうち黒字となった団体	平成17年度で黒字で平成18年度が赤字の団体		平成18年度の赤字の団体			
	団体数	平成17年度実質収支		赤字が増加した団体					赤字が減少した団体					団体数	平成17年度実質収支	平成18年度実質収支	団体数	平成18年度実質収支	
			団体数	平成17年度実質収支(a)	平成18年度実質収支(b)	(b)-(a)	団体数	平成17年度実質収支(c)	平成18年度実質収支(d)	(d)-(c)									
都道府県	2	△20,600	-	-	-	-	-	-	-	1	△20,273	△12,669	7,604	1	△327	-	-	1	△12,669
市町村	26	△17,830	-	-	9	△4,880	△39,022	△34,142	7	△9,561	△8,274	1,287	10	△3,388	10	△685	26	△47,981	
市町村(一部事務組合等を除く)	24	△17,829	-	-	9	△4,880	△39,022	△34,142	7	△9,561	△8,274	1,287	8	△3,388	8	△680	24	△47,975	
大都市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	△171	1	△171	
特別区	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
中核市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
特例市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
都市	18	△16,720	-	-	5	△3,893	△37,736	△33,843	6	△9,486	△8,204	1,282	7	△3,341	4	△362	15	△46,302	
中都市	4	△5,227	-	-	1	△455	△621	△166	2	△4,331	△3,700	631	1	△442	-	-	3	△4,322	
小都市	14	△11,494	-	-	4	△3,438	△37,115	△33,677	4	△5,156	△4,504	652	6	△2,899	4	△362	12	△41,981	
町村	6	△1,109	-	-	4	△987	△1,286	△299	1	△75	△69	6	1	△47	3	△146	8	△1,502	
一部事務組合等	2	△1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	△1	2	△6	2	△6	
合計	28	△38,430	-	-	9	△4,880	△39,022	△34,142	8	△29,835	△20,942	8,893	11	△3,715	10	△685	27	△60,650	

(注) 平成18年度の赤字の団体には、打ち切り決算により赤字となった1一部事務組合等が含まれている。

その5 実質収支の推移

(単位 百万円・%)

区分	全 団 体						黒 字 の 団 体						赤 字 の 団 体							
	総 数		都道府県		市町村		総 数		都道府県		市町村		総 数		都道府県		市町村			
	団体数(A)	収支額	団体数	収支額	団体数	収支額	団体数(B)	(B)/(A) 収支額	団体数	収支額	団体数	収支額	団体数(C)	(C)/(A) 収支額	団体数	収支額	団体数	収支額		
平成8年度	5,586	1,053,377	47	102,140	5,539	951,237	5,572	99.7	1,064,921	47	102,140	5,525	962,781	14	0.3	△11,544	-	-	14	△11,544
9	5,578	1,082,886	47	145,049	5,531	937,837	5,565	99.8	1,091,981	47	145,049	5,518	946,932	13	0.2	△9,095	-	-	13	△9,095
10	5,566	842,047	47	△87,151	5,519	929,197	5,534	99.4	1,026,763	43	84,639	5,491	942,124	32	0.6	△184,717	4	△171,789	28	△12,927
11	5,520	1,002,521	47	△19,443	5,473	1,021,964	5,494	99.5	1,129,442	43	95,329	5,451	1,034,113	26	0.5	△126,921	4	△114,772	22	△12,149
12	5,455	1,125,941	47	744	5,408	1,125,197	5,431	99.6	1,245,926	45	106,910	5,386	1,139,016	24	0.4	△119,985	2	△106,166	22	△13,819
13	5,429	1,131,937	47	75,146	5,382	1,056,791	5,399	99.4	1,189,746	46	112,441	5,353	1,077,305	30	0.6	△57,809	1	△37,295	29	△20,514
14	5,396	1,078,270	47	134,353	5,349	943,917	5,363	99.4	1,142,681	45	178,491	5,318	964,190	33	0.6	△64,412	2	△44,138	31	△20,274
15	5,259	1,204,647	47	147,695	5,212	1,056,953	5,217	99.2	1,261,723	45	180,960	5,172	1,080,763	42	0.8	△57,075	2	△33,265	40	△23,810
16	4,389	1,220,791	47	157,604	4,342	1,063,187	4,312	98.2	1,279,995	46	181,268	4,266	1,098,727	77	1.8	△59,204	1	△23,664	76	△35,540
17	3,418	1,316,358	47	226,193	3,371	1,090,165	3,390	99.2	1,354,788	45	246,793	3,345	1,107,995	28	0.8	△38,430	2	△20,600	26	△17,830
18	3,410	1,524,479	47	385,034	3,363	1,139,445	3,383	99.2	1,585,128	46	397,703	3,337	1,187,425	27	0.8	△60,650	1	△12,669	26	△47,981

(注) 赤字の団体には、打ち切り決算により赤字となった団体が含まれている。

第7表 決算収支の状況 (つづき)

その6 実質収支の対前年度増減額の状況

(単位 百万円)

区 分	全 団 体						黒 字 の 団 体						赤 字 の 団 体					
	総 数		都道府県		市 町 村		総 数		都道府県		市 町 村		総 数		都道府県		市 町 村	
	団体数	収支額	団体数	収支額	団体数	収支額	団体数	収支額	団体数	収支額	団体数	収支額	団体数	収支額	団体数	収支額	団体数	収支額
平成8年度	4	1,107	-	△ 2,235	4	3,343	3	△ 2,671	-	△ 2,235	3	△ 436	1	3,778	-	-	1	3,778
9	△ 8	29,509	-	42,909	△ 8	△ 13,400	△ 7	27,060	-	42,909	△ 7	△ 15,849	△ 1	2,449	-	-	△ 1	2,449
10	△ 12	△ 240,839	-	△ 232,200	△ 12	△ 8,640	△ 31	△ 65,218	△ 4	△ 60,410	△ 27	△ 4,808	19	△ 175,622	4	△ 171,789	15	△ 3,832
11	△ 46	160,474	-	67,708	△ 46	92,767	△ 40	102,679	-	10,690	△ 40	91,989	△ 6	57,796	-	57,017	△ 6	778
12	△ 65	123,420	-	20,187	△ 65	103,233	△ 63	116,484	2	11,581	△ 65	104,903	△ 2	6,936	△ 2	8,606	-	△ 1,670
13	△ 26	5,996	-	74,402	△ 26	△ 68,406	△ 32	△ 56,180	1	5,531	△ 33	△ 61,711	6	62,176	△ 1	68,871	7	△ 6,695
14	△ 33	△ 53,667	-	59,207	△ 33	△ 112,874	△ 36	△ 47,065	△ 1	66,050	△ 35	△ 113,115	3	△ 6,603	1	△ 6,843	2	240
15	△ 137	126,377	-	13,342	△ 137	113,036	△ 146	119,042	-	2,469	△ 146	116,573	9	7,337	-	10,873	9	△ 3,536
16	△ 870	16,144	-	9,909	△ 870	6,234	△ 905	18,272	1	308	△ 906	17,964	35	△ 2,129	△ 1	9,601	36	△ 11,730
17	△ 971	95,567	-	68,589	△ 971	26,978	△ 922	74,793	△ 1	65,525	△ 921	9,268	△ 49	20,774	1	3,064	△ 50	17,710
18	△ 8	208,121	-	158,841	△ 8	49,280	△ 7	230,340	1	150,910	△ 8	79,430	△ 1	△ 22,220	△ 1	7,931	-	△ 30,151

(注) 赤字の団体には、打切り決算により赤字となった団体が含まれている。

資料編

その7 単年度収支等の状況

(単位 百万円)

区 分	平成18年度			平成17年度			増 減 額		
	合 計	都道府県	市 町 村	合 計	都道府県	市 町 村	合 計	都道府県	市 町 村
単年度収支(A)	(1,445) 220,442	(7) 158,841	(1,438) 61,601	(1,644) 236,979	(33) 68,589	(1,611) 168,390	(△ 199) △ 16,537	(△ 26) 90,252	(△ 173) △ 106,789
調整額(C)+(D)-(E)(B)	203,496	96,118	107,378	192,214	213,853	△ 21,640	11,282	△ 117,735	129,018
財政調整基金積立額(C)	483,162	74,935	408,227	687,077	223,460	463,616	△ 203,915	△ 148,525	△ 55,389
繰上償還額(D)	152,026	66,420	85,606	94,698	38,848	55,849	57,328	27,572	29,757
財政調整基金取崩し額(E)	431,692	45,237	386,455	589,561	48,456	541,105	△ 157,869	△ 3,219	△ 154,650
実質単年度収支(A)+(B)	(1,446) 423,938	(10) 254,959	(1,436) 168,979	(1,693) 429,193	(26) 282,443	(1,667) 146,750	(△ 247) △ 5,255	(△ 16) △ 27,484	(△ 231) 22,229

(注) ()内の数値は、単年度収支の赤字の団体数及び実質単年度収支の赤字の団体数である。

第8表 経常収支比率等の状況

その1 経常収支比率等の状況

(単位 %)

区 分	昭和40年代 後半の水率	平成 9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	
都道府県	経常収支比率	70.2	91.7	94.2	91.7	89.3	90.5	93.5	90.8	92.5	92.6	92.6
	実質収支比率	0.6	0.6	△ 0.3	△ 0.1	0.0	0.3	0.5	0.6	0.7	0.9	1.5
	実質公債費比率	…	…	…	…	…	…	…	…	…	14.9	14.7
	公債費負担比率	4.2	14.6	15.6	16.9	17.6	18.4	19.8	19.8	19.9	19.3	19.4
	起債制限比率	…	10.3	10.6	11.2	11.8	12.3	12.4	12.3	12.4	12.1	12.1
	財政力指数	0.52	0.48	0.48	0.46	0.43	0.41	0.41	0.41	0.41	0.43	0.46
	市町村	経常収支比率	73.1	83.5	85.3	83.9	83.6	84.6	87.4	87.4	90.5	90.2
実質収支比率		4.2	2.9	2.8	3.1	3.4	3.1	2.9	3.5	3.5	3.5	3.6
実質公債費比率		…	…	…	…	…	…	…	…	…	14.8	15.1
公債費負担比率		6.6	15.1	15.8	16.3	16.3	16.7	17.3	17.5	17.3	17.4	17.5
起債制限比率		…	10.5	10.7	10.9	10.9	10.9	10.9	11.0	11.2	11.4	11.3
財政力指数		0.33	0.42	0.42	0.41	0.40	0.40	0.41	0.43	0.47	0.52	0.53
大都市		経常収支比率	71.0	88.2	91.4	90.7	89.4	90.3	93.1	93.1	94.7	94.3
	実質収支比率	0.1	0.3	0.2	0.2	0.3	0.2	0.2	0.5	0.5	0.6	0.8
	実質公債費比率	…	…	…	…	…	…	…	…	…	19.1	19.6
	公債費負担比率	7.2	15.9	17.1	18.1	18.2	19.4	21.0	21.4	20.8	20.9	20.0
	起債制限比率	…	13.0	13.3	13.8	14.2	14.6	14.9	15.3	15.4	15.2	14.4
	財政力指数	0.78	0.85	0.84	0.82	0.80	0.78	0.79	0.81	0.82	0.83	0.84
	中核市	経常収支比率	-	82.2	82.8	79.9	79.5	80.5	82.8	82.9	86.6	87.0
実質収支比率		-	2.3	2.3	2.7	3.0	2.7	2.5	3.4	3.1	3.4	3.5
実質公債費比率		-	…	…	…	…	…	…	…	…	14.2	14.3
公債費負担比率		-	15.5	16.4	16.7	16.3	16.9	17.0	16.7	16.6	16.6	17.1
起債制限比率		-	11.5	11.4	11.3	11.3	11.3	11.2	10.9	11.1	11.1	11.2
財政力指数		-	0.85	0.86	0.83	0.78	0.77	0.78	0.81	0.81	0.78	0.80
特例市		経常収支比率	-	-	-	-	82.5	86.2	87.7	87.5	89.2	89.2
	実質収支比率	-	-	-	-	3.1	2.3	2.3	2.7	3.3	3.1	3.7
	実質公債費比率	-	-	-	-	…	…	…	…	…	14.6	14.7
	公債費負担比率	-	-	-	-	15.9	14.9	15.4	15.7	15.1	15.2	15.4
	起債制限比率	-	-	-	-	11.6	11.0	10.8	10.8	10.8	10.8	10.8
	財政力指数	-	-	-	-	0.83	0.84	0.84	0.85	0.85	0.86	0.88
	都市	経常収支比率	74.9	85.1	86.7	84.7	84.5	85.0	87.7	87.5	90.5	90.2
実質収支比率		4.1	3.0	2.8	3.3	3.6	3.4	3.0	3.8	4.2	4.4	4.3
実質公債費比率		…	…	…	…	…	…	…	…	…	15.0	15.3
公債費負担比率		6.8	14.0	14.5	14.7	14.6	14.9	15.2	15.5	15.8	16.1	16.6
起債制限比率		…	10.6	10.7	10.8	10.6	10.5	10.4	10.4	10.6	10.9	11.0
財政力指数		0.57	0.71	0.70	0.68	0.66	0.64	0.65	0.65	0.64	0.62	0.65
町村		経常収支比率	71.1	78.6	80.1	79.5	80.1	81.7	84.8	85.3	89.3	88.5
	実質収支比率	6.6	4.5	4.4	4.8	5.1	5.0	4.9	5.5	5.2	5.1	5.2
	実質公債費比率	…	…	…	…	…	…	…	…	…	14.6	15.3
	公債費負担比率	6.4	15.7	16.2	16.5	16.6	16.9	17.4	17.3	17.3	17.8	18.3
	起債制限比率	…	9.3	9.3	9.2	9.1	9.0	9.1	9.2	9.6	10.0	10.3
	財政力指数	0.27	0.34	0.34	0.34	0.33	0.33	0.34	0.36	0.39	0.42	0.43
	合計	経常収支比率	71.4	87.4	89.4	87.5	86.4	87.5	90.3	89.0	91.5	91.4
実質収支比率		2.2	1.8	1.3	1.6	1.8	1.8	1.8	2.1	2.2	2.2	2.5
実質公債費比率		…	…	…	…	…	…	…	…	…	14.9	14.9
公債費負担比率		5.3	15.2	16.4	17.2	17.7	18.4	19.2	19.4	19.4	19.2	19.3
起債制限比率		…	10.4	10.7	11.0	11.3	11.6	11.6	11.6	11.7	11.7	11.6

(注) 1 市町村及び合計の経常収支比率、実質収支比率及び財政力指数には特別区及び一部事務組合等は含まず、公債費負担比率にはこれらを含み、実質公債費比率及び起債制限比率には一部事務組合等を含まない。その2、その3において同じ。
 2 経常収支比率、実質収支比率、実質公債費比率、公債費負担比率及び起債制限比率は加重平均であり、財政力指数は単純平均である。ただし、平成9年度以降の実質公債費比率、公債費負担比率及び起債制限比率の()書きは単純平均である。

第8表 経常収支比率等の状況 (つづき)

その2 経常収支比率の内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平成 18 年 度			平成 17 年 度			増 減 額								
	都道府県	市 町 村	総 額	都道府県	市 町 村	総 額	都道府県	市町村	総 額						
経常一般財源 (A)	26,245,395	26,372,385	52,617,779	24,880,300	25,929,179	50,809,479	5.5	1.7	3.6						
地 方 税	15,104,677	16,227,624	31,332,301	14,073,063	15,776,342	29,849,404	7.3	2.9	5.0						
地 方 譲 与 税	2,358,589	1,310,357	3,668,947	853,575	948,132	1,801,707	176.3	38.2	103.6						
地方特例交付金	280,920	478,878	759,797	872,575	577,812	1,450,387	△ 67.8	△ 17.1	△ 47.6						
地 方 交 付 税	8,497,391	6,543,420	15,040,811	9,079,214	6,865,457	15,944,671	△ 6.4	△ 4.7	△ 5.7						
そ の 他	3,818	1,812,106	1,815,923	1,873	1,761,436	1,763,310	103.8	2.9	3.0						
減税補てん債 (B)	137,918	165,181	303,099	213,676	230,123	443,798	△ 35.5	△ 28.2	△ 31.7						
臨時財政対策債 (C)	1,354,304	1,229,718	2,584,021	1,507,777	1,395,140	2,902,916	△ 10.2	△ 11.9	△ 11.0						
経常経費充当一般財源 (D)	25,687,185	25,071,207	50,758,838	24,643,572	24,862,429	49,506,392	4.2	0.8	2.5						
人 件 費	12,158,877	43.8	7,823,905	28.2	19,985,797	36.0	11,798,426	44.4	7,953,886	28.9	19,754,820	36.5	3.1	△ 1.6	1.2
物 件 費	1,028,920	3.7	3,582,120	12.9	4,609,270	8.3	1,053,568	4.0	3,643,564	13.2	4,695,632	8.7	△ 2.3	△ 1.7	△ 1.8
扶 助 費	416,296	1.5	2,386,896	8.6	2,801,827	5.0	433,659	1.6	2,147,207	7.8	2,579,868	4.8	△ 4.0	11.2	8.6
補 助 費 等	5,345,500	19.3	2,842,866	10.2	8,190,105	14.8	4,886,579	18.4	2,800,020	10.2	7,687,928	14.2	9.4	1.5	6.5
公 債 費	6,395,577	23.1	5,491,908	19.8	11,888,116	21.4	6,137,227	23.1	5,491,253	19.9	11,628,989	21.5	4.2	0.0	2.2
そ の 他	342,015	1.2	2,943,512	10.6	3,283,723	5.9	334,113	1.1	2,826,499	10.2	3,159,155	5.7	2.4	4.1	3.9
経常収支比率 (D)/{(A)+(B)+(C)} × 100		92.6		90.3		91.4		92.6		90.2		91.4			

資料編

第9表 繰越額等の状況

その1 総括

(単位 百万円)

区 分	継 続 費 次 繰 越 額	繰 明 許 費 繰 越 額	事 故 繰 越 繰 越 額	事 業 繰 越 額	支 払 繰 延 額	合 計	未 収 入 特 定 財 源	未収入特定財源内訳			翌年度に繰り越すべき財源
								国 庫 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
人 件 費	-	34	0	17	-	51	18	1	-	17	33
普通建設事業費	118,912	2,080,695	36,809	48,484	-	2,284,900	1,730,704	725,371	790,348	214,985	554,196
補助事業費	52,023	1,357,842	22,387	1,212	-	1,433,464	1,227,797	725,203	456,973	45,621	205,667
単 独 事 業 費	66,889	722,853	14,422	47,272	-	851,435	502,907	167	333,375	169,365	348,529
災害復旧事業費	16	190,723	10,745	-	-	201,484	190,602	133,180	44,048	13,374	10,882
そ の 他	690	79,822	1,143	180,537	9,339	271,530	43,391	19,867	22,362	1,162	228,139
合 計	119,618	2,351,274	48,697	229,038	9,339	2,757,965	1,964,715	878,419	856,758	229,538	793,250

(注) 県営事業負担金は、「単独事業費」に含めた。その3において同じ。

その2 都道府県

(単位 百万円)

区 分	継 続 費 次 繰 越 額	繰 明 許 費 繰 越 額	事 故 繰 越 繰 越 額	事 業 繰 越 額	支 払 繰 延 額	合 計	未 収 入 特 定 財 源	未収入特定財源内訳			翌年度に繰り越すべき財源
								国 庫 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
人 件 費	-	15	-	-	-	15	-	-	-	-	15
普通建設事業費	33,275	1,212,048	21,238	47,159	-	1,313,720	1,001,751	471,383	420,763	109,605	311,969
補助事業費	10,710	866,383	16,648	1,057	-	894,798	763,191	471,383	274,674	17,134	131,607
単 独 事 業 費	22,564	345,666	4,590	46,101	-	418,921	238,559	-	146,089	92,470	180,362
災害復旧事業費	-	120,131	6,776	-	-	126,906	123,505	91,659	31,655	191	3,401
そ の 他	-	31,121	179	175,805	8,255	215,361	13,524	1,017	12,506	1	201,837
合 計	33,275	1,363,315	28,193	222,964	8,255	1,656,002	1,138,780	564,059	464,924	109,797	517,222

第9表 繰越額等の状況（つづき）

その3 市町村

（単位 百万円）

区 分	継 続 費 次 繰 越 額	繰 越 許 費 繰 越 額	事 故 繰 越 繰 越 額	事 業 繰 越 額	支 払 繰 延 額	合 計	未 収 入 特 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源 内 訳			翌 年 度 に 繰 り 越 す べ き 財 源
								国 庫 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
人 件 費	-	19	-	17	-	35	18	1	-	17	18
普通建設事業費	85,637	868,647	15,571	1,325	-	971,180	728,953	253,988	369,585	105,380	242,227
補助事業費	41,313	491,460	5,739	154	-	538,666	464,605	253,820	182,299	28,486	74,061
単独事業費	44,324	377,187	9,832	1,171	-	432,514	264,348	167	187,286	76,895	168,166
災害復旧事業費	16	70,592	3,970	-	-	74,578	67,097	41,521	12,393	13,183	7,481
そ の 他	690	48,700	963	4,731	1,085	56,171	29,867	18,850	9,856	1,161	26,302
合 計	86,343	987,958	20,504	6,073	1,085	1,101,964	825,935	314,360	391,834	119,741	276,028

第10表 財政再建の状況

区 分	昭 和 30 年 度 末 実 質 収 支 赤 字 団 体 数	当 初（昭 和 31 年 度 末 まで） 承 認 団 体 数	平 成 18 年 度 末 まで の 増 減		平 成 19 年 4 月 1 日 現 在 団 体 数	平 成 19 年 度 中 の 増 減		平 成 20 年 度 当 初 に お け る 団 体 数（見 込 み）
			承 認（同 意） 団 体 数	完 了 等 団 体 数		同 意 団 体 数	完 了 予 定 団 体 数	
全 部 適 用 団 体	...	(17) 553	-	(17) 553	-	-	-	-
一 部 適 用 団 体	...	(1) 35	-	(1) 35	-	-	-	-
準 用 団 体	...	8	(2) 289	(2) 296	1	-	-	1
合 計	(36) 1,558	(18) 596	(2) 289	(20) 884	1	-	-	1

（注）（ ）書きは、府県の数であって、内書きである。

第11表 歳入決算額の状況

その1 総括

(単位 百万円・%)

区 分	平成18年度						平成17年度 純計額		比 較						
	都道府県		市町村		純計額				増減額	増減率			前年度増減率		
							都道府県	市町村		純計額	都道府県	市町村	純計額		
地方税	18,345,200	37.9	18,160,960	36.8	36,506,160	39.9	34,804,409	37.4	1,701,751	7.0	2.8	4.9	5.1	2.5	3.8
地方譲与税	2,358,589	4.9	1,369,946	2.8	3,728,536	4.1	1,848,962	2.0	1,879,574	176.3	37.6	101.7	111.8	30.8	58.8
地方特例交付金	280,920	0.6	535,040	1.1	815,960	0.9	1,518,006	1.6	△ 702,046	△ 67.8	△ 17.1	△ 46.2	88.0	0.7	37.4
地方交付税	8,622,328	17.8	7,373,022	14.9	15,995,350	17.5	16,958,719	18.2	△ 963,369	△ 6.5	△ 4.7	△ 5.7	△ 0.9	0.3	△ 0.4
市町村たばこ税都道府県交付金	3,818	0.0	-	-	-	-	-	-	-	103.8	-	-	皆増	-	-
利子割交付金	-	-	76,987	0.2	-	-	-	-	-	-	△ 21.5	-	-	△ 29.3	-
配当割交付金	-	-	69,525	0.1	-	-	-	-	-	-	46.9	-	-	69.0	-
株式等譲渡所得割交付金	-	-	60,967	0.1	-	-	-	-	-	-	△ 11.6	-	-	139.0	-
地方消費税交付金	-	-	1,306,180	2.6	-	-	-	-	-	-	4.5	-	-	△ 7.4	-
ゴルフ場利用税交付金	-	-	42,741	0.1	-	-	-	-	-	-	△ 1.9	-	-	△ 4.1	-
特別地方消費税交付金	-	-	22	0.0	-	-	-	-	-	-	△ 24.1	-	-	△ 44.2	-
自動車取得税交付金	-	-	325,107	0.7	-	-	-	-	-	-	2.7	-	-	△ 0.1	-
軽油引取税交付金	-	-	115,523	0.2	-	-	-	-	-	-	2.4	-	-	4.0	-
小計(一般財源)	29,610,855	61.1	29,436,021	59.6	57,046,006	62.3	55,130,096	59.3	1,915,910	5.4	1.6	3.5	6.1	2.2	4.4
分担金、負担金	406,293	0.8	572,827	1.2	515,251	0.6	532,629	0.6	△ 17,378	△ 10.0	△ 0.1	△ 3.3	△ 1.9	△ 5.8	△ 0.1
使用料、手数料	945,261	2.0	1,450,243	2.9	2,395,504	2.6	2,474,568	2.7	△ 79,064	△ 3.4	△ 3.1	△ 3.2	△ 3.6	1.3	△ 0.7
国庫支出金	5,520,083	11.4	4,927,033	10.0	10,447,116	11.4	11,809,626	12.7	△ 1,362,510	△ 16.2	△ 5.7	△ 11.5	△ 8.2	0.4	△ 4.6
交通安全対策特別交付金	49,673	0.1	33,873	0.1	83,546	0.1	79,232	0.1	4,314	5.0	6.1	5.4	△ 0.3	1.2	0.3
都道府県支出金	-	-	2,183,629	4.4	-	-	-	-	-	-	△ 2.1	-	-	5.9	-
財産収入	287,703	0.6	404,996	0.8	692,698	0.8	684,413	0.7	8,285	11.6	△ 5.0	1.2	22.8	1.0	8.2
寄附金	21,315	0.0	67,236	0.1	88,121	0.1	78,766	0.1	9,355	69.8	0.9	11.9	25.9	△ 22.2	△ 17.2
繰入金	791,443	1.6	1,213,619	2.5	2,005,062	2.2	2,419,274	2.6	△ 414,212	5.3	△ 27.2	△ 17.1	△ 21.7	△ 25.8	△ 24.6
繰越金	812,842	1.7	1,278,824	2.6	2,091,666	2.3	2,093,812	2.3	△ 2,146	2.3	△ 1.6	△ 0.1	△ 10.3	0.3	△ 4.0
諸収入	4,625,292	9.5	2,571,316	5.2	6,541,091	7.1	7,257,707	7.8	△ 716,616	△ 7.9	△ 11.3	△ 9.9	9.3	6.8	9.3
地方債	5,367,442	11.1	4,297,209	8.7	9,622,265	10.5	10,376,345	11.2	△ 754,080	△ 6.0	△ 8.9	△ 7.3	△ 20.3	△ 10.7	△ 16.2
特別区財政調整交付金	-	-	925,103	1.9	-	-	-	-	-	-	7.5	-	-	6.5	-
歳入合計	48,438,201	100.0	49,361,930	100.0	91,528,325	100.0	92,936,469	100.0	△ 1,408,144	△ 0.5	△ 2.2	△ 1.5	△ 0.6	△ 0.3	△ 0.5

(注) 「国庫支出金」には、国有提供施設等所在市町村助成交付金を含めた。

第11表 歳入決算額の状況（つづき）

その2 推 移

(単位 百万円)

区 分	歳 入 決 算 額						指 数					
	平成13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	13	14	15	16	17	18
地 方 税	35,548,783	33,378,518	32,665,727	33,538,805	34,804,409	36,506,160	100	94	92	94	98	103
地 方 譲 与 税	623,971	634,222	694,045	1,164,074	1,848,962	3,728,536	100	102	111	187	296	598
地方特例交付金	901,818	903,588	1,006,168	1,104,834	1,518,006	815,960	100	100	112	123	168	90
地 方 交 付 税	20,349,760	19,544,863	18,069,295	17,020,109	16,958,719	15,995,350	100	96	89	84	83	79
小計（一般財源）	57,424,333	54,461,192	52,435,236	52,827,821	55,130,096	57,046,006	100	95	91	92	96	99
分担金、負担金	588,488	593,041	564,705	532,906	532,629	515,251	100	101	96	91	91	88
使用料、手数料	2,498,125	2,485,265	2,492,113	2,491,719	2,474,568	2,395,504	100	99	100	100	99	96
国庫支出金	14,550,146	13,174,845	13,142,117	12,459,829	11,888,858	10,530,662	100	91	90	86	82	72
繰 入 金	2,277,231	3,050,909	2,939,715	3,208,015	2,419,274	2,005,062	100	134	129	141	106	88
繰 越 金	2,534,961	2,457,978	2,225,740	2,181,720	2,093,812	2,091,666	100	97	88	86	83	83
地 方 債	11,815,624	13,318,571	13,789,433	12,375,250	10,376,345	9,622,265	100	113	117	105	88	81
そ の 他	8,315,175	7,628,422	7,297,966	7,364,977	8,020,887	7,321,909	100	92	88	89	96	88
歳 入 合 計	100,004,082	97,170,222	94,887,025	93,442,236	92,936,469	91,528,325	100	97	95	93	93	92

(注) 「国庫支出金」には、交通安全対策特別交付金及び国有提供施設等所在市町村助成交付金を含めた。

(単位 %)

区 分	決 算 額 構 成 比						増 減 率					
	13	14	15	16	17	18	13	14	15	16	17	18
地 方 税	35.5	34.4	34.4	35.9	37.4	39.9	0.0	△ 6.1	△ 2.1	2.7	3.8	4.9
地 方 譲 与 税	0.6	0.7	0.7	1.2	2.0	4.1	0.6	1.6	9.4	67.7	58.8	101.7
地方特例交付金	0.9	0.9	1.1	1.2	1.6	0.9	△ 1.3	0.2	11.4	9.8	37.4	△ 46.2
地 方 交 付 税	20.3	20.1	19.0	18.2	18.2	17.5	△ 6.6	△ 4.0	△ 7.5	△ 5.8	△ 0.4	△ 5.7
小計（一般財源）	57.4	56.0	55.3	56.5	59.3	62.3	△ 2.4	△ 5.2	△ 3.7	0.7	4.4	3.5
分担金、負担金	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	△ 0.9	0.8	△ 4.8	△ 5.6	△ 0.1	△ 3.3
使用料、手数料	2.5	2.6	2.6	2.7	2.7	2.6	0.9	△ 0.5	0.3	△ 0.0	△ 0.7	△ 3.2
国庫支出金	14.5	13.6	13.9	13.3	12.8	11.5	0.7	△ 9.5	△ 0.2	△ 5.2	△ 4.6	△ 11.4
繰 入 金	2.3	3.1	3.1	3.4	2.6	2.2	6.6	34.0	△ 3.6	9.1	△ 24.6	△ 17.1
繰 越 金	2.5	2.5	2.3	2.3	2.3	2.3	12.5	△ 3.0	△ 9.4	△ 2.0	△ 4.0	△ 0.1
地 方 債	11.8	13.7	14.5	13.2	11.2	10.5	6.3	12.7	3.5	△ 10.3	△ 16.2	△ 7.3
そ の 他	8.4	7.9	7.7	8.0	8.5	8.0	△ 0.9	△ 8.3	△ 4.3	0.9	8.9	△ 8.7
歳 入 合 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	△ 0.3	△ 2.8	△ 2.3	△ 1.5	△ 0.5	△ 1.5

資料編

第12表 団体種別歳入の状況

区 分		地方税	地 方 譲 与 税	各 種 交 付 金	地方特例 交 付 金	地 方 交 付 税	国 庫 支 出 金	都道府県 支 出 金	地方債	うち合併 特例事業債	そ の 他	歳入合計	
決 算 額 (億 円)	平成18年度	大 都 市	42,845	2,143	4,693	1,261	5,831	12,908	2,109	9,932	273	18,903	100,625
		中 核 市	25,084	1,723	2,277	719	6,392	6,677	1,930	4,867	667	7,533	57,202
		特 例 市	16,308	1,078	1,503	464	2,692	3,634	1,537	2,862	342	4,642	34,720
		都 市	72,890	6,248	7,709	1,979	38,701	18,481	10,677	18,076	4,231	27,678	202,439
		中 都 市	38,961	2,813	3,787	1,126	10,900	9,025	4,604	7,250	1,455	12,846	91,312
		小 都 市	33,928	3,436	3,923	854	27,801	9,456	6,074	10,826	2,775	14,828	111,126
		町 村	15,327	1,912	1,938	366	20,114	3,791	3,792	5,845	726	8,980	62,065
		町村(1万人以上)	12,347	1,421	1,521	306	12,129	2,627	2,449	4,081	653	6,147	43,028
		町村(1万人未満)	2,979	492	417	59	7,985	1,164	1,343	1,764	74	2,834	19,037
		合 計	172,453	13,104	18,121	4,789	73,730	45,492	20,045	41,581	6,239	67,735	457,050
平成17年度	大 都 市	40,420	1,527	4,393	1,436	6,621	13,221	1,795	10,368	185	22,911	102,692	
	中 核 市	25,258	1,218	2,283	874	7,002	7,361	1,874	5,443	562	7,977	59,290	
	特 例 市	15,902	743	1,461	574	2,890	3,884	1,530	3,060	198	4,567	34,611	
	都 市	71,339	4,496	7,517	2,421	39,923	19,680	11,327	19,762	3,001	30,907	207,372	
	中 都 市	38,144	2,021	3,714	1,372	12,153	9,626	4,779	8,123	976	13,985	93,917	
	小 都 市	33,195	2,474	3,803	1,049	27,771	10,053	6,548	11,639	2,025	16,923	113,455	
	町 村	15,464	1,497	1,960	473	20,935	4,236	4,195	6,566	579	9,975	65,301	
	町村(1万人以上)	12,582	1,086	1,548	401	12,829	2,909	2,755	4,626	522	6,904	45,640	
	町村(1万人未満)	2,882	411	412	72	8,105	1,327	1,440	1,940	57	3,072	19,661	
	合 計	168,383	9,481	17,614	5,778	77,371	48,381	20,722	45,199	4,525	76,338	469,267	
構 成 比 (%)	平成18年度	大 都 市	24.8	16.4	25.9	26.3	7.9	28.4	10.5	23.9	4.4	27.9	22.0
		中 核 市	14.5	13.1	12.6	15.0	8.7	14.7	9.6	11.7	10.7	11.1	12.5
		特 例 市	9.5	8.2	8.3	9.7	3.7	8.0	7.7	6.9	5.5	6.9	7.6
		都 市	42.3	47.7	42.5	41.3	52.5	40.6	53.3	43.5	67.8	40.9	44.3
		中 都 市	22.6	21.5	20.9	23.5	14.8	19.8	23.0	17.4	23.3	19.0	20.0
		小 都 市	19.7	26.2	21.6	17.8	37.7	20.8	30.3	26.0	44.5	21.9	24.3
		町 村	8.9	14.6	10.7	7.6	27.3	8.3	18.9	14.1	11.6	13.3	13.6
		町村(1万人以上)	7.2	10.8	8.4	6.4	16.5	5.8	12.2	9.8	10.5	9.1	9.4
		町村(1万人未満)	1.7	3.8	2.3	1.2	10.8	2.6	6.7	4.2	1.2	4.2	4.2
		合 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
平成17年度	大 都 市	24.0	16.1	24.9	24.9	8.6	27.3	8.7	22.9	4.1	30.0	21.9	
	中 核 市	15.0	12.8	13.0	15.1	9.1	15.2	9.0	12.0	12.4	10.4	12.6	
	特 例 市	9.4	7.8	8.3	9.9	3.7	8.0	7.4	6.8	4.4	6.0	7.4	
	都 市	42.4	47.4	42.7	41.9	51.6	40.7	54.7	43.7	66.3	40.5	44.2	
	中 都 市	22.7	21.3	21.1	23.7	15.7	19.9	23.1	18.0	21.6	18.3	20.0	
	小 都 市	19.7	26.1	21.6	18.2	35.9	20.8	31.6	25.8	44.7	22.2	24.2	
	町 村	9.2	15.8	11.1	8.2	27.1	8.8	20.2	14.5	12.8	13.1	13.9	
	町村(1万人以上)	7.5	11.5	8.8	6.9	16.6	6.0	13.3	10.2	11.5	9.0	9.7	
	町村(1万人未満)	1.7	4.3	2.3	1.3	10.5	2.7	7.0	4.3	1.3	4.0	4.2	
	合 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
増 減 額 (億 円)	平成18年度	大 都 市	2,425	616	300	△ 175	△ 790	△ 313	314	△ 436	88	△ 4,008	△ 2,067
		中 核 市	△ 174	505	△ 6	△ 155	△ 610	△ 684	56	△ 576	105	△ 444	△ 2,088
		特 例 市	406	335	42	△ 110	△ 198	△ 250	7	△ 198	144	75	109
		都 市	1,551	1,752	192	△ 442	△ 1,222	△ 1,199	△ 650	△ 1,686	1,230	△ 3,229	△ 4,933
		中 都 市	817	792	73	△ 246	△ 1,253	△ 601	△ 175	△ 873	479	△ 1,139	△ 2,605
		小 都 市	733	962	120	△ 195	30	△ 597	△ 474	△ 813	750	△ 2,095	△ 2,329
		町 村	△ 137	415	△ 22	△ 107	△ 821	△ 445	△ 403	△ 721	147	△ 995	△ 3,236
		町村(1万人以上)	△ 235	335	△ 27	△ 95	△ 700	△ 282	△ 306	△ 545	131	△ 757	△ 2,612
		町村(1万人未満)	97	81	5	△ 13	△ 120	△ 163	△ 97	△ 176	17	△ 238	△ 624
		合 計	4,070	3,623	507	△ 989	△ 3,641	△ 2,889	△ 677	△ 3,618	1,714	△ 8,603	△ 12,217
増 減 率 (%)	平成18年度	大 都 市	6.0	40.3	6.8	△ 122	△ 11.9	△ 2.4	17.5	△ 4.2	47.6	△ 17.5	△ 2.0
		中 核 市	△ 0.7	41.5	△ 0.3	△ 177	△ 8.7	△ 9.3	3.0	△ 10.6	18.7	△ 5.6	△ 3.5
		特 例 市	2.6	45.1	2.9	△ 192	△ 6.9	△ 6.4	0.5	△ 6.5	72.7	1.6	0.3
		都 市	2.2	39.0	2.6	△ 183	△ 3.1	△ 6.1	△ 5.7	△ 8.5	41.0	△ 10.4	△ 2.4
		中 都 市	2.1	39.2	2.0	△ 17.9	△ 10.3	△ 6.2	△ 3.7	△ 10.7	49.1	△ 8.1	△ 2.8
		小 都 市	2.2	38.9	3.2	△ 186	0.1	△ 5.9	△ 7.2	△ 7.0	37.0	△ 12.4	△ 2.1
		町 村	△ 0.9	27.7	△ 1.1	△ 226	△ 3.9	△ 10.5	△ 9.6	△ 11.0	25.4	△ 10.0	△ 5.0
		町村(1万人以上)	△ 1.9	30.8	△ 1.7	△ 237	△ 5.5	△ 9.7	△ 11.1	△ 11.8	25.1	△ 11.0	△ 5.7
		町村(1万人未満)	3.4	19.7	1.2	△ 181	△ 1.5	△ 12.3	△ 6.7	△ 9.1	29.8	△ 7.7	△ 3.2
		合 計	2.4	38.2	2.9	△ 17.1	△ 4.7	△ 6.0	△ 3.3	△ 8.0	37.9	△ 11.3	△ 2.6

(注) 「国庫支出金」には、国有提供施設等所在市町村助成交付金を含めた。

第13表 地方税の状況

その1 総括

(単位 百万円・%)

区分	平成18年度						平成17年度						比較					
	都道府県		市町村		合計額		都道府県		市町村		合計額		増減率			前年度増減率		
													都道府県	市町村	合計額	都道府県	市町村	合計額
道府県税	16,324,289	89.0	-	-	16,324,289	44.7	15,226,925	88.9	-	-	15,226,925	43.7	7.2	-	7.2	5.1	-	5.1
市町村税	2,020,912	11.0	18,160,960	100.0	20,181,872	55.3	1,910,435	11.1	17,667,049	100.0	19,577,484	56.3	5.8	2.8	3.1	5.0	2.5	2.8
合計	18,345,200	100.0	18,160,960	100.0	36,506,160	100.0	17,137,360	100.0	17,667,049	100.0	34,804,409	100.0	7.0	2.8	4.9	5.1	2.5	3.8

(注) 都道府県欄の市町村税額は、東京都が徴収した市町村税相当分である。

その2 道府県税の収入状況(総括)

(単位 百万円・%)

区分	平成18年度				平成17年度				比較			
	調定額(A)	収入額(B)	徴収率(B/A)×100	(B)の構成比	調定額(C)	収入額(D)	徴収率(D/C)×100	(D)の構成比	増減額(B-D)(E)	増減率(E/D)×100	前年度増減率	
1 普通税	15,239,921	14,806,216	96.6	90.7	14,125,372	13,679,504	96.1	89.8	1,126,712	8.2	5.8	
(1) 法定普通税	15,194,309	14,760,604	96.5	90.4	14,080,090	13,634,242	96.1	89.5	1,126,362	8.3	5.8	
ア 道府県民税	4,208,757	3,989,226	94.8	24.4	3,807,124	3,585,419	94.2	23.5	403,807	11.3	5.5	
(ア) 個人分	2,920,391	2,712,568	92.9	16.6	2,651,427	2,441,953	92.1	16.0	270,615	11.1	8.0	
(イ) 法人分	1,128,877	1,117,168	99.0	6.8	978,342	966,110	98.7	6.3	151,058	15.6	11.9	
(ウ) 利子割	159,489	159,489	100.0	1.0	177,355	177,356	100.0	1.2	△17,867	△10.1	△35.2	
イ 事業税	5,648,866	5,579,132	98.8	34.2	4,983,161	4,914,186	98.6	32.3	664,946	13.5	13.3	
(ア) 個人分	235,872	216,455	91.8	1.3	237,531	215,817	90.9	1.4	638	0.3	0.1	
(イ) 法人分	5,412,995	5,362,677	99.1	32.9	4,745,630	4,698,368	99.0	30.9	664,309	14.1	13.9	
ウ 地方消費税	2,628,938	2,628,938	-	16.1	2,551,190	2,551,190	-	16.8	77,748	3.0	△2.4	
(ア) 譲渡割	2,028,071	2,028,071	-	12.4	2,046,635	2,046,635	-	13.4	△18,564	△0.9	△5.0	
(イ) 貨物割	600,867	600,867	-	3.7	504,555	504,555	-	3.3	96,312	19.1	9.6	
エ 不動産取得税	547,922	485,030	88.5	3.0	544,145	476,669	87.6	3.1	8,361	1.8	4.4	
オ 道府県たばこ税	280,791	280,669	100.0	1.7	275,294	275,163	100.0	1.8	5,506	2.0	△2.6	
カ ゴルフ場利用税	62,996	61,700	97.9	0.4	63,924	62,032	97.0	0.4	△332	△0.5	△2.8	
キ 自動車税	1,805,576	1,725,484	95.6	10.6	1,838,357	1,752,750	95.3	11.5	△27,266	△1.6	2.3	
ク 鉱区税	445	407	91.5	0.0	450	407	90.4	0.0	0	0.0	△0.5	
ケ 固定資産税	10,019	10,019	100.0	0.1	16,445	16,426	99.9	0.1	△6,407	△39.0	△0.4	
(2) 法定外普通税	45,612	45,612	100.0	0.3	45,281	45,262	100.0	0.3	350	0.8	0.4	
2 目的税	1,557,512	1,518,011	97.5	9.3	1,592,430	1,547,332	97.2	10.2	△29,321	△1.9	△0.7	
(1) 法定目的税	1,549,645	1,510,151	97.5	9.3	1,586,388	1,541,295	97.2	10.1	△31,144	△2.0	△0.8	
ア 自動車取得税	457,161	457,034	100.0	2.8	452,948	452,839	100.0	3.0	4,195	0.9	0.4	
イ 軽油引取税	1,090,017	1,050,651	96.4	6.4	1,130,911	1,085,926	96.0	7.1	△35,275	△3.2	△1.3	
ウ 狩猟税	2,467	2,467	100.0	0.0	2,529	2,529	100.0	0.0	△62	△2.5	△2.1	
(2) 法定外目的税	7,867	7,859	99.9	0.0	6,042	6,037	99.9	0.0	1,822	30.2	44.3	
3 旧法による税	883	62	7.0	0.0	1,476	90	6.1	0.0	△28	△31.1	△36.2	
合計	16,798,317	16,324,289	96.7	100.0	15,719,278	15,226,925	96.3	100.0	1,097,364	7.2	5.1	

(注) 1 収入額は、「第11表 歳入決算額の状況」の地方税の決算額から、東京都が徴収した市町村税相当額(平成18年度2,020,912百万円、平成17年度1,910,435百万円)を控除した額である。その3において同じ。

2 徴収率は、地方消費税を除いて計算した。

第13表 地方税の状況（つづき）

その3 道府県税の収入状況（個別団体）

（単位 百万円・％）

区 分	都道府県	平成18年度				平成17年度				比 較				(参考) 地方税の 歳入に占 める割合 (平成18 年度)
		道府県税		うち法人住民税 及び法人事業税		道府県税		うち法人住民税 及び法人事業税		道府県税		うち法人住民税 及び法人事業税		
		収入額 (A)	構成比	収入額 (B)	構成比	収入額 (C)	構成比	収入額 (D)	構成比	増減額 (A)-(C)	増減率	増減額 (B)-(D)	増減率	
財政力 指数が 1.0以上 の団体	東京都	2,906,160	17.8	1,649,880	25.5	2,692,283	17.7	1,485,137	26.2	213,877	7.9	164,743	11.1	72.2
	(1団体) (小計)	2,906,160	17.8	1,649,880	25.5	2,692,283	17.7	1,485,137	26.2	213,877	7.9	164,743	11.1	72.2
0.7以上 1.0未満 の団体	愛知県	1,228,168	7.5	586,721	9.1	1,088,655	7.1	472,977	8.3	139,513	12.8	113,744	24.0	56.0
	神奈川県	1,066,427	6.5	380,719	5.9	999,747	6.6	342,155	6.0	66,680	6.7	38,564	11.3	60.5
	大阪府	1,199,001	7.3	549,001	8.5	1,113,377	7.3	483,668	8.5	85,624	7.7	65,333	13.5	42.7
	(3団体) (小計)	3,493,596	21.4	1,516,441	23.4	3,201,780	21.0	1,298,800	22.9	291,816	9.1	217,641	16.8	51.7
0.5以上 0.7未満 の団体	千葉県	667,476	4.1	208,297	3.2	635,887	4.2	192,392	3.4	31,589	5.0	15,905	8.3	46.6
	静岡県	520,280	3.2	204,604	3.2	487,120	3.2	181,767	3.2	33,160	6.8	22,837	12.6	46.8
	埼玉県	739,329	4.5	229,560	3.5	681,715	4.5	190,558	3.4	57,614	8.5	39,002	20.5	47.1
	茨城県	372,863	2.3	133,891	2.1	353,884	2.3	118,484	2.1	18,979	5.4	15,407	13.0	35.7
	福岡県	553,161	3.4	195,741	3.0	510,136	3.4	171,129	3.0	43,025	8.4	24,612	14.4	37.2
	栃木県	273,729	1.7	103,647	1.6	250,076	1.6	83,882	1.5	23,653	9.5	19,765	23.6	34.5
	群馬県	247,240	1.5	85,111	1.3	228,086	1.5	69,340	1.2	19,154	8.4	15,771	22.7	32.5
	三重県	244,894	1.5	92,943	1.4	227,884	1.5	80,944	1.4	17,010	7.5	11,999	14.8	35.6
	京都府	310,626	1.9	123,385	1.9	299,895	2.0	117,139	2.1	10,731	3.6	6,246	5.3	37.9
	広島県	345,779	2.1	133,922	2.1	320,811	2.1	115,208	2.0	24,968	7.8	18,714	16.2	36.3
	兵庫県	628,209	3.8	219,251	3.4	573,397	3.8	180,739	3.2	54,812	9.6	38,512	21.3	28.6
	宮城県	264,081	1.6	88,930	1.4	251,975	1.7	80,398	1.4	12,106	4.8	8,532	10.6	33.2
	滋賀県	169,101	1.0	67,145	1.0	156,004	1.0	55,946	1.0	13,097	8.4	11,199	20.0	34.4
(13団体) (小計)	5,336,768	32.7	1,886,426	29.1	4,976,869	32.7	1,637,923	28.9	359,899	7.2	248,503	15.2	37.7	
0.4以上 0.5未満 の団体	岡山県	227,828	1.4	85,480	1.3	225,030	1.5	84,906	1.5	2,798	1.2	574	0.7	30.7
	岐阜県	240,346	1.5	76,713	1.2	223,025	1.5	62,624	1.1	17,321	7.8	14,089	22.5	30.4
	長野県	247,334	1.5	81,149	1.3	235,752	1.5	70,129	1.2	11,582	4.9	11,020	15.7	29.7
	香川県	119,973	0.7	43,504	0.7	111,692	0.7	37,280	0.7	8,281	7.4	6,224	16.7	27.6
	石川県	148,698	0.9	51,865	0.8	132,179	0.9	40,203	0.7	16,519	12.5	11,662	29.0	29.2
	福島県	231,845	1.4	76,355	1.2	222,720	1.5	70,087	1.2	9,125	4.1	6,268	8.9	27.6
	富山県	134,821	0.8	46,535	0.7	126,824	0.8	40,063	0.7	7,997	6.3	6,472	16.2	25.9

第13表 地方税の状況（つづき）

その3 道府県税の収入状況（個別団体）

（単位 百万円・％）

区 分	都道府県	平成18年度				平成17年度				比 較				(参考) 地方税の 歳入に占 める割合 (平成18 年度)
		道府県税		うち法人住民税 及び法人事業税		道府県税		うち法人住民税 及び法人事業税		道府県税		うち法人住民税 及び法人事業税		
		収入額 (A)	構成比	収入額 (B)	構成比	収入額 (C)	構成比	収入額 (D)	構成比	増減額 (A)-(C)	増減率	増減額 (B)-(D)	増減率	
(9 団体)	山口県	172,975	1.1	65,875	1.0	165,523	1.1	59,719	1.1	7,452	4.5	6,156	10.3	24.1
	新潟県	275,382	1.7	92,365	1.4	260,230	1.7	78,940	1.4	15,152	5.8	13,425	17.0	21.9
	(小 計)	1,799,203	11.0	619,843	9.6	1,702,975	11.2	543,950	9.6	96,228	5.7	75,893	14.0	27.1
0.3 以上 0.4 未満 の 団 体	奈良県	123,581	0.8	30,944	0.5	118,165	0.8	27,860	0.5	5,416	4.6	3,084	11.1	26.8
	山梨県	109,233	0.7	41,993	0.6	104,762	0.7	38,305	0.7	4,471	4.3	3,688	9.6	23.9
	北海道	582,075	3.6	152,496	2.4	550,879	3.6	126,427	2.2	31,196	5.7	26,069	20.6	22.8
	愛媛県	146,295	0.9	49,612	0.8	137,211	0.9	43,156	0.8	9,084	6.6	6,456	15.0	23.6
	福井県	108,563	0.7	38,291	0.6	102,624	0.7	33,875	0.6	5,939	5.8	4,416	13.0	22.8
	熊本県	169,669	1.0	49,461	0.8	160,825	1.1	43,472	0.8	8,844	5.5	5,989	13.8	22.7
	大分県	121,190	0.7	40,467	0.6	114,018	0.7	35,579	0.6	7,172	6.3	4,888	13.7	20.4
	徳島県	84,920	0.5	29,206	0.5	85,162	0.6	29,977	0.5	△ 242	△ 0.3	△ 771	△ 2.6	16.3
	山形県	113,622	0.7	31,568	0.5	110,871	0.7	28,828	0.5	2,751	2.5	2,740	9.5	20.0
	佐賀県	87,777	0.5	27,326	0.4	84,636	0.6	22,981	0.4	3,141	3.7	4,345	18.9	21.3
	和歌山県	99,385	0.6	33,731	0.5	88,356	0.6	23,836	0.4	11,029	12.5	9,895	41.5	19.4
(11 団体)	(小 計)	1,746,311	10.7	525,095	8.1	1,657,509	10.9	454,298	8.0	88,802	5.4	70,797	15.6	22.0
0.3 未満 の 団 体	鹿児島県	149,738	0.9	41,998	0.6	145,444	1.0	38,635	0.7	4,294	3.0	3,363	8.7	18.0
	岩手県	129,102	0.8	34,782	0.5	124,105	0.8	29,995	0.5	4,997	4.0	4,787	16.0	17.5
	青森県	149,248	0.9	36,295	0.6	137,153	0.9	26,240	0.5	12,095	8.8	10,055	38.3	20.5
	宮崎県	100,481	0.6	26,608	0.4	96,661	0.6	24,279	0.4	3,820	4.0	2,329	9.6	17.0
	沖縄県	104,772	0.6	31,845	0.5	95,825	0.6	24,316	0.4	8,947	9.3	7,529	31.0	17.8
	秋田県	101,120	0.6	25,835	0.4	99,872	0.7	25,346	0.4	1,248	1.2	489	1.9	15.9
	長崎県	115,664	0.7	31,530	0.5	109,425	0.7	26,093	0.5	6,239	5.7	5,437	20.8	17.4
	鳥取県	56,901	0.3	16,061	0.2	55,872	0.4	15,069	0.3	1,029	1.8	992	6.6	15.2
	高知県	66,801	0.4	17,183	0.3	63,877	0.4	14,868	0.3	2,924	4.6	2,315	15.6	15.2
	鳥根県	68,423	0.4	20,023	0.3	67,275	0.4	19,530	0.3	1,148	1.7	493	2.5	12.7
(10 団体)	(小 計)	1,042,251	6.4	282,160	4.4	995,509	6.5	244,371	4.3	46,742	4.7	37,789	15.5	17.0
全 国 計		16,324,289	100.0	6,479,845	100.0	15,226,925	100.0	5,664,478	100.0	1,097,364	7.2	815,367	14.4	33.7

(注) 道府県税の収入額に含まれる地方消費税については、都道府県間の清算を行った後の額を計上している。

資料編

第13表 地方税の状況（つづき）

その4 市町村税

(単位 百万円・%)

区 分	平成18年度				平成17年度				比 較		
	調定額 (A)	収入額 (B)	徴収率 (B)/(A) ×100	(B)の 構成比	調定額 (C)	収入額 (D)	徴収率 (D)/(C) ×100	(D)の 構成比	増減額 (B)-(D) (E)	増減率 (E)/(D) ×100	前年度 増減率
1 普通税	20,019,734	18,671,914	93.3	92.5	19,452,196	18,021,575	92.6	92.1	650,339	3.6	3.0
(1) 法定普通税	20,018,389	18,670,655	93.3	92.5	19,450,752	18,020,216	92.6	92.0	650,439	3.6	3.0
ア 市町村民税	9,610,469	9,074,403	94.4	45.0	8,705,501	8,155,530	93.7	41.7	918,873	11.3	6.4
(ア) 個人均等割	185,890	171,699	92.4	0.9	166,685	152,561	91.5	0.8	19,138	12.5	11.0
(イ) 所得割	6,540,450	6,066,695	92.8	30.1	6,031,574	5,545,961	91.9	28.3	520,734	9.4	4.1
(ウ) 法人均等割	417,701	405,109	97.0	2.0	416,423	403,024	96.8	2.1	2,085	0.5	1.5
(エ) 法人税割	2,466,428	2,430,901	98.6	12.0	2,090,819	2,053,984	98.2	10.5	376,917	18.4	13.8
イ 固定資産税	9,334,144	8,571,941	91.8	42.5	9,685,432	8,862,096	91.5	45.3	△290,155	△3.3	0.6
(ア) 純固定資産税	9,227,256	8,465,053	91.7	41.9	9,578,062	8,754,726	91.4	44.7	△289,673	△3.3	0.5
土地	3,705,816	3,394,740	91.6	16.8	3,737,136	3,405,760	91.1	17.4	△11,020	△0.3	△2.3
家屋	3,808,353	3,466,444	91.0	17.2	4,146,946	3,765,085	90.8	19.2	△298,641	△7.9	3.9
償却資産	1,713,088	1,603,869	93.6	7.9	1,693,980	1,583,881	93.5	8.1	19,988	1.3	△1.0
(イ) 交納付金	106,888	106,888	100.0	0.5	107,370	107,370	100.0	0.5	△482	△0.4	9.2
ウ 軽自動車税	176,557	157,347	89.1	0.8	169,965	151,460	89.1	0.8	5,887	3.9	3.8
エ 市町村たばこ税	862,287	861,979	100.0	4.3	845,615	845,291	100.0	4.3	16,688	2.0	△2.6
オ 鉱産税	1,684	1,684	100.0	0.0	1,566	1,566	100.0	0.0	118	7.5	10.3
カ 特別土地保有税	33,248	3,300	9.9	0.0	42,673	4,274	10.0	0.0	△974	△22.8	△42.7
(2) 法定外普通税	1,344	1,258	93.6	0.0	1,444	1,359	94.1	0.0	△101	△7.4	38.3
2 目的税	1,612,582	1,509,958	93.6	7.5	1,670,493	1,555,909	93.1	7.9	△45,951	△3.0	0.2
(1) 法定目的税	1,611,262	1,508,641	93.6	7.5	1,669,058	1,554,474	93.1	7.9	△45,833	△2.9	0.2
ア 入湯税	26,197	25,011	95.5	0.1	25,746	24,366	94.6	0.1	645	2.6	0.7
イ 事業所税	304,696	301,794	99.0	1.5	300,511	297,020	98.8	1.5	4,774	1.6	1.9
ウ 都市計画税	1,280,316	1,181,786	92.3	5.9	1,342,745	1,233,035	91.8	6.3	△51,249	△4.2	△0.3
エ 水利地益税	53	51	96.2	0.0	56	53	94.6	0.0	△2	△3.8	△43.6
(2) 法定外目的税	1,320	1,316	99.7	0.0	1,435	1,435	100.0	0.0	△119	△8.3	6.0
3 旧法による税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	21,632,315	20,181,871	93.3	100.0	21,122,689	19,577,483	92.7	100.0	604,388	3.1	2.8

(注) 収入額は、「第11表 歳入決算額の状況」の地方税の決算額に東京都が徴収した市町村税相当額（平成18年度2,020,912百万円、平成17年度1,910,435百万円）を加算した額である。

第 14 表 法定外普通税の状況

その 1 道府県税

(単位 百万円)

区 分	平成 18 年度		平成 17 年度		比 較	
	団 体 数 (A)	収 入 額 (B)	団 体 数 (C)	収 入 額 (D)	団 体 数 (A)-(C)	増 減 額 (B)-(D)
石油 価格 調整 税	1	975	1	973	-	2
核 燃 料 税	11	22,362	10	17,855	1	4,507
核 燃 料 物 質 等 取 扱 税	1	14,859	1	14,496	-	363
核 燃 料 等 取 扱 税	1	1,137	1	1,963	-	△ 826
臨 時 特 例 企 業 税	1	6,280	1	9,976	-	△ 3,696
合 計	15	45,612	14	45,262	1	350

(注) 「団体数」には、収入のあった団体数を計上している。

その 2 市町村税

(単位 百万円)

区 分	平成 18 年度		平成 17 年度		比 較	
	団 体 数 (A)	収 入 額 (B)	団 体 数 (C)	収 入 額 (D)	団 体 数 (A)-(C)	増 減 額 (B)-(D)
狭小 住 戸 集 合 住 宅 税	1	338	1	458	-	△ 120
砂 利 採 取 税	2	24	2	26	-	△ 2
別 荘 等 所 有 税	1	554	1	555	-	△ 1
山 砂 利 採 取 税	1	18	1	19	-	△ 1
歴 史 と 文 化 の 環 境 税	1	65	1	52	-	13
使 用 済 核 燃 料 税	1	260	1	249	-	11
合 計	7	1,258	7	1,359	-	△ 101

(注) 「団体数」には、収入のあった団体数を計上している。

第 15 表 法定外目的税の状況

その 1 道府県税

(単位 百万円)

区 分	平成 18 年度		平成 17 年度		比 較	
	団 体 数 (A)	収 入 額 (B)	団 体 数 (C)	収 入 額 (D)	団 体 数 (A)-(C)	増 減 額 (B)-(D)
産 業 廃 棄 物 税	21	4,558	17	2,880	4	1,678
宿 泊 税	1	1,291	1	1,193	-	98
産 業 廃 棄 物 処 理 税	1	802	1	903	-	△ 101
産 業 廃 棄 物 埋 立 税	1	926	1	935	-	△ 9
産 業 廃 棄 物 処 分 場 税	1	6	1	8	-	△ 2
乗 鞍 環 境 保 全 税	1	23	1	22	-	1
産 業 廃 棄 物 減 量 税	1	150	1	95	-	55
循 環 資 源 利 用 促 進 税	1	104	-	-	1	104
合 計	28	7,859	23	6,037	5	1,822

(注) 「団体数」には、収入のあった団体数を計上している。

その 2 市町村税

(単位 百万円)

区 分	平成 18 年度		平成 17 年度		比 較	
	団 体 数 (A)	収 入 額 (B)	団 体 数 (C)	収 入 額 (D)	団 体 数 (A)-(C)	増 減 額 (B)-(D)
使 用 済 核 燃 料 税	1	530	1	483	-	47
遊 漁 税	1	19	1	20	-	△ 1
一 般 廃 棄 物 埋 立 税	1	38	1	41	-	△ 3
環 境 未 来 税	1	725	1	887	-	△ 162
環 境 協 力 税	1	4	1	4	-	-
合 計	5	1,316	5	1,435	-	△ 119

(注) 「団体数」には、収入のあった団体数を計上している。

第 16 表 超過課税の状況

その 1 道府県税

(単位 百万円)

区 分	平成 18 年度		平成 17 年度		比 較	
	団 体 数 (A)	収 入 額 (B)	団 体 数 (C)	収 入 額 (D)	団 体 数 (A)-(C)	増 減 額 (B)-(D)
道府県民税個人均等割	16	7,176	8	1,895	8	5,281
道府県民税法人均等割	15	6,202	9	5,679	6	523
道府県民税法人税割	46	132,587	46	110,186	-	22,401
事業税法人分	7	129,540	7	114,497	-	15,043
自動車税	1	13	1	27	-	△ 14
合 計	-	275,518	-	232,286	-	43,232

その 2 市町村税

(単位 百万円)

区 分	平成 18 年度		平成 17 年度		比 較	
	団 体 数 (A)	収 入 額 (B)	団 体 数 (C)	収 入 額 (D)	団 体 数 (A)-(C)	増 減 額 (B)-(D)
市町村民税	1,026	331,698	1,024	279,059	2	52,639
個人均等割	-	-	-	-	-	-
所得割	-	-	-	-	-	-
法人均等割	404	14,575	410	14,455	△ 6	120
法人税割	1,021	317,123	1,019	264,604	2	52,519
固定資産税	163	34,791	168	37,381	△ 5	△ 2,590
土地	161	11,598	167	11,730	△ 6	△ 132
家屋	162	14,448	167	16,259	△ 5	△ 1,811
償却資産	163	8,746	168	9,392	△ 5	△ 646
軽自動車税	22	497	22	528	-	△ 31
鉱産税	10	9	11	9	△ 1	0
入湯税	2	23	2	24	-	△ 1
旧法による税	-	-	-	-	-	-
合 計	-	367,018	-	317,001	-	50,017

(注) 「市町村民税法人税割」には、東京都が徴収した市町村税相当額(108,749百万円)を含む。

第 17 表 地方税徴収率の推移

その 1 道府県税

(単位 %)

区 分	現年課税分	滞納繰越分	合 計
平成 13 年度	98.6	21.8	95.6
14	98.4	21.4	95.0
15	98.6	22.3	95.3
16	98.7	22.5	95.7
17	98.9	23.9	96.3
18	98.9	24.9	96.7

(注) 地方消費税を控除して算出した。

その 2 市町村税

(単位 %)

区 分	現年課税分	滞納繰越分	合 計
平成 13 年度	97.9	16.9	92.0
14	97.8	16.5	91.8
15	98.0	17.5	91.8
16	98.1	17.6	92.1
17	98.2	18.8	92.7
18	98.3	19.1	93.3

第18表 国税と地方税の収入状況

(単位 億円・%)

区 分	租 税 総 額						国 税						地 方 税					
	合 計		直 接 税		間 接 税 等		計		直 接 税		間 接 税 等		計		直 接 税		間 接 税 等	
昭和10年度	18	100.0	10	55.0	8	45.0	12	100.0	4	35.0	8	65.0	6	100.0	6	92.9	0	7.1
15	50	100.0	34	68.3	16	31.7	42	100.0	27	63.9	15	36.1	8	100.0	7	92.0	1	8.0
平成元年度	889,312	100.0	708,060	79.6	181,252	20.4	571,361	100.0	423,926	74.2	147,435	25.8	317,951	100.0	284,134	89.4	33,817	10.6
2	962,302	100.0	763,578	79.3	198,724	20.7	627,798	100.0	462,971	73.7	164,827	26.3	334,504	100.0	300,607	89.9	33,897	10.1
3	982,837	100.0	779,385	79.3	203,452	20.7	632,110	100.0	463,073	73.3	169,037	26.7	350,727	100.0	316,312	90.2	34,415	9.8
4	919,647	100.0	716,420	77.9	203,227	22.1	573,964	100.0	405,520	70.7	168,444	29.3	345,683	100.0	310,900	89.9	34,783	10.1
5	907,055	100.0	697,936	76.9	209,119	23.1	571,142	100.0	396,582	69.4	174,560	30.6	335,913	100.0	301,354	89.7	34,559	10.3
6	865,398	100.0	646,375	74.7	219,023	25.3	540,007	100.0	359,567	66.6	180,440	33.4	325,391	100.0	286,808	88.1	38,583	11.9
7	886,380	100.0	659,746	74.4	226,634	25.6	549,630	100.0	363,519	66.1	186,111	33.9	336,750	100.0	296,227	88.0	40,523	12.0
8	903,198	100.0	669,958	74.2	233,240	25.8	552,261	100.0	360,476	65.3	191,785	34.7	350,937	100.0	309,482	88.2	41,455	11.8
9	917,562	100.0	666,444	72.6	251,118	27.4	556,007	100.0	352,325	63.4	203,682	36.6	361,555	100.0	314,119	86.9	47,436	13.1
10	871,199	100.0	600,022	68.9	271,177	31.1	511,977	100.0	303,397	59.3	208,580	40.7	359,222	100.0	296,625	82.6	62,597	17.4
11	842,400	100.0	569,906	67.7	272,494	32.3	492,139	100.0	281,293	57.2	210,846	42.8	350,261	100.0	288,613	82.4	61,648	17.6
12	882,673	100.0	618,121	70.0	264,552	30.0	527,209	100.0	323,193	61.3	204,016	38.7	355,464	100.0	294,928	83.0	60,536	17.0
13	855,172	100.0	593,753	69.4	261,419	30.6	499,684	100.0	297,393	59.5	202,291	40.5	355,488	100.0	296,360	83.4	59,128	16.6
14	792,227	100.0	534,216	67.4	258,011	32.6	458,442	100.0	257,891	56.3	200,551	43.7	333,785	100.0	276,325	82.8	57,460	17.2
15	780,351	100.0	524,493	67.2	255,858	32.8	453,694	100.0	254,727	56.1	198,967	43.9	326,657	100.0	269,766	82.6	56,891	17.4
16	816,417	100.0	556,131	68.1	260,286	31.9	481,029	100.0	279,858	58.2	201,171	41.8	335,388	100.0	276,273	82.4	59,115	17.6
17	870,949	100.0	605,181	69.5	265,769	30.5	522,905	100.0	315,413	60.3	207,492	39.7	348,044	100.0	289,768	83.3	58,277	16.7
18	906,231	100.0	640,997	70.7	265,233	29.3	541,169	100.0	335,007	61.9	206,162	38.1	365,062	100.0	305,990	83.8	59,071	16.2

- (注) 1 国税は、租税（一般会計分、交付税及び譲与税配付金特別会計分、石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計分、電源開発促進対策特別会計分、道路整備特別会計分及び国債整理基金特別会計分）及び印紙収入のほか日本専売公社納付金を含む。
- 2 国税における直接税、間接税等の区分は次のとおりである。
 直接税……所得税、法人税、法人特別税、相続税、地価税、法人臨時特別税、会社臨時特別税、地租、営業収益税、営業税、資本利子税、法人資本税、釧区税、釧業税、外貨債特別税、取引所営業税、臨時利得税、利益配当税、公債及び社債利子税、配当利子特別税、増加所得税、非被災者特別税、戦時利得税、北支事件特別税、富裕税、再評価税、旧税、還付税及び琉球政府諸税
 間接税等…直接税以外のもの
- 3 地方税における直接税、間接税等の区分は次のとおりである。
 直接税……道府県民税、事業税、特別所得税、自動車税、釧区税、狩猟者税、狩猟免許税、狩猟者登録税、市町村民税、固定資産税、自転車荷車税、軽自動車税、釧産税、特別土地保有税、目的税（自動車取得税、軽油引取税、入湯税、法定外目的税を除く。）、国税附加税、特別地税、地租、家屋税、営業税、段別税、電柱税、漁業権税、軌道税、船舶税、電話加入権税、電話税、雑種税（一部）、段別割、戸数割、戸別割、家屋割、扇風機税、と畜税、犬税、使用人税、舟税、自転車税、荷車税及び金庫税
 間接税等…直接税以外の諸税

第19表 国民所得に対する租税負担率

(単位 億円・%)

区 分	国民所得		租 税 負 担 額								租 税 負 担 率				
	名目額	指数	国 税 (A)	指 数	地方税 (B)	指 数	地方税の内訳		計 (A)+(B)	指 数	国 税	地方税	地方税の内訳		計
							道府 県 税	市町 村 税					道府 県 税	市町 村 税	
昭和9～11 年度	144	-	12	-	6	-	2	4	18	-	8.5	4.4	1.8	2.6	12.9
16	358	-	49	-	9	-	2	7	58	-	13.8	2.5	0.6	2.0	16.2
36	160,819	100	22,269	100	9,065	100	4,442	4,623	31,334	100	13.8	5.6	2.8	2.9	19.5
平成8年度	3,806,211	2,367	552,261	2,480	350,937	3,871	145,915	205,022	903,198	2,882	14.5	9.2	3.8	5.4	23.7
9	3,819,989	2,375	556,007	2,497	361,555	3,988	149,478	212,077	917,562	2,928	14.6	9.5	3.9	5.6	24.0
10	3,689,215	2,294	511,977	2,299	359,222	3,963	153,195	206,027	871,199	2,780	13.9	9.7	4.2	5.6	23.6
11	3,643,409	2,266	492,139	2,210	350,261	3,864	145,863	204,399	842,400	2,688	13.5	9.6	4.0	5.6	23.1
12	3,718,039	2,312	527,209	2,367	355,464	3,921	155,850	199,614	882,673	2,817	14.2	9.6	4.2	5.4	23.7
13	3,613,335	2,247	499,684	2,244	355,488	3,922	155,303	200,185	855,172	2,729	13.8	9.8	4.3	5.5	23.7
14	3,557,610	2,212	458,442	2,059	333,785	3,682	138,035	195,750	792,228	2,528	12.9	9.4	3.9	5.5	22.3
15	3,580,792	2,227	453,694	2,037	326,657	3,603	136,931	189,726	780,351	2,490	12.7	9.1	3.8	5.3	21.8
16	3,638,976	2,263	481,029	2,160	335,388	3,700	144,870	190,518	816,417	2,606	13.2	9.2	4.0	5.2	22.4
17	3,666,612	2,280	522,905	2,348	348,044	3,839	152,269	195,775	870,949	2,780	14.3	9.5	4.2	5.3	23.8
18	3,732,466	2,321	541,169	2,430	365,062	4,027	163,243	201,819	906,231	2,892	14.5	9.8	4.4	5.4	24.3

(注) 1 国民所得は、内閣府経済社会総合研究所の推計により、平成7年度以降は「国民経済計算（93SNA、平成7年基準）」、昭和36年度は「国民経済計算（新SNA、平成2年基準）」、昭和16年度以前は「国民所得統計（旧SNA）」による数値である。
 2 国税は、租税（一般会計分、交付税及び譲与税配付金特別会計分、石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計分、電源開発促進対策特別会計分、道路整備特別会計分及び国債整理基金特別会計分）及び印紙収入のほか日本専売公社納付金を含む。

第 20 表 国民所得に対する租税負担率の外国との比較

(単位 %)

区 分	日 本			ア メ リ カ			イ ギ リ ス			ド イ ツ			フ ラ ン ス		
	国 税	地方税	合 計	連邦税	州 税	合 計	国 税	地方税	合 計	連邦税	州 税	合 計	国 税	地方税	合 計
昭和 9～11 年度	8.5	4.4	12.9	6.0		17.3	18.1	4.5	22.6	15.8		22.1	18.5
16	13.8	2.5	16.2	12.0		20.1	28.5	3.3	31.8	33.1	
19	22.3	1.5	23.8	19.2		24.0	38.6	2.9	41.5	42.2	
25	16.9	5.6	22.4	18.0		24.8	34.3	3.1	37.4	22.2		25.4	22.4	3.6	26.0
30	13.4	5.5	18.9	18.3		25.5	30.0	3.1	33.0	25.8		29.8	21.4	3.6	25.0
35	13.3	5.5	18.9	18.1	4.3	26.7	26.4	3.7	30.0	24.5		28.5	24.9	3.8	28.7
40	12.2	5.8	18.0	15.8		24.6	27.6	4.2	31.8	25.8		29.4	25.4	4.1	29.5
45	12.7	6.1	18.9	17.2		27.5	35.9	4.5	40.4	...		25.5	27.4
50	11.7	6.6	18.3	14.3	6.1	25.1	31.2	4.8	36.1	14.0	9.0	26.5	24.0	3.5	27.5
55	14.0	7.8	21.8	15.4	6.1	25.4	34.7	5.0	39.7	14.6	9.7	28.3	26.6	3.8	30.4
60	15.0	8.9	23.9	13.1	6.3	23.3	36.8	5.2	42.0	13.9	9.4	27.1	27.7	5.0	32.7
平成 2 年度	18.0	9.6	27.6	14.0	6.6	25.1	37.6	3.5	41.1	13.4	8.8	25.6	26.1	5.2	31.3
7	14.7	9.0	23.7	14.5	6.9	25.9	36.5	1.7	38.2	15.9	10.7	30.3	26.9	6.4	33.3
12	14.2	9.6	23.7	16.5	6.7	27.6	39.0	2.0	41.0	15.7	11.3	30.8	31.9	6.0	37.9
14	12.9	9.4	22.3	12.9	6.4	24.0	35.6	2.0	37.7	15.0	10.5	28.8	30.9	5.9	36.8
15	12.7	9.1	21.8	12.3	6.4	23.4	34.5	2.1	36.6	15.0	10.4	28.7	30.1	5.9	36.0
16	13.2	9.2	22.4	12.4	6.5	23.8	34.6	2.2	36.7	14.1	10.1	27.6	30.4	6.5	36.9
17	14.3	9.5	23.8	14.0	6.8	25.0	35.3	2.2	37.5	14.4	10.0	28.0	30.8	6.9	37.6
18	14.5	9.8	24.3

(注) 1 日本の国税は、租税（一般会計分、交付税及び譲与税配付金特別会計分、石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計分、電源開発促進対策特別会計分、道路整備特別会計分及び国債整理基金特別会計分）及び印紙収入のほか日本専売公社納付金を含む。
 2 財務省調べによる。
 3 日本以外は、暦年計数である。

資料編

第 21 表 地方譲与税の状況

(単位 百万円・%)

区 分	平 成 18 年 度			平 成 17 年 度			比 較		
	都道府県	市 町 村	計 (A)	都道府県	市 町 村	計 (B)	増 減 額 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B)×100	前 年 度 増 減 率
所 得 譲 与 税	2,179,400	830,001	3,009,401	669,540	446,360	1,115,900	1,893,501	169.7	162.6
地 方 道 路 譲 与 税	163,141	141,746	304,887	167,796	145,369	313,166	△ 8,279	△ 2.6	△ 2.3
石 油 ガ ス 譲 与 税	12,388	1,683	14,071	12,639	1,627	14,266	△ 195	△ 1.4	△ 3.8
特 別 と ん 譲 与 税	380	11,280	11,660	390	11,012	11,402	258	2.3	1.5
自 動 車 重 量 譲 与 税	-	372,116	372,116	-	378,157	378,157	△ 6,041	△ 1.6	0.8
航 空 機 燃 料 譲 与 税	3,280	13,119	16,399	3,210	12,862	16,072	327	2.0	△ 7.0
合 計	2,358,589	1,369,946	3,728,536	853,575	995,387	1,848,962	1,879,574	101.7	58.8

第 22 表 地方交付税の状況

その 1 収入状況

(単位 百万円・%)

区 分	平成 18 年 度						平成 17 年 度 地方交付税		比 較		
	普通交付税		特別交付税		計		交付額(B)	構成比	増減額 (A)-(B) (C)	増減率 (C)/(B) × 100	前年度 増減率
	交付額	構成比	交付額	構成比	交付額(A)	構成比					
都道府県	8,497,391	56.5	124,937	13.1	8,622,328	53.9	9,221,643	54.4	△ 599,315	△ 6.5	△ 0.9
市町村	6,543,420	43.5	829,602	86.9	7,373,022	46.1	7,737,076	45.6	△ 364,054	△ 4.7	0.3
大都市	562,441	3.7	20,701	2.2	583,141	3.6	661,831	3.9	△ 78,690	△ 11.9	△ 0.4
中核市	(589,498) 563,685	(3.9) 3.7	49,664	5.2	(639,161) 613,348	(4.0) 3.8	595,874	3.5	(43,287) 17,474	(7.3) 2.9	15.6
特例市	(240,681) 238,811	(1.6) 1.6	28,499	3.0	(269,180) 267,310	(1.7) 1.7	309,684	1.8	(△ 40,504) △ 42,374	(△ 13.1) △ 13.7	14.9
都市	(3,358,332) 3,364,167	(22.3) 22.4	511,798	53.6	(3,870,130) 3,875,964	(24.2) 24.2	3,378,149	19.9	(491,981) 497,815	(14.6) 14.7	33.9
町村	(1,792,468) 1,814,317	(11.9) 12.1	218,941	22.9	(2,011,409) 2,033,257	(12.6) 12.7	2,791,538	16.5	(△ 780,129) △ 758,281	(△ 27.9) △ 27.2	△ 25.4
合計	15,040,811	100.0	954,539	100.0	15,995,350	100.0	16,958,719	100.0	△ 963,369	△ 5.7	△ 0.4

- (注) 1 市町村分の区分は、平成 18 年 4 月 1 日現在である。なお、特別交付税については、平成 19 年 3 月 31 日現在のものである。
 2 市町村分の区分中 () 書きの数値は、平成 18 年 4 月 2 日から平成 19 年 3 月 31 日までにおける市町村合併等による異動後の数値である。

その 2 普通交付税算定状況 (平成 18 年度)

(単位 百万円)

区 分	基準財政需要額			基準財政収入額			財源超過額	財源不足額	普通 交付税額
	財源不足 団 体	財源超過 団 体	計	財源不足 団 体	財源超過 団 体	計			
都道府県	18,327,198	2,621,160	20,948,359	9,829,807	3,249,141	13,078,949	627,981	8,497,391	8,497,391
市町村	17,705,275	4,039,471	21,744,746	11,161,855	5,210,416	16,372,271	1,170,944	6,543,420	6,543,420
大都市	3,169,965	2,144,685	5,314,650	2,607,525	2,987,895	5,595,420	843,210	562,441	562,441
中核市	2,107,918	224,590	2,332,508	1,544,234	236,692	1,780,925	12,102	563,685	563,685
特例市	1,110,111	378,153	1,488,264	871,300	420,646	1,291,946	42,494	238,811	238,811
都市	8,247,800	1,103,574	9,351,373	4,883,633	1,312,836	6,196,469	209,262	3,364,167	3,364,167
町村	3,069,481	188,470	3,257,951	1,255,164	252,347	1,507,511	63,877	1,814,317	1,814,317
合計	36,032,473	6,660,632	42,693,105	20,991,662	8,459,557	29,451,219	1,798,925	15,040,811	15,040,811

- (注) 1 市町村分は、一般算定分と合併算定替分とを単純に合算したものである。
 2 特別区は、財源超過団体として大都市に含めた。その 3 において同じ。

その 3 基準財政需要額及び基準財政収入額の状況

(単位 百万円・%)

区 分	平成 18 年 度			平成 17 年 度			比 較			
	基準財政 需要額 (A)	基準財政 収入額 (B)	比 率 (B)/(A) × 100	基準財政 需要額 (C)	基準財政 収入額 (D)	比 率 (D)/(C) × 100	基準財政需要額		基準財政収入額	
							増減額 (A)-(C) (E)	増減率 (E)/(C) × 100	増減額 (B)-(D) (F)	増減率 (F)/(D) × 100
都道府県	20,948,359	13,078,949	62.4	19,921,487	11,137,527	55.9	1,026,872	5.2	1,941,422	17.4
市町村	21,744,746	16,372,271	75.3	22,087,032	16,242,923	73.5	△ 342,286	△ 1.5	129,348	0.8
大都市	5,314,650	5,595,420	105.3	5,330,156	5,419,315	101.7	△ 15,506	△ 0.3	176,105	3.2
中核市	2,332,508	1,780,925	76.4	2,429,028	1,895,648	78.0	△ 96,520	△ 4.0	△ 114,723	△ 6.1
特例市	1,488,264	1,291,946	86.8	1,553,424	1,306,360	84.1	△ 65,160	△ 4.2	△ 14,414	△ 1.1
都市	9,351,373	6,196,469	66.3	8,269,268	5,610,506	67.8	1,082,105	13.1	585,963	10.4
町村	3,257,951	1,507,511	46.3	4,505,156	2,011,094	44.6	△ 1,247,205	△ 27.7	△ 503,583	△ 25.0
合計	42,693,105	29,451,219	69.0	42,008,519	27,380,450	65.2	684,586	1.6	2,070,769	7.6

第 22 表 地方交付税の状況（つづき）

その 4 普通交付税交付・不交付団体数の状況

（単位 %）

区 分	平 成 18 年 度						平 成 17 年 度						比 較			
	交 付		不 交 付		計		交 付		不 交 付		計		交 付		不 交 付	
	増減数	増減率	増減数	増減率	増減数	増減率	増減数	増減率	増減数	増減率	増減数	増減率	増減数	増減率	増減数	増減率
都道府県	45	95.7	2	4.3	47	100.0	46	97.9	1	2.1	47	100.0	△ 1	△ 2.2	1	100.0
市町村	1,651	90.7	169	9.3	1,820	100.0	2,249	93.9	146	6.1	2,395	100.0	△ 598	△ 26.6	23	15.8
大都市	11	73.3	4 (1)	26.7	15 (1)	100.0	13	92.9	1 (1)	7.1	14 (1)	100.0	△ 2	△ 15.4	3	300.0
中核市	29	80.6	7	19.4	36	100.0	31	88.6	4	11.4	35	100.0	△ 2	△ 6.5	3	75.0
特例市	26	66.7	13	33.3	39	100.0	30	75.0	10	25.0	40	100.0	△ 4	△ 13.3	3	30.0
都市	605	87.8	84	12.2	689	100.0	585	90.0	65	10.0	650	100.0	20	3.4	19	29.2
町村	980	94.1	61	5.9	1,041	100.0	1,590	96.0	66	4.0	1,656	100.0	△ 610	△ 38.4	△ 5	△ 7.6
合 計	1,696	90.8	171	9.2	1,867	100.0	2,295	94.0	147	6.0	2,442	100.0	△ 599	△ 26.1	24	16.3

(注) 1 平成 17 年度における都道府県の不交付団体は東京都であり、平成 18 年度においては東京都及び愛知県である。
 2 特別区は、地方交付税法第 21 条（都等の特例）の規定のため、大都市の下段に（ ）外書きとしている。

第 23 表 一般財源の状況

その 1 総 括

（単位 百万円）

区 分	平 成 18 年 度			平 成 17 年 度			増 減 額		
	都道府県	市町村	純計額	都道府県	市町村	純計額	都道府県	市町村	純計額
地方税	18,345,200	18,160,960	36,506,160	17,137,360	17,667,049	34,804,409	1,207,840	493,911	1,701,751
地方譲与税	2,358,589	1,369,946	3,728,536	853,575	995,387	1,848,962	1,505,014	374,559	1,879,574
地方特例交付金	280,920	535,040	815,960	872,575	645,431	1,518,006	△ 591,655	△ 110,391	△ 702,046
地方交付税	8,622,328	7,373,022	15,995,350	9,221,643	7,737,076	16,958,719	△ 599,315	△ 364,054	△ 963,369
市町村たばこ税都道府県交付金	3,818	-	-	1,873	-	-	1,945	-	-
利子割交付金	-	76,987	-	-	98,090	-	-	△ 21,103	-
配当割交付金	-	69,525	-	-	47,339	-	-	22,186	-
株式等譲渡所得割交付金	-	60,967	-	-	68,982	-	-	△ 8,015	-
地方消費税交付金	-	1,306,180	-	-	1,249,432	-	-	56,748	-
ゴルフ場利用税交付金	-	42,741	-	-	43,576	-	-	△ 835	-
特別地方消費税交付金	-	22	-	-	29	-	-	△ 7	-
自動車取得税交付金	-	325,107	-	-	316,687	-	-	8,420	-
軽油引取税交付金	-	115,523	-	-	112,840	-	-	2,683	-
小 計（一般財源）	29,610,855	29,436,021	57,046,006	28,087,026	28,981,918	55,130,096	1,523,829	454,103	1,915,910
その他の財源	18,827,346	19,925,909	34,482,319	20,607,492	21,496,688	37,806,373	△ 1,780,146	△ 1,570,779	△ 3,324,054
歳入合計	48,438,201	49,361,930	91,528,325	48,694,518	50,478,606	92,936,469	△ 256,317	△ 1,116,676	△ 1,408,144

資料編

第23表 一般財源の状況 (つづき)

その2 市町村

(単位 百万円・%)

区分	大都市			中核市			特例市			都市			町村			特別区		
	決算額	構成比	増減率	決算額	構成比	増減率	決算額	構成比	増減率	決算額	構成比	増減率	決算額	構成比	増減率	決算額	構成比	増減率
地方税	4,284,469	42.6	6.0	2,508,365	43.9	△ 0.7	1,630,825	47.0	2.6	7,288,971	36.0	2.2	1,532,681	24.7	△ 0.9	915,650	30.1	10.5
地方譲与税	214,254	2.1	40.3	172,295	3.0	41.4	107,766	3.1	45.0	624,842	3.1	39.0	191,200	3.1	27.7	59,589	2.0	26.1
地方特例交付金	126,094	1.3	△ 12.2	71,900	1.3	△ 17.7	46,410	1.3	△ 19.2	197,916	1.0	△ 18.2	36,558	0.6	△ 22.7	56,163	1.8	△ 16.9
地方交付税	583,141	5.8	△ 11.9	639,161	11.2	△ 8.7	269,180	7.8	△ 6.8	3,870,130	19.1	△ 3.1	2,011,409	32.4	△ 3.9	-	-	-
利子割交付金	13,516	0.1	△ 22.2	8,808	0.2	△ 32.6	6,340	0.2	△ 28.2	28,476	0.1	△ 24.9	5,120	0.1	△ 32.6	14,727	0.5	10.7
配当割交付金	14,157	0.1	51.9	8,388	0.1	40.8	6,811	0.2	47.5	26,644	0.1	49.3	4,784	0.1	45.3	8,742	0.3	38.7
株式等譲渡所得割交付金	12,812	0.1	△ 4.5	7,414	0.1	△ 13.6	5,768	0.2	△ 11.2	23,045	0.1	△ 12.7	4,044	0.1	△ 15.6	7,884	0.3	△ 15.2
地方消費税交付金	247,954	2.5	9.8	167,867	2.9	1.9	105,913	3.1	4.8	528,066	2.6	3.8	123,799	2.0	1.1	132,580	4.4	4.7
ゴルフ場利用税交付金	1,893	0.0	7.1	3,571	0.1	2.1	1,923	0.1	0.4	25,229	0.1	△ 1.0	10,077	0.2	△ 7.1	48	0.0	△ 25.0
特別地方消費税交付金	12	0.0	△ 33.3	4	0.0	△ 42.9	1	0.0	△ 50.0	4	0.0	100.0	0	0.0	△ 0.0	-	-	-
自動車取得税交付金	63,448	0.6	7.8	31,656	0.6	△ 2.6	23,582	0.7	2.1	139,476	0.7	3.1	45,979	0.7	△ 2.2	20,966	0.7	5.1
軽油引取税交付金	115,523	1.1	2.4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
小計 (一般財源)	5,677,273	56.4	4.4	3,619,429	63.3	△ 1.2	2,204,518	63.5	2.2	12,752,800	63.0	1.5	3,965,652	63.9	△ 1.7	1,216,348	40.0	8.7
その他の財源	4,385,180	43.6	△ 6.4	2,100,722	36.7	△ 2.3	1,267,523	36.5	△ 1.9	7,491,084	37.0	△ 3.9	2,240,847	36.1	△ 3.3	1,826,448	60.0	△ 4.0
歳入合計	10,062,453	100.0	△ 2.0	5,720,151	100.0	△ 3.5	3,472,041	100.0	0.3	20,243,884	100.0	△ 2.4	6,206,499	100.0	△ 5.0	3,042,796	100.0	4.7

第24表 一般財源の推移

その1 純計

(単位 百万円・%)

区分	地方税			地方譲与税			地方特例交付金			地方交付税			合計		
	決算額	指数	対前年度増減率	決算額	指数	対前年度増減率	決算額	指数	対前年度増減率	決算額	指数	対前年度増減率	決算額	指数	対前年度増減率
昭和36年度	906,475	100	21.8	45,449	100	25.7	(639,860)	(100)	(皆増)	401,704	100	29.2	1,353,628	100	24.0
平成12年度	35,546,434	3,921	1.5	620,177	1,365	1.9	914,014	143	42.8	21,776,420	5,421	4.4	58,857,045	4,348	3.0
13	35,548,783	3,922	0.0	623,971	1,373	0.6	901,818	141	△ 1.3	20,349,760	5,066	△ 6.6	57,424,333	4,242	△ 2.4
14	33,378,518	3,682	△ 6.1	634,222	1,395	1.6	903,588	141	0.2	19,544,863	4,865	△ 4.0	54,461,192	4,023	△ 5.2
15	32,665,727	3,604	△ 2.1	694,045	1,527	9.4	1,006,168	157	11.4	18,069,295	4,498	△ 7.5	52,435,236	3,874	△ 3.7
16	33,538,805	3,700	2.7	1,164,074	2,561	67.7	1,104,834	173	9.8	17,020,109	4,237	△ 5.8	52,827,821	3,903	0.7
17	34,804,409	3,840	3.8	1,848,962	4,068	58.8	1,518,006	237	37.4	16,958,719	4,222	△ 0.4	55,130,096	4,073	4.4
18	36,506,160	4,027	4.9	3,728,536	8,204	101.7	815,960	128	△ 46.2	15,995,350	3,982	△ 5.7	57,046,006	4,214	3.5

(注) 地方特例交付金の()書きは平成11年度の数値である。その2、その3において同じ。

第24表 一般財源の推移（つづき）

その2 都道府県

（単位 百万円・％）

区分	地方税			地方譲与税			地方特例交付金			地方交付税			市町村たばこ税 都道府県交付金			合計		
	決算額	指数	対前年度 増減率	決算額	指数	対前年度 増減率	決算額	指数	対前年度 増減率	決算額	指数	対前年度 増減率	決算額	指数	対前年度 増減率	決算額	指数	対前年度 増減率
昭和36年度	497,725	100	26.1	43,939	100	25.7	(142,188)	(100)	(皆増)	267,744	100	26.8	-	-	-	809,408	100	26.3
平成12年度	17,456,122	3,507	6.2	132,292	301	1.2	251,731	177	77.0	11,782,870	4,401	5.8	-	-	-	29,623,015	3,660	6.4
13	17,406,306	3,497	△ 0.3	133,002	303	0.5	235,019	165	△ 6.6	11,075,261	4,137	△ 6.0	-	-	-	28,849,588	3,564	△ 2.6
14	15,556,230	3,125	△ 10.6	138,498	315	4.1	237,633	167	1.1	10,817,819	4,040	△ 2.3	-	-	-	26,750,181	3,305	△ 7.3
15	15,425,989	3,099	△ 0.8	174,153	396	25.7	351,289	247	47.8	9,978,502	3,727	△ 7.8	-	-	-	25,929,932	3,204	△ 3.1
16	16,306,851	3,276	5.7	402,981	917	131.4	464,113	326	32.1	9,308,168	3,477	△ 6.7	-	-	-	26,482,113	3,272	2.1
17	17,137,360	3,443	5.1	853,575	1,943	111.8	872,575	614	88.0	9,221,643	3,444	△ 0.9	1,873	100	皆増	28,087,026	3,470	6.1
18	18,345,200	3,686	7.0	2,358,589	5,368	176.3	280,920	198	△ 67.8	8,622,328	3,220	△ 6.5	3,818	204	103.8	29,610,855	3,658	5.4

（注）市町村たばこ税都道府県交付金については、平成17年度を100として指数を算出している。

その3 市町村

（単位 百万円・％）

区分	地方税			地方譲与税			地方特例交付金			地方交付税			その他			合計		
	決算額	指数	対前年度 増減率	決算額	指数	対前年度 増減率	決算額	指数	対前年度 増減率	決算額	指数	対前年度 増減率	決算額	指数	対前年度 増減率	決算額	指数	対前年度 増減率
昭和36年度	408,750	100	16.9	1,510	100	23.8	(497,672)	(100)	(皆増)	133,960	100	34.2	1,501	100	58.0	545,721	100	20.8
平成12年度	18,090,312	4,426	△ 2.7	487,884	32,310	2.0	662,283	133	33.1	9,993,551	7,460	2.7	2,419,814	161,213	25.1	31,653,845	5,800	1.3
13	18,142,477	4,439	0.3	490,969	32,515	0.6	666,799	134	0.7	9,274,500	6,923	△ 7.2	2,408,431	160,455	△ 0.5	30,983,176	5,677	△ 2.1
14	17,822,288	4,360	△ 1.8	495,724	32,829	1.0	665,955	134	△ 0.1	8,727,044	6,515	△ 5.9	1,739,742	115,906	△ 27.8	29,450,753	5,397	△ 4.9
15	17,239,738	4,218	△ 3.3	519,893	34,430	4.9	654,879	132	△ 1.7	8,090,793	6,040	△ 7.3	1,828,474	121,817	5.1	28,333,778	5,192	△ 3.8
16	17,231,954	4,216	△ 0.0	761,093	50,404	46.4	640,721	129	△ 2.2	7,711,941	5,757	△ 4.7	2,015,596	134,284	10.2	28,361,304	5,197	0.1
17	17,667,049	4,322	2.5	995,387	65,920	30.8	645,431	130	0.7	7,737,076	5,776	0.3	1,936,975	129,046	△ 3.9	28,981,918	5,311	2.2
18	18,160,960	4,443	2.8	1,369,946	90,725	37.6	535,040	108	△ 17.1	7,373,022	5,504	△ 4.7	1,997,053	133,048	3.1	29,436,021	5,394	1.6

（注）「その他」は、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、特別地方消費税交付金、自動車取得税交付金及び軽油引取税交付金である。

第 25 表 一般財源の人口 1 人当たり額の状況

その 1 都道府県

(単位 円・%)

グループ	区 分	地 方 税		地 方 交 付 税		一 般 財 源	
		人 口 1 人 当 たり 額	歳 入 構 成 比	人 口 1 人 当 たり 額	歳 入 構 成 比	人 口 1 人 当 たり 額	歳 入 構 成 比
B ₁	愛知県	152,291	53.0	80	0.0	178,157	62.0
	神奈川県	105,543	57.0	7,394	4.0	132,590	71.6
	大阪府	120,110	39.3	28,422	9.3	166,495	54.4
	(平均)	124,290	48.3	12,687	4.9	157,818	61.3
	千葉県	95,362	43.0	26,314	11.9	140,784	63.6
B ₂	静岡県	120,608	43.5	38,201	13.8	177,692	64.1
	埼玉県	91,139	43.6	30,695	14.7	140,787	67.3
	茨城県	110,745	33.0	54,745	16.3	184,355	54.9
	福井県	93,381	33.5	54,285	19.5	165,140	59.2
	栃木県	121,224	31.9	65,023	17.1	205,532	54.1
	群馬県	107,702	29.8	69,460	19.2	196,069	54.2
	三重県	116,761	32.8	73,599	20.7	210,070	59.1
	京都府	103,923	34.4	58,554	19.4	180,972	59.9
	広島県	104,270	33.0	63,618	20.1	187,072	59.1
	兵庫県	96,421	25.5	59,097	15.7	174,207	46.1
	宮城県	95,949	29.7	77,188	23.9	191,332	59.2
滋賀県	110,145	31.9	78,105	22.6	209,220	60.5	
(平均)	101,804	34.5	50,854	17.2	171,479	58.1	
C	岡山県	103,219	28.1	76,890	21.0	199,211	54.3
	山梨県	99,538	27.6	86,523	24.0	205,669	56.9
	長野県	98,268	26.8	106,278	29.0	224,067	61.2
	香川県	102,598	25.0	106,717	26.0	228,445	55.7
	石川県	112,589	26.7	118,512	28.1	251,049	59.6
	福島県	98,013	25.2	110,388	28.4	227,333	58.5
	富山県	106,979	23.5	115,932	25.5	243,059	53.5
	山口県	102,980	22.0	112,771	24.1	235,448	50.3
	新潟県	99,951	19.8	120,492	23.9	239,791	47.5
	(平均)	101,726	24.6	104,951	25.4	226,119	54.7
D	奈良県	73,935	23.8	100,467	32.3	194,026	62.4
	山梨県	110,002	21.7	139,141	27.4	268,496	52.9
	北海道	88,361	20.0	127,003	28.8	235,303	53.4
	愛媛県	86,290	21.2	118,492	29.1	223,592	55.0
	福井県	118,081	20.8	151,446	26.7	289,856	51.0
	熊本県	79,196	20.3	120,212	30.7	217,579	55.6
	大分県	86,569	18.3	145,978	30.8	251,710	53.1
	徳島県	91,377	14.5	175,961	28.0	286,919	45.7
	山形県	81,503	17.7	156,210	34.0	257,525	56.0
	佐賀県	88,938	19.2	158,577	34.3	265,623	57.5
和歌山県	81,725	17.3	155,698	32.9	256,916	54.2	
(平均)	87,675	19.6	134,170	30.0	241,258	54.0	
E	鹿児島県	73,712	15.9	159,850	34.4	252,600	54.4
	鹿嶋市	81,383	15.5	174,195	33.3	275,679	52.6
	青森県	90,830	18.5	159,930	32.5	269,403	54.8
	宮崎県	73,938	15.0	161,329	32.7	253,899	51.5
	沖縄県	65,727	15.8	142,121	34.2	223,385	53.8
	秋田県	75,915	14.0	177,027	32.6	271,918	50.1
	長崎県	66,121	15.1	157,810	36.1	242,140	55.3
	鳥取県	80,503	13.4	213,582	35.5	314,560	52.2
	高知県	71,565	13.2	215,916	39.8	308,506	56.9
	高島根県	79,728	11.1	248,117	34.5	349,850	48.7
(平均)	75,615	15.0	172,957	34.3	267,517	53.1	
F	東京都	303,414	66.4	-	-	336,889	73.7
	(平均)	(214,769)	(58.3)	-	-	(248,244)	(67.4)
総平均	{ 東京都を含む }	121,390	33.9	67,864	18.9	210,059	58.6
	{ 東京都を含まず }	101,771	29.3	75,178	21.6	196,389	56.5

(注) 1 グループの分類は次による。

グループ	B ₁	B ₂	C	D	E
財政指数	0.7~1.0の団体	0.5~0.7の団体	0.4~0.5の団体	0.3~0.4の団体	0.3未満の団体

2 (1) 地方税の額は、東京都以外の団体については利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、特別地方消費税交付金、自動車取得税交付金、軽油引取税交付金（以下「8交付金」という。）として市町村に交付する額を除いたものである。

(2) 東京都の地方税については、上記8交付金のほかに特別区財政調整交付金を除いたものである。

なお、()内の数値は、東京都の地方税に都が徴収した市町村税相当額が含まれていることを考慮し、上記8交付金のほかに当該市町村税相当額を除いたものを計上している。

3 人口1人当たり額は、平成19年3月31日現在住民基本台帳登録人口で除して得た額である。その2において同じ。

第25表 一般財源の人口1人当たり額の状況（つづき）

その2 市 町 村

(1) 類型区分

ア 都 市

人 口	産 業 構 造 類 型	Ⅱ次、Ⅲ次 95%以上		Ⅱ次、Ⅲ次 95%未満	
		Ⅲ 次 65%以上	Ⅲ 次 65%未 満	Ⅲ 次 55%以上	Ⅲ 次 55%未 満
		3	2	1	0
50,000 人未満	I	I - 3	I - 2	I - 1	I - 0
50,000 人以上 ~ 100,000 人未満	II	II - 3	II - 2	II - 1	II - 0
100,000 人以上 ~ 150,000 人未満	III	III - 3	III - 2	III - 1	III - 0
150,000 人以上	VI	IV - 3	IV - 2	IV - 1	IV - 0

(注) 1 人口及び産業構造は、平成17年国勢調査による。
2 大都市、特別区、中核市及び特例市についてはそれぞれ1類型とし本表に含まない。

イ 町 村

人 口	産 業 構 造 類 型	Ⅱ次、Ⅲ次 80%以上		Ⅱ次、Ⅲ次 80%未 満
		Ⅲ 次 55%以上	Ⅲ 次 55%未 満	
		2	1	0
5,000 人未満	I	I - 2	I - 1	I - 0
5,000 人以上 ~ 10,000 人未満	II	II - 2	II - 1	II - 0
10,000 人以上 ~ 15,000 人未満	III	III - 2	III - 1	III - 0
15,000 人以上 ~ 20,000 人未満	IV	IV - 2	IV - 1	IV - 0
20,000 人以上	V	V - 2	V - 1	V - 0

資料編

第25表 一般財源の人口1人当たり額の状況（つづき）

その2 市町村（つづき）

(2) 一般財源の人口1人当たり額

(単位 円・%)

類 型	地 方 税		地 方 交 付 税		一 般 財 源	
	人口1人当たり額	歳入構成比	人口1人当たり額	歳入構成比	人口1人当たり額	歳入構成比
大 都 市	190,929	42.6	25,987	5.8	252,997	56.4
特 別 区	109,794	30.1	-	-	256,778	70.4
中 核 市	150,011	43.9	38,225	11.2	216,457	63.3
特 例 市	148,090	47.0	24,443	7.8	200,185	63.5
都 市						
I - 0	106,769	22.4	161,651	33.9	299,719	62.9
I - 1	100,681	21.4	159,498	33.9	289,444	61.4
I - 2	142,935	37.1	76,318	19.8	250,662	65.0
I - 3	121,500	26.0	128,319	27.5	277,345	59.5
II - 0	123,814	29.4	114,322	27.2	270,134	64.2
II - 1	117,505	30.8	93,473	24.5	239,755	62.8
II - 2	146,283	44.5	39,046	11.9	215,162	65.5
II - 3	141,244	44.2	31,820	9.9	199,975	62.5
III - 0	129,283	32.6	87,289	22.0	249,008	62.8
III - 1	121,560	32.3	76,257	20.2	226,036	60.0
III - 2	159,867	47.6	26,773	8.0	216,822	64.6
III - 3	142,242	46.0	28,814	9.3	197,569	63.9
IV - 0	162,680	48.4	20,221	6.0	215,908	64.2
IV - 1	136,731	36.7	59,787	16.0	225,984	60.6
IV - 2	154,121	48.7	22,996	7.3	207,210	65.5
IV - 3	156,694	53.7	9,545	3.3	193,392	66.2
町 村						
I - 0	89,378	8.8	503,143	49.7	638,082	63.0
I - 1	107,744	13.4	359,796	44.8	500,585	62.3
I - 2	176,334	15.5	455,856	39.9	676,903	59.3
II - 0	93,622	12.8	329,440	44.9	460,732	62.9
II - 1	114,392	20.8	211,947	38.6	359,712	65.6
II - 2	141,719	25.0	173,586	30.6	347,946	61.3
III - 0	81,649	13.5	261,181	43.2	375,742	62.1
III - 1	125,447	27.2	148,970	32.4	307,297	66.7
III - 2	122,619	26.4	136,809	29.5	290,074	62.5
IV - 0	88,134	17.3	199,994	39.3	320,356	63.0
IV - 1	107,254	27.1	131,828	33.3	270,879	68.3
IV - 2	113,844	27.7	113,338	27.6	256,349	62.4
V - 0	79,266	15.2	216,870	41.5	326,289	62.5
V - 1	139,390	36.8	78,827	20.8	251,121	66.3
V - 2	116,977	36.4	64,610	20.1	209,543	65.2

資料編

第 26 表 国・県支出金の状況

その 1 国庫支出金の状況

(単位 百万円・%)

区 分	平成 18 年 度						平成 17 年度 純 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額				増 減 額	増 減 率	前年度 増減率
義務教育費	1,661,210	29.8	-	-	1,661,210	15.8	2,063,775	17.4	△ 402,565	△ 19.5	△ 18.9
生活保護費	127,912	2.3	1,876,845	37.8	2,004,758	19.0	1,974,026	16.6	30,732	1.6	2.1
児童保護費	111,315	2.0	365,081	7.4	476,396	4.5	542,920	4.6	△ 66,524	△ 12.3	△ 1.2
結核医療費	2,152	0.0	2,950	0.1	5,102	0.0	5,791	0.0	△ 689	△ 11.9	△ 15.2
精神保健費	41,764	0.7	-	-	41,764	0.4	54,229	0.5	△ 12,465	△ 23.0	11.0
老人保護費	1,032	0.0	1,174	0.0	2,206	0.0	8,150	0.1	△ 5,944	△ 72.9	△ 86.7
普通建設事業費	2,083,602	37.4	1,028,533	20.7	3,112,135	29.6	3,340,668	28.1	△ 228,533	△ 6.8	△ 6.6
災害復旧事業費	239,594	4.3	90,907	1.8	330,501	3.1	495,476	4.2	△ 164,975	△ 33.3	86.4
失業対策事業費	-	-	8,020	0.2	8,020	0.1	5,520	0.0	2,500	45.3	△ 4.7
委託金	80,728	1.4	79,131	1.6	159,859	1.5	304,402	2.6	△ 144,543	△ 47.5	21.4
普通建設事業	10,201	0.2	5,346	0.1	15,547	0.1	15,504	0.1	43	0.3	△ 4.7
その他	70,527	1.2	73,785	1.5	144,312	1.4	288,898	2.5	△ 144,586	△ 50.0	23.2
財政補給金	5,674	0.1	7,032	0.1	12,705	0.1	14,236	0.1	△ 1,531	△ 10.8	△ 1.4
その他	1,214,772	22.0	1,501,233	30.3	2,716,006	25.9	3,079,665	25.8	△ 363,659	△ 11.8	△ 3.8
合 計	5,569,755	100.0	4,960,906	100.0	10,530,662	100.0	11,888,858	100.0	△ 1,358,196	△ 11.4	△ 4.6

(注) 交通安全対策特別交付金及び国有提供施設等所在市町村助成交付金を含む。

その 2 都道府県支出金の状況

(単位 百万円・%)

区 分	決 算 額				比 較		
	平成 18 年 度		平成 17 年 度		増 減 額	増 減 率	前年度増減率
国庫財源を伴うもの	1,100,218	50.4	1,174,693	52.7	△ 74,475	△ 6.3	2.9
児童保護費負担金	118,563	5.4	111,364	5.0	7,199	6.5	△ 9.3
老人保護費負担金	1,242	0.1	4,770	0.2	△ 3,528	△ 74.0	△ 71.9
普通建設事業費支出金	195,941	9.0	224,627	10.1	△ 28,686	△ 12.8	△ 14.7
災害復旧事業費支出金	59,024	2.7	96,039	4.3	△ 37,015	△ 38.5	145.1
委託金	32,825	1.5	125,996	5.6	△ 93,171	△ 73.9	57.4
普通建設事業	13,235	0.6	18,482	0.8	△ 5,247	△ 28.4	14.3
災害復旧事業	689	0.0	401	0.0	288	71.8	27.3
その他	18,901	0.9	107,113	4.8	△ 88,212	△ 82.4	68.5
その他	692,623	31.7	611,897	27.5	80,726	13.2	△ 1.2
都道府県費のみのもの	1,083,411	49.6	1,055,660	47.3	27,751	2.6	9.4
普通建設事業費支出金	196,993	9.0	197,904	8.9	△ 911	△ 0.5	△ 3.9
災害復旧事業費支出金	2,112	0.1	2,082	0.1	30	1.4	79.6
その他	884,306	40.5	855,674	38.3	28,632	3.3	12.9
合 計	2,183,629	100.0	2,230,353	100.0	△ 46,724	△ 2.1	5.9

(注) 「国庫財源を伴うもの」は、国庫支出金として都道府県の予算に計上されたうえ交付され、又は国庫支出金に加えて国の法令の規定に基づく都道府県の補助負担分として交付されたものである。

第 27 表 地方債発行状況

(単位 百万円・%)

区 分	平成 18 年 度						平成 17 年 度 純 計 額		比 較			
	都道府県		市 町 村		純 計 額				増 減 額	増 減 率	前年度 増 減 率	
(発行目的別)												
一般公共事業債	1,484,985	27.7	257,784	6.0	1,742,769	18.1	2,132,894	20.6	△ 390,125	△ 18.3	△ 7.0	
うち財源対策債	982,462	18.3	154,839	3.6	1,137,301	11.8	1,321,948	12.7	△ 184,647	△ 14.0	△ 6.7	
公営住宅建設事業債	64,070	1.2	82,915	1.9	146,985	1.5	171,828	1.7	△ 24,843	△ 14.5	△ 3.3	
災害復旧事業債	80,365	1.5	34,885	0.8	115,250	1.2	160,614	1.5	△ 45,364	△ 28.2	17.6	
教育・福祉施設等整備事業債	170,529	3.2	489,379	11.4	659,907	6.9	…	…	…	…	…	
一般単独事業債	1,500,836	28.0	1,329,821	30.9	2,830,656	29.4	3,191,609	30.8	△ 360,953	△ 11.3	△ 13.2	
辺地対策事業債	-	-	39,945	0.9	39,945	0.4	44,297	0.4	△ 4,352	△ 9.8	△ 13.4	
過疎対策事業債	-	-	184,860	4.3	184,860	1.9	210,427	2.0	△ 25,567	△ 12.2	△ 16.1	
首都圏等整備事業債	8,292	0.2	-	-	8,292	0.1	14,451	0.1	△ 6,159	△ 42.6	△ 22.7	
公共用地先行取得等事業債	37,995	0.7	72,860	1.7	110,855	1.2	118,859	1.1	△ 8,004	△ 6.7	△ 16.6	
行政改革推進債	242,658	4.5	32,123	0.7	274,781	2.9	-	-	274,781	皆増	-	
退職手当債	170,723	3.2	63,627	1.5	234,349	2.4	6,785	0.1	227,564	3,353.9	△ 62.6	
国の予算貸付・政府関係機関貸付債	12,208	0.2	8,009	0.2	20,218	0.2	20,150	0.2	68	0.3	△ 0.1	
財源対策債	38,290	0.7	101,856	2.4	140,146	1.5	158,030	1.5	△ 17,884	△ 11.3	△ 16.7	
減収補てん債	585	0.0	1,529	0.0	2,114	0.0	21,605	0.2	△ 19,491	△ 90.2	△ 43.6	
減税補てん債	137,918	2.6	172,134	4.0	310,052	3.2	461,556	4.4	△ 151,504	△ 32.8	△ 40.5	
臨時財政対策債	1,354,304	25.2	1,229,718	28.6	2,584,021	26.9	2,902,916	28.0	△ 318,895	△ 11.0	△ 23.0	
都道府県貸付金	-	-	84,466	2.0	42,079	0.4	40,778	0.4	1,301	3.2	△ 10.9	
その他の	63,684	1.1	111,298	2.7	174,986	1.8	719,546	7.0	…	…	…	
合 計	5,367,442	100.0	4,297,209	100.0	9,622,265	100.0	10,376,345	100.0	△ 754,080	△ 7.3	△ 16.2	
うち財源対策債	1,020,752	19.0	256,695	6.0	1,277,447	13.3	1,479,978	14.3	△ 202,531	△ 13.7	△ 7.9	
(借入先別)												
政 府 資 金	641,699	12.0	1,664,151	38.7	2,305,850	24.0	3,439,435	33.1	△ 1,133,585	△ 33.0	△ 16.3	
財政融資資金	629,335	11.7	1,439,813	33.5	2,069,148	21.5	2,527,168	24.4	△ 458,020	△ 18.1	△ 1.3	
郵政公社資金	12,364	0.2	224,338	5.2	236,702	2.5	912,267	8.8	△ 675,565	△ 74.1	△ 41.1	
郵便貯金資金	-	-	126,765	2.9	126,765	1.3	426,697	4.1	△ 299,932	△ 70.3	△ 35.6	
簡易生命保険資金	12,364	0.2	97,573	2.3	109,937	1.1	485,570	4.7	△ 375,633	△ 77.4	△ 45.2	
公営企業金融公庫	17,886	0.3	205,467	4.8	223,352	2.3	292,791	2.8	△ 69,439	△ 23.7	△ 24.5	
国の予算貸付・政府関係機関貸付 (公営企業金融公庫を除く。)	12,208	0.2	8,009	0.2	20,218	0.2	20,150	0.2	68	0.3	1.8	
市 中 銀 行	2,235,322	41.6	950,520	22.1	3,185,843	33.1	2,500,559	24.1	685,284	27.4	△ 31.2	
その他の金融機関	352,109	6.6	661,635	15.4	1,013,744	10.5	981,806	9.5	31,938	3.3	17.3	
保険会社等	3,110	0.1	253	0.0	3,363	0.0	21,064	0.2	△ 17,701	△ 84.0	△ 27.5	
交付公債	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	皆減	
市場公募債	2,064,092	38.5	592,698	13.8	2,656,790	27.6	2,925,031	28.2	△ 268,241	△ 9.2	△ 7.3	
個別発行債 10 年債	761,036	14.2	191,160	4.4	952,196	9.9	793,670	7.6	158,526	20.0	△ 17.8	
個別発行債 5 年債	451,702	8.4	63,513	1.5	515,215	5.4	699,055	6.7	△ 183,840	△ 26.3	△ 7.5	
個別発行債 20 年債	115,914	2.2	56,229	1.3	172,143	1.8	140,153	1.4	31,990	22.8	63.0	
個別発行債 30 年債	35,000	0.7	25,000	0.6	60,000	0.6	59,460	0.6	540	0.9	98.2	
個別発行債 15 年債	-	-	10,000	0.2	10,000	0.1	20,000	0.2	△ 10,000	△ 50.0	33.3	
共同発行債 10 年債	467,135	8.7	177,203	4.1	644,338	6.7	848,969	8.2	△ 204,631	△ 24.1	△ 12.1	
住民公募債	233,306	4.3	69,593	1.6	302,899	3.1	342,957	3.3	△ 40,058	△ 11.7	6.8	
外 国 債	-	-	-	-	-	-	20,768	0.2	△ 20,768	皆減	24.3	
共 済 等	4,756	0.1	128,483	3.0	133,239	1.4	142,517	1.4	△ 9,278	△ 6.5	△ 1.0	
そ の 他	36,260	0.6	85,993	2.0	79,866	0.9	52,992	0.5	26,874	50.7	△ 9.8	
合 計	5,367,442	100.0	4,297,209	100.0	9,622,265	100.0	10,376,345	100.0	△ 754,080	△ 7.3	△ 16.2	

- (注) 1 「合計 うち財源対策債」は、「一般公共事業債 うち財源対策債」及び「財源対策債」の合計である。
 2 「市中銀行」とは、都市銀行、地方銀行及び長期信用銀行をいう。
 3 「その他の金融機関」とは、信託銀行、信用金庫、各種協同組合、その他金銭の貸付けを業とするもので市中銀行以外のものをいう。
 4 「保険会社等」には、損害保険協会及び生命保険協会を含む。
 5 「共済等」には、全国自治協会、市町村振興協会その他都道府県及び市町村が関係している各種機関を含む。
 6 平成 18 年度において事業別区分の変更があったことから、「教育・福祉施設等整備事業債」の「平成 17 年度純計額」及び「比較」欄に数値を計上していない。また、「その他」の「比較」欄に数値を計上していない。

第28表 平成18年度地方債発行（予定）額の状況

（単位 百万円）

区 分	計 画 額			発 行（予 定）額			都 道 府 県			大 都 市			中核市・特例市・都市・町村		
	政府 資金	民間等 資金	計	政府 資金	民間等 資金	計	政府 資金	民間等 資金	計	政府 資金	民間等 資金	計	政府 資金	民間等 資金	計
一 一般会計債															
1 一般公共事業	803,900	1,185,500	1,989,400	621,374	1,177,889	1,799,263	469,509	1,044,468	1,513,977	26,139	92,910	119,050	125,726	40,510	166,237
2 公営住宅 建設事業	69,100	106,700	175,800	44,064	100,530	144,594	-	64,435	64,435	-	22,921	22,921	44,064	13,174	57,238
3 災害復旧事業	42,600	-	42,600	106,627	-	106,627	70,866	-	70,866	1,041	-	1,041	34,720	-	34,720
4 教育・福祉施設 等整備事業	351,400	478,800	830,200	237,248	482,944	720,192	21,572	167,824	189,396	26,492	112,801	139,293	189,184	202,319	391,503
5 一般単独事業	70,100	3,229,300	3,299,400	47,836	2,839,127	2,886,963	-	1,498,712	1,498,712	-	282,598	282,598	47,836	1,057,817	1,105,652
6 辺地及び 過疎対策事業	339,000	-	339,000	272,043	-	272,043	-	-	-	65	-	65	271,978	-	271,978
7 首都圏等 整備事業	-	10,100	10,100	-	6,157	6,157	-	6,157	6,157	-	-	-	-	-	-
8 公共用地先行 取得等事業	-	78,400	78,400	-	108,376	108,376	-	37,471	37,471	-	31,449	31,449	-	39,457	39,457
9 行政改革 推進債	-	300,000	300,000	-	317,199	317,199	-	281,881	281,881	-	27,843	27,843	-	7,475	7,475
10 調整 (不交付団体分)	-	5,000	5,000	-	502	502	-	-	-	-	502	502	-	-	-
計	1,676,100	5,393,800	7,069,900	1,329,192	5,032,725	6,361,916	561,946	3,100,948	3,662,895	53,737	571,024	624,761	713,509	1,360,752	2,074,261
二 公営企業債															
1 水道事業	254,900	247,800	502,700	206,865	205,859	412,724	41,849	55,349	97,198	28,373	37,537	65,910	136,643	112,972	249,616
2 工業用 水道事業	4,800	39,600	44,400	4,129	35,364	39,494	3,064	33,616	36,680	349	570	919	717	1,178	1,895
3 交通事業	61,600	256,400	318,000	40,456	251,218	291,674	4,344	58,201	62,545	35,432	189,381	224,813	680	3,636	4,316
4 電気事業・ ガス事業	2,900	3,200	6,100	2,886	1,397	4,283	144	100	244	-	291	291	2,742	1,006	3,748
5 港湾整備事業	25,600	26,700	52,300	19,702	26,288	45,990	16,458	22,373	38,831	2,032	2,942	4,974	1,213	972	2,185
6 病院事業	97,800	191,400	289,200	91,688	179,223	270,910	26,682	90,449	117,131	4,958	16,311	21,269	60,048	72,463	132,510
7 介護サービス 施設整備事業	3,200	2,500	5,700	3,500	2,693	6,193	-	-	-	71	56	127	3,429	2,637	6,066
8 市場事業・ と畜場事業	8,000	26,400	34,400	7,600	24,125	31,725	537	18,736	19,273	5,207	3,493	8,700	1,856	1,897	3,752
9 地域開発事業	-	147,300	147,300	-	145,090	145,090	-	93,432	93,432	-	32,929	32,929	-	18,728	18,728
10 下水道事業	662,100	975,600	1,637,700	554,948	789,139	1,344,087	36,219	99,914	136,133	76,123	154,654	230,776	442,607	534,572	977,178
11 観光その他 事業	-	19,700	19,700	-	9,891	9,891	-	2,268	2,268	-	1,983	1,983	-	5,640	5,640
計	1,120,900	1,936,600	3,057,500	931,774	1,670,285	2,602,059	129,297	474,438	603,735	152,544	440,147	592,691	649,934	755,700	1,405,634

資料編

第28表 平成18年度地方債発行（予定）額の状況（つづき）

（単位：百万円）

項 目	計 画 額			発 行（予 定）額			都 道 府 県			大 都 市			中核市・特例市・都市・町村		
	政府 資金	民間等 資金	計	政府 資金	民間等 資金	計	政府 資金	民間等 資金	計	政府 資金	民間等 資金	計	政府 資金	民間等 資金	計
三 公営企業借換債	-	200,000	200,000	-	200,000	200,000	-	44,857	44,857	-	71,694	71,694	-	83,449	83,449
四 減税補てん債	180,800	271,200	452,000	127,860	183,604	311,464	-	137,918	137,918	-	45,686	45,686	127,860	-	127,860
五 臨時財政対策債	872,200	2,035,000	2,907,200	725,399	1,859,641	2,585,040	-	1,354,304	1,354,304	-	250,976	250,976	725,399	254,362	979,761
六 減取補てん債	-	-	-	-	1,651	1,651	-	-	-	-	-	-	-	1,651	1,651
七 退職手当債	-	260,000	260,000	-	238,293	238,293	-	174,023	174,023	-	12,690	12,690	-	51,580	51,580
八 公営企業退職手当債	-	-	-	-	5,390	5,390	-	2,860	2,860	-	-	-	-	2,531	2,531
九 国の予算等貸付金債															
1 中小企業高度化資金貸付金	-	-	-	-	(7,998)	(7,998)	-	(7,998)	(7,998)	-	-	-	-	-	-
2 小規模企業者等設備導入資金貸付金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3 土地区画整理組合等貸付金	-	-	-	-	(1,009)	(1,009)	-	(749)	(749)	-	-	-	-	(260)	(260)
4 母子寡婦福祉資金貸付金	-	-	-	-	(4,954)	(4,954)	-	(2,392)	(2,392)	-	(1,527)	(1,527)	-	(1,035)	(1,035)
5 消費生活協同組合貸付金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
6 災害援護資金貸付金	-	-	-	-	(144)	(144)	-	(53)	(53)	-	(70)	(70)	-	(21)	(21)
7 住宅金融公庫資金貸付金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
8 都市開発資金貸付金	-	-	-	-	(3,816)	(3,816)	-	-	-	-	(2,870)	(2,870)	-	(946)	(946)
9 市街地再開発組合等貸付金	-	-	-	-	(213)	(213)	-	-	-	-	-	-	-	(213)	(213)
10 有料道路整備備有資金貸付金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
11 港湾整備特別会計貸付金	-	-	-	-	(1,280)	(1,280)	-	(1,082)	(1,082)	-	(198)	(198)	-	-	-
12 公害防止資金貸付金	-	-	-	-	(98)	(98)	-	(98)	(98)	-	-	-	-	-	-
13 農業災害補償資金貸付金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
14 木材産業等高度化推進資金貸付金	-	-	-	-	(700)	(700)	-	(700)	(700)	-	-	-	-	-	-
15 沿道整備資金貸付金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
16 沖縄振興開発金融公庫資金貸付金	-	-	-	-	(110)	(110)	-	-	-	-	-	-	-	(110)	(110)
17 農業改良資金貸付金	-	-	-	-	(4)	(4)	-	(4)	(4)	-	-	-	-	-	-
18 農地保有合理化促進対策資金貸付金	-	-	-	-	(3)	(3)	-	(3)	(3)	-	-	-	-	-	-
19 就農支援資金貸付金	-	-	-	-	(1,258)	(1,258)	-	(1,258)	(1,258)	-	-	-	-	-	-
20 農林漁業金融公庫資金貸付金	-	-	-	-	(11,144)	(11,144)	-	(4,274)	(4,274)	-	(138)	(138)	-	(6,732)	(6,732)
21 連続立体交差資金貸付金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計	-	(50,100)	(50,100)	-	(32,730)	(32,730)	-	(18,612)	(18,612)	-	(4,803)	(4,803)	-	(9,316)	(9,316)
総 計	3,850,000	10,096,600	13,946,600	3,114,224	9,191,588	12,305,813	691,243	5,289,348	5,980,591	206,281	1,392,216	1,598,497	2,216,701	2,510,024	4,726,725

- (注) 1 特別区については中核市・特例市・都市・町村分として、一部事務組合又は地方開発事業団については、都道府県が加入するものにあつては都道府県分として、大都市が加入するもの（都道府県が加入するものを除く。）にあつては大都市分として、その他のものにあつては中核市・特例市・都市・町村分として区分した。
- 2 公庫資金は、民間等資金に含めている。
- 3 交付公債は、民間等資金に含めている。
- 4 国の予算等貸付金債の（ ）書は、災害援護資金など国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであつて外書である。

第 29 表 使用料及び手数料の状況

(単位 百万円・%)

区 分	平成 18 年 度						平成 17 年 度 純 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額				増 減 額	増 減 率	前年度 増減率
使 用 料	720,410	76.2	1,073,929	74.1	1,794,339	74.9	1,873,278	75.7	△ 78,939	△ 4.2	△ 1.0
授 業 料	265,599	28.1	58,733	4.0	324,332	13.5	344,166	13.9	△ 19,834	△ 5.8	△ 6.3
高 等 学 校	237,366	25.1	15,676	1.1	253,043	10.6	258,303	10.4	△ 5,260	△ 2.0	△ 3.0
幼 稚 園	-	-	26,200	1.8	26,200	1.1	26,418	1.1	△ 218	△ 0.8	△ 0.6
そ の 他	28,233	3.0	16,857	1.1	45,089	1.8	59,445	2.4	△ 14,356	△ 24.2	△ 20.4
保 育 所 使 用 料	-	-	231,864	16.0	231,864	9.7	234,768	9.5	△ 2,904	△ 1.2	5.0
公 営 住 宅 使 用 料	246,512	26.1	308,050	21.2	554,562	23.2	549,603	22.2	4,959	0.9	0.1
発 電 水 利 使 用 料	32,700	3.5	-	-	32,700	1.4	32,563	1.3	137	0.4	△ 0.6
そ の 他	175,599	18.5	475,282	32.9	650,881	27.1	712,178	28.8	△ 61,297	△ 8.6	△ 0.9
手 数 料	224,850	23.8	376,315	25.9	601,165	25.1	601,290	24.3	△ 125	△ 0.0	0.2
法定受託事務に係るもの	52,706	5.6	29,820	2.1	82,526	3.4	84,807	3.4	△ 2,281	△ 2.7	△ 2.7
自治事務に係るもの	172,144	18.2	346,495	23.9	518,639	21.7	516,483	20.9	2,156	0.4	0.7
合 計	945,261	100.0	1,450,243	100.0	2,395,504	100.0	2,474,568	100.0	△ 79,064	△ 3.2	△ 0.7

第 30 表 繰入金の状況

(単位 百万円・%)

区 分	平成 18 年 度						平成 17 年 度 合 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		合 計 額				増 減 額	増 減 率	前年度 増減率
他会計からの繰入金	50,961	6.4	103,908	8.6	154,869	7.7	185,623	7.7	△ 30,754	△ 16.6	△ 0.3
法適用の公営企業会計	39,559	5.0	17,130	1.4	56,689	2.8	53,102	2.2	3,587	6.8	27.7
法非適用の公営企業会計	10,534	1.3	25,266	2.1	35,800	1.8	39,874	1.6	△ 4,074	△ 10.2	△ 24.5
そ の 他	868	0.1	61,512	5.1	62,380	3.1	92,647	3.9	△ 30,267	△ 32.7	0.9
基金からの繰入金	740,483	93.6	1,104,910	91.0	1,845,392	92.0	2,228,959	92.1	△ 383,567	△ 17.2	△ 26.1
積立金取崩し額	610,635	77.2	1,009,793	83.2	1,620,427	80.8	1,884,445	77.9	△ 264,018	△ 14.0	△ 28.5
そ の 他	129,848	16.4	95,117	7.8	224,965	11.2	344,514	14.2	△ 119,549	△ 34.7	△ 8.8
財産区からの繰入金	-	-	4,802	0.4	4,802	0.2	4,693	0.2	109	2.3	△ 30.9
合 計	791,443	100.0	1,213,619	100.0	2,005,062	100.0	2,419,274	100.0	△ 414,212	△ 17.1	△ 24.6

第 31 表 その他の収入の状況

(単位 百万円・%)

区 分	平成 18 年度						平成 17 年度 純 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額				増 減 額	増 減 率	前年度 増減率
財 産 収 入	287,703	5.8	404,996	13.3	692,698	9.5	684,413	8.5	8,285	1.2	8.2
財 産 運 用 収 入	78,693	1.6	129,835	4.3	208,528	2.8	197,952	2.5	10,576	5.3	6.8
財 産 売 払 収 入	209,010	4.2	275,160	9.0	484,170	6.6	486,461	6.1	△ 2,291	△ 0.5	8.8
寄 附 金	21,315	0.4	67,236	2.2	88,121	1.2	78,766	1.0	9,355	11.9	△ 17.2
諸 収 入	4,625,292	93.7	2,571,316	84.5	6,541,091	89.3	7,257,707	90.5	△ 716,616	△ 9.9	9.3
延滞金、加算金及び過料	57,884	1.2	26,739	0.9	84,623	1.2	63,951	0.8	20,672	32.3	7.5
預 金 利 子	5,980	0.1	3,046	0.1	9,027	0.1	1,949	0.0	7,078	363.2	25.4
貸付金元利収入	3,805,168	77.1	1,704,675	56.0	5,373,604	73.4	6,166,805	76.9	△ 793,201	△ 12.9	10.6
受託事業収入	62,360	1.3	47,560	1.6	56,123	0.8	59,666	0.7	△ 3,543	△ 5.9	△ 16.3
収益事業収入	366,990	7.4	111,409	3.7	478,399	6.5	468,233	5.8	10,166	2.2	0.7
利子割精算金収入	2,510	0.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
雑 入	324,399	6.6	677,887	22.3	539,315	7.4	497,104	6.2	42,211	8.5	7.0
合 計	4,934,310	100.0	3,043,548	100.0	7,321,911	100.0	8,020,887	100.0	△ 698,976	△ 8.7	8.9

(注) 本表は、「第 11 表 歳入決算額の状況 その 2 推移」の歳入区分「その他」の内訳である。

第 32 表 地方財政と国の財政との累年比較

(単位 億円・%)

区 分	国内総支出		歳 出 総 額				歳 出 純 計 額						純 計 構成比		国内総支出に 対する割合		
	実 額 (A)	指数	国 (B)	地 方 (C)	国から地方 に対する支出 (D)	地方から 国に対する 支出 (E)	国		地 方		合 計		(F) (H)	(G) (H)	(F) (A)	(G) (A)	(H) (A)
							(B)-(D) (F)	指数	(C)-(E) (G)	指数	(F)+(G) (H)	指数					
昭和 10 年度	167	-	22	21	3	0	19	-	21	-	40	-	47.5	52.5	11.4	12.6	24.0
16	449	-	81	31	11	0	70	-	31	-	101	-	69.3	30.7	15.6	6.9	22.5
36	201,708	100	21,645	23,911	10,279	381	11,366	100	23,530	100	34,896	100	32.6	67.4	5.6	11.7	17.3
平成 9 年度	5,133,064	2,545	849,085	976,738	325,805	12,543	523,280	4,604	964,195	4,098	1,487,475	4,263	35.2	64.8	10.2	18.8	29.0
10	5,033,044	2,495	923,131	1,001,975	343,891	17,384	579,240	5,096	984,591	4,184	1,563,831	4,481	37.0	63.0	11.5	19.6	31.1
11	4,995,442	2,477	1,019,345	1,016,291	387,120	16,106	632,225	5,562	1,000,185	4,251	1,632,410	4,678	38.7	61.3	12.7	20.0	32.7
12	5,041,188	2,499	1,007,263	976,164	377,649	15,467	629,614	5,539	960,697	4,083	1,590,311	4,557	39.6	60.4	12.5	19.1	31.5
13	4,936,447	2,447	939,081	974,317	365,011	15,347	574,070	5,051	958,970	4,076	1,533,040	4,393	37.4	62.6	11.6	19.4	31.1
14	4,898,752	2,429	924,941	948,394	350,045	14,770	574,896	5,058	933,624	3,968	1,508,520	4,323	38.1	61.9	11.7	19.1	30.8
15	4,937,475	2,448	887,920	925,818	329,382	12,812	558,538	4,914	913,006	3,880	1,471,544	4,217	38.0	62.0	11.3	18.5	29.8
16	4,984,906	2,471	916,446	912,479	317,488	12,987	598,958	5,270	899,492	3,823	1,498,450	4,294	40.0	60.0	12.0	18.0	30.1
17	5,038,447	2,498	934,347	906,973	322,145	12,731	612,202	5,386	894,242	3,800	1,506,444	4,317	40.6	59.4	12.2	17.7	29.9
18	5,118,770	2,538	909,468	892,106	310,705	12,749	598,763	5,268	879,357	3,737	1,478,120	4,236	40.5	59.5	11.7	17.2	28.9

- (注) 1 国内総支出は、内閣府経済社会総合研究所の推計により、平成 8 年度以降は「国民経済計算 (93SNA、平成 7 年基準)」、昭和 36 年度は「国民経済計算 (新 SNA、平成 2 年基準)」、昭和 10 年度及び 16 年度は「国民所得統計 (旧 SNA)」によっており、いずれも名目値である。ただし、昭和 10 年度及び 16 年度は国民総支出の数値である。
- 2 国の歳出額は、平成 8 年度以降については、一般会計と交付税及び譲与税交付金、国有林野事業 (旧治山勘定の一部)、国営土地改良事業、港湾整備、道路整備、空港整備、治水、石油及びエネルギー需給構造高度化対策、厚生保険 (児童手当勘定のみ) 及び電源開発促進対策 (電源立地勘定のみ) の 10 特別会計との純計決算額であり、昭和 36 年度以前においても、一般会計とこれらの特別会計に相当する特別会計がある場合には、それらの特別会計との純計決算額である。
- 3 「国から地方に対する支出」は、地方交付税 (地方分与税、地方財政平衡交付金、臨時地方特例交付金及び特別事業債償還交付金等を含む。)、地方譲与税及び国庫支出金 (交通安全対策特別交付金、国有提供施設等所在市町村助成交付金及び地方債のうち特定資金公共事業債及び特定資金公共投資事業債を含む。) の合計額であり、地方の歳入決算額によっている。
- 4 「地方から国に対する支出」は、地方財政法第 17 条の 2 の規定による地方公共団体の負担金 (地方の歳出決算額中、国直轄事業負担金に係る国への現金納付額及び国に対する交付公債の元利償還額の合計額) である。
- 5 決算額からは、特定資金公共投資事業債償還時補助金及び同補助金と相殺された償還金を除いている。

第33表 平成18年度国・地方の目的別歳出の状況

(単位 億円・%)

区 分	歳 出 合 計					国から 地方に 対する 支 出 (C)	地方から 国に 対する 支 出 (D)	国・地方を通じる歳出純計額					総額中地 方の占め る割合 (F)/(G)	国の純計 に占める 地方に 対する支 出の割合 (C)/(A)		
	国							国		地 方		総 額				
	一 般 会 計	特 別 会 計	合 計	う ち 重 複 額	差 引 純 計 (A)			(B)	(A)-(C) (E)	構 成 比 (F)	(B)-(D) (F)	構 成 比 (G)			(E)+(F) (G)	構 成 比 (G)
機 関 費	43,612	-	43,612	-	43,612	145,022	1,762	-	41,850	7.0	145,022	16.5	186,872	12.6	77.6	4.0
一 般 行 政 費	12,738	-	12,738	-	12,738	83,651	932	-	11,806	2.0	83,651	9.5	95,457	6.5	87.6	7.3
司 法 警 察 消 防 費	14,320	-	14,320	-	14,320	51,573	814	-	13,506	2.3	51,573	5.9	65,079	4.4	79.2	5.7
外 交 費	8,476	-	8,476	-	8,476	-	-	-	8,476	1.4	-	-	8,476	0.6	-	-
徴 税 費	7,908	-	7,908	-	7,908	9,798	16	-	7,892	1.3	9,798	1.1	17,690	1.2	55.4	0.2
貨 幣 製 造 費	170	-	170	-	170	-	-	-	170	0.0	-	-	170	0.0	-	-
地 方 財 政 費	167,611	727,112	894,723	678,220	216,503	-	205,526	-	10,977	1.8	-	-	10,977	0.7	-	94.9
防 衛 費	48,390	-	48,390	-	48,390	-	315	-	48,075	8.0	-	-	48,075	3.3	-	0.7
国 土 保 全 及 び 開 発 費	69,379	67,591	136,970	38,559	98,411	156,086	34,686	12,749	63,725	10.6	143,337	16.3	207,062	14.0	69.2	35.2
国 土 保 全 費	11,663	12,928	24,590	9,067	15,523	21,241	5,888	2,669	9,635	1.6	18,572	2.1	28,207	1.9	65.8	37.9
国 土 開 発 費	51,037	54,663	105,700	29,491	76,209	129,936	25,490	9,924	50,719	8.5	120,012	13.6	170,731	11.6	70.3	33.4
災 害 復 旧 費	4,649	-	4,649	-	4,649	4,909	3,307	156	1,342	0.2	4,753	0.5	6,095	0.4	78.0	71.1
そ の 他	2,030	-	2,030	-	2,030	-	-	-	2,030	0.3	-	-	2,030	0.1	-	-
産 業 経 済 費	27,349	19,713	47,062	3,765	43,297	60,057	1,980	-	41,317	6.9	60,057	6.8	101,374	6.9	59.2	4.6
農 林 水 産 業 費	16,616	-	16,616	-	16,616	12,629	1,778	-	14,838	2.5	12,629	1.4	27,467	1.9	46.0	10.7
商 工 費	10,733	19,713	30,446	3,765	26,681	47,428	202	-	26,479	4.4	47,428	5.4	73,907	5.0	64.2	0.8
教 育 費	50,103	-	50,103	-	50,103	164,442	21,075	-	29,028	4.8	164,442	18.7	193,470	13.1	85.0	42.1
学 校 教 育 費	39,546	-	39,546	-	39,546	130,701	20,434	-	19,112	3.2	130,701	14.9	149,813	10.1	87.2	51.7
社 会 教 育 費	1,347	-	1,347	-	1,347	12,086	403	-	944	0.2	12,086	1.4	13,030	0.9	92.8	29.9
そ の 他	9,210	-	9,210	-	9,210	21,655	238	-	8,972	1.4	21,655	2.4	30,627	2.1	70.7	2.6
社 会 保 障 関 係 費	216,407	3,412	219,819	2,270	217,549	232,989	45,362	-	172,187	28.8	232,989	26.5	405,176	27.4	57.5	20.9
民 生 費	198,179	3,412	201,591	2,270	199,321	165,256	39,399	-	159,922	26.7	165,256	18.8	325,178	22.0	50.8	19.8
衛 生 費	6,974	-	6,974	-	6,974	55,102	3,678	-	3,296	0.6	55,102	6.3	58,398	4.0	94.4	52.7
住 宅 費	7,220	-	7,220	-	7,220	12,337	2,199	-	5,021	0.8	12,337	1.4	17,358	1.2	71.1	30.5
そ の 他	4,034	-	4,034	-	4,034	294	86	-	3,948	0.7	294	0.0	4,242	0.2	6.9	2.1
恩 給 費	9,910	-	9,910	-	9,910	476	-	-	9,910	1.7	476	0.1	10,386	0.7	4.6	-
公 債 費	180,369	-	180,369	-	180,369	132,832	-	-	180,369	30.1	132,832	15.1	313,201	21.2	42.4	-
前 年 度 繰 上 充 用 金	-	-	-	-	-	203	-	-	-	-	203	0.0	203	0.0	100.0	-
そ の 他	1,325	-	1,325	1	1,324	-	-	-	1,324	0.3	-	-	1,324	0.1	-	-
合 計	814,455	817,828	1,632,283	722,815	909,468	892,106	310,705	12,749	598,763	100.0	879,357	100.0	1,478,120	100.0	59.5	34.2

- (注) 1 国の歳出総額は、一般会計と交付税及び譲与税配付金、国有林野事業（旧治山勘定の一部）、国営土地改良事業、港湾整備、道路整備、空港整備、治水、石油及びエネルギー需給構造高度化対策、厚生保険（児童手当勘定のみ）及び電源開発促進対策（電源立地勘定のみ）の10特別会計との純計決算額である。
- 2 「国から地方に対する支出」は、地方交付税、地方特例交付金、地方譲与税及び国庫支出金（交通安全対策特別交付金及び国有提供施設等所在市町村助成交付金を含む。）の合計額であり、地方の歳入決算額によっている。
- 3 「地方から国に対する支出」は、地方財政法第17条の2の規定による地方公共団体の負担金（地方の歳出決算額中、国直轄事業負担金に係る国への現金納付額）で、地方の歳出決算額によっている。

第34表 国民経済計算における公的支出の推移

その1 総括

(単位 億円・%)

区分	平成13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	対前年度増減率						構成比					
							13	14	15	16	17	18	13	14	15	16	17	18
公的支出	1,198,732	1,177,595	1,158,112	1,140,621	1,138,233	1,112,618	△0.4	△1.8	△1.7	△1.5	△0.2	△2.3	24.3	24.0	23.5	22.9	22.6	21.7
中央	226,874	220,175	220,866	205,544	211,893	204,033	△1.4	△3.0	0.3	△6.9	3.1	△3.7	4.6	4.5	4.5	4.1	4.2	4.0
最終消費支出	138,903	134,276	139,113	138,425	143,162	141,879	1.8	△3.3	3.6	△0.5	3.4	△0.9	2.8	2.7	2.8	2.8	2.8	2.8
総資本形成	87,971	85,899	81,753	67,119	68,731	62,154	△6.2	△2.4	△4.8	△17.9	2.4	△9.6	1.8	1.8	1.7	1.3	1.4	1.2
地方	666,760	649,901	624,788	612,525	593,641	575,223	△2.0	△2.5	△3.9	△2.0	△3.1	△3.1	13.5	13.3	12.7	12.3	11.8	11.2
最終消費支出	433,932	436,047	435,409	437,391	430,269	424,441	1.0	0.5	△0.1	0.5	△1.6	△1.4	8.8	8.9	8.8	8.8	8.5	8.3
総資本形成	232,828	213,854	189,379	175,134	163,372	150,782	△7.2	△8.1	△11.4	△7.5	△6.7	△7.7	4.7	4.4	3.8	3.5	3.2	2.9
社会保障基金	305,098	307,518	312,456	322,553	332,699	333,362	4.2	0.8	1.6	3.2	3.1	0.2	6.2	6.3	6.3	6.5	6.6	6.5
最終消費支出	303,803	306,485	311,610	322,035	332,337	332,797	4.2	0.9	1.7	3.3	3.2	0.1	6.2	6.3	6.3	6.5	6.6	6.5
総資本形成	1,295	1,033	846	518	362	565	12.5	△20.2	△18.1	△38.8	△30.1	56.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
国内総支出	4,936,447	4,898,752	4,937,475	4,984,906	5,038,447	5,118,770	△2.1	△0.8	0.8	1.0	1.1	1.6	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(注) 「国民経済計算(内閣府経済社会総合研究所調べ)」による数値及びそれを基に総務省において算出した数値である。その2において同じ。

その2 地方財政分

(単位 億円・%)

区分	平成13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	対前年度増減率						構成比					
							13	14	15	16	17	18	13	14	15	16	17	18
普通会計	573,597	563,175	542,362	530,362	515,989	506,505	△1.0	△1.8	△3.7	△2.2	△2.7	△1.8	86.0	86.7	86.8	86.6	86.9	88.1
(歳出)	974,317	948,394	925,818	912,479	906,973	892,106	△0.2	△2.7	△2.4	△1.4	△0.6	△1.6	146.1	145.9	148.2	149.0	152.8	155.1
(控除)	400,720	385,219	383,456	382,117	390,984	385,601	1.1	△3.9	△0.5	△0.3	2.3	△1.4	60.1	59.3	61.4	62.4	65.9	67.0
最終消費支出	409,658	411,694	410,768	410,295	402,243	401,118	1.0	0.5	△0.2	△0.1	△2.0	△0.3	61.4	63.3	65.7	67.0	67.8	69.7
総資本形成	163,939	151,481	131,594	120,067	113,746	105,387	△5.9	△7.6	△13.1	△8.8	△5.3	△7.3	24.6	23.3	21.1	19.6	19.2	18.3
非企業会計	59,916	56,640	53,933	52,961	51,524	45,071	△5.6	△5.5	△4.8	△1.8	△2.7	△12.5	9.0	8.7	8.6	8.6	8.7	7.8
最終消費支出	24,274	24,353	24,641	27,096	28,026	23,322	1.2	0.3	1.2	10.0	3.4	△16.8	3.6	3.7	3.9	4.4	4.7	4.1
総資本形成	35,642	32,287	29,292	25,865	23,498	21,749	△9.7	△9.4	△9.3	△11.7	△9.2	△7.4	5.3	5.0	4.7	4.2	4.0	3.8
公的企業	33,247	30,086	28,494	29,203	26,128	23,645	△10.5	△9.5	△5.3	2.5	△10.5	△9.5	5.0	4.6	4.6	4.8	4.4	4.1
総資本形成	33,247	30,086	28,494	29,203	26,128	23,645	△10.5	△9.5	△5.3	2.5	△10.5	△9.5	5.0	4.6	4.6	4.8	4.4	4.1
地方の公的支出	666,760	649,901	624,788	612,525	593,641	575,223	△2.0	△2.5	△3.9	△2.0	△3.1	△3.1	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
最終消費支出	433,932	436,047	435,409	437,391	430,269	424,441	1.0	0.5	△0.1	0.5	△1.6	△1.4	65.1	67.1	69.7	71.4	72.5	73.8
総資本形成	232,828	213,854	189,379	175,134	163,372	150,782	△7.2	△8.1	△11.4	△7.5	△6.7	△7.7	34.9	32.9	30.3	28.6	27.5	26.2

第 35 表 目的別歳出決算額の状況

その 1 総括

(単位 百万円・%)

区 分	平成 18 年 度						平成 17 年度 純 計 額		比 較						
	都道府県		市 町 村		純 計 額				増 減 額	増 減 率			前 年 度 増 減 率		
	都道府県	市町村	都道府県	市町村	都道府県	市町村	都道府県	市町村		純計額	都道府県	市町村	純計額		
議 会 費	81,625	0.2	374,512	0.8	456,118	0.5	488,413	0.5	△ 32,295	△ 1.9	△ 7.6	△ 6.6	△ 1.2	△ 9.1	△ 7.9
総 務 費	3,017,272	6.3	6,133,321	12.8	8,617,720	9.7	8,737,150	9.6	△ 119,430	1.5	△ 3.8	△ 1.4	△ 6.7	0.3	△ 2.3
民 生 費	4,863,120	10.2	13,014,442	27.1	16,258,515	18.2	15,692,705	17.3	565,810	10.3	1.6	3.6	9.9	2.7	3.7
衛 生 費	1,404,668	3.0	4,230,285	8.8	5,510,248	6.2	5,706,683	6.3	△ 196,435	△ 5.4	△ 2.9	△ 3.4	△ 1.8	△ 1.6	△ 1.3
労 働 費	149,881	0.3	151,850	0.3	296,423	0.3	316,952	0.3	△ 20,529	△ 11.9	△ 0.1	△ 6.5	△ 30.2	△ 14.6	△ 11.8
農 林 水 産 業 費	2,851,851	6.0	1,382,423	2.9	3,753,106	4.2	3,978,316	4.4	△ 225,210	△ 5.9	△ 6.9	△ 5.7	△ 8.4	△ 8.3	△ 7.9
商 工 費	3,171,781	6.7	1,626,887	3.4	4,750,515	5.3	4,625,954	5.1	124,561	3.8	0.9	2.7	△ 6.4	△ 4.4	△ 5.7
土 木 費	6,875,359	14.5	7,213,111	15.0	13,853,436	15.5	14,417,368	15.9	△ 563,932	△ 4.1	△ 3.7	△ 3.9	△ 6.1	△ 4.7	△ 5.4
消 防 費	213,814	0.4	1,670,761	3.5	1,811,643	2.0	1,824,304	2.0	△ 12,661	△ 1.0	△ 0.4	△ 0.7	△ 0.4	△ 0.8	△ 0.6
警 察 費	3,353,993	7.1	-	-	3,353,789	3.8	3,317,578	3.7	36,211	1.1	-	1.1	△ 0.6	-	△ 0.6
教 育 費	11,331,191	23.8	5,213,158	10.9	16,472,388	18.5	16,577,835	18.3	△ 105,447	△ 0.1	△ 1.8	△ 0.6	△ 1.5	△ 3.0	△ 2.0
災 害 復 旧 費	335,832	0.7	222,605	0.5	490,907	0.6	708,067	0.8	△ 217,160	△ 32.8	△ 28.2	△ 30.7	63.1	31.9	43.4
公 債 費	6,900,806	14.5	6,469,308	13.5	13,283,215	14.9	13,963,540	15.4	△ 680,325	△ 4.8	△ 4.9	△ 4.9	8.7	4.1	6.5
諸 支 出 金	58,700	0.1	227,438	0.5	282,320	0.3	315,278	0.3	△ 32,958	△ 19.4	△ 6.9	△ 10.5	4.2	△ 3.7	△ 2.6
前年度繰上充用金	3,897	0.0	16,358	0.0	20,255	0.0	27,198	0.0	△ 6,943	43.9	△ 33.2	△ 25.5	83.5	28.9	32.8
利子割交付金	78,142	0.2	-	-	-	-	-	-	-	△ 20.3	-	-	△ 29.3	-	-
配当割交付金	68,928	0.1	-	-	-	-	-	-	-	45.6	-	-	69.0	-	-
株式譲渡所得割交付金	60,411	0.1	-	-	-	-	-	-	-	△ 12.4	-	-	139.0	-	-
地方消費税交付金	1,306,180	2.7	-	-	-	-	-	-	-	4.5	-	-	△ 7.4	-	-
ゴルフ場利用税交付金	42,741	0.1	-	-	-	-	-	-	-	△ 1.9	-	-	△ 4.1	-	-
特別地方消費税交付金	22	0.0	-	-	-	-	-	-	-	△ 24.1	-	-	△ 44.2	-	-
自動車取得税交付金	325,107	0.7	-	-	-	-	-	-	-	2.7	-	-	△ 0.1	-	-
軽油引取税交付金	115,523	0.2	-	-	-	-	-	-	-	2.4	-	-	4.0	-	-
特別区財政調整交付金	925,103	1.9	-	-	-	-	-	-	-	7.5	-	-	6.5	-	-
歳 出 合 計	47,535,945	100.0	47,946,457	100.0	89,210,597	100.0	90,697,342	100.0	△ 1,486,745	△ 0.7	△ 2.3	△ 1.6	△ 0.7	△ 0.4	△ 0.6

資料編

第 35 表 目的別歳出決算額の状況 (つづき)

その 2 推 移

(単位 百万円)

区 分	決 算 額						指 数					
	平成 13 年度	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	13	14	15	16	17	18
議 会 費	573,473	562,517	541,384	530,136	488,413	456,118	100	98	94	92	85	80
総 務 費	8,938,593	8,555,941	9,039,332	8,941,402	8,737,150	8,617,720	100	96	101	100	98	96
民 生 費	14,054,411	14,303,211	14,540,192	15,132,254	15,692,705	16,258,515	100	102	103	108	112	116
衛 生 費	6,675,965	6,454,941	5,896,341	5,784,579	5,706,683	5,510,248	100	97	88	87	85	83
労 働 費	798,218	487,473	373,770	359,393	316,952	296,423	100	61	47	45	40	37
農 林 水 産 業 費	5,535,215	5,155,220	4,693,939	4,321,818	3,978,316	3,753,106	100	93	85	78	72	68
商 工 費	5,368,931	4,983,219	4,841,148	4,906,608	4,625,954	4,750,515	100	93	90	91	86	88
土 木 費	18,572,313	17,671,998	16,439,127	15,234,826	14,417,368	13,853,436	100	95	89	82	78	75
消 防 費	1,862,478	1,859,289	1,820,044	1,835,839	1,824,304	1,811,643	100	100	98	99	98	97
警 察 費	3,393,702	3,407,340	3,361,971	3,337,689	3,317,578	3,353,789	100	100	99	98	98	99
教 育 費	18,001,012	17,654,384	17,201,373	16,910,156	16,577,835	16,472,388	100	98	96	94	92	92
そ の 他	13,657,377	13,743,885	13,833,220	13,953,214	15,014,084	14,076,696	100	101	101	102	110	103
歳 出 合 計	97,431,688	94,839,418	92,581,841	91,247,914	90,697,342	89,210,597	100	97	95	94	93	92

資料編

(単位 %)

区 分	決 算 額 構 成 比						増 減 率					
	13	14	15	16	17	18	13	14	15	16	17	18
議 会 費	0.6	0.6	0.6	0.6	0.5	0.5	△ 0.4	△ 1.9	△ 3.8	△ 2.1	△ 7.9	△ 6.6
総 務 費	9.2	9.0	9.8	9.8	9.6	9.7	△ 2.4	△ 4.3	5.6	△ 1.1	△ 2.3	△ 1.4
民 生 費	14.4	15.1	15.7	16.6	17.3	18.2	4.9	1.8	1.7	4.1	3.7	3.6
衛 生 費	6.9	6.8	6.4	6.3	6.3	6.2	2.4	△ 3.3	△ 8.7	△ 1.9	△ 1.3	△ 3.4
労 働 費	0.8	0.5	0.4	0.4	0.3	0.3	67.8	△ 38.9	△ 23.3	△ 3.8	△ 11.8	△ 6.5
農 林 水 産 業 費	5.7	5.4	5.1	4.7	4.4	4.2	△ 5.7	△ 6.9	△ 8.9	△ 7.9	△ 7.9	△ 5.7
商 工 費	5.5	5.3	5.2	5.4	5.1	5.3	△ 1.1	△ 7.2	△ 2.9	1.4	△ 5.7	2.7
土 木 費	19.1	18.6	17.8	16.7	15.9	15.5	△ 5.1	△ 4.8	△ 7.0	△ 7.3	△ 5.4	△ 3.9
消 防 費	1.9	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	△ 0.7	△ 0.2	△ 2.1	0.9	△ 0.6	△ 0.7
警 察 費	3.5	3.6	3.6	3.7	3.7	3.8	△ 1.0	0.4	△ 1.3	△ 0.7	△ 0.6	1.1
教 育 費	18.5	18.6	18.6	18.5	18.3	18.5	△ 0.4	△ 1.9	△ 2.6	△ 1.7	△ 2.0	△ 0.6
そ の 他	13.9	14.5	14.8	15.3	16.6	15.8	3.0	0.6	0.6	0.9	7.6	△ 6.2
歳 出 合 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	△ 0.2	△ 2.7	△ 2.4	△ 1.4	△ 0.6	△ 1.6

第36表 団体種類別目的別歳出の状況

区 分		議 会 費	総 務 費	民 生 費	衛 生 費	農 林 水 産 業 費	土 木 費	教 育 費	公 債 費	そ の 他	歳 出 合 計	
決 算	平成18年度	大 都 市	280	7,655	28,309	8,218	486	19,368	9,221	14,414	11,408	99,359
		中 核 市	317	5,698	16,553	5,105	1,077	9,341	6,197	7,235	4,117	55,640
		特 例 市	230	3,922	10,068	3,093	481	5,676	3,764	4,058	2,561	33,853
		都 市	1,870	26,896	51,858	18,269	7,282	27,199	22,141	25,362	15,540	196,417
		中 都 市	699	11,558	25,173	8,160	2,083	13,244	10,188	10,546	6,738	88,389
		小 都 市	1,171	15,338	26,685	10,109	5,200	13,955	11,952	14,816	8,802	108,028
		町 村	865	9,523	11,663	5,583	4,470	6,798	6,938	8,988	5,035	59,863
		町村(1万人以上)	565	6,578	8,740	3,943	2,581	4,914	5,078	5,781	3,270	41,450
	町村(1万人未満)	300	2,945	2,923	1,640	1,888	1,885	1,859	3,207	1,767	18,414	
	合 計	3,561	53,694	118,451	40,268	13,796	68,382	48,261	60,057	38,662	445,132	
	平成17年度	大 都 市	271	7,562	26,834	8,114	498	19,734	9,293	17,929	11,290	101,525
		中 核 市	336	6,131	16,767	5,364	1,209	9,911	6,335	7,287	4,315	57,655
		特 例 市	236	3,832	9,860	3,101	511	6,111	3,753	3,917	2,488	33,809
		都 市	2,070	29,387	50,915	18,462	7,580	28,339	23,106	25,154	16,192	201,205
中 都 市		777	12,673	25,088	8,316	2,202	13,835	10,552	10,728	6,996	91,167	
小 都 市		1,293	16,714	25,827	10,145	5,378	14,504	12,554	14,426	9,197	110,038	
町 村		953	10,219	11,929	5,898	5,014	7,425	7,197	9,114	5,258	63,007	
町村(1万人以上)		636	7,084	8,982	4,206	2,983	5,386	5,308	5,900	3,486	43,971	
町村(1万人未満)	317	3,136	2,947	1,693	2,031	2,039	1,888	3,214	1,771	19,036		
合 計	3,866	57,130	116,304	40,939	14,813	71,520	49,683	63,401	39,545	457,201		
構 成	平成18年度	大 都 市	7.9	14.3	23.9	20.4	3.5	28.3	19.1	24.0	29.5	22.3
		中 核 市	8.9	10.6	14.0	12.7	7.8	13.7	12.8	12.0	10.6	12.5
		特 例 市	6.4	7.3	8.5	7.7	3.5	8.3	7.8	6.8	6.6	7.6
		都 市	52.5	50.1	43.8	45.4	52.8	39.8	45.9	42.2	40.2	44.1
		中 都 市	19.6	21.5	21.3	20.3	15.1	19.4	21.1	17.6	17.4	19.9
		小 都 市	32.9	28.6	22.5	25.1	37.7	20.4	24.8	24.7	22.8	24.3
		町 村	24.3	17.7	9.8	13.9	32.4	9.9	14.4	15.0	13.0	13.4
		町村(1万人以上)	15.9	12.3	7.4	9.8	18.7	7.2	10.5	9.6	8.5	9.3
	町村(1万人未満)	8.4	5.5	2.5	4.1	13.7	2.8	3.9	5.3	4.6	4.1	
	合 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
	平成17年度	大 都 市	7.0	13.2	23.1	19.8	3.4	27.6	18.7	28.3	28.5	22.2
		中 核 市	8.7	10.7	14.4	13.1	8.2	13.9	12.8	11.5	10.9	12.6
		特 例 市	6.1	6.7	8.5	7.6	3.5	8.5	7.6	6.2	6.3	7.4
		都 市	53.6	51.4	43.8	45.1	51.2	39.6	46.5	39.7	40.9	44.0
中 都 市		20.1	22.2	21.6	20.3	14.9	19.3	21.2	16.9	17.7	19.9	
小 都 市		33.5	29.3	22.2	24.8	36.3	20.3	25.3	22.8	23.3	24.1	
町 村		24.6	17.9	10.3	14.4	33.8	10.4	14.5	14.4	13.3	13.8	
町村(1万人以上)		16.4	12.4	7.7	10.3	20.1	7.5	10.7	9.3	8.8	9.6	
町村(1万人未満)	8.2	5.5	2.5	4.1	13.7	2.9	3.8	5.1	4.5	4.2		
合 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0		
増 減	平成18年度	大 都 市	9	93	1,475	104	△ 12	△ 366	△ 72	△ 3,515	118	△ 2,166
		中 核 市	△ 19	△ 433	△ 214	△ 259	△ 132	△ 570	△ 138	△ 52	△ 198	△ 2,015
		特 例 市	△ 6	90	208	△ 8	△ 30	△ 435	11	141	73	44
		都 市	△ 200	△ 2,491	943	△ 193	△ 298	△ 1,140	△ 965	208	△ 652	△ 4,788
		中 都 市	△ 78	△ 1,115	85	△ 156	△ 119	△ 591	△ 364	△ 182	△ 258	△ 2,778
		小 都 市	△ 122	△ 1,376	858	△ 36	△ 178	△ 549	△ 602	390	△ 395	△ 2,010
		町 村	△ 88	△ 696	△ 266	△ 315	△ 544	△ 627	△ 259	△ 126	△ 223	△ 3,144
		町村(1万人以上)	△ 71	△ 506	△ 242	△ 263	△ 402	△ 472	△ 230	△ 119	△ 216	△ 2,521
	町村(1万人未満)	△ 17	△ 191	△ 24	△ 53	△ 143	△ 154	△ 29	△ 7	△ 4	△ 622	
	合 計	△ 305	△ 3,436	2,147	△ 671	△ 1,017	△ 3,138	△ 1,422	△ 3,344	△ 883	△ 12,069	
	平成17年度	大 都 市	3.3	1.2	5.5	1.3	△ 2.4	△ 1.9	△ 0.8	△ 19.6	1.0	△ 2.1
		中 核 市	△ 5.7	△ 7.1	△ 1.3	△ 4.8	△ 10.9	△ 5.8	△ 2.2	△ 0.7	△ 4.6	△ 3.5
		特 例 市	△ 2.5	2.3	2.1	△ 0.3	△ 5.9	△ 7.1	0.3	3.6	2.9	0.1
		都 市	△ 9.7	△ 8.5	1.9	△ 1.0	△ 3.9	△ 4.0	△ 4.2	0.8	△ 4.0	△ 2.4
中 都 市		△ 10.0	△ 8.8	0.3	△ 1.9	△ 5.4	△ 4.3	△ 3.4	△ 1.7	△ 3.7	△ 3.0	
小 都 市		△ 9.4	△ 8.2	3.3	△ 0.4	△ 3.3	△ 3.8	△ 4.8	2.7	△ 4.3	△ 1.8	
町 村		△ 9.2	△ 6.8	△ 2.2	△ 5.3	△ 10.8	△ 8.4	△ 3.6	△ 1.4	△ 4.2	△ 5.0	
町村(1万人以上)		△ 11.2	△ 7.1	△ 2.7	△ 6.3	△ 13.5	△ 8.8	△ 4.3	△ 2.0	△ 6.2	△ 5.7	
町村(1万人未満)	△ 5.4	△ 6.1	△ 0.8	△ 3.1	△ 7.0	△ 7.6	△ 1.5	△ 0.2	△ 0.2	△ 3.3		
合 計	△ 7.9	△ 6.0	1.8	△ 1.6	△ 6.9	△ 4.4	△ 2.9	△ 5.3	△ 2.2	△ 2.6		

資料編

第 37 表 一般財源の充当状況

その 1 総括

(単位 百万円・%)

区 分	平成 18 年度						平成 17 年度						比 較		
	都道府県	市	町	村	純計額	率	都道府県	市	町	村	純計額	率	増減額	増減率	前年度増減率
一般財源	29,610,855	100.0	29,436,021	100.0	57,046,006	100.0	28,087,026	100.0	28,981,918	100.0	55,130,096	100.0	1,915,910	3.5	4.4
総務費	2,172,782	7.3	4,216,434	14.3	6,402,466	11.2	2,060,966	7.3	4,234,092	14.3	6,452,481	11.7	△ 50,015	△ 0.8	3.1
民生費	3,647,949	12.3	6,444,244	21.9	9,985,335	17.5	3,460,219	12.3	6,068,670	21.9	9,081,961	16.5	903,374	9.9	11.2
衛生費	893,863	3.0	2,635,616	9.0	3,630,569	6.4	847,863	3.0	2,641,930	9.0	3,658,446	6.6	△ 27,877	△ 0.8	2.5
労働費	79,414	0.3	55,472	0.2	136,168	0.2	75,327	0.3	54,566	0.2	144,044	0.3	△ 7,876	△ 5.5	39.2
農林水産業費	872,882	2.9	656,247	2.2	1,507,731	2.6	827,962	2.9	676,611	2.2	1,452,673	2.6	55,058	3.8	△ 1.7
商工費	445,203	1.5	452,584	1.5	894,096	1.6	422,292	1.5	418,504	1.5	848,650	1.5	45,446	5.4	△ 0.7
土木費	1,885,640	6.4	3,535,093	12.0	5,621,889	9.9	1,788,601	6.4	3,576,735	12.0	5,674,424	10.3	△ 52,535	△ 0.9	1.1
消防費	146,361	0.5	1,239,656	4.2	1,459,296	2.6	138,829	0.5	1,227,229	4.2	1,439,504	2.6	19,792	1.4	2.8
警察費	2,662,341	9.0	-	-	2,646,488	4.6	2,525,332	9.0	-	-	2,596,693	4.7	49,795	1.9	2.5
教育費	7,762,589	26.2	3,395,059	11.5	11,278,150	19.8	7,363,112	26.2	3,378,712	11.5	10,823,879	19.6	454,271	4.2	5.7
公債費	5,776,872	19.5	5,154,835	17.5	11,054,963	19.4	5,479,584	19.5	5,049,326	17.5	10,601,518	19.2	453,445	4.3	3.0
その他	2,690,291	9.2	480,543	1.7	604,561	1.0	2,551,845	9.2	509,073	1.7	639,064	1.3	△ 34,503	△ 5.4	△ 7.2
歳出合計	29,036,187	98.1	28,265,783	96.0	55,221,712	96.8	27,541,932	98.1	27,835,448	96.0	53,413,337	96.9	1,808,375	3.4	4.3
翌年度への繰越額	574,668	1.9	1,170,238	4.0	1,824,293	3.2	545,095	1.9	1,146,470	4.0	1,716,759	3.1	107,534	6.3	5.5

その 2 推移

(単位 百万円・%)

区 分	平成 13 年度充当額	平成 14 年度充当額	平成 15 年度充当額	平成 16 年度充当額	平成 17 年度充当額	平成 18 年度充当額
一般財源	57,424,333	54,461,192	52,435,236	52,827,821	55,130,096	57,046,006
総務費	6,806,433	6,357,432	6,467,381	6,261,386	6,452,481	6,402,466
民生費	7,907,068	7,746,652	7,566,343	8,167,639	9,081,961	9,985,335
衛生費	3,996,094	3,788,739	3,571,647	3,569,415	3,658,446	3,630,569
労働費	158,082	122,831	105,596	103,491	144,044	136,168
農林水産業費	1,800,269	1,666,236	1,544,646	1,477,514	1,452,673	1,507,731
商工費	944,007	904,694	813,484	854,981	848,650	894,096
土木費	6,858,888	6,176,571	5,888,589	5,614,829	5,674,424	5,621,889
消防費	1,513,275	1,446,282	1,362,018	1,399,848	1,439,504	1,459,296
警察費	2,740,376	2,643,353	2,515,541	2,533,696	2,596,693	2,646,488
教育費	11,301,778	10,624,556	10,063,641	10,240,985	10,823,879	11,278,150
公債費	10,585,230	10,506,983	10,186,290	10,288,537	10,601,518	11,054,963
その他	794,690	708,613	660,551	688,798	639,064	604,561
歳出合計	55,406,190	52,692,942	50,745,727	51,201,119	53,413,337	55,221,712
翌年度への繰越額	2,018,143	1,768,249	1,689,509	1,626,702	1,716,759	1,824,293

区 分	指 数						構 成 比					
	13	14	15	16	17	18	13	14	15	16	17	18
一般財源	100	95	91	92	96	99	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
総務費	100	93	95	92	95	94	11.9	11.7	12.3	11.9	11.7	11.2
民生費	100	98	96	103	115	126	13.8	14.2	14.4	15.5	16.5	17.5
衛生費	100	95	89	89	92	91	7.0	7.0	6.8	6.8	6.6	6.4
労働費	100	78	67	65	91	86	0.3	0.2	0.2	0.2	0.3	0.2
農林水産業費	100	93	86	82	81	84	3.1	3.1	2.9	2.8	2.6	2.6
商工費	100	96	86	91	90	95	1.6	1.7	1.6	1.6	1.5	1.6
土木費	100	90	86	82	83	82	11.9	11.3	11.2	10.6	10.3	9.9
消防費	100	96	90	93	95	96	2.6	2.7	2.6	2.6	2.6	2.6
警察費	100	96	92	92	95	97	4.8	4.9	4.8	4.8	4.7	4.6
教育費	100	94	89	91	96	100	19.7	19.5	19.2	19.4	19.6	19.8
公債費	100	99	96	97	100	104	18.4	19.3	19.4	19.5	19.2	19.4
その他	100	89	83	87	80	76	1.4	1.2	1.4	1.2	1.3	1.0
歳出合計	100	95	92	92	96	100	96.5	96.8	96.8	96.9	96.9	96.8
翌年度への繰越額	100	88	84	81	85	90	3.5	3.2	3.2	3.1	3.1	3.2

第 38 表 民生費の状況

その 1 目的別内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平成 18 年度						平成 17 年度 純 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額				増 減 額	増 減 率	前年度 増減率
社 会 福 祉 費	1,694,243	34.8	3,335,318	25.6	4,425,972	27.2	4,192,816	26.7	233,156	5.6	9.3
老 人 福 祉 費	1,957,188	40.2	2,584,520	19.9	4,069,451	25.0	3,956,023	25.2	113,428	2.9	0.5
児 童 福 祉 費	961,919	19.8	4,423,075	34.0	4,888,128	30.1	4,696,370	29.9	191,758	4.1	2.5
生 活 保 護 費	245,469	5.0	2,666,267	20.5	2,868,327	17.6	2,826,411	18.0	41,916	1.5	3.6
災 害 救 助 費	4,301	0.1	5,261	0.0	6,638	0.0	21,085	0.1	△ 14,447	△ 68.5	△ 56.5
合 計	4,863,120	100.0	13,014,442	100.0	16,258,515	100.0	15,692,705	100.0	565,810	3.6	3.7

その 2 性質別内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平成 18 年度						平成 17 年度 純 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額				増 減 額	増 減 率	前年度 増減率
人 件 費	254,648	5.2	1,699,259	13.1	1,953,906	12.0	1,981,745	12.6	△ 27,839	△ 1.4	△ 1.1
物 件 費	91,112	1.9	685,061	5.3	776,173	4.8	825,886	5.3	△ 49,713	△ 6.0	△ 0.8
扶 助 費	588,116	12.1	6,679,382	51.3	7,267,498	44.7	7,113,349	45.3	154,149	2.2	2.6
補 助 費 等	3,588,131	73.8	534,250	4.1	2,518,772	15.5	2,136,450	13.6	382,322	17.9	22.3
普 通 建 設 事 業 費	154,572	3.2	303,412	2.3	443,102	2.7	487,093	3.1	△ 43,991	△ 9.0	△ 13.1
補 助 事 業 費	67,306	1.4	114,081	0.9	175,737	1.1	185,167	1.2	△ 9,430	△ 5.1	△ 28.3
単 独 事 業 費	87,265	1.8	189,252	1.5	267,365	1.6	301,926	1.9	△ 34,561	△ 11.4	△ 0.2
県 営 事 業 負 担 金	-	-	79	0.0	-	-	-	-	-	-	-
貸 付 金	36,725	0.8	34,214	0.3	70,383	0.4	94,979	0.6	△ 24,596	△ 25.9	△ 3.2
繰 出 金	2,579	0.1	3,046,141	23.4	3,048,720	18.8	2,979,904	19.0	68,816	2.3	4.1
そ の 他	147,237	2.9	32,723	0.2	179,961	1.1	73,299	0.5	106,662	145.5	△ 22.7
合 計	4,863,120	100.0	13,014,442	100.0	16,258,515	100.0	15,692,705	100.0	565,810	3.6	3.7

その 3 財源内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平成 18 年度						平成 17 年度 純 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額				増 減 額	増 減 率	前年度 増減率
国 庫 支 出 金	471,330	9.7	3,322,726	25.5	3,794,056	23.3	4,024,547	25.6	△ 230,491	△ 5.7	△ 4.6
都 道 府 県 支 出 金	-	-	1,164,367	8.9	-	-	-	-	-	-	-
使 用 料、手 数 料	43,714	0.9	261,120	2.0	304,833	1.9	318,232	2.0	△ 13,399	△ 4.2	0.8
分 担 金、負 担 金、寄 附 金	31,052	0.6	333,013	2.6	324,622	2.0	318,272	2.0	6,350	2.0	6.7
地 方 債	50,776	1.0	81,125	0.6	130,374	0.8	132,176	0.8	△ 1,802	△ 1.4	△ 15.3
そ の 他 特 定 財 源	127,543	2.7	184,379	1.5	308,817	1.9	347,111	2.4	△ 38,294	△ 11.0	4.2
一 般 財 源 等	4,138,705	85.1	7,667,712	58.9	11,395,813	70.1	10,552,367	67.2	843,446	8.0	7.6
合 計	4,863,120	100.0	13,014,442	100.0	16,258,515	100.0	15,692,705	100.0	565,810	3.6	3.7

第 39 表 社会福祉費の状況

(単位 百万円・%)

区 分	平成 18 年度						平成 17 年度 純 計 額		比 較			
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額				増 減 額	増 減 率	前年度 増減率	
人 件 費	107,808	6.4	370,075	11.1	477,882	10.8	480,407	11.5	△ 2,525	△ 0.5	△ 0.7	
物 件 費	44,046	2.6	181,253	5.4	225,299	5.1	216,614	5.2	8,685	4.0	0.7	
扶 助 費	110,505	6.5	1,271,468	38.1	1,381,973	31.2	1,415,324	33.8	△ 33,351	△ 2.4	0.9	
補 助 費 等	1,237,508	73.0	241,192	7.2	880,583	19.9	726,214	17.3	154,369	21.3	100.3	
普通建設事業費	58,439	3.4	65,645	2.0	118,676	2.7	112,652	2.7	6,024	5.3	△ 10.3	
うち	補助事業費	23,155	1.4	18,463	0.6	39,563	0.9	26,145	0.6	13,418	51.3	△ 7.6
	単独事業費	35,283	2.1	47,127	1.4	79,113	1.8	86,507	2.1	△ 7,394	△ 8.5	△ 11.0
	県営事業負担金	-	-	56	0.0	-	-	-	-	-	-	
貸 付 金	20,772	1.2	14,564	0.4	35,272	0.8	38,588	0.9	△ 3,316	△ 8.6	△ 7.3	
繰 出 金	464	0.0	1,174,739	35.2	1,175,202	26.6	1,172,601	28.0	2,601	0.2	0.8	
そ の 他	114,701	6.9	16,382	0.6	131,085	2.9	30,416	0.6	100,669	331.0	△ 24.3	
合 計	1,694,243	100.0	3,335,318	100.0	4,425,972	100.0	4,192,816	100.0	233,156	5.6	9.3	

第 40 表 老人福祉費の状況

(単位 百万円・%)

区 分	平成 18 年度						平成 17 年度 純 計 額		比 較			
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額				増 減 額	増 減 率	前年度 増減率	
人 件 費	21,833	1.1	109,157	4.2	130,990	3.2	142,574	3.6	△ 11,584	△ 8.1	△ 5.0	
物 件 費	12,881	0.7	158,482	6.1	171,363	4.2	234,334	5.9	△ 62,971	△ 26.9	△ 3.3	
扶 助 費	20,451	1.0	229,559	8.9	250,010	6.1	294,521	7.4	△ 44,511	△ 15.1	△ 7.6	
補 助 費 等	1,799,535	91.9	112,665	4.4	1,443,667	35.5	1,211,864	30.6	231,803	19.1	0.7	
普通建設事業費	68,186	3.5	89,147	3.4	153,890	3.8	206,875	5.2	△ 52,985	△ 25.6	△ 21.7	
うち	補助事業費	28,944	1.5	29,764	1.2	57,327	1.4	92,991	2.4	△ 35,664	△ 38.4	△ 40.7
	単独事業費	39,243	2.0	59,383	2.3	96,563	2.4	113,885	2.9	△ 17,322	△ 15.2	6.1
	県営事業負担金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
貸 付 金	1,695	0.1	8,203	0.3	9,617	0.2	29,572	0.7	△ 19,955	△ 67.5	0.1	
繰 出 金	2,115	0.1	1,871,402	72.4	1,873,517	46.0	1,807,298	45.7	66,219	3.7	6.4	
そ の 他	30,492	1.6	5,905	0.3	36,397	1.0	28,985	0.9	7,412	25.6	△ 7.2	
合 計	1,957,188	100.0	2,584,520	100.0	4,069,451	100.0	3,956,023	100.0	113,428	2.9	0.5	

第 41 表 児童福祉費の状況

(単位 百万円・%)

区 分	平成 18 年度						平成 17 年度 純 計 額		比 較			
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額				増 減 額	増 減 率	前年度 増減率	
人 件 費	105,403	11.0	1,089,430	24.6	1,194,833	24.4	1,211,588	25.8	△ 16,755	△ 1.4	△ 0.9	
物 件 費	29,931	3.1	327,016	7.4	356,947	7.3	350,746	7.5	6,201	1.8	2.1	
扶 助 費	283,660	29.5	2,676,101	60.5	2,959,761	60.5	2,762,560	58.8	197,201	7.1	4.1	
普通建設事業費	25,577	2.7	147,045	3.3	166,595	3.4	162,853	3.5	3,742	2.3	△ 0.5	
うち	補助事業費	13,126	1.4	64,896	1.5	75,809	1.6	62,259	1.3	13,550	21.8	△ 9.6
	単独事業費	12,451	1.3	82,125	1.9	90,786	1.9	100,593	2.1	△ 9,807	△ 9.7	6.2
	県営事業負担金	-	-	23	0.0	-	-	-	-	-	-	
貸 付 金	14,176	1.5	11,129	0.3	25,176	0.5	24,585	0.5	591	2.4	△ 0.6	
そ の 他	503,172	52.2	172,354	3.9	184,816	3.9	184,038	3.9	778	0.4	6.2	
合 計	961,919	100.0	4,423,075	100.0	4,888,128	100.0	4,696,370	100.0	191,758	4.1	2.5	

第 42 表 生活保護費の状況

(単位 百万円・%)

区 分	平成 18 年 度						平成 17 年 度 純 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額				増 減 額	増 減 率	前年度 増減率
人 件 費	19,567	8.0	130,167	4.9	149,734	5.2	146,478	5.2	3,256	2.2	1.5
扶 助 費	173,412	70.6	2,501,009	93.8	2,674,421	93.2	2,636,373	93.3	38,048	1.4	3.3
そ の 他	52,490	21.4	35,091	1.3	44,172	1.6	43,560	1.5	612	1.4	36.4
合 計	245,469	100.0	2,666,267	100.0	2,868,327	100.0	2,826,411	100.0	41,916	1.5	3.6

第 43 表 被保護者数の推移

(1 か月平均 単位 千人)

区 分	被 保 護 者 実 人 員			生 活 扶 助		住 宅 扶 助		教 育 扶 助		介 護 扶 助		医 療 扶 助	
	実 数	指 数	保 護 率 (対人口千人)	人 員	指 数	人 員	指 数	人 員	指 数	人 員	指 数	人 員	指 数
昭和 36 年度	1,643	100	17.4	1,471	100	677	100	513	100	-	-	477	100
平成 12 年度	1,072	65	8.4	943	64	824	122	97	19	67	100	864	181
13	1,148	70	9.0	1,015	69	891	132	105	20	84	125	929	195
14	1,243	76	9.8	1,105	75	975	144	114	22	106	158	1,003	210
15	1,344	82	10.5	1,202	82	1,069	158	124	24	127	190	1,083	227
16	1,423	87	11.1	1,274	87	1,143	169	132	26	147	219	1,155	242
17	1,476	90	11.6	1,320	90	1,194	176	136	27	164	245	1,208	253
18	1,514	92	11.8	1,354	92	1,233	182	137	27	172	257	1,226	257

- (注) 1 厚生労働省調べによる。
 2 昭和 36 年度の数値には、沖縄県分に係るものは含まれていない。
 3 介護扶助については、平成 12 年度を 100 として指数を算出している。

第 44 表 災害救助費の状況

(単位 百万円・%)

区 分	平成 18 年 度						平成 17 年 度 純 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額				増 減 額	増 減 率	前年度 増減率
物 件 費	169	3.9	801	15.2	969	14.6	3,096	14.7	△ 2,127	△ 68.7	△ 71.3
扶 助 費	88	2.1	1,244	23.6	1,332	20.1	4,572	21.7	△ 3,240	△ 70.9	△ 19.4
補 助 費 等	2,813	65.4	2,300	43.7	2,272	34.2	8,557	40.6	△ 6,285	△ 73.4	△ 33.8
普 通 建 設 事 業 費	19	0.4	310	5.9	326	4.9	835	4.0	△ 509	△ 61.0	△ 67.3
補 助 事 業 費	4	0.1	124	2.4	128	1.9	476	2.3	△ 348	△ 73.1	△ 40.1
単 独 事 業 費	14	0.3	186	3.5	198	3.0	359	1.7	△ 161	△ 44.8	△ 79.6
積 立 金	1,055	24.5	14	0.3	1,068	16.1	1,140	5.4	△ 72	△ 6.3	△ 23.6
貸 付 金	81	1.9	143	2.7	143	2.2	2,057	9.8	△ 1,914	△ 93.0	2.0
そ の 他	76	1.8	449	8.6	528	7.9	828	3.8	△ 300	△ 36.2	△ 93.7
合 計	4,301	100.0	5,261	100.0	6,638	100.0	21,085	100.0	△ 14,447	△ 68.5	△ 56.5

第 45 表 衛生費の状況

その 1 目的別内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平成 18 年度						平成 17 年度 純 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額				増 減 額	増 減 率	前年度 増減率
公衆衛生費	1,219,056	86.8	1,928,504	45.6	3,052,519	55.4	3,153,528	55.3	△ 101,009	△ 3.2	△ 1.5
結核対策費	6,439	0.5	18,082	0.4	24,289	0.4	25,351	0.4	△ 1,062	△ 4.2	△ 20.3
保健所費	129,227	9.2	109,089	2.6	236,645	4.3	243,309	4.3	△ 6,664	△ 2.7	△ 3.2
清掃費	49,946	3.6	2,174,610	51.4	2,196,795	39.9	2,284,495	40.0	△ 87,700	△ 3.8	△ 0.7
合 計	1,404,668	100.0	4,230,285	100.0	5,510,248	100.0	5,706,683	100.0	△ 196,435	△ 3.4	△ 1.3

その 2 性質別内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平成 18 年度						平成 17 年度 純 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額				増 減 額	増 減 率	前年度 増減率
人件費	295,876	21.1	997,712	23.6	1,293,588	23.5	1,333,234	23.4	△ 39,646	△ 3.0	△ 2.2
物件費	117,050	8.3	1,597,643	37.8	1,714,694	31.1	1,705,860	29.9	8,834	0.5	△ 0.6
扶助費	251,306	17.9	150,238	3.6	401,544	7.3	437,163	7.7	△ 35,619	△ 8.1	1.1
補助費等	472,781	33.7	590,179	14.0	960,763	17.4	983,348	17.2	△ 22,585	△ 2.3	△ 0.7
普通建設事業費	98,517	7.0	536,709	12.7	613,645	11.1	695,233	12.2	△ 81,588	△ 11.7	△ 4.2
補助事業費	30,745	2.2	204,485	4.8	233,198	4.2	305,536	5.4	△ 72,338	△ 23.7	△ 2.5
単独事業費	67,773	4.8	332,103	7.9	380,447	6.9	389,697	6.8	△ 9,250	△ 2.4	△ 5.5
県営事業負担金	-	-	121	0.0	-	-	-	-	-	-	-
繰 出 金	13,897	1.0	87,302	2.1	101,199	1.8	116,826	2.0	△ 15,627	△ 13.4	△ 10.0
そ の 他	155,241	11.0	270,502	6.2	424,815	7.8	435,019	7.6	△ 10,204	△ 2.3	2.0
合 計	1,404,668	100.0	4,230,285	100.0	5,510,248	100.0	5,706,683	100.0	△ 196,435	△ 3.4	△ 1.3

その 3 財源内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平成 18 年度						平成 17 年度 純 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額				増 減 額	増 減 率	前年度 増減率
国庫支出金	190,051	13.5	166,867	3.9	356,918	6.5	417,111	7.3	△ 60,193	△ 14.4	△ 1.4
都道府県支出金	-	-	81,636	1.9	-	-	-	-	-	-	-
使用料、手数料	30,540	2.2	343,083	8.1	373,623	6.8	375,229	6.6	△ 1,606	△ 0.4	2.2
分担金、負担金、寄附金	3,550	0.3	51,380	1.2	26,024	0.5	23,830	0.4	2,194	9.2	△ 10.7
地方債	44,770	3.2	258,369	6.1	299,106	5.4	329,987	5.8	△ 30,881	△ 9.4	△ 8.9
その他特定財源	121,643	8.6	192,951	4.7	311,172	5.6	309,763	5.4	1,409	0.5	△ 2.8
一般財源等	1,014,114	72.2	3,135,999	74.1	4,143,405	75.2	4,250,763	74.5	△ 107,358	△ 2.5	△ 0.8
合 計	1,404,668	100.0	4,230,285	100.0	5,510,248	100.0	5,706,683	100.0	△ 196,435	△ 3.4	△ 1.3

第46表 公衆衛生費の状況

(単位 百万円・%)

区 分	平成 18 年度						平成 17 年度 純 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額				増 減 額	増 減 率	前年度 増減率
人 件 費	165,738	13.6	333,001	17.3	498,739	16.3	514,093	16.3	△ 15,354	△ 3.0	△ 1.7
物 件 費	104,622	8.6	556,418	28.9	661,040	21.7	659,109	20.9	1,931	0.3	△ 2.4
扶 助 費	249,157	20.4	147,188	7.6	396,346	13.0	430,654	13.7	△ 34,308	△ 8.0	1.6
補 助 費 等	467,500	38.3	521,445	27.0	908,632	29.8	928,079	29.4	△ 19,447	△ 2.1	△ 0.4
普通建設事業費	77,197	6.3	136,389	7.1	199,776	6.5	205,545	6.5	△ 5,769	△ 2.8	△ 5.9
補助事業費	24,984	2.0	16,529	0.9	39,510	1.3	55,977	1.8	△ 16,467	△ 29.4	4.1
単独事業費	52,213	4.3	119,832	6.2	160,266	5.3	149,568	4.7	10,698	7.2	△ 9.2
県営事業負担金	-	-	28	0.0	-	-	-	-	-	-	-
貸 付 金	90,418	7.4	38,593	2.0	128,093	4.2	117,615	3.7	10,478	8.9	△ 4.3
繰 出 金	13,897	1.1	87,302	4.5	101,199	3.3	116,826	3.7	△ 15,627	△ 13.4	△ 10.0
そ の 他	50,527	4.3	108,168	5.6	158,694	5.2	181,607	5.8	△ 22,913	△ 12.6	3.2
合 計	1,219,056	100.0	1,928,504	100.0	3,052,519	100.0	3,153,528	100.0	△ 101,009	△ 3.2	△ 1.5

第47表 結核対策費の状況

(単位 百万円・%)

区 分	平成 18 年度						平成 17 年度 純 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額				増 減 額	増 減 率	前年度 増減率
人 件 費	2,085	32.4	5,608	31.0	7,693	31.7	7,623	30.1	70	0.9	△ 3.2
物 件 費	1,062	16.5	8,005	44.3	9,067	37.3	9,144	36.1	△ 77	△ 0.8	△ 28.2
扶 助 費	2,148	33.4	3,029	16.8	5,178	21.3	6,510	25.7	△ 1,332	△ 20.5	△ 24.0
補 助 費 等	1,086	16.9	1,428	7.9	2,308	9.5	1,824	7.2	484	26.5	△ 22.9
そ の 他	58	0.8	12	0.0	43	0.2	250	0.9	△ 207	△ 82.8	△ 1.6
合 計	6,439	100.0	18,082	100.0	24,289	100.0	25,351	100.0	△ 1,062	△ 4.2	△ 20.3

第48表 保健所費の状況

(単位 百万円・%)

区 分	平成 18 年度						平成 17 年度 純 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額				増 減 額	増 減 率	前年度 増減率
人 件 費	120,592	93.3	91,484	83.9	212,075	89.6	217,214	89.3	△ 5,139	△ 2.4	△ 2.3
物 件 費	5,649	4.4	9,948	9.1	15,597	6.6	16,582	6.8	△ 985	△ 5.9	△ 3.2
普通建設事業費	1,167	0.9	5,747	5.3	6,874	2.9	7,481	3.1	△ 607	△ 8.1	△ 23.4
そ の 他	1,819	1.4	1,910	1.7	2,099	0.9	2,032	0.8	67	3.3	△ 6.0
合 計	129,227	100.0	109,089	100.0	236,645	100.0	243,309	100.0	△ 6,664	△ 2.7	△ 3.2

第 49 表 清掃費の状況

(単位 百万円・%)

区 分	平成 18 年 度						平成 17 年 度 純 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額				増 減 額	増 減 率	前年度 増減率
人 件 費	7,461	14.9	567,620	26.1	575,081	26.2	594,304	26.0	△ 19,223	△ 3.2	△ 2.7
物 件 費	5,717	11.4	1,023,272	47.1	1,028,989	46.8	1,021,026	44.7	7,963	0.8	1.0
補 助 費 等	2,731	5.5	65,791	3.0	48,476	2.2	51,976	2.3	△ 3,500	△ 6.7	△ 4.0
普通建設事業費	20,100	40.2	394,570	18.1	406,964	18.5	481,963	21.1	△ 74,999	△ 15.6	△ 3.1
う 補助事業費 ち 単独事業費	5,629	11.3	187,760	8.6	193,389	8.8	248,994	10.9	△ 55,605	△ 22.3	△ 2.9
	14,471	29.0	206,717	9.5	213,576	9.7	232,968	10.2	△ 19,392	△ 8.3	△ 3.3
そ の 他	13,937	28.0	123,357	5.7	137,285	6.3	135,226	5.9	2,059	1.5	6.5
合 計	49,946	100.0	2,174,610	100.0	2,196,795	100.0	2,284,495	100.0	△ 87,700	△ 3.8	△ 0.7

第 50 表 労働費の状況

その 1 目的別内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平成 18 年 度						平成 17 年 度 純 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額				増 減 額	増 減 率	前年度 増減率
失 業 対 策 費	7,833	5.2	21,809	14.4	29,388	9.9	22,574	7.1	6,814	30.2	△ 28.9
そ の 他	142,048	94.8	130,041	85.6	267,035	90.1	294,378	92.9	△ 27,343	△ 9.3	△ 10.2
合 計	149,881	100.0	151,850	100.0	296,423	100.0	316,952	100.0	△ 20,529	△ 6.5	△ 11.8

その 2 性質別内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平成 18 年 度						平成 17 年 度 純 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額				増 減 額	増 減 率	前年度 増減率
人 件 費	66,568	44.4	10,928	7.2	77,495	26.1	79,748	25.2	△ 2,253	△ 2.8	△ 5.9
物 件 費	25,436	17.0	24,655	16.2	50,091	16.9	53,856	17.0	△ 3,765	△ 7.0	△ 34.5
補 助 費 等	22,642	15.1	25,970	17.1	43,455	14.7	56,724	17.9	△ 13,269	△ 23.4	16.8
普通建設事業費	6,665	4.4	3,898	2.6	10,412	3.5	16,681	5.3	△ 6,269	△ 37.6	△ 8.1
失業対策事業費	3,257	2.2	20,688	13.6	23,945	8.1	16,542	5.2	7,403	44.8	△ 8.5
補助事業費	3,002	2.0	18,886	12.4	21,887	7.4	14,447	4.6	7,440	51.5	△ 10.4
単独事業費	255	0.2	1,802	1.2	2,057	0.7	2,095	0.7	△ 38	△ 1.8	7.1
積 立 金	4,497	3.0	521	0.3	5,018	1.7	1,963	0.6	3,055	155.6	△ 72.5
貸 付 金	19,947	13.3	64,700	42.6	84,648	28.6	89,680	28.3	△ 5,032	△ 5.6	△ 9.0
そ の 他	869	0.6	490	0.4	1,359	0.4	1,758	0.5	△ 399	△ 22.7	△ 10.1
合 計	149,881	100.0	151,850	100.0	296,423	100.0	316,952	100.0	△ 20,529	△ 6.5	△ 11.8

第50表 労働費の状況（つづき）

その3 財源内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平成18年度						平成17年度 純計額		比 較		
	都道府県		市町村		純計額				増減額	増減率	前年度 増減率
国庫支出金	28,002	18.7	9,538	6.3	37,540	12.7	36,092	11.4	1,448	4.0	△ 2.2
都道府県支出金	-	-	3,667	2.4	-	-	-	-	-	-	-
その他特定財源	31,782	21.2	72,641	47.8	103,481	34.9	113,495	35.8	△ 10,014	△ 8.8	△ 42.7
一般財源等	90,097	60.1	66,004	43.5	155,402	52.4	167,365	52.8	△ 11,963	△ 7.1	34.7
合 計	149,881	100.0	151,850	100.0	296,423	100.0	316,952	100.0	△ 20,529	△ 6.5	△ 11.8

第51表 失業対策費の状況

(単位 百万円・%)

区 分	平成18年度						平成17年度 純計額		比 較		
	都道府県		市町村		純計額				増減額	増減率	前年度 増減率
人件費	942	12.0	130	0.6	1,072	3.6	1,234	5.5	△ 162	△ 13.1	△ 52.6
失業対策事業費	3,257	41.6	20,688	94.9	23,945	81.5	16,542	73.3	7,403	44.8	△ 8.5
補助事業費	3,002	38.3	18,886	86.6	21,887	74.5	14,447	64.0	7,440	51.5	△ 10.4
単独事業費	255	3.3	1,802	8.3	2,057	7.0	2,095	9.3	△ 38	△ 1.8	7.1
その他	3,634	46.4	991	4.5	4,371	14.9	4,798	21.2	△ 427	△ 8.9	△ 56.6
合 計	7,833	100.0	21,809	100.0	29,388	100.0	22,574	100.0	6,814	30.2	△ 28.9

資料編

第52表 農林水産業費の状況

その1 目的別内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平成18年度						平成17年度 純計額		比 較		
	都道府県		市町村		純計額				増減額	増減率	前年度 増減率
農業費	537,219	18.8	489,945	35.4	909,812	24.2	974,447	24.5	△ 64,635	△ 6.6	△ 8.8
畜産業費	139,459	4.9	53,191	3.8	181,393	4.8	168,583	4.2	12,810	7.6	△ 7.1
農地費	1,150,983	40.4	534,124	38.6	1,454,539	38.8	1,577,993	39.7	△ 123,454	△ 7.8	△ 6.6
林業費	701,072	24.6	168,364	12.2	802,465	21.4	819,442	20.6	△ 16,977	△ 2.1	△ 9.3
水産業費	323,118	11.3	136,800	9.9	404,897	10.8	437,852	11.0	△ 32,955	△ 7.5	△ 8.5
合 計	2,851,851	100.0	1,382,423	100.0	3,753,106	100.0	3,978,316	100.0	△ 225,210	△ 5.7	△ 7.9

第52表 農林水産業費の状況（つづき）

その2 性質別内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平成18年度						平成17年度 純計額		比 較		
	都道府県		市町村		純計額				増減額	増減率	前年度 増減率
人件費	456,486	16.0	276,060	20.0	732,546	19.5	754,166	19.0	△ 21,620	△ 2.9	△ 2.4
物件費	89,582	3.1	96,137	7.0	185,719	4.9	196,867	4.9	△ 11,148	△ 5.7	△ 9.3
補助費等	205,085	7.2	235,297	17.0	301,565	8.0	339,083	8.5	△ 37,518	△ 11.1	△ 14.0
普通建設事業費	1,756,753	61.6	588,170	42.5	2,003,059	53.4	2,205,846	55.4	△ 202,787	△ 9.2	△ 8.5
補助事業費	1,281,411	44.9	250,898	18.1	1,347,039	35.9	1,490,694	37.5	△ 143,655	△ 9.6	△ 10.2
単独事業費	233,741	8.2	226,064	16.4	399,378	10.6	442,754	11.1	△ 43,376	△ 9.8	△ 13.4
国直轄事業負担金	241,601	8.5	15,042	1.1	256,643	6.8	272,398	6.8	△ 15,755	△ 5.8	14.4
県営事業負担金	-	-	96,167	7.0	-	-	-	-	-	-	-
その他	343,945	12.1	186,759	13.5	530,217	14.2	482,354	12.2	47,863	9.9	△ 8.6
合計	2,851,851	100.0	1,382,423	100.0	3,753,106	100.0	3,978,316	100.0	△ 225,210	△ 5.7	△ 7.9

その3 財源内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平成18年度						平成17年度 純計額		比 較		
	都道府県		市町村		純計額				増減額	増減率	前年度 増減率
国庫支出金	863,381	30.3	23,383	1.7	886,764	23.6	1,040,113	26.1	△ 153,349	△ 14.7	△ 10.3
都道府県支出金	-	-	290,107	21.0	-	-	-	-	-	-	-
分担金、負担金、寄附金	177,497	6.2	20,421	1.5	69,044	1.8	74,194	1.9	△ 5,150	△ 6.9	△ 9.8
地方債	417,163	14.6	164,803	11.9	579,493	15.4	667,407	16.8	△ 87,914	△ 13.2	△ 7.7
その他特定財源	403,500	14.2	102,871	7.4	497,100	13.4	508,736	12.8	△ 11,636	△ 2.3	△ 12.6
一般財源等	990,310	34.7	780,838	56.5	1,720,705	45.8	1,687,866	42.4	32,839	1.9	△ 4.9
合計	2,851,851	100.0	1,382,423	100.0	3,753,106	100.0	3,978,316	100.0	△ 225,210	△ 5.7	△ 7.9

第53表 農業費の状況

(単位 百万円・%)

区 分	平成18年度						平成17年度 純計額		比 較			
	都道府県		市町村		純計額				増減額	増減率	前年度 増減率	
人件費	238,324	44.4	206,326	42.1	444,650	48.9	458,188	47.0	△ 13,538	△ 3.0	△ 3.4	
物件費	37,203	6.9	40,565	8.3	77,768	8.5	82,971	8.5	△ 5,203	△ 6.3	△ 9.8	
補助費等	102,076	19.0	107,315	21.9	140,776	15.5	162,234	16.6	△ 21,458	△ 13.2	△ 16.3	
普通建設事業費	85,708	16.0	96,579	19.7	133,739	14.7	155,632	16.0	△ 21,893	△ 14.1	△ 14.4	
うち	補助事業費	54,231	10.1	53,975	11.0	76,753	8.4	80,559	8.3	△ 3,806	△ 4.7	△ 6.4
	単独事業費	31,477	5.9	40,440	8.3	56,985	6.3	75,072	7.7	△ 18,087	△ 24.1	△ 21.6
	県営事業負担金	-	-	2,163	0.4	-	-	-	-	-	-	
その他	73,908	13.7	39,160	8.0	112,879	12.4	115,422	11.9	△ 2,543	△ 2.2	△ 8.9	
合計	537,219	100.0	489,945	100.0	909,812	100.0	974,447	100.0	△ 64,635	△ 6.6	△ 8.8	

第54表 畜産業費の状況

(単位 百万円・%)

区 分	平成 18 年度						平成 17 年度 純 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額				増 減 額	増 減 率	前年度 増減率
人 件 費	48,226	34.6	6,884	12.9	55,110	30.4	57,119	33.9	△ 2,009	△ 3.5	△ 1.6
物 件 費	14,930	10.7	8,805	16.6	23,735	13.1	26,636	15.8	△ 2,901	△ 10.9	5.1
補 助 費 等	10,052	7.2	9,553	18.0	17,178	9.5	18,375	10.9	△ 1,197	△ 6.5	△ 5.9
普通建設事業費	29,449	21.1	23,384	44.0	44,003	24.3	51,062	30.3	△ 7,059	△ 13.8	△ 17.7
補助事業費	15,127	10.8	12,824	24.1	21,888	12.1	26,740	15.9	△ 4,852	△ 18.1	△ 17.3
単 独 事 業 費	13,897	10.0	9,439	17.7	21,504	11.9	23,707	14.1	△ 2,203	△ 9.3	△ 17.2
国直轄事業負担金	425	0.3	186	0.3	610	0.3	615	0.4	△ 5	△ 0.8	△ 41.8
県営事業負担金	-	-	936	1.8	-	-	-	-	-	-	-
そ の 他	36,802	26.4	4,565	8.5	41,367	22.7	15,391	9.1	25,976	168.8	△ 6.4
合 計	139,459	100.0	53,191	100.0	181,393	100.0	168,583	100.0	12,810	7.6	△ 7.1

第55表 農地費の状況

(単位 百万円・%)

区 分	平成 18 年度						平成 17 年度 純 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額				増 減 額	増 減 率	前年度 増減率
人 件 費	50,988	4.4	32,217	6.0	83,204	5.7	84,403	5.3	△ 1,199	△ 1.4	0.5
普通建設事業費	1,030,451	89.5	283,836	53.1	1,127,094	77.5	1,237,833	78.4	△ 110,739	△ 8.9	△ 6.7
補助事業費	714,208	62.1	66,949	12.5	697,543	48.0	775,389	49.1	△ 77,846	△ 10.0	△ 12.0
単 独 事 業 費	84,478	7.3	119,751	22.4	182,945	12.6	200,365	12.7	△ 17,420	△ 8.7	△ 8.6
国直轄事業負担金	231,764	20.1	14,841	2.8	246,605	17.0	262,079	16.6	△ 15,474	△ 5.9	15.4
県営事業負担金	-	-	82,294	15.4	-	-	-	-	-	-	-
そ の 他	69,544	6.1	218,071	40.9	244,241	16.8	255,757	16.3	△ 11,516	△ 4.5	△ 8.3
合 計	1,150,983	100.0	534,124	100.0	1,454,539	100.0	1,577,993	100.0	△ 123,454	△ 7.8	△ 6.6

第56表 林業費の状況

(単位 百万円・%)

区 分	平成 18 年度						平成 17 年度 純 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額				増 減 額	増 減 率	前年度 増減率
人 件 費	70,467	10.1	18,535	11.0	89,002	11.1	91,713	11.2	△ 2,711	△ 3.0	△ 1.6
普通建設事業費	397,911	56.8	95,810	56.9	446,964	55.7	481,847	58.8	△ 34,883	△ 7.2	△ 7.4
補助事業費	312,507	44.6	49,844	29.6	331,612	41.3	361,988	44.2	△ 30,376	△ 8.4	△ 5.2
単 独 事 業 費	80,048	11.4	42,396	25.2	109,995	13.7	114,274	13.9	△ 4,279	△ 3.7	△ 14.2
国直轄事業負担金	5,357	0.8	-	-	5,357	0.7	5,585	0.7	△ 228	△ 4.1	4.1
県営事業負担金	-	-	3,570	2.1	-	-	-	-	-	-	-
そ の 他	232,694	33.1	54,019	32.1	266,499	33.2	245,882	30.0	20,617	8.4	△ 15.2
合 計	701,072	100.0	168,364	100.0	802,465	100.0	819,442	100.0	△ 16,977	△ 2.1	△ 9.3

第 57 表 水産業費の状況

(単位 百万円・%)

区 分	平成 18 年度						平成 17 年度 純 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額				増 減 額	増 減 率	前年度 増減率
人 件 費	48,481	15.0	12,098	8.8	60,579	15.0	62,743	14.3	△ 2,164	△ 3.4	△ 0.2
物 件 費	17,291	5.4	5,776	4.2	23,067	5.7	24,289	5.5	△ 1,222	△ 5.0	△ 3.7
補 助 費 等	11,940	3.7	11,208	8.2	18,683	4.6	19,762	4.5	△ 1,079	△ 5.5	△ 2.7
普通建設事業費	213,234	66.0	88,562	64.7	251,261	62.1	279,473	63.8	△ 28,212	△ 10.1	△ 12.2
補助事業費	185,338	57.4	67,305	49.2	219,241	54.1	246,017	56.2	△ 26,776	△ 10.9	△ 11.9
単 独 事 業 費	23,840	7.4	14,038	10.3	27,949	6.9	29,337	6.7	△ 1,388	△ 4.7	△ 14.8
国直轄事業負担金	4,056	1.3	15	0.0	4,071	1.0	4,119	0.9	△ 48	△ 1.2	△ 11.2
県営事業負担金	-	-	7,204	5.3	-	-	-	-	-	-	-
そ の 他	32,172	9.9	19,156	14.1	51,307	12.6	51,585	11.9	△ 278	△ 0.5	0.1
合 計	323,118	100.0	136,800	100.0	404,897	100.0	437,852	100.0	△ 32,955	△ 7.5	△ 8.5

第 58 表 商工費の状況

その 1 性質別内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平成 18 年度						平成 17 年度 純 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額				増 減 額	増 減 率	前年度 増減率
人 件 費	105,185	3.3	135,747	8.3	240,932	5.1	243,518	5.3	△ 2,586	△ 1.1	1.3
物 件 費	55,344	1.7	123,609	7.6	178,953	3.8	195,315	4.2	△ 16,362	△ 8.4	△ 4.2
補 助 費 等	266,699	8.4	202,885	12.5	436,877	9.2	452,529	9.8	△ 15,652	△ 3.5	△ 0.5
普通建設事業費	95,817	3.0	114,481	7.0	197,455	4.2	185,752	4.0	11,703	6.3	△ 13.2
補助事業費	7,827	0.2	22,103	1.4	28,017	0.6	33,791	0.7	△ 5,774	△ 17.1	△ 18.8
単 独 事 業 費	87,990	2.8	92,264	5.7	169,438	3.6	151,961	3.3	17,477	11.5	△ 11.8
県営事業負担金	-	-	114	0.0	-	-	-	-	-	-	-
貸 付 金	2,610,087	82.3	971,096	59.7	3,578,581	75.3	3,443,572	74.4	135,009	3.9	△ 3.6
そ の 他	38,649	1.3	79,069	4.9	117,717	2.4	105,268	2.3	12,449	11.8	△ 52.1
合 計	3,171,781	100.0	1,626,887	100.0	4,750,515	100.0	4,625,954	100.0	124,561	2.7	△ 5.7

その 2 財源内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平成 18 年度						平成 17 年度 純 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額				増 減 額	増 減 率	前年度 増減率
使用料、手数料	11,777	0.4	29,250	1.8	41,027	0.9	51,656	1.1	△ 10,629	△ 20.6	△ 2.4
分担金、負担金、寄附金	5,006	0.2	2,525	0.2	5,796	0.1	240	0.0	5,556	2,315.0	皆増
地 方 債	23,299	0.7	31,690	1.9	52,405	1.1	47,104	1.0	5,301	11.3	△ 66.1
諸 収 入	2,567,807	81.0	973,617	59.8	3,537,877	74.5	3,411,643	73.8	126,234	3.7	△ 3.7
その他特定財源	58,796	1.8	51,296	3.2	93,018	1.9	129,262	2.8	△ 36,244	△ 28.0	△ 10.9
一 般 財 源 等	505,096	15.9	538,509	33.1	1,020,392	21.5	986,049	21.3	34,343	3.5	△ 4.0
合 計	3,171,781	100.0	1,626,887	100.0	4,750,515	100.0	4,625,954	100.0	124,561	2.7	△ 5.7

第 59 表 土木費の状況

その 1 目的別内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平成 18 年度						平成 17 年度 純 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額				増 減 額	増 減 率	前年度 増減率
土 木 管 理 費	353,888	5.1	500,280	6.9	843,564	6.1	827,659	5.7	15,905	1.9	△ 10.2
道 路 橋 り よ う 費	2,750,574	40.0	1,706,592	23.7	4,405,090	31.8	4,676,016	32.4	△ 270,926	△ 5.8	△ 6.2
河 川 海 岸 費	1,399,217	20.4	191,764	2.7	1,567,455	11.3	1,650,443	11.4	△ 82,988	△ 5.0	△ 2.8
港 湾 費	309,147	4.5	176,987	2.5	453,740	3.3	471,842	3.3	△ 18,102	△ 3.8	△ 12.0
都 市 計 画 費	1,365,820	19.9	3,997,668	55.4	5,276,955	38.1	5,473,072	38.0	△ 196,117	△ 3.6	△ 3.2
住 宅 費	635,879	9.2	624,751	8.7	1,233,721	8.9	1,217,622	8.4	16,099	1.3	△ 7.4
空 港 費	60,834	0.9	15,068	0.2	72,911	0.5	100,713	0.7	△ 27,802	△ 27.6	△ 18.5
合 計	6,875,359	100.0	7,213,111	100.0	13,853,436	100.0	14,417,368	100.0	△ 563,932	△ 3.9	△ 5.4

その 2 性質別内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平成 18 年度						平成 17 年度 純 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額				増 減 額	増 減 率	前年度 増減率
人 件 費	323,497	4.7	691,337	9.6	1,014,834	7.3	1,033,850	7.2	△ 19,016	△ 1.8	△ 0.5
物 件 費	110,230	1.6	420,840	5.8	531,070	3.8	560,849	3.9	△ 29,779	△ 5.3	△ 1.2
維 持 補 修 費	303,552	4.4	330,318	4.6	633,870	4.6	705,834	4.9	△ 71,964	△ 10.2	0.9
普 通 建 設 事 業 費	5,101,569	74.2	3,542,006	49.1	8,471,045	61.1	8,880,905	61.6	△ 409,860	△ 4.6	△ 6.7
補 助 事 業 費	2,139,953	31.1	1,203,733	16.7	3,337,320	24.1	3,509,877	24.3	△ 172,557	△ 4.9	△ 5.6
単 独 事 業 費	2,064,891	30.0	2,125,360	29.5	4,131,100	29.8	4,379,179	30.4	△ 248,079	△ 5.7	△ 8.4
国直轄事業負担金	896,725	13.0	105,901	1.5	1,002,625	7.2	991,850	6.9	10,775	1.1	△ 3.2
県営事業負担金	-	-	107,012	1.5	-	-	-	-	-	-	-
貸 付 金	490,253	7.1	426,712	5.9	913,949	6.6	803,537	5.6	110,412	13.7	△ 11.4
繰 出 金	156,630	2.3	1,035,801	14.4	1,192,432	8.6	1,272,005	8.8	△ 79,573	△ 6.3	△ 6.5
そ の 他	389,628	5.7	766,097	10.6	1,096,236	8.0	1,160,388	8.0	△ 64,152	△ 5.5	1.8
合 計	6,875,359	100.0	7,213,111	100.0	13,853,436	100.0	14,417,368	100.0	△ 563,932	△ 3.9	△ 5.4

その 3 財源内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平成 18 年度						平成 17 年度 純 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額				増 減 額	増 減 率	前年度 増減率
国 庫 支 出 金	1,132,793	16.5	602,922	8.4	1,735,715	12.5	1,908,181	13.2	△ 172,466	△ 9.0	△ 5.3
都 道 府 県 支 出 金	-	-	134,483	1.9	-	-	-	-	-	-	-
使 用 料、手 数 料	120,078	1.7	210,686	2.9	330,763	2.4	287,069	2.0	43,694	15.2	8.3
分 担 金、負 担 金、寄 附 金	106,143	1.5	25,336	0.4	19,766	0.1	26,862	0.2	△ 7,096	△ 26.4	△ 21.6
地 方 債	2,596,099	37.8	1,284,320	17.8	3,861,928	27.9	4,121,872	28.6	△ 259,944	△ 6.3	△ 8.9
そ の 他 特 定 財 源	780,933	11.4	749,118	10.3	1,489,255	10.8	1,480,248	10.3	9,007	0.6	△ 10.5
一 般 財 源 等	2,139,313	31.1	4,206,246	58.3	6,416,009	46.3	6,593,136	45.7	△ 177,127	△ 2.7	△ 2.2
合 計	6,875,359	100.0	7,213,111	100.0	13,853,436	100.0	14,417,368	100.0	△ 563,932	△ 3.9	△ 5.4

第60表 道路橋りょう費の状況

(単位 百万円・%)

区 分	平成18年度						平成17年度 純計額		比 較		
	都道府県		市町村		純計額				増減額	増減率	前年度 増減率
人件費	62,005	2.3	147,107	8.6	209,111	4.7	212,236	4.5	△ 3,125	△ 1.5	0.7
維持補修費	159,166	5.8	207,363	12.2	366,529	8.3	435,540	9.3	△ 69,011	△ 15.8	2.8
普通建設事業費	2,448,118	89.0	1,222,447	71.6	3,629,299	82.4	3,793,515	81.1	△ 164,216	△ 4.3	△ 8.2
補助事業費	745,512	27.1	192,156	11.3	937,614	21.3	1,002,537	21.4	△ 64,923	△ 6.5	△ 6.0
単独事業費	1,120,475	40.7	929,484	54.5	2,035,872	46.2	2,159,741	46.2	△ 123,869	△ 5.7	△ 10.2
国直轄事業負担金	582,131	21.2	73,681	4.3	655,812	14.9	631,237	13.5	24,575	3.9	△ 4.1
県営事業負担金	-	-	27,125	1.6	-	-	-	-	-	-	-
その他	81,285	2.9	129,675	7.6	200,151	4.6	234,725	5.1	△ 34,574	△ 14.7	5.4
合計	2,750,574	100.0	1,706,592	100.0	4,405,090	100.0	4,676,016	100.0	△ 270,926	△ 5.8	△ 6.2

第61表 河川海岸費の状況

(単位 百万円・%)

区 分	平成18年度						平成17年度 純計額		比 較		
	都道府県		市町村		純計額				増減額	増減率	前年度 増減率
人件費	35,882	2.6	19,481	10.2	55,362	3.5	55,191	3.3	171	0.3	0.1
維持補修費	36,412	2.6	12,495	6.5	48,906	3.1	49,608	3.0	△ 702	△ 1.4	0.6
普通建設事業費	1,298,327	92.8	143,029	74.6	1,419,641	90.6	1,497,689	90.7	△ 78,048	△ 5.2	△ 3.4
補助事業費	833,151	59.5	52,511	27.4	880,981	56.2	933,969	56.6	△ 52,988	△ 5.7	△ 3.5
単独事業費	208,531	14.9	83,850	43.7	281,944	18.0	293,226	17.8	△ 11,282	△ 3.8	△ 5.0
国直轄事業負担金	256,644	18.3	72	0.0	256,716	16.4	270,495	16.4	△ 13,779	△ 5.1	△ 1.2
県営事業負担金	-	-	6,596	3.4	-	-	-	-	-	-	-
その他	28,596	2.0	16,759	8.7	43,546	2.8	47,955	3.0	△ 4,409	△ 9.2	9.5
合計	1,399,217	100.0	191,764	100.0	1,567,455	100.0	1,650,443	100.0	△ 82,988	△ 5.0	△ 2.8

第62表 港湾費の状況

(単位 百万円・%)

区 分	平成18年度						平成17年度 純計額		比 較		
	都道府県		市町村		純計額				増減額	増減率	前年度 増減率
人件費	14,123	4.6	20,381	11.5	34,504	7.6	34,482	7.3	22	0.1	△ 1.7
維持補修費	7,130	2.3	3,904	2.2	11,034	2.4	11,848	2.5	△ 814	△ 6.9	△ 0.8
普通建設事業費	234,548	75.9	122,161	69.0	334,729	73.8	340,279	72.1	△ 5,550	△ 1.6	△ 13.1
補助事業費	154,015	49.8	38,476	21.7	192,490	42.4	206,966	43.9	△ 14,476	△ 7.0	△ 18.2
単独事業費	41,572	13.4	36,673	20.7	72,586	16.0	62,947	13.3	9,639	15.3	△ 5.4
国直轄事業負担金	38,961	12.6	30,692	17.3	69,653	15.4	70,366	14.9	△ 713	△ 1.0	△ 2.1
県営事業負担金	-	-	16,320	9.2	-	-	-	-	-	-	-
その他	53,346	17.2	30,541	17.3	73,473	16.2	85,233	18.1	△ 11,760	△ 13.8	△ 12.8
合計	309,147	100.0	176,987	100.0	453,740	100.0	471,842	100.0	△ 18,102	△ 3.8	△ 12.0

第 63 表 都市計画費の状況

その 1 目的別内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平成 18 年度						平成 17 年度 純 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額				増 減 額	増 減 率	前年度 増減率
街 路 費	613,321	44.9	701,043	17.5	1,275,972	24.2	1,352,971	24.7	△ 76,999	△ 5.7	△ 3.5
公 園 費	170,807	12.5	641,129	16.0	807,390	15.3	811,307	14.8	△ 3,917	△ 0.5	△ 5.4
下 水 道 費	314,044	23.0	1,550,080	38.8	1,854,119	35.1	1,974,051	36.1	△ 119,932	△ 6.1	△ 2.8
区 画 整 理 費 等	267,648	19.6	1,105,415	27.7	1,339,475	25.4	1,334,743	24.4	4,732	0.4	△ 2.1
合 計	1,365,820	100.0	3,997,668	100.0	5,276,955	100.0	5,473,072	100.0	△ 196,117	△ 3.6	△ 3.2

その 2 性質別内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平成 18 年度						平成 17 年度 純 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額				増 減 額	増 減 率	前年度 増減率
人 件 費	20,592	1.5	226,637	5.7	247,228	4.7	255,261	4.7	△ 8,033	△ 3.1	△ 1.7
維 持 補 修 費	32,084	2.3	49,757	1.2	81,842	1.6	84,718	1.5	△ 2,876	△ 3.4	△ 3.2
補 助 費 等	165,539	12.1	570,567	14.3	725,506	13.7	757,467	13.8	△ 31,961	△ 4.2	6.0
普 通 建 設 事 業 費	838,410	61.4	1,746,263	43.7	2,510,209	47.6	2,613,438	47.8	△ 103,229	△ 3.9	△ 3.2
補 助 事 業 費	235,076	17.2	696,846	17.4	931,512	17.7	937,272	17.1	△ 5,760	△ 0.6	△ 5.5
単 独 事 業 費	593,518	43.5	994,259	24.9	1,567,947	29.7	1,665,702	30.4	△ 97,755	△ 5.9	△ 1.9
国直轄事業負担金	9,816	0.7	934	0.0	10,750	0.2	10,463	0.2	287	2.7	△ 14.3
県営事業負担金	-	-	54,223	1.4	-	-	-	-	-	-	-
繰 出 金	108,700	8.0	1,002,114	25.1	1,110,814	21.1	1,188,151	21.7	△ 77,337	△ 6.5	△ 7.1
そ の 他	200,495	14.7	402,330	10.0	601,356	11.3	574,037	10.5	27,319	4.8	△ 6.1
合 計	1,365,820	100.0	3,997,668	100.0	5,276,955	100.0	5,473,072	100.0	△ 196,117	△ 3.6	△ 3.2

第 64 表 住宅費の状況

(単位 百万円・%)

区 分	平成 18 年度						平成 17 年度 純 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額				増 減 額	増 減 率	前年度 増減率
人 件 費	16,497	2.6	62,901	10.1	79,398	6.4	81,419	6.7	△ 2,021	△ 2.5	△ 0.2
維 持 補 修 費	66,075	10.4	55,040	8.8	121,115	9.8	119,249	9.8	1,866	1.6	△ 2.3
普 通 建 設 事 業 費	186,964	29.4	263,239	42.1	444,245	36.0	500,393	41.1	△ 56,148	△ 11.2	△ 6.1
補 助 事 業 費	158,263	24.9	207,164	33.2	364,738	29.6	402,037	33.0	△ 37,299	△ 9.3	△ 2.2
単 独 事 業 費	28,701	4.5	55,984	9.0	79,507	6.4	98,356	8.1	△ 18,849	△ 19.2	△ 19.2
県営事業負担金	-	-	92	0.0	-	-	-	-	-	-	-
貸 付 金	243,787	38.3	132,856	21.3	376,644	30.5	320,197	26.3	56,447	17.6	△ 13.0
そ の 他	122,556	19.3	110,715	17.7	212,319	17.3	196,364	16.1	15,955	8.1	△ 6.6
合 計	635,879	100.0	624,751	100.0	1,233,721	100.0	1,217,622	100.0	16,099	1.3	△ 7.4

第 65 表 消防費の状況

その 1 性質別内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平成 18 年度						平成 17 年度 純 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額				増 減 額	増 減 率	前年度 増減率
人 件 費	181,618	84.9	1,199,516	71.8	1,381,134	76.2	1,385,609	76.0	△ 4,475	△ 0.3	△ 0.3
物 件 費	14,187	6.6	151,494	9.1	165,682	9.1	168,100	9.2	△ 2,418	△ 1.4	1.3
普通建設事業費	12,247	5.7	184,144	11.0	194,896	10.8	191,394	10.5	3,502	1.8	△ 4.2
補助事業費	1,577	0.7	35,997	2.2	37,574	2.1	44,787	2.5	△ 7,213	△ 16.1	△ 8.8
単独事業費	10,670	5.0	146,890	8.8	157,323	8.7	146,607	8.0	10,716	7.3	△ 2.7
県営事業負担金	-	-	1,257	0.1	-	-	-	-	-	-	-
そ の 他	5,762	2.8	135,607	8.1	69,931	3.9	79,201	4.3	△ 9,270	△ 11.7	△ 2.3
合 計	213,814	100.0	1,670,761	100.0	1,811,643	100.0	1,824,304	100.0	△ 12,661	△ 0.7	△ 0.6

その 2 財源内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平成 18 年度						平成 17 年度 純 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額				増 減 額	増 減 率	前年度 増減率
国庫支出金	1,162	0.5	18,063	1.1	19,225	1.1	22,432	1.2	△ 3,207	△ 14.3	7.7
地方債	1,000	0.5	101,516	6.1	101,219	5.6	96,988	5.3	4,231	4.4	9.7
その他特定財源	45,601	21.3	76,172	4.5	25,770	1.4	32,318	1.8	△ 6,548	△ 20.3	△ 29.0
一般財源等	166,051	77.7	1,475,010	88.3	1,665,429	91.9	1,672,566	91.7	△ 7,137	△ 0.4	△ 0.5
合 計	213,814	100.0	1,670,761	100.0	1,811,643	100.0	1,824,304	100.0	△ 12,661	△ 0.7	△ 0.6

第 66 表 警察費の状況

その 1 性質別内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平成 18 年度純計額		平成 17 年度純計額		比 較		
	増 減 額	増 減 率	前年度増減率	増 減 額	増 減 率	前年度増減率	
人 件 費	2,788,015	83.1	2,761,253	83.2	26,762	1.0	△ 0.5
物 件 費	327,818	9.8	320,542	9.7	7,276	2.3	△ 1.6
補助費等	21,028	0.6	21,653	0.7	△ 625	△ 2.9	△ 0.3
普通建設事業費	195,844	5.8	192,465	5.8	3,379	1.8	△ 1.1
そ の 他	21,084	0.7	21,665	0.6	△ 581	△ 2.7	0.8
合 計	3,353,789	100.0	3,317,578	100.0	36,211	1.1	△ 0.6

その 2 財源内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平成 18 年度純計額		平成 17 年度純計額		比 較		
	増 減 額	増 減 率	前年度増減率	増 減 額	増 減 率	前年度増減率	
国庫支出金	59,770	1.8	60,914	1.8	△ 1,144	△ 1.9	△ 1.4
使用料、手数料	147,150	4.4	150,659	4.5	△ 3,509	△ 2.3	△ 4.9
諸 収 入	22,810	0.7	14,847	0.4	7,963	53.6	116.3
その他特定財源	103,741	3.0	74,050	2.4	29,691	40.1	9.1
一般財源等	3,020,318	90.1	3,017,108	90.9	3,210	0.1	△ 0.8
合 計	3,353,789	100.0	3,317,578	100.0	36,211	1.1	△ 0.6

第 67 表 警察職員数の推移

(単位 人)

区 分	地 方 警 務 官	地 方 警 察 職 員		
		警 察 官	事 務 職 員	計
昭 和 36 年	280	129,482	19,833	149,315
平 成 10 年	570	229,848	29,302	259,150
11	570	230,236	29,165	259,401
12	570	230,602	29,013	259,615
13	582	229,871	28,939	258,810
14	590	233,583	28,870	262,453
15	599	237,963	28,766	266,729
16	604	241,913	28,857	270,770
17	607	245,374	28,799	274,173
18	610	248,834	28,709	277,543
19	617	251,569	28,572	280,141

- (注) 1 地方警務官は警察法施行令第 6 条の規定に基づく定員、その他は総務省調べによる。
 2 昭和 36 年は 5 月 31 日現在、平成 10～19 年は 4 月 1 日現在の職員数である。
 ただし、地方警務官数については、各年 4 月 1 日現在の定員である。

第 68 表 教育費の状況

その 1 目的別内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平成 18 年度						平成 17 年度 純 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額				増 減 額	増 減 率	前年度 増減率
小 学 校 費	3,827,479	33.8	1,205,595	23.1	5,028,304	30.5	5,099,226	30.8	△ 70,922	△ 1.4	0.2
中 学 校 費	2,162,869	19.1	681,249	13.1	2,840,793	17.2	2,878,230	17.4	△ 37,437	△ 1.3	0.2
高 等 学 校 費	2,262,007	20.0	166,043	3.2	2,427,581	14.7	2,498,825	15.1	△ 71,244	△ 2.9	△ 2.0
社 会 教 育 費	186,430	1.6	1,038,012	19.9	1,208,631	7.3	1,298,610	7.8	△ 89,979	△ 6.9	△ 7.4
保 健 体 育 費	115,526	1.0	1,100,173	21.1	1,200,886	7.3	1,212,852	7.3	△ 11,966	△ 1.0	△ 3.2
大 学 費	185,108	1.6	61,375	1.2	243,974	1.5	274,912	1.7	△ 30,938	△ 11.3	△ 9.5
特 殊 学 校 費	749,414	6.6	16,774	0.3	766,015	4.7	762,790	4.6	3,225	0.4	2.1
幼 稚 園 費	2,613	0.0	235,336	4.5	235,035	1.4	242,330	1.5	△ 7,295	△ 3.0	△ 1.1
教 育 総 務 費	1,839,744	16.2	708,601	13.6	2,521,168	15.3	2,310,059	13.9	211,109	9.1	△ 5.6
合 計	11,331,191	100.0	5,213,158	100.0	16,472,388	100.0	16,577,835	100.0	△ 105,447	△ 0.6	△ 2.0

その 2 性質別内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平成 18 年度						平成 17 年度 純 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額				増 減 額	増 減 率	前年度 増減率
人 件 費	9,599,940	84.7	1,708,591	32.8	11,308,530	68.7	11,371,778	68.6	△ 63,248	△ 0.6	△ 1.8
物 件 費	376,252	3.3	1,657,377	31.8	2,033,630	12.3	2,083,425	12.6	△ 49,795	△ 2.4	△ 0.7
維 持 補 修 費	24,909	0.2	86,887	1.7	111,796	0.7	119,526	0.7	△ 7,730	△ 6.5	△ 5.1
扶 助 費、補 助 費 等	870,604	7.7	440,298	8.4	1,249,468	7.6	1,225,979	7.4	23,489	1.9	2.5
普 通 建 設 事 業 費	360,453	3.2	1,151,521	22.1	1,502,544	9.1	1,571,208	9.5	△ 68,664	△ 4.4	△ 8.1
補 助 事 業 費	50,346	0.4	457,738	8.8	508,042	3.1	473,953	2.9	34,089	7.2	△ 1.1
単 独 事 業 費	310,107	2.7	693,729	13.3	994,502	6.0	1,097,255	6.6	△ 102,753	△ 9.4	△ 10.8
県 営 事 業 負 担 金	-	-	54	0.0	-	-	-	-	-	-	-
そ の 他	99,033	0.9	168,484	3.2	266,420	1.6	205,919	1.2	60,501	29.4	3.3
合 計	11,331,191	100.0	5,213,158	100.0	16,472,388	100.0	16,577,835	100.0	△ 105,447	△ 0.6	△ 2.0

その 3 財源内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平成 18 年度						平成 17 年度 純 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額				増 減 額	増 減 率	前年度 増減率
国 庫 支 出 金	1,823,403	16.1	221,740	4.3	2,045,143	12.4	2,448,267	14.8	△ 403,124	△ 16.5	△ 16.0
都 道 府 県 支 出 金	-	-	67,037	1.3	-	-	-	-	-	-	-
使 用 料、手 数 料	276,850	2.4	117,881	2.3	394,730	2.4	431,736	2.6	△ 37,006	△ 8.6	△ 5.6
分 担 金、負 担 金、寄 附 金	5,274	0.0	22,846	0.4	20,209	0.1	21,500	0.1	△ 1,291	△ 6.0	16.5
地 方 債	274,739	2.4	459,796	8.8	727,899	4.4	653,134	3.9	74,765	11.4	△ 12.2
そ の 他 特 定 財 源	144,041	1.4	284,231	5.4	413,163	2.6	446,889	2.7	△ 33,726	△ 7.5	△ 6.7
一 般 財 源 等	8,806,884	77.7	4,039,627	77.5	12,871,244	78.1	12,576,309	75.9	294,935	2.3	2.3
合 計	11,331,191	100.0	5,213,158	100.0	16,472,388	100.0	16,577,835	100.0	△ 105,447	△ 0.6	△ 2.0

第 69 表 小学校費の状況

(単位 百万円・%)

区 分	平成 18 年度						平成 17 年度 純 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額				増 減 額	増 減 率	前年度 増減率
人 件 費	3,808,496	99.5	169,847	14.1	3,978,344	79.1	4,033,187	79.1	△ 54,843	△ 1.4	0.3
物 件 費	16,801	0.4	406,586	33.7	423,387	8.4	448,432	8.8	△ 25,045	△ 5.6	3.1
維 持 補 修 費	-	-	38,267	3.2	38,267	0.8	40,739	0.8	△ 2,472	△ 6.1	△ 6.8
普 通 建 設 事 業 費	407	0.0	504,389	41.8	504,389	10.0	499,752	9.8	4,637	0.9	△ 3.2
補 助 事 業 費	-	-	244,733	20.3	244,733	4.9	216,238	4.2	28,495	13.2	△ 0.9
単 独 事 業 費	407	0.0	259,655	21.5	259,655	5.2	283,515	5.6	△ 23,860	△ 8.4	△ 4.9
県 営 事 業 負 担 金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
そ の 他	1,775	0.1	86,506	7.2	83,917	1.7	77,116	1.5	6,801	8.8	3.3
合 計	3,827,479	100.0	1,205,595	100.0	5,028,304	100.0	5,099,226	100.0	△ 70,922	△ 1.4	0.2

第 70 表 中学校費の状況

(単位 百万円・%)

区 分	平成 18 年度						平成 17 年度 純 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額				増 減 額	増 減 率	前年度 増減率
人 件 費	2,145,329	99.2	89,599	13.2	2,234,928	78.7	2,264,350	78.7	△ 29,422	△ 1.3	△ 0.3
物 件 費	14,638	0.7	235,009	34.5	249,647	8.8	246,767	8.6	2,880	1.2	△ 2.9
維 持 補 修 費	4	0.0	21,076	3.1	21,080	0.7	22,297	0.8	△ 1,217	△ 5.5	△ 3.0
普 通 建 設 事 業 費	2,018	0.1	269,831	39.6	271,607	9.6	291,404	10.1	△ 19,797	△ 6.8	7.9
補 助 事 業 費	860	0.0	124,897	18.3	125,757	4.4	129,240	4.5	△ 3,483	△ 2.7	7.7
単 独 事 業 費	1,158	0.1	144,934	21.3	145,850	5.1	162,164	5.6	△ 16,314	△ 10.1	8.1
県 営 事 業 負 担 金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
そ の 他	880	0.0	65,734	9.6	63,531	2.2	53,412	1.8	10,119	18.9	△ 0.7
合 計	2,162,869	100.0	681,249	100.0	2,840,793	100.0	2,878,230	100.0	△ 37,437	△ 1.3	0.2

第 71 表 高等学校費の状況

(単位 百万円・%)

区 分	平成 18 年度						平成 17 年度 純 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額				増 減 額	増 減 率	前年度 増減率
人 件 費	1,880,801	83.1	128,930	77.6	2,009,731	82.8	2,057,875	82.4	△ 48,144	△ 2.3	△ 1.0
物 件 費	143,456	6.3	16,540	10.0	159,996	6.6	164,688	6.6	△ 4,692	△ 2.8	△ 1.8
維 持 補 修 費	16,600	0.7	1,075	0.6	17,675	0.7	19,146	0.8	△ 1,471	△ 7.7	△ 0.7
普 通 建 設 事 業 費	208,852	9.2	14,055	8.5	222,805	9.2	234,293	9.4	△ 11,488	△ 4.9	△ 7.9
補 助 事 業 費	24,759	1.1	458	0.3	25,217	1.0	27,130	1.1	△ 1,913	△ 7.1	△ 26.1
単 独 事 業 費	184,093	8.1	13,596	8.2	197,588	8.1	207,163	8.3	△ 9,575	△ 4.6	△ 4.8
県 営 事 業 負 担 金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
そ の 他	12,298	0.7	5,443	3.3	17,374	0.7	22,823	0.8	△ 5,449	△ 23.9	△ 22.5
合 計	2,262,007	100.0	166,043	100.0	2,427,581	100.0	2,498,825	100.0	△ 71,244	△ 2.9	△ 2.0

第72表 社会教育費の状況

(単位 百万円・%)

区 分	平成18年度						平成17年度 純計額		比 較		
	都道府県		市町村		純計額				増減額	増減率	前年度 増減率
人件費	58,978	31.6	409,002	39.4	467,980	38.7	480,387	37.0	△12,407	△2.6	△1.4
物件費	68,973	37.0	372,691	35.9	441,664	36.5	445,680	34.3	△4,016	△0.9	△2.5
普通建設事業費	36,390	19.5	165,494	15.9	198,155	16.4	253,569	19.5	△55,414	△21.9	△23.2
補助事業費	5,626	3.0	47,120	4.5	52,724	4.4	46,765	3.6	5,959	12.7	△4.5
単独事業費	30,764	16.5	118,374	11.4	145,431	12.0	206,804	15.9	△61,373	△29.7	△26.4
県営事業負担金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	22,089	11.9	90,825	8.8	100,832	8.4	118,974	9.2	△18,142	△15.2	△7.1
合計	186,430	100.0	1,038,012	100.0	1,208,631	100.0	1,298,610	100.0	△89,979	△6.9	△7.4

第73表 保健体育費の状況

(単位 百万円・%)

区 分	平成18年度						平成17年度 純計額		比 較			
	都道府県		市町村		純計額				増減額	増減率	前年度 増減率	
人件費	32,410	28.1	355,987	32.4	388,397	32.3	407,220	33.6	△18,823	△4.6	△3.8	
物件費	26,921	23.3	478,673	43.5	505,594	42.1	510,319	42.1	△4,725	△0.9	1.9	
維持補修費	1,019	0.9	12,226	1.1	13,245	1.1	14,579	1.2	△1,334	△9.2	△4.4	
普通建設事業費	17,588	15.2	160,646	14.6	173,665	14.5	160,054	13.2	13,611	8.5	△14.8	
補助事業費	217	0.2	33,499	3.0	33,716	2.8	26,615	2.2	7,101	26.7	△4.2	
単独事業費	17,371	15.0	127,146	11.6	139,949	11.7	133,439	11.0	6,510	4.9	△16.6	
県営事業負担金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
その他	37,588	32.5	92,641	8.4	119,985	10.0	120,680	9.9	△695	△0.6	△4.5	
合計	115,526	100.0	1,100,173	100.0	1,200,886	100.0	1,212,852	100.0	△11,966	△1.0	△3.2	
上記の内訳	体育施設費等	92,558	80.1	408,313	37.1	487,687	40.6	511,664	42.2	△23,977	△4.7	△4.9
	学校給食費	22,968	19.9	691,860	62.9	713,199	59.4	701,188	57.8	12,011	1.7	△2.0

第74表 性質別歳出決算額の状況

その1 総括

(単位 百万円・%)

区 分	平成18年度						平成17年度 純計額		比 較							
	都道府県		市町村		純計額				増減額	増減率			前年度増減率			
							都道府県	市町村		純計額	都道府県	市町村	純計額			
人件費	15,011,336	31.6	10,123,983	21.1	25,135,319	28.2	25,264,252	27.9	△ 128,933	0.0	△ 1.3	△ 0.5	△ 1.4	△ 1.3	△ 1.4	
物件費	1,534,303	3.2	5,925,792	12.4	7,460,095	8.4	7,773,327	8.6	△ 313,232	△ 3.9	△ 4.1	△ 4.0	△ 4.3	△ 1.3	△ 1.9	
維持補修費	384,154	0.8	591,185	1.2	975,339	1.1	1,058,639	1.2	△ 83,300	△ 5.6	△ 9.3	△ 7.9	△ 1.3	0.2	△ 0.4	
扶助費	849,388	1.8	6,939,833	14.5	7,789,221	8.7	7,667,782	8.5	121,439	△ 10.9	3.4	1.6	△ 7.1	4.0	2.5	
補助費等	9,599,923	20.2	3,238,856	6.8	7,419,526	8.3	7,234,778	8.0	184,748	4.3	△ 1.6	2.6	7.2	△ 2.8	5.9	
普通建設事業費	8,065,535	17.0	6,872,533	14.3	14,282,915	16.0	15,104,285	16.7	△ 821,370	△ 5.8	△ 5.5	△ 5.4	△ 7.9	△ 7.9	△ 7.5	
うち	補助事業費	3,632,310	7.6	2,378,497	5.0	5,807,254	6.5	6,176,186	6.8	△ 368,932	△ 10.1	△ 0.1	△ 6.0	△ 9.2	△ 4.4	△ 7.1
	単独事業費	3,294,899	6.9	4,167,158	8.7	7,216,392	8.1	7,663,852	8.4	△ 447,460	△ 2.5	△ 8.3	△ 5.8	△ 8.7	△ 9.8	△ 9.1
災害復旧事業費	335,584	0.7	222,395	0.5	490,612	0.5	708,051	0.8	△ 217,439	△ 32.9	△ 28.2	△ 30.7	63.1	31.9	43.4	
失業対策事業費	3,257	0.0	20,688	0.0	23,945	0.0	16,542	0.0	7,403	37.8	45.9	44.8	△ 13.9	△ 7.5	△ 8.5	
公債費	6,878,772	14.5	6,459,044	13.5	13,251,083	14.9	13,923,276	15.4	△ 672,193	△ 4.8	△ 4.9	△ 4.8	8.7	4.0	6.5	
積立金	821,105	1.7	1,261,421	2.6	2,082,526	2.3	1,856,639	2.0	225,887	48.1	△ 3.1	12.2	19.2	21.4	20.7	
投資及び出資金	170,058	0.4	216,633	0.5	386,691	0.4	437,037	0.5	△ 50,346	△ 12.7	△ 10.5	△ 11.5	△ 48.1	△ 10.6	△ 32.4	
貸付金	3,658,950	7.7	1,670,390	3.5	5,286,041	5.9	5,043,210	5.6	242,831	6.0	1.5	4.8	△ 12.1	△ 6.2	△ 10.1	
繰出金	219,682	0.5	4,387,348	9.2	4,607,029	5.2	4,582,326	5.1	24,703	4.0	0.4	0.5	△ 19.7	1.0	△ 0.2	
前年度繰上充用金	3,897	0.0	16,358	0.0	20,255	0.0	27,198	0.0	△ 6,943	43.9	△ 33.2	△ 25.5	83.5	28.9	32.8	
歳出合計	47,535,945	100.0	47,946,457	100.0	89,210,597	100.0	90,697,342	100.0	△ 1,486,745	△ 0.7	△ 2.3	△ 1.6	△ 0.7	△ 0.4	△ 0.6	
うち	義務的経費	22,739,496	47.8	23,522,860	49.1	46,175,623	51.8	46,855,309	51.7	△ 679,686	△ 1.9	△ 1.0	△ 1.5	1.3	1.6	1.5
	投資的経費	8,404,376	17.7	7,115,616	14.8	14,797,471	16.6	15,828,878	17.5	△ 1,031,407	△ 7.3	△ 6.3	△ 6.5	△ 5.6	△ 6.7	△ 6.1

(注) 普通建設事業費の補助事業費には受託事業費のうちの補助事業費を含み、単独事業費には同級他団体施行事業負担金及び受託事業費のうちの単独事業費を含む。

資料編

第74表 性質別歳出決算額の状況 (つづき)

その2 推 移

(単位 百万円)

区 分	決 算 額						指 数						
	平成13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	13	14	15	16	17	18	
人 件 費	26,838,319	26,394,220	25,932,276	25,613,293	25,264,252	25,135,319	100	98	97	95	94	94	
物 件 費	7,888,370	7,951,029	7,893,696	7,926,420	7,773,327	7,460,095	100	101	100	100	99	95	
維 持 補 修 費	1,079,516	1,059,327	1,056,352	1,062,485	1,058,639	975,339	100	98	98	98	98	90	
扶 助 費	6,474,615	6,742,408	7,034,889	7,479,496	7,667,782	7,789,221	100	104	109	116	118	120	
普 通 建 設 事 業 費	22,531,237	20,824,161	18,250,343	16,336,661	15,104,285	14,282,915	100	92	81	73	67	63	
災 害 復 旧 事 業 費	403,156	345,536	302,929	493,774	708,051	490,612	100	86	75	122	176	122	
失 業 対 策 事 業 費	38,400	18,284	17,519	18,078	16,542	23,945	100	48	46	47	43	62	
公 債 費	12,820,741	13,036,495	13,154,898	13,078,625	13,923,276	13,251,083	100	102	103	102	109	103	
積 立 金	2,024,156	1,364,078	1,564,243	1,537,643	1,856,639	2,082,526	100	67	77	76	92	103	
そ の 他	17,333,178	17,103,880	17,374,696	17,701,439	17,324,549	17,719,542	100	99	100	102	100	102	
歳 出 合 計	97,431,688	94,839,418	92,581,841	91,247,914	90,697,342	89,210,597	100	97	95	94	93	92	
うち	義務的経費	46,133,675	46,173,123	46,122,062	46,171,414	46,855,309	46,175,623	100	100	100	100	102	100
	投資的経費	22,972,793	21,187,981	18,570,791	16,848,513	15,828,878	14,797,471	100	92	81	73	69	64

(単位 %)

区 分	決 算 額 構 成 比						増 減 率						
	13	14	15	16	17	18	13	14	15	16	17	18	
人 件 費	27.5	27.8	28.0	28.1	27.9	28.2	△ 0.1	△ 1.7	△ 1.8	△ 1.2	△ 1.4	△ 0.5	
物 件 費	8.1	8.4	8.5	8.7	8.6	8.4	2.4	0.8	△ 0.7	0.4	△ 1.9	△ 4.0	
維 持 補 修 費	1.1	1.1	1.1	1.2	1.2	1.1	△ 2.4	△ 1.9	△ 0.3	0.6	△ 0.4	△ 7.9	
扶 助 費	6.6	7.1	7.6	8.2	8.5	8.7	6.2	4.1	4.3	6.3	2.5	1.6	
普 通 建 設 事 業 費	23.1	22.0	19.7	17.9	16.7	16.0	△ 5.7	△ 7.6	△ 12.4	△ 10.5	△ 7.5	△ 5.4	
災 害 復 旧 事 業 費	0.4	0.4	0.3	0.5	0.8	0.5	△ 19.9	△ 14.3	△ 12.3	63.0	43.4	△ 30.7	
失 業 対 策 事 業 費	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	36.0	△ 52.4	△ 4.2	3.2	△ 8.5	44.8	
公 債 費	13.2	13.7	14.2	14.3	15.4	14.9	3.8	1.7	0.9	△ 0.6	6.5	△ 4.8	
積 立 金	2.1	1.4	1.7	1.7	2.0	2.3	3.9	△ 32.6	14.7	△ 1.7	20.7	12.2	
そ の 他	17.9	18.1	18.9	19.4	18.9	19.9	1.3	△ 1.3	1.6	1.9	△ 2.1	2.3	
歳 出 合 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	△ 0.2	△ 2.7	△ 2.4	△ 1.4	△ 0.6	△ 1.6	
うち	義務的経費	47.3	48.7	49.8	50.6	51.7	51.8	1.8	0.1	△ 0.1	0.1	1.5	△ 1.5
	投資的経費	23.6	22.3	20.1	18.5	17.5	16.6	△ 6.0	△ 7.8	△ 12.4	△ 9.3	△ 6.1	△ 6.5

資 72

第75表 団体種類別性質別歳出の状況

区 分			義 務 的 費 経 費	人 件 費	扶 助 費	公 債 費	普 通 建 設 事 業 費	う ち 補 助 事 業 費	う ち 単 独 事 業 費	物 件 費	貸 付 金	そ の 他	歳 出 合 計
決 算	18 年 度	大 都 市	49,069	16,956	17,772	14,341	13,549	4,484	8,135	9,316	8,086	19,339	99,359
		中 核 市	28,291	11,150	9,908	7,233	8,317	2,662	5,326	6,489	1,984	10,559	55,640
		特 例 市	16,921	7,180	5,684	4,057	4,567	1,431	3,009	4,060	1,068	7,237	33,853
		都 市	92,694	40,904	26,432	25,358	27,169	9,543	16,375	24,487	4,708	47,359	196,417
		中 都 市	42,790	18,755	13,489	10,546	11,551	3,796	7,338	11,569	2,595	19,884	88,389
		小 都 市	49,904	22,149	12,943	14,813	15,618	5,746	9,037	12,918	2,114	27,474	108,028
		町 村	24,836	11,967	3,886	8,983	9,514	3,661	5,334	7,610	438	17,465	59,863
		町村(1万人以上)	17,333	8,463	3,093	5,777	6,454	2,407	3,711	5,353	303	12,007	41,450
		町村(1万人未満)	7,503	3,504	792	3,206	3,060	1,254	1,623	2,257	135	5,459	18,414
		合 計	211,812	88,156	63,683	59,973	63,116	21,781	38,179	51,962	16,284	101,958	445,132
額 (億 円)	17 年 度	大 都 市	51,180	16,643	16,693	17,844	13,418	4,346	8,252	9,435	8,081	19,411	101,525
		中 核 市	28,740	11,435	10,019	7,286	8,616	2,500	5,656	6,939	1,946	11,414	57,655
		特 例 市	16,729	7,305	5,506	3,917	4,624	1,406	3,081	4,160	1,069	7,227	33,809
		都 市	92,434	41,874	25,426	25,134	29,621	9,544	18,790	25,788	4,467	48,895	201,205
		中 都 市	43,254	19,219	13,308	10,727	12,669	3,821	8,389	12,079	2,554	20,611	91,167
		小 都 市	49,180	22,655	12,118	14,407	16,952	5,723	10,401	13,710	1,914	28,282	110,038
		町 村	25,757	12,745	3,908	9,104	10,469	3,877	5,939	8,237	457	18,087	63,007
		町村(1万人以上)	18,116	9,101	3,116	5,899	7,158	2,496	4,231	5,866	312	12,519	43,971
		町村(1万人未満)	7,641	3,644	792	3,205	3,310	1,382	1,709	2,372	145	5,568	19,036
		合 計	214,839	90,002	61,552	63,285	66,749	21,673	41,719	54,560	16,021	105,032	457,201
構 成	18 年 度	大 都 市	23.2	19.2	27.9	23.9	21.5	20.6	21.3	17.9	49.7	19.0	22.3
		中 核 市	13.4	12.6	15.6	12.1	13.2	12.2	13.9	12.5	12.2	10.4	12.5
		特 例 市	8.0	8.1	8.9	6.8	7.2	6.6	7.9	7.8	6.6	7.1	7.6
		都 市	43.8	46.4	41.5	42.3	43.0	43.8	42.9	47.1	28.9	46.4	44.1
		中 都 市	20.2	21.3	21.2	17.6	18.3	17.4	19.2	22.3	15.9	19.5	19.9
		小 都 市	23.6	25.1	20.3	24.7	24.7	26.4	23.7	24.9	13.0	26.9	24.3
		町 村	11.7	13.6	6.1	15.0	15.1	16.8	14.0	14.6	2.7	17.1	13.4
		町村(1万人以上)	8.2	9.6	4.9	9.6	10.2	11.0	9.7	10.3	1.9	11.8	9.3
		町村(1万人未満)	3.5	4.0	1.2	5.3	4.8	5.8	4.3	4.3	0.8	5.4	4.1
		合 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
比 (%)	17 年 度	大 都 市	23.8	18.5	27.1	28.2	20.1	20.1	19.8	17.3	50.4	18.5	22.2
		中 核 市	13.4	12.7	16.3	11.5	12.9	11.5	13.6	12.7	12.1	10.9	12.6
		特 例 市	7.8	8.1	8.9	6.2	6.9	6.5	7.4	7.6	6.7	6.9	7.4
		都 市	43.0	46.5	41.3	39.7	44.4	44.0	45.0	47.3	27.9	46.6	44.0
		中 都 市	20.1	21.4	21.6	16.9	19.0	17.6	20.1	22.1	15.9	19.6	19.9
		小 都 市	22.9	25.2	19.7	22.8	25.4	26.4	24.9	25.1	11.9	26.9	24.1
		町 村	12.0	14.2	6.3	14.4	15.7	17.9	14.2	15.1	2.9	17.2	13.8
		町村(1万人以上)	8.4	10.1	5.1	9.3	10.7	11.5	10.1	10.8	1.9	11.9	9.6
		町村(1万人未満)	3.6	4.0	1.3	5.1	5.0	6.4	4.1	4.3	0.9	5.3	4.2
		合 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
増 減 額 (億 円)	増 減	大 都 市	△ 2,111	313	1,079	△ 3,503	131	138	△ 117	△ 119	5	△ 72	△ 2,166
		中 核 市	△ 449	△ 285	△ 111	△ 53	△ 299	162	△ 330	△ 450	38	△ 855	△ 2,015
		特 例 市	192	△ 125	178	140	△ 57	25	△ 72	△ 100	△ 1	10	44
		都 市	260	△ 970	1,006	224	△ 2,452	△ 1	△ 2,415	△ 1,301	241	△ 1,536	△ 4,788
		中 都 市	△ 464	△ 464	181	△ 181	△ 1,118	△ 25	△ 1,051	△ 510	41	△ 727	△ 2,778
		小 都 市	724	△ 506	825	406	△ 1,334	23	△ 1,364	△ 792	200	△ 808	△ 2,010
		町 村	△ 921	△ 778	△ 22	△ 121	△ 955	△ 216	△ 605	△ 627	△ 19	△ 622	△ 3,144
		町村(1万人以上)	△ 783	△ 638	△ 23	△ 122	△ 704	△ 89	△ 520	△ 513	△ 9	△ 512	△ 2,521
		町村(1万人未満)	△ 138	△ 140	0	1	△ 250	△ 128	△ 86	△ 115	△ 10	△ 109	△ 622
		合 計	△ 3,027	△ 1,846	2,131	△ 3,312	△ 3,633	108	△ 3,540	△ 2,598	263	△ 3,074	△ 12,069
増 減 率 (%)	増 減	大 都 市	△ 4.1	1.9	6.5	△ 19.6	1.0	3.2	△ 1.4	△ 1.3	0.1	△ 0.4	△ 2.1
		中 核 市	△ 1.6	△ 2.5	△ 1.1	△ 0.7	△ 3.5	6.5	△ 5.8	△ 6.5	2.0	△ 7.5	△ 3.5
		特 例 市	1.1	△ 1.7	3.2	3.6	△ 1.2	1.8	△ 2.3	△ 2.4	△ 0.1	0.1	0.1
		都 市	0.3	△ 2.3	4.0	0.9	△ 8.3	0.0	△ 12.9	△ 5.0	5.4	△ 3.1	△ 2.4
		中 都 市	△ 1.1	△ 2.4	1.4	△ 1.7	△ 8.8	△ 0.7	△ 12.5	△ 4.2	1.6	△ 3.5	△ 3.0
		小 都 市	1.5	△ 2.2	6.8	2.8	△ 7.9	0.4	△ 13.1	△ 5.8	10.4	△ 2.9	△ 1.8
		町 村	△ 3.6	△ 6.1	△ 0.6	△ 1.3	△ 9.1	△ 5.6	△ 10.2	△ 7.6	△ 4.2	△ 3.4	△ 5.0
		町村(1万人以上)	△ 4.3	△ 7.0	△ 0.7	△ 2.1	△ 9.8	△ 3.6	△ 12.3	△ 8.7	△ 2.9	△ 4.1	△ 5.7
		町村(1万人未満)	△ 1.8	△ 3.8	0.0	0.0	△ 7.6	△ 9.3	△ 5.0	△ 4.8	△ 6.9	△ 2.0	△ 3.3
		合 計	△ 1.4	△ 2.1	3.5	△ 5.2	△ 5.4	0.5	△ 8.5	△ 4.8	1.6	△ 2.9	△ 2.6

資料編

第76表 一般財源の充当状況

その1 総括

(単位 百万円・%)

区 分	平成18年度						平成17年度						比 較		
	都道府県		市町村		純計額		都道府県		市町村		純計額		増減額	増減率	前年度増減率
一般財源	29,610,855	100.0	29,436,021	100.0	57,046,006	100.0	28,087,026	100.0	28,981,918	100.0	55,130,096	100.0	1,915,910	3.5	4.4
義務的経費	17,301,802	58.4	15,249,096	51.8	33,940,118	59.5	16,549,723	58.9	14,827,416	51.2	32,539,776	59.0	1,400,342	4.3	4.2
人件費	11,173,693	37.7	7,871,841	26.7	19,507,565	34.2	10,746,788	38.3	7,809,706	26.9	19,014,818	34.5	492,747	2.6	4.2
扶助費	370,658	1.3	2,230,462	7.6	3,405,117	6.0	380,187	1.4	1,976,910	6.8	2,957,293	5.4	447,824	15.1	8.0
公債費	5,757,451	19.4	5,146,794	17.5	11,027,437	19.3	5,422,747	19.3	5,040,800	17.4	10,567,665	19.2	459,772	4.4	3.1
投資的経費	1,734,167	5.9	2,070,467	7.0	3,800,325	6.7	1,683,839	6.0	2,129,078	7.3	3,794,885	6.9	5,440	0.1	△ 4.5
普通建設事業費	1,723,736	5.8	2,038,952	6.9	3,763,098	6.6	1,673,667	6.0	2,096,146	7.2	3,758,312	6.8	4,786	0.1	△ 3.7
災害復旧事業費	10,266	0.0	26,514	0.1	29,774	0.1	9,906	0.0	30,289	0.1	32,363	0.1	△ 2,589	△ 8.0	△ 50.6
失業対策事業費	165	0.0	5,001	0.0	7,453	0.0	267	0.0	2,643	0.0	4,211	0.0	3,242	77.0	△ 1.6
その他の経費	10,000,218	33.8	10,946,220	37.2	17,481,269	30.6	9,360,870	33.3	10,878,954	37.5	17,078,676	31.0	402,593	2.4	6.8
歳出合計	29,036,187	98.1	28,265,783	96.0	55,221,712	96.8	27,594,432	98.2	27,835,448	96.0	53,413,337	96.9	1,808,375	3.4	4.3
翌年度への繰越額	574,668	1.9	1,170,238	4.0	1,824,293	3.2	492,595	1.8	1,146,470	4.0	1,716,759	3.1	107,534	6.3	5.5

(注) 「翌年度への繰越額」には、翌年度へ繰り越された事業費に充当すべき財源を含んでいる。

その2 推移

(単位 百万円)

区 分	平成13年度充当額	平成14年度充当額	平成15年度充当額	平成16年度充当額	平成17年度充当額	平成18年度充当額
一般財源	57,424,333	54,461,192	52,435,236	52,827,821	55,130,096	57,046,006
義務的経費	33,109,707	31,963,555	30,632,025	31,236,972	32,539,776	33,940,118
人件費	19,957,675	18,878,095	17,909,015	18,244,942	19,014,818	19,507,565
扶助費	2,598,089	2,605,535	2,570,440	2,737,856	2,957,293	3,405,117
公債費	10,553,944	10,479,926	10,152,569	10,254,174	10,567,665	11,027,437
投資的経費	5,634,493	4,764,577	4,373,437	3,972,533	3,794,885	3,800,325
普通建設事業費	5,586,052	4,724,573	4,339,837	3,902,708	3,758,312	3,763,098
災害復旧事業費	36,799	35,417	29,592	65,544	32,363	29,774
失業対策事業費	11,642	4,588	4,008	4,281	4,211	7,453
その他の経費	16,661,990	15,964,810	15,740,265	15,991,614	17,078,676	17,481,269
歳出合計	55,406,190	52,692,942	50,745,727	51,201,119	53,413,337	55,221,712
翌年度への繰越額	2,018,143	1,768,249	1,689,509	1,626,702	1,716,759	1,824,293

(単位 %)

区 分	指 数						構 成 比					
	13	14	15	16	17	18	13	14	15	16	17	18
一般財源	100	95	91	92	96	99	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
義務的経費	100	97	93	94	98	103	57.7	58.7	58.4	59.1	59.0	59.5
人件費	100	95	90	91	95	98	34.8	34.7	34.2	34.5	34.5	34.2
扶助費	100	100	99	105	114	131	4.5	4.8	4.9	5.2	5.4	6.0
公債費	100	99	96	97	100	104	18.4	19.2	19.4	19.4	19.2	19.3
投資的経費	100	85	78	71	67	67	9.8	8.7	8.3	7.5	6.9	6.7
普通建設事業費	100	85	78	70	67	67	9.7	8.7	8.3	7.4	6.8	6.6
災害復旧事業費	100	96	80	178	88	81	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
失業対策事業費	100	39	34	37	36	64	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
その他の経費	100	96	94	96	103	105	29.0	29.4	30.1	30.3	31.0	30.6
歳出合計	100	95	92	92	96	100	96.5	96.8	96.8	96.9	96.9	96.8
翌年度への繰越額	100	88	84	81	85	90	3.5	3.2	3.2	3.1	3.1	3.2

資 74

第 77 表 人件費の状況

その 1 人件費の内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平成 18 年度						平成 17 年度 純 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額				増 減 額	増 減 率	前年度 増減率
議員報酬手当	40,483	0.3	242,467	2.4	282,949	1.1	301,672	1.2	△ 18,723	△ 6.2	△ 7.8
委員等報酬	198,203	1.3	397,553	3.9	595,756	2.4	629,084	2.5	△ 33,328	△ 5.3	5.2
特別職給与	4,001	0.0	73,485	0.7	77,486	0.3	93,861	0.4	△ 16,375	△ 17.4	△ 25.1
職員給	11,232,101	74.8	7,008,529	69.2	18,240,630	72.6	18,593,215	73.6	△ 352,585	△ 1.9	△ 0.9
基本給	7,298,406	48.6	4,590,754	45.3	11,889,160	47.3	12,115,294	48.0	△ 226,134	△ 1.9	△ 0.8
その他の手当	3,932,746	26.2	2,408,251	23.8	6,340,996	25.2	6,464,957	25.6	△ 123,961	△ 1.9	△ 1.0
臨時職員給与	949	0.0	9,524	0.1	10,473	0.0	12,964	0.1	△ 2,491	△ 19.2	△ 21.5
地方公務員共済組合等負担金	2,112,338	14.1	1,218,201	12.0	3,330,539	13.3	3,383,140	13.4	△ 52,601	△ 1.6	△ 1.3
退職金	1,298,077	8.6	1,103,520	10.9	2,401,597	9.6	2,032,377	8.0	369,220	18.2	△ 4.8
恩給及び退職年金	42,471	0.3	5,163	0.1	47,634	0.2	53,849	0.2	△ 6,215	△ 11.5	△ 11.0
災害補償費	14,147	0.1	11,751	0.1	25,898	0.1	26,188	0.1	△ 290	△ 1.1	3.1
その他	69,515	0.5	63,314	0.7	132,830	0.4	150,866	0.6	△ 18,036	△ 12.0	△ 4.8
合 計	15,011,336	100.0	10,123,983	100.0	25,135,319	100.0	25,264,252	100.0	△ 128,933	△ 0.5	△ 1.4

その 2 財源内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平成 18 年度						平成 17 年度 純 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額				増 減 額	増 減 率	前年度 増減率
国庫支出金	1,732,833	11.5	52,594	0.5	1,793,966	7.1	2,280,199	9.0	△ 486,233	△ 21.3	△ 17.2
使用料、手数料	344,908	2.3	324,024	3.2	673,777	2.7	703,176	2.8	△ 29,399	△ 4.2	△ 4.3
地方債	170,723	1.1	63,627	0.6	234,349	0.9	6,785	0.0	227,564	3,353.9	△ 62.6
その他特定財源	85,991	0.7	317,394	3.2	170,123	0.7	180,699	0.8	△ 10,576	△ 5.9	△ 8.0
一般財源等	12,676,881	84.4	9,366,344	92.5	22,263,104	88.6	22,093,393	87.4	169,711	0.8	0.8
合 計	15,011,336	100.0	10,123,983	100.0	25,135,319	100.0	25,264,252	100.0	△ 128,933	△ 0.5	△ 1.4

その 3 団体区分別内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平成 18 年度		平成 17 年度		増減額	増減率	前年度 増減率
	決算額	構成比	決算額	構成比			
都 道 府 県	15,011,336	31.6	15,008,561	31.4	2,775	0.0	△ 1.4
市 町 村	10,123,983	21.1	10,255,691	20.9	△ 131,708	△ 1.3	△ 1.3
大 都 市	1,695,579	17.1	1,664,256	16.4	31,323	1.9	1.5
中 核 市	1,114,971	20.0	1,143,461	19.8	△ 28,490	△ 2.5	6.9
特 例 市	717,961	21.2	730,540	21.6	△ 12,579	△ 1.7	△ 3.2
中 都 市	1,875,493	21.2	1,921,918	21.1	△ 46,425	△ 2.4	13.2
小 都 市	2,214,861	20.5	2,265,514	20.6	△ 50,653	△ 2.2	11.8
町 村	1,196,748	20.0	1,274,488	20.2	△ 77,740	△ 6.1	△ 34.1
一部事務組合等	990,106	48.1	946,872	44.7	43,234	4.6	△ 0.6
特別区	670,420	23.1	673,505	24.1	△ 3,085	△ 0.5	△ 2.9
合 計	25,135,319	28.2	25,264,252	27.9	△ 128,933	△ 0.5	△ 1.4

(注) 平成 17 年度及び平成 18 年度の構成比は、団体区分別の歳出総額に対するものである。

第78表 人件費中の職員給の状況

その1 目的別内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平成 18 年 度						平成 17 年 度						比 較						
	都道府県		市 町 村		純 計 額		都道府県		市 町 村		純 計 額		増減額	増減率			前年度増減率		
														都道府県	市町村	純計額	都道府県	市町村	純計額
議会関係	14,864	0.1	65,892	0.9	80,756	0.4	14,480	0.1	71,681	1.0	86,161	0.5	△ 5,405	2.7	△ 8.1	△ 6.3	△ 1.0	△ 9.8	△ 8.5
総務関係	456,490	4.1	1,603,192	22.9	2,059,683	11.3	463,803	4.1	1,666,655	23.1	2,130,458	11.5	△ 70,775	△ 1.6	△ 3.8	△ 3.3	△ 0.1	△ 0.5	△ 0.4
民生関係	205,563	1.8	1,369,621	19.5	1,575,183	8.6	211,082	1.9	1,393,781	19.3	1,604,863	8.6	△ 29,680	△ 2.6	△ 1.7	△ 1.8	△ 2.9	△ 1.0	△ 1.3
衛生関係	244,556	2.2	832,327	11.9	1,076,883	5.9	252,199	2.2	858,513	11.9	1,110,713	6.0	△ 33,830	△ 3.0	△ 3.1	△ 3.0	△ 2.1	△ 2.2	△ 2.1
労働関係	49,631	0.4	8,282	0.1	57,913	0.3	50,956	0.4	8,824	0.1	59,780	0.3	△ 1,867	△ 2.6	△ 6.1	△ 3.1	△ 2.3	△ 3.4	△ 2.5
農林水産業関係	382,452	3.4	220,797	3.2	603,249	3.3	390,055	3.4	230,995	3.2	621,051	3.3	△ 17,802	△ 1.9	△ 4.4	△ 2.9	△ 1.3	△ 4.4	△ 2.4
商工関係	86,759	0.8	112,400	1.6	199,160	1.1	91,607	0.8	110,312	1.5	201,919	1.1	△ 2,759	△ 5.3	1.9	△ 1.4	△ 1.0	2.7	1.0
土木関係	268,421	2.4	581,886	8.3	850,307	4.7	272,473	2.4	594,314	8.2	866,787	4.7	△ 16,480	△ 1.5	△ 2.1	△ 1.9	0.9	△ 1.1	△ 0.5
警察関係	2,150,066	19.1	-	-	2,150,066	11.8	2,161,636	19.0	-	-	2,161,636	11.6	△ 11,570	△ 0.5	-	△ 0.5	0.1	-	0.1
消防関係	156,204	1.4	972,808	13.9	1,129,012	6.2	157,167	1.4	979,414	13.6	1,136,581	6.1	△ 7,569	△ 0.6	△ 0.7	△ 0.7	△ 0.6	△ 0.2	△ 0.3
教育関係	7,217,094	64.3	1,241,324	17.7	8,458,417	46.4	7,312,824	64.3	1,300,443	18.0	8,613,266	46.3	△ 154,849	△ 1.3	△ 4.5	△ 1.8	△ 0.6	△ 3.0	△ 0.9
合 計	11,232,101	100.0	7,008,529	100.0	18,240,630	100.0	11,378,282	100.0	7,214,933	100.0	18,593,215	100.0	△ 352,585	△ 1.3	△ 2.9	△ 1.9	△ 0.5	△ 1.5	△ 0.9

資料編

その2 平均給料月額状況 (普通会計分)

(単位 円・%)

区 分	平成 19 年 4 月 1 日 現在					平成 18 年 4 月 1 日 現在					増 減 率					前 年 度 増 減 率				
	全団体	都道府県	大都市	都市	町村	全団体	都道府県	大都市	都市	町村	全団体	都道府県	大都市	都市	町村	全団体	都道府県	大都市	都市	町村
一 般 行 政 職	350,583	354,149	359,072	349,952	329,972	353,656	357,311	363,408	352,909	332,693	△ 0.9	△ 0.9	△ 1.2	△ 0.8	△ 0.8	△ 0.1	△ 0.5	0.1	△ 0.6	△ 0.2
高等学校教育職	401,586	401,470	411,746	398,038	318,053	404,900	404,811	414,389	401,674	319,751	△ 0.8	△ 0.8	△ 0.6	△ 0.9	△ 0.5	△ 0.3	△ 0.3	△ 0.1	0.1	△ 5.5
小・中学校教育職	388,212	389,710	353,239	342,441	320,687	392,720	394,247	371,219	346,201	324,098	△ 1.1	△ 1.2	△ 4.8	△ 1.1	△ 1.1	△ 0.8	△ 0.9	△ 1.3	△ 1.1	△ 0.4
消 防 職	335,093	356,500	345,564	333,893	317,141	339,782	363,700	351,565	338,273	321,501	△ 1.4	△ 2.0	△ 1.7	△ 1.3	△ 1.4	△ 0.4	△ 0.7	△ 0.2	△ 0.7	△ 1.0
警 察 職	344,824	344,824	-	-	-	352,192	352,192	-	-	-	△ 2.1	△ 2.1	-	-	-	△ 1.5	△ 1.5	-	-	-

(注) 1 「都市」には、中核市、特例市を含む。

2 「高等学校教育職」には、専修学校、各種学校及び特殊学校の教育職を含み、「小・中学校教育職」には、幼稚園教育職を含む。

第79表 地方公務員数の状況

その1 総括

(単位 人・%)

区 分	平成19年4月1日現在						平成18年4月1日現在						比 較		
	都道府県		市町村		純計額		都道府県		市町村		純計額		増減額	増減率	前年度増減率
一般行政関係職員	263,887	17.7	738,848	69.6	1,002,735	39.3	269,539	17.9	756,214	69.7	1,025,753	39.6	△23,018	△2.2	△2.0
議 会・総 務	49,307	3.3	194,666	18.3	243,973	9.6	49,219	3.3	199,448	18.4	248,667	9.6	△4,694	△1.9	△1.7
税 務	18,672	1.3	54,806	5.2	73,478	2.9	19,074	1.3	55,477	5.1	74,551	2.9	△1,073	△1.4	△1.3
民 生	28,503	1.9	216,944	20.4	245,447	9.6	29,187	1.9	220,879	20.4	250,066	9.7	△4,619	△1.8	△1.5
衛 生	34,105	2.3	117,957	11.1	152,062	6.0	34,458	2.3	121,662	11.2	156,120	6.0	△4,058	△2.6	△2.7
労 働	5,230	0.4	1,292	0.1	6,522	0.3	5,456	0.4	1,389	0.1	6,845	0.3	△323	△4.7	△2.3
農 林 水 産	59,460	4.0	35,431	3.3	94,891	3.7	61,275	4.1	36,899	3.4	98,174	3.8	△3,283	△3.3	△3.6
商 工	12,008	0.8	16,959	1.6	28,967	1.1	12,369	0.8	17,108	1.6	29,477	1.1	△510	△1.7	△0.2
土 木	56,602	3.8	100,793	9.5	157,395	6.2	58,501	3.9	103,352	9.5	161,853	6.3	△4,458	△2.8	△2.0
教育関係職員	927,978	62.3	183,825	17.3	1,111,803	43.6	937,569	62.4	191,243	17.6	1,128,812	43.6	△17,009	△1.5	△1.3
教 員	838,953	56.3	39,758	3.7	878,711	34.4	845,139	56.2	40,447	3.7	885,586	34.2	△6,875	△0.8	△0.6
高 等 学 校	172,369	11.6	11,679	1.1	184,048	7.2	175,703	11.7	11,807	1.1	187,510	7.2	△3,462	△1.8	△1.6
義 務 教 育	597,633	40.1	176	0.0	597,809	23.4	599,133	39.9	140	0.0	599,273	23.2	△1,464	△0.2	0.0
そ の 他	68,951	4.6	27,903	2.6	96,854	3.8	70,303	4.6	28,500	2.6	98,803	3.8	△1,949	△2.0	△2.9
そ の 他	89,025	6.0	144,067	13.6	233,092	9.2	92,430	6.2	150,796	13.9	243,226	9.4	△10,134	△4.2	△3.6
警察関係職員	280,141	18.8	-	-	280,141	11.0	277,543	18.5	-	-	277,543	10.7	2,598	0.9	1.2
警 察 官	251,569	16.9	-	-	251,569	9.9	248,834	16.6	-	-	248,834	9.6	2,735	1.1	1.4
そ の 他	28,572	1.9	-	-	28,572	1.1	28,709	1.9	-	-	28,709	1.1	△137	△0.5	△0.3
消防関係職員	18,512	1.2	138,472	13.0	156,984	6.2	18,491	1.2	137,918	12.7	156,409	6.0	575	0.4	0.4
合 計	1,490,518	100.0	1,061,145	100.0	2,551,663	100.0	1,503,142	100.0	1,085,375	100.0	2,588,517	100.0	△36,854	△1.4	△1.2

(注) 特殊学校の小・中学部に係る教員は、「教員」の「その他」に計上している。

その2 推移

(単位 千人・%)

区 分	昭和36年5月31日		平成17年4月1日		平成18年4月1日		平成19年4月1日		指 数			
	職員数	構成比	職員数	構成比	職員数	構成比	職員数	構成比	36.5.31	17.4.1	18.4.1	19.4.1
一般行政関係職員	676	39.6	1,046	39.9	1,026	39.6	1,003	39.3	100	155	152	148
民 生	85	5.0	254	9.7	250	9.7	245	9.6	100	299	294	288
衛 生	74	4.3	160	6.1	156	6.0	152	6.0	100	216	211	205
労 働	18	1.1	7	0.3	7	0.3	7	0.3	100	39	39	39
土 木	107	6.3	165	6.3	162	6.3	157	6.2	100	154	151	147
そ の 他	392	22.9	460	17.5	451	17.3	442	17.2	100	117	115	113
教育関係職員	842	49.4	1,144	43.7	1,129	43.6	1,112	43.6	100	136	134	132
義 務 教 育 職 員	572	33.5	599	22.9	599	23.1	598	23.4	100	105	105	105
高 等 学 校 職 員	104	6.1	191	7.3	188	7.3	184	7.2	100	184	181	177
学 校 給 食 職 員	29	1.7	16	0.6	15	0.6	14	0.5	100	55	52	48
そ の 他	137	8.1	338	12.9	327	12.6	316	12.5	100	247	239	231
警察関係職員	149	8.7	274	10.5	278	10.7	280	11.0	100	184	187	188
警 察 官	129	7.6	245	9.4	249	9.6	252	9.9	100	190	193	195
そ の 他	20	1.1	29	1.1	29	1.1	28	1.1	100	145	145	140
消防関係職員	39	2.3	156	6.0	156	6.0	157	6.2	100	400	400	403
合 計	1,706	100.0	2,620	100.0	2,589	100.0	2,552	100.0	100	154	152	150

(注) 教育関係職員のうち、平成17年、18年及び19年4月1日現在の「学校給食職員数」は、給食センターの職員数であり、他の学校給食職員数は「その他」に含まれる。

第 80 表 物件費の状況

(単位 百万円・%)

区 分	平成 18 年度						平成 17 年度 純 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額				増 減 額	増 減 率	前年度 増減率
賃 金	38,308	2.5	394,915	6.7	433,223	5.8	439,759	5.7	△ 6,536	△ 1.5	△ 0.8
旅 費	103,448	6.7	59,216	1.0	162,664	2.2	175,487	2.3	△ 12,823	△ 7.3	△ 10.3
交 際 費	320	0.0	4,009	0.1	4,329	0.1	5,431	0.1	△ 1,102	△ 20.3	△ 27.4
備 品 購 入 費	27,193	1.8	125,126	2.1	152,318	2.0	176,113	2.3	△ 23,795	△ 13.5	△ 3.4
需 用 費	385,579	25.1	1,319,326	22.3	1,704,904	22.9	1,765,147	22.7	△ 60,243	△ 3.4	△ 0.4
役 務 費	140,214	9.1	281,513	4.8	421,727	5.7	446,883	5.7	△ 25,156	△ 5.6	△ 0.8
委 託 料	640,017	41.7	3,146,554	53.1	3,786,571	50.8	3,940,359	50.7	△ 153,788	△ 3.9	△ 2.2
そ の 他	199,224	13.1	595,133	9.9	794,359	10.5	824,148	10.5	△ 29,789	△ 3.6	△ 2.8
合 計	1,534,303	100.0	5,925,792	100.0	7,460,095	100.0	7,773,327	100.0	△ 313,232	△ 4.0	△ 1.9

第 81 表 維持補修費の状況

(単位 百万円・%)

区 分	平成 18 年度						平成 17 年度 純 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額				増 減 額	増 減 率	前年度 増減率
総 務 費	15,930	4.1	22,547	3.8	38,477	3.9	40,067	3.8	△ 1,590	△ 4.0	0.2
衛 生 費	1,678	0.4	112,446	19.0	114,124	11.7	114,819	10.8	△ 695	△ 0.6	0.1
保 健 所 費	356	0.1	256	0.0	612	0.1	564	0.1	48	8.5	△ 4.7
清 掃 費	170	0.0	106,194	18.0	106,364	10.9	107,109	10.1	△ 745	△ 0.7	0.3
そ の 他	1,152	0.3	5,996	1.0	7,148	0.7	7,146	0.6	2	0.0	△ 2.8
農 林 水 産 業 費	7,690	2.0	12,637	2.1	20,326	2.1	20,558	1.9	△ 232	△ 1.1	△ 7.8
農 業 費	1,000	0.3	1,524	0.3	2,524	0.3	2,608	0.2	△ 84	△ 3.2	△ 6.0
畜 産 業 費	313	0.1	299	0.1	611	0.1	600	0.1	11	1.8	△ 7.8
農 地 費	1,768	0.5	7,319	1.2	9,088	0.9	8,939	0.8	149	1.7	△ 8.4
林 業 費	1,143	0.3	2,928	0.5	4,071	0.4	4,046	0.4	25	0.6	△ 11.3
水 産 業 費	3,465	0.9	567	0.1	4,032	0.4	4,365	0.4	△ 333	△ 7.6	△ 4.3
土 木 費	303,552	79.0	330,318	55.9	633,870	65.0	705,834	66.7	△ 71,964	△ 10.2	0.9
道 路 橋 り よ う 費	159,166	41.4	207,363	35.1	366,529	37.6	435,540	41.1	△ 69,011	△ 15.8	2.8
河 川 海 岸 費	36,412	9.5	12,495	2.1	48,906	5.0	49,608	4.7	△ 702	△ 1.4	0.6
都 市 計 画 費	32,084	8.4	49,757	8.4	81,842	8.4	84,718	8.0	△ 2,876	△ 3.4	△ 3.2
住 宅 費	66,075	17.2	55,040	9.3	121,115	12.4	119,249	11.3	1,866	1.6	△ 2.3
そ の 他	9,815	2.5	5,663	1.0	15,478	1.6	16,719	1.6	△ 1,241	△ 7.4	△ 2.5
警 察 費	21,062	5.5	-	-	21,062	2.2	21,644	2.0	△ 582	△ 2.7	0.7
消 防 費	4,420	1.2	7,095	1.2	11,515	1.2	11,417	1.1	98	0.9	△ 4.2
教 育 費	24,909	6.5	86,887	14.7	111,796	11.5	119,526	11.3	△ 7,730	△ 6.5	△ 5.1
小 学 校 費	-	-	38,267	6.5	38,267	3.9	40,739	3.8	△ 2,472	△ 6.1	△ 6.8
中 学 校 費	4	0.0	21,076	3.6	21,080	2.2	22,297	2.1	△ 1,217	△ 5.5	△ 3.0
高 等 学 校 費	16,600	4.3	1,075	0.2	17,675	1.8	19,146	1.8	△ 1,471	△ 7.7	△ 0.7
そ の 他	8,305	2.2	26,469	4.4	34,774	3.6	37,344	3.6	△ 2,570	△ 6.9	△ 6.4
そ の 他	4,913	1.3	19,255	3.3	24,169	2.4	24,774	2.4	△ 605	△ 2.4	△ 6.8
合 計	384,154	100.0	591,185	100.0	975,339	100.0	1,058,639	100.0	△ 83,300	△ 7.9	△ 0.4

第 82 表 扶助費の状況

(単位 百万円・%)

区 分	平成 18 年 度						平成 17 年 度 純 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額		増 減 額	増 減 率	前年度 増減率		
民 生 費	588,116	69.2	6,679,382	96.2	7,267,498	93.3				7,113,349	92.8
社 会 福 祉 費	110,505	13.0	1,271,468	18.3	1,381,973	17.7	1,415,324	18.5	△ 33,351	△ 2.4	0.9
老 人 福 祉 費	20,451	2.4	229,559	3.3	250,010	3.2	294,521	3.8	△ 44,511	△ 15.1	△ 7.6
児 童 福 祉 費	283,660	33.4	2,676,101	38.6	2,959,761	38.0	2,762,560	36.0	197,201	7.1	4.1
生 活 保 護 費	173,412	20.4	2,501,009	36.0	2,674,421	34.3	2,636,373	34.4	38,048	1.4	3.3
災 害 救 助 費	88	0.0	1,244	0.0	1,332	0.0	4,572	0.1	△ 3,240	△ 70.9	△ 19.4
衛 生 費	251,306	29.6	150,238	2.2	401,544	5.2	437,163	5.7	△ 35,619	△ 8.1	1.1
結 核 対 策 費	2,148	0.3	3,029	0.0	5,178	0.1	6,510	0.1	△ 1,332	△ 20.5	△ 24.0
そ の 他	249,158	29.3	147,209	2.2	396,366	5.1	430,653	5.6	△ 34,287	△ 8.0	1.6
教 育 費	9,963	1.2	110,213	1.6	120,177	1.5	117,266	1.5	2,911	2.5	3.2
小 学 校 費	-	-	30,777	0.4	30,777	0.4	30,845	0.4	△ 68	△ 0.2	9.7
中 学 校 費	2	0.0	28,658	0.4	28,661	0.4	28,037	0.4	624	2.2	7.6
保 健 体 育 費	190	0.0	32,505	0.5	32,695	0.4	30,850	0.4	1,845	6.0	△ 3.3
そ の 他	9,771	1.2	18,273	0.3	28,044	0.3	27,534	0.3	510	1.9	△ 0.1
そ の 他	3	0.0	0	0.0	2	0.0	4	0.0	△ 2	△ 50.0	33.3
合 計	849,388	100.0	6,939,833	100.0	7,789,221	100.0	7,667,782	100.0	121,439	1.6	2.5

第 83 表 補助費等の状況

(単位 百万円・%)

区 分	平成 18 年 度				平成 17 年 度				増 減 額		増 減 率		前年度 増減率	
	都道府県	市町村	合 計		都道府県	市町村	合 計		単純	純計	単純	純計	単純	純計
			単 純	純 計			単 純	純 計						
負担金、寄附金	1,357,971	426,115	1,784,086	...	1,123,201	443,780	1,566,980	...	217,106	...	13.9	...	11.2	...
補助交付金	7,194,686	1,250,827	8,445,514	...	6,983,883	1,264,413	8,248,296	...	197,218	...	2.4	...	3.5	...
そ の 他	1,047,266	1,561,914	2,609,179	...	1,100,602	1,581,850	2,682,453	...	△ 73,274	...	△ 2.7	...	3.1	...
合 計	9,599,923	3,238,856	12,838,779	7,419,526	9,207,686	3,290,043	12,497,729	7,234,778	341,050	184,748	2.7	2.6	4.3	5.9
うち公営企業(法適用)に対するもの	489,319	1,110,374	1,599,693		563,557	1,094,356	1,657,913		△ 58,220		△ 3.5		2.5	

資料編

第 84 表 普通建設事業費の状況

その 1 性質別内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平成 18 年 度						平成 17 年 度 純 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額				増 減 額	増 減 率	前年度 増減率
補 助 事 業 費	3,632,310	45.0	2,378,497	34.6	5,807,254	40.7	6,176,186	40.9	△ 368,932	△ 6.0	△ 7.1
単 独 事 業 費	3,294,899	40.9	4,167,158	60.6	7,216,392	50.5	7,663,852	50.7	△ 447,460	△ 5.8	△ 9.1
国直轄事業負担金	1,138,326	14.1	120,942	1.8	1,259,268	8.8	1,264,248	8.4	△ 4,980	△ 0.4	0.1
県営事業負担金	-	-	205,936	3.0	-	-	-	-	-	-	-
合 計	8,065,535	100.0	6,872,533	100.0	14,282,915	100.0	15,104,285	100.0	△ 821,370	△ 5.4	△ 7.5

その 2 財源内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平成 18 年 度						平成 17 年 度 純 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額				増 減 額	増 減 率	前年度 増減率
国 庫 支 出 金	1,982,375	24.6	994,630	14.5	2,977,028	20.8	3,183,004	21.1	△ 205,976	△ 6.5	△ 6.5
分担金、負担金、寄附金	279,727	3.5	42,813	0.6	157,709	1.1	173,328	1.1	△ 15,619	△ 9.0	1.2
財 産 収 入	21,776	0.3	41,388	0.6	63,165	0.4	73,096	0.5	△ 9,931	△ 13.6	29.0
地 方 債	3,303,880	41.0	2,396,525	34.9	5,701,690	39.9	6,117,265	40.5	△ 415,575	△ 6.8	△ 7.4
その 他 特 定 財 源	522,148	6.4	971,121	14.1	1,088,669	7.7	1,190,794	7.9	△ 102,125	△ 8.6	△ 15.5
一 般 財 源 等	1,955,629	24.2	2,426,056	35.3	4,294,654	30.1	4,366,798	28.9	△ 72,144	△ 1.7	△ 6.8
合 計	8,065,535	100.0	6,872,533	100.0	14,282,915	100.0	15,104,285	100.0	△ 821,370	△ 5.4	△ 7.5

資料編

第 84 表 普通建設事業費の状況（つづき）

その 3 目的別内訳

（単位 百万円・％）

区 分	平 成 18 年 度							平成 17 年度 純 計 額	増 減 額	比 較					
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額					増 減 率			前年度増減率		
	都 道 府 県	市 町 村	都 道 府 県	市 町 村	都 道 府 県	市 町 村	純 計 額			都 道 府 県	市 町 村	純 計 額	都 道 府 県	市 町 村	純 計 額
総 務 費	282,663	3.5	414,876	6.0	617,255	4.3	638,026	4.2	△ 20,771	3.2	△ 6.8	△ 3.3	△ 13.4	△ 12.9	△ 13.9
民 生 費	154,572	1.9	303,412	4.4	443,102	3.1	487,093	3.2	△ 43,991	△ 9.4	△ 9.1	△ 9.0	△ 23.6	△ 7.3	△ 13.1
社 会 福 祉 費	58,439	0.7	65,645	1.0	118,676	0.8	112,652	0.7	6,024	8.1	△ 0.1	5.3	8.5	△ 21.4	△ 10.3
老 人 福 祉 費	68,186	0.8	89,147	1.3	153,890	1.1	206,875	1.4	△ 52,985	△ 14.5	△ 32.5	△ 25.6	△ 38.4	△ 6.3	△ 21.7
児 童 福 祉 費	25,577	0.3	147,045	2.1	166,595	1.2	162,853	1.1	3,742	△ 27.3	10.8	2.3	△ 15.9	2.2	△ 0.5
そ の 他	2,370	0.1	1,575	0.0	3,941	0.0	4,713	0.0	△ 772	43.4	△ 49.5	△ 16.4	△ 25.5	△ 43.9	△ 35.3
衛 生 費	98,517	1.2	536,709	7.8	613,645	4.3	695,233	4.6	△ 81,588	△ 17.0	△ 11.0	△ 11.7	△ 2.4	△ 6.3	△ 4.2
清 掃 費	20,100	0.2	394,570	5.7	406,964	2.8	481,963	3.2	△ 74,999	△ 18.8	△ 15.2	△ 15.6	△ 8.6	△ 3.8	△ 3.1
そ の 他	78,417	1.0	142,139	2.1	206,681	1.5	213,270	1.4	△ 6,589	△ 16.6	3.1	△ 3.1	△ 0.7	△ 14.1	△ 6.7
労 働 費	6,665	0.1	3,898	0.1	10,412	0.1	16,681	0.1	△ 6,269	△ 44.9	△ 19.1	△ 37.6	3.4	△ 33.7	△ 8.1
農 林 水 産 業 費	1,756,753	21.8	588,170	8.6	2,003,059	14.0	2,205,846	14.6	△ 202,787	△ 8.7	△ 12.9	△ 9.2	△ 8.4	△ 12.9	△ 8.5
農 業 費	85,708	1.1	96,579	1.4	133,739	0.9	155,632	1.0	△ 21,893	△ 11.7	△ 15.9	△ 14.1	△ 14.3	△ 14.9	△ 14.4
畜 産 業 費	29,449	0.4	23,384	0.3	44,003	0.3	51,062	0.3	△ 7,059	△ 15.3	△ 10.0	△ 13.8	△ 16.2	△ 29.6	△ 17.7
農 地 費	1,030,451	12.8	283,836	4.1	1,127,094	7.9	1,237,833	8.2	△ 110,739	△ 8.6	△ 13.4	△ 8.9	△ 7.8	△ 6.8	△ 6.7
林 業 費	397,911	4.9	95,810	1.4	446,964	3.1	481,847	3.2	△ 34,883	△ 6.5	△ 11.7	△ 7.2	△ 5.8	△ 19.1	△ 7.4
水 産 業 費	213,234	2.6	88,562	1.3	251,261	1.8	279,473	1.9	△ 28,212	△ 10.5	△ 9.9	△ 10.1	△ 11.6	△ 16.3	△ 12.2
商 工 費	95,817	1.2	114,481	1.7	197,455	1.4	185,752	1.2	11,703	33.3	△ 9.3	6.3	△ 21.1	△ 7.4	△ 13.2
土 木 費	5,101,569	63.3	3,542,006	51.5	8,471,045	59.3	8,880,905	58.8	△ 409,860	△ 5.6	△ 3.2	△ 4.6	△ 6.8	△ 6.9	△ 6.7
道 路 橋 り よ う 費	2,448,118	30.4	1,222,447	17.8	3,629,299	25.4	3,793,515	25.1	△ 164,216	△ 4.7	△ 3.5	△ 4.3	△ 7.1	△ 10.4	△ 8.2
河 川 海 岸 費	1,298,327	16.1	143,029	2.1	1,419,641	9.9	1,497,689	9.9	△ 78,048	△ 4.7	△ 9.3	△ 5.2	△ 2.8	△ 9.4	△ 3.4
港 湾 費	234,548	2.9	122,161	1.8	334,729	2.3	340,279	2.3	△ 5,550	0.4	△ 5.1	△ 1.6	△ 13.1	△ 12.3	△ 13.1
都 市 計 画 費	838,410	10.4	1,746,263	25.4	2,510,209	17.6	2,613,438	17.3	△ 103,229	△ 11.1	△ 0.4	△ 3.9	△ 2.7	△ 3.9	△ 3.2
街 路 費	550,388	6.8	661,597	9.6	1,174,132	8.2	1,238,267	8.2	△ 64,135	△ 10.3	△ 0.6	△ 5.2	△ 1.8	△ 5.2	△ 3.4
公 園 費	103,281	1.3	357,351	5.2	458,388	3.2	446,794	3.0	11,594	△ 6.1	5.3	2.6	△ 8.3	△ 8.4	△ 8.1
下 水 道 費	9,872	0.1	17,574	0.3	21,764	0.2	29,211	0.2	△ 7,447	△ 40.1	△ 9.4	△ 25.5	52.0	△ 19.8	8.5
区 画 整 理 費 等	174,869	2.2	709,741	10.3	855,926	6.0	899,167	6.0	△ 43,241	△ 13.9	△ 2.6	△ 4.8	△ 5.1	0.0	△ 0.7
住 宅 費	186,964	2.3	263,239	3.8	444,245	3.1	500,393	3.3	△ 56,148	△ 6.8	△ 14.5	△ 11.2	△ 5.8	△ 6.6	△ 6.1
そ の 他	95,202	1.2	44,867	0.6	132,922	1.0	135,591	0.9	△ 2,669	△ 1.7	△ 2.4	△ 2.0	△ 47.1	11.0	△ 37.2
消 防 費	12,247	0.2	184,144	2.7	194,896	1.4	191,394	1.3	3,502	△ 10.7	3.4	1.8	4.6	△ 4.9	△ 4.2
教 育 費	360,453	4.5	1,151,521	16.8	1,502,544	10.5	1,571,208	10.4	△ 68,664	△ 2.5	△ 5.0	△ 4.4	△ 11.8	△ 6.7	△ 8.1
小 学 校 費	407	0.0	504,389	7.3	504,389	3.5	499,752	3.3	4,637	33.4	0.9	0.9	△ 71.4	△ 3.2	△ 3.2
中 学 校 費	2,018	0.0	269,831	3.9	271,607	1.9	291,404	1.9	△ 19,797	△ 13.0	△ 6.7	△ 6.8	△ 20.5	8.1	7.9
高 等 学 校 費	208,852	2.6	14,055	0.2	222,805	1.6	234,293	1.6	△ 11,488	△ 0.6	△ 42.3	△ 4.9	△ 11.6	44.9	△ 7.9
社 会 教 育 費	36,390	0.5	165,494	2.4	198,155	1.4	253,569	1.7	△ 55,414	△ 37.8	△ 17.7	△ 21.9	△ 23.6	△ 22.5	△ 23.2
保 健 体 育 費	17,588	0.2	160,646	2.3	173,665	1.2	160,054	1.1	13,611	13.0	8.6	8.5	13.0	△ 15.9	△ 14.8
大 学 費	20,252	0.3	2,721	0.0	22,972	0.2	26,321	0.2	△ 3,349	4.2	△ 60.4	△ 12.7	△ 28.4	△ 38.0	△ 31.2
そ の 他	74,946	0.9	34,385	0.7	108,951	0.7	105,815	0.6	3,136	17.9	△ 19.3	3.0	5.5	△ 18.2	△ 5.6
そ の 他	196,279	2.3	33,316	0.4	229,502	1.6	232,147	1.6	△ 2,645	△ 2.0	4.3	△ 1.1	2.6	△ 24.3	△ 2.1
合 計	8,065,535	100.0	6,872,533	100.0	14,282,915	100.0	15,104,285	100.0	△ 821,370	△ 5.8	△ 5.5	△ 5.4	△ 7.9	△ 7.9	△ 7.5

資料編

第 85 表 普通建設事業費中の補助事業費の状況

その 1 目的別内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平成 18 年 度						平成 17 年 度 純 計 額		比 較						
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額				増 減 額	増 減 率			前 年 度 増 減 率		
										都 道 府 県	市 町 村	純 計 額	都 道 府 県	市 町 村	純 計 額
総 務 費	5,168	0.1	89,350	3.8	92,240	1.6	81,319	1.3	10,921	△ 59.0	22.4	13.4	△ 11.7	16.1	13.3
民 生 費	67,306	1.9	114,081	4.8	175,737	3.0	185,167	3.0	△ 9,430	△ 33.1	20.3	△ 5.1	△ 38.3	△ 11.5	△ 28.3
社 会 福 祉 費	23,155	0.6	18,463	0.8	39,563	0.7	26,145	0.4	13,418	39.8	41.3	51.3	△ 16.8	19.6	△ 7.6
老 人 福 祉 費	28,944	0.8	29,764	1.3	57,327	1.0	92,991	1.5	△ 35,664	△ 53.6	△ 11.9	△ 38.4	△ 43.4	△ 33.5	△ 40.7
児 童 福 祉 費	13,126	0.4	64,896	2.7	75,809	1.3	62,259	1.0	13,550	△ 35.0	42.0	21.8	△ 36.7	7.5	△ 9.6
そ の 他	2,081	0.1	958	0.0	3,038	0.0	3,772	0.1	△ 734	39.3	△ 57.9	△ 19.5	31.7	△ 21.8	△ 6.8
衛 生 費	30,745	0.8	204,485	8.6	233,198	4.0	305,536	4.9	△ 72,338	△ 36.6	△ 21.8	△ 23.7	△ 0.0	△ 3.7	△ 2.5
清 掃 費	5,629	0.2	187,760	7.9	193,389	3.3	248,994	4.0	△ 55,605	△ 41.4	△ 21.6	△ 22.3	△ 4.0	△ 2.9	△ 2.9
そ の 他	25,116	0.6	16,725	0.7	39,809	0.7	56,542	0.9	△ 16,733	△ 35.4	△ 23.8	△ 29.6	1.0	△ 12.0	△ 0.7
労 働 費	4,417	0.1	100	0.0	4,516	0.1	4,893	0.1	△ 377	△ 10.9	426.3	△ 7.7	△ 23.5	△ 97.6	△ 27.7
農 林 水 産 業 費	1,281,411	35.3	250,898	10.5	1,347,039	23.2	1,490,694	24.1	△ 143,655	△ 10.1	△ 11.1	△ 9.6	△ 10.3	△ 14.9	△ 10.2
農 業 費	54,231	1.5	53,975	2.3	76,753	1.3	80,559	1.3	△ 3,806	1.7	△ 13.5	△ 4.7	△ 13.5	△ 6.2	△ 6.4
畜 産 業 費	15,127	0.4	12,824	0.5	21,888	0.4	26,740	0.4	△ 4,852	△ 18.0	△ 13.8	△ 18.1	△ 20.0	△ 24.6	△ 17.3
農 地 費	714,208	19.7	66,949	2.8	697,543	12.0	775,389	12.6	△ 77,846	△ 11.3	△ 7.3	△ 10.0	△ 11.8	△ 14.4	△ 12.0
林 業 費	312,507	8.6	49,844	2.1	331,612	5.7	361,988	5.9	△ 30,376	△ 8.3	△ 10.7	△ 8.4	△ 4.2	△ 19.9	△ 5.2
水 産 業 費	185,338	5.1	67,305	2.8	219,241	3.8	246,017	4.0	△ 26,776	△ 10.3	△ 12.5	△ 10.9	△ 11.8	△ 15.9	△ 11.9
商 工 費	7,827	0.2	22,103	0.9	28,017	0.5	33,791	0.5	△ 5,774	△ 50.0	4.4	△ 17.1	△ 17.7	△ 14.3	△ 18.8
土 木 費	2,139,953	58.9	1,203,733	50.6	3,337,320	57.5	3,509,877	56.8	△ 172,557	△ 8.4	1.9	△ 4.9	△ 6.5	△ 3.6	△ 5.6
道 路 橋 りょう 費	745,512	20.5	192,156	8.1	937,614	16.1	1,002,537	16.2	△ 64,923	△ 9.2	5.7	△ 6.5	△ 6.8	△ 2.5	△ 6.0
河 川 海 岸 費	833,151	22.9	52,511	2.2	880,981	15.2	933,969	15.1	△ 52,988	△ 5.6	△ 7.5	△ 5.7	△ 3.0	△ 9.7	△ 3.5
港 湾 費	154,015	4.2	38,476	1.6	192,490	3.3	206,966	3.4	△ 14,476	△ 6.6	△ 8.5	△ 7.0	△ 17.2	△ 22.1	△ 18.2
都 市 計 画 費	235,076	6.5	696,846	29.3	931,512	16.0	937,272	15.2	△ 5,760	△ 17.7	6.8	△ 0.6	△ 12.3	△ 2.2	△ 5.5
街 路 費	145,349	4.0	203,033	8.5	347,991	6.0	374,660	6.1	△ 26,669	△ 17.5	1.9	△ 7.1	△ 18.2	△ 12.3	△ 15.3
公 園 費	42,542	1.2	169,651	7.1	212,192	3.7	202,461	3.3	9,731	△ 15.8	11.7	4.8	△ 13.6	△ 5.1	△ 7.3
下 水 道 費	3,652	0.1	6,827	0.3	10,479	0.2	16,076	0.3	△ 5,597	△ 62.4	5.3	△ 34.8	290.4	△ 26.3	42.4
区 画 整 理 費 等	43,533	1.2	317,336	13.3	360,851	6.2	344,076	5.6	16,775	△ 11.8	7.7	4.9	0.1	8.9	7.6
住 宅 費	158,263	4.4	207,164	8.7	364,738	6.3	402,037	6.5	△ 37,299	△ 6.0	△ 11.7	△ 9.3	△ 0.4	△ 3.5	△ 2.2
そ の 他	13,936	0.4	16,580	0.7	29,985	0.6	27,096	0.4	2,889	6.0	16.4	10.7	△ 12.0	15.9	△ 0.4
消 防 費	1,577	0.0	35,997	1.5	37,574	0.6	44,787	0.7	△ 7,213	420.5	△ 19.1	△ 16.1	△ 71.4	△ 7.4	△ 8.8
教 育 費	50,346	1.4	457,738	19.2	508,042	8.7	473,953	7.7	34,089	△ 3.3	8.5	7.2	△ 13.9	0.8	△ 1.1
小 学 校 費	-	-	244,733	10.3	244,733	4.2	216,238	3.5	28,495	-	13.2	13.2	-	△ 0.9	△ 0.9
中 学 校 費	860	0.0	124,897	5.3	125,757	2.2	129,240	2.1	△ 3,483	△ 25.6	△ 2.5	△ 2.7	△ 44.7	8.6	7.7
高 等 学 校 費	24,759	0.7	458	0.0	25,217	0.4	27,130	0.4	△ 1,913	△ 7.9	78.9	△ 7.1	△ 24.7	△ 74.5	△ 26.1
社 会 教 育 費	5,626	0.2	47,120	2.0	52,724	0.9	46,765	0.8	5,959	17.2	12.2	12.7	△ 7.8	△ 4.2	△ 4.5
保 健 体 育 費	217	0.0	33,499	1.4	33,716	0.6	26,615	0.4	7,101	△ 53.9	28.1	26.7	130.9	△ 5.2	△ 4.2
大 学 費	183	0.0	148	0.0	331	0.0	141	0.0	190	117.9	159.6	134.8	223.1	△ 1.7	67.9
そ の 他	18,701	0.5	6,883	0.2	25,564	0.4	27,824	0.5	△ 2,260	0.1	△ 24.8	△ 8.1	8.4	△ 9.6	1.7
そ の 他	43,560	1.3	12	0.1	43,571	0.8	46,169	0.9	△ 2,598	△ 5.6	△ 62.5	△ 5.6	△ 5.8	△ 15.8	△ 5.8
合 計	3,632,310	100.0	2,378,497	100.0	5,807,254	100.0	6,176,186	100.0	△ 368,932	△ 10.1	△ 0.1	△ 6.0	△ 9.2	△ 4.4	△ 7.1

資料編

第 85 表 普通建設事業費中の補助事業費の状況 (つづき)

その 2 財源内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平成 18 年 度						平成 17 年 度 純 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額				増 減 額	増 減 率	前年度 増減率
国庫支出金	1,982,198	54.6	993,997	41.8	2,977,028	51.3	3,183,004	51.5	△ 205,976	△ 6.5	△ 6.5
分担金、負担金、寄附金	126,264	3.5	7,752	0.3	38,280	0.7	39,188	0.6	△ 908	△ 2.3	△ 17.4
財産収入	1,497	0.0	956	0.0	2,453	0.0	1,907	0.0	546	28.6	40.5
地方債	1,182,319	32.6	782,446	32.9	2,055,055	35.4	2,203,798	35.7	△ 148,743	△ 6.7	△ 6.1
その他特定財源	141,403	3.8	339,755	14.3	256,826	4.4	255,525	4.2	1,301	0.5	△ 13.9
一般財源等	198,629	5.5	253,591	10.7	477,612	8.2	492,764	8.0	△ 15,152	△ 3.1	△ 10.6
合 計	3,632,310	100.0	2,378,497	100.0	5,807,254	100.0	6,176,186	100.0	△ 368,932	△ 6.0	△ 7.1

第 86 表 普通建設事業費中の国直轄事業負担金の状況

その 1 目的別内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平成 18 年 度						平成 17 年 度 純 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額				増 減 額	増 減 率	前年度 増減率
農林水産業費	241,601	21.2	15,042	12.4	256,643	20.4	272,398	21.5	△ 15,755	△ 5.8	14.4
畜産業費	425	0.0	186	0.2	610	0.0	615	0.0	△ 5	△ 0.8	△ 41.8
農地費	231,764	20.4	14,841	12.3	246,605	19.6	262,079	20.7	△ 15,474	△ 5.9	15.4
林業費	5,357	0.5	-	-	5,357	0.4	5,585	0.4	△ 228	△ 4.1	4.1
水産業費	4,056	0.4	15	0.0	4,071	0.3	4,119	0.3	△ 48	△ 1.2	△ 11.2
土木費	896,725	78.8	105,901	87.6	1,002,625	79.6	991,850	78.5	10,775	1.1	△ 3.2
道路橋りょう費	582,131	51.1	73,681	60.9	655,812	52.1	631,237	49.9	24,575	3.9	△ 4.1
河川海岸費	256,644	22.5	72	0.1	256,716	20.4	270,495	21.4	△ 13,779	△ 5.1	△ 1.2
港湾費	38,961	3.4	30,692	25.4	69,653	5.5	70,366	5.6	△ 713	△ 1.0	△ 2.1
都市計画費	9,816	0.9	934	0.8	10,750	0.9	10,463	0.8	287	2.7	△ 14.3
街路費	-	-	124	0.1	124	0.0	5	0.0	119	2,380.0	皆増
公園費	9,706	0.9	413	0.3	10,118	0.8	10,454	0.8	△ 336	△ 3.2	△ 14.2
下水道費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
区画整理費等	110	0.0	398	0.3	508	0.0	4	0.0	504	12,600.0	△ 81.0
空港費	7,640	0.7	521	0.4	8,162	0.6	8,753	0.7	△ 591	△ 6.8	2.6
その他	1,533	0.2	-	-	1,532	0.1	537	0.0	995	185.3	皆増
合 計	1,138,326	100.0	120,942	100.0	1,259,268	100.0	1,264,248	100.0	△ 4,980	△ 0.4	0.1

その 2 財源内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平成 18 年 度						平成 17 年 度 純 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額				増 減 額	増 減 率	前年度 増減率
分担金、負担金、寄附金	78,369	6.9	596	0.5	78,965	6.3	86,524	6.8	△ 7,559	△ 8.7	33.8
地方債	741,821	65.2	82,447	68.2	824,269	65.5	864,575	68.4	△ 40,306	△ 4.7	△ 2.2
その他特定財源	5,415	0.4	5,115	4.2	7,978	0.6	12,747	1.0	△ 4,769	△ 37.4	175.4
一般財源等	312,721	27.5	32,784	27.1	348,056	27.6	300,402	23.8	47,654	15.9	△ 2.7
合 計	1,138,326	100.0	120,942	100.0	1,259,268	100.0	1,264,248	100.0	△ 4,980	△ 0.4	0.1

第 87 表 普通建設事業費中の単独事業費の状況

その 1 目的別内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平成 18 年度						平成 17 年度 純 計 額	増 減 額	比 較						
	都道府県		市町村		純 計 額				増 減 率			前年度増減率			
									都道府県	市町村	純計額	都道府県	市町村	純計額	
総 務 費	277,495	8.4	324,394	7.8	525,015	7.3	556,708	7.3	△ 31,693	6.2	△ 12.6	△ 5.7	△ 13.5	△ 17.0	△ 16.8
民 生 費	87,265	2.6	189,252	4.5	267,365	3.7	301,926	3.9	△ 34,561	24.6	△ 20.8	△ 11.4	16.0	△ 5.6	△ 0.2
社 会 福 祉 費	35,283	1.1	47,127	1.1	79,113	1.1	86,507	1.1	△ 7,394	△ 5.9	△ 10.5	△ 8.5	25.3	△ 27.6	△ 11.0
老 人 福 祉 費	39,243	1.2	59,383	1.4	96,563	1.3	113,885	1.5	△ 17,322	125.1	△ 39.6	△ 15.2	△ 10.2	9.0	6.1
児 童 福 祉 費	12,451	0.4	82,125	2.0	90,786	1.3	100,593	1.3	△ 9,807	△ 16.8	△ 5.7	△ 9.7	50.8	△ 0.4	6.2
そ の 他	288	0.0	617	0.0	903	0.0	941	0.0	△ 38	82.3	△ 26.7	△ 4.0	△ 85.5	△ 68.3	△ 70.9
衛 生 費	67,773	2.1	332,103	8.0	380,447	5.3	389,697	5.1	△ 9,250	△ 3.5	△ 2.9	△ 2.4	△ 4.0	△ 8.2	△ 5.5
清 掃 費	14,471	0.4	206,717	5.0	213,576	3.0	232,968	3.0	△ 19,392	△ 4.5	△ 8.6	△ 8.3	△ 11.2	△ 4.7	△ 3.3
そ の 他	53,302	1.7	125,386	3.0	166,871	2.3	156,729	2.1	10,142	△ 3.3	8.2	6.5	△ 1.8	△ 14.2	△ 8.7
労 働 費	2,248	0.1	3,799	0.1	5,896	0.1	11,789	0.2	△ 5,893	△ 68.6	△ 20.8	△ 50.0	36.7	△ 26.0	3.5
農 林 水 産 業 費	233,741	7.1	226,064	5.4	399,378	5.5	442,754	5.8	△ 43,376	△ 7.8	△ 12.5	△ 9.8	△ 12.3	△ 16.3	△ 13.4
農 業 費	31,477	1.0	40,440	1.0	56,985	0.8	75,072	1.0	△ 18,087	△ 28.1	△ 17.4	△ 24.1	△ 15.4	△ 24.8	△ 21.6
畜 産 業 費	13,897	0.4	9,439	0.2	21,504	0.3	23,707	0.3	△ 2,203	△ 12.6	△ 5.1	△ 9.3	△ 11.0	△ 35.5	△ 17.2
農 地 費	84,478	2.6	119,751	2.9	182,945	2.5	200,365	2.6	△ 17,420	△ 2.8	△ 13.2	△ 8.7	△ 11.2	△ 8.8	△ 8.6
林 業 費	80,048	2.4	42,396	1.0	109,995	1.5	114,274	1.5	△ 4,279	1.1	△ 12.8	△ 3.7	△ 12.7	△ 18.6	△ 14.2
水 産 業 費	23,840	0.7	14,038	0.3	27,949	0.4	29,337	0.4	△ 1,388	△ 13.7	8.5	△ 4.7	△ 10.4	△ 25.6	△ 14.8
商 工 費	87,990	2.7	92,264	2.2	169,438	2.3	151,961	2.0	17,477	56.4	△ 12.1	11.5	△ 21.9	△ 5.9	△ 11.8
土 木 費	2,064,891	62.7	2,125,360	51.0	4,131,100	57.2	4,379,179	57.1	△ 248,079	△ 5.1	△ 6.2	△ 5.7	△ 8.6	△ 8.4	△ 8.4
道 路 橋 り よ う 費	1,120,475	34.0	929,484	22.3	2,035,872	28.2	2,159,741	28.2	△ 123,869	△ 5.0	△ 6.4	△ 5.7	△ 8.9	△ 11.7	△ 10.2
河 川 海 岸 費	208,531	6.3	83,850	2.0	281,944	3.9	293,226	3.8	△ 11,282	△ 0.6	△ 10.6	△ 3.8	△ 4.0	△ 8.6	△ 5.0
港 湾 費	41,572	1.3	36,673	0.9	72,586	1.0	62,947	0.8	9,639	35.3	△ 3.8	15.3	1.4	△ 10.1	△ 5.4
都 市 計 画 費	593,518	18.0	994,259	23.9	1,567,947	21.7	1,665,702	21.7	△ 97,755	△ 8.4	△ 4.5	△ 5.9	2.4	△ 4.8	△ 1.9
街 路 費	405,038	12.3	423,067	10.2	826,017	11.4	863,602	11.3	△ 37,585	△ 7.5	△ 1.2	△ 4.4	6.8	△ 1.3	2.8
公 園 費	51,033	1.5	185,789	4.5	236,078	3.3	233,879	3.1	2,199	3.0	0.4	0.9	△ 0.9	△ 10.4	△ 8.4
下 水 道 費	6,221	0.2	10,650	0.3	11,285	0.2	13,134	0.2	△ 1,849	△ 7.8	△ 16.4	△ 14.1	△ 19.1	△ 15.7	△ 16.0
区 画 整 理 費 等	131,225	4.0	374,753	9.0	494,567	6.9	555,086	7.2	△ 60,519	△ 14.7	△ 9.6	△ 10.9	△ 6.6	△ 5.2	△ 5.2
住 宅 費	28,701	0.9	55,984	1.3	79,507	1.1	98,356	1.3	△ 18,849	△ 10.9	△ 23.6	△ 19.2	△ 26.5	△ 15.3	△ 19.2
そ の 他	72,094	2.2	25,110	0.6	93,244	1.3	99,207	1.3	△ 5,963	△ 4.4	△ 10.1	△ 6.0	△ 53.2	13.6	△ 44.9
消 防 費	10,670	0.3	146,890	3.5	157,323	2.2	146,607	1.9	10,716	△ 20.4	10.1	7.3	11.3	△ 4.1	△ 2.7
教 育 費	310,107	9.4	693,729	16.6	994,502	13.8	1,097,255	14.3	△ 102,753	△ 2.4	△ 12.2	△ 9.4	△ 11.5	△ 10.3	△ 10.8
小 学 校 費	407	0.0	259,655	6.2	259,655	3.6	283,515	3.7	△ 23,860	33.4	△ 8.4	△ 8.4	△ 71.4	△ 4.9	△ 4.9
中 学 校 費	1,158	0.0	144,934	3.5	145,850	2.0	162,164	2.1	△ 16,314	△ 0.5	△ 10.0	△ 10.1	41.1	7.7	8.1
高 等 学 校 費	184,093	5.6	13,596	0.3	197,588	2.7	207,163	2.7	△ 9,575	0.5	△ 43.6	△ 4.6	△ 9.3	52.5	△ 4.8
社 会 教 育 費	30,764	0.9	118,374	2.8	145,431	2.0	206,804	2.7	△ 61,373	△ 42.7	△ 25.6	△ 29.7	△ 24.7	△ 26.2	△ 26.4
保 健 体 育 費	17,371	0.5	127,146	3.1	139,949	1.9	133,439	1.7	6,510	15.1	4.4	4.9	11.2	△ 17.9	△ 16.6
大 学 費	20,069	0.6	2,573	0.1	22,642	0.3	26,180	0.3	△ 3,538	3.7	△ 62.3	△ 13.5	△ 28.7	△ 38.2	△ 31.4
そ の 他	56,245	1.8	27,451	0.6	83,387	1.3	77,990	1.1	5,397	25.4	△ 17.8	6.9	4.4	△ 20.2	△ 8.0
そ の 他	152,719	4.6	33,303	0.9	185,928	2.6	185,976	2.4	△ 48	△ 0.9	4.3	0.0	5.4	△ 24.3	△ 1.2
合 計	3,294,899	100.0	4,167,158	100.0	7,216,392	100.0	7,663,852	100.0	△ 447,460	△ 2.5	△ 8.3	△ 5.8	△ 8.7	△ 9.8	△ 9.1

第 87 表 普通建設事業費中の単独事業費の状況（つづき）

その 2 財源内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平成 18 年 度						平成 17 年 度 純 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額				増 減 額	増 減 率	前年度 増減率
分担金、負担金、寄附金	75,094	2.3	28,396	0.7	40,464	0.6	47,616	0.6	△ 7,152	△ 15.0	△ 19.5
財 産 収 入	20,279	0.6	40,432	1.0	60,712	0.8	71,190	0.9	△ 10,478	△ 14.7	28.8
地 方 債	1,379,739	41.9	1,402,479	33.7	2,822,366	39.1	3,048,892	39.8	△ 226,526	△ 7.4	△ 9.8
そ の 他 特 定 財 源	375,508	11.4	615,298	14.7	823,864	11.4	922,523	12.1	△ 98,659	△ 10.7	△ 16.7
一 般 財 源 等	1,444,279	43.8	2,080,553	49.9	3,468,986	48.1	3,573,631	46.6	△ 104,645	△ 2.9	△ 6.6
合 計	3,294,899	100.0	4,167,158	100.0	7,216,392	100.0	7,663,852	100.0	△ 447,460	△ 5.8	△ 9.1

第 88 表 普通建設事業費の目的別の状況（構成比）

(単位 %)

区 分	都 道 府 県			市 町 村				純 計 額		
	補 助 事 業 費	国直轄事 業負担金	単 独 事 業 費	補 助 事 業 費	国直轄事 業負担金	県営事業 負担金	単 独 事 業 費	補 助 事 業 費	国直轄事 業負担金	単 独 事 業 費
総 務 費	1.8	-	98.2	21.5	-	0.3	78.2	14.9	-	85.1
民 生 費	43.5	-	56.5	37.6	-	0.0	62.4	39.7	-	60.3
社 会 福 祉 費	39.6	-	60.4	28.1	-	0.1	71.8	33.3	-	66.7
老 人 福 祉 費	42.4	-	57.6	33.4	-	-	66.6	37.3	-	62.7
児 童 福 祉 費	51.3	-	48.7	44.1	-	0.0	55.9	45.5	-	54.5
そ の 他	87.8	-	12.2	60.8	-	-	39.2	77.1	-	22.9
衛 生 費	31.2	-	68.8	38.1	-	0.0	61.9	38.0	-	62.0
清 掃 費	28.0	-	72.0	47.6	-	0.0	52.4	47.5	-	52.5
そ の 他	32.0	-	68.0	11.8	-	0.0	88.2	19.3	-	80.7
労 働 費	66.3	-	33.7	2.6	-	-	97.4	43.4	-	56.6
農 林 水 産 業 費	72.9	13.8	13.3	42.7	2.6	16.4	38.4	67.2	12.8	19.9
農 業 費	63.3	-	36.7	55.9	-	2.2	41.9	57.4	-	42.6
畜 産 業 費	51.4	1.4	47.2	54.8	0.8	4.0	40.4	49.7	1.4	48.9
農 地 費	69.3	22.5	8.2	23.6	5.2	29.0	42.2	61.9	21.9	16.2
林 業 費	78.5	1.3	20.1	52.0	-	3.7	44.3	74.2	1.2	24.6
水 産 業 費	86.9	1.9	11.2	76.0	0.0	8.1	15.9	87.3	1.6	11.1
商 工 費	8.2	-	91.8	19.3	-	0.1	80.6	14.2	-	85.8
土 木 費	41.9	17.6	40.5	34.0	3.0	3.0	60.0	39.4	11.8	48.8
道 路 橋 り よ う 費	30.5	23.8	45.8	15.7	6.0	2.2	76.0	25.8	18.1	56.1
河 川 海 岸 費	64.2	19.8	16.1	36.7	0.1	4.6	58.6	62.1	18.1	19.9
港 湾 費	65.7	16.6	17.7	31.5	25.1	13.4	30.0	57.5	20.8	21.7
都 市 計 画 費	28.0	1.2	70.8	39.9	0.1	3.1	56.9	37.1	0.4	62.5
街 路 費	26.4	-	73.6	30.7	0.0	5.3	63.9	29.6	0.0	70.4
公 園 費	41.2	9.4	49.4	47.5	0.1	0.4	52.0	46.3	2.2	51.5
下 水 道 費	37.0	-	63.0	38.8	-	0.6	60.6	48.1	-	51.9
区 画 整 理 費 等	24.9	0.1	75.0	44.7	0.1	2.4	52.8	42.2	0.1	57.8
住 宅 費	84.6	-	15.4	78.7	-	0.0	21.3	82.1	-	17.9
そ の 他	14.6	9.6	75.7	37.0	1.2	5.9	56.0	22.6	7.3	70.2
消 防 費	12.9	-	87.1	19.5	-	0.7	79.8	19.3	-	80.7
教 育 費	14.0	-	86.0	39.8	-	0.0	60.2	33.8	-	66.2
小 学 校 費	-	-	100.0	48.5	-	-	51.5	48.5	-	51.5
中 学 校 費	42.6	-	57.4	46.3	-	-	53.7	46.3	-	53.7
高 等 学 校 費	11.9	-	88.1	3.3	-	-	96.7	11.3	-	88.7
社 会 教 育 費	15.5	-	84.5	28.5	-	-	71.5	26.6	-	73.4
保 健 体 育 費	1.2	-	98.8	20.9	-	-	79.1	19.4	-	80.6
大 学 費	0.9	-	99.1	5.4	-	-	94.6	1.4	-	98.6
そ の 他	25.0	-	75.0	20.0	-	0.2	79.8	23.5	-	76.5
そ の 他	22.2	-	77.8	0.0	-	-	100.0	19.0	-	81.0
合 計	45.0	14.1	40.9	34.6	1.8	3.0	60.6	40.7	8.8	50.5

資料編

第 89 表 普通建設事業費中の用地取得費の状況

その 1 目的別内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平成 18 年 度						平成 17 年 度 合 計 額		比 較							
	都 道 府 県		市 町 村		合 計 額				増 減 額	増 減 率			前 年 度 増 減 率			
										都道 府県	市町村	合計額	都道 府県	市町村	合計額	
総務関係	7,646	0.9	73,601	6.3	81,247	4.0	90,100	4.2	△ 8,853	△ 57.4	2.0	△ 9.8	△ 51.7	20.4	△ 7.2	
うち庁舎	5,395	0.6	15,660	1.4	21,055	1.0	10,720	0.5	10,335	皆増	46.1	96.4	皆減	9.4	7.8	
民生関係	1,878	0.2	31,506	2.7	33,384	1.7	66,679	3.1	△ 33,295	29.3	△ 51.7	△ 49.9	56.1	73.8	73.4	
うち社会福祉施設	355	0.0	17,623	1.5	17,978	0.9	30,946	1.4	△ 12,968	5.3	△ 42.4	△ 41.9	△ 54.6	27.6	25.2	
衛生関係	6,874	0.8	34,066	2.9	40,940	2.0	31,686	1.5	9,254	85.3	21.8	29.2	31.7	△ 31.0	△ 26.9	
うち清掃施設	323	0.0	13,873	1.2	14,196	0.7	10,528	0.5	3,668	皆増	31.8	34.8	-	△ 45.3	△ 45.3	
農林水産業関係	27,956	3.3	12,792	1.1	40,748	2.0	47,039	2.2	△ 6,291	△ 7.8	△ 23.4	△ 13.4	△ 20.3	△ 24.1	△ 21.7	
農業関係	22,659	2.7	9,922	0.9	32,582	1.6	41,203	1.9	△ 8,621	△ 20.9	△ 21.0	△ 20.9	△ 22.2	△ 26.7	△ 23.6	
林業・水産業関係	5,297	0.6	2,869	0.2	8,166	0.4	5,836	0.3	2,330	213.1	△ 30.8	39.9	35.6	△ 15.3	△ 4.9	
うち漁港	286	0.0	651	0.1	937	0.0	1,322	0.1	△ 385	△ 52.7	△ 9.2	△ 29.1	△ 20.1	△ 30.5	△ 26.0	
土木関係	781,164	91.7	838,112	72.3	1,619,277	80.5	1,700,444	78.8	△ 81,167	△ 8.9	△ 0.6	△ 4.8	△ 13.5	△ 5.6	△ 9.8	
道路橋りょう	389,792	45.8	210,179	18.1	599,971	29.8	662,877	30.7	△ 62,906	△ 11.4	△ 5.7	△ 9.5	△ 5.3	△ 9.2	△ 6.7	
河川	104,670	12.3	12,437	1.1	117,107	5.8	131,612	6.1	△ 14,505	△ 9.6	△ 21.3	△ 11.0	6.4	0.5	5.6	
港湾	4,488	0.5	9,858	0.9	14,345	0.7	12,355	0.6	1,990	△ 13.9	38.0	16.1	3.5	△ 27.0	△ 16.7	
都市計画	251,635	29.5	567,549	49.0	819,184	40.7	824,742	38.2	△ 5,558	△ 6.4	2.1	△ 0.7	△ 13.1	△ 5.4	△ 8.0	
うち	街路	187,822	22.0	287,609	24.8	475,431	23.6	481,531	22.3	△ 6,100	△ 5.9	2.0	△ 1.3	△ 13.7	△ 8.2	△ 10.6
	都市下水路	-	-	225	0.0	225	0.0	7,290	0.3	△ 7,065	皆減	△ 78.0	△ 96.9	皆増	80.2	1,185.7
	区画整理	29,295	3.4	90,551	7.8	119,846	6.0	141,269	6.5	△ 21,423	3.0	△ 19.7	△ 15.2	△ 32.5	△ 2.6	△ 10.6
	公園	34,518	4.1	180,792	15.6	215,310	10.7	180,455	8.4	34,855	0.3	23.8	19.3	△ 3.6	△ 4.4	△ 4.3
公営住宅	3,779	0.4	15,197	1.3	18,976	0.9	24,963	1.2	△ 5,987	△ 37.2	△ 19.8	△ 24.0	19.8	△ 20.2	△ 13.2	
空港	5,737	0.7	6,897	0.6	12,634	0.6	12,482	0.6	152	303.4	△ 37.6	1.2	△ 92.4	1,192.1	△ 36.4	
その他	21,063	2.5	15,995	1.3	37,060	2.0	31,413	1.4	5,647	4.4	42.3	18.0	△ 74.7	12.8	△ 65.0	
教育関係	7,234	0.8	99,489	8.6	106,724	5.3	130,912	6.1	△ 24,188	△ 12.2	△ 18.9	△ 18.5	△ 24.7	△ 14.0	△ 14.8	
高等学校	4,301	0.5	690	0.1	4,992	0.2	15,652	0.7	△ 10,660	0.7	△ 93.9	△ 68.1	△ 40.1	83.7	17.5	
大学	-	-	555	0.0	555	0.0	140	0.0	415	-	296.4	296.4	皆減	△ 95.5	△ 95.5	
その他	2,933	0.3	98,244	8.5	101,177	5.1	115,120	5.4	△ 13,943	△ 26.1	△ 11.6	△ 12.1	4.1	△ 16.7	△ 16.1	
その他	19,175	2.3	69,550	6.1	88,723	4.5	91,293	4.1	△ 2,570	9.5	△ 5.7	△ 2.8	77.5	△ 6.0	3.3	
合計	851,927	100.0	1,159,116	100.0	2,011,043	100.0	2,158,153	100.0	△ 147,110	△ 9.0	△ 5.1	△ 6.8	△ 14.2	△ 4.1	△ 8.8	

資料編

第 89 表 普通建設事業費中の用地取得費の状況（つづき）

その 2 財源内訳等

(単位 百万円・%)

区 分	平成 18 年 度						平成 17 年 度 合 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		合 計 額				増 減 額	増 減 率	前年度 増減率
国 庫 支 出 金	187,774	22.0	151,652	13.1	339,426	16.9	364,730	16.9	△ 25,304	△ 6.9	△ 2.5
都 道 府 県 支 出 金	-	-	23,692	2.0	23,692	1.2	21,021	1.0	2,671	12.7	△ 12.1
分担金、負担金、寄附金	21,141	2.5	3,046	0.3	24,187	1.2	27,780	1.3	△ 3,593	△ 12.9	△ 7.9
地 方 債	382,824	44.9	442,074	38.1	824,898	41.0	897,819	41.6	△ 72,921	△ 8.1	△ 8.1
そ の 他 特 定 財 源	55,693	6.6	111,282	9.6	166,976	8.3	202,808	9.4	△ 35,832	△ 17.7	△ 9.1
一 般 財 源 等	204,495	24.0	427,370	36.9	631,864	31.4	643,995	29.8	△ 12,131	△ 1.9	△ 12.6
合 計 (A)	851,927	100.0	1,159,116	100.0	2,011,043	100.0	2,158,153	100.0	△ 147,110	△ 6.8	△ 8.8
う ち 補 償 費	369,695	43.4	205,905	17.8	575,600	28.6	635,904	29.5	△ 60,304	△ 9.5	△ 10.5
取 得 用 地 面 積 (㎡)	40,179,090		71,232,680		111,411,770		128,521,922		△ 17,110,152	△ 13.3	△ 12.2
(A)に係る取得用地面積 (㎡)	39,854,166		61,452,713		101,306,879		126,979,794		△ 25,672,915	△ 20.2	△ 11.1

(注) 取得用地面積には、債務負担行為等による取得面積を含む。

その 3 団体区分別内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平成 18 年 度		平成 17 年 度		増 減 額	増 減 率	前年度 増減率
	決算額	構成比	決算額	構成比			
都 道 府 県	851,927	10.6	936,560	10.9	△ 84,633	△ 9.0	△ 14.2
市 町 村	1,159,116	16.9	1,221,593	16.8	△ 62,477	△ 5.1	△ 4.1
大 都 市	322,755	23.8	304,851	22.7	17,904	5.9	△ 3.5
特 別 区	84,535	24.6	99,086	30.6	△ 14,551	△ 14.7	68.7
中 核 市	135,519	16.3	139,331	16.2	△ 3,812	△ 2.7	△ 4.9
特 例 市	100,230	21.9	105,691	22.9	△ 5,461	△ 5.2	△ 18.3
都 市	426,090	15.7	476,625	16.1	△ 50,535	△ 10.6	4.7
町 村	83,368	8.8	91,674	8.8	△ 8,306	△ 9.1	△ 43.2
一 部 事 務 組 合 等	6,619	3.1	4,335	1.6	2,284	52.7	△ 40.0

(注) 平成 18 年度及び平成 17 年度の構成比は、団体区分別の普通建設事業費に対するものである。

資料編

第 89 表 普通建設事業費中の用地取得費の状況（つづき）

その 4 推 移

(単位 百万円)

区 分	決 算 額						指 数					
	平成 13 年度	14	15	16	17	18	13	14	15	16	17	18
総 務 関 係	114,369	105,941	114,894	97,070	90,100	81,247	100	93	100	85	79	71
う ち 庁 舎	20,972	34,510	17,243	9,942	10,720	21,055	100	165	82	47	51	100
民 生 関 係	70,262	45,933	55,609	38,460	66,679	33,384	100	65	79	55	95	48
う ち 社 会 福 祉 施 設	47,896	31,186	33,688	24,722	30,946	17,978	100	65	70	52	65	38
衛 生 関 係	73,756	67,547	48,461	43,359	31,686	40,940	100	92	66	59	43	56
う ち 清 掃 施 設	26,392	24,079	21,317	19,258	10,528	14,196	100	91	81	73	40	54
農 林 水 産 業 関 係	115,060	72,378	70,227	60,060	47,039	40,748	100	63	61	52	41	35
農 業 関 係	81,539	62,439	57,823	53,922	41,203	32,582	100	77	71	66	51	40
林 業 ・ 水 産 業 関 係	33,521	9,939	12,404	6,138	5,836	8,166	100	30	37	18	17	24
う ち 漁 港	2,783	2,045	1,819	1,787	1,322	937	100	73	65	64	48	34
土 木 関 係	2,647,084	2,411,566	2,220,790	1,884,484	1,700,444	1,619,277	100	91	84	71	64	61
道 路 橋 り よ う	1,034,722	906,104	841,984	710,112	662,877	599,971	100	88	81	69	64	58
河 川	222,670	185,232	152,145	124,605	131,612	117,107	100	83	68	56	59	53
港 湾	10,082	15,248	7,773	14,828	12,355	14,345	100	151	77	147	123	142
都 市 計 画	1,249,420	1,203,025	1,051,123	896,737	824,742	819,184	100	96	84	72	66	66
街 路	802,589	776,922	666,436	538,605	481,531	475,431	100	97	83	67	60	59
都 市 下 水 路	1,186	849	832	567	7,290	225	100	72	70	48	615	19
区 画 整 理	174,004	145,559	151,935	158,044	141,269	119,846	100	84	87	91	81	69
公 園	259,517	265,135	215,241	188,493	180,455	215,310	100	102	83	73	70	83
公 営 住 宅	70,541	46,121	33,487	28,756	24,963	18,976	100	65	47	41	35	27
空 港	7,289	13,397	8,265	19,635	12,482	12,634	100	184	113	269	171	173
そ の 他	52,360	42,439	126,013	89,811	31,413	37,060	100	81	241	172	60	71
教 育 関 係	198,815	188,492	156,647	153,648	130,912	106,724	100	95	79	77	66	54
高 等 学 校	8,841	7,327	17,519	13,322	15,652	4,992	100	83	198	151	177	56
大 学	2,036	974	2,956	3,090	140	555	100	48	145	152	7	27
そ の 他	187,938	180,191	136,172	137,236	115,120	101,177	100	96	72	73	61	54
そ の 他	128,475	119,840	101,758	88,370	91,293	88,723	100	93	79	69	71	69
合 計	3,347,821	3,011,697	2,768,386	2,365,451	2,158,153	2,011,043	100	90	83	71	64	60

資料編

第90表 普通建設事業費中の用地取得費（補助事業費）の状況

(単位 百万円・%)

区 分	平成 18 年 度						平成 17 年 度 合 計 額		比 較				
	都 道 府 県		市 町 村		合 計 額				増 減 額	増 減 率			
								都道府県		市町村	合計額		
総務関係	-	-	9,085	2.8	9,085	1.3	5,962	0.8	3,123	-	52.4	52.4	
うち庁舎	-	-	1,040	0.3	1,040	0.2	507	0.1	533	-	105.1	105.1	
民生関係	-	-	5,744	1.8	5,744	0.8	4,171	0.6	1,573	-	37.7	37.7	
うち社会福祉施設	-	-	3,709	1.1	3,709	0.5	2,201	0.3	1,508	-	68.5	68.5	
衛生関係	-	-	1,167	0.4	1,167	0.2	3,798	0.5	△ 2,631	-	△ 69.3	△ 69.3	
うち清掃施設	-	-	938	0.3	938	0.1	1,316	0.2	△ 378	-	△ 28.7	△ 28.7	
農林水産業関係	24,850	7.0	4,330	1.3	29,181	4.3	30,965	4.3	△ 1,784	△ 3.9	△ 15.2	△ 5.8	
農業関係	19,764	5.5	3,144	1.0	22,908	3.3	28,466	3.9	△ 5,558	△ 21.1	△ 7.6	△ 19.5	
林業・水産業関係	5,086	1.4	1,186	0.4	6,272	0.9	2,499	0.3	3,773	541.4	△ 30.5	151.0	
うち漁港	286	0.1	514	0.2	800	0.1	1,151	0.2	△ 351	△ 52.6	△ 6.2	△ 30.5	
土木関係	331,937	92.9	287,735	88.0	619,672	90.6	659,862	91.2	△ 40,190	△ 15.9	8.4	△ 6.1	
道路橋りょう	169,804	47.5	47,396	14.5	217,200	31.8	248,043	34.3	△ 30,843	△ 16.1	3.7	△ 12.4	
河川	88,132	24.7	6,748	2.1	94,879	13.9	107,898	14.9	△ 13,019	△ 10.9	△ 24.7	△ 12.1	
港湾	3,248	0.9	1,979	0.6	5,227	0.8	5,417	0.7	△ 190	△ 17.0	31.6	△ 3.5	
都市計画	50,734	14.2	210,815	64.5	261,549	38.2	261,099	36.1	450	△ 27.2	10.2	0.2	
うち	街路	37,899	10.6	89,115	27.3	127,014	18.6	131,440	18.2	△ 4,426	△ 13.8	1.9	△ 3.4
	都市下水路	-	-	41	0.0	41	0.0	6,329	0.9	△ 6,288	皆減	△ 41.4	△ 99.4
	区画整理	2,985	0.8	33,654	10.3	36,638	5.4	42,578	5.9	△ 5,940	△ 51.6	△ 7.6	△ 14.0
公園	9,851	2.8	82,383	25.2	92,233	13.5	76,211	10.5	16,022	△ 26.0	31.0	21.0	
公営住宅	2,422	0.7	10,511	3.2	12,933	1.9	13,347	1.8	△ 414	△ 29.6	6.1	△ 3.1	
空港	3,865	1.1	6,897	2.1	10,762	1.6	6,608	0.9	4,154	847.3	11.2	62.9	
その他	13,732	3.8	3,389	1.0	17,122	2.4	17,450	2.5	△ 328	△ 12.9	100.5	△ 1.9	
教育関係	369	0.1	12,937	4.0	13,306	1.9	15,121	2.1	△ 1,815	3.1	△ 12.4	△ 12.0	
高等学校	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
大学	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
その他	369	0.1	12,937	4.0	13,306	1.9	15,121	2.1	△ 1,815	3.1	△ 12.4	△ 12.0	
その他	19	0.0	5,858	1.7	5,876	0.9	3,557	0.5	2,319	△ 81.0	69.4	65.2	
合計	357,175	100.0	326,856	100.0	684,031	100.0	723,436	100.0	△ 39,405	△ 15.1	8.0	△ 5.4	

(注) 上記の決算額には、受託事業費のうちの補助事業費を含む。

資料編

第91表 普通建設事業費中の用地取得費（単独事業費）の状況

(単位 百万円・%)

区 分	平成 18 年 度						平成 17 年 度 合 計 額		比 較				
	都 道 府 県		市 町 村		合 計 額				増 減 額	増 減 率			
							都道府県	市町村		合計額			
総務関係	7,646	1.5	64,516	7.8	72,162	5.4	84,138	5.9	△ 11,976	△ 57.4	△ 2.5	△ 14.2	
うち庁舎	5,395	1.1	14,621	1.8	20,015	1.5	10,213	0.7	9,802	皆増	43.2	96.0	
民生関係	1,878	0.4	25,762	3.1	27,640	2.1	62,509	4.4	△ 34,869	29.3	△ 57.8	△ 55.8	
うち社会福祉施設	355	0.1	13,914	1.7	14,269	1.1	28,744	2.0	△ 14,475	5.3	△ 51.0	△ 50.4	
衛生関係	6,874	1.4	32,899	4.0	39,773	3.0	27,887	1.9	11,886	85.3	36.1	42.6	
うち清掃施設	323	0.1	12,935	1.6	13,258	1.0	9,212	0.6	4,046	皆増	40.4	43.9	
農林水産業関係	3,106	0.6	8,461	1.0	11,567	0.9	16,074	1.1	△ 4,507	△ 30.7	△ 27.0	△ 28.0	
農業関係	2,895	0.6	6,778	0.8	9,673	0.7	12,737	0.9	△ 3,064	△ 19.2	△ 26.0	△ 24.1	
林業・水産業関係	211	0.0	1,683	0.2	1,894	0.1	3,337	0.2	△ 1,443	△ 76.5	△ 31.0	△ 43.2	
うち漁港	0	0.0	137	0.0	137	0.0	170	0.0	△ 33	△ 100.0	△ 18.9	△ 19.4	
土木関係	449,228	90.8	550,377	66.1	999,605	75.3	1,040,581	72.5	△ 40,976	△ 2.9	△ 4.7	△ 3.9	
道路橋りょう	219,988	44.5	162,783	19.6	382,771	28.8	414,835	28.9	△ 32,064	△ 7.4	△ 8.1	△ 7.7	
河川	16,538	3.3	5,690	0.7	22,228	1.7	23,714	1.7	△ 1,486	△ 1.9	△ 17.0	△ 6.3	
港湾	1,240	0.3	7,879	0.9	9,119	0.7	6,939	0.5	2,180	△ 4.4	39.6	31.4	
都市計画	200,901	40.6	356,734	42.9	557,635	42.0	563,643	39.3	△ 6,008	0.9	△ 2.2	△ 1.1	
うち	街路	149,923	30.3	198,493	23.8	348,417	26.3	350,091	24.4	△ 1,674	△ 3.7	2.1	△ 0.5
	都市下水路	-	-	184	0.0	184	0.0	961	0.1	△ 777	皆減	△ 80.7	△ 80.9
	区画整理	26,311	5.3	56,897	6.8	83,208	6.3	98,690	6.9	△ 15,482	18.1	△ 25.5	△ 15.7
公園	24,667	5.0	98,409	11.8	123,077	9.3	104,244	7.3	18,833	16.9	18.4	18.1	
公営住宅	1,357	0.3	4,686	0.6	6,043	0.5	11,616	0.8	△ 5,573	△ 47.2	△ 48.2	△ 48.0	
空港	1,872	0.4	0	0.0	1,873	0.1	5,874	0.4	△ 4,001	84.6	△ 100.0	△ 68.1	
その他	7,332	1.4	12,605	1.4	19,936	1.5	13,960	0.9	5,976	66.3	32.0	42.8	
教育関係	6,865	1.4	86,552	10.4	93,418	7.0	115,791	8.1	△ 22,373	△ 12.9	△ 19.8	△ 19.3	
高等学校	4,301	0.9	690	0.1	4,992	0.4	15,652	1.1	△ 10,660	0.7	△ 93.9	△ 68.1	
大学	-	-	555	0.1	555	0.0	140	0.0	415	皆増	296.4	296.4	
その他	2,564	0.5	85,307	10.2	87,871	6.6	99,999	7.0	△ 12,128	△ 29.0	△ 11.5	△ 12.1	
その他	19,155	3.9	63,693	7.6	82,846	6.3	87,737	6.1	△ 4,891	10.0	△ 9.4	△ 5.6	
合計	494,752	100.0	832,260	100.0	1,327,011	100.0	1,434,717	100.0	△ 107,706	△ 4.1	△ 9.4	△ 7.5	

(注) 上記の決算額には、受託事業費のうちの単独事業費を含む。

第 92 表 災害復旧事業費の状況

その 1 性質別内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平成 18 年 度						平成 17 年 度 純 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額				増 減 額	増 減 率	前年度 増 減 率
補 助 事 業 費	310,013	92.4	182,097	81.9	425,606	86.7	638,840	90.2	△ 213,234	△ 33.4	75.3
単 独 事 業 費	9,970	3.0	40,280	18.1	49,405	10.1	60,351	8.5	△ 10,946	△ 18.1	△ 35.1
国 直 轄 事 業 負 担 金	15,601	4.6	-	-	15,601	3.2	8,860	1.3	6,741	76.1	△ 75.6
県 営 事 業 負 担 金	-	-	19	0.0	-	-	-	-	-	-	-
合 計	335,584	100.0	222,395	100.0	490,612	100.0	708,051	100.0	△ 217,439	△ 30.7	43.4

その 2 目的別内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平成 18 年 度						平成 17 年 度 純 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額				増 減 額	増 減 率	前年度 増 減 率
公 共 土 木 施 設	248,897	74.2	125,884	56.6	374,767	76.4	520,419	73.5	△ 145,652	△ 28.0	50.0
農 林 水 産 施 設	84,969	25.3	83,600	37.6	101,242	20.6	162,930	23.0	△ 61,688	△ 37.9	58.5
そ の 他	1,718	0.5	12,911	5.8	14,603	3.0	24,718	3.5	△ 10,115	△ 40.9	△ 43.8
合 計	335,584	100.0	222,395	100.0	490,612	100.0	708,067	100.0	△ 217,455	△ 30.7	43.4

その 3 財源内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平成 18 年 度						平成 17 年 度 純 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額				増 減 額	増 減 率	前年度 増 減 率
国 庫 支 出 金	237,867	70.9	89,717	40.3	327,584	66.8	483,506	68.3	△ 155,922	△ 32.2	85.4
地 方 債	81,075	24.2	35,492	16.0	116,567	23.8	167,003	23.6	△ 50,436	△ 30.2	19.3
そ の 他 特 定 財 源	4,995	1.4	65,638	29.5	12,481	2.5	19,940	2.8	△ 7,459	△ 37.4	40.0
一 般 財 源 等	11,647	3.5	31,548	14.2	33,980	6.9	37,602	5.3	△ 3,622	△ 9.6	△ 52.2
合 計	335,584	100.0	222,395	100.0	490,612	100.0	708,051	100.0	△ 217,439	△ 30.7	43.4

第 93 表 失業対策事業費の状況

その 1 性質別内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平成 18 年 度						平成 17 年 度 純 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額				増 減 額	増 減 率	前年度 増 減 率
補 助 事 業 費	3,002	92.2	18,886	91.3	21,887	91.4	14,447	87.3	7,440	51.5	△ 10.4
単 独 事 業 費	255	7.8	1,802	8.7	2,057	8.6	2,095	12.7	△ 38	△ 1.8	7.1
合 計	3,257	100.0	20,688	100.0	23,945	100.0	16,542	100.0	7,403	44.8	△ 8.5

資 91

第93表 失業対策事業費の状況（つづき）

その2 財源内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平成 18 年 度						平成 17 年 度 純 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額				増 減 額	増 減 率	前年度 増減率
国 庫 支 出 金	-	-	7,788	37.6	7,788	32.5	5,292	32.0	2,496	47.2	△ 8.5
そ の 他 特 定 財 源	3,070	94.3	6,950	33.6	7,651	32.0	6,357	38.4	1,294	20.4	△ 11.2
一 般 財 源 等	187	5.7	5,950	28.8	8,506	35.5	4,893	29.6	3,613	73.8	△ 4.8
合 計	3,257	100.0	20,688	100.0	23,945	100.0	16,542	100.0	7,403	44.8	△ 8.5

第94表 繰出金の状況

その1 繰出先別内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平成 18 年 度						平成 17 年 度 合 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		合 計 額				増 減 額	増 減 率	前年度 増減率
法非適用の公営企業会計	168,839	76.9	1,322,007	30.1	1,490,845	32.4	1,538,152	33.6	△ 47,307	△ 3.1	△ 5.3
国民健康保険事業会計	-	-	1,182,823	27.0	1,182,823	25.7	1,180,237	25.8	2,586	0.2	1.6
老人保健医療事業会計	-	-	832,636	19.0	832,636	18.1	801,386	17.5	31,250	3.9	10.0
介護保険事業会計	-	-	1,010,443	23.0	1,010,443	21.9	985,077	21.5	25,366	2.6	4.2
農業共済事業会計	-	-	886	0.0	886	0.0	164	0.0	722	440.2	△ 25.1
収益事業会計	750	0.3	1,674	0.0	2,424	0.1	4,961	0.1	△ 2,537	△ 51.1	△ 56.8
交通災害共済事業会計	-	-	421	0.0	421	0.0	550	0.0	△ 129	△ 23.5	△ 14.3
公立大学附属病院事業会計	9,101	4.1	0	0.0	9,101	0.2	27,003	0.6	△ 17,902	△ 66.3	△ 31.4
基 金	40,992	18.7	36,115	0.8	77,107	1.7	44,111	1.0	32,996	74.8	△ 41.6
財 産 区	-	-	261	0.0	261	0.0	607	0.0	△ 346	△ 57.0	△ 45.8
合 計	219,682	100.0	4,387,266	100.0	4,606,947	100.0	4,582,248	100.0	24,699	0.5	△ 0.2

その2 目的別内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平成 18 年 度						平成 17 年 度 合 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		合 計 額				増 減 額	増 減 率	前年度 増減率
運 転 資 金	4,759	2.2	51,709	1.2	56,468	1.2	58,710	1.3	△ 2,242	△ 3.8	△ 3.8
事 務 費 財 源	9,684	4.4	1,919,634	43.8	1,929,318	41.9	1,886,201	41.2	43,117	2.3	4.5
建 設 費 財 源	8,579	3.9	151,007	3.4	159,586	3.5	191,283	4.2	△ 31,697	△ 16.6	△ 22.1
公 債 費 財 源	129,772	59.1	936,131	21.3	1,065,903	23.1	1,101,382	24.0	△ 35,479	△ 3.2	△ 3.1
赤 字 補 て ん	8,464	3.9	199,208	4.5	207,672	4.5	206,813	4.5	859	0.4	△ 3.4
そ の 他	58,424	26.5	1,129,577	25.8	1,188,000	25.8	1,137,859	24.8	50,141	4.4	0.9
合 計	219,682	100.0	4,387,266	100.0	4,606,947	100.0	4,582,248	100.0	24,699	0.5	△ 0.2

第94表 繰出金の状況（つづき）

その3 繰出先別、繰出目的別内訳

（単位 百万円）

区 分	総 額	法非適用 の公営企 業 会 計	国民健康 保険事業 会 計	老人保健 医療事業 会 計	介護保険 事業会計	農業共済 事業会計	収 益 事業会計	交通災害 共済事業 会 計	公立大学 附属病院 事業会計	基 金	財 産 区
運 転 資 金	56,468	16,919	12,370	20,377	5,534	-	750	1	506	-	11
事務費財源	1,929,318	150,571	260,075	616,814	896,795	835	17	236	3,928	-	46
建設費財源	159,586	158,685	237	138	454	-	6	-	23	-	43
公債費財源	1,065,903	1,048,955	2,411	77	10,341	-	-	-	4,120	-	-
赤字補てん	207,672	62,551	139,811	2,209	1,712	-	1,065	35	243	-	46
そ の 他	1,188,000	53,164	767,919	193,021	95,607	51	586	149	281	77,107	115
合 計	4,606,947	1,490,845	1,182,823	832,636	1,010,443	886	2,424	421	9,101	77,107	261

第95表 積立金の状況

（単位 百万円）

区 分	平 成 18 年 度						平 成 17 年 度				
	積 立 金			積 立 金 取 崩 し 額			差 引 (A)-(B)	積立金 (C)	積立金 取崩し額 (D)	差 引 (C)-(D)	
	都道府県	市町村	合計額(A)	都道府県	市町村	合計額(B)					
歳出決算積立金	821,105	1,261,421	2,082,526	610,635	1,009,793	1,620,427	462,099	1,856,639	1,884,445	△ 27,806	
歳計剰余金処分積立金	10,692	153,419	164,111	-	-	-	164,111	142,424	-	142,424	
合 計	831,797	1,414,840	2,246,637	610,635	1,009,793	1,620,427	626,210	1,999,063	1,884,445	114,618	
内 訳	財政調整基金 積立金	83,494	544,426	627,919	45,237	386,455	431,692	196,227	815,446	589,561	225,885
	減債基金積立金	284,924	165,082	450,006	247,988	153,614	401,602	48,404	302,150	450,802	△ 148,652
	その他特定目的 基金積立金	463,380	705,332	1,168,712	317,410	469,724	787,134	381,578	881,467	844,082	37,385

資料編

第 96 表 投資及び出資金の状況

(単位 百万円・%)

区 分	平成 18 年 度						平成 17 年 度 合 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		合 計 額				増 減 額	増 減 率	前年度 増減率
総 務 費	3,327	2.0	5,463	2.5	8,790	2.3	8,497	1.9	293	3.4	△ 81.0
衛 生 費	46,466	27.3	91,148	42.1	137,615	35.6	154,996	35.5	△ 17,381	△ 11.2	△ 0.2
公 衆 衛 生 費	46,016	27.1	91,016	42.0	137,032	35.4	154,437	35.3	△ 17,405	△ 11.3	0.0
そ の 他	450	0.2	132	0.1	583	0.2	559	0.2	24	4.3	△ 41.3
農 林 水 産 業 費	3,208	1.9	1,411	0.7	4,619	1.2	3,263	0.7	1,356	41.6	24.7
農 業 費	230	0.1	648	0.3	877	0.2	888	0.2	△ 11	△ 1.2	△ 4.7
畜 産 業 費	0	0.0	176	0.1	176	0.0	69	0.0	107	155.1	△ 83.0
農 地 費	-	-	345	0.2	345	0.1	246	0.1	99	40.2	45.6
林 業 費	2,936	1.7	182	0.1	3,117	0.8	729	0.2	2,388	327.6	58.5
水 産 業 費	42	0.0	61	0.0	103	0.0	1,331	0.3	△ 1,228	△ 92.3	105.1
商 工 費	6,289	3.7	6,800	3.1	13,089	3.4	15,075	3.4	△ 1,986	△ 13.2	△ 88.9
土 木 費	99,514	58.5	68,440	31.6	167,954	43.4	186,131	42.6	△ 18,177	△ 9.8	△ 17.4
土 木 管 理 費	3,859	2.3	1,050	0.5	4,909	1.3	4,761	1.1	148	3.1	△ 56.8
都 市 計 画 費	61,518	36.2	59,492	27.5	121,010	31.3	135,014	30.9	△ 14,004	△ 10.4	△ 13.9
住 宅 費	50	0.0	210	0.1	260	0.1	216	0.0	44	20.4	△ 49.8
そ の 他	34,087	20.0	7,688	3.5	41,775	10.7	46,140	10.6	△ 4,365	△ 9.5	△ 19.2
教 育 費	143	0.1	532	0.2	675	0.2	1,533	0.4	△ 858	△ 56.0	△ 7.7
そ の 他	11,111	6.5	42,839	19.8	53,949	13.9	67,542	15.5	△ 13,593	△ 20.1	△ 16.2
合 計	170,058	100.0	216,633	100.0	386,691	100.0	437,037	100.0	△ 50,346	△ 11.5	△ 32.4
うち公営企業(法適用) に対するもの	97,383	57.3	170,844	78.9	268,227	69.4	303,425	69.4	△ 35,198	△ 11.6	△ 2.0
そ の 他	72,675	42.7	45,789	21.1	118,464	30.6	133,612	30.6	△ 15,148	△ 11.3	△ 60.3

第 97 表 貸付金の状況

その 1 目的別内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平成 18 年 度							平成 17 年 度 純 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額		増 減 額			増 減 率	前 年 度 増 減 率	
民 生 費	36,725	1.0	34,214	2.0	70,383	1.3	94,979	1.9	△ 24,596	△ 25.9	△ 3.2	
児 童 福 祉 費	14,176	0.4	11,129	0.7	25,176	0.5	24,585	0.5	591	2.4	△ 0.6	
社 会 福 祉 費	20,772	0.6	14,564	0.9	35,272	0.7	38,588	0.8	△ 3,316	△ 8.6	△ 7.3	
そ の 他	1,777	0.0	8,521	0.4	9,935	0.1	31,806	0.6	△ 21,871	△ 68.8	0.2	
衛 生 費	98,591	2.7	43,074	2.6	140,739	2.7	129,792	2.6	10,947	8.4	△ 0.7	
労 働 費	19,947	0.5	64,700	3.9	84,648	1.6	89,680	1.8	△ 5,032	△ 5.6	△ 9.0	
農 林 水 産 業 費	263,142	7.2	33,273	2.0	295,925	5.6	293,689	5.8	2,236	0.8	△ 4.2	
農 業 費	50,898	1.4	16,126	1.0	66,835	1.3	76,128	1.5	△ 9,293	△ 12.2	△ 12.6	
畜 産 業 費	8,739	0.2	3,237	0.2	11,976	0.2	14,008	0.3	△ 2,032	△ 14.5	△ 4.0	
農 地 費	16,623	0.5	239	0.0	16,803	0.3	17,392	0.3	△ 589	△ 3.4	1.8	
林 業 費	159,889	4.4	2,386	0.1	162,054	3.1	149,486	3.0	12,568	8.4	0.5	
水 産 業 費	26,993	0.7	11,285	0.7	38,257	0.7	36,675	0.7	1,582	4.3	△ 6.0	
商 工 費	2,610,087	71.3	971,096	58.1	3,578,581	67.7	3,443,572	68.3	135,009	3.9	△ 3.6	
土 木 費	490,253	13.4	426,712	25.5	913,949	17.3	803,537	15.9	110,412	13.7	△ 11.4	
土 木 管 理 費	91,372	2.5	186,697	11.2	278,069	5.3	250,723	5.0	27,346	10.9	△ 7.0	
港 湾 費	7,738	0.2	4,503	0.3	12,223	0.2	11,980	0.2	243	2.0	△ 42.5	
都 市 計 画 費	105,891	2.9	95,893	5.7	200,314	3.8	165,089	3.3	35,225	21.3	△ 10.4	
住 宅 費	243,787	6.7	132,856	8.0	376,644	7.1	320,197	6.3	56,447	17.6	△ 13.0	
そ の 他	41,465	1.1	6,763	0.3	46,699	0.9	55,548	1.1	△ 8,849	△ 15.9	△ 13.1	
教 育 費	92,461	2.5	46,764	2.8	138,129	2.6	129,737	2.6	8,392	6.5	△ 0.4	
教 育 総 務 費	86,047	2.4	12,283	0.7	98,317	1.9	87,800	1.7	10,517	12.0	10.5	
高 等 学 校 費	3,898	0.1	3,283	0.2	7,181	0.1	12,975	0.3	△ 5,794	△ 44.7	△ 35.2	
保 健 体 育 費	101	0.0	2,781	0.2	2,871	0.1	2,607	0.1	264	10.1	△ 10.7	
そ の 他	2,415	0.0	28,417	1.7	29,760	0.5	26,355	0.5	3,405	12.9	△ 5.3	
そ の 他	47,744	1.4	50,557	3.1	63,687	1.2	58,224	1.1	5,463	9.4	△ 84.1	
合 計	3,658,950	100.0	1,670,390	100.0	5,286,041	100.0	5,043,210	100.0	242,831	4.8	△ 10.1	
うち公営企業(法適用) に対するもの	93,707	2.6	55,355	3.3	149,062	2.8	143,396	2.8	5,666	4.0	△ 2.3	
そ の 他	3,565,243	97.4	1,615,035	96.7	5,136,979	97.2	4,899,814	97.2	237,165	4.8	△ 10.3	

資料編

第 97 表 貸付金の状況 (つづき)

その 2 現在高の状況

(単位 百万円・%)

区 分	平成 17 年度末現在高 (A)				平成 18 年度貸付額 (B)				平成 18 年度回収額 (C)				調整額 (D)	平成 18 年度末現在高 (A)+(B)-(C)+(D) (E)				比 較		
	都道 府県	市町村	合計額		都道 府県	市町村	合計額		都道 府県	市町村	合計額			都道 府県	市町村	合計額		増減額 (E)-(A)	増減 率	
転貸債に係るもの	342,395	389,645	732,040	9.3	21,429	19,471	40,901	0.8	24,318	25,594	49,913	0.9	△ 1,279	339,506	382,243	721,749	9.4	△ 10,291	△ 1.4	
その他	5,716,240	1,434,431	7,150,671	90.7	3,637,521	1,650,919	5,288,439	99.2	3,745,695	1,667,231	5,412,925	99.1	△ 62,952	5,562,964	1,400,269	6,963,233	90.6	△ 187,438	△ 2.6	
商工関係	1,646,547	113,666	1,760,213	22.3	2,597,622	954,928	3,552,550	66.7	2,724,343	953,779	3,678,122	67.3	△ 19,523	1,500,717	114,401	1,615,118	21.0	△ 145,095	△ 8.2	
農林水産業関係	557,555	20,117	577,672	7.3	262,845	29,773	292,618	5.5	247,932	30,109	278,041	5.1	△ 1,856	570,612	19,782	590,393	7.7	12,721	2.2	
民生・労働関係	253,044	181,397	434,441	5.5	55,615	97,639	153,254	2.9	71,013	98,269	169,282	3.1	△ 1,488	235,845	181,080	416,925	5.4	△ 17,516	△ 4.0	
住宅関係	441,956	169,491	611,447	7.8	243,787	132,733	376,520	7.1	227,230	147,636	374,866	6.9	△ 1,601	457,551	153,949	611,500	8.0	53	0.0	
観光・交通関係	1,152,101	215,286	1,367,387	17.3	82,979	41,170	124,150	2.3	80,493	40,815	121,308	2.2	△ 21,193	1,144,093	204,942	1,349,036	17.6	△ 18,351	△ 1.3	
開発関係	183,367	307,488	490,854	6.2	78,044	138,345	216,389	4.1	83,983	136,228	220,211	4.0	△ 2,120	177,428	307,484	484,912	6.3	△ 5,942	△ 1.2	
教育関係	156,057	87,403	243,459	3.1	91,140	45,425	136,565	2.6	73,828	44,223	118,051	2.2	△ 5,003	169,288	87,682	256,970	3.3	13,511	5.5	
その他	1,325,613	339,583	1,665,198	21.2	225,489	210,906	436,393	8.0	236,873	216,172	453,044	8.3	△ 10,168	1,307,430	330,949	1,638,379	21.3	△ 26,819	△ 1.6	
合 計	6,058,635	1,824,076	7,882,711	100.0	3,658,950	1,670,390	5,329,340	100.0	3,770,013	1,692,825	5,462,838	100.0	△ 64,231	5,902,470	1,782,512	7,684,982	100.0	△ 197,729	△ 2.5	
うち預託金に係るもの	決算額	458,607	37,931	496,538	-	2,167,712	961,148	3,128,860	-	2,191,876	960,196	3,152,072	-	△ 6,514	434,380	32,432	466,812	-	△ 29,726	△ 6.0
	当該金融機関の貸付額	10,111,714	4,666,809	14,778,523	-	5,754,658	2,381,130	8,135,787	-	5,004,615	2,129,965	7,134,580	-	13,163	10,858,305	4,934,588	15,792,893	-	1,014,370	6.9
基金の運用によるもの	532,967	103,550	636,518	-	41,440	43,588	85,029	-	78,124	44,363	122,487	-	416	494,269	105,206	599,476	-	△ 37,042	△ 5.8	
総 計	6,591,602	1,927,627	8,519,229	-	3,700,391	1,713,978	5,414,368	-	3,848,137	1,737,188	5,585,325	-	△ 63,814	6,396,740	1,887,718	8,284,458	-	△ 234,771	△ 2.8	

資料編

第 98 表 地方公営企業等に対する繰出しの状況

その 1 推 移

(単位 億円)

区 分	昭和 36 年度	平成 12 年度	13	14	15	16	17	18
決 算 額	415	60,194	61,745	62,937	65,113	65,880	66,443	65,516
指 数	100	14,505	14,878	15,166	15,690	15,875	16,010	15,787

第 98 表 地方公営企業等に対する繰出しの状況 (つづき)

その 2 事業別内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平成 18 年 度						平成 17 年 度 合 計 額		比 較			
	都 道 府 県		市 町 村		合 計 額				増 減 額	増 減 率	前年度 増減率	
法適用の公営企業会計	上水道事業	47,861	5.6	119,834	2.1	167,695	2.6	187,635	2.8	△ 19,940	△ 10.6	△ 7.8
	工業用水道事業	22,956	2.7	3,171	0.1	26,127	0.4	42,419	0.6	△ 16,292	△ 38.4	48.1
	交通事業	55,872	6.5	184,785	3.2	240,657	3.7	264,422	4.0	△ 23,765	△ 9.0	△ 0.6
	電気事業	986	0.1	0	0.0	986	0.0	1,553	0.0	△ 567	△ 36.5	194.7
	ガス事業	-	-	506	0.0	506	0.0	251	0.0	255	101.6	△ 29.9
	簡易水道事業	2	0.0	3,492	0.1	3,494	0.1	3,375	0.1	119	3.5	4.1
	港湾整備事業	-	-	64	0.0	64	0.0	105	0.0	△ 41	△ 39.0	△ 36.0
	病院事業	316,557	36.8	411,883	7.2	728,440	11.1	733,476	11.0	△ 5,036	△ 0.7	△ 0.3
	市場事業	2,518	0.3	5,885	0.1	8,403	0.1	8,999	0.1	△ 596	△ 6.6	△ 2.4
	と畜場事業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	観光施設事業	3,088	0.4	4,335	0.1	7,423	0.1	6,283	0.1	1,140	18.1	△ 5.4
	宅地造成事業	40,774	4.7	7,528	0.1	48,302	0.7	37,183	0.6	11,119	29.9	△ 9.6
	下水道事業	189,224	22.0	587,579	10.3	776,803	11.9	810,625	12.2	△ 33,822	△ 4.2	5.1
	有料道路事業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	…
	駐車場整備事業	-	-	114	0.0	114	0.0	116	0.0	△ 2	△ 1.7	△ 57.0
	介護サービス事業	-	-	870	0.0	870	0.0	875	0.0	△ 5	△ 0.6	…
その他の企業会計	570	0.0	6,527	0.2	7,097	0.1	7,417	0.2	△ 320	△ 4.3	…	
小 計	680,408	79.1	1,336,573	23.5	2,016,981	30.8	2,104,734	31.7	△ 87,753	△ 4.2	1.5	
法非適用の公営企業会計	交通事業	-	-	2,356	0.0	2,356	0.0	2,530	0.0	△ 174	△ 6.9	5.5
	簡易水道事業	-	-	61,220	1.1	61,220	0.9	58,234	0.9	2,986	5.1	1.6
	港湾整備事業	25,776	3.0	2,686	0.0	28,462	0.4	38,575	0.6	△ 10,113	△ 26.2	2.1
	市場事業	1,256	0.1	24,034	0.4	25,291	0.4	25,988	0.4	△ 697	△ 2.7	△ 6.6
	と畜場事業	4,659	0.5	9,775	0.2	14,435	0.2	14,732	0.2	△ 297	△ 2.0	△ 4.6
	観光施設事業	365	0.0	34,707	0.6	35,073	0.5	19,254	0.3	15,819	82.2	2.8
	宅地造成事業	25,335	2.9	55,027	1.0	80,362	1.2	67,130	1.0	13,232	19.7	21.5
	下水道事業	107,162	12.5	1,074,173	18.9	1,181,335	18.0	1,257,580	18.9	△ 76,245	△ 6.1	△ 6.8
	有料道路事業	604	0.1	1,003	0.0	1,607	0.0	1,244	0.0	363	29.2	…
	駐車場整備事業	453	0.1	17,882	0.3	18,336	0.3	20,631	0.3	△ 2,295	△ 11.1	17.3
	介護サービス事業	2,115	0.2	29,946	0.5	32,061	0.5	21,983	0.3	10,078	45.8	…
その他の企業会計	1,114	0.2	9,198	0.2	10,307	0.4	10,271	0.2	36	0.4	…	
小 計	168,839	19.6	1,322,007	23.2	1,490,845	22.8	1,538,152	23.1	△ 47,307	△ 3.1	△ 5.3	
国民健康保険事業会計	-	-	1,182,823	20.8	1,182,823	18.1	1,180,237	17.8	2,586	0.2	1.6	
その他の事業会計	10,943	1.3	1,850,035	32.5	1,860,979	28.3	1,821,166	27.4	39,813	2.2	5.4	
合 計	860,190	100.0	5,691,438	100.0	6,551,628	100.0	6,644,289	100.0	△ 92,661	△ 1.4	0.9	

資料編

第 99 表 公債費の状況

その 1 性質別内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平成 18 年 度						平成 17 年度 純 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額				増 減 額	増 減 率	前年度 増減率
地方債元利償還金	6,874,635	99.9	6,454,882	99.9	13,242,784	99.9	13,917,582	100.0	△ 674,798	△ 4.8	6.5
元 金	5,426,800	78.9	5,230,121	81.0	10,577,085	79.8	11,031,900	79.2	△ 454,815	△ 4.1	11.2
利 子	1,447,835	21.0	1,224,761	19.0	2,665,699	20.1	2,885,682	20.7	△ 219,983	△ 7.6	△ 8.4
一時借入金利子	4,137	0.1	4,162	0.1	8,299	0.1	5,694	0.0	2,605	45.7	△ 16.9
合 計	6,878,772	100.0	6,459,044	100.0	13,251,083	100.0	13,923,276	100.0	△ 672,193	△ 4.8	6.5

その 2 財源内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平成 18 年 度						平成 17 年度 純 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額				増 減 額	増 減 率	前年度 増減率
国庫支出金	6,061	0.1	7,139	0.1	13,923	0.1	22,380	0.2	△ 8,457	△ 37.8	△ 19.3
使用料、手数料	161,670	2.4	199,646	3.1	362,246	2.7	398,538	2.9	△ 36,292	△ 9.1	△ 0.6
その他特定財源	179,045	2.5	128,323	2.0	289,798	2.2	1,223,746	8.7	△ 933,948	△ 76.3	264.8
一般財源等	6,531,996	95.0	6,123,936	94.8	12,585,116	95.0	12,278,612	88.2	306,504	2.5	△ 0.3
合 計	6,878,772	100.0	6,459,044	100.0	13,251,083	100.0	13,923,276	100.0	△ 672,193	△ 4.8	6.5

第 100 表 地方債元金償還額の状況

(単位 百万円・%)

区 分	平成 18 年度						平成 17 年度		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額		純 計 額	増 減 額	増 減 率	前年度 増減率	
一 般 公 共 事 業 債	1,593,421	29.4	393,885	7.5	1,987,306	18.8	1,831,536	16.3	155,770	8.5	9.1
うち財源対策債等	906,791	16.7	185,411	3.5	1,092,203	10.3	1,037,136	9.2	55,067	5.3	17.4
公営住宅建設事業債	118,412	2.2	203,894	3.9	322,307	3.0	319,418	2.8	2,889	0.9	2.7
災害復旧事業債	103,480	1.9	57,464	1.1	160,943	1.5	180,672	1.6	△ 19,729	△ 10.9	△ 6.9
教育・福祉施設等整備事業債	77,530	1.4	928,703	17.8	1,006,233	9.5	…	…	…	…	…
(義務教育施設整備事業債)	-	-	-	-	-	-	432,932	3.8	-	-	△ 2.0
(社会福祉施設整備事業債)	-	-	-	-	-	-	3,201	0.0	-	-	172.2
(一般廃棄物処理事業債)	-	-	-	-	-	-	508,983	4.5	-	-	8.2
(転 貸 債)	-	-	-	-	-	-	38,683	0.3	-	-	△ 18.9
一 般 単 独 事 業 債	2,042,425	37.6	1,962,904	37.5	4,005,329	37.9	4,851,189	43.1	△ 845,860	△ 17.4	25.9
辺地対策事業債	-	-	71,399	1.4	71,399	0.7	73,421	0.7	△ 2,022	△ 2.8	△ 2.2
過疎対策事業債	-	-	298,438	5.7	298,438	2.8	295,997	2.6	2,441	0.8	0.6
首都圏等整備事業債	76,685	1.4	-	-	76,685	0.7	85,250	0.8	△ 8,565	△ 10.0	△ 5.3
公共用地先行取得等事業債	146,273	2.7	105,516	2.0	251,789	2.4	316,765	2.8	△ 64,976	△ 20.5	17.6
行政改革推進債	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
厚生福祉施設整備事業債	21,734	0.4	128,980	2.5	150,714	1.4	162,407	1.4	△ 11,693	△ 7.2	△ 4.4
地域財政特例対策債	1,876	0.0	77	0.0	1,953	0.0	4,005	0.0	△ 2,052	△ 51.2	△ 19.1
退職手当債 (～平成 17 年度分)	15,174	0.3	806	0.0	15,980	0.2	12,179	0.1	3,801	31.2	60.2
退職手当債 (平成 18 年度分)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国の予算貸付・政府関係機関貸付債	79,529	1.5	33,219	0.6	112,748	1.1	133,485	1.2	△ 20,737	△ 15.5	△ 10.5
地域改善対策特定事業債	159	0.0	22,006	0.4	22,165	0.2	25,950	0.2	△ 3,785	△ 14.6	△ 11.2
減収補てん債 (昭和 50 年度分)	7,257	0.1	454	0.0	7,711	0.1	35,345	0.3	△ 27,634	△ 78.2	256.3
財政対策債	8,055	0.1	957	0.0	9,011	0.1	1,150	0.0	7,861	683.6	8.2
財源対策債	124,618	2.3	132,682	2.5	257,300	2.4	223,947	2.0	33,353	14.9	△ 12.4
減収補てん債 (昭和 57・61・平成 5～7・9～13・15～18 年度分)	251,227	4.6	38,983	0.7	290,209	2.7	239,002	2.1	51,207	21.4	△ 25.3
臨時財政特例債	247,532	4.6	57,630	1.1	305,162	2.9	314,911	2.8	△ 9,749	△ 3.1	0.6
公共事業等臨時特例債	65	0.0	3,689	0.1	3,755	0.0	4,087	0.0	△ 332	△ 8.1	△ 94.4
減税補てん債	130,686	2.4	293,330	5.6	424,016	4.0	399,755	3.6	24,261	6.1	△ 4.4
臨時税収補てん債	50,104	0.9	42,047	0.8	92,151	0.9	70,794	0.6	21,357	30.2	4.2
臨時財政対策債	141,961	2.6	153,342	2.9	295,303	2.8	100,473	0.9	194,830	193.9	480.7
調 整 債 (昭和 60・61・62・63 年度分)	54,050	1.0	17,533	0.3	71,583	0.7	78,992	0.7	△ 7,409	△ 9.4	3.8
減収補てん債 (平成 14 年度分)	16,503	0.3	5,006	0.1	21,509	0.2	2,674	0.0	18,835	704.4	230.5
都道府県貸付金	-	-	139,816	2.7	59,980	0.6	56,827	0.5	3,153	5.5	△ 1.3
そ の 他	118,044	2.3	137,361	2.8	255,406	2.4	227,857	2.4	27,549	12.1	1.7
小 計	5,426,800	100.0	5,230,121	100.0	10,577,085	100.0	11,031,887	98.1	△ 454,802	△ 4.1	11.2
うち財源対策債等	1,031,410	19.0	318,093	6.1	1,349,503	12.8	1,261,083	11.2	88,420	7.0	10.7
うち減収補てん債	327,104	6.0	48,186	0.9	375,289	3.5	378,745	3.4	△ 3,456	△ 0.9	7.7
特定資金公共投資事業債	-	-	18	0.0	18	0.0	214,724	1.9	△ 214,706	△ 100.0	△ 66.2
合 計	5,426,800	100.0	5,230,139	100.0	10,577,103	100.0	11,246,610	100.0	△ 669,507	△ 6.0	6.5

(注) 1 区分中 () 内は、平成 17 年度における事業債名である。
 2 「交付公債」及び「枠外債」は、各項目に含まれている。
 3 「地域改善対策特定事業債」には、昭和 56 年度まで許可された同和対策事業債及び昭和 61 年度まで許可された地域改善対策事業債を含む。
 4 「小計 うち財源対策債等」は、「一般公共事業債 うち財源対策債等」及び「財源対策債」の合計であり、平成 6 年度から 10 年度に許可された臨時公共事業債及び平成 11、12 年度に許可された財源対策債等を含む。

資料編

第101表 地方債現在高の状況

その1 目的別内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平成18年度						平成17年度 合計額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		合 計 額		平成17年度 合計額	増 減 額	増 減 率	前年度 増減率	
一 般 公 共 事 業 債	23,627,846	29.9	4,873,805	8.1	28,501,651	20.5	28,746,188	20.5	△ 244,537	△ 0.9	1.1
うち財源対策債等	13,854,191	17.5	2,559,754	4.3	16,413,945	11.8	16,368,847	11.7	45,098	0.3	1.5
公 営 住 宅 建 設 事 業 債	1,851,780	2.3	2,690,767	4.5	4,542,547	3.3	4,717,868	3.4	△ 175,321	△ 3.7	△ 3.0
災 害 復 旧 事 業 債	631,995	0.8	312,381	0.5	944,376	0.7	990,069	0.7	△ 45,693	△ 4.6	△ 2.1
教 育 ・ 福 祉 施 設 等 整 備 事 業 債	901,858	1.1	7,809,074	13.0	8,710,932	6.3	9,057,190	6.5	△ 346,258	△ 3.8	…
一 般 単 独 事 業 債	28,751,791	36.4	20,192,881	33.7	48,944,672	35.2	50,119,413	35.8	△ 1,174,741	△ 2.3	△ 3.2
辺 地 対 策 事 業 債	-	-	373,961	0.6	373,961	0.3	405,415	0.3	△ 31,454	△ 7.8	△ 6.7
過 疎 対 策 事 業 債	-	-	2,156,159	3.6	2,156,159	1.6	2,269,736	1.6	△ 113,577	△ 5.0	△ 3.7
首 都 圏 等 整 備 事 業 債	844,980	1.1	-	-	844,980	0.6	913,373	0.7	△ 68,393	△ 7.5	△ 7.4
公 共 用 地 先 行 取 得 等 事 業 債	633,022	0.8	733,372	1.2	1,366,394	1.0	1,507,328	1.1	△ 140,934	△ 9.3	△ 11.6
行 政 改 革 推 進 債	242,658	0.0	32,123	0.0	274,781	0.2	-	-	274,781	皆増	-
厚 生 福 祉 施 設 整 備 事 業 債	219,543	0.3	940,533	1.6	1,160,077	0.8	1,310,769	0.9	△ 150,692	△ 11.5	△ 11.1
地 域 財 政 特 例 対 策 債	13,640	0.0	766	0.0	14,406	0.0	16,359	0.0	△ 1,953	△ 11.9	△ 19.7
退 職 手 当 債 (～平成17年度分)	187,136	0.2	16,996	0.0	204,131	0.1	220,111	0.2	△ 15,980	△ 7.3	△ 2.4
退 職 手 当 債 (平成18年度分)	170,723	0.0	63,627	0.0	234,349	0.2	-	-	234,349	皆増	-
国の子算貸付・政府関係機関貸付債	653,057	0.8	254,323	0.4	907,379	0.7	999,910	0.7	△ 92,531	△ 9.3	22.6
地 域 改 善 対 策 特 定 事 業 債	253	0.0	67,880	0.1	68,133	0.0	90,298	0.1	△ 22,165	△ 24.5	△ 21.8
減 収 補 て ん 債 (昭和50年度分)	1,514	0.0	64	0.0	1,578	0.0	9,289	0.0	△ 7,711	△ 83.0	△ 79.1
財 政 対 策 債	1,818	0.0	918	0.0	2,736	0.0	11,747	0.0	△ 9,011	△ 76.7	△ 7.0
財 源 対 策 債	1,281,406	1.6	1,621,804	2.7	2,903,210	2.1	3,020,363	2.2	△ 117,153	△ 3.9	△ 2.1
減 収 補 て ん 債 (昭和57・61・平成5～7・9～13・15～18年度分)	3,399,740	4.3	424,012	0.7	3,823,752	2.7	4,111,848	2.9	△ 288,096	△ 7.0	△ 5.0
臨 時 財 政 特 例 債	883,355	1.1	235,940	0.4	1,119,295	0.8	1,424,228	1.0	△ 304,933	△ 21.4	△ 18.1
公 共 事 業 等 臨 時 特 例 債	483	0.0	40,727	0.1	41,211	0.0	44,965	0.0	△ 3,754	△ 8.3	△ 8.3
減 税 補 て ん 債	2,819,411	3.6	4,252,448	7.1	7,071,859	5.1	7,185,823	5.1	△ 113,964	△ 1.6	0.9
臨 時 税 収 補 て ん 債	383,469	0.5	519,286	0.9	902,755	0.6	994,903	0.7	△ 92,148	△ 9.3	△ 6.6
臨 時 財 政 対 策 債	9,268,296	11.7	8,676,138	14.5	17,944,435	12.9	15,655,716	11.2	2,288,719	14.6	21.8
調 整 債 (昭和60・61・62・63年度分)	131,232	0.2	40,050	0.1	171,282	0.1	242,853	0.2	△ 71,571	△ 29.5	△ 24.6
減 収 補 て ん 債 (平成14年度分)	541,292	0.7	77,233	0.1	618,525	0.4	640,034	0.5	△ 21,509	△ 3.4	△ 0.1
都 道 府 県 貸 付 金	-	-	971,467	1.6	971,467	0.7	1,026,818	0.7	△ 55,351	△ 5.4	△ 4.4
そ の 他	1,637,824	2.6	2,600,449	4.5	4,238,272	3.1	4,318,962	3.0	△ 80,690	△ 1.9	…
小 計	79,080,122	100.0	59,979,184	100.0	139,059,305	100.0	140,051,576	100.0	△ 992,271	△ 0.7	△ 0.4
うち財源対策債等	15,135,597	19.1	4,181,558	7.0	19,317,155	13.9	19,389,210	13.8	△ 72,055	△ 0.4	1.0
うち減収補てん債	4,402,405	5.6	534,293	0.9	4,936,698	3.6	5,306,253	3.8	△ 369,555	△ 7.0	△ 6.3
特定資金公共投資事業債	-	-	340	0.0	340	0.0	358	0.0	△ 18	△ 5.0	△ 99.8
合 計	79,080,122	100.0	59,979,524	100.0	139,059,646	100.0	140,051,934	100.0	△ 992,288	△ 0.7	△ 0.6

(注) 「小計 うち財源対策債等」は、「一般公共事業債 うち財源対策債等」及び「財源対策債」の合計であり、平成6年度から10年度に許可された臨時公共事業債及び平成11、12年度に許可された財源対策債等を含む。

第 101 表 地方債現在高の状況 (つづき)

その 2 借入先別内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平成 18 年 度						平成 17 年 度 合 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		合 計 額				増 減 額	増 減 率	前 年 度 増 減 率
政 府 資 金	25,734,375	32.5	32,148,518	53.6	57,882,893	41.6	60,761,352	43.4	△ 2,878,459	△ 4.7	△ 2.2
{ 財 政 融 資 資 金	19,576,504	24.8	23,339,310	38.9	42,915,814	30.9	44,879,066	32.0	△ 1,963,252	△ 4.4	△ 2.7
{ うち旧資金運用部資金	10,875,443	13.8	10,195,321	17.0	21,070,764	15.2	24,194,378	17.3	△ 3,123,614	△ 12.9	△ 11.5
{ うち旧還元融資資金	349,027	0.4	1,969,584	3.3	2,318,611	1.7	2,736,034	2.0	△ 417,423	△ 15.3	△ 11.7
{ 郵 政 公 社 資 金	6,157,871	7.8	8,809,208	14.7	14,967,079	10.8	15,882,286	11.3	△ 915,207	△ 5.8	△ 0.7
{ 郵 便 貯 金 資 金	1,743,310	2.2	1,924,762	3.2	3,668,072	2.6	3,686,993	2.6	△ 18,921	△ 0.5	11.3
{ 簡易生命保険資金	4,414,561	5.6	6,884,446	11.5	11,299,007	8.1	12,195,293	8.7	△ 896,286	△ 7.3	△ 3.9
公 営 企 業 金 融 公 庫	2,583,365	3.3	4,941,773	8.2	7,525,138	5.4	7,824,696	5.6	△ 299,558	△ 3.8	△ 6.0
{ 国の予算貸付・政府関係機関貸付 { (公営企業金融公庫を除く。)	652,091	0.8	254,276	0.4	906,367	0.7	998,890	0.7	△ 92,523	△ 9.3	22.6
市 中 銀 行	25,948,997	32.8	9,328,028	15.6	35,277,025	25.4	34,812,895	24.9	464,130	1.3	△ 7.1
そ の 他 の 金 融 機 関	3,236,894	4.1	4,119,183	6.9	7,356,077	5.3	6,958,184	5.0	397,893	5.7	5.9
保 険 会 社 等	76,691	0.1	192,148	0.3	268,839	0.2	314,717	0.2	△ 45,878	△ 14.6	△ 10.6
交 付 公 債	1,506	0.0	-	-	1,506	0.0	1,714	0.0	△ 208	△ 12.1	△ 12.8
市 場 公 募 債	20,561,347	26.0	6,906,254	11.5	27,467,601	19.8	25,910,131	18.5	1,557,470	6.0	16.1
{ 個 別 発 行 債	12,702,815	16.1	3,473,846	5.8	16,176,661	11.6	16,157,861	11.5	18,800	0.1	3.5
{ 10 年 債											
{ 個 別 発 行 債	3,508,907	4.4	1,184,476	2.0	4,693,383	3.4	4,277,285	3.1	416,098	9.7	23.9
{ 5 年 債											
{ 個 別 発 行 債	434,523	0.5	282,538	0.5	717,061	0.5	546,051	0.4	171,010	31.3	190.3
{ 20 年 債											
{ 個 別 発 行 債	111,100	0.1	73,680	0.1	184,780	0.1	126,670	0.1	58,110	45.9	120.1
{ 30 年 債											
{ 個 別 発 行 債	-	-	45,000	0.1	45,000	0.0	35,000	0.0	10,000	28.6	133.3
{ 15 年 債											
{ 共 同 年 債	2,688,546	3.4	1,558,019	2.6	4,246,564	3.1	3,636,180	2.6	610,384	16.8	64.4
{ 10 年 債											
{ 住 民 公 募 債	993,191	1.3	288,695	0.5	1,281,886	0.9	1,003,723	0.7	278,163	27.7	37.8
{ 外 国 債	122,265	0.2	-	-	122,265	0.1	127,361	0.1	△ 5,096	△ 4.0	124.8
共 済 等	177,802	0.2	1,098,836	1.8	1,276,638	0.9	1,337,550	1.0	△ 60,912	△ 4.6	△ 4.2
そ の 他	107,054	0.2	990,168	1.7	1,097,221	0.7	1,131,447	0.7	△ 34,226	△ 3.0	△ 7.3
小 計	79,080,122	100.0	59,979,184	100.0	139,059,305	100.0	140,051,576	100.0	△ 992,271	△ 0.7	△ 0.4
特 定 資 金	-	-	340	0.0	340	0.0	358	0.0	△ 18	△ 5.0	△ 99.8
合 計	79,080,122	100.0	59,979,524	100.0	139,059,646	100.0	140,051,934	100.0	△ 992,288	△ 0.7	△ 0.6

(注) 郵政公社資金には、平成 15 年度以前の郵便貯金資金及び簡易生命保険資金残高を含む。

その 3 利率別内訳

(単位 百万円・%)

区 分	都 道 府 県		市 町 村		合 計 額	
1.5% 以下	33,730,676	42.7	23,886,078	39.8	57,616,754	41.4
2.0% 以下	30,988,584	39.2	20,719,899	34.5	51,708,483	37.2
2.5% 以下	7,152,758	9.0	5,202,103	8.7	12,354,861	8.9
3.0% 以下	2,089,436	2.6	2,531,791	4.2	4,621,227	3.3
3.5% 以下	1,264,202	1.6	1,768,933	2.9	3,033,135	2.2
4.0% 以下	757,455	1.0	1,093,052	1.8	1,850,506	1.3
4.5% 以下	1,041,922	1.3	1,815,687	3.0	2,857,608	2.1
5.0% 以下	816,634	1.0	1,003,506	1.7	1,820,140	1.3
5.5% 以下	430,380	0.5	599,665	1.0	1,030,045	0.7
6.0% 以下	56,048	0.1	91,896	0.2	147,944	0.1
6.5% 以下	170,794	0.2	425,888	0.7	596,683	0.4
7.0% 以下	466,407	0.6	525,697	0.9	992,104	0.7
7.0% 超	114,827	0.1	315,329	0.5	430,156	0.3
合 計	79,080,122	100.0	59,979,524	100.0	139,059,646	100.0

第101表 地方債現在高の状況（つづき）

その4 推移

(単位 百万円・%)

区 分	都 道 府 県			市 町 村			合 計 額		
	現 在 高	指 数	対前年度 増減率	現 在 高	指 数	対前年度 増減率	現 在 高	指 数	対前年度 増減率
昭 和 49 年 度	3,688,067	100	23.3	4,851,720	100	26.4	8,539,787	100	25.0
平 成 11 年 度	67,330,090	1,826	6.6	58,268,475	1,201	2.4	125,598,565	1,471	4.6
12	69,544,758	1,886	3.3	58,540,214	1,207	0.5	128,084,971	1,500	2.0
13	71,578,559	1,941	2.9	59,282,912	1,222	1.3	130,861,470	1,532	2.2
14	73,993,973	2,006	3.4	60,106,764	1,239	1.4	134,100,737	1,570	2.5
15	76,789,923	2,082	3.8	61,310,955	1,264	2.0	138,100,877	1,617	3.0
16	78,998,332	2,142	2.9	61,617,515	1,270	0.5	140,615,846	1,647	1.8
17	79,139,481	2,146	0.2	60,912,095	1,255	△ 1.1	140,051,576	1,640	△ 0.4
18	79,080,122	2,144	△ 0.1	59,979,184	1,236	△ 1.5	139,059,305	1,628	△ 0.7

(注) 平成13年度以降については、特定資金公共投資事業債を除いている。

第102表 債務負担行為額（翌年度以降支出予定額）の状況

その1 目的別内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平 成 18 年 度						平成17年度 合計額	増 減 率
	都 道 府 県		市 町 村		合 計 額			
1 物件の購入等に係るもの	2,992,525	53.4	3,747,473	55.7	6,739,997	54.7	6,873,931	△ 1.9
土地の購入に係るもの	571,946	10.2	1,650,106	24.5	2,222,052	18.0	2,322,003	△ 4.3
建造物の購入に係るもの	613,174	10.9	600,431	8.9	1,213,606	9.8	1,313,630	△ 7.6
その他の物件の購入に係るもの	103,861	1.9	178,893	2.7	282,754	2.3	242,590	16.6
製造・工事の請負に係るもの	1,703,543	30.4	1,318,043	19.6	3,021,586	24.5	2,995,709	0.9
2 債務保証又は損失補償に係るもの	134,795	2.4	21,102	0.3	155,897	1.3	38,155	308.6
地方三公社に係るもの (A)	117,443	2.1	1,086	0.0	118,529	1.0	1,632	7,162.8
特別法の規定に基づく法人のうち (A)以外に係るもの (B)	12,927	0.2	112	0.0	13,039	0.1	16,278	△ 19.9
地方公共団体が出資・出せんしている 法人のうち(A)(B)以外に係るもの	3,213	0.1	8,248	0.1	11,461	0.1	7,437	54.1
そ の 他	1,212	0.0	11,656	0.2	12,868	0.1	12,808	0.5
3 そ の 他	2,473,429	44.2	2,955,171	44.0	5,428,601	44.0	5,293,456	2.6
利子補給等に係るもの	613,224	10.9	548,281	8.2	1,161,505	9.4	1,178,603	△ 1.5
そ の 他	1,860,205	33.3	2,406,890	35.8	4,267,095	34.6	4,114,853	3.7
合 計	5,600,749	100.0	6,723,746	100.0	12,324,495	100.0	12,205,542	1.0

(注) 「2 債務保証又は損失補償に係るもの」には、履行すべき額の確定したものを計上している。

第102表 債務負担行為額（翌年度以降支出予定額）の状況（つづき）

その2 推移

（単位 百万円・％）

区 分	合 計			1 物件の購入等に係るもの			2 債務保証又は損失補償に係るもの			3 その他		
	支 出 予定額	指 数	対前年度 増 減 率	支 出 予定額	指 数	対前年度 増 減 率	支 出 予定額	指 数	対前年度 増 減 率	支 出 予定額	指 数	対前年度 増 減 率
平成13年度	13,909,298	100	△ 5.5	8,861,241	100	△ 8.0	46,761	100	△ 33.1	5,001,296	100	△ 0.3
14	12,916,165	93	△ 7.1	8,077,033	91	△ 8.8	51,202	109	9.5	4,787,930	96	△ 4.3
15	12,694,878	91	△ 1.7	7,671,410	87	△ 5.0	59,013	126	15.3	4,964,455	99	3.7
16	11,619,030	84	△ 8.5	7,040,249	79	△ 8.2	47,032	101	△ 20.3	4,531,749	91	△ 8.7
17	12,205,542	88	5.0	6,873,931	78	△ 2.4	38,155	82	△ 18.9	5,293,456	106	16.8
18	12,324,495	89	1.0	6,739,997	76	△ 1.9	155,897	333	308.6	5,428,601	109	2.6

（注）平成16年度以降については、その他実質的な債務負担行為に係るものを除いている。

第103表 積立金現在高の状況

その1 目的別内訳

（単位 百万円・％）

区 分	平成18年度						平成17年度 合計額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		合 計 額				増 減 額	増 減 率	前年度 増 減 率
財政調整基金	731,487	18.8	3,345,232	34.5	4,076,719	30.0	3,880,491	29.9	196,228	5.1	5.6
減債基金	1,074,944	27.6	1,067,420	11.0	2,142,364	15.8	2,093,960	16.1	48,404	2.3	△ 13.7
その他特定目的基金	2,083,340	53.6	5,296,877	54.6	7,380,216	54.3	6,998,638	53.9	381,578	5.5	1.0
合 計	3,889,771	100.0	9,709,528	100.0	13,599,299	100.0	12,973,089	100.0	626,210	4.8	△ 0.5

その2 推移

（単位 百万円・％）

区 分	総 額		財政調整基金		減債基金		その他特定目的基金	
	積立金	対前年度 増 減 率	積立金	対前年度 増 減 率	積立金	対前年度 増 減 率	積立金	対前年度 増 減 率
平成9年度	16,467,569	△ 7.3	3,304,397	△ 8.5	4,038,939	△ 11.4	9,124,233	△ 4.8
10	15,252,232	△ 7.4	3,183,000	△ 3.7	3,488,244	△ 13.6	8,580,988	△ 6.0
11	15,789,002	3.5	3,195,436	0.4	3,262,312	△ 6.5	9,331,253	8.7
12	15,400,028	△ 2.5	3,577,743	12.0	3,321,126	1.8	8,501,159	△ 8.9
13	15,684,180	1.8	3,847,176	7.5	3,147,877	△ 5.2	8,689,126	2.2
14	14,668,746	△ 6.5	3,788,240	△ 1.5	2,770,822	△ 12.0	8,109,684	△ 6.7
15	13,987,579	△ 4.6	3,765,337	△ 0.6	2,760,620	△ 0.4	7,461,621	△ 8.0
16	13,031,922	△ 6.8	3,675,894	△ 2.4	2,426,375	△ 12.1	6,929,653	△ 7.1
17	12,973,089	△ 0.5	3,880,491	5.6	2,093,960	△ 13.7	6,998,638	1.0
18	13,599,299	4.8	4,076,719	5.1	2,142,364	2.3	7,380,216	5.5

第104表 平成18年度資金収支の状況

(単位 百万円・%)

区 分		第1・四半期 (18年4月～6月)	第2・四半期 (18年7月～9月)	第3・四半期 (18年10月～12月)	第4・四半期 (19年1月～3月)	出納整理期 (19年4月～5月)	合 計								
合 計	入	歳入	24,372,818	57.9	18,192,895	83.4	20,733,686	65.1	24,901,931	62.1	9,822,970	76.9	98,024,300	65.9	
		地方税	12,258,125	29.1	7,810,172	35.8	8,619,824	27.1	6,700,831	16.7	1,117,209	8.7	36,506,160	24.6	
		地方消費税清算金	195,337	0.5	269,312	1.2	97,487	0.3	193,416	0.5	-	-	755,552	0.5	
		地方特例交付金、地方交付税及び地方譲与税	7,786,925	18.5	4,925,258	22.6	5,321,612	16.7	2,329,218	5.8	176,833	1.4	20,539,846	13.8	
		国庫支出金等	1,369,675	3.3	1,436,338	6.6	1,919,496	6.0	4,250,580	10.6	1,554,572	12.2	10,530,662	7.1	
		都道府県支出金等	604,369	1.4	1,117,906	5.1	1,076,677	3.4	1,568,252	3.9	738,580	5.8	5,105,784	3.4	
		地方債(起債前借を含む。)	296,019	0.7	567,724	2.6	1,496,320	4.7	2,707,632	6.7	4,596,957	36.0	9,664,651	6.5	
		公営事業会計からの繰入れ	4,332	0.0	5,770	0.0	22,134	0.1	66,478	0.2	43,544	0.3	142,258	0.1	
		その他の	1,858,036	4.4	2,060,415	9.5	2,180,136	6.8	7,085,524	17.7	1,595,275	12.5	14,779,387	9.9	
		歳計現金貸付金回収金及び他会計借入金	6,886,905	16.3	1,741,511	8.0	7,627,522	23.9	8,455,588	21.1	2,946,444	23.1	27,657,969	18.6	
		一時借入金等借入額	10,862,280	25.8	1,875,275	8.6	3,504,376	11.0	6,756,909	16.8	-	-	22,998,840	15.5	
		合 計	42,122,003	100.0	21,809,681	100.0	31,865,584	100.0	40,114,428	100.0	12,769,414	100.0	148,681,109	100.0	
		出	歳出	19,515,041	54.7	19,622,252	86.1	20,838,352	66.4	24,931,239	63.0	12,860,512	67.1	97,767,396	65.8
			うち地方消費税清算金	195,337	0.5	269,312	1.2	97,487	0.3	193,416	0.5	-	-	755,552	0.5
			歳計現金貸付金及び他会計借入金返済金等	6,291,469	17.6	1,903,715	8.4	7,365,097	23.5	8,877,259	22.4	3,384,540	17.7	27,822,080	18.7
一時借入金等返済額	9,896,244		27.7	1,267,115	5.6	3,172,588	10.1	5,752,614	14.5	2,910,295	15.2	22,998,856	15.5		
合 計	35,702,755		100.0	22,793,082	100.0	31,376,037	100.0	39,561,112	100.0	19,155,347	100.0	148,588,332	100.0		
都 道 府 県	入	歳入	12,024,284	53.3	8,424,389	78.3	11,171,542	80.8	12,860,408	75.7	3,900,320	97.0	48,380,942	71.0	
		地方税	6,071,285	26.9	3,744,573	34.8	4,750,559	34.4	3,266,352	19.2	512,431	12.7	18,345,200	26.9	
		地方消費税清算金	195,337	0.9	269,312	2.5	97,487	0.7	193,416	1.1	-	-	755,552	1.1	
		地方特例交付金、地方交付税及び地方譲与税	4,284,696	19.0	2,476,938	23.0	3,241,441	23.4	1,236,816	7.3	21,946	0.5	11,261,837	16.5	
		国庫支出金等	620,572	2.8	662,920	6.2	1,133,899	8.2	2,493,335	14.7	659,030	16.4	5,569,755	8.2	
		地方債(起債前借を含む。)	270,487	1.2	452,298	4.2	1,093,647	7.9	1,445,095	8.5	2,105,914	52.4	5,367,442	7.9	
		公営事業会計からの繰入れ	486	0.0	331	0.0	954	0.0	33,752	0.2	16,238	0.4	51,761	0.1	
		その他の	581,421	2.5	818,017	7.6	853,555	6.2	4,191,642	24.7	584,761	14.6	7,029,395	10.3	
		歳計現金貸付金回収金及び他会計借入金	1,828,270	8.1	1,088,638	10.1	1,184,193	8.6	1,000,189	5.9	120,179	3.0	5,221,469	7.7	
		一時借入金等借入額	8,699,127	38.6	1,248,976	11.6	1,471,654	10.6	3,128,090	18.4	-	-	14,547,847	21.3	
		合 計	22,551,681	100.0	10,762,003	100.0	13,827,390	100.0	16,988,687	100.0	4,020,499	100.0	68,150,258	100.0	
		出	歳出	10,303,196	52.8	9,730,942	83.5	10,550,264	79.6	12,654,293	74.5	5,048,913	75.7	48,287,608	70.9
			うち地方消費税清算金	195,337	1.0	269,312	2.3	97,487	0.7	193,416	1.1	-	-	755,552	1.1
			歳計現金貸付金及び他会計借入金返済金等	1,073,114	5.5	1,126,277	9.7	978,668	7.4	1,253,034	7.4	801,069	12.0	5,232,161	7.7
			一時借入金等返済額	8,124,902	41.7	800,844	6.9	1,731,456	13.1	3,068,701	18.1	821,944	12.3	14,547,847	21.4
合 計	19,501,212		100.0	11,658,062	100.0	13,260,387	100.0	16,976,028	100.0	6,671,926	100.0	68,067,616	100.0		
市 町 村	入	歳入	12,348,534	63.1	9,768,506	88.4	9,562,145	53.0	12,041,523	52.1	5,922,650	67.7	49,643,357	61.6	
		地方税	6,186,839	31.6	4,065,599	36.8	3,869,265	21.5	3,434,479	14.9	604,777	6.9	18,160,960	22.6	
		地方特例交付金、地方交付税及び地方譲与税	3,502,230	17.9	2,448,320	22.2	2,080,171	11.5	1,092,401	4.7	154,887	1.8	9,278,008	11.5	
		国庫支出金等	749,103	3.8	773,419	7.0	785,598	4.4	1,757,245	7.6	895,542	10.2	4,960,906	6.2	
		都道府県支出金等	604,369	3.1	1,117,906	10.1	1,076,677	6.0	1,568,252	6.8	738,580	8.4	5,105,784	6.3	
		地方債(起債前借を含む。)	25,531	0.1	115,426	1.0	402,673	2.2	1,262,537	5.5	2,491,042	28.5	4,297,209	5.3	
		公営事業会計からの繰入れ	3,846	0.0	5,440	0.0	21,180	0.1	32,726	0.1	27,306	0.3	90,497	0.1	
		その他の	1,276,616	6.6	1,242,396	11.3	1,326,581	7.3	2,893,883	12.5	1,010,516	11.6	7,749,993	9.6	
		歳計現金貸付金回収金及び他会計借入金	5,058,635	25.8	652,873	5.9	6,443,329	35.7	7,455,399	32.2	2,826,265	32.3	22,436,500	27.9	
		一時借入金等借入額	2,163,154	11.1	626,299	5.7	2,032,721	11.3	3,628,820	15.7	-	-	8,450,994	10.5	
		合 計	19,570,322	100.0	11,047,678	100.0	18,038,195	100.0	23,125,741	100.0	8,748,915	100.0	80,530,851	100.0	
		出	歳出	9,211,845	56.9	9,891,310	88.8	10,288,088	56.8	12,276,945	54.4	7,811,599	62.6	49,479,787	61.4
			歳計現金貸付金及び他会計借入金返済金等	5,218,355	32.2	777,438	7.0	6,386,429	35.3	7,624,225	33.8	2,583,471	20.7	22,589,919	28.1
			一時借入金等返済額	1,771,342	10.9	466,272	4.2	1,441,132	8.0	2,683,913	11.9	2,088,351	16.7	8,451,010	10.5
			合 計	16,201,543	100.0	11,135,020	100.0	18,115,649	100.0	22,585,084	100.0	12,483,421	100.0	80,520,716	100.0

(注) 地方税に含まれる地方消費税は、都道府県間の清算を行う前の額である。

第105表 道路（地方道）の状況

区 分		平成18年度	平成17年度	増 減	
実 延 長 (km)	都 道 府 県 道	主要地方道	57,041	57,118	△ 77
		一般都道府県道	70,798	70,688	110
	市 町 村 道	1,010,269	1,006,745	3,524	
	合 計	1,138,108	1,134,551	3,557	
面 積 (km ²)	都 道 府 県 道	主要地方道	846.9	840.9	6.0
		一般都道府県道	893.2	887.4	5.8
	市 町 村 道	6,445.7	6,418.8	26.9	
	合 計	8,185.8	8,147.1	38.7	

(注) 平成18年度の数値は平成19年4月1日現在のもの、平成17年度の数値は平成18年4月1日現在のものである。

第106表 公営住宅等の管理状況

区 分	平成18年度			平成17年度			増 減		
	都道府県	市町村	合 計	都道府県	市町村	合 計	都道府県	市町村	合 計
公 営 住 宅 等 (戸)	971,406	1,452,021	2,423,427	971,115	1,454,521	2,425,636	291	△ 2,500	△ 2,209
うち 公 営 住 宅 (戸)	933,515	1,251,689	2,185,204	932,933	1,253,718	2,186,651	582	△ 2,029	△ 1,447

(注) 1 各年度の数値は各年度末のものである。
2 公営住宅等は公営住宅、改良住宅及び単独住宅の合計である。

第107表 公園の状況

区 分		平成18年度			平成17年度			増 減		
		市町村立	市町村立 以外	合 計	市町村立	市町村立 以外	合 計	市町村立	市町村立 以外	合 計
都 市 公 園 等 (都市計画区域内)	箇所数	113,072	925	113,997	110,936	919	111,855	2,136	6	2,142
	面積 (km ²)	974.7	240.8	1,215.5	967.7	236.9	1,204.6	7.0	3.9	10.9
そ の 他 公 園 (都市計画区域外)	箇所数	5,796	267	6,063	5,624	255	5,879	172	12.0	184
	面積 (km ²)	130.9	53.0	184.0	127.1	47.9	175.0	3.8	5.1	9.0
合 計	箇所数	118,868	1,192	120,060	116,560	1,174	117,734	2,308	18	2,326
	面積 (km ²)	1,105.6	293.9	1,399.4	1,094.8	284.7	1,379.6	10.8	9.2	19.8

(注) 各年度の数値は各年度末のものである。

第108表 下水道等の状況

区 分		平成18年度	平成17年度	増 減
公共下水道	現在排水人口(人)	91,086,737	89,433,133	1,653,604
	計画排水区域面積(km ²)	21,991.5	21,829.4	162.1
	現在排水区域面積(km ²)	15,049.9	14,639.3	410.6
	計画終末処理場数(箇所)	2,059	2,047	12
	現在終末処理場数(箇所)	1,936	1,893	43
	計画処理区域面積(km ²)	21,798.0	21,641.0	157.0
	現在処理区域面積(km ²)	14,976.3	14,564.0	412.3
	現在処理区内人口(人)	90,867,531	89,185,722	1,681,809
現在水洗便所設置済人口(人)	83,677,310	81,997,870	1,679,440	
都市下水道	計画排水区域面積(km ²)	1,870.8	1,890.5	△ 19.7
	現在排水区域面積(km ²)	1,567.2	1,577.6	△ 10.4
農業集落排水施設	現在排水人口(うち汚水に係るもの)(人)	3,465,933	3,390,892	75,041
	現在処理区域内人口(人)	3,459,329	3,384,749	74,580
	現在排水区域面積(うち汚水に係るもの)(km ²)	2,100.9	2,056.1	44.8
	現在処理区域面積(km ²)	2,073.4	2,037.7	35.7
	現在水洗便所設置済人口(人)	2,700,439	2,615,375	85,064
漁業集落排水施設	現在排水人口(うち汚水に係るもの)(人)	161,875	158,387	3,488
	現在処理区域内人口(人)	161,650	158,099	3,551
	現在排水区域面積(うち汚水に係るもの)(km ²)	71.7	68.5	3.2
	現在処理区域面積(km ²)	71.5	68.2	3.3
	現在水洗便所設置済人口(人)	120,109	116,609	3,500
林業集落排水施設	現在排水人口(うち汚水に係るもの)(人)	3,060	2,713	347
	現在処理区域内人口(人)	3,060	2,713	347
	現在排水区域面積(うち汚水に係るもの)(km ²)	2.0	2.0	-
	現在処理区域面積(km ²)	2.0	2.0	-
	現在水洗便所設置済人口(人)	2,358	2,328	30
簡排水施設	現在排水人口(うち汚水に係るもの)(人)	1,953	1,976	△ 23
	現在処理区域内人口(人)	1,951	1,973	△ 22
	現在排水区域面積(うち汚水に係るもの)(km ²)	1.8	1.8	-
	現在処理区域面積(km ²)	1.8	1.8	-
	現在水洗便所設置済人口(人)	1,805	1,815	△ 10
小規模集合排水処理施設	現在排水人口(うち汚水に係るもの)(人)	7,255	7,018	237
	現在処理区域内人口(人)	7,255	7,016	239
	現在排水区域面積(うち汚水に係るもの)(km ²)	4.1	4.0	0.1
	現在処理区域面積(km ²)	4.1	4.0	0.1
	現在水洗便所設置済人口(人)	5,728	5,398	330
コミュニティ・プラント処理人口(人)		314,690	347,190	△ 32,500
合併処理槽浄化	処理人口(人)	11,582,667	11,120,217	462,450
	うち特定地域生活排水処理施設に係るもの(人)	229,661	187,986	41,675
	うち個別排水処理施設に係るもの(人)	79,449	55,246	24,203

(注) 各年度の数値は各年度末のものである。

第109表 し尿及びごみ処理施設の状況

区 分		平成18年度	平成17年度	増 減
し尿処理施設	処理人口(千人)	13,848	14,751	△ 903
	年間総収集量(千kl)	11,988	12,488	△ 500
ごみ処理施設	処理人口(千人)	128,986	128,797	189
	年間総収集量(千t)	48,064	48,956	△ 892

(注) 各年度の数値は各年度末のものである。

第110表 公立保育所の状況

区 分	平成18年度				平成17年度				増 減
	都道府県立	市町村立	一部事務 組合立	合 計	都道府県立	市町村立	一部事務 組合立	合 計	
箇所数	2	12,848	3	12,853	2	13,121	3	13,126	△ 273
延面積(㎡)	2,481	8,720,855	2,695	8,726,031	2,481	8,790,003	2,696	8,795,180	△ 69,149

(注) 1 平成18年度の数値は平成18年10月1日現在のもの、平成17年度の数値は平成17年10月1日現在のものである。
2 季節保育所を含まない。

第111表 公立老人ホームの状況

区 分		平成18年度				平成17年度				増 減
		都道府県立	市町村立	一部事務 組合立	合 計	都道府県立	市町村立	一部事務 組合立	合 計	
箇所数	養護老人ホーム	18	388	94	500	26	406	97	529	△ 29
	特別養護老人ホーム	11	335	132	478	24	334	135	493	△ 15
	軽費老人ホーム	8	87	9	104	10	89	9	108	△ 4
	合 計	37	810	235	1,082	60	829	241	1,130	△ 48

(注) 平成18年度の数値は平成18年10月1日現在のもの、平成17年度の数値は平成17年10月1日現在のものである。

第112表 公立高等学校及び中等教育学校の状況

区 分	平成18年度			平成17年度			増 減
	都道府県立	市町村立	合 計	都道府県立	市町村立	合 計	
高等学校数	3,712	248	3,960	3,784	252	4,036	△ 76
寄宿舎設置学校数	302	30	332	305	31	336	△ 4
中等教育学校数	16	1	17	14	1	15	2

(注) 平成18年度の数値は平成19年5月1日現在のもの、平成17年度の数値は平成18年5月1日現在のものである。

第113表 文化及び体育施設の状況（公立分）

区 分		平成18年度			平成17年度			増 減				
		都道府県立	市町村立	合 計	都道府県立	市町村立	合 計	都道府県立	市町村立	合 計		
文 化 施 設	県民会館	箇所数	185	2,989	3,174	190	3,006	3,196	△ 5	△ 17	△ 22	
	市民会館	延面積(千㎡)	2,511	10,850	13,361	2,542	10,859	13,402	△ 31	△ 9	△ 41	
	公会堂	専任職員数(人)	2,311	10,032	12,343	2,266	9,966	12,232	45	66	111	
	図書館	箇所数	62	2,996	3,058	61	2,953	3,014	1	43	44	
		専任職員数(人)	1,866	15,537	17,403	1,900	15,202	17,102	△ 34	335	301	
	博 物 館	総合博物館	箇所数	23	82	105	24	81	105	△ 1	1	-
			専任職員数(人)	408	566	974	410	575	985	△ 2	△ 9	△ 11
		科学博物館	箇所数	12	53	65	12	53	65	-	-	-
			専任職員数(人)	352	480	832	349	494	843	3	△ 14	△ 11
		歴史博物館	箇所数	51	247	298	50	237	287	1	10	11
			専任職員数(人)	701	1,249	1,950	681	1,202	1,883	20	47	67
		美術博物館	箇所数	55	148	203	54	145	199	1	3	4
			専任職員数(人)	807	951	1,758	802	898	1,700	5	53	58
		その他	箇所数	16	117	133	15	80	95	1	37	38
専任職員数(人)			696	1,208	1,904	508	1,161	1,669	188	47	235	
合 計	箇所数	157	647	804	155	596	751	2	51	53		
	専任職員数(人)	2,964	4,454	7,418	2,750	4,330	7,080	214	124	338		
青年の家・ 自然の家	箇所数	172	348	520	181	349	530	△ 9	△ 1	△ 10		
	専任職員数(人)	1,421	1,213	2,634	1,455	1,444	2,899	△ 34	△ 231	△ 265		
体 育 施 設	体育館	箇所数	195	6,112	6,307	196	6,072	6,268	△ 1	40	39	
		専任職員数(人)	710	7,853	8,563	734	7,472	8,206	△ 24	381	357	
	陸上競技場	箇所数	102	983	1,085	103	986	1,089	△ 1	△ 3	△ 4	
		専任職員数(人)	202	624	826	206	566	772	△ 4	58	54	
	野球場	箇所数	158	3,948	4,106	158	3,954	4,112	-	△ 6	△ 6	
		専任職員数(人)	106	1,160	1,266	111	974	1,085	△ 5	186	181	
	プ ー ル	箇所数	236	4,077	4,313	229	4,171	4,400	7	△ 94	△ 87	
		専任職員数(人)	337	3,408	3,745	306	2,736	3,042	31	672	703	

(注) 1 平成18年度における箇所数及び延面積は平成19年3月31日現在のもの、専任職員数は平成19年4月1日現在のものである。
2 平成17年度における箇所数及び延面積は平成18年3月31日現在のもの、専任職員数は平成18年4月1日現在のものである。

第114表 地方公共団体の職員公舎の状況

区 分	平成18年度			平成17年度			増 減		
	都道府県	市町村	合 計	都道府県	市町村	合 計	都道府県	市町村	合 計
戸 数	70,762	22,735	93,497	72,433	23,494	95,927	△ 1,671	△ 759	△ 2,430
延 面 積(千㎡)	4,053	1,323	5,376	4,108	1,366	5,475	△ 55	△ 43	△ 99

(注) 各年度の数値は各年度末のものである。

第115表 地方公営企業の事業数の状況

その1 事業数調

(各年度末日現在)

区 分	平成18年度			平成17年度			増 減	
	法適用企業	法非適用企業	合 計	法適用企業	法非適用企業	合 計	法適用企業	法非適用企業
上水道事業	1,406	-	1,406	1,425	-	1,425	△ 19	-
簡易水道事業	24	867	891	24	885	909	-	△ 18
工業用水道事業	151	-	151	149	-	149	2	-
交通事業	63	39	102	65	41	106	△ 2	△ 2
電気事業	31	71	102	31	89	120	-	△ 18
ガス事業	34	-	34	36	-	36	△ 2	-
病院事業	669	-	669	672	-	672	△ 3	-
下水道事業	232	3,477	3,709	213	3,486	3,699	19	△ 9
介護サービス事業	47	631	678	45	606	651	2	25
その他事業	201	1,374	1,575	207	1,405	1,612	△ 6	△ 31
合 計	2,858	6,459	9,317	2,867	6,512	9,379	△ 9	△ 53

その2 事業数の推移

(各年度末日現在)

区 分	平成10年度	11	12	13	14	15	16	17	18
法適用事業数	3,526	3,537	3,539	3,556	3,560	3,532	3,258	2,867	2,858
法非適用事業数	8,055	8,175	9,035	9,055	9,053	8,944	7,721	6,512	6,459

第 116 表 地方公営企業の職員数の状況

(単位 人)

区 分	全 事 業 の 内 訳				合 計	前年度末職員	増 減
	適 用 区 分 別		勘 定 区 分 別				
	法適用企業職員	法非適用企業職員	損益勘定所属職員	資本勘定所属職員			
上 水 道 事 業	54,708	-	48,387	6,321	54,708	56,262	△ 1,554
簡 易 水 道 事 業	73	2,349	2,166	256	2,422	2,471	△ 49
工 業 用 水 道 事 業	2,077	-	1,966	111	2,077	2,125	△ 48
交 通 事 業	30,663	523	30,211	975	31,186	32,519	△ 1,333
電 気 事 業	2,082	95	2,168	9	2,177	2,295	△ 118
ガ ス 事 業	1,470	-	1,302	168	1,470	1,563	△ 93
病 院 事 業	228,806	-	228,683	123	228,806	234,091	△ 5,285
下 水 道 事 業	16,237	20,055	22,454	13,838	36,292	37,618	△ 1,326
介 護 サ ー ビ ス 事 業	1,336	12,849	14,182	3	14,185	14,362	△ 177
そ の 他 事 業	3,493	4,908	6,523	1,878	8,401	9,135	△ 734
合 計	340,945	40,779	358,042	23,682	381,724	392,441	△ 10,717

(注) 平成 18 年 3 月 31 日現在の職員数である。

第 117 表 地方公営事業決算の状況

(単位 百万円)

区 分	平 成 18 年 度 (A)			平 成 17 年 度 (B)			増 減 (A) - (B)		
	収 入	支 出	差 引	収 入	支 出	差 引	収 入	支 出	差 引
地 方 公 営 企 業	19,039,735	19,301,226	△ 261,491	20,101,894	20,318,190	△ 216,296	△ 1,062,159	△ 1,016,964	△ 45,195
法 適 用 企 業	13,852,314	14,192,404	△ 340,090	14,610,620	14,895,638	△ 285,018	△ 758,306	△ 703,234	△ 55,072
法 非 適 用 企 業	5,187,422	5,108,822	78,600	5,491,274	5,422,552	68,722	△ 303,852	△ 313,730	9,878
収 益 事 業	3,385,475	3,404,102	△ 18,627	3,356,548	3,367,309	△ 10,761	28,927	36,793	△ 7,866
国 民 健 康 保 険 事 業	12,197,439	12,055,935	141,504	11,508,424	11,371,987	136,437	689,015	683,948	5,067
老 人 保 健 医 療 事 業	10,472,761	10,456,042	16,719	10,851,699	10,844,698	7,001	△ 378,938	△ 388,656	9,718
介 護 保 険 事 業	6,620,259	6,389,636	230,623	6,289,703	6,161,121	128,582	330,556	228,515	102,041
農 業 共 済 事 業	20,520	19,285	1,235	21,412	19,850	1,562	△ 892	△ 565	△ 327
交 通 災 害 共 済 事 業	10,511	8,487	2,024	12,835	10,753	2,082	△ 2,324	△ 2,266	△ 58
公 立 大 学 附 属 病 院 事 業	73,506	74,562	△ 1,056	163,570	163,405	165	△ 90,064	△ 88,843	△ 1,221
合 計	51,820,206	51,709,275	110,931	52,306,085	52,257,313	48,772	△ 485,879	△ 548,038	62,159

(注) 地方公営企業の額の算出については、次による。

- 1 収入額 法 適 用：総収益(消費税込み) + 資本的収入
法非適用：総収益 + 資本的収入 + 前年度繰越金
- 2 支出額 法 適 用：総費用(消費税込み) - 減価償却費 + 資本的支出
法非適用：総費用 + 資本的支出 + 積立金 + 繰上充用金

第 118 表 法適用企業決算の状況

その 1 損益収支の状況

(単位 百万円・%)

区 分	水道事業	工業用水道事業	交通事業	電気事業	ガス事業	病院事業	下水道事業	その他事業	合 計	
総 収 益	3,175,354	157,203	818,679	86,346	93,572	4,008,969	1,443,652	598,081	10,381,856	
経 常 収 益	3,159,083	156,252	796,230	84,401	93,255	3,979,101	1,440,934	569,684	10,278,940	
うち料金収入	2,854,858	137,106	660,963	78,405	85,406	3,279,572	756,903	448,049	8,301,262	
総 費 用	2,932,996	174,998	813,605	75,778	94,855	4,207,458	1,404,916	537,895	10,242,501	
経 常 費 用	2,916,192	137,795	806,404	74,817	93,111	4,178,800	1,402,846	508,225	10,118,191	
うち	職員給与費	454,182	19,400	292,913	19,423	11,018	1,939,206	125,155	28,347	2,889,644
	減価償却費	829,475	48,681	183,824	19,424	17,985	276,191	520,565	29,170	1,925,315
	支払利息	390,748	24,027	139,216	7,636	4,446	118,146	420,833	27,341	1,132,394
経 常 損 益	242,891	18,457	△ 10,174	9,584	144	△ 199,699	38,088	61,458	160,749	
経 常 利 益	260,699	19,840	29,979	9,600	3,059	10,724	53,597	98,355	485,854	
経 常 損 失	17,808	1,383	40,153	16	2,916	210,423	15,509	36,897	325,105	
純 損 益	242,358	△ 17,796	5,075	10,568	△ 1,283	△ 198,489	38,736	60,186	139,355	
累 積 欠 損 金	127,440	56,918	2,269,888	1,600	42,436	1,873,568	203,775	234,076	4,809,702	
不 良 債 務	1,718	-	203,325	-	-	95,262	29,536	33,128	362,969	
累 積 欠 損 金 比 率	4.3	39.8	324.8	2.0	48.0	53.6	16.3	43.8	51.9	
不 良 債 務 比 率	0.1	-	29.1	-	-	2.7	2.4	6.2	3.9	
経 常 収 支 比 率	108.3	113.4	98.7	112.8	100.2	95.2	102.7	112.1	101.6	
総 事 業 数	1,433	151	64	31	35	669	232	251	2,866	
うち建設中	13	4	1	-	-	1	7	2	28	
赤字事業数の割合	15.5	19.7	46.0	3.2	28.6	78.9	46.2	45.4	36.4	
累積欠損金を有する事業数の割合	18.1	23.1	68.3	6.5	45.7	82.8	55.6	50.6	40.7	

- (注) 1 水道事業には、簡易水道事業を含む。以下第 119 表までにおいて同じ。
 2 不良債務は、再建債を加算しないものである。
 3 赤字事業数の割合及び累積欠損金を有する事業数の割合は、建設中を除く全事業数に対する経常損失を生じた事業数の割合である。

その 2 経常費用の性質別構成及び対営業収益比率の状況

(単位 百万円・%)

区分	水道事業			工業用水道事業			交通事業			電気事業			ガス事業			病院事業			下水道事業			その他事業			合 計		
	金 額	構 成 比	対 営 業 収 益 比	金 額	構 成 比	対 営 業 収 益 比	金 額	構 成 比	対 営 業 収 益 比	金 額	構 成 比	対 営 業 収 益 比	金 額	構 成 比	対 営 業 収 益 比	金 額	構 成 比	対 営 業 収 益 比	金 額	構 成 比	対 営 業 収 益 比	金 額	構 成 比	対 営 業 収 益 比			
職 員 給 与 費	454,182	15.8	15.2	19,400	14.1	13.5	292,913	36.4	41.9	19,423	26.6	23.9	11,018	12.4	12.5	1,939,206	46.4	55.5	125,155	8.9	10.0	28,347	5.6	5.3	2,889,644	28.7	31.2
減 価 償 却 費	829,475	28.8	27.8	48,681	35.5	34.0	183,824	22.8	26.3	19,424	26.6	23.9	17,985	20.3	20.4	276,191	6.6	7.9	520,565	37.2	41.7	29,170	5.8	5.5	1,925,315	19.1	20.8
支 払 利 息	390,748	13.6	13.1	24,027	17.5	16.8	139,216	17.3	19.9	7,636	10.5	9.4	4,446	5.0	5.0	118,146	2.8	3.4	420,833	30.1	33.7	27,341	5.4	5.1	1,132,394	11.3	12.2
その他	1,201,241	41.8	40.4	45,093	32.9	31.5	189,218	23.5	27.1	26,450	36.3	32.6	55,271	62.3	62.5	1,845,257	44.2	52.8	332,481	23.8	26.7	422,106	83.2	79.0	4,117,115	40.9	44.4
計	2,875,646	100.0	96.5	137,201	100.0	95.8	805,171	100.0	115.2	72,933	100.0	89.8	88,720	100.0	100.4	4,178,800	100.0	119.6	1,399,034	100.0	112.1	506,964	100.0	94.9	10,064,468	100.0	108.6

- (注) 1 費用合計は、経常費用から受託工事費、附帯事業費、材料及び不用品売却原価を除いたものである。
 2 対営業収益比における営業収益は、受託工事収益を除いたものである。

第118表 法適用企業決算の状況（つづき）

その3 資本収支の状況

(単位 百万円・%)

区 分	水道事業	工業用 水道事業	交通事業	電気事業	ガス事業	病院事業	下水道 事業	その他 事業	合 計
資 本 的 収 入 額 (A)	745,781	91,438	391,432	17,303	8,833	457,944	1,041,848	498,603	3,253,182
企 業 債	420,380	46,954	220,903	257	3,292	249,312	625,686	141,374	1,708,157
(うち建設改良のための企業債)	332,553	10,090	121,282	257	2,234	247,908	376,211	78,290	1,168,826
他 会 計 出 資 金	82,005	4,375	51,241	-	-	69,325	51,104	3,927	261,978
他 会 計 借 入 金	8,406	14,074	9,263	-	750	31,831	12,734	16,737	93,794
他 会 計 補 助 金	10,237	3,774	48,410	-	317	6,280	65,980	3,168	138,166
そ の 他	224,753	22,261	61,615	17,046	4,474	101,196	286,344	333,397	1,051,087
翌年度に繰り越される 支出の財源充当額 (B)	11,100	186	11,403	-	-	2,496	24,593	2,603	52,381
前年度許可債で 当年度収入分 (C)	2,211	380	1,818	-	-	2,453	22,258	70	29,191
純 計 (A) - (B) + (C) (D)	732,470	90,872	378,211	17,303	8,833	452,995	994,996	495,930	3,171,611
資 本 的 支 出 額 (E)	1,841,278	172,452	566,418	39,928	30,049	646,453	1,623,791	570,198	5,490,567
建 設 改 良 費	998,837	42,930	229,784	13,207	14,266	328,412	723,307	214,507	2,565,249
(うち職員給与費)	52,102	816	10,076	22	667	1,076	35,424	8,492	108,676
企 業 債 償 還 金	750,038	71,285	300,452	14,336	12,929	253,216	872,185	244,557	2,518,999
(うち建設改良のための 企業債償還金)	674,798	62,162	215,178	14,336	12,208	251,923	696,805	215,196	2,142,606
そ の 他	92,403	58,237	36,182	12,385	2,854	64,825	28,299	111,134	406,319
資本的収入が資本的支出に 不足する額 (F)	1,111,496	81,746	188,213	26,410	21,215	199,470	629,129	232,573	2,490,253
補 て ん 財 源 (G)	1,105,857	81,435	138,238	26,410	21,215	175,692	609,063	221,468	2,379,378
補てん財源不足額 (F) - (G) (H)	5,639	311	49,975	-	-	23,778	20,067	11,105	110,875
財 源 不 足 率 (H) / (E) × 100	0.3	0.2	8.8	-	-	3.7	1.2	1.9	2.0

(注) 「資本的収入が資本的支出に不足する額」の算出は、「D - E」がマイナスの団体のみを集計したものである。

第 118 表 法適用企業決算の状況 (つづき)

その 4 資産、負債及び資本に関する調

(単位 百万円・%)

区 分	水道事業	工業用 水道事業	交通事業	電気事業	ガス事業	病院事業	下水道 事業	その他 事業	合 計
資 産	30,816,967	2,492,122	7,210,663	717,098	316,466	7,017,985	29,065,200	7,600,385	85,236,886
固 定 資 産	28,144,928	2,274,894	6,858,399	550,694	239,878	5,495,531	28,354,572	2,143,500	74,062,397
土 地 造 成	-	-	-	-	-	-	-	4,302,239	4,302,239
流 動 資 産	2,661,872	216,993	346,791	166,383	68,263	1,402,385	706,900	1,151,442	6,721,028
繰 延 勘 定	10,167	236	5,473	20	8,325	120,070	3,727	3,204	151,222
負 債	1,365,019	314,763	2,163,482	39,894	25,739	794,538	664,741	1,808,399	7,176,574
固 定 負 債	774,084	283,450	1,759,123	26,456	13,727	183,485	259,500	1,160,225	4,460,051
流 動 負 債	590,935	31,313	404,359	13,439	12,011	611,052	405,240	648,174	2,716,523
資 本	29,451,948	2,177,360	5,047,181	677,203	290,727	6,223,447	28,400,459	5,791,986	78,060,312
自 己 資 本 金	7,487,544	528,016	1,762,626	381,375	77,186	2,433,749	3,531,297	2,377,682	18,579,475
借 入 資 本 金	10,631,329	750,250	3,398,517	176,448	166,651	4,072,356	12,665,499	2,427,452	34,288,502
資 本 剰 余 金	10,642,257	899,916	2,051,208	47,652	78,500	1,458,021	12,331,891	447,338	27,956,784
利 益 剰 余 金	690,818	△ 823	△ 2,165,170	71,729	△ 31,611	△ 1,740,678	△ 128,228	539,513	△ 2,764,450
自己資本構成比率	61.1	57.3	22.9	69.8	39.2	30.7	54.1	44.3	51.4
固定資産対 長期資本比率	93.1	92.4	100.8	78.3	78.8	85.8	98.9	30.8	89.8
流動比率	450.5	693.0	85.8	1,238.1	568.3	229.5	174.4	177.6	247.4
企業債償還額対 減価償却額比率	81.4	127.7	117.1	73.8	67.9	91.2	133.9	737.7	111.3
料金収入に対する企 業債元利償還金比率	37.2	62.8	52.6	28.0	19.5	11.2	147.6	54.0	39.3
不 良 債 務	1,718	-	203,325	-	-	95,262	29,536	33,128	362,969
不 良 債 務 比 率	0.1	-	29.1	-	-	2.7	2.4	6.2	3.9

(注) 不良債務は、再建債を加算しないものである。

資料編

第119表 法適用企業の事業別決算の推移

(単位 百万円・%)

区分	平成12年度	13	14	15	16	17	18	
水道事業	経常利益	(1,545) 184,701	(1,494) 160,463	(1,556) 180,367	(1,531) 206,635	(1,410) 246,247	(1,200) 254,600	(1,200) 260,699
	経常損失	(457) 29,624	(508) 44,776	(440) 30,686	(440) 32,756	(342) 23,741	(236) 15,082	(220) 17,808
	累積欠損金	110,096	122,985	127,192	133,470	131,982	124,039	127,440
	赤字事業数の割合	22.8	25.4	22.0	22.3	19.5	16.4	15.5
	累積欠損金比率	3.7	4.1	4.2	4.5	4.4	4.1	4.3
工業用水道事業	経常利益	(112) 14,588	(114) 16,229	(112) 17,454	(121) 19,556	(121) 20,758	(120) 20,561	(118) 19,840
	経常損失	(29) 2,423	(27) 2,684	(31) 3,843	(23) 6,028	(22) 1,749	(24) 2,001	(29) 1,383
	累積欠損金	21,980	21,132	21,529	21,617	20,911	21,674	56,918
	赤字事業数の割合	20.6	19.1	21.7	16.0	15.4	16.7	19.7
	累積欠損金比率	14.8	14.0	14.4	14.6	14.3	15.1	39.8
交通事業	経常利益	(28) 2,504	(29) 2,253	(34) 3,058	(38) 11,769	(37) 13,400	(28) 21,859	(34) 29,979
	経常損失	(46) 191,631	(44) 178,316	(39) 156,352	(34) 87,556	(32) 77,301	(36) 52,703	(29) 40,153
	累積欠損金	2,574,834	2,556,552	2,691,855	2,324,499	2,384,383	2,275,639	2,269,888
	赤字事業数の割合	62.2	60.3	53.4	47.2	46.4	56.3	46.0
	累積欠損金比率	359.9	356.3	380.4	332.2	344.9	326.6	324.8
電気事業	経常利益	(34) 13,030	(34) 10,218	(34) 10,611	(32) 10,567	(32) 10,587	(29) 8,027	(30) 9,600
	経常損失	(-) -	(-) -	(-) -	(1) 343	(1) 545	(2) 569	(1) 16
	累積欠損金	260	-	-	335	2,588	1,796	1,600
	赤字事業数の割合	-	-	-	3.0	3.0	6.5	3.2
	累積欠損金比率	0.3	-	-	0.4	3.0	2.2	2.0
ガス事業	経常利益	(59) 3,977	(52) 3,929	(50) 4,276	(47) 3,731	(31) 2,786	(24) 3,288	(25) 3,059
	経常損失	(10) 5,535	(12) 4,458	(11) 4,896	(11) 3,595	(16) 5,715	(13) 5,068	(10) 2,916
	累積欠損金	19,502	22,225	27,561	29,534	34,526	38,921	42,436
	赤字事業数の割合	14.5	18.8	18.0	19.0	34.0	35.1	28.6
	累積欠損金比率	20.7	24.1	30.0	32.7	39.6	45.3	48.0
病院事業	経常利益	(397) 39,609	(389) 40,585	(278) 25,855	(295) 35,478	(246) 25,804	(211) 21,881	(141) 10,724
	経常損失	(359) 110,382	(365) 103,708	(483) 147,893	(457) 128,685	(482) 157,528	(463) 164,926	(527) 210,423
	累積欠損金	1,320,093	1,388,212	1,512,317	1,619,023	1,682,577	1,781,961	1,873,568
	赤字事業数の割合	47.5	48.4	63.5	60.8	66.2	68.7	78.9
	累積欠損金比率	36.1	37.5	41.5	44.2	46.4	48.9	53.6
下水道事業	経常利益	(70) 30,284	(83) 33,653	(90) 36,275	(106) 41,627	(112) 53,205	(112) 55,294	(121) 53,597
	経常損失	(51) 16,941	(58) 13,039	(70) 11,809	(72) 11,221	(83) 12,288	(93) 12,591	(104) 15,509
	累積欠損金	201,165	205,994	210,087	207,115	199,251	206,323	203,775
	赤字事業数の割合	42.1	41.1	43.8	40.4	42.6	45.4	46.2
	累積欠損金比率	17.8	17.9	18.1	17.8	16.8	17.0	16.3
その他事業	経常利益	(149) 20,550	(157) 77,349	(172) 46,063	(167) 70,363	(154) 141,824	(145) 178,419	(136) 98,355
	経常損失	(146) 33,121	(142) 18,384	(121) 21,070	(120) 23,567	(121) 81,750	(108) 56,894	(113) 36,897
	累積欠損金	626,579	116,062	151,472	162,512	240,856	214,130	234,076
	赤字事業数の割合	49.5	47.5	41.3	41.8	44.0	42.7	45.4
	累積欠損金比率	273.6	24.8	49.2	29.7	25.4	23.1	43.8
合計	経常利益	(2,394) 309,242	(2,352) 344,680	(2,326) 323,961	(2,337) 399,727	(2,143) 514,611	(1,869) 563,929	(1,805) 485,854
	経常損失	(1,098) 389,657	(1,156) 365,367	(1,195) 376,550	(1,158) 293,750	(1,099) 360,618	(975) 309,835	(1,033) 325,105
	累積欠損金	4,874,510	4,433,163	4,742,014	4,498,106	4,697,072	4,664,483	4,809,702
	赤字事業数の割合	31.4	33.0	33.9	33.1	33.9	34.3	36.4
	累積欠損金比率	53.9	47.2	51.7	47.9	48.0	47.6	51.9

(注) 1 () 書きは、事業数を示す。ただし、建設中の事業は含まない。

2 赤字事業数とは、経常損失を生じた事業数のことである。

第 120 表 法非適用企業決算の状況

(単位 百万円・%)

区 分	簡易水道事業	交通事業	電気事業	下水道事業	港湾整備事業	市場事業	と畜場事業	観光施設事業	宅地造成事業	有料道路事業	駐車場整備事業	介護サービス事業	合計
収益的収支													
総収益(A)	105,241	8,529	14,511	1,512,868	63,258	56,971	18,556	59,508	172,118	887	36,111	145,032	2,193,588
(営業収益)	76,116	4,017	13,850	1,025,315	47,182	37,876	7,553	32,256	146,364	887	29,636	120,453	1,541,505
総収益のうち													
料金収入	73,254	3,937	13,677	670,524	45,471	31,595	7,137	29,197	133,843	866	29,429	118,969	1,157,899
他会計繰入金	25,658	1,706	304	454,245	11,260	12,122	10,031	20,767	12,393	-	5,841	21,669	575,997
総費用(B)	82,054	8,375	5,318	1,263,569	37,779	48,784	17,509	49,455	26,835	417	21,424	138,826	1,700,344
うち													
職員給与	15,122	3,821	519	84,574	2,698	11,717	4,431	7,012	1,970	18	419	65,448	197,749
支払利息	26,971	149	450	582,723	17,605	6,639	1,534	1,394	12,177	95	5,635	5,305	660,678
収支差引(A)-(B)(C)	23,187	154	9,192	249,299	25,479	8,187	1,047	10,053	145,283	470	14,687	6,206	493,244
資本的収支													
資本的収入(D)	126,369	752	2,979	2,253,641	81,135	34,451	5,808	21,386	225,004	139	18,143	17,319	2,787,125
うち													
地方債	54,366	1	1,879	927,892	46,303	14,015	311	2,344	94,074	-	1,500	3,315	1,146,001
他会計繰入金	35,473	635	156	563,415	13,632	13,185	4,479	14,416	82,734	-	13,180	11,460	752,767
国庫補助金	26,106	17	-	582,438	-	149	7	192	12,481	-	1,686	29	623,104
都道府県補助金	2,009	93	-	16,504	-	5,163	147	123	900	-	577	815	26,331
資本的支出(E)	146,540	1,138	11,790	2,510,760	104,679	41,649	6,527	25,034	347,812	1,468	32,448	21,112	3,250,955
うち													
建設改良費	100,768	44	2,763	1,555,088	30,647	23,010	782	7,315	138,139	41	6,856	5,560	1,871,012
地方債償還金	45,012	1,092	2,461	942,696	73,259	17,903	4,878	9,001	181,305	1,137	21,007	13,955	1,313,706
他会計繰出金	210	-	6,514	4,703	767	360	124	3,640	18,022	290	4,009	1,202	39,840
収支差引(D)-(E)(F)	△ 20,171	△ 386	△ 8,811	△ 257,119	△ 23,544	△ 7,198	△ 719	△ 3,648	△ 122,808	△ 1,329	△ 14,305	△ 3,792	△ 463,830
収支再差引(C)+(F)(G)	3,016	△ 232	381	△ 7,820	1,935	989	328	6,405	22,475	△ 858	382	2,414	29,414
形式収支(H)	9,296	△ 822	1,667	80,492	4,455	△ 1,843	△ 140	△ 2,244	12,459	85	△ 4,058	8,861	108,207
翌年度に繰り越すべき財源(I)	1,329	9	27	29,888	1,213	201	7	990	19,787	66	86	619	54,222
実質収支(H)-(I)	7,967	△ 831	1,640	50,604	3,242	△ 2,044	△ 147	△ 3,234	△ 7,327	18	△ 4,144	8,242	53,985
黒字	8,855	133	1,640	88,351	6,083	1,950	828	3,542	36,831	18	2,738	8,555	159,523
赤字	888	964	-	37,747	2,841	3,994	975	6,776	44,158	-	6,882	313	105,538
赤字事業数割合	1.8	26.2	-	2.6	11.3	6.1	5.2	8.4	10.7	-	9.8	2.7	4.0
赤字比率	1.2	24.0	-	3.7	6.0	10.6	12.9	21.0	30.3	-	23.2	0.9	6.9

(注) 1 営業収益は、受託工事収益を除いた額である。
 2 赤字事業数割合とは、建設中の事業を除いた総事業数に対する実質赤字を生じた事業数の割合である。
 3 赤字比率とは、営業収益に対する実質赤字額の割合である。

資料編

第 121 表 国民健康保険事業決算の状況

その 1 収支の状況

(1) 事業勘定

(単位 百万円)

区 分	平成 18 年 度						平成 17 年 度						比 較		
	団 体 数	実質収支 (A)	財 政 措 置 額			再差引 収 支 (A)-(B)- (C)+(D)	団 体 数	実質収支 (E)	財 政 措 置 額			再差引 収 支 (E)-(F)- (G)+(H)	団 体 数	実質 収支	再差引 収 支
			財政援 助額(B)	繰入金 (C)	繰出金 (D)				財政援 助額(F)	繰入金 (G)	繰出金 (H)				
全 市 町 村	1,827	134,772	112,028	347,701	21,534	△ 303,423	1,844	132,459	121,223	351,355	13,451	△ 326,667	△ 17	2,313	23,244
黒字の団体	1,067	200,008	28,725	40,636	2,373	133,020	1,085	194,493	31,896	38,224	2,613	126,986	△ 18	5,515	6,034
赤字の団体	760	△ 65,235	83,303	307,065	19,161	△ 436,442	759	△ 62,034	89,327	313,131	10,838	△ 453,653	1	△ 3,201	17,211
大 都 市	15	△ 51,055	14,567	128,072	18,225	△ 175,468	14	△ 42,773	22,349	133,168	9,531	△ 188,758	1	△ 8,282	13,290
黒字の団体	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
赤字の団体	15	△ 51,055	14,567	128,072	18,225	△ 175,468	14	△ 42,773	22,349	133,168	9,531	△ 188,758	1	△ 8,282	13,290
中 核 市	37	1,164	16,433	36,558	26	△ 51,802	37	△ 4,775	14,633	34,717	39	△ 54,086	-	5,939	2,284
黒字の団体	9	15,438	4,638	5,494	-	5,306	10	14,788	4,252	5,618	3	4,922	△ 1	650	384
赤字の団体	28	△ 14,275	11,795	31,064	26	△ 57,108	27	△ 19,563	10,382	29,100	36	△ 59,008	1	5,288	1,900
特 例 市	39	5,213	10,876	29,486	28	△ 35,122	39	1,195	11,723	27,925	30	△ 38,423	-	4,018	3,301
黒字の団体	8	5,073	497	1,978	12	2,610	5	2,833	176	1,290	-	1,367	3	2,240	1,243
赤字の団体	31	140	10,380	27,508	15	△ 37,732	34	△ 1,637	11,547	26,636	30	△ 39,790	△ 3	1,777	2,058
都 市	690	103,572	49,826	130,096	2,543	△ 73,807	686	102,132	52,105	131,370	2,686	△ 78,657	4	1,440	4,850
黒字の団体	364	104,980	13,390	24,201	1,816	69,204	366	101,719	15,631	21,794	1,728	66,023	△ 2	3,261	3,181
赤字の団体	326	△ 1,408	36,435	105,895	727	△ 143,011	320	413	36,475	109,576	959	△ 144,680	6	△ 1,821	1,669
町 村	1,020	54,783	16,044	23,230	711	16,220	1,042	53,979	15,740	23,920	1,164	15,483	△ 22	804	737
黒字の団体	664	53,848	6,490	8,806	544	39,097	681	52,817	7,592	9,370	882	36,737	△ 17	1,031	2,360
赤字の団体	356	934	9,554	14,424	167	△ 22,877	361	1,162	8,149	14,550	282	△ 21,254	△ 5	△ 228	△ 1,623
一部事務組合等	3	941	473	259	-	210	3	911	381	254	-	276	-	30	△ 66
黒字の団体	2	840	288	157	-	394	2	714	233	153	-	328	-	126	66
赤字の団体	1	101	184	101	-	△ 185	1	197	147	101	-	△ 52	-	△ 96	△ 133
特 別 区	23	20,155	3,810	-	-	16,345	23	21,789	4,292	-	-	17,497	-	△ 1,634	△ 1,152
黒字の団体	20	19,829	3,422	-	-	16,407	21	21,622	4,013	-	-	17,609	△ 1	△ 1,793	△ 1,202
赤字の団体	3	327	388	-	-	△ 61	2	167	279	-	-	△ 112	1	160	51

(注) 「黒字の団体」、「赤字の団体」の区分は、再差引収支による。

(2) 直診勘定

(単位 百万円)

区 分	平成 18 年 度				平成 17 年 度				比 較		
	団 体 数	実質収支 (A)	財政措置額 (B)	再差引収支 (A)-(B)	団 体 数	実質収支 (C)	財政措置額 (D)	再差引収支 (C)-(D)	団 体 数	実質収支	再差引 収 支
全 市 町 村	391	882	11,297	△ 10,415	406	1,404	11,580	△ 10,176	△ 15	△ 522	△ 239
黒字の団体	370	3,984	10,738	△ 6,754	380	4,497	10,716	△ 6,219	△ 10	△ 513	△ 535
赤字の団体	21	△ 3,102	559	△ 3,661	26	△ 3,093	864	△ 3,957	△ 5	△ 9	296
大 都 市	1	-	48	△ 48	1	-	39	△ 39	-	-	△ 9
黒字の団体	1	-	48	△ 48	1	-	39	△ 39	-	-	△ 9
赤字の団体	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中 核 市	9	175	125	50	11	203	101	101	△ 2	△ 28	△ 51
黒字の団体	8	181	125	56	10	205	101	104	△ 2	△ 24	△ 48
赤字の団体	1	△ 6	-	△ 6	1	△ 3	-	△ 3	-	△ 3	△ 3
特 例 市	9	100	140	△ 39	10	83	214	△ 130	△ 1	17	91
黒字の団体	9	100	140	△ 39	9	97	134	△ 37	-	3	△ 2
赤字の団体	-	-	-	-	1	△ 14	80	△ 94	△ 1	14	94
都 市	163	1,072	5,409	△ 4,337	169	1,469	5,650	△ 4,181	△ 6	△ 397	△ 156
黒字の団体	155	1,929	5,109	△ 3,180	161	2,302	5,485	△ 3,183	△ 6	△ 373	3
赤字の団体	8	△ 857	300	△ 1,157	8	△ 833	166	△ 998	-	△ 24	△ 159
町 村	208	△ 489	5,575	△ 6,063	214	△ 373	5,575	△ 5,948	△ 6	△ 116	△ 115
黒字の団体	196	1,751	5,316	△ 3,565	198	1,871	4,956	△ 3,086	△ 2	△ 120	△ 479
赤字の団体	12	△ 2,239	259	△ 2,498	16	△ 2,244	619	△ 2,863	△ 4	5	365
一部事務組合等	1	23	-	23	1	22	-	22	-	1	1
黒字の団体	1	23	-	23	1	22	-	22	-	1	1
赤字の団体	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(注) 「黒字の団体」、「赤字の団体」の区分は、実質収支による。

第 121 表 国民健康保険事業決算の状況 (つづき)

その2 歳入歳出内訳

(1) 事業勘定

ア 歳入

(単位 百万円・%)

区 分	平成 18 年度	平成 17 年度	増減額	決算額構成比		増 減 率	
				18 年度	17 年度	18 年度	17 年度
保 険 税 (料)	3,715,527	3,612,780	102,747	30.6	31.7	2.8	2.7
うち退職被保険者分	822,606	732,629	89,977	6.8	6.4	12.3	11.4
一 部 負 担 金	19	3	16	0.0	0.0	533.3	△ 57.1
うち退職被保険者分	7	1	6	0.0	0.0	600.0	0.0
国 庫 支 出 金	3,281,714	3,487,576	△ 205,862	27.1	30.6	△ 5.9	△ 6.5
療養給付費等負担金	2,494,854	2,670,538	△ 175,684	20.6	23.4	△ 6.6	△ 8.1
財政調整交付金等	786,860	817,038	△ 30,178	6.5	7.2	△ 3.7	△ 1.0
療養給付費交付金	2,343,341	2,106,632	236,709	19.3	18.5	11.2	15.1
都道府県支出金	553,340	425,275	128,065	4.6	3.7	30.1	546.7
財源補てん的なもの	112,028	121,223	△ 9,195	0.9	1.1	△ 7.6	123.6
その他のもの	441,312	304,052	137,260	3.7	2.6	45.1	2,533.9
共同事業交付金	719,888	217,454	502,434	5.9	1.9	231.1	6.7
他会計繰入金	1,176,809	1,176,262	547	9.7	10.3	0.0	1.6
財源補てん的なもの	347,701	351,355	△ 3,654	2.9	3.1	△ 1.0	0.2
保険基盤安定制度に係るもの	457,430	443,604	13,826	3.8	3.9	3.1	4.7
高医療費基準超過額に係るもの	1,580	1,464	116	0.0	0.0	7.9	△ 33.2
その他のもの	370,098	379,839	△ 9,741	3.0	3.3	△ 2.6	△ 0.5
基金繰入金	52,911	82,821	△ 29,910	0.4	0.7	△ 36.1	△ 2.5
繰越金	247,003	257,061	△ 10,058	2.0	2.3	△ 3.9	5.2
その他の収入	34,834	35,149	△ 315	0.4	0.3	△ 0.9	5.0
歳入合計	12,125,386	11,401,013	724,373	100.0	100.0	6.4	4.9

資料編

第 121 表 国民健康保険事業決算の状況 (つづき)

その 2 歳入歳出内訳 (つづき)

(1) 事業勘定 (つづき)

イ 歳 出

(単位 百万円・%)

区 分	平成 18 年度	平成 17 年度	増減額	決算額構成比		増 減 率	
				18 年度	17 年度	18 年度	17 年度
総 務 費	220,477	223,348	△ 2,871	1.8	2.0	△ 1.3	△ 3.4
一 般 管 理 費	143,927	144,939	△ 1,012	1.2	1.3	△ 0.7	△ 1.6
賦 課 徴 収 費	54,331	55,719	△ 1,388	0.5	0.5	△ 2.5	△ 5.8
連 合 会 負 担 金	5,864	6,091	△ 227	0.0	0.1	△ 3.7	0.7
そ の 他 の 総 務 費	16,355	16,599	△ 244	0.1	0.1	△ 1.5	△ 11.7
保 険 給 付 費	7,776,463	7,448,635	327,828	64.9	66.1	4.4	9.1
療 養 諸 費 等	7,593,164	7,272,594	320,570	63.4	64.6	4.4	9.5
そ の 他 の 給 付 費	157,818	151,370	6,448	1.3	1.3	4.3	△ 4.4
診 療 報 酬 審 査 支 払 手 数 料	25,481	24,671	810	0.2	0.2	3.3	3.5
老 人 保 健 拠 出 金	2,257,049	2,408,484	△ 151,435	18.8	21.4	△ 6.3	△ 7.0
老 人 保 健 医 療 費 拠 出 金	2,223,486	2,374,791	△ 151,305	18.6	21.1	△ 6.4	△ 7.1
老 人 保 健 事 務 費 拠 出 金	33,563	33,693	△ 130	0.3	0.3	△ 0.4	△ 0.9
介 護 給 付 費 納 付 金	712,174	705,769	6,405	5.9	6.3	0.9	13.5
共 同 事 業 拠 出 金	720,091	215,056	505,035	6.0	1.9	234.8	6.8
共 同 事 業 医 療 費 拠 出 金	527,545	214,732	312,813	4.4	1.9	145.7	6.9
共 同 事 業 事 務 費 拠 出 金	15,571	262	15,309	0.1	0.0	5,843.1	73.5
そ の 他 の 共 同 事 業 拠 出 金	176,975	62	176,913	1.5	0.0	285,343.5	△ 79.9
保 健 事 業 費	38,602	38,755	△ 153	0.3	0.3	△ 0.4	△ 12.6
繰 出 金	31,368	20,981	10,387	0.3	0.2	49.5	5.8
財 源 補 て ん 的 な も の	21,534	13,451	8,083	0.2	0.1	60.1	7.2
そ の 他 の も の	9,834	7,530	2,304	0.1	0.1	30.6	3.5
基 金 積 立 金	27,895	28,254	△ 359	0.2	0.3	△ 1.3	△ 9.2
公 債 費	1,057	723	334	0.0	0.0	46.2	40.1
元 利 償 還 金	521	420	101	0.0	0.0	24.0	156.1
一 時 借 入 金 利 子	537	302	235	0.0	0.0	77.8	△ 14.2
前 年 度 繰 上 充 用 金	127,978	116,486	11,492	1.1	1.0	9.9	△ 1.1
そ の 他 の 支 出	72,036	60,037	11,999	0.7	0.5	20.0	80.7
歳 出 合 計	11,985,190	11,266,528	718,662	100.0	100.0	6.4	5.1

資料編

第 121 表 国民健康保険事業決算の状況 (つづき)

その2 歳入歳出内訳 (つづき)

(2) 直診勘定

ア 歳 入

(単位 百万円・%)

区 分	平成 18 年度	平成 17 年度	増減額	決算額構成比		増 減 率	
				18 年度	17 年度	18 年度	17 年度
診 療 収 入	49,646	53,048	△ 3,402	68.9	69.9	△ 6.4	△ 0.6
国 庫 支 出 金	1,664	1,580	84	2.3	2.1	5.3	△ 13.9
財 政 調 整 交 付 金	1,365	1,466	△ 101	1.9	1.9	△ 6.9	△ 10.9
そ の 他	299	114	185	0.4	0.2	162.3	△ 40.0
都 道 府 県 支 出 金	360	388	△ 28	0.5	0.5	△ 7.2	22.8
他 会 計 繰 入 金	11,549	11,817	△ 268	16.0	15.6	△ 2.3	△ 13.2
普通会計からのもの	10,584	10,776	△ 192	14.7	14.2	△ 1.8	△ 8.9
事業勘定からのもの	746	930	△ 184	1.0	1.2	△ 19.8	△ 43.7
その他の会計からのもの	219	111	108	0.3	0.2	97.3	△ 19.0
基 金 繰 入 金	308	810	△ 502	0.4	1.1	△ 62.0	△ 69.0
繰 越 金	5,040	4,860	180	7.0	6.4	3.7	△ 6.4
地 方 債	1,731	1,177	554	2.4	1.6	47.1	△ 51.7
そ の 他 の 収 入	1,756	2,194	△ 438	2.5	2.8	△ 20.0	△ 3.8
歳 入 合 計	72,054	75,874	△ 3,820	100.0	100.0	△ 5.0	△ 7.1

イ 歳 出

(単位 百万円・%)

区 分	平成 18 年度	平成 17 年度	増減額	決算額構成比		増 減 率	
				18 年度	17 年度	18 年度	17 年度
総 務 費	36,070	37,980	△ 1,910	51.0	51.3	△ 5.0	△ 3.4
医 業 費	24,891	25,940	△ 1,049	35.2	35.1	△ 4.0	△ 1.7
施 設 整 備 費	2,175	1,820	355	3.1	2.5	19.5	△ 58.2
繰 出 金	252	237	15	0.4	0.3	6.3	△ 83.6
普通会計に対するもの	208	168	40	0.3	0.2	23.8	△ 85.0
事業勘定に対するもの	11	12	△ 1	0.0	0.0	△ 8.3	△ 91.5
その他の会計に対するもの	33	57	△ 24	0.1	0.1	△ 42.1	△ 70.0
基 金 積 立 金	628	559	69	0.9	0.8	12.3	△ 24.8
公 債 費	3,580	3,722	△ 142	5.1	5.0	△ 3.8	6.7
元 利 償 還 金	3,575	3,711	△ 136	5.1	5.0	△ 3.7	6.9
一 時 借 入 金 利 子	5	11	△ 6	0.0	0.0	△ 54.5	△ 35.3
前 年 度 繰 上 充 用 金	3,041	3,174	△ 133	4.3	4.3	△ 4.2	△ 12.3
そ の 他 の 支 出	108	535	△ 427	0.0	0.7	△ 79.8	40.4
歳 出 合 計	70,745	73,967	△ 3,222	100.0	100.0	△ 4.4	△ 7.3

資料編

第 122 表 老人保健医療事業決算の状況

その 1 収支の状況

(単位 百万円)

区 分	平成 18 年 度						平成 17 年 度		比 較	
	団体数 (A)	歳入合計 (B)	歳出合計 (C)	歳入歳出差引 (B)-(C) (D)	繰越等 (E)	実質収支 (D)-(E) (F)	団体数 (G)	実質収支 (H)	団体数 (A)-(G)	実質収支 (F)-(H)
市 町 村	1,820	10,472,761	10,456,042	16,719	1,986	14,733	1,837	5,397	△ 17	9,336
黒字の団体	1,367	6,529,589	6,481,429	48,160	714	47,445	1,352	44,800	15	2,645
赤字の団体	453	3,943,172	3,974,613	△ 31,441	1,272	△ 32,713	485	△ 39,403	△ 32	6,690

その 2 歳入歳出内訳

(1) 歳 入

(単位 百万円・%)

区 分	平成 18 年 度		平成 17 年 度		増 減 額	増 減 率
支 払 基 金 交 付 金	5,762,255	55.0	6,334,043	58.4	△ 571,788	△ 9.0
医 療 費 交 付 金	5,721,741	54.6	6,292,664	58.0	△ 570,923	△ 9.1
審 査 支 払 手 数 料 交 付 金	40,514	0.4	41,379	0.4	△ 865	△ 2.1
国 庫 支 出 金	3,037,920	29.0	2,906,294	26.8	131,626	4.5
都 道 府 県 支 出 金	775,713	7.4	736,474	6.8	39,239	5.3
他 会 計 繰 入 金	832,910	8.0	801,811	7.4	31,099	3.9
医 療 費 に 係 る も の	792,912	7.6	762,855	7.0	30,057	3.9
そ の 他 の も の	39,998	0.4	38,956	0.4	1,042	2.7
繰 越 金	44,182	0.4	50,413	0.5	△ 6,231	△ 12.4
そ の 他 の 収 入	19,781	0.2	22,664	0.1	△ 2,883	△ 12.7
歳 入 合 計	10,472,761	100.0	10,851,699	100.0	△ 378,938	△ 3.5

(2) 歳 出

(単位 百万円・%)

区 分	平成 18 年 度		平成 17 年 度		増 減 額	増 減 率
総 務 費	32,822	0.3	31,844	0.3	978	3.1
人 件 費	20,465	0.2	20,629	0.2	△ 164	△ 0.8
そ の 他	12,357	0.1	11,215	0.1	1,142	10.2
医 療 諸 費	10,327,234	98.8	10,726,623	98.9	△ 399,389	△ 3.7
医 療 給 付 費 等	10,059,892	96.2	10,452,196	96.4	△ 392,304	△ 3.8
医 療 費	208,722	2.0	215,659	2.0	△ 6,937	△ 3.2
老人保健施設療養費	451	0.0	394	0.0	57	14.5
老人訪問看護療養費	17,958	0.2	16,924	0.2	1,034	6.1
審 査 支 払 手 数 料	40,211	0.4	41,451	0.4	△ 1,240	△ 3.0
繰 出 金	33,595	0.3	35,182	0.3	△ 1,587	△ 4.5
前 年 度 繰 上 充 用 金	39,001	0.4	28,452	0.3	10,549	37.1
そ の 他 の 支 出	23,390	0.2	22,597	0.2	793	3.5
歳 出 合 計	10,456,042	100.0	10,844,698	100.0	△ 388,656	△ 3.6

(注) 特定療養費は、「医療給付費等」に含まれている。

第123表 介護保険事業決算の状況

その1 収支の状況

(1) 保険事業勘定

(単位 百万円)

区 分	平成18年度						平成17年度						比 較		
	団体数	実質収支 (A)	財 政 措 置 額			再差引収支 (A)-(B)-(C)+(D)	団体数	実質収支 (E)	財 政 措 置 額			再差引収支 (E)-(F)-(G)+(H)	団 体 数	実 質 収 支	再 差 引 収 支
			財 政 援 助 額 (B)	繰入金 (C)	繰出金 (D)				財 政 援 助 額 (F)	繰入金 (G)	繰出金 (H)				
全 市 町 村	1,671	224,726	1,674	5,955	1,667	218,764	1,684	124,901	6,559	7,269	1,743	112,816	△ 13	99,825	105,948
黒字の団体	1,625	223,741	18	3,078	1,618	222,263	1,593	123,731	3,430	2,866	1,669	119,105	32	100,010	103,158
赤字の団体	46	985	1,656	2,876	49	△ 3,499	91	1,170	3,130	4,403	74	△ 6,289	△ 45	△ 185	2,790

(注) 「黒字の団体」、「赤字の団体」の区分は、再差引収支による。

(2) 介護サービス事業勘定

(単位 百万円)

区 分	平成18年度				平成17年度				比 較		
	団体数	実質収支 (A)	財政措置額 (B)	再差引収支 (A)-(B)	団体数	実質収支 (C)	財政措置額 (D)	再差引収支 (C)-(D)	団体数	実質収支	再差引収支
全 市 町 村	744	536	16,337	△ 15,801	354	514	21,793	△ 21,280	390	22	5,479
黒字の団体	724	622	16,160	△ 15,538	342	638	21,712	△ 21,074	382	△ 16	5,536
赤字の団体	20	△ 87	177	△ 264	12	△ 124	82	△ 205	8	37	△ 59

(注) 「黒字の団体」、「赤字の団体」の区分は、実質収支による。

その2 歳入歳出内訳

(1) 保険事業勘定

ア 歳 入

(単位 百万円・%)

区 分	平成18年度	平成17年度	増 減 額	決 算 額 構 成 比		増 減 率	
				18 年 度	17 年 度	18 年 度	17 年 度
保 険 料	1,261,954	983,114	278,840	19.1	15.7	28.4	2.8
国 庫 支 出 金	1,457,131	1,494,227	△ 37,096	22.1	23.9	△ 2.5	4.9
介 護 給 付 費 負 担 金	1,110,045	1,196,096	△ 86,051	16.8	19.1	△ 7.2	5.1
調 整 交 付 金	306,804	295,753	11,051	4.7	4.7	3.7	4.4
そ の 他 の 補 助 金	40,282	2,378	37,904	0.6	0.1	1,593.9	△ 4.0
支 払 基 金 交 付 金	1,812,802	1,877,988	△ 65,186	27.5	30.0	△ 3.5	4.5
都 道 府 県 支 出 金	911,073	741,449	169,624	13.8	11.8	22.9	5.2
財 源 補 て ん 的 な も の	1,674	6,559	△ 4,885	0.0	0.1	△ 74.5	56.2
うち財政安定化基金支出金	1	4,158	△ 4,157	0.0	0.1	△ 100.0	皆増
そ の 他 の も の	909,399	734,890	174,509	13.8	11.7	23.7	4.9
相 互 財 政 安 定 化 事 業 交 付 金	7	315	△ 308	0.0	0.0	△ 97.8	△ 25.5
他 会 計 繰 入 金	996,611	962,902	33,709	15.1	15.4	3.5	4.6
財 源 補 て ん 的 な も の	5,955	7,269	△ 1,314	0.1	0.1	△ 18.1	3.1
一 般 会 計 からのもの12.5%	730,951	729,120	1,831	11.1	11.7	0.3	4.7
そ の 他 の も の	259,705	226,513	33,192	3.9	3.6	14.7	4.1
基 金 繰 入 金	14,488	69,211	△ 54,723	0.2	1.1	△ 79.1	28.6
繰 越 金	119,697	95,469	24,228	1.8	1.5	25.4	31.3
地 方 債	734	19,899	△ 19,165	0.0	0.3	△ 96.3	33.3
うち財政安定化基金貸付金	734	19,899	△ 19,165	0.0	0.3	△ 96.3	33.6
そ の 他 の 収 入	19,090	13,354	5,736	0.4	0.3	43.0	38.2
歳 入 合 計	6,593,587	6,257,928	335,659	100.0	100.0	5.4	5.1

資料編

第123表 介護保険事業決算の状況（つづき）

その2 歳入歳出内訳（つづき）

(1) 保険事業勘定（つづき）

イ 歳 出

(単位 百万円・%)

区 分	平成18年度	平成17年度	増 減 額	決 算 額 構 成 比		増 減 率	
				18 年 度	17 年 度	18 年 度	17 年 度
総 務 費	224,842	226,500	△ 1,658	3.5	3.7	△ 0.7	5.5
保 険 給 付 費	5,878,426	5,813,358	65,068	92.4	94.8	1.1	4.6
介 護 諸 費 等	5,844,119	5,786,398	57,721	91.8	94.4	1.0	4.5
そ の 他 の 給 付 費	25,745	18,304	7,441	0.5	0.3	40.7	20.5
審 査 支 払 手 数 料	8,562	8,656	△ 94	0.1	0.1	△ 1.1	4.3
財 政 安 定 化 基 金 拠 出 金	4,314	5,174	△ 860	0.1	0.1	△ 16.6	0.4
相 互 財 政 安 定 化 事 業 負 担 金	1,128	160	968	0.0	0.0	605.0	△ 36.8
保 健 福 祉 事 業 費	2,395	292	2,103	0.0	0.0	720.2	△ 23.6
繰 出 金	13,211	11,474	1,737	0.2	0.2	15.1	14.7
財 源 補 て ん 的 な も の	1,667	1,743	△ 76	0.0	0.0	△ 4.4	13.8
そ の 他 の も の	11,544	9,731	1,813	0.2	0.2	18.6	14.8
基 金 積 立 金	55,909	24,362	31,547	0.9	0.4	129.5	△ 23.0
公 債 費	17,052	8,297	8,755	0.3	0.1	105.5	5.0
元 利 償 還 金	17,035	8,285	8,750	0.3	0.1	105.6	5.0
一 時 借 入 金 利 子	17	13	4	0.0	0.0	30.8	△ 18.8
前 年 度 繰 上 充 用 金	539	93	446	0.0	0.0	479.6	△ 81.1
そ の 他 の 支 出	165,715	40,173	125,542	2.6	0.7	312.5	114.6
歳 出 合 計	6,363,531	6,129,883	233,648	100.0	100.0	3.8	4.8

第 123 表 介護保険事業決算の状況（つづき）

その 2 歳入歳出内訳（つづき）

(2) 介護サービス事業勘定

ア 歳 入

(単位 百万円・%)

区 分	平成 18 年度	平成 17 年度	増 減 額	決 算 額 構 成 比		増 減 率	
				18 年度	17 年度	18 年度	17 年度
サ ー ビ ス 収 入	8,822	7,586	1,236	33.1	23.9	16.3	△ 22.2
分 担 金 及 び 負 担 金	56	206	△ 150	0.2	0.6	△ 72.8	△ 15.6
使 用 料 及 び 手 数 料	123	102	21	0.5	0.3	20.6	△ 8.1
国 庫 支 出 金	74	26	48	0.3	0.1	184.6	△ 96.4
都 道 府 県 支 出 金	68	251	△ 183	0.3	0.8	△ 72.9	△ 52.1
財 産 収 入	3	0	3	0.0	0.0	0.0	0.0
寄 附 金	0	2	△ 2	0.0	0.0	△ 100.0	100.0
他 会 計 繰 入 金	16,600	21,981	△ 5,381	62.2	69.2	△ 24.5	△ 9.9
普 通 会 計 からのもの	15,970	21,762	△ 5,792	59.9	68.5	△ 26.6	△ 10.5
保 険 事 業 勘 定 からのもの	585	157	428	2.2	0.5	272.6	190.7
そ の 他 の 会 計 からのもの	45	62	△ 17	0.1	0.2	△ 27.4	72.2
基 金 繰 入 金	70	44	26	0.3	0.1	59.1	△ 58.5
繰 越 金	358	574	△ 216	1.3	1.8	△ 37.6	△ 26.7
地 方 債	139	547	△ 408	0.5	1.7	△ 74.6	△ 81.7
そ の 他 の 収 入	359	456	△ 97	1.3	1.5	△ 21.3	△ 31.6
歳 入 合 計	26,672	31,775	△ 5,103	100.0	100.0	△ 16.1	△ 21.2

イ 歳 出

(単位 百万円・%)

区 分	平成 18 年度	平成 17 年度	増 減 額	決 算 額 構 成 比		増 減 率	
				18 年度	17 年度	18 年度	17 年度
総 務 費	5,514	5,043	471	21.1	16.1	9.3	△ 25.5
サ ー ビ ス 事 業 費	8,790	8,857	△ 67	33.7	28.4	△ 0.8	△ 16.9
施 設 整 備 費	642	1,194	△ 552	2.5	3.8	△ 46.2	△ 79.3
基 金 積 立 金	65	132	△ 67	0.3	0.4	△ 50.8	△ 56.4
公 債 費	10,423	15,624	△ 5,201	39.9	50.0	△ 33.3	0.2
元 利 償 還 金	10,423	15,624	△ 5,201	39.9	50.0	△ 33.3	0.2
一 時 借 入 金 利 子	0	0	0	0.0	0.0	0.0	△ 100.0
他 会 計 繰 出 金	263	188	75	1.0	0.6	39.9	△ 53.2
普 通 会 計 対 するもの	138	147	△ 9	0.5	0.5	△ 6.1	△ 55.5
保 険 事 業 勘 定 対 するもの	102	14	88	0.4	0.0	628.6	△ 67.4
そ の 他 の 会 計 対 するもの	23	27	△ 4	0.1	0.1	△ 14.8	△ 6.9
前 年 度 繰 上 充 用 金	8	57	△ 49	0.0	0.2	△ 86.0	皆増
そ の 他 の 支 出	400	143	257	1.5	0.5	179.7	45.9
歳 出 合 計	26,105	31,238	△ 5,133	100.0	100.0	△ 16.4	△ 21.1

資料編

第124表 収益事業決算の状況

その1 収支の状況（団体別）

（単位 百万円）

区 分	平成 18 年 度										平成 17 年 度		比 較	
	団体数 (A)	歳入合計 (B)	歳出合計 (C)	歳入歳出 差 引 (B)-(C) (D)	翌年度に 繰り越す べき財源 (E)	繰入金 (F)	繰出金 (G)	未収金 (H)	未払金 (I)	再 差 引 (D)-(E)-(F) +(G)+(H)-(I) (J)	団体数 (K)	再 差 引 (L)	団体数 (A)-(K)	再 差 引 (J)-(L)
都 道 府 県	47	557,682	549,344	8,338	-	3,591	367,808	-	-	372,556	47	370,306	-	2,250
黒字の団体	47	557,682	549,344	8,338	-	3,591	367,808	-	-	372,556	47	370,306	-	2,250
赤字の団体	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
市 町 村	114	2,827,793	2,854,759	△ 26,966	7,227	13,021	110,039	2,868	7,132	58,561	122	66,846	△ 8	△ 8,285
黒字の団体	76	2,018,772	1,983,105	35,667	1,515	4,578	109,336	1,197	2,364	137,743	82	127,748	△ 6	9,995
赤字の団体	38	809,021	871,654	△ 62,633	5,712	8,443	703	1,670	4,768	△ 79,182	40	△ 60,902	△ 2	△ 18,280
合 計	161	3,385,475	3,404,102	△ 18,627	7,227	16,611	477,847	2,868	7,132	431,116	169	437,152	△ 8	△ 6,036
黒字の団体	123	2,576,454	2,532,448	44,006	1,515	8,168	477,144	1,197	2,364	510,298	129	498,054	△ 6	12,244
赤字の団体	38	809,021	871,654	△ 62,633	5,712	8,443	703	1,670	4,768	△ 79,182	40	△ 60,902	△ 2	△ 18,280

その2 収支の状況（事業別）

（単位 百万円・%）

区 分	競 馬 事 業	自 転 車 競 走 事 業	小 型 自 動 車 競 走 事 業	モ ー タ ー ボ ー ト 競 走 事 業	宝 く じ 事 業	合 計
歳 入 合 計 (A)	439,797	934,806	125,995	1,420,576	464,302	3,385,475
歳 出 合 計 (B)	484,439	932,506	125,251	1,398,570	463,336	3,404,102
歳 入 歳 出 差 引 (A)-(B) (C)	△ 44,642	2,299	743	22,006	966	△ 18,627
翌年度に繰り越すべき財源 (D)	5,712	246	-	1,270	-	7,227
繰 入 金 (E)	1,810	10,031	2,429	2,341	-	16,611
繰 出 金 (F)	91	5,954	332	10,343	461,126	477,847
未 収 金 (G)	1,275	37	-	1,556	-	2,868
未 払 金 (H)	3,774	30	-	3,328	-	7,132
再 差 引 (C)-(D)-(E)+(F)+(G)-(H) (I)	△ 54,571	△ 2,017	△ 1,353	26,966	462,092	431,116
車 馬 券 等 売 上 額 (J)	377,047	861,123	110,510	1,005,810	1,090,204	3,444,694
収 益 率 (I) / (J) × 100	△ 14.5	△ 0.2	△ 1.2	2.7	42.4	12.5
前 年 度 収 益 率	△ 10.9	0.3	△ 2.5	2.0	3.1	2.5
施 行 団 体 数	56	76	8	113	62	315
都 道 府 県	12	8	2	1	47	70
市 町 村	44	68	6	112	15	245

- (注) 1 施行団体数は、平成18年4月1日現在の団体数である。
 2 施行団体数は、1団体が2以上の事業を実施している場合はそれぞれの事業ごとに1団体としている。
 3 宝くじ事業の車馬券等売上額は、消化額を計上している。

第 124 表 収益事業決算の状況 (つづき)

その 3 収益金繰入金の使途状況

(単位 百万円)

区 分	収 益 金 繰 入 額	左 の 内 訳								
		民 生 費	衛 生 費	土 木 費	農 林 水 産 業 費	商 工 費	教 育 費	災 害 復 旧 費	そ の 他	公 営 事 業 会 計 へ 繰 出 し
競 馬 事 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
都 道 府 県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
市 町 村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
自 転 車 競 走 事 業	5,188	598	269	2,192	123	158	1,219	74	468	87
都 道 府 県	358	17	60	58	-	-	50	73	100	-
市 町 村	4,830	581	209	2,133	123	158	1,169	1	369	87
小 型 自 動 車 競 走 事 業	332	300	-	22	-	-	-	-	10	-
都 道 府 県	32	-	-	22	-	-	-	-	10	-
市 町 村	300	300	-	-	-	-	-	-	-	-
モ ー タ ー ボ ー ト 競 走 事 業	9,633	1,011	617	2,278	106	21	2,323	-	2,417	860
都 道 府 県	30	-	-	-	-	-	30	-	-	-
市 町 村	9,603	1,011	617	2,278	106	21	2,293	-	2,417	860
宝 く じ 事 業	463,246	45,954	19,690	173,788	9,573	14,059	70,577	1,850	127,755	-
都 道 府 県	366,570	37,822	8,102	157,565	8,467	9,840	27,158	1,850	115,766	-
市 町 村	96,676	8,132	11,589	16,223	1,106	4,218	43,419	-	11,989	-
合 計	(100.0) 478,399	(10.0) 47,863	(4.3) 20,577	(37.3) 178,279	(2.0) 9,801	(3.0) 14,238	(15.5) 74,119	(0.4) 1,925	(27.3) 130,650	(0.2) 947
都 道 府 県	366,990	37,839	8,161	157,645	8,467	9,840	27,238	1,923	115,877	-
市 町 村	111,409	10,024	12,415	20,634	1,335	4,397	46,881	1	14,775	947

(注) 合計の () 書きは、構成比 (%) である。

資料編

第 125 表 公立大学附属病院事業決算の状況

(単位 百万円・%)

区 分	平 成 18 年 度			平成 17 年度 合 計 額	比 較	
	都 道 府 県	大 都 市	合 計 額		増 減 額	増 減 率
収 益 的 支						
総 収 益 (A)	64,878	-	64,878	150,092	△ 85,214	△ 56.8
総 費 用 (B)	63,802	-	63,802	145,533	△ 81,731	△ 56.2
資 本 的 収 入 (C)	8,628	-	8,628	13,478	△ 4,850	△ 36.0
資 本 的 支 出 (D)	10,760	-	10,760	17,873	△ 7,113	△ 39.8
収 支 差 引 (A)-(B)+(C)-(D) (E)	△ 1,056	-	△ 1,056	164	△ 1,220	△ 743.9
積 立 金 (F)	-	-	-	629	△ 629	皆減
繰 越 金 (G)	1,288	-	1,288	2,014	△ 726	△ 36.0
前 年 度 繰 上 充 用 金 (H)	-	-	-	-	-	-
形 式 収 支 (E)-(F)+(G)-(H) (I)	233	-	233	1,549	△ 1,316	△ 85.0
翌 年 度 に 繰 り 越 す べ き 財 源 (J)	70	-	70	158	△ 88	△ 55.7
実 質 収 支 (I)-(J)	163	-	163	1,391	△ 1,228	△ 88.3

第126表 農業共済事業決算の状況

(単位 百万円)

区 分	平成18年度											平成17年度		比 較	
	団体数 (A)	歳入 合計 (B)	歳出 合計 (C)	歳入歳出 差 引 (B)-(C) (D)	支 払 準備金 積立額 (E)	責 任 準備金 積立額 (F)	繰入金 (G)	繰出金 (H)	未収金 (I)	未払金 (J)	再 差 引 (D)-(E)-(F)- (G)+(H)+(I)-(J) (K)	団体数 (L)	再 差 引 (M)	団体数 (A)-(L)	再 差 引 (K)-(M)
市 町 村	77	20,520	19,285	1,235	248	542	4,638	160	760	1,096	△ 4,369	78	△ 298	△ 1	△ 4,071
黒字の団体	14	4,102	3,790	312	3	135	273	65	32	△ 269	268	42	824	△ 28	△ 556
赤字の団体	63	16,418	15,495	923	246	407	4,365	95	728	1,365	△ 4,637	36	△ 1,122	27	△ 3,515

第127表 交通災害共済事業（直営方式）決算の状況

(単位 百万円)

区 分	平成18年度										平成17年度		比 較	
	団体数 (A)	歳入合計 (B)	歳出合計 (C)	歳入歳出 差 引 (B)-(C) (D)	未 経 過 共済掛金 (E)	繰入金 (F)	繰出金 (G)	未収金 (H)	未払金 (I)	再 差 引 (D)-(E)-(F)- (G)+(H)-(I) (J)	団体数 (K)	再 差 引 (L)	団体数 (A)-(K)	再 差 引 (J)-(L)
都 道 府 県	2	510	509	1	239	-	-	1	-	△ 237	2	△ 430	-	193
黒字の団体	1	257	256	1	0	-	-	1	-	2	-	-	1	2
赤字の団体	1	253	253	-	239	-	-	-	-	△ 239	2	△ 430	△ 1	191
市 町 村	138	10,001	7,978	2,023	261	176	285	-	0	1,871	156	1,560	△ 18	311
黒字の団体	108	8,909	6,942	1,967	131	16	285	-	0	2,105	119	2,007	△ 11	98
赤字の団体	30	1,092	1,036	56	130	160	-	-	-	△ 234	37	△ 446	△ 7	212
合 計	140	10,511	8,487	2,024	500	176	285	1	0	1,635	158	1,130	△ 18	505
黒字の団体	109	9,166	7,198	1,968	131	16	285	1	0	2,107	119	2,007	△ 10	100
赤字の団体	31	1,345	1,289	56	369	160	-	-	-	△ 473	39	△ 876	△ 8	403

資料編

第 128 表 企業債等の状況

(単位 百万円)

区 分	平成 18 年 度 償 還 額			平成 18 年 度 末 現 在 高
	元 金	利 子	計	
地 方 公 営 企 業	3,832,705	1,780,124	5,612,829	59,337,068
法 適 用 企 業	2,518,999	1,120,336	3,639,335	35,314,569
水 道 事 業	750,038	388,408	1,138,446	10,575,231
工 業 用 水 道 事 業	71,285	23,891	95,176	609,100
交 通 事 業	300,452	132,785	433,237	4,373,857
電 気 事 業	14,336	7,632	21,968	176,626
ガ ス 事 業	12,929	4,438	17,367	163,300
病 院 事 業	253,216	115,921	369,137	4,049,557
下 水 道 事 業	872,185	420,524	1,292,709	12,858,414
そ の 他 事 業	244,558	26,737	271,295	2,508,484
法 非 適 用 企 業	1,313,706	659,788	1,973,494	24,022,499
簡 易 水 道 事 業	45,012	26,954	71,966	989,203
交 通 事 業	1,092	145	1,237	6,695
下 水 道 事 業	942,696	582,230	1,524,926	19,832,613
そ の 他 事 業	324,906	50,459	375,365	3,193,988
国 民 健 康 保 険 事 業	3,357	739	4,096	33,932
老 人 保 健 医 療 事 業	-	-	-	-
介 護 保 険 事 業	24,777	2,681	27,458	137,527
農 業 共 済 事 業	3	1	3	6
公 立 大 学 附 属 病 院 事 業	5,272	1,815	7,087	63,358
収 益 事 業	17,006	1,652	18,658	83,606
合 計	3,883,120	1,787,012	5,670,131	59,655,497

資料編

第 129 表 公営企業金融公庫の貸付状況

(単位 百万円)

区 分	平成 18 年度 貸 付 額	内 訳				貸 付 累 計 額	
		都道府県	市	町 村	一部事務 組 合 等		
上 水 道 事 業	215,165	55,000	127,741	13,678	18,746	8,988,640	
簡 易 水 道 事 業	22,873	-	16,024	6,792	56	119,373	
工 業 用 水 道 事 業	15,002	12,840	1,892	71	199	1,008,815	
交 通 事 業 {	一 般 交 通	9,669	134	9,535	-	-	233,906
	都 市 高 速 鉄 道	81,720	3,000	78,720	-	-	2,986,231
電 気 事 業	628	100	500	6	22	290,246	
ガ ス 事 業	969	-	857	76	37	229,864	
港 湾 整 備 事 業	5,770	4,390	722	1	657	310,045	
病 院 事 業	56,879	16,837	33,010	1,468	5,564	573,372	
介 護 サ ー ビ ス 事 業	4,053	-	2,788	829	435	25,406	
市 場 事 業	4,393	86	4,307	-	-	406,547	
と 畜 場 事 業	304	80	224	-	-	12,491	
観 光 施 設 事 業	35	-	35	-	-	108,271	
有 料 道 路 事 業	-	-	-	-	-	85,561	
駐 車 場 整 備 事 業	1,819	285	1,534	-	-	275,397	
地 域 開 発 事 業 {	臨 海	440	349	91	-	-	443,730
	内 陸	-	-	-	-	-	161,149
	流 通	-	-	-	-	-	5,705
	市 街 地 再 開 発	445	-	445	-	-	39,656
	区 画 整 理	-	-	-	-	-	65,139
	住 宅 用 地	-	-	-	-	-	210
下 水 道 事 業	544,572	42,109	443,846	54,711	3,905	14,464,524	
産 業 廃 棄 物 処 理 事 業	3,938	3,938	-	-	-	15,055	
公 営 住 宅 事 業	23,752	8,697	13,754	1,301	-	2,198,683	
臨 時 地 方 道 整 備 事 業	208,697	-	188,103	20,594	-	9,488,229	
臨 時 河 川 等 整 備 事 業	5,757	-	5,423	334	-	832,192	
臨 時 高 等 学 校 整 備 事 業	5,788	5,788	-	-	-	367,864	
小 計 (A)	1,212,666	153,633	929,550	99,862	29,621	43,736,300	
貸 付 累 計 額 (B)	-	10,232,641	26,420,527	5,341,056	1,742,076	43,736,300	
受 託 貸 付 {	公 有 林 整 備 事 業	13,334	5,721	5,399	2,214	-	629,630
	草 地 開 発 事 業	308	-	36	273	-	61,517
	小 計 (C)	13,642	5,721	5,434	2,487	-	691,147
	貸 付 累 計 額 (D)	-	328,019	112,906	245,262	4,960	691,147
合 計 (A) + (C) (E)	1,226,309	159,354	934,985	102,349	29,621	44,427,447	
貸 付 累 計 額 (B) + (D)	-	10,560,660	26,533,432	5,586,318	1,747,036	44,427,447	
地 方 道 路 公 社 (F)	5,049	-	5,049	-	-	469,644	
土 地 開 発 公 社 (G)	-	-	-	-	-	48,190	
総 合 計 (E) + (F) + (G)	1,231,358	159,354	940,034	102,349	29,621	44,945,281	

(注) 貸付累計額は、平成 19 年 3 月 31 日現在のものである。

第130表 予算の状況

その1 歳入

(単位 百万円・%)

区 分	平成19年度						平成18年度		比較		
	都道府県		市町村		合計額		合計額		増減額	増減率	前年度増減率
地方税	20,725,216	41.7	18,892,914	36.4	39,618,130	39.0	34,960,018	34.8	4,658,112	13.3	4.4
地方譲与税	174,865	0.4	516,788	1.0	691,653	0.7	3,718,534	3.7	△ 3,026,881	△ 81.4	105.0
地方特例交付金	151,885	0.3	166,439	0.3	318,324	0.3	761,242	0.8	△ 442,918	△ 58.2	△ 48.6
地方交付税	8,095,268	16.3	6,751,518	13.0	14,846,786	14.6	15,625,536	15.6	△ 778,750	△ 5.0	△ 4.9
市町村たばこ税都道府県交付金	2,461	0.0	-	-	2,461	0.0	2,227	0.0	234	10.5	皆増
利子割交付金	-	-	81,235	0.2	81,235	0.1	72,943	0.1	8,292	11.4	△ 14.2
配当割交付金	-	-	62,639	0.1	62,639	0.1	37,467	0.0	25,172	67.2	7.3
株式等譲渡所得割交付金	-	-	71,751	0.1	71,751	0.1	38,067	0.0	33,684	88.5	170.8
地方消費税交付金	-	-	1,281,938	2.5	1,281,938	1.3	1,285,988	1.3	△ 4,050	△ 0.3	2.7
ゴルフ場利用税交付金	-	-	40,271	0.1	40,271	0.0	41,721	0.0	△ 1,450	△ 3.5	△ 2.6
自動車取得税交付金	-	-	313,512	0.6	313,512	0.3	315,249	0.3	△ 1,737	△ 0.6	3.9
軽油引取税交付金	-	-	113,254	0.2	113,254	0.1	117,335	0.1	△ 4,081	△ 3.5	4.4
小計(一般財源)	29,149,695	58.7	28,292,259	54.5	57,441,954	56.6	56,976,327	56.7	465,627	0.8	3.5
国庫支出金	5,884,407	11.8	5,235,885	10.1	11,120,292	10.9	11,394,367	11.3	△ 274,075	△ 2.4	△ 11.9
地方債	5,988,222	12.1	4,425,152	8.5	10,413,374	10.3	10,879,766	10.8	△ 466,392	△ 4.3	△ 5.5
その他	8,643,266	17.4	13,953,295	26.9	22,596,561	22.2	21,221,571	21.2	1,374,990	6.5	△ 11.5
歳入合計	49,665,590	100.0	51,906,591	100.0	101,572,181	100.0	100,472,031	100.0	1,100,150	1.1	△ 2.9

- (注) 1 この数値は、各年度の9月補正後予算額の単純合計であり、前年度からの繰越事業に係るものを含む。その2において同じ。
 2 「地方税」のうちの地方消費税は、都道府県間の清算を行った後の額である。したがって、地方消費税清算金は、歳入、歳出いずれにも計上されない。
 3 「国庫支出金」には、交通安全対策特別交付金及び国有提供施設等所在市町村助成交付金を含む。

資料編

その2 歳出(性質別)

(単位 百万円・%)

区 分	平成19年度						平成18年度		比較			
	都道府県		市町村		合計額		合計額		増減額	増減率	前年度増減率	
人件費	15,185,042	30.6	10,608,092	20.4	25,793,134	25.4	25,640,850	25.5	152,284	0.6	△ 4.1	
物件費	1,610,668	3.2	7,132,814	13.7	8,743,482	8.6	8,128,074	8.1	615,408	7.6	△ 4.2	
維持補修費	393,186	0.8	790,900	1.5	1,184,086	1.2	1,047,860	1.0	136,226	13.0	0.4	
扶助費	949,726	1.9	7,368,054	14.2	8,317,780	8.2	8,154,406	8.1	163,374	2.0	4.3	
補助費等	10,076,293	20.3	4,639,624	8.9	14,715,917	14.5	14,257,596	14.2	458,321	3.2	2.6	
普通建設事業費	8,891,630	17.9	7,487,628	14.4	16,379,258	16.1	17,530,152	17.4	△ 1,150,894	△ 6.6	△ 3.7	
うち	補助事業費	4,057,581	8.2	2,805,026	5.4	6,862,607	6.8	7,591,588	7.6	△ 728,981	△ 9.6	△ 4.6
	単独事業費	3,658,238	7.4	4,558,884	8.8	8,217,122	8.1	8,713,483	8.7	△ 496,361	△ 5.7	△ 3.2
災害復旧事業費	433,185	0.9	191,190	0.4	624,375	0.6	819,022	0.8	△ 194,647	△ 23.8	△ 30.2	
失業対策事業費	-	-	4,110	0.0	4,110	0.0	18,451	0.0	△ 14,341	△ 77.7	△ 5.3	
公債費	6,613,704	13.3	6,650,589	12.8	13,264,293	13.1	12,874,676	12.8	389,617	3.0	△ 8.4	
その他	5,512,156	11.1	7,033,590	13.7	12,545,746	12.3	12,000,944	12.1	544,802	4.5	△ 0.5	
歳出合計	49,665,590	100.0	51,906,591	100.0	101,572,181	100.0	100,472,031	100.0	1,100,150	1.1	△ 2.9	

第 131 表 地方財政計画

その 1 歳 入

(単位 億円・%)

区 分	計 画 額			構 成 比			増 減 率		
	平成 20 年度	平成 19 年度	平成 18 年度	平成 20 年度	平成 19 年度	平成 18 年度	平成 20 年度	平成 19 年度	平成 18 年度
地 方 税	404,703	403,728	348,983	48.5	48.6	42.0	0.2	15.7	4.7
普 通 税	375,244	373,398	318,608	45.0	44.9	38.3	0.5	17.2	5.3
目 的 税	29,459	30,330	30,375	3.5	3.6	3.7	△ 2.9	△ 0.1	△ 1.1
地 方 譲 与 税	7,027	7,091	37,324	0.8	0.9	4.5	△ 0.9	△ 81.0	102.6
地 方 道 路 譲 与 税	2,998	3,072	3,110	0.4	0.4	0.4	△ 2.4	△ 1.2	1.2
石 油 ガ ス 譲 与 税	140	140	142	0.0	0.0	0.0	0.0	△ 1.4	△ 3.4
自 動 車 重 量 譲 与 税	3,601	3,599	3,707	0.4	0.4	0.4	0.1	△ 2.9	△ 1.6
航 空 機 燃 料 譲 与 税	164	167	158	0.0	0.0	0.0	△ 1.8	5.7	△ 1.9
特 別 と ん 譲 与 税	124	113	113	0.0	0.0	0.0	9.7	0.0	0.0
所 得 譲 与 税	-	-	30,094	-	-	3.6	-	皆減	169.7
地 方 特 例 交 付 金	4,735	3,120	8,160	0.6	0.4	1.0	51.8	△ 61.8	△ 46.2
地 方 交 付 税	154,061	152,027	159,073	18.5	18.3	19.1	1.3	△ 4.4	△ 5.9
国 庫 支 出 金	100,831	101,739	102,015	12.1	12.2	12.3	△ 0.9	△ 0.3	△ 8.9
義 務 教 育 職 員 給 与 費 負 担 金	16,796	16,659	16,764	2.0	2.0	2.0	0.8	△ 0.6	△ 20.7
そ の 他 普 通 補 助 負 担 金 等	47,235	46,654	45,174	5.7	5.6	5.4	1.2	3.3	△ 4.6
生 活 保 護 費 負 担 金	20,032	19,798	20,439	2.4	2.4	2.5	1.2	△ 3.1	6.4
児 童 保 護 費 等 負 担 金	5,174	5,010	6,149	0.6	0.6	0.7	3.3	△ 18.5	△ 14.1
障 害 者 自 立 支 援 給 付 費 等 負 担 金	6,538	5,960	3,143	0.8	0.7	0.4	9.7	89.6	650.1
児 童 手 当 交 付 金	4,357	4,320	3,371	0.5	0.5	0.4	0.9	28.2	...
そ の 他 の 補 助 負 担 金 等	11,134	11,566	12,072	1.3	1.4	1.5	△ 3.7	△ 4.2	△ 30.4
公 共 事 業 費 補 助 負 担 金	27,222	28,543	30,007	3.3	3.4	3.6	△ 4.6	△ 4.9	△ 9.9
普 通 建 設 事 業 費 補 助 負 担 金	26,870	28,251	29,706	3.2	3.4	3.6	△ 4.9	△ 4.9	△ 9.9
災 害 復 旧 事 業 費 補 助 負 担 金	352	292	301	0.0	0.0	0.0	20.5	△ 3.0	△ 10.7
失 業 対 策 事 業 費 負 担 金	-	-	50	-	-	0.0	-	皆減	△ 7.4
国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	259	259	251	0.0	0.0	0.0	0.0	3.2	0.0
施 設 等 所 在 市 町 村 調 整 交 付 金	66	66	64	0.0	0.0	0.0	0.0	3.1	0.0
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	748	845	835	0.1	0.1	0.1	△ 11.5	1.2	5.4
電 源 立 地 地 域 対 策 等 交 付 金	1,403	1,346	1,245	0.2	0.2	0.1	4.2	8.1	△ 7.6
特 定 防 衛 施 設 周 辺 整 備 調 整 交 付 金	216	186	135	0.0	0.0	0.0	16.1	37.8	0.0
特 別 行 動 委 員 会 関 係 特 定 防 衛 施 設 周 辺 整 備 調 整 交 付 金	-	21	33	-	0.0	0.0	皆減	△ 36.4	△ 5.7
石 油 貯 蔵 施 設 立 地 対 策 等 交 付 金	61	61	64	0.0	0.0	0.0	0.0	△ 4.7	△ 1.5
地 方 道 路 整 備 臨 時 交 付 金	6,825	7,099	7,393	0.8	0.9	0.9	△ 3.9	△ 4.0	△ 0.2
地 方 債	96,055	96,529	108,174	11.5	11.6	13.0	△ 0.5	△ 10.8	△ 11.8
使 用 料 及 び 手 数 料	16,220	16,455	16,450	1.9	2.0	2.0	△ 1.4	0.0	0.1
雑 収 入	50,382	50,572	51,329	6.0	6.1	6.2	△ 0.4	△ 1.5	0.9
歳 入 合 計	834,014	831,261	831,508	100.0	100.0	100.0	0.3	△ 0.0	△ 0.7

第131表 地方財政計画（つづき）

その2 歳 出

(単位 億円・%)

区 分	計 画 額			構 成 比			増 減 率		
	平成20年度	平成19年度	平成18年度	平成20年度	平成19年度	平成18年度	平成20年度	平成19年度	平成18年度
給 与 関 係 経 費	222,071	225,111	225,769	26.6	27.1	27.2	△ 1.4	△ 0.3	△ 0.6
給与費（退職手当を除く）	197,813	200,847	204,825	23.7	24.2	24.6	△ 1.5	△ 1.9	△ 2.1
義務教育教職員	61,355	61,224	61,572	7.4	7.4	7.4	0.2	△ 0.6	△ 1.1
警察関係職員	23,867	23,879	24,139	2.9	2.9	2.9	△ 0.1	△ 1.1	△ 0.4
消防職員	12,242	12,030	11,843	1.5	1.4	1.4	1.8	1.6	△ 1.3
一般職員及び義務制以外の教員並びに特別職等	100,349	103,714	107,271	12.0	12.5	12.9	△ 3.2	△ 3.3	△ 3.1
退職手当	23,865	23,828	20,448	2.9	2.9	2.5	0.2	16.5	16.9
恩給費	393	436	496	0.0	0.1	0.1	△ 9.9	△ 12.1	△ 10.8
一般行政経費	265,464	261,811	251,857	31.8	31.5	30.3	1.4	4.0	8.2
国庫補助負担金等を伴うもの	115,660	112,300	107,286	13.9	13.5	12.9	3.0	4.7	7.9
生活保護費	26,709	26,397	27,252	3.2	3.2	3.3	1.2	△ 3.1	6.4
児童保護費	10,349	10,020	12,299	1.2	1.2	1.5	3.3	△ 18.5	△ 13.8
障害者自立支援給付費	13,076	11,921	6,287	1.6	1.4	0.8	9.7	89.6	650.2
老人医療給付費	1,560	15,426	14,467	0.2	1.9	1.7	△ 89.9	6.6	3.4
後期高齢者医療給付費	15,708	-	-	1.9	-	-	皆増	-	-
介護給付費	18,104	18,140	17,584	2.2	2.2	2.1	△ 0.2	3.2	17.3
児童手当	9,451	9,437	7,891	1.1	1.1	0.9	0.1	19.6	...
その他の一般行政経費	20,703	20,959	21,506	2.5	2.5	2.6	△ 1.2	△ 2.5	...
国庫補助負担金を伴わないもの	138,410	139,510	134,785	16.6	16.8	16.2	△ 0.8	3.5	7.8
国民健康保険関係事業費	11,394	10,001	9,786	1.4	1.2	1.2	13.9	2.2	17.0
地方再生対策費	4,000	-	-	0.5	-	-	皆増	-	-
公債費	133,796	131,496	132,979	16.0	15.8	16.0	1.7	△ 1.1	△ 0.6
維持補修費	9,680	9,766	9,768	1.2	1.2	1.2	△ 0.9	△ 0.0	△ 0.5
投資的経費	148,151	152,328	168,889	17.8	18.3	20.3	△ 2.7	△ 9.8	△ 13.5
直轄事業負担金	11,152	11,371	11,269	1.3	1.4	1.4	△ 1.9	0.9	△ 0.7
公共事業費	53,692	55,073	56,610	6.4	6.6	6.8	△ 2.5	△ 2.7	△ 3.8
普通建設事業費	53,210	54,675	56,194	6.4	6.6	6.8	△ 2.7	△ 2.7	△ 3.8
災害復旧事業費	482	398	416	0.1	0.0	0.1	21.1	△ 4.3	△ 8.0
失業対策事業費	-	-	99	-	-	0.0	-	皆減	△ 5.7
一般事業費	50,981	52,143	64,737	6.1	6.3	7.8	△ 2.2	△ 19.5	△ 17.3
普通建設事業費	50,309	51,412	63,593	6.0	6.2	7.6	△ 2.1	△ 19.2	△ 17.7
災害復旧事業費	672	731	1,144	0.1	0.1	0.1	△ 8.1	△ 36.1	8.0
特別事業費	32,326	33,741	36,174	3.9	4.1	4.4	△ 4.2	△ 6.7	△ 42.2
過疎対策事業費	7,855	8,098	8,289	0.9	1.0	1.0	△ 3.0	△ 2.3	△ 1.9
地域活性化事業費	1,119	1,151	1,930	0.1	0.1	0.2	△ 2.8	△ 40.4	△ 69.4
合併特例事業費	10,135	10,000	10,000	1.2	1.2	1.2	1.4	0.0	△ 14.5
防災対策事業費	1,369	1,387	1,700	0.2	0.2	0.2	△ 1.3	△ 18.4	33.0
旧地域総合整備事業費（継続事業分）	-	366	700	-	0.0	0.1	皆減	△ 47.7	△ 70.8
特別単独事業費	10,637	11,528	12,344	1.3	1.4	1.5	△ 7.7	△ 6.6	△ 12.0
施設整備事業費（一般財源化分）	1,211	1,211	1,211	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0
公営企業繰出金	26,352	27,249	27,346	3.2	3.3	3.3	△ 3.3	△ 0.4	△ 4.6
収益勘定繰出金	13,229	13,948	14,243	1.6	1.7	1.7	△ 5.2	△ 2.1	△ 2.3
資本勘定繰出金	13,123	13,301	13,103	1.6	1.6	1.6	△ 1.3	1.5	△ 6.9
地方交付税の不交付団体における平均水準を超える必要経費	24,500	23,500	14,900	2.9	2.8	1.8	4.3	57.7	47.5
歳 出 合 計	834,014	831,261	831,508	100.0	100.0	100.0	0.3	△ 0.0	△ 0.7

(注) 平成18年度及び平成19年度は平成20年度との比較対象のため、一部組替えをしている。

資料編

第132表 地方交付税の状況

その1 算定基礎

(単位 百万円)

区 分	平成20年度	平成19年度			平成18年度			
		当 初	補 正	補 正 後	当 初	補 正	補 正 後	
国 税	所 得 税 (a)	16,279,000	16,545,000	△ 447,000	16,098,000	12,788,000	1,782,000	14,570,000
	法 人 税 (b)	16,711,000	16,359,000	△ 396,000	15,963,000	13,058,000	2,751,000	15,809,000
	酒 税 (c)	1,532,000	1,495,000	-	1,495,000	1,572,000	-	1,572,000
	消 費 税 (d)	10,671,000	10,645,000	△ 73,000	10,572,000	10,538,000	△ 53,000	10,485,000
	た ば こ 税 (e)	894,000	926,000	-	926,000	940,000	-	940,000
地 方 交 付 税	((a) + (c)) × 32% (A)	5,699,520	5,772,800	△ 143,040	5,629,760	4,595,200	570,240	5,165,440
	(b) × 34% ※H18は35.8% (B)	5,681,740	5,562,060	△ 134,640	5,427,420	4,674,764	984,858	5,659,622
	(d) × 29.5% (C)	3,147,945	3,140,275	△ 21,535	3,118,740	3,108,710	△ 15,635	3,093,075
	(e) × 25% (D)	223,500	231,500	-	231,500	235,000	-	235,000
	小 計 (A) + (B) + (C) + (D) (E)	14,752,705	14,706,635	△ 299,215	14,407,420	12,613,674	1,539,463	14,153,137
	当該年度国税決算に伴う精算分 (F)	△ 200,000	-	-	-	-	-	-
	過 年 度 精 算 分 (G)	△ 87,000	△ 87,000	-	△ 87,000	△ 87,000	603,073	516,073
	地方交付税法附則第4条の 2第2項に基づく加算額 (H)	200,000	-	-	-	-	-	-
	地方交付税法附則第4条の 2第3項に基づく加算額 (I)	474,415	-	299,215	299,215	274,700	-	274,700
	旧地方交付税法附則第4条の2第2項、 第3項及び第4項に基づく加算額 (J)	-	-	-	-	238,200	-	238,200
	臨時財政対策特例加算額 (K)	-	-	-	-	702,900	-	702,900
	計 (E) + (F) + (G) + (H) + (I) + (J) + (K) (L)	15,140,120	14,619,635	-	14,619,635	13,742,474	2,142,536	15,885,010
	返 還 金 (M)	162	268	-	268	168	-	168
	特 別 会 計 借 入 金 (N)	-	-	-	-	1,161,000	-	1,161,000
	借 入 金 償 還 額 (O)	-	△ 586,900	586,900	-	△ 79,875	△ 533,600	△ 613,475
借入金等利子充当分 (P)	△ 571,100	△ 566,100	-	△ 566,100	△ 677,300	-	△ 677,300	
剰 余 金 の 活 用 (Q)	250,000	215,000	-	215,000	470,000	-	470,000	
前年度からの繰越分 (R)	586,900	1,520,841	-	1,520,841	1,290,788	-	1,290,788	
翌年度への繰越分	-	-	△ 586,900	△ 586,900	-	△ 1,520,841	△ 1,520,841	
合 計 (L) + (M) + (N) + (O) + (P) + (Q) + (R) (S)	15,406,082	15,202,745	-	15,202,745	15,907,255	88,095	15,995,350	

資料編

その2 普通交付税算定状況 (平成19年度)

(単位 百万円・%)

区 分	基 準 財 政 需 要 額			基 準 財 政 収 入 額			財 源 超 過 額	財 源 不 足 額	普 通 交 付 税	
	財源不足団体	財源超過団体	計	財源不足団体	財源超過団体	計			交付額	構成比
都道府県	18,285,423	2,650,063	20,935,486	10,193,859	3,478,718	13,672,577	828,655	8,091,564	8,060,291	56.4
市町村	17,435,983	4,087,161	21,523,144	11,176,127	5,417,170	16,593,297	1,330,009	6,259,856	6,230,054	43.6
大都市	3,313,949	2,139,229	5,453,178	2,803,010	3,095,141	5,898,152	955,912	510,938	505,271	3.5
中核市	1,988,931	162,801	2,151,732	1,493,238	173,209	1,666,447	10,408	495,694	492,292	3.4
特例市	1,254,428	379,052	1,633,479	992,799	426,579	1,419,378	47,527	261,629	259,483	1.8
都市	7,865,283	1,195,584	9,060,867	4,660,523	1,440,339	6,100,862	244,755	3,204,761	3,191,327	22.3
町村	3,013,393	210,494	3,223,887	1,226,558	281,901	1,508,459	71,406	1,786,835	1,781,681	12.5
合 計	35,721,406	6,737,223	42,458,630	21,369,987	8,895,887	30,265,874	2,158,664	14,351,420	14,290,345	100.0

(注) 1 本表の額は、当初算定の数値である。
2 市町村分は、一般算定分と合併算定替分とを単純に合算したものである。

第133表 地方債計画

(単位 億円)

区 分	平成20年度 計 画 額	平成19年度 計 画 額	区 分	平成18年度		
				当 初 計 画	改 定 計 画	改定後計画
一 般 会 計 債	60,761	63,184	一 般 会 計 債	70,699	-	70,699
一 般 公 共 事 業	18,874	19,467	一 般 公 共 事 業	19,894	-	19,894
公 営 住 宅 建 設 事 業	1,603	1,680	公 営 住 宅 建 設 事 業	1,758	-	1,758
災 害 復 旧 事 業	403	408	災 害 復 旧 事 業	426	-	426
教 育 ・ 福 祉 施 設 等 整 備 事 業	6,241	6,538	教 育 ・ 福 祉 施 設 等 整 備 事 業	8,302	-	8,302
一 般 単 独 事 業	25,341	26,562	一 般 単 独 事 業	32,994	-	32,994
辺 地 及 び 過 疎 対 策 事 業	3,213	3,312	辺 地 及 び 過 疎 対 策 事 業	3,390	-	3,390
公 共 用 地 先 行 取 得 等 事 業	636	667	首 都 圏 等 整 備 事 業	101	-	101
行 政 改 革 等 推 進	4,400	4,500	公 共 用 地 先 行 取 得 等 事 業	784	-	784
調 整	50	50	行 政 改 革 推 進 債	3,000	-	3,000
			調 整	50	-	50
公 営 企 業 債	27,783	27,724	公 営 企 業 債	30,575	-	30,575
水 道 事 業	4,263	4,374	水 道 事 業	5,027	-	5,027
工 業 用 水 道 事 業	259	295	工 業 用 水 道 事 業	444	-	444
交 通 事 業	2,798	2,990	交 通 事 業	3,180	-	3,180
電 気 事 業 ・ ガ ス 事 業	40	63	電 気 事 業 ・ ガ ス 事 業	61	-	61
港 湾 整 備 事 業	556	550	港 湾 整 備 事 業	523	-	523
病 院 事 業	2,865	2,386	病 院 事 業	2,892	-	2,892
介 護 サ ー ビ ス 施 設 整 備 事 業	22	20	介 護 サ ー ビ ス 施 設 整 備 事 業	57	-	57
市 場 事 業 ・ と 畜 場 事 業	448	289	市 場 事 業 ・ と 畜 場 事 業	344	-	344
地 域 開 発 事 業	1,467	1,374	地 域 開 発 事 業	1,473	-	1,473
下 水 道 事 業	14,994	15,275	下 水 道 事 業	16,377	-	16,377
観 光 そ の 他 事 業	71	108	観 光 そ の 他 事 業	197	-	197
合 計	88,544	90,908	合 計	101,274	-	101,274
公 営 企 業 借 換 債	2,000	2,000	公 営 企 業 借 換 債	2,000	-	2,000
臨 時 財 政 対 策 債	28,332	26,300	減 税 補 て ん 債	4,520	-	4,520
退 職 手 当 債	5,900	5,900	臨 時 財 政 対 策 債	29,072	-	29,072
国 の 予 算 等 貸 付 金 債	(2,127)	(437)	退 職 手 当 債	2,600	-	2,600
			国 の 予 算 等 貸 付 金 債	(501)	-	(501)
	(2,127)	(437)		(501)	-	(501)
総 計	124,776	125,108	総 計	139,466	-	139,466
公 的 資 金	45,730	46,300	政 府 資 金	38,500	-	38,500
(国 の 予 算 等 貸 付 金)	(2,127)	(437)	(国 の 予 算 等 貸 付 金)	(501)	-	(501)
民 間 等 資 金	79,046	78,808	民 間 等 資 金	100,966	-	100,966

資料編

- (注) 1 平成21年度までの3年間で、「公営企業借換債」と合わせて5兆円程度の公的資金（旧資金運用部資金、旧簡易生命保険資金及び公営企業金融公庫資金）の補償金免除繰上償還等を行うこととし、繰上償還の財源として必要に応じ民間等資金による借換えについて同意（許可）することを見込んでいる。
- 2 地方税の減収が生じることとなる場合において発行する減収補てん債及び資金区分の変更等による借換えについて同意（許可）することを見込んでいる。
- 3 首都圏整備事業は、教育・福祉施設等整備事業に移し替えている。
- 4 国の予算等貸付金債の（ ）書きは、地方道路整備臨時貸付金、災害援護資金などの国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

第 134 表 主要経済指標及び地方財政計画等の推移

その 1 国内総生産等

(単位 億円・%)

区 分	平成 9年度	10	11	12	13	14	15	16	17	18
国内総生産(名目)	5,133,064	5,033,044	4,995,442	5,041,188	4,936,447	4,898,752	4,937,475	4,984,906	5,038,447	5,118,770
国民所得(要素費用表示)	3,819,989	3,689,215	3,643,409	3,718,039	3,613,335	3,557,610	3,580,792	3,638,976	3,666,612	3,732,466
公 的 支 出	1,182,994	1,191,688	1,203,322	1,203,143	1,198,732	1,177,595	1,158,112	1,140,621	1,138,233	1,112,618
うち地方の公的支出	718,985	720,788	712,399	680,293	666,760	649,901	624,788	612,525	593,641	575,223
総固定資本形成のうち民間分	1,015,252	909,263	895,030	927,768	873,448	830,432	853,334	899,172	946,243	998,089
うち企業設備	787,681	710,753	690,786	724,526	688,294	651,154	673,970	715,037	762,373	809,807
鉱工業生産指数 (平 12 = 100、暦年)	101.3	94.4	94.6	100.0	93.2	92.0	95.0	100.2	101.3	106.2
消費者物価指数 (平 17 = 100、暦年、 全国分)	102.7	103.3	103.0	102.2	101.5	100.6	100.3	100.3	100.0	100.3

資料編

区 分	増 減 率										指 数									
	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
国内総生産(名目)	1.0	△ 1.9	△ 0.7	0.9	△ 2.1	△ 0.8	0.8	1.0	1.1	1.6	100	98	97	98	96	95	96	97	98	100
国民所得 (要素費用表示)	0.4	△ 3.4	△ 1.2	2.0	△ 2.8	△ 1.5	0.7	1.6	0.8	1.8	100	97	95	97	95	93	94	95	96	98
公 的 支 出	△ 0.6	0.7	1.0	△ 0.0	△ 0.4	△ 1.8	△ 1.7	△ 1.5	△ 0.2	△ 2.3	100	100	99	95	93	90	87	85	83	80
うち地方の公的支出	△ 0.9	0.3	△ 1.2	△ 4.5	△ 2.0	△ 2.5	△ 3.9	△ 2.0	△ 3.1	△ 3.1	100	90	88	91	86	82	84	89	93	98
総固定資本形成のうち民間分	△ 2.3	△ 10.4	△ 1.6	3.7	△ 5.9	△ 4.9	2.8	5.4	5.2	5.5	100	90	88	92	87	83	86	91	97	103
うち企業設備	3.4	△ 9.8	△ 2.8	4.9	△ 5.0	△ 5.4	3.5	6.1	6.6	6.2	100	93	93	99	92	91	94	99	100	105

(注) 1 鉱工業生産指数は経済産業省調べ、消費者物価指数は総務省調べ、その他は内閣府経済社会総合研究所調べ(93SNA、平成12年基準)による。

2 公的支出 = 政府最終消費支出 + 公的総固定資本形成 + 公的企業在庫品増加

第134表 主要経済指標及び地方財政計画等の推移（つづき）

その2 予算及び地方財政計画等（当初）

（単位 百万円・％）

区 分	平成 8年度	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	
国の一般会計	75,104,924	77,390,004	77,669,179	81,860,122	84,987,053	82,652,379	81,229,993	81,789,078	82,110,925	82,182,918	79,686,024	
財政投融资計画	49,124,700	51,357,100	49,959,200	52,899,200	44,495,500	32,547,200	26,792,000	23,411,500	20,489,400	17,151,800	15,004,600	
地方財政計画	85,284,800	87,059,600	87,096,400	88,531,600	88,930,000	89,307,100	87,566,600	86,210,700	84,666,900	83,768,700	83,150,800	
うち	給与費	22,763,200	23,103,900	23,313,700	23,597,200	23,578,300	23,571,400	23,625,400	23,369,600	22,938,200	22,668,400	22,527,300
	投資的経費	31,065,200	31,069,200	29,218,300	29,478,800	28,418,700	27,170,500	24,598,500	23,286,800	21,328,300	19,676,100	16,888,900
	うち普通 建設事業費	30,862,500	30,890,700	29,048,800	29,315,900	28,243,200	26,984,000	24,436,500	23,107,700	21,156,700	19,507,900	16,717,300
地方債計画	(17,400) 18,110,300	(17,700) 17,365,900	(17,400) 16,094,000	(17,400) 16,397,000	(40,400) 16,310,600	(40,400) 16,499,800	(26,800) 16,523,900	(22,900) 18,484,500	(21,900) 17,484,300	(21,300) 15,536,600	(50,100) 13,946,600	

（注）（ ）書きは、平成17年度までは公営企業金融公庫が農林漁業金融公庫から委託を受けて地方公共団体に融資する公有林整備事業債及び草地開発事業債であって、外債である。なお、平成18年度以降は災害援護資金など国の予算等に基づく貸付金を財源とする国の予算貸付金債であって、公有林整備事業債及び草地開発事業債は国の予算貸付金に含まれている。

区 分	増 減 率											指 数											
	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	
国の一般会計	5.8	3.0	0.4	5.4	3.8	△ 2.7	△ 1.7	0.7	0.4	0.1	△ 3.0	100	103	103	109	113	110	108	109	109	109	106	
財政投融资計画	1.9	4.5	△ 2.7	5.9	△ 15.9	△ 26.9	△ 17.7	△ 12.6	△ 12.5	△ 16.3	△ 12.5	100	105	102	108	91	66	55	48	42	35	31	
地方財政計画	3.4	2.1	0.0	1.6	0.5	0.4	△ 1.9	△ 1.5	△ 1.8	△ 1.1	△ 0.7	100	102	102	104	104	105	103	101	99	98	97	
うち	給与費	0.9	1.5	0.9	1.2	△ 0.1	△ 0.0	0.2	△ 1.1	△ 1.8	△ 1.2	△ 0.6	100	101	102	104	104	104	104	103	101	100	99
	投資的経費	2.3	0.0	△ 6.0	0.9	△ 3.6	△ 4.4	△ 9.5	△ 5.3	△ 8.4	△ 7.7	△ 14.2	100	100	94	95	91	87	79	75	69	63	54
	うち普通 建設事業費	2.3	0.1	△ 6.0	0.9	△ 3.7	△ 4.5	△ 9.4	△ 5.4	△ 8.4	△ 7.8	△ 14.3	100	100	94	95	92	87	79	75	69	63	54
地方債計画	13.0	△ 4.1	△ 7.3	1.9	△ 0.5	1.2	0.1	11.9	△ 5.4	△ 11.1	△ 10.2	100	96	89	91	90	91	91	102	97	86	77	

第134表 主要経済指標及び地方財政計画等の推移（つづき）

その3 決算額（総括）

（単位 百万円・％）

区 分	平成8年度	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
国の一般会計歳入	81,809,039	80,170,473	89,782,694	94,376,336	93,361,027	86,903,039	87,289,022	85,622,807	88,897,515	89,000,271	84,412,714
国 税	55,226,063	55,600,734	51,197,738	49,213,861	52,720,869	49,968,445	45,844,234	45,369,370	48,102,930	52,290,502	54,116,855
うち法人税	14,483,327	13,475,426	11,423,194	10,795,085	11,747,194	10,257,791	9,523,438	10,115,194	11,443,691	13,273,567	14,917,877
国の一般会計歳出	78,847,867	78,470,310	84,391,798	89,037,431	89,321,050	84,811,129	83,674,290	82,415,971	84,896,776	85,519,592	81,445,481
普通会計歳入	101,350,538	99,887,786	102,868,902	104,006,504	100,275,101	100,004,082	97,170,222	94,887,025	93,442,236	92,936,469	91,528,325
一般財源	53,979,792	54,363,598	54,566,259	57,139,120	58,857,045	57,424,333	54,461,192	52,435,236	52,827,821	55,130,096	57,046,006
地方税	35,093,735	36,155,510	35,922,183	35,026,119	35,546,434	35,548,783	33,378,518	32,665,727	33,538,805	34,804,409	36,506,160
普通会計歳出	99,026,140	97,673,772	100,197,545	101,629,110	97,616,360	97,431,688	94,839,418	92,581,841	91,247,914	90,697,342	89,210,597
義務的経費	41,644,584	43,356,860	44,452,997	45,716,242	45,319,988	46,133,675	46,173,123	46,122,062	46,171,414	46,855,309	46,175,623
人件費	26,420,752	26,928,685	27,045,079	27,047,484	26,877,474	26,838,319	26,394,220	25,932,276	25,613,293	25,264,252	25,135,319
投資的経費	30,713,369	28,253,612	28,855,571	26,814,817	24,433,530	22,972,793	21,187,981	18,570,791	16,848,513	15,828,878	14,797,471
普通建設事業費	29,906,660	27,749,225	28,287,444	26,111,902	23,901,749	22,531,237	20,824,161	18,250,343	16,336,661	15,104,285	14,282,915
国と地方の歳出純計	151,405,300	148,747,481	156,383,071	163,241,056	159,031,054	153,304,002	150,852,091	147,151,585	149,844,995	150,644,425	147,812,066
租 税 総 額	90,319,798	91,756,243	87,119,922	84,239,980	88,267,303	85,517,229	79,222,752	78,035,098	81,641,735	87,094,911	90,623,016

区 分	増 減 率											指 数										
	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
国の一般会計歳入	1.6	△2.0	12.0	5.1	△1.1	△6.9	0.4	△1.9	3.8	0.1	△5.2	100	98	110	115	114	106	107	105	109	109	103
国 税	0.5	0.7	△7.9	△3.9	7.1	△5.2	△8.3	△1.0	6.0	8.7	3.5	100	101	93	89	95	90	83	82	87	95	98
うち法人税	5.4	△7.0	△15.2	△5.5	8.8	△12.7	△7.2	6.2	13.1	16.0	12.4	100	93	79	75	81	71	66	70	79	92	103
国の一般会計歳出	3.8	△0.5	7.5	5.5	0.3	△5.0	△1.3	△1.5	3.0	0.7	△4.8	100	100	107	113	113	108	106	105	108	108	103
普通会計歳入	0.0	△1.4	3.0	1.1	△3.6	△0.3	△2.8	△2.3	△1.5	△0.5	△1.5	100	99	101	103	99	99	96	94	92	92	90
一般財源	4.3	0.7	0.4	4.7	3.0	△2.4	△5.2	△3.7	0.7	4.4	3.5	100	101	101	106	109	106	101	97	98	102	106
地方税	4.2	3.0	△0.6	△2.5	1.5	0.0	△6.1	△2.1	2.7	3.8	4.9	100	103	102	100	101	101	95	93	96	99	104
普通会計歳出	0.1	△1.4	2.6	1.4	△3.9	△0.2	△2.7	△2.4	△1.4	△0.6	△1.6	100	99	101	103	99	98	96	93	92	92	90
義務的経費	4.2	4.1	2.5	2.8	△0.9	1.8	0.1	△0.1	0.1	1.5	△1.5	100	104	107	110	109	111	111	111	113	113	111
人件費	2.3	1.9	0.4	0.0	△0.6	△0.1	△1.7	△1.8	△1.2	△1.4	△0.5	100	102	102	102	102	102	100	98	97	96	95
投資的経費	△4.4	△8.0	2.1	△7.1	△8.9	△6.0	△7.8	△12.4	△9.3	△6.1	△6.5	100	92	94	87	80	75	69	60	55	52	48
普通建設事業費	△3.9	△7.2	1.9	△7.7	△8.5	△5.7	△7.6	△12.4	△10.5	△7.5	△5.4	100	93	95	87	80	75	70	61	55	51	48
国と地方の歳出純計	0.4	△1.8	5.1	4.4	△2.6	△3.6	△1.6	△2.5	1.8	0.5	△1.9	100	98	103	108	105	101	100	97	99	99	98
租 税 総 額	1.9	1.6	△5.1	△3.3	4.8	△3.1	△7.4	△1.5	4.6	6.7	4.1	100	102	96	93	98	95	88	86	90	96	100

（注）国税は、租税（一般会計分、交付税及び譲与税配付金特別会計分、石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計分、電源開発促進対策特別会計分、道路整備特別会計分及び国債整理基金特別会計分）及び印紙収入である。

第134表 主要経済指標及び地方財政計画等の推移（つづき）

その4 決算額（都道府県、市町村）

（単位 百万円・％）

区分	平成8年度	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	
都道府県	歳入	53,656,094	52,887,509	55,503,347	55,079,188	54,414,878	53,962,473	51,464,203	49,811,034	48,995,491	48,694,518	48,438,201
	一般財源	26,367,037	26,044,157	26,638,816	27,838,145	29,623,015	28,849,588	26,750,181	25,929,932	26,482,113	28,087,026	29,610,855
	地方税	16,608,265	16,872,602	17,237,391	16,432,987	17,456,122	17,406,306	15,556,230	15,425,989	16,306,851	17,137,360	18,345,200
	うち法人 事業税	5,084,013	4,829,477	4,211,333	3,703,668	3,918,008	4,101,813	3,452,746	3,629,295	4,123,309	4,698,368	5,362,677
	歳出	52,767,578	52,050,707	54,627,111	54,191,185	53,399,328	52,922,242	50,503,923	48,917,026	48,193,452	47,873,301	47,535,945
	義務的経費	21,217,007	22,011,572	22,386,796	22,905,747	23,394,753	23,731,988	23,597,187	23,042,441	22,886,058	23,183,654	22,739,496
	人件費	15,639,483	15,920,833	15,934,432	15,895,545	15,791,464	15,797,848	15,629,637	15,344,347	15,217,601	15,008,561	15,011,336
	投資的経費	17,211,300	16,045,218	16,833,434	15,687,533	14,082,904	13,004,846	11,985,291	10,603,526	9,601,611	9,061,664	8,404,376
	普通建設 事業費	16,804,335	15,732,167	16,463,065	15,226,366	13,736,243	12,724,095	11,750,675	10,398,069	9,292,358	8,559,253	8,065,535
	市町村	歳入	53,334,479	52,785,429	54,175,770	55,507,450	52,804,183	52,938,099	51,796,561	51,195,752	50,650,037	50,478,606
一般財源		28,538,802	29,459,566	29,971,648	31,234,617	31,653,845	30,983,176	29,450,753	28,333,778	28,361,304	28,981,918	29,436,021
地方税		18,485,470	19,282,908	18,684,792	18,593,132	18,090,312	18,142,477	17,822,288	17,239,738	17,231,954	17,667,049	18,160,960
歳出		51,898,597	51,408,217	52,380,648	54,018,059	51,160,992	51,405,936	50,426,038	49,784,576	49,257,753	49,060,696	47,946,457
義務的経費		20,536,233	21,461,358	22,194,428	22,930,210	22,054,002	22,517,989	22,680,070	23,177,763	23,379,736	23,762,647	23,522,860
人件費		10,781,268	11,007,852	11,110,647	11,151,939	11,086,010	11,040,471	10,764,582	10,587,929	10,395,692	10,255,691	10,123,983
投資的経費		15,371,938	13,945,699	13,792,006	12,811,833	11,753,585	11,242,859	10,367,383	8,983,260	8,142,567	7,594,132	7,115,616
普通建設 事業費		14,914,744	13,689,969	13,509,750	12,455,628	11,505,621	11,048,447	10,209,150	8,837,387	7,892,320	7,270,119	6,872,533

区分	増 減 率											指 数											
	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	
都道府県	歳入	△0.1	△1.4	4.9	△0.8	△1.2	△0.8	△4.6	△3.2	△1.6	△0.6	△0.5	100	99	103	103	101	101	96	93	91	91	90
	一般財源	5.3	△1.2	2.3	4.5	6.4	△2.6	△7.3	△3.1	2.1	6.1	5.4	100	99	101	106	112	109	101	98	100	107	112
	地方税	5.6	1.6	2.2	△4.7	6.2	△0.3	△10.6	△0.8	5.7	5.1	7.0	100	102	104	99	105	105	94	93	98	103	110
	うち法人 事業税	20.0	△5.0	△12.8	△12.1	5.8	4.7	△15.8	5.1	13.6	13.9	14.1	100	95	83	73	77	81	68	71	81	92	105
	歳出	△0.1	△1.4	4.9	△0.8	△1.5	△0.9	△4.6	△3.1	△1.5	△0.7	△0.7	100	99	104	103	101	100	96	93	91	91	90
	義務的経費	4.4	3.7	1.7	2.3	2.1	1.4	△0.6	△2.4	△0.7	1.3	△1.9	100	104	106	108	110	112	111	109	108	109	107
	人件費	2.5	1.8	0.1	△0.2	△0.7	0.0	△1.1	△1.8	△0.8	△1.4	0.0	100	102	102	102	101	101	100	98	97	96	96
	投資的経費	△4.5	△6.8	4.9	△6.8	△10.2	△7.7	△7.8	△11.5	△9.4	△5.6	△7.3	100	93	98	91	82	76	70	62	56	53	49
	普通建設 事業費	△4.1	△6.4	4.6	△7.5	△9.8	△7.4	△7.7	△11.5	△10.6	△7.9	△5.8	100	94	98	91	82	76	70	62	55	51	48
	市町村	歳入	△0.1	△1.0	2.6	2.5	△4.9	0.3	△2.2	△1.2	△1.1	△0.3	△2.2	100	99	102	104	99	99	97	96	95	95
一般財源		2.5	3.2	1.7	4.2	1.3	△2.1	△4.9	△3.8	0.1	2.2	1.6	100	103	105	109	111	109	103	99	99	102	103
地方税		3.0	4.3	△3.1	△0.5	△2.7	0.3	△1.8	△3.3	△0.0	2.5	2.8	100	104	101	101	98	98	96	93	93	96	98
歳出		△0.0	△0.9	1.9	3.1	△5.3	0.5	△1.9	△1.3	△1.1	△0.4	△2.3	100	99	101	104	99	99	97	96	95	95	92
義務的経費		4.0	4.5	3.4	3.3	△3.8	2.1	0.7	2.2	0.9	1.6	△1.0	100	105	108	112	107	110	110	113	114	116	115
人件費		2.1	2.1	0.9	0.4	△0.6	△0.4	△2.5	△1.6	△1.8	△1.3	△1.3	100	102	103	103	103	102	100	98	96	95	94
投資的経費		△3.8	△9.3	△1.1	△7.1	△8.3	△4.3	△7.8	△13.4	△9.4	△6.7	△6.3	100	91	90	83	76	73	67	58	53	49	46
普通建設 事業費		△3.0	△8.2	△1.3	△7.8	△7.6	△4.0	△7.6	△13.4	△10.7	△7.9	△5.5	100	92	91	84	77	74	68	59	53	49	46

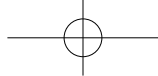
資料編

資料 1

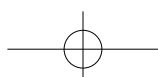
昭和 60 年度以降の市町村合併の実績及び予定

合併（予定）年月日	都道府県	新市町村名	合併関係市町村名	合併形態
昭和 62 年 4 月 1 日	岐阜県	藤橋村	藤橋村、徳山村	編入
昭和 62 年 11 月 1 日	宮城県	仙台市	仙台市、宮城町	編入
昭和 62 年 11 月 30 日	茨城県	つくば市	桜村、谷田部町、富里町、大穂町	新設
昭和 63 年 1 月 31 日	茨城県	つくば市	つくば市、筑波町	編入
昭和 63 年 3 月 1 日	宮城県	仙台市	仙台市、泉市	編入
昭和 63 年 3 月 1 日	宮城県	仙台市	仙台市、秋保町	編入
平成 3 年 2 月 1 日	熊本県	熊本市	熊本市、北部町	編入
平成 3 年 2 月 1 日	熊本県	熊本市	熊本市、河内町	編入
平成 3 年 2 月 1 日	熊本県	熊本市	熊本市、飽田町	編入
平成 3 年 2 月 1 日	熊本県	熊本市	熊本市、天明町	編入
平成 3 年 4 月 1 日	岩手県	北上市	北上市、和賀町、江釣子村	新設
平成 3 年 5 月 1 日	静岡県	浜松市	浜松市、可美村	編入
平成 4 年 3 月 3 日	茨城県	水戸市	水戸市、常澄村	編入
平成 4 年 4 月 1 日	岩手県	盛岡市	盛岡市、都南村	編入
平成 5 年 7 月 1 日	長野県	飯田市	飯田市、上郷町	編入
平成 6 年 11 月 1 日	茨城県	ひたちなか市	勝田市、那珂湊市	新設
平成 7 年 9 月 1 日	茨城県	鹿嶋市	鹿嶋町、大野村	編入
平成 7 年 9 月 1 日	東京都	あきる野市	秋川市、五日市町	新設
平成 11 年 4 月 1 日	兵庫県	篠山市	多紀郡篠山町、同郡西紀町、同郡丹南町、同郡今田町	新設
平成 13 年 1 月 1 日	新潟県	新潟市	新潟市、西蒲原郡黒埼町	編入
平成 13 年 1 月 21 日	東京都	西東京市	田無市、保谷市	新設
平成 13 年 4 月 1 日	茨城県	潮来市	行方郡潮来町、同郡牛堀町	編入
平成 13 年 5 月 1 日	埼玉県	さいたま市	浦和市、大宮市、与野市	新設
平成 13 年 11 月 15 日	岩手県	大船渡市	大船渡市、気仙郡三陸町	編入
平成 14 年 4 月 1 日	香川県	さぬき市	大川郡津田町、同郡大川町、同郡志度町、同郡寒川町、同郡長尾町	新設
平成 14 年 4 月 1 日	沖縄県	久米島町	島尻郡仲里村、同郡具志川村	新設
平成 14 年 11 月 1 日	茨城県	つくば市	つくば市、稲敷郡荃崎町	編入
平成 15 年 2 月 3 日	広島県	福山市	福山市、沼隅郡内海町、芦品郡新市町	編入
平成 15 年 3 月 1 日	山梨県	南部町	南巨摩郡南部町、同郡富沢町	新設
平成 15 年 3 月 1 日	広島県	廿日市市	廿日市市、佐伯郡佐伯町、同郡吉和村	編入
平成 15 年 4 月 1 日	宮城県	加美町	加美郡中新田町、同郡小野田町、同郡宮崎町	新設
平成 15 年 4 月 1 日	群馬県	神流町	多野郡万場町、同郡中里村	新設
平成 15 年 4 月 1 日	山梨県	南アルプス市	中巨摩郡八田村、同郡白根町、同郡芦安村、同郡若草町、同郡櫛形町、同郡甲西町	新設
平成 15 年 4 月 1 日	岐阜県	山県市	山県郡高富町、同郡伊自良村、同郡美山町	新設
平成 15 年 4 月 1 日	静岡県	静岡市	静岡市、清水市	新設
平成 15 年 4 月 1 日	広島県	呉市	呉市、安芸郡下蒲刈町	編入
平成 15 年 4 月 1 日	広島県	大崎上島町	豊田郡大崎町、同郡東野町、同郡木江町	新設
平成 15 年 4 月 1 日	香川県	東かがわ市	大川郡引田町、同郡白鳥町、同郡大内町	新設
平成 15 年 4 月 1 日	愛媛県	新居浜市	新居浜市、宇摩郡別子山村	編入
平成 15 年 4 月 1 日	福岡県	宗像市	宗像市、宗像郡玄海町	新設
平成 15 年 4 月 1 日	熊本県	あさぎり町	球磨郡上村、同郡免田町、同郡岡原村、同郡須恵村、同郡深田村	新設
平成 15 年 4 月 21 日	山口県	周南市	徳山市、新南陽市、熊毛郡熊毛町、都濃郡鹿野町	新設
平成 15 年 5 月 1 日	岐阜県	瑞穂市	本巢郡穂積町、同郡巢南町	新設

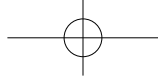
合併（予定）年月日	都道府県	新市町村名	合併関係市町村名	合併形態
平成 15 年 6 月 6 日	千葉県	野田市	野田市、東葛飾郡関宿町	編入
平成 15 年 7 月 7 日	新潟県	新発田市	新発田市、北蒲原郡豊浦町	編入
平成 15 年 8 月 20 日	愛知県	田原市	渥美郡田原町、同郡赤羽根町	編入
平成 15 年 9 月 1 日	長野県	千曲市	更埴市、更級郡上山田町、埴科郡戸倉町	新設
平成 15 年 11 月 15 日	山梨県	富士河口湖町	南都留郡河口湖町、同郡勝山村、同郡足和田村	新設
平成 15 年 12 月 1 日	三重県	いなべ市	員弁郡北勢町、同郡員弁町、同郡大安町、同郡藤原町	新設
平成 16 年 2 月 1 日	岐阜県	飛騨市	吉城郡古川町、同郡河合村、同郡宮川村、同郡神岡町	新設
平成 16 年 2 月 1 日	岐阜県	本巣市	本巣郡本巣町、同郡真正町、同郡糸貫町、同郡根尾村	新設
平成 16 年 3 月 1 日	新潟県	佐渡市	両津市、佐渡郡相川町、同郡佐和田町、同郡金井町、同郡新穂村、同郡畑野町、同郡真野町、同郡小木町、同郡羽茂町、同郡赤泊村	新設
平成 16 年 3 月 1 日	石川県	かほく市	河北郡高松町、同郡七塚町、同郡宇ノ気町	新設
平成 16 年 3 月 1 日	福井県	あわら市	坂井郡芦原町、同郡金津町	新設
平成 16 年 3 月 1 日	岐阜県	郡上市	郡上郡八幡町、同郡大和町、同郡白鳥町、同郡高鷲村、同郡美並村、同郡明宝村、同郡和良村	新設
平成 16 年 3 月 1 日	岐阜県	下呂市	益田郡萩原町、同郡小坂町、同郡下呂町、同郡金山町、同郡馬瀬村	新設
平成 16 年 3 月 1 日	広島県	安芸高田市	高田郡吉田町、同郡八千代町、同郡美土里町、同郡高宮町、同郡甲田町、同郡向原町	新設
平成 16 年 3 月 1 日	長崎県	対馬市	下県郡巖原町、同郡美津島町、同郡豊玉町、上県郡峰町、同郡上県町、同郡上対馬町	新設
平成 16 年 3 月 1 日	長崎県	壱岐市	壱岐郡郷ノ浦町、同郡勝本町、同郡芦辺町、同郡石田町	新設
平成 16 年 3 月 31 日	熊本県	上天草市	天草郡大矢野町、同郡松島町、同郡姫戸町、同郡龍ヶ岳町	新設
平成 16 年 4 月 1 日	新潟県	阿賀野市	北蒲原郡安田町、同郡京ヶ瀬村、同郡水原町、同郡笹神村	新設
平成 16 年 4 月 1 日	長野県	東御市	北佐久郡北御牧村、小県郡東部町	新設
平成 16 年 4 月 1 日	静岡県	伊豆市	田方郡修善寺町、同郡土肥町、同郡天城湯ヶ島町、同郡中伊豆町	新設
平成 16 年 4 月 1 日	静岡県	御前崎市	榛原郡御前崎町、小笠郡浜岡町	新設
平成 16 年 4 月 1 日	京都府	京丹後市	中郡峰山町、同郡大宮町、竹野郡網野町、同郡丹後町、同郡弥栄町、熊野郡久美浜町	新設
平成 16 年 4 月 1 日	兵庫県	養父市	養父郡八鹿町、同郡養父町、同郡大屋町、同郡関宮町	新設
平成 16 年 4 月 1 日	広島県	呉市	呉市、豊田郡川尻町	編入
平成 16 年 4 月 1 日	広島県	三次市	三次市、双三郡君田村、同郡布野村、同郡作木村、同郡吉舎町、同郡三良坂町、同郡三和町、甲奴郡甲奴町	新設
平成 16 年 4 月 1 日	広島県	府中市	府中市、甲奴郡上下町	編入
平成 16 年 4 月 1 日	愛媛県	四国中央市	川之江市、伊予三島市、宇摩郡新宮村、同郡土居町	新設
平成 16 年 4 月 1 日	愛媛県	西予市	東宇和郡明浜町、同郡宇和町、同郡野村町、同郡城川町、西宇和郡三瓶町	新設
平成 16 年 7 月 1 日	青森県	五戸町	三戸郡五戸町、同郡倉石村	編入
平成 16 年 8 月 1 日	愛媛県	久万高原町	上浮穴郡久万町、同郡面河村、同郡美川村、同郡柳谷村	新設
平成 16 年 8 月 1 日	長崎県	五島市	福江市、南松浦郡富江町、同郡玉之浦町、同郡三井楽町、同郡岐宿町、同郡奈留町	新設
平成 16 年 8 月 1 日	長崎県	新上五島町	南松浦郡若松町、同郡上五島町、同郡新魚目町、同郡有川町、同郡奈良尾町	新設
平成 16 年 9 月 1 日	山梨県	甲斐市	中巨摩郡竜王町、同郡敷島町、北巨摩郡双葉町	新設
平成 16 年 9 月 1 日	鳥取県	琴浦町	東伯郡東伯町、同郡赤碕町	新設
平成 16 年 9 月 13 日	山梨県	身延町	西八代郡下部町、南巨摩郡中富町、同郡身延町	新設



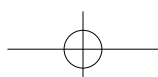
合併（予定）年月日	都道府県	新市町村名	合併関係市町村名	合併形態
平成 16 年 9 月 21 日	愛媛県	東温市	温泉郡重信町、同郡川内町	新設
平成 16 年 10 月 1 日	石川県	七尾市	七尾市、鹿島郡田鶴浜町、同郡中島町、同郡能登島町	新設
平成 16 年 10 月 1 日	三重県	志摩市	志摩郡浜島町、同郡大王町、同郡志摩町、同郡阿児町、同郡磯部町	新設
平成 16 年 10 月 1 日	滋賀県	甲賀市	甲賀郡水口町、同郡土山町、同郡甲賀町、同郡甲南町、同郡信楽町	新設
平成 16 年 10 月 1 日	滋賀県	野洲市	野洲郡中主町、同郡野洲町	新設
平成 16 年 10 月 1 日	滋賀県	湖南市	甲賀郡石部町、同郡甲西町	新設
平成 16 年 10 月 1 日	奈良県	葛城市	北葛城郡新庄町、同郡当麻町	新設
平成 16 年 10 月 1 日	和歌山県	みなべ町	日高郡南部川村、同郡南部町	新設
平成 16 年 10 月 1 日	鳥取県	湯梨浜町	東伯郡羽合町、同郡泊村、同郡東郷町	新設
平成 16 年 10 月 1 日	鳥取県	南部町	西伯郡西伯町、同郡会見町	新設
平成 16 年 10 月 1 日	島根県	安来市	安来市、能義郡広瀬町、同郡伯太町	新設
平成 16 年 10 月 1 日	島根県	江津市	江津市、邑智郡桜江町	編入
平成 16 年 10 月 1 日	島根県	美郷町	邑智郡邑智町、同郡大和村	新設
平成 16 年 10 月 1 日	島根県	邑南町	邑智郡羽須美村、同郡瑞穂町、同郡石見町	新設
平成 16 年 10 月 1 日	島根県	隠岐の島町	隠岐郡西郷町、同郡布施村、同郡五箇村、同郡都万村	新設
平成 16 年 10 月 1 日	岡山県	高梁市	高梁市、上房郡有漢町、川上郡成羽町、同郡川上町、同郡備中町	新設
平成 16 年 10 月 1 日	岡山県	吉備中央町	御津郡加茂川町、上房郡賀陽町	新設
平成 16 年 10 月 1 日	広島県	世羅町	世羅郡甲山町、同郡世羅町、同郡世羅西町	新設
平成 16 年 10 月 1 日	広島県	安芸太田町	山県郡加計町、同郡筒賀村、同郡戸河内町	新設
平成 16 年 10 月 1 日	山口県	周防大島町	大島郡久賀町、同郡大島町、同郡東和町、同郡橘町	新設
平成 16 年 10 月 1 日	徳島県	吉野川市	麻植郡鴨島町、同郡川島町、同郡山川町、同郡美郷村	新設
平成 16 年 10 月 1 日	愛媛県	上島町	越智郡魚島村、同郡弓削町、同郡生名村、同郡岩城村	新設
平成 16 年 10 月 1 日	愛媛県	愛南町	南宇和郡内海村、同郡御荘町、同郡城辺町、同郡一本松町、同郡西海町	新設
平成 16 年 10 月 1 日	高知県	いの町	吾川郡伊野町、同郡吾北村、土佐郡本川村	新設
平成 16 年 10 月 4 日	山口県	光市	光市、熊毛郡大和町	新設
平成 16 年 10 月 12 日	山梨県	笛吹市	東八代郡石和町、同郡御坂町、同郡一宮町、同郡八代町、同郡境川村、東山梨郡春日居町	新設
平成 16 年 10 月 12 日	鹿児島県	薩摩川内市	川内市、薩摩郡樋脇町、同郡入来町、同郡東郷町、同郡祁答院町、同郡里村、同郡上甕村、同郡下甕村、同郡鹿島村	新設
平成 16 年 10 月 16 日	茨城県	常陸大宮市	那珂郡大宮町、同郡山方町、同郡美和村、同郡緒川村、東茨城郡御前山村	編入
平成 16 年 10 月 25 日	岐阜県	恵那市	恵那市、恵那郡岩村町、同郡山岡町、同郡明智町、同郡串原村、同郡上矢作町	新設
平成 16 年 11 月 1 日	秋田県	美郷町	仙北郡六郷町、同郡千畑町、同郡仙南村	新設
平成 16 年 11 月 1 日	福島県	会津若松市	会津若松市、北会津郡北会津村	編入
平成 16 年 11 月 1 日	茨城県	日立市	日立市、多賀郡十王町	編入
平成 16 年 11 月 1 日	新潟県	魚沼市	北魚沼郡堀之内町、同郡小出町、同郡湯之谷村、同郡広神村、同郡守門村、同郡入広瀬村	新設
平成 16 年 11 月 1 日	新潟県	南魚沼市	南魚沼郡六日町、同郡大和町	新設
平成 16 年 11 月 1 日	富山県	砺波市	砺波市、東礪波郡庄川町	新設
平成 16 年 11 月 1 日	富山県	南砺市	東礪波郡城端町、同郡平村、同郡上平村、同郡利賀村、同郡井波町、同郡井口村、同郡福野町、西礪波郡福光町	新設
平成 16 年 11 月 1 日	山梨県	北杜市	北巨摩郡明野村、同郡須玉町、同郡高根町、同郡長坂町、同郡大泉村、同郡白州町、同郡武川村	新設



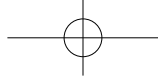
合併（予定）年月日	都道府県	新市町村名	合併関係市町村名	合併形態
平成 16 年 11 月 1 日	岐阜県	各務原市	各務原市、羽島郡川島町	編入
平成 16 年 11 月 1 日	三重県	伊賀市	上野市、阿山郡伊賀町、同郡島ヶ原村、同郡阿山町、同郡大山田村、名賀郡青山町	新設
平成 16 年 11 月 1 日	兵庫県	丹波市	氷上郡柏原町、同郡氷上町、同郡青垣町、同郡春日町、同郡山南町、同郡市島町	新設
平成 16 年 11 月 1 日	鳥取県	鳥取市	鳥取市、岩美郡国府町、同郡福部村、八頭郡河原町、同郡用瀬町、同郡佐治村、気高郡気高町、同郡鹿野町、同郡青谷町	編入
平成 16 年 11 月 1 日	島根県	益田市	益田市、美濃郡美都町、同郡匹見町	編入
平成 16 年 11 月 1 日	島根県	雲南市	大原郡大東町、同郡加茂町、同郡木次町、飯石郡三刀屋町、同郡吉田村、同郡掛合町	新設
平成 16 年 11 月 1 日	岡山県	瀬戸内市	邑久郡牛窓町、同郡邑久町、同郡長船町	新設
平成 16 年 11 月 1 日	広島県	江田島市	安芸郡江田島町、佐伯郡能美町、同郡沖美町、同郡大柿町	新設
平成 16 年 11 月 1 日	山口県	宇部市	宇部市、厚狭郡楠町	編入
平成 16 年 11 月 1 日	愛媛県	西条市	西条市、東予市、周桑郡小松町、同郡丹原町	新設
平成 16 年 11 月 1 日	熊本県	美里町	下益城郡中央町、同郡砥用町	新設
平成 16 年 11 月 1 日	鹿児島県	鹿児島市	鹿児島市、鹿児島郡吉田町、同郡桜島町、揖宿郡喜入町、日置郡松元町、同郡郡山町	編入
平成 16 年 11 月 5 日	広島県	神石高原町	神石郡油木町、同郡神石町、同郡豊松村、同郡三和町	新設
平成 16 年 12 月 1 日	北海道	函館市	函館市、亀田郡戸井町、同郡恵山町、同郡榎法華村、茅部郡南茅部町	編入
平成 16 年 12 月 1 日	茨城県	常陸太田市	常陸太田市、久慈郡金砂郷町、同郡水府村、同郡里美村	編入
平成 16 年 12 月 5 日	群馬県	前橋市	前橋市、勢多郡大胡町、同郡宮城村、同郡粕川村	編入
平成 16 年 12 月 6 日	三重県	桑名市	桑名市、桑名郡多度町、同郡長島町	新設
平成 17 年 1 月 1 日	青森県	十和田市	十和田市、上北郡十和田湖町	新設
平成 17 年 1 月 1 日	栃木県	那須塩原市	黒磯市、那須郡西那須野町、同郡塩原町	新設
平成 17 年 1 月 1 日	群馬県	伊勢崎市	伊勢崎市、佐波郡赤堀町、同郡東村、同郡境町	新設
平成 17 年 1 月 1 日	埼玉県	飯能市	飯能市、入間郡名栗村	編入
平成 17 年 1 月 1 日	新潟県	上越市	上越市、東頸城郡安塚町、同郡浦川原村、同郡大島村、同郡牧村、中頸城郡柿崎町、同郡大潟町、同郡頸城村、同郡吉川町、同郡中郷村、同郡板倉町、同郡清里村、同郡三和村、西頸城郡名立町	編入
平成 17 年 1 月 1 日	福井県	南越前町	南条郡南条町、同郡今庄町、同郡河野村	新設
平成 17 年 1 月 1 日	長野県	長野市	長野市、更級郡大岡村、上水内郡豊野町、同郡戸隠村、同郡鬼無里村	編入
平成 17 年 1 月 1 日	三重県	松阪市	松阪市、一志郡嬉野町、同郡三雲町、飯南郡飯南町、同郡飯高町	新設
平成 17 年 1 月 1 日	滋賀県	高島市	高島郡マキノ町、同郡今津町、同郡朽木村、同郡安曇川町、同郡高島町、同郡新旭町	新設
平成 17 年 1 月 1 日	鳥取県	伯耆町	西伯郡岸本町、日野郡溝口町	新設
平成 17 年 1 月 1 日	島根県	飯南町	飯石郡頓原町、同郡赤来町	新設
平成 17 年 1 月 1 日	愛媛県	松山市	松山市、北条市、温泉郡中島町	編入
平成 17 年 1 月 1 日	愛媛県	砥部町	伊予郡砥部町、同郡広田村	新設
平成 17 年 1 月 1 日	愛媛県	内子町	喜多郡内子町、同郡五十崎町、上浮穴郡小田町	新設
平成 17 年 1 月 1 日	愛媛県	鬼北町	北宇和郡広見町、同郡日吉村	新設
平成 17 年 1 月 1 日	高知県	高知市	高知市、土佐郡鏡村、同郡土佐山村	編入
平成 17 年 1 月 1 日	佐賀県	唐津市	唐津市、東松浦郡浜玉町、同郡巖木町、同郡相知町、同郡北波多村、同郡肥前町、同郡鎮西町、同郡呼子町	新設
平成 17 年 1 月 1 日	佐賀県	白石町	杵島郡白石町、同郡福富町、同郡有明町	新設



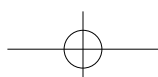
合併（予定）年月日	都道府県	新市町村名	合併関係市町村名	合併形態
平成 17 年 1 月 1 日	熊本県	芦北町	葦北郡田浦町、同郡芦北町	新設
平成 17 年 1 月 1 日	大分県	大分市	大分市、大分郡野津原町、北海部郡佐賀関町	編入
平成 17 年 1 月 1 日	大分県	臼杵市	臼杵市、大野郡野津町	新設
平成 17 年 1 月 4 日	長崎県	長崎市	長崎市、西彼杵郡香焼町、同郡伊王島町、同郡高島町、同郡野母崎町、同郡三和町、同郡外海町	編入
平成 17 年 1 月 11 日	秋田県	秋田市	秋田市、河辺郡河辺町、同郡雄和町	編入
平成 17 年 1 月 11 日	三重県	亀山市	亀山市、鈴鹿郡関町	新設
平成 17 年 1 月 11 日	兵庫県	南あわじ市	三原郡緑町、同郡西淡町、同郡三原町、同郡南淡町	新設
平成 17 年 1 月 11 日	愛媛県	大洲市	大洲市、喜多郡長浜町、同郡肱川町、同郡河辺村	新設
平成 17 年 1 月 15 日	熊本県	宇城市	宇土郡三角町、同郡不知火町、下益城郡松橋町、同郡小川町、同郡豊野町	新設
平成 17 年 1 月 15 日	熊本県	山鹿市	山鹿市、鹿本郡鹿北町、同郡菊鹿町、同郡鹿本町、同郡鹿央町	新設
平成 17 年 1 月 16 日	愛媛県	今治市	今治市、越智郡朝倉村、同郡玉川町、同郡波方町、同郡大西町、同郡菊間町、同郡吉海町、同郡宮窪町、同郡伯方町、同郡上浦町、同郡大三島町	新設
平成 17 年 1 月 17 日	静岡県	菊川市	小笠郡小笠町、同郡菊川町	新設
平成 17 年 1 月 21 日	茨城県	那珂市	那珂郡那珂町、同郡瓜連町	編入
平成 17 年 1 月 24 日	福岡県	福津市	宗像郡福岡町、同郡津屋崎町	新設
平成 17 年 1 月 31 日	岐阜県	揖斐川町	揖斐郡揖斐川町、同郡谷汲村、同郡春日村、同郡久瀬村、同郡藤橋村、同郡坂内村	新設
平成 17 年 2 月 1 日	茨城県	水戸市	水戸市、東茨城郡内原町	編入
平成 17 年 2 月 1 日	茨城県	城里町	東茨城郡常北町、同郡桂村、西茨城郡七会村	新設
平成 17 年 2 月 1 日	石川県	白山市	松任市、石川郡美川町、同郡鶴来町、同郡河内村、同郡吉野谷村、同郡鳥越村、同郡尾口村、同郡白峰村	新設
平成 17 年 2 月 1 日	石川県	能美市	能美郡根上町、同郡寺井町、同郡辰口町	新設
平成 17 年 2 月 1 日	福井県	越前町	丹生郡朝日町、同郡宮崎村、同郡越前町、同郡織田町	新設
平成 17 年 2 月 1 日	岐阜県	高山市	高山市、大野郡丹生川村、同郡清見村、同郡莊川村、同郡宮村、同郡久々野町、同郡朝日村、同郡高根村、吉城郡国府町、同郡上宝村	編入
平成 17 年 2 月 1 日	大阪府	堺市	堺市、南河内郡美原町	編入
平成 17 年 2 月 1 日	広島県	福山市	福山市、沼隈郡沼隈町	編入
平成 17 年 2 月 1 日	広島県	北広島町	山県郡芸北町、同郡大朝町、同郡千代田町、同郡豊平町	新設
平成 17 年 2 月 1 日	高知県	津野町	高岡郡葉山村、高岡郡東津野村	新設
平成 17 年 2 月 5 日	福岡県	久留米市	久留米市、浮羽郡田主丸町、三井郡北野町、三潞郡城島町、同郡三潞町	編入
平成 17 年 2 月 7 日	岐阜県	関市	関市、武儀郡洞戸村、同郡板取村、同郡武芸川町、同郡武儀町、同郡上之保村	編入
平成 17 年 2 月 7 日	三重県	四日市市	四日市市、三重郡楠町	編入
平成 17 年 2 月 7 日	広島県	東広島市	東広島市、賀茂郡黒瀬町、同郡福富町、同郡豊栄町、同郡河内町、豊田郡安芸津町	編入
平成 17 年 2 月 11 日	青森県	つがる市	西津軽郡木造町、同郡森田村、同郡柏村、同郡稲垣村、同郡車力村	新設
平成 17 年 2 月 11 日	千葉県	鴨川市	鴨川市、安房郡天津小湊町	新設
平成 17 年 2 月 11 日	滋賀県	東近江市	八日市市、神崎郡永源寺町、同郡五個荘町、愛知郡愛東町、同郡湖東町	新設
平成 17 年 2 月 11 日	熊本県	阿蘇市	阿蘇郡一の宮町、同郡阿蘇町、同郡波野村	新設
平成 17 年 2 月 11 日	熊本県	山都町	上益城郡矢部町、同郡清和村、阿蘇郡蘇陽町	新設
平成 17 年 2 月 13 日	群馬県	沼田市	沼田市、利根郡白沢村、同郡利根村	編入
平成 17 年 2 月 13 日	山梨県	上野原市	北都留郡上野原町、南都留郡秋山村	新設



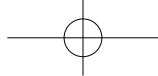
合併（予定）年月日	都道府県	新市町村名	合併関係市町村名	合併形態
平成 17 年 2 月 13 日	岐阜県 (長野県)	中津川市	中津川市、恵那郡坂下町、同郡川上村、同郡加子母村、同郡付知町、同郡福岡町、同郡蛭川村、(長野県木曾郡山口村)	編入
平成 17 年 2 月 13 日	山口県	下関市	下関市、豊浦郡菊川町、同郡豊田町、同郡豊浦町、同郡豊北町	新設
平成 17 年 2 月 13 日	熊本県	南阿蘇村	阿蘇郡白水村、同郡久木野村、同郡長陽村	新設
平成 17 年 2 月 14 日	三重県	大紀町	度会郡大宮町、同郡紀勢町、同郡大内山村	新設
平成 17 年 2 月 14 日	滋賀県	米原市	坂田郡山東町、同郡伊吹町、同郡米原町	新設
平成 17 年 2 月 21 日	山口県	柳井市	柳井市、玖珂郡大畠町	新設
平成 17 年 2 月 28 日	栃木県	佐野市	佐野市、安蘇郡田沼町、同郡葛生町	新設
平成 17 年 2 月 28 日	岡山県	津山市	津山市、苫田郡加茂町、同郡阿波村、勝田郡勝北町、久米郡久米町	編入
平成 17 年 3 月 1 日	福島県	田村市	田村郡滝根町、同郡大越町、同郡都路村、同郡常葉町、同郡船引町	新設
平成 17 年 3 月 1 日	石川県	宝達志水町	羽咋郡志雄町、同郡押水町	新設
平成 17 年 3 月 1 日	石川県	中能登町	鹿島郡鳥屋町、同郡鹿島町、同郡鹿西町	新設
平成 17 年 3 月 1 日	石川県	能登町	鳳至郡能都町、同郡柳田村、珠洲郡内浦町	新設
平成 17 年 3 月 1 日	岡山県	井原市	井原市、小田郡美星町、後月郡芳井町	編入
平成 17 年 3 月 1 日	岡山県	鏡野町	苫田郡富村、同郡奥津町、同郡上齋原村、同郡鏡野町	新設
平成 17 年 3 月 1 日	徳島県	美馬市	美馬郡脇町、同郡美馬町、同郡穴吹町、同郡木屋平村	新設
平成 17 年 3 月 1 日	徳島県	つるぎ町	美馬郡半田町、同郡貞光町、同郡一字村	新設
平成 17 年 3 月 1 日	徳島県	那賀町	那賀郡鷲敷町、同郡相生町、同郡上那賀町、同郡木沢村、同郡木頭村	新設
平成 17 年 3 月 1 日	佐賀県	小城市	小城市、小城市郡小城市、同郡三日月町、同郡牛津町、同郡芦刈町	新設
平成 17 年 3 月 1 日	佐賀県	みやき町	三養基郡中原町、同郡北茂安町、同郡三根町	新設
平成 17 年 3 月 1 日	長崎県	諫早市	諫早市、西彼杵郡多良見町、北高来郡森山町、同郡飯盛町、同郡高来町、同郡小長井町	新設
平成 17 年 3 月 1 日	大分県	中津市	中津市、下毛郡三光村、同郡本耶馬溪町、同郡耶馬溪町、同郡山国町	編入
平成 17 年 3 月 3 日	大分県	佐伯市	佐伯市、南海部郡上浦町、同郡弥生町、同郡本匠村、同郡宇目町、同郡直川村、同郡鶴見町、同郡米水津村、同郡蒲江町	新設
平成 17 年 3 月 6 日	山口県	萩市	萩市、阿武郡川上村、同郡田万川町、同郡むつみ村、同郡須佐町、同郡旭村、同郡福栄村	新設
平成 17 年 3 月 7 日	岡山県	赤磐市	赤磐郡山陽町、同郡赤坂町、同郡熊山町、同郡吉井町	新設
平成 17 年 3 月 14 日	青森県	むつ市	むつ市、下北郡川内町、同郡大畑町、同郡脇野沢村	編入
平成 17 年 3 月 19 日	新潟県	糸魚川市	糸魚川市、西頸城郡能生町、同郡青海町	新設
平成 17 年 3 月 20 日	長野県	佐久穂町	南佐久郡佐久町、同郡八千穂村	新設
平成 17 年 3 月 20 日	広島県	呉市	呉市、安芸郡音戸町、同郡倉橋町、同郡蒲刈町、豊田郡安浦町、同郡豊浜町、同郡豊町	編入
平成 17 年 3 月 20 日	福岡県	うきは市	浮羽郡吉井町、同郡浮羽町	新設
平成 17 年 3 月 21 日	新潟県	新潟市	新潟市、白根市、豊栄市、中蒲原郡小須戸町、同郡横越町、同郡亀田町、西蒲原郡岩室村、同郡西川町、同郡味方村、同郡湯東村、同郡月湯村、同郡中之口村、新津市	編入
平成 17 年 3 月 21 日	福岡県	柳川市	柳川市、山門郡大和町、同郡三橋町	新設
平成 17 年 3 月 22 日	秋田県	由利本荘市	本荘市、由利郡矢島町、同郡岩城町、同郡由利町、同郡西目町、同郡鳥海町、同郡東由利町、同郡大内町	新設
平成 17 年 3 月 22 日	秋田県	潟上市	南秋田郡昭和町、同郡飯田川町、同郡天王町	新設
平成 17 年 3 月 22 日	秋田県	大仙市	大曲市、仙北郡神岡町、同郡西仙北町、同郡中仙町、同郡協和町、同郡南外村、同郡仙北町、同郡太田町	新設



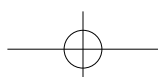
合併（予定）年月日	都道府県	新市町村名	合併関係市町村名	合併形態
平成 17 年 3 月 22 日	秋田県	北秋田市	北秋田郡鷹巣町、同郡森吉町、同郡阿仁町、同郡合川町	新設
平成 17 年 3 月 22 日	秋田県	湯沢市	湯沢市、雄勝郡稲川町、同郡雄勝町、同郡皆瀬村	新設
平成 17 年 3 月 22 日	秋田県	男鹿市	男鹿市、南秋田郡若美町	新設
平成 17 年 3 月 22 日	茨城県	坂東市	岩井市、猿島郡猿島町	新設
平成 17 年 3 月 22 日	茨城県	稲敷市	稲敷郡江戸崎町、同郡新利根町、同郡桜川村、同郡東町	新設
平成 17 年 3 月 22 日	山梨県	山梨市	山梨市、東山梨郡牧丘町、同郡三富村	新設
平成 17 年 3 月 22 日	鳥取県	倉吉市	倉吉市、東伯郡関金町	編入
平成 17 年 3 月 22 日	島根県	出雲市	出雲市、平田市、簸川郡佐田町、同郡多伎町、同郡湖陵町、同郡大社町	新設
平成 17 年 3 月 22 日	岡山県	岡山市	岡山市、御津郡御津町、児島郡灘崎町	編入
平成 17 年 3 月 22 日	岡山県	総社市	総社市、都窪郡山手村、同郡清音村	新設
平成 17 年 3 月 22 日	岡山県	備前市	備前市、和気郡日生町、同郡吉永町	新設
平成 17 年 3 月 22 日	岡山県	美咲町	久米郡中央町、同郡旭町、同郡柵原町	新設
平成 17 年 3 月 22 日	広島県	三原市	三原市、豊田郡本郷町、御調郡久井町、賀茂郡大和町	新設
平成 17 年 3 月 22 日	山口県	長門市	長門市、大津郡三隅町、同郡日置町、同郡油谷町	新設
平成 17 年 3 月 22 日	山口県	山陽小野田市	小野田市、厚狭郡山陽町	新設
平成 17 年 3 月 22 日	香川県	丸亀市	丸亀市、綾歌郡綾歌町、同郡飯山町	新設
平成 17 年 3 月 22 日	福岡県	筑前町	朝倉郡三輪町、同郡夜須町	新設
平成 17 年 3 月 22 日	熊本県	菊池市	菊池市、菊池郡七城町、同郡旭志村、同郡泗水町	新設
平成 17 年 3 月 22 日	大分県	日田市	日田市、日田郡前津江村、同郡中津江村、同郡上津江村、同郡大山町、同郡天瀬町	編入
平成 17 年 3 月 22 日	鹿児島県	さつま町	薩摩郡宮之城町、同郡鶴田町、同郡薩摩町	新設
平成 17 年 3 月 22 日	鹿児島県	湧水町	始良郡栗野町、同郡吉松町	新設
平成 17 年 3 月 22 日	鹿児島県	錦江町	肝属郡大根占町、同郡田代町	新設
平成 17 年 3 月 28 日	青森県	五所川原市	五所川原市、北津軽郡金木町、同郡市浦村	新設
平成 17 年 3 月 28 日	青森県	外ヶ浜町	東津軽郡蟹田町、同郡平館村、同郡三厩村	新設
平成 17 年 3 月 28 日	青森県	中泊町	北津軽郡中里町、同郡小泊村	新設
平成 17 年 3 月 28 日	青森県	藤崎町	南津軽郡藤崎町、同郡常盤村	新設
平成 17 年 3 月 28 日	茨城県	筑西市	下館市、真壁郡関城町、同郡明野町、同郡協和町	新設
平成 17 年 3 月 28 日	茨城県	かすみがうら市	新治郡霞ヶ浦町、同郡千代田町	新設
平成 17 年 3 月 28 日	茨城県	取手市	取手市、北相馬郡藤代町	編入
平成 17 年 3 月 28 日	栃木県	さくら市	塩谷郡氏家町、同郡喜連川町	新設
平成 17 年 3 月 28 日	群馬県	太田市	太田市、新田郡尾島町、同郡新田町、同郡藪塚本町	新設
平成 17 年 3 月 28 日	千葉県	柏市	柏市、東葛飾郡沼南町	編入
平成 17 年 3 月 28 日	岐阜県	海津市	海津郡海津町、同郡平田町、同郡南濃町	新設
平成 17 年 3 月 28 日	鳥取県	大山町	西伯郡中山町、同郡名和町、同郡大山町	新設
平成 17 年 3 月 28 日	広島県	尾道市	尾道市、御調郡御調町、同郡向島町	編入
平成 17 年 3 月 28 日	愛媛県	八幡浜市	八幡浜市、西宇和郡保内町	新設
平成 17 年 3 月 28 日	福岡県	宗像市	宗像市、宗像郡大島村	編入
平成 17 年 3 月 28 日	福岡県	東峰村	朝倉郡小石原村、同郡宝珠山村	新設
平成 17 年 3 月 31 日	青森県	八戸市	八戸市、三戸郡南郷村	編入
平成 17 年 3 月 31 日	青森県	深浦町	西津軽郡深浦町、同郡岩崎村	新設
平成 17 年 3 月 31 日	青森県	七戸町	上北郡七戸町、同郡天間林村	新設
平成 17 年 3 月 31 日	青森県	東北町	上北郡上北町、同郡東北町	新設
平成 17 年 3 月 31 日	福井県	若狭町	三方郡三方町、遠敷郡上中町	新設
平成 17 年 3 月 31 日	鳥取県	米子市	米子市、西伯郡淀江町	新設



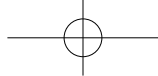
合併（予定）年月日	都道府県	新市町村名	合併関係市町村名	合併形態
平成 17 年 3 月 31 日	鳥取県	八頭町	八頭郡家町、同郡船岡町、同郡八東町	新設
平成 17 年 3 月 31 日	島根県	松江市	松江市、八東郡鹿島町、同郡島根町、同郡美保関町、同郡八雲村、同郡玉湯町、同郡宍道町、同郡八束町	新設
平成 17 年 3 月 31 日	島根県	奥出雲町	仁多郡仁多町、同郡横田町	新設
平成 17 年 3 月 31 日	岡山県	新見市	新見市、阿哲郡大佐町、同郡神郷町、同郡哲多町、同郡哲西町	新設
平成 17 年 3 月 31 日	岡山県	真庭市	上房郡北房町、真庭郡勝山町、同郡落合町、同郡湯原町、同郡久世町、同郡美甘村、同郡川上村、同郡八束村、同郡中和村	新設
平成 17 年 3 月 31 日	岡山県	美作市	勝田郡勝田町、英田郡大原町、同郡東栗倉村、同郡美作町、同郡作東町、同郡英田町	新設
平成 17 年 3 月 31 日	広島県	庄原市	庄原市、甲奴郡総領町、比婆郡西城町、同郡東城町、同郡口和町、同郡高野町、同郡比和町	新設
平成 17 年 3 月 31 日	大分県	豊後高田市	豊後高田市、西国東郡真玉町、同郡香々地町	新設
平成 17 年 3 月 31 日	大分県	宇佐市	宇佐市、宇佐郡院内町、同郡安心院町	新設
平成 17 年 3 月 31 日	大分県	豊後大野市	大野郡三重町、同郡清川村、同郡緒方町、同郡朝地町、同郡大野町、同郡千歳村、同郡犬飼町	新設
平成 17 年 3 月 31 日	鹿児島県	南大隅町	肝属郡根占町、同郡佐多町	新設
平成 17 年 4 月 1 日	北海道	森町	茅部郡森町、同郡砂原町	新設
平成 17 年 4 月 1 日	青森県	青森市	青森市、南津軽郡浪岡町	新設
平成 17 年 4 月 1 日	宮城県	登米市	登米郡迫町、同郡登米町、同郡東和町、同郡中田町、同郡豊里町、同郡米山町、同郡石越町、同郡南方町、本吉郡津山町	新設
平成 17 年 4 月 1 日	宮城県	栗原市	栗原郡築館町、同郡若柳町、同郡栗駒町、同郡高清水町、同郡一迫町、同郡瀬峰町、同郡鶯沢町、同郡金成町、同郡志波姫町、同郡花山村	新設
平成 17 年 4 月 1 日	宮城県	東松島市	桃生郡矢本町、同郡鳴瀬町	新設
平成 17 年 4 月 1 日	宮城県	石巻市	石巻市、桃生郡河北町、同郡雄勝町、同郡河南町、同郡桃生町、同郡北上町、牡鹿郡牡鹿町	新設
平成 17 年 4 月 1 日	福島県	須賀川市	須賀川市、岩瀬郡長沼町、同郡岩瀬村	編入
平成 17 年 4 月 1 日	埼玉県	さいたま市	さいたま市、岩槻市	編入
平成 17 年 4 月 1 日	埼玉県	秩父市	秩父市、秩父郡吉田町、同郡大滝村、同郡荒川村	新設
平成 17 年 4 月 1 日	新潟県	十日町市	十日町市、中魚沼郡川西町、同郡中里村、東頸城郡松代町、同郡松之山町	新設
平成 17 年 4 月 1 日	新潟県	妙高市	新井市、中頸城郡妙高高原町、同郡妙高村	編入
平成 17 年 4 月 1 日	新潟県	阿賀町	東蒲原郡津川町、同郡鹿瀬町、同郡上川村、同郡三川村	新設
平成 17 年 4 月 1 日	新潟県	長岡市	長岡市、南蒲原郡中之島町、三島郡越路町、同郡三島町、古志郡山古志村、刈羽郡小国町	編入
平成 17 年 4 月 1 日	富山県	富山市	富山市、上新川郡大沢野町、同郡大山町、婦負郡八尾町、同郡婦中町、同郡山田村、同郡細入村	新設
平成 17 年 4 月 1 日	長野県	塩尻市	塩尻市、木曾郡檜川村	編入
平成 17 年 4 月 1 日	長野県	松本市	松本市、東筑摩郡四賀村、南安曇郡奈川村、同郡安曇村、同郡梓川村	編入
平成 17 年 4 月 1 日	長野県	佐久市	佐久市、南佐久郡白田町、北佐久郡浅科村、同郡望月町	新設
平成 17 年 4 月 1 日	長野県	中野市	中野市、下水内郡豊田村	新設
平成 17 年 4 月 1 日	静岡県	沼津市	沼津市、田方郡戸田村	編入
平成 17 年 4 月 1 日	静岡県	磐田市	磐田市、磐田郡福田町、同郡竜洋町、同郡豊田町、同郡豊岡村	新設
平成 17 年 4 月 1 日	静岡県	掛川市	掛川市、小笠郡大須賀町、同郡大東町	新設
平成 17 年 4 月 1 日	静岡県	袋井市	袋井市、磐田郡浅羽町	新設



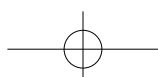
合併（予定）年月日	都道府県	新市町村名	合併関係市町村名	合併形態
平成 17 年 4 月 1 日	静岡県	伊豆の国市	田方郡伊豆長岡町、同郡韮山町、同郡大仁町	新設
平成 17 年 4 月 1 日	静岡県	西伊豆町	賀茂郡西伊豆町、同郡賀茂村	新設
平成 17 年 4 月 1 日	愛知県	稲沢市	稲沢市、中島郡祖父江町、同郡平和町	編入
平成 17 年 4 月 1 日	愛知県	一宮市	一宮市、尾西市、葉栗郡木曾川町	編入
平成 17 年 4 月 1 日	愛知県	愛西市	海部郡佐屋町、同郡立田村、同郡八開村、同郡佐織町	新設
平成 17 年 4 月 1 日	愛知県	豊田市	豊田市、西加茂郡藤岡町、同郡小原村、東加茂郡足助町、同郡下山村、同郡旭町、同郡稲武町	編入
平成 17 年 4 月 1 日	京都府	京都市	京都市、北桑田郡京北町	編入
平成 17 年 4 月 1 日	兵庫県	朝来市	朝来郡生野町、同郡和田山町、同郡山東町、同郡朝来町	新設
平成 17 年 4 月 1 日	兵庫県	豊岡市	豊岡市、城崎郡城崎町、同郡竹野町、同郡日高町、出石郡出石町、同郡但東町	新設
平成 17 年 4 月 1 日	兵庫県	淡路市	津名郡津名町、同郡淡路町、同郡北淡町、同郡一宮町、同郡東浦町	新設
平成 17 年 4 月 1 日	兵庫県	宍粟市	宍粟郡山崎町、同郡一宮町、同郡波賀町、同郡千種町	新設
平成 17 年 4 月 1 日	兵庫県	香美町	城崎郡香住町、美方郡村岡町、同郡美方町	新設
平成 17 年 4 月 1 日	奈良県	奈良市	奈良市、添上郡月ヶ瀬村、山辺郡都祁村	編入
平成 17 年 4 月 1 日	和歌山県	海南市	海南市、海草郡下津町	新設
平成 17 年 4 月 1 日	和歌山県	串本町	西牟婁郡串本町、東牟婁郡古座町	新設
平成 17 年 4 月 1 日	徳島県	阿波市	板野郡吉野町、同郡土成町、阿波郡市場町、同郡阿波町	新設
平成 17 年 4 月 1 日	愛媛県	伊予市	伊予市、伊予郡中山町、同郡双海町	新設
平成 17 年 4 月 1 日	愛媛県	伊方町	西宇和郡伊方町、同郡瀬戸町、同郡三崎町	新設
平成 17 年 4 月 1 日	長崎県	西海市	西彼杵郡西彼町、同郡西海町、同郡大島町、同郡崎戸町、同郡大瀬戸町	新設
平成 17 年 4 月 1 日	長崎県	佐世保市	佐世保市、北松浦郡吉井町、同郡世知原町	編入
平成 17 年 4 月 1 日	大分県	竹田市	竹田市、直入郡荻町、同郡久住町、同郡直入町	新設
平成 17 年 4 月 1 日	沖縄県	うるま市	石川市、具志川市、中頭郡与那城町、同郡勝連町	新設
平成 17 年 4 月 10 日	高知県	四万十市	中村市、幡多郡西土佐村	新設
平成 17 年 4 月 25 日	広島県	広島市	広島市、佐伯郡湯来町	編入
平成 17 年 5 月 1 日	新潟県	新発田市	新発田市、北蒲原郡紫雲寺町、同郡加治川村	編入
平成 17 年 5 月 1 日	新潟県	三条市	三条市、南蒲原郡栄町、同郡下田村	新設
平成 17 年 5 月 1 日	新潟県	柏崎市	柏崎市、刈羽郡高柳町、同郡西山町	編入
平成 17 年 5 月 1 日	岐阜県	可児市	可児市、可児郡兼山町	編入
平成 17 年 5 月 1 日	和歌山県	田辺市	田辺市、日高郡龍神村、西牟婁郡中辺路町、同郡大塔村、東牟婁郡本宮町	新設
平成 17 年 5 月 1 日	和歌山県	日高川町	日高郡川辺町、同郡中津村、同郡美山村	新設
平成 17 年 5 月 1 日	鹿児島県	日置市	日置郡東市来町、同郡伊集院町、同郡日吉町、同郡吹上町	新設
平成 17 年 5 月 5 日	静岡県	島田市	島田市、榛原郡金谷町	新設
平成 17 年 6 月 6 日	岩手県	宮古市	宮古市、下閉伊郡田老町、同郡新里村	新設
平成 17 年 6 月 13 日	群馬県	桐生市	桐生市、勢多郡新里村、同郡黒保根村	編入
平成 17 年 6 月 20 日	秋田県	大館市	大館市、北秋田郡比内町、同郡田代町	編入
平成 17 年 7 月 1 日	山形県	庄内町	東田川郡立川町、同郡余目町	新設
平成 17 年 7 月 1 日	千葉県	旭市	旭市、海上郡海上町、同郡飯岡町、香取郡干潟町	新設
平成 17 年 7 月 1 日	静岡県	浜松市	浜松市、浜北市、天竜市、浜名郡舞阪町、同郡雄踏町、引佐郡細江町、同郡引佐町、同郡三ヶ日町、周智郡春野町、磐田郡佐久間町、同郡水窪町、同郡龍山村	編入
平成 17 年 7 月 1 日	鹿児島県	曾於市	曾於郡大隅町、同郡財部町、同郡末吉町	新設
平成 17 年 7 月 1 日	鹿児島県	肝付町	肝属郡内之浦町、同郡高山町	新設



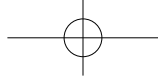
合併（予定）年月日	都道府県	新市町村名	合併関係市町村名	合併形態
平成 17 年 7 月 7 日	愛知県	清須市	西春日井郡西枇杷島町、同郡清洲町、同郡新川町	新設
平成 17 年 8 月 1 日	茨城県	神栖市	鹿島郡神栖町、同郡波崎町	編入
平成 17 年 8 月 1 日	岡山県	倉敷市	倉敷市、浅口郡船穂町、吉備郡真備町	編入
平成 17 年 8 月 1 日	愛媛県	宇和島市	宇和島市、北宇和郡吉田町、同郡三間町、同郡津島町	新設
平成 17 年 8 月 1 日	高知県	仁淀川町	吾川郡池川町、同郡吾川村、高岡郡仁淀村	新設
平成 17 年 8 月 1 日	熊本県	八代市	八代市、八代郡坂本村、同郡千丁町、同郡鏡町、同郡東陽村、同郡泉村	新設
平成 17 年 9 月 1 日	北海道	せたな町	久遠郡大成町、瀬棚郡瀬棚町、同郡北檜山町	新設
平成 17 年 9 月 1 日	北海道	士別市	士別市、上川郡朝日町	新設
平成 17 年 9 月 1 日	岩手県	八幡平市	岩手郡西根町、同郡安代町、同郡松尾村	新設
平成 17 年 9 月 1 日	新潟県	胎内市	北蒲原郡中条町、同郡黒川村	新設
平成 17 年 9 月 1 日	石川県	志賀町	羽咋郡富来町、同郡志賀町	新設
平成 17 年 9 月 2 日	茨城県	行方市	行方郡麻生町、同郡北浦町、同郡玉造町	新設
平成 17 年 9 月 12 日	茨城県	古河市	古河市、猿島郡総和町、同郡三和町	新設
平成 17 年 9 月 20 日	岩手県	一関市	一関市、西磐井郡花泉町、東磐井郡大東町、同郡千厩町、同郡東山町、同郡室根村、同郡川崎村	新設
平成 17 年 9 月 20 日	秋田県	仙北市	仙北郡田沢湖町、同郡角館町、同郡西木村	新設
平成 17 年 9 月 20 日	静岡県	川根本町	榛原郡中川根町、同郡本川根町	新設
平成 17 年 9 月 25 日	奈良県	五條市	五條市、吉野郡西吉野村、同郡大塔村	編入
平成 17 年 9 月 25 日	鳥根県	津和野町	鹿足郡津和野町、同郡日原町	新設
平成 17 年 9 月 26 日	香川県	高松市	高松市、香川郡塩江町	編入
平成 17 年 10 月 1 日	北海道	遠軽町	紋別郡生田原町、同郡遠軽町、同郡丸瀬布町、同郡白滝村	新設
平成 17 年 10 月 1 日	北海道	石狩市	石狩市、厚田郡厚田村、浜益郡浜益村	編入
平成 17 年 10 月 1 日	北海道	八雲町	爾志郡熊石町、山越郡八雲町	新設
平成 17 年 10 月 1 日	岩手県	遠野市	遠野市、上閉伊郡宮守村	新設
平成 17 年 10 月 1 日	宮城県	南三陸町	本吉郡志津川町、同郡歌津町	新設
平成 17 年 10 月 1 日	秋田県	にかほ市	由利郡仁賀保町、同郡金浦町、同郡象潟町	新設
平成 17 年 10 月 1 日	秋田県	横手市	横手市、平鹿郡増田町、同郡平鹿町、同郡雄物川町、同郡大森町、同郡十文字町、同郡山内村、同郡大雄村	新設
平成 17 年 10 月 1 日	山形県	鶴岡市	鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村、西田川郡温海町	新設
平成 17 年 10 月 1 日	福島県	会津美里町	大沼郡会津高田町、同郡会津本郷町、同郡新鶴村	新設
平成 17 年 10 月 1 日	茨城県	桜川市	西茨城郡岩瀬町、真壁郡真壁町、同郡大和村	新設
平成 17 年 10 月 1 日	茨城県	石岡市	石岡市、新治郡八郷町	新設
平成 17 年 10 月 1 日	栃木県	大田原市	大田原市、那須郡湯津上村、同郡黒羽町	編入
平成 17 年 10 月 1 日	栃木県	那須烏山市	那須郡南那須町、同郡烏山町	新設
平成 17 年 10 月 1 日	栃木県	那珂川町	那須郡馬頭町、同郡小川町	新設
平成 17 年 10 月 1 日	群馬県	みなかみ町	利根郡月夜野町、同郡水上町、同郡新治村	新設
平成 17 年 10 月 1 日	埼玉県	熊谷市	熊谷市、大里郡大里町、同郡妻沼町	新設
平成 17 年 10 月 1 日	埼玉県	春日部市	春日部市、北葛飾郡庄和町	新設
平成 17 年 10 月 1 日	埼玉県	小鹿野町	秩父郡小鹿野町、同郡両神村	新設
平成 17 年 10 月 1 日	埼玉県	鴻巣市	鴻巣市、北足立郡吹上町、北埼玉郡川里町	編入
平成 17 年 10 月 1 日	埼玉県	ふじみ野市	上福岡市、入間郡大井町	新設
平成 17 年 10 月 1 日	新潟県	南魚沼市	南魚沼市、南魚沼郡塩沢町	編入
平成 17 年 10 月 1 日	石川県	加賀市	加賀市、江沼郡山中町	新設
平成 17 年 10 月 1 日	福井県	越前市	武生市、今立郡今立町	新設
平成 17 年 10 月 1 日	山梨県	市川三郷町	西八代郡三珠町、同郡市川大門町、同郡六郷町	新設



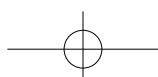
合併（予定）年月日	都道府県	新市町村名	合併関係市町村名	合併形態
平成 17 年 10 月 1 日	長野県	安曇野市	南安曇郡豊科町、同郡穂高町、同郡三郷村、同郡堀金村、東筑摩郡明科町	新設
平成 17 年 10 月 1 日	長野県	飯綱町	上水内郡牟礼村、同郡三水村	新設
平成 17 年 10 月 1 日	長野県	長和町	小県郡長門町、同郡和田村	新設
平成 17 年 10 月 1 日	長野県	飯田市	飯田市、下伊那郡上村、同郡南信濃村	編入
平成 17 年 10 月 1 日	愛知県	田原市	田原市、渥美郡渥美町	編入
平成 17 年 10 月 1 日	愛知県	新城市	新城市、南設楽郡鳳来町、同郡作手村	新設
平成 17 年 10 月 1 日	愛知県	設楽町	北設楽郡設楽町、同郡津具村	新設
平成 17 年 10 月 1 日	三重県	南伊勢町	度会郡南勢町、同郡南島町	新設
平成 17 年 10 月 1 日	滋賀県	米原市	米原市、坂田郡近江町	編入
平成 17 年 10 月 1 日	兵庫県	西脇市	西脇市、多可郡黒田庄町	新設
平成 17 年 10 月 1 日	兵庫県	たつの市	龍野市、揖保郡新宮町、同郡揖保川町、同郡御津町	新設
平成 17 年 10 月 1 日	兵庫県	佐用町	佐用郡佐用町、同郡上月町、同郡南光町、同郡三日月町	新設
平成 17 年 10 月 1 日	兵庫県	新温泉町	美方郡浜坂町、同郡温泉町	新設
平成 17 年 10 月 1 日	和歌山県	新宮市	新宮市、東牟婁郡熊野川町	新設
平成 17 年 10 月 1 日	和歌山県	かつらぎ町	伊都郡かつらぎ町、同郡花園村	編入
平成 17 年 10 月 1 日	鳥取県	北栄町	東伯郡北条町、同郡大栄町	新設
平成 17 年 10 月 1 日	島根県	浜田市	浜田市、那賀郡金城町、同郡旭町、同郡弥栄村、同郡三隅町	新設
平成 17 年 10 月 1 日	島根県	大田市	大田市、邇摩郡温泉津町、同郡仁摩町	新設
平成 17 年 10 月 1 日	島根県	吉賀町	鹿足郡柿木村、同郡六日市町	新設
平成 17 年 10 月 1 日	山口県	山口市	山口市、佐波郡徳地町、吉敷郡秋穂町、同郡小郡町、同郡阿知須町	新設
平成 17 年 10 月 1 日	佐賀県	佐賀市	佐賀市、佐賀郡諸富町、同郡大和町、同郡富士町、神埼郡三瀬村	新設
平成 17 年 10 月 1 日	長崎県	平戸市	平戸市、北松浦郡生月町、同郡田平町、同郡大島村	新設
平成 17 年 10 月 1 日	熊本県	氷川町	八代郡竜北町、同郡宮原町	新設
平成 17 年 10 月 1 日	大分県	由布市	大分郡挾間町、同郡庄内町、同郡湯布院町	新設
平成 17 年 10 月 1 日	大分県	杵築市	杵築市、速見郡山香町、西国東郡大田村	新設
平成 17 年 10 月 1 日	沖縄県	宮古島市	平良市、宮古郡城辺町、同郡下地町、同郡上野村、同郡伊良部町	新設
平成 17 年 10 月 3 日	熊本県	玉名市	玉名市、玉名郡岱明町、同郡横島町、同郡天水町	新設
平成 17 年 10 月 10 日	新潟県	新潟市	新潟市、西蒲原郡巻町	編入
平成 17 年 10 月 11 日	北海道	釧路市	釧路市、阿寒郡阿寒町、白糠郡音別町	新設
平成 17 年 10 月 11 日	茨城県	鉾田市	鹿島郡旭村、同郡鉾田町、同郡大洋村	新設
平成 17 年 10 月 11 日	長野県	筑北村	東筑摩郡本城村、同郡坂北村、同郡坂井村	新設
平成 17 年 10 月 11 日	静岡県	牧之原市	榛原郡相良町、同郡榛原町	新設
平成 17 年 10 月 11 日	三重県	紀北町	北牟婁郡紀伊長島町、同郡海山町	新設
平成 17 年 10 月 11 日	京都府	京丹波町	船井郡丹波町、同郡瑞穂町、同郡和知町	新設
平成 17 年 10 月 11 日	香川県	観音寺市	観音寺市、三豊郡大野原町、同郡豊浜町	新設
平成 17 年 10 月 11 日	福岡県	上毛町	築上郡新吉富村、同郡大平村	新設
平成 17 年 10 月 11 日	長崎県	雲仙市	南高来郡国見町、同郡瑞穂町、同郡吾妻町、同郡愛野町、同郡千々石町、同郡小浜町、同郡南串山町	新設
平成 17 年 10 月 11 日	鹿児島県	いちき串木野市	串木野市、日置郡市来町	新設
平成 17 年 10 月 24 日	兵庫県	三木市	三木市、美嚢郡吉川町	編入
平成 17 年 11 月 1 日	岩手県	西和賀町	和賀郡湯田町、同郡沢内村	新設
平成 17 年 11 月 1 日	山形県	酒田市	酒田市、飽海郡八幡町、同郡松山町、同郡平田町	新設
平成 17 年 11 月 1 日	福島県	会津若松市	会津若松市、河沼郡河東町	編入



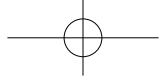
合併（予定）年月日	都道府県	新市町村名	合併関係市町村名	合併形態
平成 17 年 11 月 1 日	富山県	射水市	新湊市、射水郡小杉町、同郡大門町、同郡下村、同郡大島町	新設
平成 17 年 11 月 1 日	富山県	高岡市	高岡市、西礪波郡福岡町	新設
平成 17 年 11 月 1 日	山梨県	甲州市	塩山市、東山梨郡勝沼町、同郡大和村	新設
平成 17 年 11 月 1 日	長野県	木曾町	木曾郡木曾福島町、同郡日義村、同郡開田村、同郡三岳村	新設
平成 17 年 11 月 1 日	三重県	伊勢市	伊勢市、度会郡二見町、同郡小俣町、同郡御園村	新設
平成 17 年 11 月 1 日	三重県	熊野市	熊野市、南牟婁郡紀和町	新設
平成 17 年 11 月 1 日	兵庫県	多可町	多可郡中町、同郡加美町、同郡八千代町	新設
平成 17 年 11 月 3 日	広島県	廿日市市	廿日市市、佐伯郡大野町、同郡宮島町	編入
平成 17 年 11 月 7 日	福島県	白河市	白河市、西白河郡表郷村、同郡東村、同郡大信村	新設
平成 17 年 11 月 7 日	福井県	大野市	大野市、大野郡和泉村	編入
平成 17 年 11 月 7 日	兵庫県	神河町	神崎郡神崎町、同郡大河内町	新設
平成 17 年 11 月 7 日	和歌山県	紀の川市	那賀郡打田町、同郡粉河町、同郡那賀町、同郡桃山町、同郡貴志川町	新設
平成 17 年 11 月 7 日	鹿児島県	霧島市	国分市、始良郡溝辺町、同郡横川町、同郡牧園町、同郡霧島町、同郡隼人町、同郡福山町	新設
平成 17 年 11 月 7 日	鹿児島県	南さつま市	加世田市、川辺郡笠沙町、同郡大浦町、同郡坊津町、日置郡金峰町	新設
平成 17 年 11 月 27 日	愛知県	豊根村	北設楽郡豊根村、同郡富山村	編入
平成 17 年 12 月 1 日	福島県	二本松市	二本松市、安達郡安達町、同郡岩代町、同郡東和町	新設
平成 17 年 12 月 5 日	千葉県	いすみ市	夷隅郡夷隅町、同郡大原町、同郡岬町	新設
平成 18 年 1 月 1 日	青森県	平川市	南津軽郡平賀町、同郡尾上町、同郡碓ヶ関村	新設
平成 18 年 1 月 1 日	青森県	南部町	三戸郡名川町、同郡南部町、同郡福地村	新設
平成 18 年 1 月 1 日	岩手県	花巻市	花巻市、稗貫郡大迫町、同郡石鳥谷町、和賀郡東和町	新設
平成 18 年 1 月 1 日	岩手県	二戸市	二戸市、二戸郡浄法寺町	新設
平成 18 年 1 月 1 日	岩手県	洋野町	九戸郡種市町、同郡大野村	新設
平成 18 年 1 月 1 日	宮城県	美里町	遠田郡小牛田町、同郡南郷町	新設
平成 18 年 1 月 1 日	福島県	南相馬市	原町市、相馬郡鹿島町、同郡小高町	新設
平成 18 年 1 月 1 日	福島県	伊達市	伊達郡伊達町、同郡梁川町、同郡保原町、同郡霊山町、同郡月館町	新設
平成 18 年 1 月 1 日	茨城県	常総市	水海道市、結城郡石下町	編入
平成 18 年 1 月 1 日	茨城県	下妻市	下妻市、結城郡千代川村	編入
平成 18 年 1 月 1 日	栃木県	鹿沼市	鹿沼市、上都賀郡粟野町	編入
平成 18 年 1 月 1 日	群馬県	藤岡市	藤岡市、多野郡鬼石町	編入
平成 18 年 1 月 1 日	埼玉県	行田市	行田市、北埼玉郡南河原村	編入
平成 18 年 1 月 1 日	埼玉県	深谷市	深谷市、大里郡岡部町、同郡川本町、同郡花園町	新設
平成 18 年 1 月 1 日	埼玉県	神川町	児玉郡神川町、同郡神泉村	新設
平成 18 年 1 月 1 日	新潟県	五泉市	五泉市、中蒲原郡村松町	新設
平成 18 年 1 月 1 日	新潟県	長岡市	長岡市、栃尾市、三島郡与板町、同郡和島村、同郡寺泊町	編入
平成 18 年 1 月 1 日	長野県	大町市	大町市、北安曇郡八坂村、同郡美麻村	編入
平成 18 年 1 月 1 日	長野県	阿智村	下伊那郡阿智村、同郡浪合村	編入
平成 18 年 1 月 1 日	岐阜県	岐阜市	岐阜市、羽島郡柳津町	編入
平成 18 年 1 月 1 日	愛知県	岡崎市	岡崎市、額田郡額田町	編入
平成 18 年 1 月 1 日	三重県	津市	津市、久居市、安芸郡河芸町、同郡芸濃町、同郡美里村、同郡安濃町、一志郡香良洲町、同郡一志町、同郡白山町、同郡美杉村	新設
平成 18 年 1 月 1 日	三重県	多気町	多気郡多気町、同郡勢和村	新設



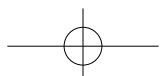
合併（予定）年月日	都道府県	新市町村名	合併関係市町村名	合併形態
平成 18 年 1 月 1 日	滋賀県	東近江市	東近江市、神崎郡能登川町、蒲生郡蒲生町	編入
平成 18 年 1 月 1 日	京都府	福知山市	福知山市、天田郡三和町、同郡夜久野町、加佐郡大江町	編入
平成 18 年 1 月 1 日	京都府	南丹市	船井郡園部町、同郡八木町、同郡日吉町、北桑田郡美山町	新設
平成 18 年 1 月 1 日	奈良県	宇陀市	宇陀郡大字陀町、同郡榛原町、同郡菟田野町、同郡室生村	新設
平成 18 年 1 月 1 日	和歌山県	紀美野町	海草郡野上町、同郡美里町	新設
平成 18 年 1 月 1 日	和歌山県	有田川町	有田郡吉備町、同郡金屋町、同郡清水町	新設
平成 18 年 1 月 1 日	香川県	三豊市	三豊郡高瀬町、同郡山本町、同郡三野町、同郡豊中町、同郡詫間町、同郡仁尾町、同郡財田町	新設
平成 18 年 1 月 1 日	高知県	中土佐町	高岡郡中土佐町、同郡大野見村	新設
平成 18 年 1 月 1 日	佐賀県	唐津市	唐津市、東松浦郡七山村	編入
平成 18 年 1 月 1 日	佐賀県	嬉野市	藤津郡塩田町、同郡嬉野町	新設
平成 18 年 1 月 1 日	長崎県	島原市	島原市、南高来郡有明町	編入
平成 18 年 1 月 1 日	長崎県	松浦市	松浦市、北松浦郡福島町、同郡鷹島町	新設
平成 18 年 1 月 1 日	宮崎県	宮崎市	宮崎市、宮崎郡佐土原町、同郡田野町、東諸県郡高岡町	編入
平成 18 年 1 月 1 日	宮崎県	都城市	都城市、北諸県郡山之口町、同郡高城町、同郡山田町、同郡高崎町	新設
平成 18 年 1 月 1 日	宮崎県	美郷町	東臼杵郡南郷村、同郡西郷村、同郡北郷村	新設
平成 18 年 1 月 1 日	鹿児島県	鹿屋市	鹿屋市、曾於郡輝北町、肝属郡串良町、同郡吾平町	新設
平成 18 年 1 月 1 日	鹿児島県	指宿市	指宿市、揖宿郡山川町、同郡開聞町	新設
平成 18 年 1 月 1 日	鹿児島県	志布志市	曾於郡松山町、同郡志布志町、同郡有明町	新設
平成 18 年 1 月 1 日	沖縄県	八重瀬町	島尻郡東風平町、同郡具志頭村	新設
平成 18 年 1 月 1 日	沖縄県	南城市	島尻郡玉城村、同郡知念村、同郡佐敷町、同郡大里村	新設
平成 18 年 1 月 4 日	福島県	喜多方市	喜多方市、耶麻郡熱塩加納村、同郡塩川町、同郡山都町、同郡高郷村	新設
平成 18 年 1 月 4 日	長崎県	長崎市	長崎市、西彼杵郡琴海町	編入
平成 18 年 1 月 10 日	岩手県	盛岡市	盛岡市、岩手郡玉山村	編入
平成 18 年 1 月 10 日	栃木県	下野市	河内郡南河内町、下都賀郡石橋町、同郡国分寺町	新設
平成 18 年 1 月 10 日	埼玉県	本庄市	本庄市、児玉郡児玉町	新設
平成 18 年 1 月 10 日	三重県	大台町	多気郡大台町、同郡宮川村	新設
平成 18 年 1 月 10 日	三重県	紀宝町	南牟婁郡紀宝町、同郡鷺殿村	新設
平成 18 年 1 月 10 日	広島県	尾道市	尾道市、因島市、豊田郡瀬戸田町	編入
平成 18 年 1 月 10 日	香川県	高松市	高松市、木田郡牟礼町、同郡庵治町、香川郡香川町、同郡香南町、綾歌郡国分寺町	編入
平成 18 年 1 月 10 日	福岡県	築上町	築上郡椎田町、同郡築城町	新設
平成 18 年 1 月 23 日	群馬県	高崎市	高崎市、群馬郡倉渕村、同郡箕郷町、同郡群馬町、多野郡新町	編入
平成 18 年 1 月 23 日	千葉県	匝瑳市	八日市場市、匝瑳郡野栄町	新設
平成 18 年 1 月 23 日	岐阜県	多治見市	多治見市、土岐郡笠原町	編入
平成 18 年 2 月 1 日	北海道	北斗市	上磯郡上磯町、亀田郡大野町	新設
平成 18 年 2 月 1 日	埼玉県	ときがわ町	比企郡都幾川村、同郡玉川村	新設
平成 18 年 2 月 1 日	石川県	輪島市	輪島市、鳳珠郡門前町	新設
平成 18 年 2 月 1 日	福井県	福井市	福井市、足羽郡美山町、丹生郡越廼村、同郡清水町	編入
平成 18 年 2 月 1 日	愛知県	豊川市	豊川市、宝飯郡一宮町	編入
平成 18 年 2 月 6 日	北海道	幕別町	中川郡幕別町、広尾郡忠類村	編入
平成 18 年 2 月 11 日	兵庫県	洲本市	洲本市、津名郡五色町	新設



合併（予定）年月日	都道府県	新市町村名	合併関係市町村名	合併形態
平成 18 年 2 月 11 日	福岡県	宮若市	鞍手郡宮田町、同郡若宮町	新設
平成 18 年 2 月 13 日	福井県	永平寺町	吉田郡松岡町、同郡永平寺町、同郡上志比村	新設
平成 18 年 2 月 13 日	滋賀県	長浜市	長浜市、東浅井郡浅井町、同郡びわ町	新設
平成 18 年 2 月 13 日	滋賀県	愛荘町	愛知郡秦荘町、同郡愛知川町	新設
平成 18 年 2 月 20 日	岩手県	奥州市	水沢市、江刺市、胆沢郡前沢町、同郡胆沢町、同郡衣川村	新設
平成 18 年 2 月 20 日	茨城県	土浦市	土浦市、新治郡新治村	編入
平成 18 年 2 月 20 日	群馬県	渋川市	渋川市、北群馬郡伊香保町、同郡小野上村、同郡子持村、勢多郡赤城村、同郡北橋村	新設
平成 18 年 2 月 20 日	山梨県	中央市	中巨摩郡玉穂町、同郡田富町、東八代郡豊富村	新設
平成 18 年 2 月 20 日	宮崎県	延岡市	延岡市、東臼杵郡北方町、同郡北浦町	編入
平成 18 年 2 月 25 日	宮崎県	日向市	日向市、東臼杵郡東郷町	編入
平成 18 年 2 月 27 日	青森県	弘前市	弘前市、中津軽郡岩木町、同郡相馬村	新設
平成 18 年 2 月 27 日	熊本県	合志市	菊池郡合志町、同郡西合志町	新設
平成 18 年 3 月 1 日	北海道	日高町	沙流郡日高町、同郡門別町	新設
平成 18 年 3 月 1 日	北海道	伊達市	伊達市、有珠郡大滝村	編入
平成 18 年 3 月 1 日	青森県	おいらせ町	上北郡百石町、同郡下田町	新設
平成 18 年 3 月 1 日	山梨県	富士河口湖町	南都留郡富士河口湖町、西八代郡上九一色村	編入
平成 18 年 3 月 1 日	山梨県	甲府市	甲府市、東八代郡中道町、西八代郡上九一色村	編入
平成 18 年 3 月 1 日	京都府	与謝野町	与謝郡加悦町、同郡岩滝町、同郡野田川町	新設
平成 18 年 3 月 1 日	和歌山県	橋本市	橋本市、伊都郡高野口町	新設
平成 18 年 3 月 1 日	和歌山県	白浜町	西牟婁郡白浜町、同郡日置川町	新設
平成 18 年 3 月 1 日	岡山県	和気町	和気郡佐伯町、同郡和気町	新設
平成 18 年 3 月 1 日	広島県	福山市	福山市、深安郡神辺町	編入
平成 18 年 3 月 1 日	徳島県	東みよし町	三好郡三好町、同郡三加茂町	新設
平成 18 年 3 月 1 日	徳島県	三好市	三好郡三野町、同郡池田町、同郡山城町、同郡井川町、同郡東祖谷山村、同郡西祖谷山村	新設
平成 18 年 3 月 1 日	高知県	香南市	香美郡赤岡町、同郡香我美町、同郡野市町、同郡夜須町、同郡吉川村	新設
平成 18 年 3 月 1 日	高知県	香美市	香美郡土佐山田町、同郡香北町、同郡物部村	新設
平成 18 年 3 月 1 日	佐賀県	武雄市	武雄市、杵島郡山内町、同郡北方町	新設
平成 18 年 3 月 1 日	佐賀県	有田町	西松浦郡有田町、同郡西有田町	新設
平成 18 年 3 月 1 日	佐賀県	吉野ヶ里町	神埼郡三田川町、同郡東脊振村	新設
平成 18 年 3 月 1 日	熊本県	和水町	玉名郡菊水町、同郡三加和町	新設
平成 18 年 3 月 3 日	福井県	おおい町	遠敷郡名田庄村、大飯郡大飯町	新設
平成 18 年 3 月 5 日	北海道	北見市	北見市、常呂郡端野町、同郡常呂町、同郡留辺蘂町	新設
平成 18 年 3 月 6 日	岩手県	久慈市	久慈市、九戸郡山形村	新設
平成 18 年 3 月 6 日	長野県	上田市	上田市、小県郡丸子町、同郡真田町、同郡武石村	新設
平成 18 年 3 月 6 日	福岡県	福智町	田川郡赤池町、同郡金田町、同郡方城町	新設
平成 18 年 3 月 13 日	鹿児島県	出水市	出水市、出水郡野田町、同郡高尾野町	新設
平成 18 年 3 月 15 日	山梨県	北杜市	北杜市、北巨摩郡小淵沢町	編入
平成 18 年 3 月 18 日	群馬県	安中市	安中市、碓氷郡松井田町	新設
平成 18 年 3 月 19 日	茨城県	笠間市	笠間市、西茨城郡友部町、同郡岩間町	新設
平成 18 年 3 月 20 日	北海道	枝幸町	枝幸郡枝幸町、同郡歌登町	新設
平成 18 年 3 月 20 日	秋田県	三種町	山本郡琴丘町、同郡山本町、同郡八竜町	新設
平成 18 年 3 月 20 日	福島県	南会津町	南会津郡田島町、同郡館岩村、同郡伊南村、同郡南郷村	新設



合併（予定）年月日	都道府県	新市町村名	合併関係市町村名	合併形態
平成 18 年 3 月 20 日	栃木県	日光市	今市市、上都賀郡足尾町、塩谷郡藤原町、同郡栗山村、日光市	新設
平成 18 年 3 月 20 日	千葉県	南房総市	安房郡富浦町、同郡富山町、同郡三芳村、同郡白浜町、同郡千倉町、同郡丸山町、同郡和田町	新設
平成 18 年 3 月 20 日	神奈川県	相模原市	相模原市、津久井郡津久井町、同郡相模湖町	編入
平成 18 年 3 月 20 日	新潟県	燕市	燕市、西蒲原郡吉田町、同郡分水町	新設
平成 18 年 3 月 20 日	福井県	坂井市	坂井郡三国町、同郡丸岡町、同郡春江町、同郡坂井町	新設
平成 18 年 3 月 20 日	愛知県	北名古屋市	西春日井郡師勝町、同郡西春町	新設
平成 18 年 3 月 20 日	滋賀県	大津市	大津市、滋賀郡志賀町	編入
平成 18 年 3 月 20 日	兵庫県	加東市	加東郡社町、同郡滝野町、同郡東条町	新設
平成 18 年 3 月 20 日	山口県	岩国市	岩国市、玖珂郡由宇町、同郡玖珂町、同郡本郷村、同郡周東町、同郡錦町、同郡美川町、同郡美和町	新設
平成 18 年 3 月 20 日	徳島県	阿南市	阿南市、那賀郡那賀川町、同郡羽ノ浦町	編入
平成 18 年 3 月 20 日	香川県	まんのう町	仲多度郡琴南町、同郡満濃町、同郡仲南町	新設
平成 18 年 3 月 20 日	高知県	四万十町	高岡郡窪川町、幡多郡大正町、同郡十和村	新設
平成 18 年 3 月 20 日	高知県	黒潮町	幡多郡大方町、同郡佐賀町	新設
平成 18 年 3 月 20 日	福岡県	朝倉市	甘木市、朝倉郡杷木町、同郡朝倉町	新設
平成 18 年 3 月 20 日	福岡県	みやこ町	京都郡犀川町、同郡勝山町、同郡豊津町	新設
平成 18 年 3 月 20 日	佐賀県	神埼市	神埼郡神埼町、同郡千代田町、同郡脊振村	新設
平成 18 年 3 月 20 日	宮崎県	小林市	小林市、西諸県郡須木村	新設
平成 18 年 3 月 20 日	鹿児島県	奄美市	名瀬市、大島郡住用村、同郡笠利町	新設
平成 18 年 3 月 20 日	鹿児島県	長島町	出水郡東町、同郡長島町	新設
平成 18 年 3 月 21 日	秋田県	能代市	能代市、山本郡二ツ井町	新設
平成 18 年 3 月 21 日	岡山県	浅口市	浅口郡金光町、同郡鴨方町、同郡寄島町	新設
平成 18 年 3 月 21 日	香川県	小豆島町	小豆郡内海町、同郡池田町	新設
平成 18 年 3 月 21 日	香川県	綾川町	綾歌郡綾上町、同郡綾南町	新設
平成 18 年 3 月 26 日	福岡県	飯塚市	飯塚市、嘉穂郡筑穂町、同郡穂波町、同郡庄内町、同郡穎田町	新設
平成 18 年 3 月 27 日	北海道	岩見沢市	岩見沢市、空知郡北村、同郡栗沢町	編入
平成 18 年 3 月 27 日	北海道	名寄市	名寄市、上川郡風連町	新設
平成 18 年 3 月 27 日	北海道	安平町	勇払郡早来町、同郡追分町	新設
平成 18 年 3 月 27 日	北海道	むかわ町	勇払郡鶴川町、同郡穂別町	新設
平成 18 年 3 月 27 日	北海道	洞爺湖町	虻田郡虻田町、同郡洞爺村	新設
平成 18 年 3 月 27 日	秋田県	八峰町	山本郡八森町、同郡峰浜村	新設
平成 18 年 3 月 27 日	茨城県	つくばみらい市	筑波郡伊奈町、同郡谷和原村	新設
平成 18 年 3 月 27 日	茨城県	小美玉市	東茨城郡小川町、同郡美野里町、新治郡玉里村	新設
平成 18 年 3 月 27 日	群馬県	富岡市	富岡市、甘楽郡妙義町	新設
平成 18 年 3 月 27 日	群馬県	みどり市	新田郡笠懸町、山田郡大間々町、勢多郡東村	新設
平成 18 年 3 月 27 日	群馬県	東吾妻町	吾妻郡東村、同郡吾妻町	新設
平成 18 年 3 月 27 日	千葉県	横芝光町	山武郡横芝町、匝瑳郡光町	新設
平成 18 年 3 月 27 日	千葉県	成田市	成田市、香取郡下総町、同郡大栄町	編入
平成 18 年 3 月 27 日	千葉県	香取市	佐原市、香取郡山田町、同郡栗源町、同郡小見川町	新設
平成 18 年 3 月 27 日	千葉県	山武市	山武郡成東町、同郡山武町、同郡蓮沼村、同郡松尾町	新設
平成 18 年 3 月 27 日	岐阜県	大垣市	大垣市、養老郡上石津町、安八郡墨俣町	編入
平成 18 年 3 月 27 日	兵庫県	姫路市	姫路市、神崎郡香寺町、宍粟郡安富町、飾磨郡家島町、同郡夢前町	編入
平成 18 年 3 月 27 日	福岡県	嘉麻市	山田市、嘉穂郡稲築町、同郡碓井町、同郡嘉穂町	新設



合併（予定）年月日	都道府県	新市町村名	合併関係市町村名	合併形態
平成 18 年 3 月 27 日	熊本県	天草市	本渡市、牛深市、天草郡有明町、同郡御所浦町、同郡倉岳町、同郡栖本町、同郡新和町、同郡五和町、同郡天草町、同郡河浦町	新設
平成 18 年 3 月 31 日	北海道	大空町	網走郡東藻琴村、同郡女満別町	新設
平成 18 年 3 月 31 日	北海道	新ひだか町	静内郡静内町、三石郡三石町	新設
平成 18 年 3 月 31 日	宮城県	大崎市	古川市、志田郡松山町、同郡三本木町、同郡鹿島台町、玉造郡岩出山町、同郡鳴子町、遠田郡田尻町	新設
平成 18 年 3 月 31 日	宮城県	気仙沼市	気仙沼市、本吉郡唐桑町	新設
平成 18 年 3 月 31 日	富山県	黒部市	黒部市、下新川郡宇奈月町	新設
平成 18 年 3 月 31 日	長野県	伊那市	伊那市、上伊那郡高遠町、同郡長谷村	新設
平成 18 年 3 月 31 日	静岡県	静岡市	静岡市、庵原郡蒲原町	編入
平成 18 年 3 月 31 日	徳島県	海陽町	海部郡海南町、同郡海部町、同郡穴喰町	新設
平成 18 年 3 月 31 日	徳島県	美波町	海部郡由岐町、同郡日和佐町	新設
平成 18 年 3 月 31 日	長崎県	南島原市	南高来郡加津佐町、同郡口之津町、同郡南有馬町、同郡北有馬町、同郡西有家町、同郡有家町、同郡布津町、同郡深江町	新設
平成 18 年 3 月 31 日	長崎県	佐世保市	佐世保市、北松浦郡宇久町、同郡小佐々町	編入
平成 18 年 3 月 31 日	大分県	国東市	東国東郡国見町、同郡国東町、同郡武蔵町、同郡安岐町	新設
平成 18 年 4 月 1 日	愛知県	弥富市	海部郡弥富町、同郡十四山村	編入
平成 18 年 8 月 1 日	山梨県	笛吹市	笛吹市、東八代郡芦川村	編入
平成 18 年 10 月 1 日	福岡県	八女市	八女市、八女郡上陽町	編入
平成 18 年 10 月 1 日	群馬県	高崎市	高崎市、群馬郡榛名町	編入
平成 19 年 1 月 1 日	福島県	本宮市	安達郡本宮町、同郡白沢村	新設
平成 19 年 1 月 22 日	岡山県	岡山市	岡山市、御津郡建部町、赤磐郡瀬戸町	編入
平成 19 年 1 月 29 日	福岡県	みやま市	山門郡瀬高町、同郡山川町、三池郡高田町	新設
平成 19 年 2 月 13 日	埼玉県	熊谷市	熊谷市、大里郡江南町	編入
平成 19 年 3 月 11 日	神奈川県	相模原市	相模原市、津久井郡城山町、同郡藤野町	編入
平成 19 年 3 月 12 日	京都府	木津川市	相楽郡木津町、同郡加茂町、同郡山城町	新設
平成 19 年 3 月 31 日	栃木県	宇都宮市	宇都宮市、河内郡上河内町、同郡河内町	編入
平成 19 年 3 月 31 日	宮崎県	延岡市	延岡市、東臼杵郡北川町	編入
平成 19 年 10 月 1 日	佐賀県	佐賀市	佐賀市、佐賀郡川副町、同郡東与賀町、同郡久保田町	編入
平成 19 年 10 月 1 日	鹿児島県	屋久島町	熊毛郡屋久町、同郡上屋久町	新設
平成 19 年 12 月 1 日	鹿児島県	南九州市	川辺郡川辺町、同郡知覧町、揖宿郡穎娃町	新設
平成 20 年 1 月 1 日	高知県	高知市	高知市、吾川郡春野町	編入
平成 20 年 1 月 15 日	愛知県	豊川市	豊川市、宝飯郡音羽町、同郡御津町	編入
平成 20 年 3 月 21 日	山口県	美祢市	美祢市、美祢郡秋芳町、同郡美東町	新設

経済財政改革の基本方針 2007 ～「美しい国」へのシナリオ～

第 1 章 新しい日本の国づくりに挑む

(新しい経済成長の姿に向かって)

今、我々は、バブル崩壊後の長い低迷から脱却し、新しい成長の姿を確立していく重要な時期にある。

人口減少というこれまで経験したことのない状況の中で、経済成長を持続させ、生活の質を高くしていくことが、今後の日本経済の最も重要な課題である。そのためには、人口増加を前提としたこれまでの諸制度を根本から見直し、人口減少という現実に対応したものに变革しなくてはならない。人口減少下で何より重要なことは、一人当たり生産性の向上である。年齢や性別にかかわらず、働く意欲を持つ人々が働く機会を得て、より多くの価値を生み出せるような環境が作られれば、人口減少を恐れることはない。

しかし、戦後の持続的な人口増加と高い経済成長を前提としてきた我が国の経済制度や構造は、人口高齢化や急速なグローバル化、世界的な IT 化に十分に対応しきれておらず、制度疲労を起こしている。

新しい成長軌道の確立に向けて、人口減少下でもイノベーションを積極的に引き出し、またグローバル化をむしろ成長力の向上に結びつけるような経済構造に变革し、一人当たり生産性を上げていかなければならない。成長力強化はすべての経済政策の基本である。成長力強化と財政健全化を車の両輪として一体的に改革を進めていくことが課題である。

そのためには、第 1 に、生産性を上昇させるための包括的な取組が必要である。現在の日本経済が抱えている“弱み”を克服し、“強み”を伸ばしていくためには、非効率の残るサービス産業をつぶさに点検して生産性向上のための環境整備を行うこと、十分にいかされていない人材が能力発揮できるよう教育訓練の機会を用意すること、中小企業の生産性向上に取り組むこと、活力ある地域社会に向けて企業・金融機関・自治体が一体となって地域力を高める仕組みをつくること、など経済システム全般にわたるプログラムが必要である。また、成長力の礎となる優れた人材をつくるための大学改革や、成長分野へのリスクマネー供給が必要である。そのため、「成長力加速プログラム」¹を取りまとめ、今後 5 年間のうちに労働生産性の伸び、すなわち一人当たり時間当たりの生産性伸び率が 5 割増に高まることを目指している²。

第 2 に、日本経済のオープン化を促進することが必要である。世界的な競争は激しさを増しているが、資源が乏しい日本は、世界市場に積極的に参入し、グローバル化の恩恵を享受し得る経済システムを構築する以外に道はない。グローバル化の進展は脅威でもあるが、成長力を高める絶好の機会でもある。世界最大の成長センターであるアジアに位置する日本は、積極的なオープン化により大きな成長可能性を得ることになる。世界的な自由貿易体制を維持・発展させるとともにアジアを始めとして経済連携を加速させること、航空等の自由化やアクセスを飛躍的に向上させること、ニューヨークやロンドンに比肩する金融・資本市場にすること、など広範な経済システムの整備に着手しなければならない。

¹ 「成長力加速プログラム」(平成 19 年 4 月 25 日)

² 労働生産性の伸び率の過去 10 年間(平成 8 年度から平成 17 年度)の平均は 1.6%であり、これが平成 23 年度には 5 割増の 2.4%程度に高まることを目指す。生産性の低いサービス産業については、第 2 章 1. の「II サービス革新戦略」参照。

第3に、行政・財政システムの革新が必要である。民間と異なり、競争にさらされていない行政は、最も経済社会の環境変化に立ち後れた分野でもある。変化に対応して政府機能を根本から見直すこと、これからの時代にふさわしい公務員像へと転換を図ること、道州制を視野に入れた本格的な地方分権を進めること、などまさに戦後レジームから脱却するための取組が必要である。

また、財政健全化は喫緊の課題である。経済成長なくして財政健全化がないように、財政再建がなければ持続的な経済成長も実現しない。財政健全化の第一ステップとして、「基本方針2006」³において、まずは2011年度には基礎的財政収支を黒字化させるなど、歳出・歳入一体改革の時間軸と目標等が策定された。これに沿って、歳出・歳入一体改革のプログラムを確実に実行する必要がある。歳出削減は厳しい道程ではあるが、これを継続的に断行しない限り、我が国の財政再建はない。

第4に、将来の生活を安心して展望できるような土台づくりが必要である。人類全体の課題である地球環境保全については、優れた環境技術を持つ我が国が全世界的な枠組みの構築に貢献していくことが求められている。また、教育を再生して教育新時代を切り開いていくことや、包括的な少子化対策など、「美しい国」の人づくりに社会総がかりで取り組むことが重要である。

生活の土台となる社会保障については、人口減少下において安心かつ持続可能な制度にすることとあわせて、サービスの質向上と効率化の両立を図ることや、加入者が給付・負担の情報を容易に把握し管理できる仕組みの導入を目指すこと、などによって信頼性と安定性の高い制度へと改革することが不可欠である。

また、世界一の治安の良さを誇れる国に再びなること、自然災害等に対して強靱な社会をつくること、など安全の土台をつくる必要がある。

〔美しい国〕づくりに向けて

政府は、「美しい国」づくりに向けて歩み始めている。経済システムもまた、「美しい国」にふさわしく、我が国の文化、伝統や自然に根ざした強みをいかして、日本ならではの競争力あるものに変革されなくてはならない。「美しい国」の経済とは、自由と規律と持続可能性という3つの要素を兼ね備えたものである。

まず、「自由な経済」とは、新しいものが生み出される若々しさと柔軟さをもった経済である。異質なものがぶつかり合う中からイノベーションが生まれる。多様性を受け入れるオープンなシステムや、人や資金の円滑な移動を妨げない仕組み、リスクへの挑戦が促される仕組みなどの環境づくりが求められる。

自由な経済システムを保つには、「規律ある経済」が不可欠である。ルールが確立し、事後的なガバナンスが十分に機能する健全な市場経済を形成する必要がある。

「持続ある経済」とは、子どもや孫の世代への責任を果たし得る経済である。我々は、次の世代に自信を持って引き継げる経済社会をつくらなくてはならない。地球環境はもとより、国内の財政や社会保障においても、現在の世代が将来世代の選択肢を狭めることがないよう、ほかの世代に過度に頼らない「世代自立」の社会構造を目指す必要がある。

これら3つの要素を兼ね備えた経済システムの構築は、決して容易なことではない。しかし、90年代以降の長い低迷を乗り越えた今、新たな挑戦を始める環境は整っている。戦後の日本経済を支えてきた優れた人材、イノベーションの力、地域の活力は、脈々として生きている。新しい経済社会のパラダイムが構築されれば、その下で人間力・創造力・地域力が再びよみがえることになろう。そのために、これまでの改革を加速するためのシナリオ、そして新たな改革への一歩を示すのが、「基本方針2007」である。

³ 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）

第2章 成長力の強化

人口減少社会というこれまでにない局面の中で、成長力を強化して経済成長を持続させることが、我が国の喫緊の課題である⁴。

そのためには、①成長力強化のカギとなる生産性を向上させ、我が国の高い潜在力をいかんなく発揮するとともに、②より自由なヒト、モノ、カネの流れを実現し、グローバルな市場の活力を我が国の成長に取り込むこと⁵、③意欲と能力をいかせる環境の整備による人材の活用や就業率の向上を進めることが不可欠である。また、地域社会が潜在的な力を発揮できるようにすることが重要である。

以上の目的を達成するため、オープンやイノベーションの観点から本格的な成長力強化策に着手する。その中核となる「成長力加速プログラム」では、低い水準にとどまっている我が国の労働生産性を引き上げるための3つの政策パッケージを実行する。第1は、人材と中小企業という経済の“基礎力”を高めるためのパッケージである（成長力底上げ戦略）。第2は、特に非効率が残る生産性が低水準にあるサービス産業を対象に、“効率”を高めるためのパッケージである（サービス革新戦略）。第3は、これからの成長分野を伸ばし、我が国の“創造力”を高めるためのパッケージである（成長可能性拡大戦略）。このプログラムを貫く基本的視点は、①生産性向上の阻害要因を徹底的に除去すること、②消費者やユーザーの立場に立って供給側の大胆な改革を行うこと、の2点である。

また、平成18年に策定された「経済成長戦略大綱」⁶について、世界で最も優れた産業競争力インフラを構築し、民需主導の経済成長を実現するため、以下の点を重視しつつ施策を強化して改定し、推進する。第1に、研究開発成果の迅速な市場化のための環境整備や、イノベーション創出に向けた研究開発・人材育成・IT等民間投資の加速を図る。第2に、ITとサービス産業の革新により生産性向上を図る。第3に、IT化やシニア人材の活力をいかす施策等により地域・中小企業を活性化する。第4に、経済連携に向けた取組の加速やアジアワイドでの事業環境の整備を図る。第5に、経済成長・エネルギー安全保障・気候変動の一体的解決を図る。

さらに、「アジア・ゲートウェイ構想」⁷、「長期戦略指針『イノベーション25』」⁸を推進することを通じて、政府一丸となって成長力強化に取り組む。このような成長力強化の取組により、我が国の労働生産性の伸び率、すなわち一人が1時間働いて生み出す付加価値の伸び率を5年間で5割増にすることを目指す。

なお、以上のような施策の推進に当たっては、成果目標、政策手段等を明確に掲げ、PDCAサイクルを着実に実施していく。

⁴ 経済の将来展望については、「日本経済の進路と戦略」（平成19年1月25日閣議決定。以下、「進路と戦略」という。）において示されている。

⁵ 経済財政諮問会議「グローバル化改革専門調査会第1次報告」（平成19年5月8日）

⁶ 「経済成長戦略大綱」（平成19年6月19日改定）

⁷ 「アジア・ゲートウェイ構想」（平成19年5月16日）

⁸ 「長期戦略指針『イノベーション25』」（平成19年6月1日閣議決定。以下、「イノベーション25」という。）

1. 成長力加速プログラム

I 成長力底上げ戦略

成長の基盤となる人材、中小企業への投資により、成長力の底上げを図る。働く人全体の所得・生活水準を引き上げることで、格差の固定化を防止し、人材の労働市場への参加や生産性向上を目指す。

【改革のポイント】

1. 人材能力戦略：誰でもどこでも職業能力形成に参加でき、能力を発揮できる社会の実現のため、「ジョブ・カード」制度を導入する。
2. 就労支援戦略：公的扶助受給者等を対象に、セーフティネットを確保しつつ、可能な限り就労による自立・生活の向上が図られるよう福祉・雇用両面にわたる支援を行う。
3. 中小企業底上げ戦略：働く人の賃金の底上げを図る観点から、中小企業等の生産性の向上とともに、最低賃金を引き上げるための施策を推進する。
4. 本戦略は、政労使が参加する国・地方の「成長力底上げ戦略推進円卓会議」で合意形成を図りつつ、原則として3年間（平成19年度～21年度）で集中的に推進する。

【具体的手段】

(1) 人材能力戦略

① 「職業能力形成システム」(通称：『ジョブ・カード制度』) の構築

フリーター等の就職困難者や新卒者に対し、協力企業等において職業能力形成プログラムを提供し、履修実績等を記載した「ジョブ・カード」を交付する。

② 大学・専門学校等を活用した「実践型教育システム」の構築

就職困難者や新卒者等に対し大学・専門学校等の教育プログラムを開放し、「実践型教育プログラム」を提供する。

③ 官民共同推進組織の設置

平成19年5月に設置した「ジョブ・カード構想委員会」において具体的構想の検討を進め、平成20年度に本格実施する。平成22年度以降、実施状況を検証しながら拡充する。

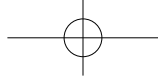
(2) 就労支援戦略

① 「『福祉から雇用へ』推進5か年計画」の策定

厚生労働省を中心に、母子家庭、生活保護世帯、障害者等の就労移行について、5年後の具体的目標を平成19年内に策定する。平成19年度～21年度を目標実現の集中戦略期間として、就労支援体制の全国展開、ハローワークを中心としたチーム支援、関係者の意識改革のための情報提供・支援のネットワークづくり等を推進する。

② 「工賃倍増5か年計画」による福祉的就労の底上げ

授産施設等で働く障害者の工賃水準を現在の2倍以上に引き上げること及び一般雇用への移行準備を進めることを内容とする5か年計画を平成19年度中に全都道府県で策定し、推進する。



(3) 中小企業底上げ戦略

① 「生産性向上と最低賃金引上げ」に関する合意形成

中小企業等の生産性の向上と最低賃金の引上げの基本方針について、円卓会議で検討を進め、政労使の合意形成を図る。

② 「中小企業生産性向上プロジェクト」の推進による賃金の底上げ

中小企業庁を中心に関係省庁において、以下を柱とする「中小企業生産性向上プロジェクト」を平成 21 年度までの 3 年間集中的に実施する。

(業種横断的な共通基盤対策)

- ・ 下請適正取引等の推進（業種ごとのガイドライン策定・遵守・普及、「独占禁止法」⁹・「下請法」¹⁰による取締り強化等）
- ・ I T 化・機械化・経営改善（コンサルティング・資金支援、流動資産担保融資保証制度・電子記録債権制度の推進、「生産性向上特別指導員」による経営指導、データベースの構築や連携・共同事業化の推進等小規模企業の強化、省エネ推進等）
- ・ 中小企業の再生（「地域中小企業再生ネットワーク」の創設）
- ・ 人材能力の向上、創業・起業支援、事業承継の円滑化

(重点業種・重点地域に対する活性化策)

- ・ 小売業、建設業、対個人・事業所サービス業、繊維業、食品加工業等の生産性が低い業種、経営基盤が脆弱な地場産業、賃金水準が低い地域に対する対策の展開（「中小企業地域資源活用プログラム」の推進、地域の中小企業を支援する雇用・労働施策の活用、個別業種に対する指導・支援等）

③ 最低賃金制度の充実

最低賃金の周知徹底や「最低賃金法」¹¹の改正（生活保護との整合性の考慮、罰則強化等）を行うとともに、上記①の政労使合意を踏まえ最低賃金の中長期的な引上げに関して産業政策と雇用政策の一体運用を図る。

II サービス革新戦略

生産性水準の低いサービス産業の改革のため、I T の本格活用への環境整備や規制改革を進める。また、地域経済全体の活力強化を行う。

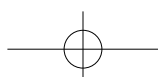
【改革のポイント】

1. I T 革新：I T の本格的活用のため、社会横断的な I T 基盤を整える。
2. 地域経済の成長力向上：地域経済の一体的な再生・強化の支援を目的とする「地域力再生機構」（仮称。以下同じ。）の創設に向けて具体的な検討を進める。
3. 規制の集中改革プログラム：官製市場を始めとする分野の規制改革を集中的に実施し、生活に密着し

⁹ 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」(昭和 22 年法律第 54 号)

¹⁰ 「下請代金支払遅延等防止法」(昭和 31 年法律第 120 号)

¹¹ 「最低賃金法」(昭和 34 年法律第 137 号)



た産業の創造や公共サービスの効率化・質の向上等を実現する。

4. サービス・イノベーション：産官学の連携の下に、「科学的・工学的手法」によるサービスの開発・導入とサービス産業の品質の向上・人材の育成に取り組む。

【具体的手段】

(1) IT革新

以下の取組など、「IT新改革戦略政策パッケージ」¹²、「重点計画-2007」（仮称）を着実に実施する。

① ITによる生産性向上

IT投資の選択と集中に向け、業種・製品ごとのソフトの標準化・共同開発、ソフト部品産業の競争力強化を行うとともに、ASP¹³、SaaS¹⁴の普及促進など中小企業のIT化の基盤を整備する。また、産業横断的な合意形成の場を平成19年内に設定し、平成22年度までに、国際的な標準と調和した電子商取引や電子タグ利用等の共通基盤を業種横断的に構築する。

② ICT産業の国際競争力強化

「ユビキタス特区」を平成19年度内を目途に創設し、世界最先端ICTサービスが開発・利用できる環境の整備、電波の二次取引の拡大への取組を進めるなど、「ICT改革促進プログラム」¹⁵に基づき、通信・放送分野の改革を加速化するとともに、ICT産業の国際競争力を強化する。

③ 世界最先端の電子政府の実現

5年以内を目途に国民に使い勝手の良い世界最先端の電子政府を実現するべく、ユーザーの視点に立った利便性の向上等を念頭に置き、紙をベースとした既存の事務を根本的に見直し、業務・システムの最適化等の施策を講ずる。また、電子政府システムの設計・構築・運用の各段階を政府内で横断的・一体的に管理する体制の構築を検討するとともに、

各府省庁のシステム担当者の拡充を図る。

④ テレワーク人口倍増の実現

「テレワーク人口倍増アクションプラン」¹⁶を着実に推進するなど、テレワーク普及に向けた総合的な支援環境の整備を図り、平成22年までにテレワーク人口倍増を実現する。

⑤ 情報セキュリティの向上

情報セキュリティの向上に向け、電子政府のセキュリティの企画・設計段階からの確保、業界横断的な人材の育成支援、各国との連携・協力等を推進する。

¹² 「IT新改革戦略政策パッケージ」（平成19年4月5日）

¹³ ASP（Application Service Provider）

¹⁴ SaaS（Software as a Service）

¹⁵ 「ICT改革促進プログラム」（平成19年4月20日）

¹⁶ 「テレワーク人口倍増アクションプラン」（平成19年5月29日）

(2) 地域経済の成長力向上

① 「地域力再生機構」の創設

地域の企業、地域金融機関、地域全体の一体的な再生・強化を、自治体と連携しつつ支援することを目的とする「地域力再生機構」の創設に向けて、他施策との役割分担・連携等も踏まえ具体的な検討を進める。

② 地域金融機関の収益基盤強化

金融庁は、地域密着型金融の一層の推進に向けた取組を平成19年度に監督指針に盛り込むとともに、地域金融機関における自らの収益基盤強化のための新たなプランや目標の策定を推進する。また、金融機関の取組の効果を総合的に把握して、年1回実績を公表する。

③ 第三セクターの経営再生

地方公共団体については、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」¹⁷に基づき、地方の自己規律による財政健全化を促進する。その際、地方公共団体の資産債務等について、公会計の整備を促進し、国の取組に準じて、公共性を踏まえた公正な評価を行いつつ、第三セクター等については市場価格に基づく適正な評価を行い、経営再生に取り組む。債務調整について地方分権改革と一体的に整理する。

(3) 「規制の集中改革プログラム」の策定・実行

消費者の潜在ニーズを満たし、生産性を向上させるための「規制の集中改革プログラム」¹⁸のうち、「成長力加速プログラム」で示した9分野について、以下のような取組を進める。これ以外の事項についても更なる検討を進め、遅くとも平成19年中に一定の結論を得る。

① 医療分野

レセプトオンライン請求について、請求システムの標準化、互換性等の環境整備を図りつつ、期限内に確実に達成するとともに、オンライン化の進展に合わせて、社会保険診療報酬支払基金の業務フローの抜本的な見直しを前提とした効率化等、審査・支払業務の見直しを進める。また、医師と他の医療従事者の間の役割分担の見直し（業務範囲、責任の所在等）について、平成19年中に一定の結論を得る。

② 福祉分野

育児休業の再度の取得が可能となる要件の見直しを検討し、速やかに結論を得る。

③ 国家公務員採用試験

再チャレンジを支援する観点から、人事院において、国家公務員採用試験の受験年齢上限を引き上げるための検討を平成19年中に行うよう、要請する。

④ 農業分野

農業の高付加価値化、需要創出に向け、機能性米等の農産品に関連する表示の制度・運用の見直しについて、平成19年度中に結論を得る。

¹⁷ 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」(平成19年6月15日成立)

¹⁸ 「規制の集中改革プログラム」(平成19年5月30日)

⑤ 安全・安心分野

安全・安心な住環境の整備、都市機能の発揮に向け、老朽マンション等の建替え・改修の促進につながる規制の見直し及び道路上部空間の有効活用に資する規制の在り方の検討を平成 19 年以降順次実施する。

⑥ 貿易・港湾

貿易関連手続について、真に利便性の高い「次世代シングルウィンドウ」を構築する（平成 20 年 10 月稼働予定）とともに、稼働後できるだけ早期に港湾関連手続の書式の統一化・簡素化及び「次世代シングルウィンドウ」への一元化を図る。

⑦ 官の事務・事業の見直し、民間開放

独立行政法人改革と歩調を合わせ、規模の大きな独立行政法人等を順次、個別に取り上げ、事務・事業の見直し、民間開放を推進する。

(4) サービス・イノベーション

平成 19 年度中にサービス工学の研究拠点を整備し、顧客満足度指数を平成 20 年度から導入する等、「サービス産業生産性協議会」を活用し、サービス・イノベーションを促進する。

Ⅲ 成長可能性拡大戦略—イノベーション等

未来への投資を拡大していくため、社会システムの改革と技術革新を一体的に推進し、イノベーションの創出を加速するとともに、環境変化にそぐわない制度や障害を除去し、知識創造を支える研究と人材育成、リスクマネーの潤沢な供給を実現する。

【改革のポイント】

1. 政策イノベーション：リスクが高い分野への政策支援を改革する。また、成長分野を阻害しない政策へと改革する。
2. 大学・大学院改革：競争力の基盤となる数多くの優れた人材の育成、社会において指導的役割を果たすリーダーとなる人材の育成、イノベーションを生み出す世界トップレベルの教育研究拠点の形成の視点から、徹底した改革を行う。
効率化を図りつつ、適正な評価に基づき、真に実効性のある分野への「選択と集中」により必要な予算を確保する。基盤的経費の確実な措置、基盤的経費と競争的資金の適切な組合せ、評価に基づくより効率的な資金配分を図る。
3. 「貯蓄から投資へ」の加速：家計の金融資産が成長分野に活用されるための環境整備を行う。
4. イノベーションの加速：「イノベーション 25」等に基づき、イノベーション立国の実現を目指して、社会システムの改革と技術革新を一体的に推進する。

【具体的手段】

(1) 政策イノベーション

① 最先端分野への政策支援（S B I R 制度¹⁹）の革新

・革新的でリスクの高い研究開発を行うベンチャー企業等を対象とする段階ごとの質の高い競争選抜による

¹⁹ S B I R（Small Business Innovation Research）

新しい制度を平成 20 年度から順次導入する。各府省においてなされた資源配分の適正さや選抜の妥当性については総合科学技術会議等において政府横断的な事後評価を行う。

- ・政府調達における情報開示、申請手続の簡素化等の徹底を図る。

② 革新的医薬品・医療機器創出のための 5 か年戦略

研究資金の集中投入、ベンチャー企業育成、医療クラスターの形成や再生医療拠点の形成等の臨床研究・治験環境の整備、アジアとの連携、新薬の上市までの期間を 2.5 年短縮する等の審査の迅速化・質の向上、革新的新薬の適切な評価と後発品の使用促進のための薬価制度の改革や医療機器の評価の適正化等を内容とする「革新的医薬品・医療機器創出のための 5 か年戦略」²⁰を着実に推進する。

③ 世界最先端のデジタルコンテンツ流通促進法制の整備

デジタル化、ネットワーク化の特質に応じて、著作権等の保護や利用の在り方に関する新たな法制度や契約ルールの検討を進め、世界最先端のデジタルコンテンツ流通促進の法制度等を 2 年以内に整備する。

(2) 大学・大学院改革

以下の改革を含め、「教育再生会議第二次報告」²¹に基づき、重点的に取り組む。

① 教育の質の保証

- ・大学（大学院を含む。以下同じ。）が行う卒業認定の厳格化、外部評価の推進、ボランティア活動体験の導入などカリキュラム改革等を強力に支援するための措置を平成 20 年度から講ずる。
- ・「教育再生会議」は、必要に応じ、関係会議と適宜連携し、大学入試の多様化、弾力化等抜本的な改革について検討する。その際、初等中等教育に与える影響も考慮する。（大学入学年齢の弾力化、国立大学の入試日の分散、複数合格等）
- ・優秀で意欲ある学生に対する奨学金を拡充するための措置を平成 20 年度から講ずる。

② 国際化・多様化を通じた大学改革

- ・教員の国際公募、外国人教員比率の増、英語による授業、国家戦略としての留学生政策を平成 20 年度から推進する。
- ・大学の 4 月入学原則を平成 19 年度中に弾力化する。国立大学について、大学の取組を支援し、全国立大学での 9 月入学枠の設定を実現する。私立大学においても、9 月入学枠設定を促進する。
- ・文部科学省は、「大学グローバル化プラン」（仮称）を平成 19 年内に策定し、アジアを含めた国際的な大学間の相互連携プログラムを促進する（単位互換、ダブル・ディグリー等）。また、各大学等による国際化に関する評価の充実を平成 20 年度に図る。
- ・平成 20 年度から、現地での募集・選考体制の強化、渡日前の入学許可、奨学金支給決定を行い、留学生受入れ拡大を図る。日本人学生の短期留学等の機会を拡充する。
- ・企業・行政機関との人事交流等大学と企業・社会との連携を強化する。
- ・高等専門学校が地域と連携して行う実践的な専門教育の取組を支援するための措置を平成 20 年度から講ずる。

²⁰ 「革新的医薬品・医療機器創出のための 5 か年戦略」（平成 19 年 4 月 26 日）

²¹ 「教育再生会議第二次報告」（平成 19 年 6 月 1 日）

③ 世界トップレベルを目指す大学院教育の改革

- ・平成 20 年度から、世界最高水準の大学院形成、優れた大学院生への経済的支援を充実する。
- ・学部 3 年修了時から大学院に進学する早期卒業制度を活用するとともに、博士前期課程 3 年、後期課程 2 年とする等制度を平成 19 年内に弾力化する。

④ 国公立大学の連携による地方の大学教育の充実

- ・自主性・自律性をもって、大学が行う社会の変化や時代の要請に応じた学部学科の再編、他大学との連携協力、組織運営改善等の取組を支援する。
- ・国公私を通じ、複数の大学が大学院研究科等を共同で設置できる仕組みを平成 20 年度中に創設することを目指す。
- ・国公私を通じた地方の「大学地域コンソーシアム」の形成を支援するための措置を平成 20 年度から講ずる。

⑤ 時代や社会の要請にこたえる国立大学の更なる改革

- ・国立大学の大胆な再編統合、学部の再編や学部入学定員の縮減、一つの国立大学法人が複数の大学を設置管理できる仕組みづくり等国立大学の自主的な取組を促進する。
- ・文部科学省は、国立大学の大学事務局の改革による経営効率化を推進する。

⑥ 競争的資金の拡充と効率的な配分

- ・研究と教育の両面における競争的資金を拡充するとともに、間接経費を充実する。競争的資金の審査システムを公正性、透明性、国際性の観点から高度化する。若手研究者への配慮等評価手法を改革する。

⑦ 大学による自助努力を可能とするシステム改革

- ・企業や個人等からの寄付金、共同研究費等民間からの資金の活用について、各大学の自助努力を後押しするための税制を含む環境整備等を検討する。

⑧ 国立大学法人運営費交付金の改革

- ・文部科学省は、国立大学法人運営費交付金については、次期中期目標・計画（平成 22 年度～）に向け、各大学の努力と成果を踏まえたものとなるよう、新たな配分の在り方の具体的検討に早期に着手し、平成 19 年度内を目途に見直しの方向性を明らかにする。
- ・文部科学省は、運営費交付金の配分については、①教育・研究面、②大学改革等への取組の視点に基づく評価に基づき適切な配分を実現する。その際、国立大学法人評価の結果を活用する。

「教育再生会議」において、経済財政諮問会議、総合科学技術会議等関係会議とも連携し、上記改革の推進・検討状況のフォローアップを行い、改革を着実に前進させるものとする。

- ① 大学の教育システムの改革、グローバル化推進については、文部科学省において、平成 19 年度中に結論を得ることを目指し、具体化に向けて検討を進め、結論の得られたものから直ちに実施に移す。
- ② 研究システムの改革については、総合科学技術会議を中心に、必要に応じ、関係会議等とも連携しつつ具体化に向けた検討を進め、平成 19 年度内に結論を得るとともに、可能なものから直ちに実施に移す。
- ③ 予算面については、第 3 章の「1. 歳出・歳入一体改革の実現」と整合性を取りつつ、効率化を徹底

しながら、メリハリをつけて、教育再生に真に必要な予算について財源を確保するとの方針に沿って、「教育再生会議」及び経済財政諮問会議等における議論も踏まえつつ、検討する。

大学改革についての残された課題（大学入試、大学入学年齢の弾力化など）については、「教育再生会議」において、必要に応じ関係会議と適宜連携し、検討を進める。

(3) 「貯蓄から投資へ」の加速

① 確定拠出年金の改革

「成長力加速プログラム」を踏まえ、投資促進の観点から、確定拠出年金における拠出の在り方の見直しを検討する。

② ベンチャー企業へのリスクマネーの供給促進

「成長力加速プログラム」を踏まえ、ベンチャー企業にとって重要な初期段階での資金供給の促進及びベンチャー企業への投資を通じた新成長のフロントライン拡大のため、税制を含む環境整備等について検討する。

(4) イノベーションの加速

① 社会システムの改革戦略（「イノベーション 25」）の推進

イノベーションが次々と生み出される社会環境を構築するため、おおむね今後3年間で、若手研究者向け資金や理数教育など次世代投資の充実と強化、環境・エネルギー技術など優れた技術を活かした成長と国際貢献、国際競争力強化を目指した大学改革、新しいサービスの構築・実証を通じた規制の見直しなどイノベーション創出・促進に向けた社会環境整備に取り組む。

② 技術革新戦略ロードマップ（「イノベーション 25」）に基づく政策の推進

イノベーションの創出を加速化させるため、「第3期科学技術基本計画」²²を踏まえ、社会還元を加速するプロジェクト、分野別の戦略的な研究開発、イノベーションの種となる多様な基礎研究を推進するとともに、イノベーションを担う研究開発体制を強化する。

③ 知的財産戦略（「知的財産推進計画 2007」²³）の推進

- ・「模倣品・海賊版拡散防止条約」（仮称）の早期実現に向け関係各国との議論をリードする。また、国際標準化活動のリーダー育成²⁴など「国際標準総合戦略」²⁵を着実に実行するとともに、今後重要となる技術分野についての分野別知財戦略を平成19年中に策定する。
- ・世界最高水準の特許審査に向け、審査の一層の迅速化²⁶を図る。また、特許制度の国際調和や国際審査協力を推進する。

²² 「第3期科学技術基本計画」（平成18年3月28日閣議決定）

²³ 「知的財産推進計画 2007」（平成19年5月31日）

²⁴ 育成目標：国際会議でリーダーシップをとれる専門家を平成21年度までの3年間でまず100人育成する。

²⁵ 「国際標準総合戦略」（平成18年12月6日）

²⁶ 迅速化の目標：平成20年における特許審査順番待ち期間を29か月台に止める。

④ 産学官連携の推進

次世代環境航空機等の戦略的分野の研究開発プロジェクト、産学双方向の対話（「産学人材育成パートナーシップ」）等を推進する。

(5) 市場経済を支えるルールの整備

改正後の「独占禁止法」に基づき執行の強化を図るとともに、課徴金に係る制度の在り方、優越的地位の濫用、不当販売などの不公正な取引方法に対する措置の在り方、審判手続の在り方等の課題について速やかに結論を得て、法改正の必要性を検討する。

2. グローバル化改革

オープンな国づくりに向けて「アジア・ゲートウェイ構想」を推進する。あわせて、グローバル化のメリットを最大限活用し、アジアの活力を成長に取り込む。そのため、経済連携の強化、金融・資本市場の改革、航空自由化等に包括的に取り組む。

【改革のポイント】

1. WTO交渉の年内妥結に向けて交渉全体の流れに即して柔軟に対応し、世界第二の経済大国としてふさわしい貢献を行う。EPAについて締結国数、質ともに充実させる。
2. 金融・資本市場の競争力強化のため、①取引所等の市場インフラ（フィールド）、②金融機関や機関投資家（プレーヤー）、③市場監視（審判）を包括する総合的な改革プランを策定する。あわせて、国際金融センターとしての都市機能の高度化を進める。
3. オープンな経済社会の構築の中核的な構想として、「アジア・ゲートウェイ構想」を推進する。
4. 特に、アメリカ流のいわゆるオープンスカイではない、国際的にそんな色のない航空自由化（アジア・オープンスカイ）を、スピード感を持って戦略的に推進する。まず、中国を始めとするアジアの各国との自由化交渉を進める（アジアを優先）。羽田空港の更なる国際化・大都市圏国際空港²⁷の24時間化を実現する。

【具体的手段】

(1) WTO、EPAの取組強化

① WTOドーハ・ラウンドへの積極的取組

WTOドーハ・ラウンドの平成19年中の妥結に向けて積極的に取り組む。

② EPA交渉の取組強化

EPA工程表（別表）にしたがって交渉を積極的に推進する。その結果、平成21年初めにはEPA締結国が少なくとも3倍増超（12か国以上）になることが期待される。世界では、大経済圏を含む各国間でFTA交渉が活発化しつつあるが、米国・EUを含め、大市場国、投資先国等については、諸外国の動向、これまでの我が国との経済関係及び各々の経済規模等を念頭におきつつ、将来の課題として検討していく。可能な国・地域から準備を進めていく。また、ASEAN+6²⁸の経済連携構想を含め、広域経済連携の研究

²⁷ 首都圏空港（成田空港、羽田空港）、関西国際空港及び中部国際空港

²⁸ ASEAN、日本、中国、韓国、インド、オーストラリア、ニュージーランド

を推進する。

③ 質の高いEPAの締結

EPAの内容に関しては、貿易自由化の度合いに加えて、サービス・投資・知的財産等幅広い分野で、質の高いEPA締結を目指す。

④ 国境措置

WTO、EPA交渉の中で、国境措置の対象品目の絞り込みや関税率の引下げにおいて交渉のイニシアティブを発揮していくとともに、差額関税制度の在り方について検討する。国内農林水産業等の体質強化の進ちょくに留意する。妥結内容によって影響が発生する場合は、構造改革に資するものに限定して、計画的な措置を講ずる。

(2) 「金融・資本市場競争力強化プラン」(仮称。以下同じ。)の策定

「金融・資本市場競争力強化プラン」を平成19年内を目途に金融庁が取りまとめ、政府一体として推進する。その際、以下の施策については特に重点的に取り組む。

① 取引所の競争力の強化

取引所において株式、債券、金融先物、商品先物など総合的に幅広い品揃えを可能とするための具体策等を検討し、結論を得る。

② 銀行と証券に係るファイアーウォール規制の見直し

優越的地位の濫用や利益相反の防止などの措置を講じた上で、銀行・証券に係るファイアーウォール規制の見直しを行う。

③ 準司法機能の強化による市場監視体制の整備

平成20年度の早期に、課徴金制度の適用範囲拡大、金額引上げを実現する。あわせて、証券取引等監視委員会の体制強化に関し具体策を検討する。

④ 競争力強化に向けた総合的な取組

規制監督の透明性・予見可能性の向上等、競争力強化に向けた環境整備について総合的に引き続き検討を行う。あわせて、国際金融センターとしての都市機能の高度化に向けて都市再生の取組を進める。

(3) 航空自由化(アジア・オープンスカイ)

「アジア・ゲートウェイ構想」の航空自由化工程表を策定し、これを着実に推進する。

① 航空自由化の推進

関西国際空港・中部国際空港について、国際拠点空港として、ふさわしい路線の開設や増便ができるよう、アジア各国との間で互いに、旅客分野、貨物分野の双方について、事業会社、乗入地点、便数の制約を無くす航空自由化を二国間交渉により推進する。あわせて、国際競争力の強化のための施策を推進する。地方空港についても、観光振興等を推進するため、自由化交渉を加速化する。首都圏空港については当面、戦

略的に活用するとともに、将来の容量拡大等をにらみ、さらに自由化について検討する。

② 羽田空港の更なる国際化・大都市圏国際空港の24時間化

大都市圏国際空港の24時間化を促進し、最大限有効活用する。とりわけ、羽田空港については、深夜早朝時間帯（23時～6時）において、欧米便を含め国際チャーター便（定期的なものも含む）を推進する。特定時間帯（20時30分～23時の出発及び6時～8時30分の到着）についても国際チャーター便の実現を図る。あわせて、深夜早朝のアクセスの改善等24時間化に向けての可能な限りの施策を推進する。また、昼間の発着枠についても拡大等を図り、上海虹橋とのチャーター便、北京オリンピック期間中の国際臨時チャーター便等を実現する。新国際線ターミナルと国内線ターミナルの間の乗り継ぎの利便性にできる限り配慮する。平成22年以降の昼間は、供用開始時に国際旅客定期便を3万回就航させる。路線については、距離の基準だけでなく、需要や路線の重要性も判断し、羽田にふさわしい路線を、近いところから検討し、今後の航空交渉で確定する。深夜・早朝についても、騒音問題等に配慮しつつ、国際定期便の就航（欧米便も可能）を推進する。あわせて、首都圏空港（成田空港・羽田空港）の容量拡大に向けて、可能な限りの施策を検討する。

(4) アジアのゲートウェイを目指した取組

① 「貿易手続改革プログラム」²⁹の着実な実施等

国際物流機能の強化に向け、「貿易手続改革プログラム」に基づき、輸出におけるいわゆる保税搬入原則を始めとする現行の保税・通関制度等の見直し、特定輸出申告制度の利用拡大、港湾手続の統一化・簡素化、港湾の深夜早朝利用の推進による24時間利用の支援、港湾行政の広域連携等を推進するとともに、官民でフォローアップを行い、平成21年度末まで、毎年度、同プログラムの改訂を行う。また、スーパー中核港湾等を始め陸海空のシームレスなネットワーク整備の促進、アジア全体の物流圏の構築の推進、安定的な国際海上輸送の確保を図るための制度的枠組みの構築に向けて取り組む。

② アジア高度人材ネットワークのハブを目指した留学生政策の再構築

留学生受入れシェアの確保、日本人の海外学習機会の拡大、産学連携等の推進、海外現地機能の強化など、「アジア・ゲートウェイ構想」の基本方針を踏まえ、今後の取組を早急に具体化し、新たな留学生戦略を策定する。

③ アジア・ゲートウェイ構造改革特区（仮称）の創設

構造改革特区制度を活用し、アジアとの交流拡大を目指す地域独自の取組を重点的に支援する。あわせて、地方が必要とするハード・ソフトの総合的な取組について、国としても重点的な支援を検討する。

④ 「日本文化産業戦略」³⁰に基づく具体的な政策の推進

日本の魅力の向上・発信に貢献した者等への総理表彰制度の構築、今の日本の魅力を世界に発信する拠点（ジャパン・クリエイティブ・センター）の海外での設立、感性価値創造の推進及びコンテンツグローバル戦略の策定等、文化産業の国際競争力や情報発信力を強化する。

²⁹ 「貿易手続改革プログラム」(平成19年5月14日)

³⁰ 「日本文化産業戦略」(平成19年5月16日)

⑤ 観光立国の推進

平成 19 年夏までに観光立国推進基本計画を策定するとともに、平成 22 年外国人旅行者 1000 万人の達成、魅力ある観光地の形成等、観光立国の実現に向けた諸施策を推進する。

⑥ 主要な国際会議開催件数 5 割増への取組の推進

「美しい国、日本」を発信し、国際交流の拡大を図るため、国際会議の開催・誘致推進のためのアクションプランに基づき、官民を挙げた取組を推進する。

(5) 総合的な外交力

国益の増進に資する世界戦略を展開するため、経済連携の推進、戦略的な援助の充実、対外発信力の発揮、資源・エネルギーの確保などの政府の対外的機能について、在外公館、マンパワー等の外交実施体制を中核とし、総合的な外交力を強化する。

(6) 地球規模の課題等に対するリーダーシップの発揮

来年、G 8 北海道洞爺湖サミットやアフリカ開発会議を主催することにかんがみ、地球規模の課題への対応に関して国際社会でリーダーシップを発揮する。また、アジアの共通課題に取り組むため、「東アジア・アセアン経済研究センター」を創設する。

3. 労働市場改革

人口減少下で貴重な人材がいかにされるには、すべての人が働きがいと意欲を持ち、自らの希望に基づいて安心して働けることが重要である。その観点から、複線型でフェアな働き方の実現に向けた労働市場改革に取り組む。

【改革のポイント】

1. 働き方の改革の第一弾として、仕事と家庭・地域生活の両立が可能なワーク・ライフ・バランスの実現に向け、「ワーク・ライフ・バランス憲章」(仮称。以下、「憲章」という。)及び「働き方を変える、日本を変える行動指針」(仮称。以下、「行動指針」という。)を策定する。
2. 労働市場改革について引き続き検討を進める。

【具体的手段】

(1) 「憲章」及び「行動指針」の策定

経済財政諮問会議「労働市場改革専門調査会」(以下、「専門調査会」という。)、男女共同参画会議「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)に関する専門調査会」、「『子どもと家族を応援する日本』重点戦略検討会議」の提言³¹等を踏まえ、関係府省の連携の下に、平成 19 年内を目途に「憲章」及び以下の内容を含めた「行動指針」を策定する。経済財政諮問会議は、策定作業の進ちょく状況について報告を受け、議論を行う。

・就業率向上や労働時間短縮などの数値目標

³¹ 経済財政諮問会議「労働市場改革専門調査会第 1 次報告」(平成 19 年 4 月 6 日)

男女共同参画会議「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)に関する専門調査会中間報告」(平成 19 年 5 月 24 日)

「『子どもと家族を応援する日本』重点戦略検討会議中間報告」(平成 19 年 6 月 1 日)

- ・ワーク・ライフ・バランス社会の実現度を把握するための指標の在り方
- ・ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた支援施策、制度改革等に関する政府の横断的な政策方針
- ・経済界・労働界を含む国民運動の推進に向けた取組方針

(2) 労働市場改革についての検討

専門調査会において、冒頭の趣旨を踏まえて労働市場改革をめぐる課題について引き続き検討を進め、その報告等を踏まえ、経済財政諮問会議で議論を行う。

4. 地域活性化

「地域の活力なくして国の活力なし」—地域経済の離陸のため、総合的な活性化政策を展開し、「魅力ある地域」に生まれ変わるよう支援する。また、耕作放棄地の増大、従事者の急速な高齢化、それらによる生産の長期低落などの危機的状況を乗り越え、競争力ある強い農林水産業への第一歩を踏み出し、農山漁村地域を活性化させる。

【改革のポイント】

1. 「地域力発掘支援新戦略」³²に基づき、総合的な地域活性化政策として、施策の体系化・全国への情報発信、「頑張る地方応援プログラム」、横断的制度基盤の強化・活用等により、地域の取組を支援する。
2. 農林水産業の潜在能力を最大限発揮させ、強い農林水産業を目指す。
 - (1) 「21世紀新農政2007」³³を着実に実施する。強い経営意欲を有する農業経営者の活躍や小規模農家も参加する集落営農の組織化、新規参入の促進等により、産業として飛躍する農業の実現、流通の合理化・効率化を目指して改革を進める。都市農業の一層の振興を図る。また、新たな基本計画³⁴に基づき、林業・木材産業と山村の再生、力強い水産業と活力ある漁村の確立を目指した構造改革を推進する。
 - (2) 農地の「所有」と「利用」の分離：農業の生産性を高め強い農業を目指すには、農地の集約化、規模拡大が不可欠である。このため、農地について「所有」から「利用」へ大転換を図り、徹底的に有効活用する。

【具体的手段】

(1) 総合的な地域活性化政策（「地域力発掘支援新戦略」）の展開

① 施策の体系化・全国への情報発信

地域のやる気を引き出す「地域活性化応援隊」を派遣するとともに、「地域再生総合プログラム」³⁵に示された施策の着実な実施、地域の担い手のネットワーク（ソーシャル・キャピタル）の充実のための枠組み整備を図る。

³² 「地域活性化政策体系～『魅力ある地域』への変革に向けて～」(平成19年2月5日)

³³ 「21世紀新農政2007」(平成19年4月4日)

³⁴ 「森林・林業基本計画」(平成18年9月8日閣議決定)

「水産基本計画」(平成19年3月20日閣議決定)

³⁵ 「地域再生総合プログラム」(平成19年2月28日)

② 「頑張る地方応援プログラム」の展開

地方独自のプロジェクトを自ら考え、前向きに取り組む地方公共団体に対し、地方交付税等の支援措置を講ずる。

③ 横断的制度基盤の強化・活用等

- ・都市再生、中心市街地活性化、構造改革特区、地域再生などの取組を強化・活用する。また、都市部における地籍整備を推進する。
- ・広域的地域（ブロック）の自立・活性化のための公共施設等の整備、地域の強みを活かした企業立地促進、地域公共交通の活性化・再生、農山漁村における定住等及び地域間交流の促進等を図る。

(2) 農地改革案の取りまとめ

農地の「所有」から「利用」を促すため、下記の点について検討を進め、農林水産省が平成19年秋までに取りまとめる農地に関する改革案と工程表に含める。

- ① 5年程度を目途に、農業上重要な地域を中心に耕作放棄地ゼロを目指す。
- ② 農地リースの加速：定期借地権的制度、農地利用料における市場の需給の反映、農地の一般企業への賃貸促進等を通じて、農業経営者への農地の集積を促進する。
- ③ 法人経営の促進：経営の多角化や資本の充実等の観点から、農業生産法人の要件を見直す。農地の権利の設定・移転をしやすい仕組みをオプションとして用意する。

(3) 農業の構造改革の全体像と工程表

農地を含めた農業改革の全体像と工程表について、農林水産省は、経済財政諮問会議で議論も行い、平成19年秋までに取りまとめ、改革を順次具体化する。

(4) 林業、水産業の活性化

「緑の雇用」の活用、森林作業の集約化、生産・流通の改善による国産材安定供給体制の確立、間伐材等の活用による国産材利用拡大を行う。また、漁船漁業構造改革対策の推進、新しい経営安定対策の導入を行う。

第3章 21世紀型行財政システムの構築

戦後レジームから脱却するために最も重要な課題は行政システム、財政システムの改革である。官主導、中央集権型の政府からの脱却を図り、人口減少やグローバル化に対応した21世紀型の行財政システムを構築しなければならない。

そのため、第1に、後世代に負担を先送りしないために、財政健全化の一里塚として「基本方針2006」で示された歳出・歳入一体改革を確実に実現する。第2に、基本哲学を踏まえ、抜本的な税制改革を行う。第3に、予算編成を戦略的かつ効果的なものとするための予算制度改革を行う。第4に、公務員制度を根本から改革し、公務員が誇りと意欲を持ち、かつ国民から信頼される制度にする。第5に、21世紀にふさわしい行政機構の抜本的な改革、再編に向け、行政のスリム化を進めるとともに、政府の機能全体を見直す。その第一歩として、独立行政法人の整理・合理化や政府資産債務改革を行う。第6に、道州制を含む本格的な地方分権改革を行う。

1. 歳出・歳入一体改革の実現

「成長なくして財政健全化なし」の理念の下、経済成長を維持しつつ、国民負担の最小化を第一の目標に、歳出改革に取り組む。それでも対応しきれない社会保障や少子化などに伴う負担増に対しては、安定財源を確保し、将来世代への負担の先送りを行わないようにする。こうした取組を進め、2011年度における基礎的財政収支の黒字化や、2010年代半ばに向けての債務残高GDP比の安定的な引下げなど、「進路と戦略」に定められた中期的な財政健全化の目標³⁶を確実に達成する。

その際、「進路と戦略」に沿って、各年度の予算が財政健全化の中期目標の確実な達成と整合的であるかどうかを点検する。また、税制や社会保障制度等の改革に当たっては、世代間・世代内各層への影響について点検する。

【改革のポイント】

1. 真に必要なニーズにこたえるための財源の重点配分を行いつつ、「基本方針2006」で示された5年間の歳出改革を実現する。そのため、主要な分野について制度改革等の道筋やその取組を示す。
2. 平成20年度予算は、この歳出改革を軌道に乗せる上で極めて重要な予算であることから、歳出全般にわたって、これまで行ってきた歳出改革の努力を決して緩めることなく、国、地方を通じ、引き続き「基本方針2006」に則り、最大限の削減を行う。
3. 「進路と戦略」で示した予算編成の原則に沿って、「新たに必要歳出を行う際は、原則として他の経費の削減で対応する」、「税の自然増収は安易な歳出等に振り向けず、将来の国民負担の軽減に向ける」など、規律ある財政運営を行う。
4. こうした歳出改革の取組を行って、なお対応しきれない社会保障や少子化などに伴う負担増に対して

³⁶ 「まずは2011年度には、国・地方の基礎的財政収支を確実に黒字化させる。財政状況の厳しい国の基礎的財政収支についても、できる限り均衡を回復させることを目指し、国・地方間のバランスを確保しつつ、財政再建を進める。地方については、国と歩調を合わせた抑制ペースを基本として歳出削減を行いつつ、歳入面では一般財源の所要総額を確保することにより、黒字基調を維持する。

2010年代半ばにかけては、基礎的財政収支の黒字化を達成した後も、国、地方を通じ収支改善努力を継続し、一定の黒字幅を確保する。その際、安定的な経済成長を維持しつつ、債務残高GDP比の発散を止め、安定的に引き下げることを確保する。国についても、債務残高GDP比の発散を止め、安定的に引き下げることを目指す。」

は、安定財源を確保し、将来世代への負担の先送りは行わない。

【具体的手段】

歳出削減を一段と進め、財政の無駄を無くすとの基本方針を堅持し、真に必要なニーズにこたえるための財源の重点配分を行いつつ、歳出改革を着実かつ計画的に実施する。

平成 20 年度予算においては、歳出全般にわたって、これまで行ってきた歳出改革の努力を決して緩めることなく、国、地方を通じ、引き続き「基本方針 2006」に則り、最大限の削減を行う。

これらの観点に立って、主要な分野については、以下の取組を行う。

(1) 公共投資改革

① 更なる重点化、効率化の推進

地域の自立・活性化、我が国の成長力強化、防災・減災等による安全・安心の確保等の観点から、真に必要な公共投資を選別するとともに、入札・契約制度改革の推進、コスト縮減などを通じ、更なる重点化・効率化を推進する。

② 公共投資に関する基本的考え方

人口の減少、厳しい財政状況、地方分権の必要性、環境制約の強まりなど、我が国が直面している構造変化を踏まえ、公共投資は以下のような基本的考え方に沿って行う。

- i) 過去に作られた様々な計画や目標については、経済成長の動向や出生率の低下等を踏まえ、必要な見直しを行っていく。
- ii) 投資に当たっては、整備状況を踏まえ、既存資本の維持・長寿命化を重視する。
- iii) 公共投資に関する計画においては、これまでの改革の方向性に沿って、アウトカム（成果）目標を重視する。
- iv) 事業評価に関する第三者機関の機能を拡充することなどにより、真に必要な公共投資の選別を推進する。
- v) 実績が事前の評価を下回る公共投資の事例等を十分に把握し、予算の重点化に活用する。
- vi) 公共投資に関する国と地方の明確な役割分担の下、引き続き補助事業・直轄事業の見直しを進める。

③ 入札談合の廃絶

入札談合を廃絶し、公共事業に対する国民の不信感を払拭する。一般競争入札が原則との原点に立って、国、地方を通じ、その適用範囲を計画的に拡大していく。また、入札談合等不正行為を行った場合のペナルティーについては、十分な抑止力を持つよう強化する。さらに、予定価格・落札内容に関する情報を、より詳細かつ分かりやすく公表する。

④ コスト縮減の継続

「公共事業コスト構造改革プログラム」³⁷を確実に実行する。平成 20 年度以降も新たなコスト縮減計画を策定し、取組を継続する。同時に、PFIを一層活用し、民間の知見・資金を活用する。

³⁷ 「公共事業コスト構造改革プログラム」(平成 15 年 9 月 18 日)

(2) 社会保障改革

① 医療・介護サービスの質向上・効率化プログラム

医療・介護サービスについて、質の維持向上を図りつつ、効率化等により供給コストの低減を図る。このため、以下の取組を盛り込んだ平成 20 年度から 24 年度までの 5 年間の基本とする「医療・介護サービスの質向上・効率化プログラム」³⁸等を推進する。

生活習慣病対策³⁹・介護予防⁴⁰の推進、平均在院日数の短縮⁴¹、在宅医療・在宅介護の推進と住宅政策との連携、診療所と病院の役割の明確化⁴²、E B M⁴³の推進と医療の標準化、重複・不要検査の是正、後発医薬品の使用促進⁴⁴、不正な保険医療機関や介護サービス事業者等への指導・監査の強化⁴⁵、医師・看護師等の医療従事者等の役割分担の見直し、診療報酬・介護報酬の見直し、包括払いの促進⁴⁶、I T 化の推進（原則レセプト完全オンライン化⁴⁷、健康 I T カード（仮称）導入に向けた検討）、地域医療提供体制の整備、医療情報の提供、医療・介護の安全体制の確保等

② 同プログラムの強化と検証

同プログラムに定めた目標の実現に向けて、実効性のある改革の取組を進め、平成 20 年度予算から順次反映させる。また、厚生労働省は、同プログラムの実施状況を検証した上で、経済財政諮問会議に適宜報告する。これに基づき、必要に応じてプログラムの見直しを行い、P D C A サイクルを貫徹する。

③ 公立病院改革

総務省は、平成 19 年内に各自治体に対しガイドラインを示し、経営指標に関する数値目標を設定した改革プランを策定するよう促す。

なお、上記のプログラムを踏まえ、平成 19 年内に「基本方針 2006」を達成するための道筋を示す。

(3) 公務員人件費改革

国・地方を通じた行政改革や地方分権改革の推進、地域の民間給与のより一層の反映等を通じ、公務員人件費について、「基本方針 2006」で示された歳出削減（2.6 兆円程度）を上回る削減を目指し、改革を具体化する。公務員給与について、特に民間事業者と比べて水準が高いとの指摘のある地方の技能労務職員を始めとして、地域の民間給与をより一層反映させることとし、可能なものは平成 20 年度からの実施に取り組む。

なお、「基本方針 2006」に示されたとおり、平成 23 年度までの 5 年間に実施すべき歳出改革の内容は、

³⁸ 「医療・介護サービスの質向上・効率化プログラム」（平成 19 年 5 月 15 日）

³⁹ 平成 27 年度までに、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の該当者及び予備群を平成 20 年度比で 25% 以上減少（平成 24 年度までに 10% 以上減少）させる。

⁴⁰ 平成 17 年から 26 年までの 10 年間で、要介護者を「7 人に 1 人」から「10 人に 1 人」にする。

⁴¹ 全国平均と最短の県との差を平成 24 年度までに 3 分の 1 短縮し、27 年度までに半分にする。

⁴² 平成 20 年度中に、地域連携クリティカルパスを全国実施する。

⁴³ E B M（Evidence-based-Medicine）：根拠に基づく医療

⁴⁴ 平成 24 年度までに、数量シェアを 30%（現状から倍増）以上にする。

⁴⁵ 保険医療機関の個別指導数について毎年 8000 か所を目指す等

⁴⁶ 平成 24 年度までに、D P C（1 日当たり包括払い）支払い対象病院数を当面 1000（現状 3 倍増）にする。

⁴⁷ 平成 22 年 4 月までに 8 割以上、23 年 4 月までに原則すべてのレセプトオンライン化を行う。

機械的に5年間均等に歳出削減を行うことを想定したものではない。それぞれの分野が抱える特殊事情や既に決まっている制度改革時期とも連動させ、また、歳入改革もにらみながら、5年間の間に必要な対応を行うという性格のものである。

2. 税制改革の基本哲学

21世紀の我が国にふさわしい税制を構築するため、所得税、消費税、法人税など税制全般について、「納税者の立場に立つ」「経済社会の変化に対応する」「省庁の縦割りを超え、受益と負担の両面から総合的に検討する」という3つの視点で点検し、税体系の抜本的改革を実現する。

平成19年秋以降、税制改革の本格的な議論を行い、平成19年度を目途に、社会保障給付や少子化対策に要する費用の見直しなどを踏まえつつ、その費用をあらゆる世代が広く公平に分かち合う観点から、消費税を含む税体系の抜本的改革を実現させるべく、取り組む。その際、「基本方針2006」で示された歳入改革の基本的考え方や与党税制改正大綱を踏まえることとする。

【実現すべき6つの柱】

(1) イノベーションとオープンな経済システムによる経済成長の加速

- ・成長力強化、生産性向上に向けて、税制を含めた総合的取組を行う。
- ・生産活動や就労への意欲を阻害しないよう、「広く薄く」の観点も踏まえ、課税の在り方を検討する。
- ・リスクへの挑戦を促す観点から、金融所得課税等の在り方を検討する。

(2) 多様なライフスタイルや経済活動の確保

- ・就業、結婚、出産などにおける各人の選択に対して、歪みをもたらさないよう、税制の在り方を検討する。
- ・投資等の経済活動に対して、税が歪みをもたらさないよう、また租税回避行動による不公平や資源のロスが生じないよう制度を検討する。
- ・効率的な政府を目指す中で、「公」の分野における国民や企業の多様な活動の展開を促すよう、寄付金税制等の在り方を検討する。

(3) 世代間・世代内の公平の確保

- ・受益と負担の双方を含めた制度全体の検討を通じ、真に必要な人に必要な対応がなされるようにするとともに、世代を超えた格差の固定化を防ぐ。

(4) 税と社会保障の一体的設計による持続可能で安心できる仕組みの構築

- ・社会保障や少子化対策については、国民の受益と負担の水準についての複数の選択肢など、幅広い観点から検討を進める。
- ・歳入改革によっても対応しきれない社会保障や少子化などに伴う負担増に対しては、安定財源を確保し、将来世代への負担の先送りを行わないようにする。

(5) 真の地方分権の確立

- ・財源における地方の自立性を高めるため、国・地方の財政状況を踏まえつつ、国庫補助負担金、地方交付

税、税源移譲を含めた税源配分の見直しの一体的な改革に向け地方債を含め検討する。

- ・法人二税を中心に税源が偏在するなど地方公共団体間で財政力に格差があることを踏まえ、地方税の在り方や国と地方の間の税目・税源配分（地方交付税財源を含む）の見直しなど、地方間の税源の偏在を是正する方策について検討し、その格差の縮小を目指す。

(6) 納税者の信頼確保と公平・効率的な徴収体制の構築

- ・納税者番号の導入に向けて、社会保障番号との関係の整理等を含め具体的な検討を進める。
- ・税制を簡素化するとともに、電子申告を促進し、徴収方法を効率化する。

3. 予算制度改革

歳出・歳入を一体的にとらえ、予算を戦略的かつ効果的なものとするため、以下の改革を推進する。

【改革のポイント】

1. 「予算の全体像」の策定等を通じ、予算の戦略性、総合性を強化する。
2. 各年度の予算と財政健全化の中期目標との整合性を確保する。
3. 明確な原則の下で予算編成を行う。
4. 政策評価を予算の効率化等に適切に反映する。

【具体的手段】

(1) 「予算の全体像」の策定等を通じた戦略的かつ効果的な予算編成

「予算の全体像」の策定に当たっては、府省の縦割りを超え、戦略的かつ効果的な予算編成を行う観点から、毎年度の「基本方針」に沿って、歳出・歳入を一体的にとらえるとともに、マクロ経済との整合性など幅広い観点から検討を行う。

(2) 中期目標との整合性

「進路と戦略」に沿って、各年度の予算が財政健全化の中期目標と整合的であるかどうかを、「予算の全体像」策定時など、予算編成の要所において確認する。

また、公共事業等の各種中期計画については、「進路と戦略」や毎年度の「基本方針」と整合的なものとする必要がある。

(3) 予算編成の原則

予算編成は以下の原則に基づいて行う。

- 原則 1：民間需要主導の経済成長を目指し、景気を支えるために、政府が需要を積み増す政策はとらない。
- 原則 2：税の自然増収は安易な歳出等に振り向けず、将来の国民負担の軽減に向ける。
- 原則 3：経済成長と財政健全化を両立させるため、中期的な視点を重視する。すなわち、税収の増える好況期に健全化のペースを速める一方、税収の落ち込む不況期にはペースを抑制するなど、柔軟に健全化に取り組む。
- 原則 4：新たに必要な歳出を行う際は、原則として他の経費の削減で対応する。
- 原則 5：国民への説明責任を徹底する。

(4) 政策評価の機能の発揮

平成 19 年末から次の方法で経済財政諮問会議と総務省・各府省の政策評価に関する連携を強化することにより、評価結果を活用し、予算の効率化等国の政策に適切に反映する。

- ① 総務大臣は、各府省の評価の実施状況に関する「政策評価・独立行政法人評価委員会」の調査審議を踏まえ、毎年末、経済財政諮問会議に、重要対象分野の選定等について意見を述べる。
- ② これに対し、経済財政諮問会議は、政策評価の重要対象分野等を提示する。総務大臣は当該提示を踏まえた評価の実施を推進する。

(5) 予算書・決算書の見直し

政策ごとに予算と決算を結び付け、予算とその成果を評価できるように、予算書・決算書の表示科目の単位（項・事項）と政策評価の単位とを対応させる等の見直しを行い、平成 20 年度予算から実施する。

(6) 「年次報告書」の充実

各府省が平成 18 年度から公表している財務情報等の「年次報告書」が、国民に予算の P D C A を説明するものとなるよう、更なる充実を図る。

4. 公務員制度改革

戦後レジームからの脱却の中核的な改革として取り組み、21 世紀にふさわしい行政システムを支える公務員像を実現する。

【改革のポイント】

1. 能力・実績主義を導入し、採用試験の種類や年次にとらわれず、官民を問わずオープンに優秀な人材をいかす仕組みとする。
2. 再就職規制に取り組み、押し付け的あっせんなど国民の信頼を損なう不透明性を排除する。
3. 採用から退職までの公務員の人事制度全般の課題について、パッケージとしての改革を進める。
4. 改革の全体像を念頭に置きながら、実現できる改革から迅速に実現し、公務員制度改革を前進させる。

【具体的手段】

「公務員制度改革について」⁴⁸に基づき、以下の改革に取り組む。

(1) 国家公務員法等改正法案に盛り込まれた改革の実施

① 能力・実績主義

能力本位の任用制度の確立等を図る。

② 再就職規制

各府省による職員又は職員であった者の再就職あっせんに禁止し、官民人材交流センター（以下、「センター」という。）に一元化する。センターは平成 20 年中に設置することとし、一元化実施時期は、センター設置後 3 年以内とする。センターの制度設計については、官房長官の下に置く有識者懇談会での意見を踏ま

⁴⁸ 「公務員制度改革について」（平成 19 年 4 月 24 日閣議決定）

え、内閣において検討する。再就職等監視委員会の準備室を早急に立ち上げる。

(2) パッケージとしての改革の推進

総理の下に有識者からなる検討の場を設け、公務員の採用の在り方や退職までの人事管理の在り方など、これまで経済財政諮問会議において議論されてきた論点⁴⁹も踏まえつつ、下記の課題を含む公務員の人事制度全般の課題について総合的・整合的な検討を進める。

- ① 専門スタッフ職の早期導入
- ② 他府省及び民間を含めた公募制の導入
- ③ 官民交流の抜本的拡大
- ④ 定年延長

(3) 労働基本権の在り方の検討

労働基本権については、「行政改革推進本部専門調査会」における審議（平成19年秋を目途に結論）を踏まえ、改革の方向で見直す。

(4) 「国家公務員制度改革基本法案」（仮称）の提出

公務員制度の総合的な改革を推進するための基本方針を盛り込んだ法案を次期通常国会に向けて立案し、提出する。

5. 独立行政法人等の改革

政府が果たすべき機能の見直しの第一弾として、独立行政法人の改革を行う。現行の独立行政法人が制度本来の目的にかなっているか、制度創設後の様々な改革と整合的なものとなっているか等について、原点に立ち返って見直す。また、平成19年10月からの郵政民営化及び平成20年10月からの政策金融機関の新体制への移行を円滑・確実に実施する。

【改革のポイント】

すべての独立行政法人（101法人）について、民営化や民間委託の是非を検討し、「独立行政法人整理合理化計画」を策定する。また、郵政民営化及び政策金融改革を円滑・確実に実施する。

【具体的手段】

(1) 独立行政法人見直しの3原則

「行政改革推進本部」は、総務省と連携して、次の原則に基づき、101全法人を対象に見直しを行う。

原則1：「官から民へ」原則：民間にゆだねた場合には実施されないおそれがある法人及び事務・事業に限定する。それ以外は、民営化・廃止又は事務・事業の民間委託・廃止を行う。

原則2：競争原則：法人による業務独占については、民間開放できない法人及び事務・事業に限定する。それ以外は、民営化・廃止又は事務・事業の民間委託・廃止を行う。

原則3：整合性原則：他の改革（公務員制度改革、政策金融改革、国の随意契約の見直し、国の資産債務改

⁴⁹ 幹部公務員の人事管理の在り方、国際機関の幹部候補者育成のための仕組み等

革)との整合性を確保する。

(2)「独立行政法人整理合理化計画」の策定

上記の見直しの結果を踏まえ、平成19年内を目途に「独立行政法人整理合理化計画」を策定する。

(3) 独立行政法人の不断の見直し

存続する法人については、そのすべての事務・事業について市場化テスト導入の検討対象とする。

(4) 見直しの進め方

(1)の3原則を踏まえ、政府としての整理合理化計画の具体的な策定方針を速やかに決定し、各主務大臣はその方針に沿って所管する全法人についてそれぞれの整理合理化案を平成19年8月末を目途に策定する。

これに合わせ、中期目標期間終了時の見直しについて、平成19年度に見直す23法人に加え、平成20年度に見直す12法人についても前倒しで対象とする。

各主務大臣の作成した整理合理化案については、「行政減量・効率化有識者会議」と「政策評価・独立行政法人評価委員会」、「規制改革会議」、「官民競争入札等監理委員会」(以下、「監理委員会」という。)及び「資産債務改革の実行等に関する専門調査会」とが連携を図りつつ議論を行い、「行政減量・効率化有識者会議」においてそれらの議論を集約・検討した上で、平成19年内を目途に「行政改革推進本部」において整理合理化の内容を取りまとめ、政府として「独立行政法人整理合理化計画」を策定する。

(5) 郵政民営化の確実な実施

「郵政民営化法」⁵⁰の基本理念に従い、平成19年10月からの郵政民営化を円滑・確実に実施する。

(6) 政策金融改革の確実な実施

平成20年10月から政策金融機関を確実に新体制に移行させるとともに、平成20年度末における政策金融の貸付残高の対GDP比を平成16年度末に比べて半減させる。

6. 資産債務改革

ストック面から政府の効率化を促し、資産・債務の両面のリスクを縮小するとともに、資産の売却・有効活用により地域経済の活性化を図り、成長力の強化につなげる。

【改革のポイント】

1. 国の資産規模について、平成27年度末に対GDP比の半減を目指し、「工程表」に沿って着実に圧縮する。経済財政諮問会議に置かれた専門調査会⁵¹がチェック・フォローを行い、改革を具体化する。
2. 独立行政法人、国立大学法人や地方公共団体等について、それぞれ国の取組を踏まえつつ目標を明確にし、改革を推進する必要がある。
3. 特別会計改革や公会計改革を資産債務改革と並行して進め、相乗効果を得る。

⁵⁰ 「郵政民営化法」(平成17年法律第97号)

⁵¹ 「資産債務改革の実行等に関する専門調査会」

【具体的手段】

(1) 民間の知恵をいかした国の資産規模の圧縮

国の資産規模の圧縮に当たり、実物資産については、**類型ごとの処分方針の明確化**や売却等における**民間提案**をいかす仕組みについて平成 19 年内を目途に具体化を行う。また、金融資産については、財政融資資金の新規融資の一層の重点化・効率化を進めるとともに、メリットとコストの考え方を整理しつつ**民間の知見**をいかした証券化を推進する。

(2) 独立行政法人、国立大学法人における資産債務改革の推進

独立行政法人における資産債務改革を独立行政法人改革及びその改革工程と整合性を取りつつ推進する。国立大学法人についても、大学改革との整合性を取りながら、同様に改革を推進する。その際、**民間の知見**を活用しつつ、**最も有効な処分**を行う観点から、担当組織の設置を検討する。

(3) 地方の資産債務改革の推進

地方公共団体は、地方公社、第三セクターを含む資産債務改革について、国の取組を踏まえつつ目標を明確にし、改革を推進するとともに、前出の「地域力再生機構」との連携を含め、**民間の知見や人材**を活用する方策を検討する必要がある。

(4) 特別会計改革の加速

特別会計改革については、「行政改革推進法」⁵²及び「特別会計に関する法律」⁵³に沿って、特別会計の統廃合、財政健全化への寄与（20兆円程度）等を確実に実行する。特別会計の更なる統廃合に向けた検討や、実質的な歳出（平成 19 年度予算で 11.6 兆円）の更なる縮減を中心に改革を加速する。

7. 市場化テストの推進

「公共サービス改革法」⁵⁴に基づく市場化テストの積極的な導入を推進し、国・地方における公共サービスの質の維持向上と経費削減を図る。

【改革のポイント】

1. 対象事業の抜本的拡大：市場化テストの対象事業の抜本的拡大に向けて、重点分野を定めて集中的に取り組む。
2. 独立行政法人等の市場化テスト：独立行政法人改革と歩調を合わせ、市場化テストを実施する。また、地方公共団体についても、指定管理者制度の導入とともに拡大する。
3. 各府省の取組の評価：各府省の市場化テストへの取組状況について評価を行う。

【具体的手段】

(1) 対象事業の抜本的拡大

監理委員会が平成 19 年 2 月に選定した「ハローワーク等」、「統計調査」、「公物管理」、「窓口」、「徴収」、「施設・研修等」の**6 つの重点分野**を中心に、各府省・独立行政法人において、監理委員会と十分に協議し

⁵² 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成 18 年法律第 47 号)

⁵³ 「特別会計に関する法律」(平成 19 年法律第 23 号)

⁵⁴ 「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」(平成 18 年法律第 51 号)

つつ、市場化テストの対象事業の拡大について自主的・積極的な検討を行い、検討結果を平成 19 年の「公共サービス改革基本方針」の改定に反映する。

(2) ハローワーク

東京 23 区内のハローワーク 2 か所における無料の職業紹介について、利用者の立場に立ち官と民のイコールフットイングが実質的に確保されるよう、所要の法改正を行うとともに監理委員会の審議を経た上で、平成 20 年度を目途に市場化テストを行う。

(3) 統計調査関連業務

統計調査関連業務について、統計調査の民間開放を促すためのガイドラインの改定等を踏まえ、「統計法」⁵⁵の本格施行を視野に入れて、市場化テストの導入を積極的に推進する。

(4) 各府省の取組の評価

監理委員会は各府省の市場化テストへの取組状況を定期的に質・量両面からスコアで評価し、公表するとともに、これを経済財政諮問会議に報告することを通じて、市場化テストへの取組強化を促す。

8. 地方分権改革

戦後レジームから脱却するため、国が地方のやるべきことを考え、押し付けるといふ、今までの国と地方の関係を大胆に見直し、「地方が主役の国づくり」を目指す。あわせて、地方分権改革の総仕上げである道州制実現のための検討を加速する。

【改革のポイント】

1. 「新分権一括法案」(仮称。以下同じ。)を3年以内に国会に提出する。このため、「地方分権改革推進委員会」において、「基本的な考え方」⁵⁶に基づき、国と地方の役割分担等について検討を進める。
2. 地方財政全体が地方分権にかなった姿になるよう、国・地方の財政状況を踏まえつつ、国庫補助負担金、地方交付税、税源配分の一体的な改革に向け地方債を含め検討する。あわせて、地方間の税源の偏在を是正する方策について検討する。
3. 地方支分部局を大胆に合理化する抜本改革に向けた検討を行う。
4. 道州制の本格的な導入に向けた「道州制ビジョン」を策定する。

【具体的手段】

(1) 「新分権一括法案」の提出

「地方分権改革推進法」⁵⁷に基づいて、必要な法制上又は財政上の措置等を定めた「地方分権改革推進計画」を策定し、「新分権一括法案」を3年以内に国会に提出する。このため、「地方分権改革推進委員会」において、「基本的な考え方」に基づき、国と地方の役割分担や国の関与の在り方の見直し等について検討を進め、平成 19 年秋に中間的な取りまとめを行うとともに、おおむね 2 年以内を目途に順次勧告を行う。

⁵⁵ 「統計法」(平成 19 年法律第 53 号)

⁵⁶ 「地方分権改革推進にあたっての基本的な考え方—地方が主役の国づくり—」(平成 19 年 5 月 30 日)

⁵⁷ 「地方分権改革推進法」(平成 18 年法律第 111 号)

(2) 地方税財政改革の推進

国・地方の財政状況を踏まえつつ、国庫補助負担金、地方交付税、税源移譲を含めた税源配分の見直しの**一体的な改革**に向け地方債を含め検討する。あわせて、法人二税を中心に税源が偏在するなど地方公共団体間で財政力に格差があることを踏まえ、**地方間の税源の偏在を是正する方策について検討**し、その格差の縮小を目指す。

地方公共団体が自ら税を徴収し、住民が負担との見合いで行政サービスを選択することができるようにするため、「住民の選択が機能し、地方公共団体の努力がいきる税財政にする」、「地方分権の時代にふさわしい国税・地方税の設計にする」、「国から地方への財源配分は、予見性・安定性・透明性を重視する」ことが重要であり、このため、「**地方分権改革推進委員会**」は、「**基本的な考え方**」に基づき、**地方税財政改革を検討**する。

また、「ふるさと」に対する納税者の貢献や、関わりの深い地域への応援が可能となる税制上の方策の実現に向け、検討する。

(3) 地方支分部局の抜本改革

地方支分部局の抜本改革に向け、「地方分権改革推進法」に沿った**地方への移譲と合理化**を「**地方分権改革推進委員会**」において検討する。

(4) 道州制実現のための検討の加速

「道州制ビジョン」の策定に向け、「道州制ビジョン懇談会」において、**平成 19 年度中に道州制の理念や大枠等について論点を整理した中間報告**を取りまとめる。

第4章 持続的で安心できる社会の実現

次の世代に自信を持って引き継げる社会をつくるために、以下に取り組む。

第1に、地球環境問題に積極的に対応し、「京都議定書」⁵⁸の目標達成、2013年以降の国際枠組みづくりに貢献する。

第2に、未来を担うすべての子どもたちのために、社会総がかりで教育再生に取り組む。

第3に、仕事と両立させながら安心して子育てができる社会にし、また失敗しても何度でも再挑戦できる社会にする。

第4に、すべての人にとって分かりやすく親切で信頼でき、かつ持続可能で安全・安心な質の高い社会保障サービスを構築する。

第5に、世界に誇れる治安を取り戻し、自然災害等にも強靱な社会にする。また、エネルギー政策を戦略的に推進する。

第6に、多様なライフスタイルを支える環境づくりを行う。

このため、下記1.～6.の施策を重点的に実施するとともに、「『子どもと家族を応援する日本』重点戦略検討会議」の中間報告、「教育再生会議」の第二次報告、「『多様な機会のある社会』推進会議」、「青少年育成推進本部」の下に設置した「キャリア教育等推進会議」の取りまとめ⁵⁹を踏まえた取組を行う。

1. 環境立国戦略

「21世紀環境立国戦略」⁶⁰に示された生物多様性保全、持続可能な資源循環の確保などの戦略を推進しつつ、地球温暖化問題に積極的に取り組む、環境保全と経済成長を実現する。

【改革のポイント】

1. 京都議定書削減目標の確実な達成に向け、取組を加速する。
2. 世界全体の温室効果ガス排出量を現状に比して2050年までに半減することを目指し、リーダーシップを発揮する。

【具体的手段】

(1) 京都議定書削減目標の確実な達成に向けた取組の加速

- ・政府は、庁舎のグリーン化など温室効果ガスの削減に率先して取り組むとともに、自治体に実行計画の公表を要請する。
- ・産業部門等については、環境省及び各所管府省として、サービス業を中心とした未策定業種での自主行動計画⁶¹の策定・公表を要請するとともに、既策定業種での目標引上げ、目標の定量化等を促進する。また、中小企業における排出削減対策を推進する。

⁵⁸ 「気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書」(平成9年12月11日)

⁵⁹ 「再チャレンジ支援総合プラン」(平成18年12月25日)

「再チャレンジ支援策の今後の方向性」(平成19年5月31日)

「キャリア教育等推進プラン」(平成19年5月29日)

⁶⁰ 「21世紀環境立国戦略」(平成19年6月1日閣議決定)

⁶¹ 京都議定書目標達成計画上位位置付けられている、産業界が業種ごとに自主的に作成する排出削減計画

- ・業務・家庭部門等については、住宅・建築物の省エネ性能の向上、省エネ機器の普及促進を図るとともに、政府として、「1人1日1kg」の温室効果ガスの削減をモットーとして、ライフスタイルの見直しや、家庭と職場での努力や工夫を呼びかけ、新しい提案の公募を行いながら、国民運動を展開する。
- ・国民運動の一環として、サマータイムあるいはそれに準じた取組（勤務・営業時間の繰上げ）の早期実施について検討する。その実施が残業時間の延長につながらないようにワーク・ライフ・バランスの取組を並行して進める。
- ・バイオマス等新エネの導入、「美しい森林づくり推進国民運動」の展開を始めとする森林の整備・保全等の森林吸収源対策の着実な実施、京都メカニズムの活用等を進める。
- ・以上を踏まえた「京都議定書目標達成計画」⁶²の見直しを平成19年度中に行う。また、その基本的内容を平成19年夏までに明らかにする。

(2) 2013年以降の国際枠組み構築に向けたリーダーシップの発揮等

- ・「2050年半減」の長期目標の実現に向けて、「革新的技術の開発」とそれを中核とする「低炭素社会づくり」という長期のビジョンとその実現への道筋を平成20年の北海道洞爺湖サミットに向けて明らかにする。
- ・「美しい星50」⁶³に示された3提案⁶⁴・3原則⁶⁵に基づき、我が国のリーダーシップの下で成功した、平成19年のハイリゲダムサミットでの合意を基礎として、平成20年の北海道洞爺湖サミットにおいて、2013年以降の具体的枠組みづくりに成果を挙げられるよう取り組む。
- ・同原則を実現していくため、途上国支援のためのある程度の長期で相当規模の新たな「資金メカニズム」の構築を検討し、国際社会にも同調を呼びかけ、協調して行う。また、エネルギー効率の向上に関する国際的取組を世界に拡大するとともに、原子力の安全で平和的な利用拡大のための国際的取組・支援を推進する。さらに、途上国の公害対策と温暖化対策の一体的取組のための協力策や、排出量取引、経済的インセンティブなどの手法を、施策の効果や経済への影響など幅広い観点から検討する。
- ・上記の地球温暖化問題への取組に加え、3R⁶⁶、エコイノベーション⁶⁷、環境教育、農林水産業の環境保全機能の発揮、水不足・水質汚濁等世界の水問題への対応、違法伐採対策及びヒートアイランド対策等を含め、低炭素社会、循環型社会及び自然共生社会を実現するための取組を統合的に推進する。

2. 教育再生

資源の乏しい我が国が少子高齢社会の下でも国際社会を生き抜くには、人材に期待しなければならない。

⁶² 「京都議定書目標達成計画」（平成17年4月28日閣議決定）

⁶³ 「美しい星へのいざない— Invitation to Cool Earth 50」（平成19年5月24日）

⁶⁴ 「美しい星50（Cool Earth 50）」3つの提案

提案①：世界全体の排出量削減のための長期戦略の提唱

提案②：2013年以降の国際枠組み構築に向けた「3原則」の提唱

提案③：京都議定書の目標達成に向けた国民運動の展開

⁶⁵ 2013年以降の温暖化対策の具体的枠組みを設計するための3原則

第1：主要排出国がすべて参加し、京都議定書を超え、世界全体での排出削減につながることを。

第2：各国の事情に配慮した柔軟かつ多様性のある枠組みとすること。

第3：省エネなどの技術をいかし、環境保全と経済発展とを両立すること。

⁶⁶ 3R：廃棄物の発生抑制：Reduce、再使用：Reuse、再生利用：Recycle

⁶⁷ 我が国の強みである「ものづくり」と「環境・省エネ」の技術力を梃子に、持続可能な社会の実現に向けた技術革新と社会システム面での改革を一体的に推進するもの。

すなわち、教育の基本である知・徳・体の原点に立ち戻り、基礎学力と規範意識を持った優れた人材を育成することは、必要不可欠な国家戦略である。勤勉な労働力と研究開発能力の上に経済成長が可能となることを考えれば、その基礎をなす国公私を通じた初等教育から高等教育までを重点とした教育再生は、最優先の課題として取り組まなければならない。

およそ60年ぶりの教育基本法の改正⁶⁸により、新しい時代の教育の基本理念が明確になった。この実現に向け、関係法令を改正し、真に必要な予算を確保し、教育に携わる者の意識改革を行うことによって、「教育新時代」は開かれる。

このため、教育再生会議の第二次報告等を踏まえ、社会総がかりで、教育の再生に全力で取り組むこととし、残された課題については、今後、教育再生会議において第三次報告に向けて検討するなど取組を進める。

【改革のポイント】

1. 学力向上を目指し、夏休み等の短縮、朝の15分授業、1日の時間数の増、学校週5日制を基本とした、必要に応じた土曜日の授業などを各学校の裁量で行うことにより授業時数10%増を図る。【平成19年度中に学習指導要領などの改訂】
2. 小学校で1週間の自然体験、中学校で1週間の社会体験を実施し、高等学校で奉仕活動を必修化する。また、徳育を「新たな枠組み」により、教科化し、多様な教科書・教材を作成する。【平成19年度中に学習指導要領などの改訂】
3. 良き教師を確保するため、メリハリのある教員給与体系を実現する。【平成20年4月を目途に「教員給与特別措置法」⁶⁹などの改正】
4. 国際化を通じた「大学・大学院改革」を進める観点から、教員の国際公募、外国人教員比率の増、英語による授業、国家戦略としての留学生政策を推進する。また、大学の4月入学原則を一層弾力化する。大学の取組を支援し全国立大学の9月入学枠設定を実現する。【平成19年度中に学校教育法施行規則の改正、国立大学の中期目標策定時のガイドライン、運営費交付金等で支援】
5. 予算面では、第3章の「1. 歳出・歳入一体改革の実現」と整合性を取りつつ、効率化を徹底しながら、メリハリをつけて教育再生に真に必要な予算について財源を確保する。

【具体的な手段】

(1) 学力向上の取組

① 授業時数の10%増

夏休み等の活用、朝の15分授業の実施、40分授業にして7時間目の実施など弾力的な授業時間設定、学校週5日制を基本としつつ、必要に応じた土曜日の授業の実施。

② 分かりやすく、魅力のある授業

教科書の質量両面での充実、国語、英語などの充実、社会の要請に対応した教育内容・教科再編、全教室でITを授業に活用、発達障害児など特別な支援の必要な子どものための教員・支援員の適正配置や外部専門家の活用などすべての子ども一人ひとりに応じた教育。

⁶⁸ 「教育基本法」(平成18年法律第120号)

⁶⁹ 「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」(昭和46年法律第77号)

③ 教員の質の向上及び教員が子どもと向き合う時間の大幅な増加

社会人採用のための特別免許状の活用促進、教員免許更新制導入に向けた取組、授業内容改善のための教員研修の充実、メリハリのある教員給与体系を実現する中でのがんばる教員の処遇の充実、副校長・主幹等の教職員の適正配置、事務の共同実施体制の整備・事務の外部委託・地域の人材協力・教育現場のIT化等を通じた教員の事務負担の軽減、設備・教材の充実、学校施設耐震化など教育環境の向上。

④ 学校が抱える課題への機動的な対処

学校の危機管理体制の整備、学校問題解決支援チームの創設、学校・教育委員会の説明責任の導入、全国学力・学習状況調査の結果の徹底的な検証及びその活用による教員定数や予算面での支援。

⑤ 学校現場の創意工夫による取組への支援

学級編制基準の弾力化、習熟度別指導・少人数指導の教員や小学校高学年での専科教員の適正配置、定数の適正化、地域の実情に応じた学校選択制の普及、教材開発など教員のチームによる取組の支援、図書の実

(2) 心と体の調和の取れた人間形成

① すべての子どもたちに高い規範意識を身につけさせる取組

徳育を教科化し、現在の「道徳の時間」よりも指導内容、教材を充実。

② 体験活動の推進

すべての子どもが自然体験（小学校で1週間）、社会体験（中学校で1週間）、奉仕活動（高等学校で必修化）を経験、そのための指導者の活動支援、専門高校や専修学校等が地域社会と連携して行う特色のある職業教育の取組の積極的支援。

③ 親の学びと子育てを応援する社会

学校と家庭、地域の協力による徳育の推進、家庭教育支援や育児相談の充実、科学的知見の積極的な情報提供、幼児教育の将来の無償化の検討など幼児教育の充実、保護者に対する啓発活動による有害情報対策。

④ 地域ぐるみの教育再生にむけた拠点づくり

「放課後子どもプラン」の全国での実施、地域ボランティアにより学校運営を支援する体制づくり、学校運営協議会の設置促進。

⑤ 社会総がかりでの教育再生のためのネットワークの構築

校長、教育委員会の意識改革、コーディネーターの養成・確保。

(3) 「教育新時代」にふさわしい財政基盤の在り方

社会総がかりで、教育の基本にさかのぼった改革を推進し、「教育新時代」を開くためにも、教育予算の内容の充実は重要である。このため、教育予算については、効率化を徹底しながら、メリハリをつけて教育再生に真に必要な教育予算について財源を確保する必要がある。

・初等中等教育再生のための3つの具体策

全国どこでも教育の機会均等を実現する。

- i) 必要なところに重点的な支援
- ii) メリハリある教員給与体系の実現
- iii) 地方における教育費の確保

(4) 大学・大学院改革（第2章参照）

3. 少子化対策の推進・再チャレンジ支援

(1) 少子化対策の推進

少子化対策については、国や社会の存立基盤に関わる最重要政策課題であるという認識の下、「『子どもと家族を応援する日本』重点戦略検討会議」中間報告に示された基本的考え方に基づき、平成19年内に重点戦略を策定するなど、取組を強化する。

【基本的な考え方】

① 働き方の改革によるワーク・ライフ・バランスの実現

今後の人口減少社会における子育て世代の就業促進等による労働力確保と、結婚や出産に関する国民の希望の実現による出生率回復の要請とを同時に満たすため、「憲章」及び「行動指針」を策定し、社会全体でワーク・ライフ・バランスを推進する。

② 包括的な次世代育成支援の制度的な枠組みの構築

様々な働き方・ライフスタイルに対応し、特に3歳未満児に対する家庭的保育（保育ママ）や事業所内保育施設を含めた多様で弾力的な保育サービスの拡充、地域の子育て支援サービスの面的整備を進めるとともに、育児休業から保育への円滑な移行など利用者本位の切れ目のない支援を提供できる包括的な制度的枠組みを構築する。あわせて、児童虐待や障害など困難な状況にある子どもや家族に対する支援の強化を図る。

③ 施策の有効性の点検・評価

利用者の視点に立って施策の有効性を点検・評価するための手法を開発するとともに、それに基づき、数値目標の見直しを含む「子ども・子育て応援プラン」⁷⁰の改定等を進め、PDCAサイクルを定着させることにより、効果的かつ計画的に施策を遂行する。

④ 少子化対策の財源の検討

有効な少子化対策の実施のためには、一定規模の効果的な財政投入の検討も必要であると考えられる。この場合、次世代育成支援の財源については、税制改革や社会保障制度改革の中で総合的に検討を進める必要がある。また、次世代の負担によって費用を賄うことのないよう、現時点で手当しなければならない。個別施策の実効性や現物給付・現金給付のバランスに配慮しつつ、諸外国の企業拠出を含めた財源措置も参考にしながら、実効ある持続可能な家族政策のための財源規模や負担の在り方について、税制改革の議論と並行

⁷⁰ 「子ども・子育て応援プラン」(平成16年12月24日)

して国民的議論を行う。

(2) 再チャレンジ支援

勝ち組と負け組が固定化せず、働き方、学び方、暮らし方が多様で複線化している社会、すなわち、チャンスにあふれ、誰でも何度でもチャレンジが可能な社会を創り上げる。

【改革のポイント】

1. 長期デフレ等による就職難、経済的困窮等からの再チャレンジ：フリーターの常用雇用化やニートの職業的自立を促進するとともに、多重債務者や事業に失敗した人などが再チャレンジできるよう支援する。
2. 機会の均等化：様々な事情や困難を抱える人が就労や学習に積極的にチャレンジできるよう支援する。
3. 複線型社会の実現：高齢者・団塊世代の活躍の場や社会人の学び直しの機会の拡大、二地域居住やU J I ターンへの支援等を推進する。

【具体的手段】

(1) 「再チャレンジ支援総合プラン」の着実な実行

「再チャレンジ支援総合プラン」と「再チャレンジ支援策の今後の方向性」に基づき、次の事項を中心に引き続き再チャレンジ支援を一体的かつ総合的に推進する。

- ・地域において支援を必要とする若者を対象に、①すべての若者に対応、②1人の人があらゆる悩みに対応、③アウトリーチ（訪問支援）、④ネットワークの構築、⑤早期の対応、という5原則の下、支援を拡充する。
- ・二地域居住やU J I ターン等の「暮らしの複線化」を推進するため、①社会的気運の醸成、②民間ビジネスとしての展開、③地域における活動の場の提供、④地域の受入れや交流促進のための仕組みの整備等の取組を強化する。

(2) キャリア教育等の推進

すべての若者が主体的に進路を選択することができるよう、「キャリア教育等推進プラン」に基づき、関係施策を推進する。

4. 質の高い社会保障サービスの構築

社会保障は、人生のリスクに対するセーフティネットである。自立の精神を大切にしつつ、分かりやすく親切で信頼でき、かつ国民のニーズにこたえた安全・安心で質の高いサービスを安定的に提供する持続可能な制度を構築する。

【改革のポイント】

1. 医療・福祉等について、医師確保対策、医療制度改革、「新健康フロンティア戦略」⁷¹、がん対策、障害者施策等を推進し、国民のニーズにこたえた質の高いサービスを安定的に提供する。また、自殺者の減少に取り組む。

⁷¹ 「新健康フロンティア戦略」(平成19年4月18日)

2. 年金について、社会保険庁改革、年金記録問題への対応、被用者年金制度の一元化、パート労働者への適用拡大等を推進する。
3. 社会保障の情報化を進め、国民が自らの給付と負担の情報等を容易に入手・管理できる仕組みの導入を目指す。

【具体的手段】

(1) 医療・福祉等

- ・「緊急医師確保対策について」⁷²に基づき、医師不足地域に対する国レベルの緊急臨時的医師派遣システムの構築、病院勤務医の過重労働を解消するための勤務環境の整備、女性医師等の働きやすい職場環境の整備、研修医の都市への集中の是正のための臨床研修病院の定員の見直し、医療リスクに対する支援体制の整備、医師不足地域や診療科で勤務する医師の養成の推進など、**医師確保のための緊急対策**に取り組む。また、看護師、助産師等の確保対策を推進する。
- ・小児医療や周産期医療の提供体制の充実やドクターヘリを含む救急医療体制の整備を進める。
- ・後期高齢者医療制度の施行、生活習慣病対策や介護予防の推進、療養病床の転換支援を含む地域ケア体制の整備、在宅ケアや終末期医療を含む地域における医療提供体制の整備等を進めるなど、**医療制度改革**を着実に推進する。
- ・「新健康フロンティア戦略」を推進するため、平成19年内に実施計画を策定する。また、「がん対策推進基本計画」⁷³に基づき、10年以内のがんの死亡率⁷⁴を20%減少させる等の目標達成に向け、放射線療法及び化学療法の推進並びにこれらを専門的に行う医師等の育成、治療の初期段階からの緩和ケアの実施、がん登録の推進を重点としつつ、がん対策に総合的に取り組むとともに、難病対策や肝炎対策の充実に取り組む。
- ・原爆被爆者対策を総合的に推進する。
- ・「障害者基本計画」⁷⁵に基づく重点施策実施計画を平成19年内に見直し、教育、就労、地域生活などへの支援を含む障害者施策全般を推進するとともに、**障害者の自立と社会参加**を促進する。また、発達障害児・者に対する支援や精神障害者の地域移行を推進する。
- ・中国残留邦人に対する新たな支援策を講ずる。
- ・「自殺総合対策大綱」⁷⁶に基づき、10年間で自殺率を20%以上減少させるため、自殺対策を総合的に推進する。

(2) 年金

- ・社会保険庁の「廃止・解体6分割」を図り、国の責任の下に、公的年金の新たな事業運営体制を構築する。
- ・年金記録問題については、加入者・受給者全員が、本来受け取ることができるはずの年金を全額間違いなく受け取ることができることを旨とし、正確かつ効率的な年金事務処理体系の確立を図り、信頼を確立する。このため、上記に加え、過去の記録の全体像を踏まえ、名寄せ等の作業を効率的に進めるとともに、

⁷² 「緊急医師確保対策について」(平成19年5月31日)

⁷³ 「がん対策推進基本計画」(平成19年6月15日閣議決定)

⁷⁴ 年齢調整死亡率(75歳未満)

⁷⁵ 「障害者基本計画」(平成14年12月24日閣議決定)

⁷⁶ 「自殺総合対策大綱」(平成19年6月8日閣議決定)

作業の進捗よく状況を定期的に公表する。あわせて、相談体制・広報を強化する。その際、社会保険庁の本庁及び現場の職員は、精力的に取り組む。さらに、総務省に検証委員会を設置し、年金記録問題発生の経緯、原因、責任の所在等についての調査・検証を早急に行う。

- i) 基礎年金番号に統合されていない約 5,000 万件の記録については、直ちにシステム開発等を行い、1 年以内にすべての名寄せを完了した上で、同一人の可能性のある方々等との間において、**年金記録の確認**を行うこととし、そのためのお知らせは、現に年金を受けている方は平成 20 年 8 月までに、これから年金を受け取る方は平成 21 年 3 月までに完了する。また、現に年金を受けている方については、名寄せされた方以外についても、全員に平成 21 年 3 月までに加入履歴をお知らせする。
- ii) 社会保険庁のマイクロフィルム記録（厚生年金の旧台帳を含む。）や市町村の記録と、オンライン記録との照合調査についても、進捗よく状況を公表しつつ、計画的に実施する。
- iii) 現在既に自己の記録に不安や疑問がある方々には速やかに対応することとし、無料電話相談の導入、来訪相談の受付時間の延長等の**相談体制の拡充**を図る。
- iv) 領収書等の証拠がない方については、**総務省に設置する第三者委員会**における公正な判断を踏まえ、社会保険庁はこれを尊重して記録の訂正を行う。

なお、記録訂正に伴い年金額が増加した場合、既に年金を受給している方については、消滅時効が完成していても支払い、今後年金を受給する方については、自動的に時効消滅させないこととし、正しい年金額を速やかに全額支給できるようにする必要がある。

- ・コンピュータシステムの刷新や新たな年金記録管理システムの構築を図る。
- ・平成 20 年度から、これから年金を受け取る加入者すべてに対し、保険料納付実績や年金額の見込みを定期的に通知する「ねんきん定期便」を送付するなど、国民に対する年金情報の提供を強力に推進する。
- ・被用者年金制度の一元化やパート労働者への**社会保険の適用拡大**を実現する。
- ・**基礎年金国庫負担割合**については、「平成 16 年改正法」⁷⁷に基づき、所要の安定的な財源を確保する税制の抜本的な改革を行った上で、平成 21 年度までに 2 分の 1 に引き上げる。

(3) 社会保障の情報化の推進

- ・情報通信技術を利用し、国民が質の高いサービスを効率的に利用できるよう、「**医療・健康・介護・福祉分野の情報化グランドデザイン**」⁷⁸を推進する。
- ・個人が自分の健康情報、年金や医療等の給付と負担等の情報を簡単にオンライン等で入手・管理できるとともに、社会保障に関する手続を安全かつ簡単に行うことができる仕組みの構築を目指す。このため、「**電子私書箱**」(仮称)⁷⁹を検討し、平成 22 年頃のサービス開始を目指すとともに、「**健康 IT カード**」(仮称)⁸⁰の導入に向けた検討を行い、平成 19 年内を目途に結論を得る。これらについては、密接な連携をとって一体的な推進を図ることとし、平成 19 年度内に、個人情報保護等に留意しつつ、全体的な基本構想を作成する。

5. 治安・防災、エネルギー政策等の強化

国民の安全と安心の確保は安定した経済成長の基盤である。政府は、治安再生、防災・減災対策、エネ

⁷⁷ 「国民年金法等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 104 号)

⁷⁸ 「医療・健康・介護・福祉分野の情報化グランドデザイン」(平成 19 年 3 月 27 日)

⁷⁹ 「IT 新改革戦略政策パッケージ」(平成 19 年 4 月 5 日)による構想

⁸⁰ 「医療・介護サービスの質向上・効率化プログラム」(平成 19 年 5 月 15 日)による構想

ルギー政策等を戦略的に推進し、世界の模範となる安全・安心な国づくりを実現する。

【改革のポイント】

1. 「世界一安全な国、日本」の復活に向けた治安再生を推進するとともに、我が国の平和と安全及び国際社会の平和と安定の確保に努める。
2. 集中豪雨の増加等の自然環境の変化も考慮しつつ、災害から国民の生命、財産及び生活を守るため、防災・減災対策を着実に推進する。
3. 国民の身近なところでの事故やトラブル等に対処するため、公共交通や道路交通の安全対策を強化する。また、住まいや身近な施設、製品、食品等の安全性を確保するとともに、多重債務者対策に取り組み、安全・安心な暮らしを実現する。
4. 「海洋基本法」⁸¹等の成立を踏まえ、海洋政策を総合的に推進し新たな海洋立国の実現を目指す。

（エネルギー政策）

エネルギーの安全保障を確保するため、内外情勢の変化等を踏まえ、戦略的なエネルギー政策を推進する。

【具体的手段】

- ・「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」⁸²、「安全・安心なまちづくり全国展開プラン」⁸³等に基づき地域と連携しつつ非行や犯罪から子どもを守る取組や犯罪被害者等への支援の充実を図るほか、銃器対策の強化や組織犯罪、国際的な犯罪、サイバー犯罪等への対策を推進する。また、G8北海道洞爺湖サミット等を見据えつつ、テロ等の未然防止と緊急事態発生時の対処に万全を期する。
- ・「少年法」⁸⁴の改正、「更生保護法」⁸⁵の成立等を踏まえ、刑務所・少年院からの出所者の再犯を防止する観点から、入所中及び出所後の指導監督・支援を充実強化する。
- ・外国人の入国・在留管理体制の強化と不適正な在留活動の防止を図る。
- ・我が国をめぐる安全保障情勢を踏まえ、「防衛計画の大綱」⁸⁶に基づき、弾道ミサイル等の新たな脅威や多様な事態への実効的な対応等を図りつつ、効率的な防衛力の整備を推進する。また、有事に備えた国民保護施策を推進する。
- ・「国家安全保障に関する官邸機能強化会議報告書」⁸⁷を踏まえ、国家安全保障に関する官邸の司令塔機能の強化に向けた体制の整備を行う。あわせて、平成18年12月に設置した「情報機能強化検討会議」の結果を取りまとめ、内閣の情報機能の強化を図る。
- ・大規模地震、大規模水害・土砂災害、津波・高潮、豪雪等への対策を推進する。その際、学校の耐震化等防災拠点の機能強化の推進、ハザードマップの普及促進等ハード・ソフトの連携を図る。また、消防等地域の災害応急対応力の充実を図る。
- ・宇宙に関する基本法制の整備に向けた動き及び「地理空間情報活用推進基本法」⁸⁸の成立を踏まえ、宇宙

⁸¹ 「海洋基本法」(平成19年法律第33号)

⁸² 「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」(平成15年12月18日)

⁸³ 「安全・安心なまちづくり全国展開プラン」(平成17年6月28日)

⁸⁴ 「少年法」(昭和23年法律第168号)

⁸⁵ 「更生保護法」(平成19年法律第88号)

⁸⁶ 「平成17年度以降に係る防衛計画の大綱」(平成16年12月10日閣議決定)

⁸⁷ 「国家安全保障に関する官邸機能強化会議報告書」(平成19年2月27日)

⁸⁸ 「地理空間情報活用推進基本法」(平成19年法律第63号)

の利用・産業化を推進し、衛星を活用した測位・監視やインテリジェンス機能の強化、災害情報共有システム等の治安・防災等に資する科学技術の研究開発・利活用を図る。

- ・飲酒運転対策、公共交通機関の総合的な安全対策、ITS⁸⁹の活用等「第8次交通安全基本計画」⁹⁰に基づく取組を着実に推進する。
- ・生活に密着した施設・製品の事故等の防止等を図るため、事故情報の収集・公開や安全対策の強化、官と民との新たなパートナーシップの構築等に取り組む。また、「移動等円滑化の促進に関する基本方針」⁹¹に掲げる目標の達成に向けてバリアフリー環境の整備に取り組む。
- ・科学に基づいたリスク評価・管理等食の安全と信頼の確保、食料をめぐる国際的な状況の変化を踏まえた食料供給力の維持・向上を図る。カネミ油症研究を推進する。「新型インフルエンザ対策行動計画」⁹²に基づく取組等新たな感染症への対応を行う。
- ・政府機関の情報セキュリティ人材の重点確保、緊急対応体制の強化（全府省庁参加によるG S O C⁹³の運用）等「セキュア・ジャパン 2007」⁹⁴の取組を推進する。
- ・裁判員制度の円滑な導入、民事法律扶助や国選弁護に対応する日本司法支援センターの体制の充実等の司法制度改革を推進する。
- ・全国的な相談窓口の整備、ヤミ金融の取締りの強化等「多重債務問題改善プログラム」⁹⁵を推進する。
- ・大陸棚調査の推進、海上保安の確保等海洋に関する施策に総合的に取り組む。

(エネルギー政策)

- ・環境にやさしい資源循環型のバイオマスエネルギーなどの新エネや省エネを強力に推進する。また、「次世代自動車・燃料イニシアティブ」⁹⁶等による運輸エネルギーの次世代化、安全で平和的な原子力利用の推進、資源外交、アジア環境・エネルギー協力の展開等に取り組む。

6. 多様なライフスタイルを支える環境整備

国民一人ひとりが豊かな生活を実感し、活力ある経済社会を実現するためには、多様なライフスタイルを追求できることが重要である。このため必要な基本的な環境整備に取り組む。

【具体的手段】

- ・幼児教育の将来の無償化について、歳入改革にあわせて財源、制度等の問題を総合的に検討しつつ、当面、就学前教育についての保護者負担の軽減策を充実するなど、幼児教育の振興を図る。
- ・いじめ、不登校、児童虐待や「キレる」言動、非行などの問題行動への対応等を進めるとともに、「青少年育成施策大綱」⁹⁷に基づき、次代を担う青少年の健全育成を図るための施策を推進する。
- ・改正教育基本法の目指すところに従い、我が国の文化力の向上、伝統の継承に必要な措置を講ずる。ま

⁸⁹ ITS (Intelligent Transport Systems) : 高度道路交通システム

⁹⁰ 「第8次交通安全基本計画」(平成18年3月14日)

⁹¹ 「移動等円滑化の促進に関する基本方針」(平成18年12月15日)

⁹² 「新型インフルエンザ対策行動計画」(平成19年3月2日改訂)

⁹³ G S O C (Government Security Operation Coordination team) : 政府横断的な情報収集機能、攻撃等の分析・解析機能等の事案対策促進機能

⁹⁴ 「セキュア・ジャパン 2007」(平成19年6月14日)

⁹⁵ 「多重債務問題改善プログラム」(平成19年4月20日)

⁹⁶ 「次世代自動車・燃料イニシアティブ」(平成19年5月28日)

⁹⁷ 「青少年育成施策大綱」(平成15年12月9日)

た、文化財の保存・活用の強化、日本文化の戦略的発信の推進等を図る。

- ・誰もがスポーツに親しめる環境の整備を進め、生涯スポーツ社会の実現を図る。トップレベル競技者の育成強化を図り、我が国の国際競技力を向上させるとともに、国際競技大会の積極的な国内開催を図る。さらに、子どもが外遊びやスポーツに親しむ習慣や意欲の育成、環境の整備などを通じ、著しく低下している児童生徒の運動能力や体力の向上を図る。
- ・「食育推進基本計画」⁹⁸に基づき、「日本型食生活」⁹⁹の実践など、国民運動として食育を推進する。
- ・地球環境にやさしく、安全・安心でゆとりある住生活を実現するため、住宅の長寿命化（200年住宅）に向けた取組を進めるとともに、高齢者、子育て世帯等の居住の安定確保を図る。
- ・農山村や海辺の暮らしを守るため、有害鳥獣対策を推進する。
- ・NPO、社会的起業家、自治会等コミュニティ活動を行う主体などの「公」の担い手の活動やネットワーク化を促進する環境整備を進める。

⁹⁸ 「食育推進基本計画」（平成18年3月31日）

⁹⁹ 「日本型食生活」：日本の気候風土に適した米を中心に農産物、畜産物、水産物等多様な副食から構成され、栄養バランスが優れた食生活

第5章 平成20年度予算における基本的考え方

1. 今後の経済動向と当面の経済財政運営の考え方

- ・我が国経済は、平成19年度において、世界経済の着実な回復が続く下、企業部門・家計部門ともに改善が続き、自律的・持続的な経済成長が実現することが見込まれる。平成20年度においても、こうした成長が持続することが期待される。
 - ・人口減少社会下で、成長を持続させて生活の質を高めるため、「進路と戦略」で示された「新成長経済」の実現に向け、本「基本方針2007」に基づき、改革への取組を加速・深化する。
 - ・再びデフレに戻ることをないよう、民間需要主導の持続的な成長と両立する安定的な物価上昇率を定着させる必要がある。このため、政府と日本銀行は、マクロ経済運営に関する次の基本的視点を共有する。
 - ① 民需主導の持続的な成長を実現する
 - ② 物価の安定を実現する
 - ③ 中期的な課題と整合的な政策運営を行う
 - ④ 透明性と説明責任を徹底する
- このことを前提に、日本銀行には、政府の政策取組や経済の展望と整合的なものとなるよう、金融政策運営において、物価の安定を確実なものとし、持続的な成長を支えていくことを期待する。
- ・なお、経済情勢によっては、大胆かつ柔軟な政策運営を行う。

2. 平成20年度予算の方向

平成20年度予算は、歳出改革を軌道に乗せる上で極めて重要な予算である。歳出全般にわたって、これまで行ってきた歳出改革の努力を決して緩めることなく、国、地方を通じ、引き続き「基本方針2006」に則り、最大限の削減を行う。

(1) メリハリの効いた予算編成

成長力強化と財政健全化の双方を車の両輪とする「経済・財政一体改革」の考え方の下、上記の基本姿勢に沿って、改革努力を継続する厳しい概算要求基準を設定し、メリハリの効いた歳出の見直しを行う。「第2章 成長力の強化」、「第4章 持続的で安心できる社会の実現」に述べた取組を推進する。そのため、予算面において所要の対応を行うことを含め、予算配分の重点化・効率化を行う。

(2) 予算原則に沿った規律ある財政運営

第3章で示した予算編成の原則に沿って、規律ある財政運営を行う。各府省は、この原則を踏まえ、新規施策の予算要求に当たっては、既存施策の廃止・縮減を行う。

(3) 中期目標との整合性についての点検

平成20年度予算が財政健全化の中期目標の確実な達成と整合的であるかどうかについて点検を行う。

(4) 予算におけるPDCAの強化

厳しい財政状況の下で、予算の重点化・効率化を一層進めるため、各府省の予算要求に当たっては、成果

目標を掲げ、事後評価を十分行い得る基盤を整備するとともに、その必要性、効率性、有効性等を吟味する。また、実績が事前の評価を下回った事例等を十分に把握し、予算の重点化に活用するなど、適切に対応する。

(5) 行政のスリム化・効率化等

「行政改革推進法」に基づき、事業の仕分け・見直しを行いつつ、行政のスリム化・効率化を一層徹底し、総人件費改革や特別会計改革、資産債務改革等について、平成 20 年度予算に適切に反映させる。また、法令遵守等を徹底しつつ、民間活力の活用や市場化テストを推進すること等により、公共サービスの質の向上及び経費削減を図る。財政投融资については、民業補完の原則の下、対象事業の重点化・効率化に努める。

(別表)

E P A 工程表

国・地域	現状	目標
シンガポール	協定本体は、2002年11月30日に発効。 2007年3月19日に改正議定書に署名。	発効済み。改正議定書の早期の発効を目指す。
メキシコ	協定本体は、2005年4月1日に発効。 日墨経済連携協定議定書は2007年4月1日発効。	発効済み。
マレーシア	2006年7月13日に発効。	発効済み。
フィリピン	2006年12月6日に国会で承認。	フィリピン上院の承認を得て発効する。
タイ	2007年4月3日に署名。	2007年中の可能な限り早期の発効を目指す。
チリ	2007年3月27日に署名。	2007年中の可能な限り早期の発効を目指す。
ブルネイ	2007年6月18日に署名。	2007年中の可能な限り早期の発効を目指す。
インドネシア	2006年11月に大筋合意。	2007年中の可能な限り早期の署名を目指す。
ASEAN 全体	2005年4月に交渉開始。	A S E A N 側の協力を得つつ、2007年中の可能な限り早期の実質的な交渉妥結を目指す。
韓国	2004年11月以来交渉中断。	交渉再開に向け、引き続き粘り強く韓国側に働きかける。
湾岸諸国 (GCC)	2006年9月に交渉開始。	可能な限り早期に交渉の主要点についての実質的な妥結を目指す。
ベトナム	2007年1月に交渉開始。	可能な限り早期に交渉の主要点についての実質的な妥結を目指す。
インド	2007年1月に交渉開始。	交渉開始からおおむね2年間のうちの可能な限り早期に交渉を実質的に終了させることを目指す。
スイス	2007年5月に交渉開始。	物品の貿易のみならず、投資・サービス貿易、知的財産等、幅広い分野においてハイレベルのルール作り及び経済関係の強化を目指す。
オーストラリア	2007年4月に交渉開始。	農林水産業の重要性を十分認識し、守るべきものは守るとの方針の下、我が国にとって最大限のメリットを獲得することを目指す。

経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006

第 1 章 日本経済の現状と今後の課題

1. 「新たな挑戦の 10 年」へ

(明るい展望と新たなチャンスの到来)

長期停滞のトンネルを抜け出し、筋肉質の経済構造に変貌した日本経済は、ようやく未来への明るい展望を持てる状況となった。今や我々は、「新たな挑戦の 10 年」の出発点に立っている。

第一の「挑戦」は、我が国を取り巻くいろいろなチャンスをつかみ取るための挑戦である。日本経済については、人口減少・少子高齢化といった面が悲観的に強調されがちだが、我が国を取り巻く環境を冷静に見れば、新たな成長の芽が数多く存在する。

- ① 世界の成長センターであるアジアの中核国として、国際的な協業ネットワークや文化力に基づいたアジア規模での融合的市場をつくっていくのに最適な位置取りをしている。
- ② 継続的に原油高が予想される中で世界最先端の省エネ構造・技術が競争優位の源泉となり得る。
- ③ 長期的視点に立って研究開発・投資を行う「経営の論理」と短期的な収益回収を求める「資本の論理」の間で、「日本型の最適組み合わせ」が生まれつつある。
- ④ 高感性・高品質を求める消費市場が競争を通じて新たな商品・サービスを生み出している。これらの芽を確実に開花させる挑戦こそが新たな日本を創生する。

(直面する内外の課題)

もっとも、我が国を取り巻く環境はチャンスばかりではなく、克服しなければならない我が国固有の困難も存在している。第二の「挑戦」は、これらの諸課題を克服していくための勇気ある挑戦である。

国内には、

- ① 人口減少・少子高齢化の経済負荷が本格化するまでに残された時間は 10 年程度であり、この期間中に「人口減を克服する新たな成長モデル」を作りあげなければならない。
- ② バブル崩壊の衝撃を緩和するために累次にわたって講じられた経済対策や、社会保障給付の急増下でその財源確保への対応の遅れが、巨額の借金を政府に残し、雪だるま式に増加する借金の返済を後世代に先送りする構造となっている。
- ③ 全力を挙げて少子化対策に取り組み、少子化に歯止めをかけなければならない。

人口減少・少子高齢化の進行する過程の下での財政の問題は、深刻な世代間の不公平を生じさせる。給付を受け取る現世代が自らの責任で、自らの負担によって早急に対応しなければならない問題である。現世代が自らの負うべき借金の返済を「声なき後世代」へ先送りすることは許されない。

国外にも種々の課題やリスクが存在する。

世界は、グローバル化の恩恵を主要国が最大限に享受した時期を経て、グローバル化の副作用への目配りを各国が従来以上に強めなければならない時代に突入している。日本は自らの国際的責任を果たしつつ、直面する諸課題を積極的に克服しなければならない。

具体的には、

- ① 中国、インドなどの急速な経済発展に伴い、個別産業・企業のみならず個人レベルでも競争が激化していく傾向が強まっている。
- ② これら人口大国の急速な成長に伴う資源・エネルギーの需給逼迫によって地政学的リスクが経済リスクに直ちにつながりつつある。
- ③ 人材、技術、資金、情報などが世界中を自由に動き回るようになる中で、この世界的な還流サイクルを取り込むための「制度インフラ整備」の競争が各国間で更に強まっている。とりわけ、競争力の源泉である優秀な人材を取り込むための競争が内外ともに激化している。
- ④ 世界的な経常収支不均衡が更に拡大しており、その持続可能性に注目が集まっている。また、世界の金融全体が、これまで潤沢に供給されていた流動性を減少させる流れに向かっており、市場が金融環境面における変化やリスクに一層敏感になりつつある。

(国内における不均衡問題への対応)

国民生活に目を転じると、若年層を中心に教育や就業の状況にばらつきが大きくなるおそれ、雇用環境の激変等を背景とする将来に対する不安感の高まり、児童生徒や若者の凶悪犯罪による社会的な不安、都市と地方間での不均衡等の問題が生じている。この新たな不均衡の克服が我が国の第三の「挑戦」として求められる。

機会の平等や社会的セーフティネットなどの課題に対しては、健全で意欲ある中流層の維持こそが経済のみならず社会や政治の安定の基礎となるとの認識に立って、政府は最大限の努力で丁寧かつ誠実に対応していかねばならない。

問題の解決は「経済成長の果実」を活用することを基本とし、そのための構造改革を重点的に進めつつ、一方で、その副作用に対しては、真の社会的弱者に絞り込んだ自立支援型のセーフティネットをきめ細かく構築すべきである。経済成長と安全・安心の社会を両立させる 21 世紀型の「穏やかで豊かな日本社会」を拡大均衡の中で作っていかねばならない。

(構造改革路線の堅持)

以上の新たな三つの挑戦は、これまでの構造改革路線をしっかりと継続・強化させることによって成し遂げられる。集中的かつ徹底的な改革を世界の動きを上回るスピードで実行していくことこそが挑戦を成功に導く鍵である。

構造改革が「影」をもたらしたのではないかとの理由から、改革実行を遅らせてはならない。構造改革への挑戦を怠れば、それは知らず知らずのうちに日本経済の地盤沈下をもたらし、世界から押し寄せるリスクに対する抵抗力を弱めることになる。立ち止まることで生じる「影」は、挑戦することの「影」に比べて巨大なものになることを銘記すべきである。

(「新たな挑戦の 10 年」に向けた社会変革)

構造改革は政府だけの課題ではない。国民を挙げて、日本全体として取り組むべきテーマである。構造改革の必要性と方向性について、一人でも多くの国民の理解が得られるように、共通認識を形成する旗印が必要である。

これまで、デフレ克服と長期低迷からの脱却に向けて、官民それぞれが痛みを伴う改革に努力してきた。今後は、豊かで安心な日本を後世代に引き継ぐための正念場であるとの認識の下で、「新たな挑戦の 10 年」に向けて更なる改革への取組が不可欠である。

挑戦の10年に向けて政府が取り組む構造改革は「挑戦」の内容に対応した形で、①成長力・競争力強化、②財政健全化、③安全・安心で柔軟かつ多様な社会の実現という三つの優先課題に絞り込むべきである。

〔「挑戦の好循環」のための基本的考え方〕

こうした3つの挑戦は、それぞれ独立に対応していくべきものではない。「健全で活力ある経済」あってこそ「財政健全化」であり、「安全・安心かつ柔軟で多様な社会の構築」である。他方、財政健全化は最大の成長政策の一つともなり、また、安全・安心に裏打ちされた活力ある社会なくして成長力強化もない。

こうした相互の関係を念頭に置き、中長期的に成長力・競争力を極大化するために最大限の努力を払いつつ、常にその時々を経済社会情勢に目を配りながら、歳出・歳入一体改革を着実に推進すること、すなわち、経済と財政を一体的にとらえて改革を進めていくことによって、「成長力強化と財政健全化が相互に響きあい、強めあう好循環」を実現していくことが必要である。

2. 「基本方針 2006」の課題

（これまでの改革の成果）

「経済財政運営と構造改革に関する基本方針」（以下、「基本方針」という。）の策定は5年前にスタートした。当時の非常に厳しい経済社会情勢にもかかわらず、政府は、財政出動に安易に頼る従来の経済運営の基本的な考え方を転換し、構造改革の断行に大胆に着手したのである。「改革なくして成長なし」、「官から民へ」、「国から地方へ」といった考えを「基本方針」の中軸に据え、対症療法から脱却し根本的な制度改革にまで踏み込んで政策運営を行ってきた。

このうち、2001～04年度を集中調整期間とし、不良債権処理の加速化を中心とした負の遺産の清算に取り組んできた。続く2005～06年度を重点強化期間とし、新たな成長基盤を重点的に強化していくことを優先課題とした。

その結果、不良債権問題は2004年度末には正常化し、企業部門の三つの過剰問題（雇用・設備・債務）も解消した。また、2005年度後半には経済全体の需給もほぼ均衡状態に復元した。デフレについては、物価が持続的に下落する状況を脱し、再びそうした状況に戻る見込みがない状況、すなわちデフレからの脱却が視野に入っている。財政状況については、国と地方の基礎的財政収支赤字は2002年度にはGDP比6%弱にまで悪化したが、2006年度には半減し3%を下回る見込みである。

構造改革は、マクロ的な経済パフォーマンスの観点から見れば、明らかに大きな成果を生み出したのである。地域経済をみると、構造改革の当初、グローバル化、IT化の進展、高齢化の進展、人口減少等を背景に大きなばらつきが見られた。このばらつきはマクロ経済の回復に伴って改善も見られるが、地域の自助努力を更に後押しすることによって構造改革の成果を全国に波及させなければならない。

（三つの優先課題）

これまで5年間の改革推進により、日本経済の新たな飛躍に向けた基盤は固められつつある。「基本方針 2006」においては、この基盤の上に立って、豊かで安心な日本を後世に引き継ぐため、「新たな挑戦の10年」における三つの優先課題への取組を提示する。さらに、平成19年度予算は、「新たな挑戦の10年」の初年度であり、また、2010年代初頭における基礎的財政収支の黒字化を確実に達成していくための発射台となることから、今後の経済運営の基本になる予算編成の考え方を明らかにする。

① 成長力・競争力強化

成長力強化はすべての経済政策の基本である。日本が直面する経済、社会、安全保障に関するそれぞれの課題を解決していくためには、持続的かつ安定した経済成長が求められる。日本経済が直面する人口減少と高齢社会到来という課題については、生産性向上・技術革新・アジアの活力活用の三つを梃子にして乗り越える戦略を構想し、言わば新たな日本型成長モデルの構築によって克服していかなければならない。その際、急速に成長する海外の人口大国に比肩するには、人間力を基礎に勤勉さ、挑戦意欲を日本国民が保持することなくして、豊かな日本を維持することは不可能である。

② 財政健全化

財政健全化に向けて、「歳出・歳入一体改革」の策定とその具体化に向けて全力を尽くすことが不可欠である。「一体改革」では、将来の数値目標、選択肢、工程表等を含めその全貌を分かりやすく提示する必要がある。その際、後世代に負担を先送りする構造をなるべく早く是正すること、持続可能な社会保障制度の構築によって国民の安心を確立することなどを改革の基本的立場とする。財政健全化計画は、中長期的視点に立った堅実な経済前提を基礎とし、確実に実行していくものとする。

③ 安全・安心で柔軟かつ多様な社会の実現

国民の間で高まる将来への不安感や対外面を含めた安全・安心への強い関心、また、人生の各段階における多様な選択肢と再挑戦の機会提供に対するニーズの高まりなどを踏まえ、成長の果実を有効に活用し、安全・安心で柔軟かつ多様な社会を実現していく。持続可能な社会保障制度の総合的な改革、再チャレンジ支援、総合的な少子化対策、個人や地域の生活におけるリスクへの対処策について取組を進め、さらに、豊かな生活に向けた環境を整備する。

第2章 成長力・競争力を強化する取組

「新たな挑戦の10年」においては、成長力・競争力を強化する取組によって、豊かで強く魅力ある日本経済を実現し、改革の先に明るい未来があることを示すことが重要である。こうした取組に当たっては、科学技術とIT革新に重点を置き、生産性向上と経済の拡大に結びつけることが不可欠である。成長力・競争力の強化を実効性のあるものとするためには、個々の政策について明確な目標を定め、長期的な視点から一貫性をもって取り組むべきである。施策の推進に当たっては、成果目標、政策手段等を明確に掲げ、PDCAサイクルを着実に実施していく。

1. 経済成長戦略大綱の推進による成長力の強化

以下の施策をはじめとして、政府・与党一体となって策定した「経済成長戦略大綱」及び「工程表」¹の基本的考え方と戦略目標を政府全体で広く共有し、一貫性のある取組を推進する。各施策の着実な実現のため、毎年度、「基本方針」の策定過程で定量的にローリングを行い改定する。優先実現項目は、経済財政諮問会議等で集中的に議論する。

経済成長戦略大綱を推進することにより成長率押し上げ効果が期待される。これによって歳出・歳入一体改革に伴う財政面からのマイナス要因を吸収し、場合によっては、それを上回る効果の実現が視野に入ることが期待される。

(1) 国際競争力の強化

① 我が国の国際競争力の強化

- ・「第3期科学技術基本計画」²や「イノベーション創出総合戦略」³を踏まえ、経済成長への貢献に配慮し、戦略的に施策を実施する。イノベーション・スーパーハイウェイ構想を推進する。初期需要創出の環境整備（官民の政策対話の場の設置等）や双方向の連携強化が必要な領域に平成18年度から政策資源を集中投入する。
- ・ロボット、新世代自動車向け電池、次世代環境航空機等世界をリードする新産業群創出に向け平成18年度に行動計画を策定する。宇宙の利用・産業化を推進する。
- ・「総合物流施策大綱」⁴に基づき、ハード・ソフトの物流インフラの戦略的・重点的な整備、原油価格高騰の影響を受けにくい効率的な物流の実現に取り組む。「国際物流競争力パートナーシップ」を構築し、年内に行動計画を策定する。
- ・「21世紀新農政2006」⁵に基づき、担い手への施策の集中化・重点化等により、経営構造の改革など国内農業の体質強化を図るとともに、農林水産物・食品の輸出促進や東アジアを視野に入れた食品産業活性化のための取組支援等の「攻めの農政」の視点に立った国際戦略を推進する。また、「森林・林業基本計画」⁶及び「水産基本計画」⁷を見直し、森林の整備・保全と林業・木材産業の再生、国際競争力のある水

¹ 「経済成長戦略大綱」及び「工程表」（平成18年7月6日財政・経済一体改革会議）

² 「第3期科学技術基本計画」（平成18年3月28日閣議決定）

³ 「イノベーション創出総合戦略」（平成18年6月14日）

⁴ 「総合物流施策大綱（2005－2009）」（平成17年11月15日閣議決定）

⁵ 「21世紀新農政2006」（平成18年4月4日）

⁶ 「森林・林業基本計画」（平成13年10月26日閣議決定）

⁷ 「水産基本計画」（平成14年3月26日閣議決定）

産業への構造改革を推進する。

- ・ビジット・ジャパン・キャンペーンの高度化など観光立国の実現に向けた諸施策を推進し、2010年の外国人旅行者の受入れ目標（1,000万人）を確実に達成する。
- ・医薬品・医療機器産業の国際競争力の強化のため、治験環境の充実等を推進するとともに、平成18年度中にアクションプログラムを策定する。
- ・国内需要中心の産業・製品の国際展開・輸出振興に取り組む。
- ・産業・ビジネスの環境効率性の向上、3R⁸技術・システムによる資源生産性の向上、バイオマスエネルギーの導入加速化を図る。
- ・「対日直接投資加速プログラム」⁹に基づき、2010年に対GDP比倍増となる5%程度の対日投資受入れを目指す。

② アジア等海外のダイナミズムの取り込み

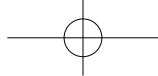
- ・「グローバル戦略」¹⁰別添の工程表に沿ってアジア諸国を中心としたEPA交渉を進める。その結果、2010年には協定締結国との貿易額が25%以上になっていることが期待される。「東アジアEPA」構想を含め、東アジア共同体の在り方について、我が国がとるべき外交・経済戦略上の観点から、政府内で十分議論し、中長期的には、開かれた東アジア経済圏の構築に向けた経済連携の取組を進める。
- ・APECへの取組の強化に加え、東アジアにおいて、新たに、OECDのような、統計整備や貿易、投資・金融市場、産業政策、エネルギー・環境等に関する政策提言・調整機能を持つ国際的体制の構築に向け、アジア太平洋地域にわたる協力も得ながら、取り組む。
- ・WTO交渉の平成18年末の妥結に向け積極的に取り組む。開発ラウンドの成功に向け、「一村一品」、人づくり等「開発イニシアティブ」を通じた支援を展開する。
- ・「今後5年間のODA事業量について100億ドルの積み増しを目指す」との国際公約を着実に実施する。このため円借款を積極的に活用する。また、現地の実施体制の抜本的強化を図る。同時に、無償・技術協力を中心に、少なくとも公共事業について行われたような包括的な事業コスト縮減目標（例えば2010年までに15%縮減）を援助の内容等に応じ設定し、コスト削減の工程表を策定する。海外経済協力会議において、「グローバル戦略」を踏まえ新たな基本方針を早急に策定する。
- ・グローバル化に対応し、公正で活力ある経済社会にふさわしい制度の整備を行う。アジア等との租税条約ネットワークの充実等に取り組む。
- ・グローバル化に伴う競争の進展に対応し、予見可能性や手続の透明性・迅速性を高めるため、「独占禁止法」¹¹上の問題が生じないと考えられる企業結合の範囲や輸入圧力等の評価に関する基準等につき、企業結合指針を平成18年度中に見直す。
- ・平成18年内の生活者としての外国人総合対策策定等、多文化共生社会構築を進める。
- ・国益の増進に資する世界戦略を展開するため、経済連携の推進、戦略的な援助の実施、資源・エネルギーの確保などの政府の対外的機能を、在外公館等を通じて充実させる。

⁸ 3R：Reduce, Reuse, Recycle

⁹ 「対日直接投資加速プログラム」(平成18年6月20日)

¹⁰ 「グローバル戦略」(平成18年5月18日)

¹¹ 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」(平成17年法律第35号)



③ 「新・国家エネルギー戦略」¹²等を踏まえた資源・エネルギー政策の戦略的展開

- ・省エネ対策（2030年までに少なくとも30%の消費効率改善を目指す）、運輸エネルギー次世代化（2030年までに石油依存度を80%程度とする環境を整備する）、「原子力政策大綱」¹³を踏まえた安全を前提とする原子力の推進（2030年前後も原子力比率30～40%程度以上とする、高速増殖炉の早期実用化へ円滑に移行する等）、新エネ市場の拡大等、世界最先端のエネルギー需給構造の実現に取り組む。
- ・石油、天然ガス、鉱物資源等の総合的資源確保（2030年に石油自主開発比率40%程度を目指す等）、アジア環境・エネルギー協力、石油備蓄の機能強化等を進める。

(2) 生産性の向上（ITとサービス産業の革新）

① ITによる生産性向上と市場創出

- ・「IT新改革戦略」¹⁴、「重点計画-2006」（仮称）を着実に実施する。とりわけ、5年以内の世界トップクラスの「IT経営」の実現に向け、産学官による「IT生産性向上運動」、「IT経営力指標」の策定・普及、IT人材育成等に取り組む。
- ・「IT経営応援隊」等により、ITを活用した中小企業等の経営革新を促進する。
- ・10年間で約5兆円のコンテンツ市場の拡大を目指し、東京国際映画祭等の積極的拡大による国際コンテンツカーニバルの開催、IPマルチキャスト放送の著作権法上の取扱いの明確化等に取り組む。
- ・大量・多様な情報から必要情報を検索する等の次世代IT技術の展開を推進する。

② サービス産業の革新

- ・「日本サービス品質賞」の創設等「サービス産業生産性向上運動」を展開する。サービス6分野¹⁵の2015年までの70兆円の市場規模拡大を目指し、地域ヘルスケア提供体制の重点化等質の高い効率的なサービスの実現策等を重点的に講ずる。
- ・サービス産業全体の生産・雇用等の状況を月次ベースで概括的に把握できる統計を2008年度に創設するなど、サービス統計の抜本的拡充を図る。

③ 世界最先端の通信・放送に係るインフラ・サービスの実現

- ・「通信・放送の在り方に関する政府与党合意」¹⁶に基づき、世界の状況を踏まえ、通信・放送分野の改革を推進する。

(3) 地域・中小企業の活性化（地域活性化戦略）

① 地域経営の活性化

- ・地域資源をいかした新技術開発、産業等の観光化、エコツーリズム、文化芸術、スポーツの活用等による観光振興、コミュニティビジネス振興、地産地消等を進める。地域の中核事業の育成等、5年間で地方での1,000の新事業創出等を図る。
- ・地域性をいかした取組に必要な道路、港湾、地域公共交通等を戦略的に整備する。

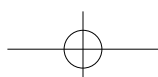
¹² 「新・国家エネルギー戦略」（平成18年5月31日）

¹³ 「原子力政策大綱」（平成17年10月14日閣議決定）

¹⁴ 「IT新改革戦略」（平成18年1月19日）

¹⁵ サービス6分野：健康・福祉、育児支援、観光・集客、コンテンツ、ビジネス支援、流通・物流

¹⁶ 「通信・放送の在り方に関する政府与党合意」（平成18年6月20日）



- ・ひとつづくり・雇用創出を図る地域再生計画の実現を省庁連携により支援する「地域の雇用再生プログラム（仮称）」を策定する。
- ・地域活性化に向けた「立ち上がる農山漁村」の取組の推進、都市と農山漁村の共生・対流の推進、食品産業と農業・漁業などの連携強化により、農山漁村を活性化する。
- ・公的サービスのコストを低減・質的向上させ、地域活性化を図るため、大都市居住者の地方への定住・二地域居住等の促進を国土形成計画に位置付ける。
- ・5年間で4万件の新事業創出を目指す産業クラスター計画と知的クラスターを連携して推進するとともに、地域資源を活用したイノベーションを促進する。
- ・経済的社会的まとまりをもつ地域を単位とした総合的支援により活性化を図る。就業率や就業満足度等を総合して「就業達成度」として政策遂行の指標とする。

② 中小企業の活性化

- ・「地域資源活用企業化プログラム」を創設し、地域の中小企業の知恵とやる気をいかし、地域資源を活用した中小企業の新商品・新サービス開発等を促進する。
- ・「中小ものづくり高度化法」¹⁷を中核として、5年間で500のプロジェクトの成果を目指し、研究開発支援、モノ作り教育の充実等により、モノ作り中小企業の技術力の底上げを図る。
- ・少子化等の地域経済課題に対応するため、3年間で100のモデル商店街を確立する。「改正中心市街地活性化法」¹⁸も踏まえ、中小小売商業に重点支援を講ずる。
- ・中小企業の再生・再起業、女性・高齢者をいかした事業展開等を支援する。

③ 都市再生・中心市街地活性化

- ・公園等の緑の創出など良好な都市空間の創造、不動産投資市場の拡大等を通じて、都市の成長力を高めるとともに、様々な担い手の自主性と創意工夫に富んだ全国都市再生を進める。また、都市部における地籍整備を推進する。
- ・「中心市街地活性化本部」を早急に設置するなど、コンパクトでにぎわいあふれるまちづくりを進める。

(4) 改革の断行による新たな需要の創出

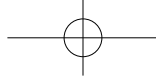
イノベーションによる需要の創出に加え、官業の民間開放や規制改革といった改革努力により新たな需要を創出する。

- ・「公共サービス改革法」¹⁹を着実に運用するとともに、PFIの一層の活用を推進する。
- ・構造改革特区制度の見直しの中で、規制改革を一層推進するとともに、地域の創意工夫を高める取組を強化し、次期通常国会に改正法案を提出する。
- ・民間企業や非営利法人を公的サービスの主体とするための環境整備を行う。

¹⁷ 「中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律」（平成18年法律第33号）

¹⁸ 「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部を改正する等の法律」（平成18年法律第54号）

¹⁹ 「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」（平成18年法律第51号）



(5) 生産性向上型の5つの制度インフラ

① ヒト：「人財立国」の実現（世界的「ブレイン・サイクル」の取り込み）

- ・学習指導要領改訂、全国的な学力調査、習熟度別・少人数指導、能力・実績に見合った教員の処遇等により教育の質の向上を図り、2010年までに国際学力調査における世界トップレベルを目指す。
- ・「人間力」「社会人基礎力」の養成強化、競争的資金の研究促進のための人件費への活用等による産学双方向の人材流動化、官官・官民の水平移動を進め、競争的資金の拡充、研究・技術人材の育成、健全性を確保した奨学金事業の充実を図る。
- ・若者、女性、高齢者、障害者を含めた多くの人の意欲と能力をいかした就業参加等を促す。高等教育の教育研究資金の確保、第三者評価に基づく重点投資を図る。
- ・産学連携による実践的教育・訓練、地元企業技術者等を活用した理科授業やキャリア教育を推進する。産学の協力による「2007年ユニバーサル技能五輪国際大会」を契機として、ものづくりに対する若者等の関心を高める。
- ・2010年までに世界トップレベルの研究拠点を整備する（30拠点程度）とともに、大学院教育の抜本的強化を図る。
- ・外国人留学生制度の充実を図るとともに、我が国とアジア等との若者レベルの人材交流を進める（「アジア人財資金（仮称）」構想の具体的事業の検討）。優れた外国人研究者・技術者等の高度人材の受入れ拡大に加え、現在専門的・技術的と評価されていない分野の受入れについて、その問題点にも留意しつつ検討する。研修・技能実習制度の見直し、在留管理の強化を図る。

② モノ：生産手段・インフラの革新

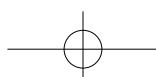
- ・国際競争力の強化等の観点から、生産手段の新陳代謝を加速する。
- ・国際競争力強化等に資する社会資本について、中長期的に見た我が国経済社会の姿を念頭に、ストックの重要性・必要性も踏まえ、真に次世代に必要な整備を重点的・効率的・戦略的に行うとともに、適切な維持管理・更新を効率的・戦略的に行う。

③ カネ：金融の革新

- ・平成18年度中の電子債権の法的枠組みの具体化を目指す。資産評価データベースの整備など在庫や売掛債権の適切な担保評価に向けた環境整備を促すとともに、今後の実務動向を注視しつつ、在庫や売掛債権のより高度で厳正な評価を前提に、適格担保化の可能性について検討する。中小企業向け貸出債権の流動化支援の強化を図る。金融商品取引法制の円滑な施行や適切な運用を行う。
- ・国際的に最高水準の証券取引所システムを構築するとともに、証券取引等監視委員会等の機能強化・体制整備、市場参加者のモラルと責任ある行動の確保に向けた自主規制機関との連携強化等を通じて市場監視機能を強化する。
- ・我が国がアジアの資金循環の中核となるよう、国内金融拠点の整備をはじめ、日本型預託証券（JDR）の活用促進等、取組を強化する。高度金融人材の育成推進のため、金融工学に関する教育を行う専門職大学院等の充実の促進、国民一人一人への金融経済教育の充実を図る。

④ ワザ：技術革新

- ・イノベーションの連続的な創出を促進するため、産学官協働による革新的研究開発の促進・異分野融合の場の構築、革新的ベンチャーの育成等を行う。



- ・世界最速の特許審査の実現（2013年：審査待ち期間を11か月に短縮）、「模倣品・海賊版拡散防止条約」（仮称）の早期実現など、知的財産保護を更に強化する。
- ・国際標準化を世界でリードできる体制を2015年までに整備する。

⑤ チェ：経営力の革新

- ・三角合併、信託制度、公正なM&Aルールなど組織再編等の制度基盤を作る。

2. 民の力を引き出す制度とルールの改革

規制改革等を通じ、民間活力を十分引き出すと同時に、公正で透明な市場を確立し市場活力の維持と向上を図る。

(1) 規制改革

- ・国の法令に関連する規制（通知・通達等を含む）について、各府省において平成18年度中に法律ごとの見直し年度・見直し周期を公表するとともに、見直し基準に基づき、平成19年度以降必要な見直しを行う。
- ・国と地方を通じた規制の合理化を進めることとし、国民の利便性の向上等の観点から抜本的な見直しを行う。
- ・教育委員会制度については、十分機能を果たしていない等の指摘を踏まえ、教育の政治的中立性の担保に留意しつつ、当面、市町村の教育委員会の権限（例えば、学校施設の整備・管理権限、文化・スポーツに関する事務の権限など）を首長へ移譲する特区の実験的な取組を進めるとともに、教育行政の仕組み、教育委員会制度について、抜本的な改革を行うこととし、早急に結論を得る。
- ・今までの規制改革等の成果についてフォローアップを行うとともに、関係する推進組織間の連携を強化する。また、規制改革等全体の推進体制について検討することとし、平成18年度中に成案を得る。

(2) 市場活力や信頼の維持と向上

(企業ガバナンス)

- ・適切な情報開示の確保や市場監視機能の充実といった市場規律を高める観点から、四半期報告制度を円滑に実施するとともに、平成21年に向けた国際的な動向を踏まえ、会計基準の国際的な収斂の推進を図る。
- ・公認会計士監査の強化に向けた方策について平成18年内を目途に検討を行う。
- ・「会社法」²⁰、「金融商品取引法」²¹における内部統制に関する制度の円滑な実施を図るとともに、その実施状況も踏まえ、企業ガバナンス強化に向けた環境整備に取り組む。
- ・ファンドを含む広範な規制対象業者に対し、「金融商品取引法」等の新たなルールの適切な運用のための体制整備を図り、厳格かつ適切な検査・監督を実施する。

(競争政策の一層の厳格化)

- ・カルテル・入札談合を排除し、経済取引における競争環境を一層向上させるために、改正後の「独占禁止法」に基づき執行の強化を図るとともに、課徴金制度に係る制度の在り方、審査・審判手続の在り方、優

²⁰ 「会社法」（平成17年法律第86号）

²¹ 「証券取引法等の一部を改正する法律」（平成18年法律第65号）

越的地位の濫用、不当販売などの不公正な取引方法に対する措置の在り方等の問題に関する「独占禁止法」上の課題について1年後を目途に結論を得て、法改正の必要性を検討する。

(3) 公を支えるシステム改革

(消費者団体訴訟制度)

- ・消費者団体訴訟制度については、平成19年央からの改正後の「消費者契約法」²²の施行状況を踏まえつつ、「独占禁止法」、「景品表示法」²³における導入について検討し、平成19年までに一定の結論を得る。また、「特定商取引に関する法律」²⁴等における導入について検討を進める。

(消費者基本計画)

- ・「消費者基本計画」²⁵については、毎年、P D C Aサイクルの考え方を踏まえた検証、評価、監視を着実にを行い、基本計画に盛り込まれた施策を強力に推進する。

(公益法人制度改革とN P O等の活動促進)

- ・公益法人に関する新しい制度が平成20年度から円滑に施行されるように、早期に、内閣府に有識者からなる合議制の委員会を設置する。また、制度の詳細設計については、広く国民の意見を聴取した上で当該委員会の審議を経て策定する。上記制度の詳細設計を踏まえ、法施行までに公益法人に関する所要の税制上の措置を講ずる。
- ・多様化する社会のニーズや課題にきめ細かく対応し得るN P O活動の将来像を見極めつつ、様々な分野におけるN P Oの活動促進を図るための取組を着実に実施する。特定非営利活動法人については、公益法人制度改革も踏まえつつ、制度の見直しについて検討し、平成19年夏目途に結論を得る。

²² 「消費者契約法」(平成18年法律第56号)

²³ 「景品表示法」(平成15年法律第45号)

²⁴ 「特定商取引に関する法律」(平成16年法律第44号)

²⁵ 「消費者基本計画」(平成17年4月8日閣議決定)

第3章 財政健全化への取組

1. 歳出・歳入一体改革に向けた取組

(1) 歳出・歳入一体改革の基本的考え方

① 国民に対する責任ある対応

- ・次世代を担う子どもたちに、新たな発展の基盤を引き継ぎ、過度な負担を残さないようにすることは、最重要の課題である。将来にわたり経済社会が活力を維持していくための基盤を確固たるものとすると同時に、財政の健全化に向けて必要な改革をゆるぎなく推進していかなければならない。
- ・財政健全化は国民全体の課題であり、歳出改革・歳入改革の「全体像」を一体的かつ中長期的視点から分かりやすく示し、国民への説明責任を果たす必要がある。

② 小泉内閣における財政健全化努力の維持・強化

- ・小泉内閣は、「改革なくして成長なし」との考え方の下、構造改革と財政健全化への取組を堅持し、民需主導の景気回復を実現した。同時に基礎的財政収支の大幅改善などの成果を上げた。
- ・こうした考え方と成果を踏まえ、経済と財政を一体のものとして捉える「経済・財政一体改革」の考え方の下、「新たな経済成長戦略」を推進し、財政健全化の努力を今後とも継続していくことが改革の基本である。

③ 成長力強化と財政健全化の両立

- ・少子高齢化が進展し、また、国際競争が激化する中であって、子どもたちが将来に夢を持てる社会、安全・安心な社会、誰でも再チャレンジが可能な社会、活力ある地域社会の再生などを実現していけるかどうかは、今後とも好調な経済を持続できるかどうかにかかっている。そのためには、潜在成長力を高め、それを民間需要中心の持続的な経済成長につなげていくことが何よりも重要である。
- ・一方、我が国の財政状況を見ると、国・地方を合わせた長期債務残高が先進国中最悪の水準にあるなど極めて厳しい状況にあるのも事実である。これを放置すれば、将来世代への負担の先送りという世代間格差の問題を深刻化させ、また、財政の持続可能性に対する疑念の高まりが経済成長自体を阻害するおそれもある。早急にこの問題の解決に向けた国としての方針を内外に明らかにし、財政再建に向けた具体的な改革を着実に前進させていく必要がある。
- ・成長力強化と財政健全化の双方を車の両輪とするバランスの良い経済財政運営を、一貫性をもって継続的に行っていく必要がある。

④ マクロ経済への配慮と柔軟性

- ・経済の持続的成長と財政健全化を両立させるため、経済が大きく減速する場合には、財政健全化のペースを抑えるなど、柔軟性をもった対応を行う。
- ・潜在成長力の向上などにより税の自然増収がある場合には、財政規律を堅持しつつ適切に対応する。

⑤ 堅実性（プルーデンス）の重視

- ・成長力強化の取組に当たっては、高めの成長を目指す一方、財政健全化の取組は、国民や市場からの信認

を確保すべく、名目成長率3%程度の「堅実な経済前提」に立つ。

(2) 財政健全化の時間軸と目標

小泉内閣の財政健全化（2001～06年度）を第Ⅰ期と位置付けた上で、第Ⅱ期、第Ⅲ期の時間軸と目標を以下のように設定し、財政健全化に一貫性を持って継続的に取り組んでいく。

財政健全化第Ⅱ期（2007年度～2010年代初頭）

（財政健全化の第一歩である基礎的財政収支黒字化を確実に実現）

- ・第Ⅰ期と同程度の財政健全化努力を継続し、2011年度には国・地方の基礎的財政収支を確実に黒字化する。
- ・財政状況の厳しい国の基礎的財政収支についても、できる限り均衡を回復させることを目指し、国・地方間のバランスを確保しつつ、財政再建を進める。
- ・地方については、国と歩調を合わせた抑制ペースを基本として歳出削減を行いつつ、歳入面では一般財源の所要総額を確保することにより、黒字基調を維持する。

財政健全化第Ⅲ期（2010年代初頭～2010年代半ば）

（持続可能な財政とすべく、債務残高GDP比の発散を止め、安定的引下げへ）

- ・基礎的財政収支の黒字化を達成した後も、国、地方を通じ収支改善努力を継続し、一定の黒字幅を確保する。その際、安定的な経済成長を維持しつつ、債務残高GDP比の発散を止め、安定的に引き下げること確保する。
- ・国についても、債務残高GDP比の発散を止め、安定的に引き下げることを目指す。

(3) 改革の原則と取組方針

第Ⅱ期、第Ⅲ期を通じ、以下の原則とそれに基づく取組方針に沿って、一貫して財政健全化に取り組み、選択肢を踏まえつつ、歳出・歳入両面における具体策を実行する。

原則1 「徹底した政府のスリム化で国民負担増を最小化する」

- ・歳出削減、資産売却、特別会計改革等に最大限の取組を行い、必要となる国民負担増をできる限り圧縮する。

原則2 「成長力を強化し、その成果を国民生活の向上と財政健全化に活かす」

- ・潜在成長力の強化を通じて実質成長力の向上に努め、その成果により、国民生活の向上を図り、将来世代を含む国民負担増を圧縮する。

原則3 「優先度を明確化し、聖域なく歳出削減を行う」

- ・特別会計、独立行政法人等を含め、聖域なき歳出削減・合理化を実行する。その際、優先度を明示し、一律的な歳出削減方式を排す。

原則4 「国・地方間のバランスのとれた財政再建の実現に向けて協力する」

- ・国・地方それぞれの財政健全化目標に向け、国と地方の相互理解の下でその実現のために協力する。

原則5 「将来世代に負担を先送りしない社会保障制度を確立する」

- ・受益と負担の世代間格差を緩和し、持続可能な社会保障制度を確立するため、社会保障給付の更なる重点化・効率化を推進する。

- ・2010年代半ばに団塊世代が本格的な受給世代となることなど、年金、医療、介護等の社会保障費の中長期的な推移を展望しつつ、基礎年金国庫負担割合の2分の1への引上げに要する財源を含め、社会保障のための安定財源を確保し、将来世代への負担の先送りを止める。その際、国民が広く公平に負担し、かつ、経済動向等に左右されにくい財源とすることに留意する。また、そうした特定の税収を社会保障の財源として明確に位置付けることについて選択肢の一つとして検討する。

原則6 「資産圧縮を大胆に進め、バランスシートを縮小する」

- ・最大限の資産債務の圧縮を進める。資産売却収入は原則として債務の償還に充当し（ストックはストックへ）、債務残高の縮減に貢献する。また、資産債務を両建てで縮減し、金利変動リスクを軽減する。地方にも同様の改革を要請する。
- ・適切な公債管理政策を推進する。また、財政健全化をフロー、ストック両面からの確に管理・評価するための公会計制度を計画的に導入・整備する。

原則7 「新たな国民負担は官の肥大化には振り向けず、国民に還元する」

- ・国・地方を通じて歳出削減を徹底した上で、必要と判断される歳入増については、これを実現するための税制上の措置を講ずる。その際、「新たな国民負担は官の肥大化には振り向けず、国民に還元する」との原則を徹底する。

(4) 第Ⅱ期目標の達成に向けて

① 財政健全化に当たっての考え方

- ・財政健全化を考えるに当たっては、経済の見通しに関し、過度の楽観視も悲観視もすることなく、名目経済成長率3%程度の堅実な前提に基づいて、必要な改革措置を講ずることとする。
- ・この前提の下で、2011年度に国・地方の基礎的財政収支を黒字化するために必要となる対応額（歳出削減又は歳入増が必要な額）は、16.5兆円程度と試算される。この数字は、現時点における目標達成の目安というべきものである。
- ・経済社会情勢の変化に適切に対応しながら、基礎的財政収支を黒字化するという目標を達成していくためには、歳出改革の内容についてある程度の幅をもって対応していく必要があるが、上記の数量的な目安の下に、5年間の改革工程を念頭に置きながら、確実に目標達成に必要な措置を実施していくことが重要である。
- ・歳出削減を行ってなお、要対応額を満たさない部分については、歳出・歳入一体改革を実現すべく、歳入改革による増収措置で対応することを基本とする。これにより、市場の信認を確保する。
- ・なお、要対応額に応じた歳出削減や歳入改革を行う際に、それが経済成長にマイナスの影響を及ぼし、当初想定した税収が実現できなくなることも懸念される。
- ・この意味で、財政健全化を着実に推進していくためにも、高めの成長を目指した経済成長戦略は不可欠の政策対応であり、両者を車の両輪として、一体的に進めていくことが肝要である。

② 歳出改革

i. 歳出改革に向けた基本姿勢

- ・国・地方の歳出に無駄や非効率を放置したまま、負担増を求めることについて国民の理解を得ることは困難である。
- ・2011年度に基礎的財政収支の黒字化を達成することを目標にするということは、歳出削減が不徹底ならば、その分だけ国民負担が増加するという他にない。過去5年間の改革実績も踏まえながら、ゼ

ロベースから聖域なく歳出を見直すことによって、国民負担の増加をできるだけ小さなものとするために最善の努力を尽くすことを基本方針とする。

- ・このような考え方の下に、機械的に歳出を一律に削減するという手法ではなく、制度的な見直しにまで立ち入った、徹底した歳出の見直しを行い、国民生活への影響も十分に吟味しつつ、メリハリのある歳出改革を行う。

ii. 各分野における歳出改革の具体的内容

(別紙)

iii. 歳出改革内容の定期的な見直し（ローリング）

- ・上記 ii の歳出改革の内容を 2007 年度からの 5 年間に計画的に実施していく必要がある。
- ・しかしながら、中期的な経済成長率や税収動向を正確に予見することは困難であり、その時々を経済社会情勢に配慮しつつ、基礎的財政収支の黒字化目標の達成に向けた現実的な対応をとるため、2011 年度までにとるべき歳出改革の内容について、毎年度、必要な検証・見直しを行っていくこととする。

(5) 歳入改革

- ・今回、2011 年度に国・地方合わせた基礎的財政収支の黒字化を達成するために策定した要対応額と歳出削減額との差額については、税本来の役割からして、主に税制改革により対応すべきことは当然である。
- ・税は国民に負担を求めるものであるため、その時々において、税体系が全体として公正なものと国民に理解され、納得されるものでなければならない。他方、税制は、一定の政策目的の実現に資する役割も求められる。

今後、中長期的に、我が国税制に求められる主な基本的あるいは政策的課題は、

- ① 歳出では、社会保障給付の顕著な増加が見込まれることから、その財源を安定的に確保すること。特に、2009 年度における基礎年金国庫負担割合引上げのための財源を確保すること、
- ② 経済のグローバル化の中で、我が国経済の国際競争力を強化し、その活性化に資すること、
- ③ 急速な少子化の進行に対応し、子育て支援策等の充実に資すること、
- ④ 地方分権を一層推進するため、地方税源の充実に資すること、

であると考えられる。

なお、上記の課題にこたえる税制の構築に当たっては、国民の所得や地域の格差、経済社会活動による環境への影響、税制の頻繁な変更による経済取引の混乱回避に留意する必要がある。

- ・これらの要請にこたえるには、税体系全般にわたる抜本的・一体的な改革が必要となる。その結果、増収及び減収がともに生じるが、ネットベースで所要の歳入を確保することが必要である。特に、社会保障給付の安定的な財源を確保するために、消費税をその財源としてより明確に位置付けることについては、給付と財源の対応関係の適合性を検討する。
- ・税制はまさに制度であり、歳出、特に裁量的経費を増減する場合と異なり、税収のために制度の微細な調整を行うことは極めて難しい。また、税収は民間活動に依存しており、あらかじめその額を正確に予測することは困難である。

他方、今回の歳出・歳入一体改革では、当面 2011 年度に基礎的財政収支の黒字化が求められているが、それが達成できたとしても、その後、さらに国・地方それぞれの債務残高 GDP 比を発散させず、安定的に引き下げることが必要とされている。

これらを考えれば、今後の税制改革では、2011年度単年度における目標が達成されさえすればよいというのではなく、改革後の税制が構造的・持続的に上記の中長期的な目標を達成し得る体質を備えなければならない。

- ・税制改革は税体系の中で、広くかつ多岐にわたるものであり、全体としてできるだけ早期の実施を基本としつつも、経済社会の動向、税収の推移、歳出改革の進捗状況等を的確に判断し、それぞれの改革の実施について最善の時期を選択すべきである。なお、景気動向を注視し、必要があれば、政府・与党の決断により、機動的・弾力的に対応するものとする。
- ・以上を踏まえた税制改革については、「基本方針 2005」において、「重点強化期間²⁶内を目途に結論を得る」とし、また、与党税制改正大綱において、「平成 19 年度を目途に消費税を含む税体系の抜本的改革を実現する」としており、今後、この考え方に沿って鋭意作業を進めていくこととする。

(6) 第Ⅲ期における歳出・歳入一体改革

長期的な目標やあるべき姿を考えつつ、当面の対応を行っていくことは重要である。ただし、その際、一定の幅をもってみる必要がある。

① 改革の基本的な方針

- ・我が国の財政は、基礎的財政収支が黒字化しても、利払い費を含めた財政収支の赤字は依然として大幅なもの（GDP比 3～4%程度）となり、金利変動に対し脆弱な状況が続く。債務残高 GDP 比の発散経路からの早期脱却は不可避の課題である。
- ・また、いわゆる団塊の世代が基礎年金受給世代となり、年金はもとより、老人医療、介護等の社会保障費の増加が見込まれることから、社会保障の効率化と持続可能性の確保も大きな課題である。
- ・(2) で述べた第Ⅲ期目標の実現に向け、第Ⅱ期との連続性を確保しつつ、一貫性をもって歳出・歳入一体改革に取り組む必要がある。あわせて、社会保障のための安定財源を確立し、将来世代への負担の先送りから脱却することを目指す必要がある。

② 中長期的な「選択肢」について

- ・第Ⅱ期における取組との連続性を踏まえつつ、第Ⅲ期の目標達成に向け、国・地方及び国・地方それぞれの一定の基礎的財政収支の黒字幅を念頭に置いた歳出・歳入両面の改革の組合せが中長期的な歳出・歳入一体改革の「選択肢」となる。
- ・その際、「国のかたち」を分かりやすく示す観点から、まずは政府の支出規模の GDP 比に着目して検討することが考えられる。また、社会保障のための安定財源確保の観点からも検証する必要がある。
- ・政府の支出規模については、第Ⅱ期において最大限の歳出削減努力が行われることや行政サービス水準に対する国民意識を踏まえ、様々な選択肢が考えられる。
- ・歳入面では、歳出面での対応とあわせ目標達成が可能となる収支改善努力を行うことが必要である。その際、両者をあわせた努力の大きさについては、安定的な経済成長を維持しつつ、債務残高 GDP 比の発散を止め、安定的に引き下げることが確保されるようにする必要がある。

²⁶ 「重点強化期間」とは、「平成 17 年度及び平成 18 年度」のことを指す。

(7) 今後の取組

以上の方針に沿って、歳出・歳入一体改革の具体化を推進する。

2. 「簡素で効率的な政府」への取組

(郵政民営化の確実な実施)

・「郵政民営化法」²⁷の基本理念に従い、平成19年10月からの郵政民営化を円滑・確実に実施する。

(政策金融改革の推進、独立行政法人の見直し)

・政策金融改革については、「行政改革推進法」等²⁸に基づき、平成20年度の新体制への移行に向けて着実に進める。独立行政法人については、「当面の独立行政法人の見直しの基本的方向について」²⁹を踏まえつつ、業務・組織全般の見直しに取り組む。

(不交付団体の拡大等)

・例えば人口20万人以上の市の半分などの目標を定めて、交付税に依存しない不交付団体の増加を目指す。また、地方団体の財政運営に支障が生じないよう必要な措置を講じつつ、簡素な新しい基準による交付税の算定を行うなど見直しを図る。

(資産・債務改革)

- ・「行政改革推進法」に基づき、平成27年度末に国の資産規模対GDP比の半減を目指し、国の資産を約140兆円規模で圧縮する。
- ・国有財産については、一般庁舎・宿舍、未利用国有地等の売却・有効活用、民営化法人に対する出資等の売却に努め、今後10年間の売却収入の目安として約12兆円を見込む。さらに、情報提供を徹底し、PFIを積極的に活用するなど、民間の知見を活用した有効活用（フル・オープン化を含む）を推進する。
- ・さらに、財政融資資金貸付金については、財投改革の継続に加えて、対象事業の一層の重点化・効率化、「行政改革推進法」等に基づく諸改革への適切な対応、政府保証の一段の活用、既往の貸付金・保有有価証券の売却・証券化等によるオフバランス化により、今後10年以内であわせて130兆円超の圧縮を実現する。
- ・既往の貸付金等の売却・証券化等によるオフバランス化についても民間の専門家の知見を活用して、メリットがコストを上回る場合、積極的に実施する。
- ・経済財政諮問会議の下にある専門調査会が、資産・債務改革の実現のための具体的方策について、9月を目途に諮問会議に報告し、その後この専門調査会に、中立的な金融の専門家等民間有識者を加え、有識者会議として改組し、資産・債務改革の実施状況について公正中立な立場からチェック、フォローする。

(資産・債務の管理に必要な公会計制度の整備)

・資産・債務の管理に関し、政府においてこれまでに整備されてきた財務書類の一層の活用を図るとともに、国、地方、独立行政法人等の財務情報の整備を一体的に推進する。

²⁷ 「郵政民営化法」(平成17年法律第97号)

²⁸ 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)及び「政策金融改革に係る制度設計」(平成18年6月27日)

²⁹ 「18年度以降当面の独立行政法人の見直しの基本的方向について」(平成18年5月23日)

(特別会計改革の推進等)

- ・公会計制度について複式簿記のシステム化の検討を行うなどその整備を促進するとともに、財務書類の公表を迅速化させ分析・活用を図る。地方には、国の財務書類に準拠した公会計モデルの導入に向けて、団体規模に応じ、従来型モデルも活用しつつ、計画的に整備を進めるよう要請する。
- ・「行政改革推進法」に沿って特別会計改革を平成 18 年度から 5 年間を目途に計画的に推進する。統合した場合については、統合メリットを最大限に引き出し、一般会計に吸収又は独立行政法人化した場合については、歳出を実質的に増加させないものとする。
- ・道路特定財源について、同法に基づき、一般財源化を図ることを前提に、早急に検討を進め、納税者の理解を得つつ、年内に具体案を取りまとめる。

(予算制度改革)

- ・成果目標 (Plan) — 予算の効率的執行 (Do) — 厳格な評価 (Check) — 予算への反映 (Action) を実現する予算制度改革を定着させるため、「成果重視事業」や「政策群」の取組を引き続き進める。
- ・また、政策ごとに予算と決算を結び付け、予算とその成果を評価できるようにする仕組みについて、引き続き予算書・決算書の見直しを行い、平成 20 年度予算を目途に実施する。
- ・さらに、各府省は、連結財務書類や成果目標の達成状況及び所管する特別会計の改革の進捗状況等の財務情報等が一覧できるよう平成 18 年度から公表する「年次報告書」(仮称) などにより情報公開を推進する。

(「公共サービス改革法」に基づく市場化テストの早期本格的導入)

- ・統計調査の市場化テストのための法的措置を次期通常国会において講ずる等、国・地方ともに競争の導入による公共サービスの改革を推進する。

(IT の活用による行政の簡素化、効率化)

- ・「IT 新改革戦略」に基づき、政府の取組状況の評価を行いつつ、業務・システムの改革等を進め、国民の利便性向上と行政運営の簡素化・効率化等を図る。

(統計制度改革)

- ・統計整備の「司令塔」機能の中核を成す組織を内閣府に置くこととし、同組織は、基本計画の調査審議や内閣総理大臣等への建議等を行う統計委員会(仮称)として設置する方向で検討する。統計法制度を抜本的に改革するための法律案を次期通常国会に提出するとともに、「基本方針 2005」に基づく統計整備を進める。あわせて、統計の構造改革の推進や市場化テストの導入・民間開放等により、既存の統計部門のスリム化を推進する。

(官民の人事交流の強化・拡大)

- ・官民の人事交流については、更に環境整備に努め、交流を強化し、幹部級は、業務内容に応じ数値目標を掲げた推進を目指す。

(「道州制特区」の推進)

- ・道州制特区推進法案の成立を期す。

第4章 安全・安心の確保と柔軟で多様な社会の実現

経済成長の果実を有効に活用し、21世紀型の「穏やかで豊かな日本社会」を拡大均衡の中で構築していく。そのため、社会保障制度の総合的改革、再チャレンジ支援、政府・与党で取りまとめた総合的な少子化対策、さらには個人や地域の生活におけるリスクへの対処と豊かな生活に向けた環境整備などの施策を推進するとともに、PDCAサイクルを厳格に実施し、安全・安心を一層強固にすると同時に、柔軟で多様な社会を実現するよう取組を進める。

1. 社会保障制度の総合的改革

(社会保障の一体的見直し)

- ・少子高齢化が進展する中で、将来にわたり持続可能な社会保障制度を構築するためには、給付と負担両面から見直しを図るとともに、経済・財政とバランスのとれたものとする必要がある。このため、「社会保障の在り方に関する懇談会」の取りまとめ³⁰も踏まえ、個々の制度やその一部のみならず、税・財政なども視野に入れて、自助・共助・公助や税・保険料の役割分担、世代間・世代内の公平性等に留意しつつ、社会保障制度全体を捉えた一体的見直しを推進する。
- ・社会保障の給付については、これまでの制度改革の効果を検証しつつ、中長期的な展望に立って、改革努力を継続し、国民が負担可能な範囲となるよう不断の見直しを行う。また、社会保障のための安定的な財源を確保し、将来世代への負担の先送りをやめる。
- ・社会保障分野のIT化については、「IT新改革戦略」により設定された目標の達成に向け、PDCAサイクルを着実に実施する。
- ・社会保障番号の導入など社会保障給付の重複調整という視点からの改革などについても検討を行う。また、社会保障個人会計（仮称）について、個々人に対する給付と負担についての情報提供を通じ、制度を国民にとって分かりやすいものとする観点から、検討を行う。

(医療)

- ・医療制度改革の着実な実施に努め、小児科・産科等の診療科や地域における医師の確保・偏在への対応、夜間・救急医療体制の整備、看護職員の確保やその養成の在り方の検討等医療提供体制の整備を進める。また、地域医療を担う関係者の協力を得つつ、生活習慣病対策、長期入院の是正等、実効性のある医療費適正化方策を国、都道府県及び保険者が共同して計画的に推進する。
- ・医療サービスの標準化、レセプト完全オンライン化等総合的なIT化の推進、患者特性に応じた包括化・定額払いの拡大等新たな診療報酬体系の開発、保険者機能の強化、終末期医療の在り方の検討など、医療サービスの質の向上と効率化を推進する。
- ・「健康フロンティア戦略」やライフサイエンス研究の一層の推進を図る。「がん対策基本法」³¹に基づき、がん対策推進基本計画を作成し、がんの予防と早期発見、緩和ケアの推進、専門医等の育成、医療の均てん化、研究等を推進する。また、医薬品・医療機器の承認審査の迅速化、市販後安全対策の充実、後発医薬品市場の育成を図る。

³⁰ 「今後の社会保障の在り方について」(平成18年5月26日)

³¹ 「がん対策基本法」(平成18年法律第98号)

(年金)

- ・基礎年金国庫負担割合については、年金制度の長期的な給付と負担の均衡を確保しつつ、「平成16年改正法」³²に基づき、所要の安定的な財源を確保する税制の抜本的な改革を行った上で、2009年度までに2分の1に引き上げるものとする。また、被用者年金制度の一元化については、「被用者年金制度の一元化等に関する基本方針」³³に基づき、推進する。

(介護その他)

- ・介護保険制度改革を円滑に実施する観点から、介護予防の推進、療養病床の転換支援を含む地域ケア体制の整備、総合的な認知症対策の確立等を図る。
- ・診断・療育手法の確立や地域支援体制の整備など発達障害児・者に対する専門的な支援を推進する。

(社会保険庁改革)

- ・年金制度等の運営主体や事業実施に対する国民の信頼を確保する観点から、社会保険庁の徹底した改革を断行し、内部統制の強化、制度の適用の厳格化、保険料収納対策の強化など、法令に基づく適切な事業執行体制を確立するとともに、事業運営の一層の効率化を図る。

2. 再チャレンジ支援

国民一人一人がその能力や持ち味を十分発揮し、努力が報われる公正な社会を実現していくため、「勝ち組、負け組」を固定させない、人生の各段階で多様な選択肢が用意されている仕組みを構築すべく、以下をはじめとする、「再チャレンジ可能な仕組みの構築」³⁴に盛り込まれた施策を推進する。あわせて、「人財立国」に向けた取組を進める。

(1) 人生の複線化による柔軟で多様な社会の仕組みの構築

(働き方の複線化)

- ・新卒者以外に広く門戸を拓げる複線型採用の導入や採用年齢の引上げについての法的整備等の取組、30～40歳程度のフリーター等にも国家公務員への就職機会を提供する仕組みの構築等により、新卒一括採用システムの見直しを進める。
- ・有期労働契約を巡るルールの特化、パート労働者への社会保険の適用拡大や均衡処遇の推進等の問題に対処するための法的整備等や均衡ある能力開発等の取組を進め、正規・非正規労働者間の均衡処遇を目指す。

(学び方の複線化)

- ・大学等における実践的な教育コースの開設等の支援、再就職等に資する学習機会を提供する仕組みの構築等、社会人の学び直しを可能とする取組を進める。

(暮らし方の複線化)

- ・団塊世代・若者等の農林漁業への就業支援、人材誘致・移住促進等の地域における人材の受入れ体制の整

³² 「国民年金法等の一部を改正する法律」(平成16年法律第104号)

³³ 「被用者年金制度の一元化等に関する基本方針」(平成18年4月28日閣議決定)

³⁴ 「再チャレンジ可能な仕組みの構築(中間取りまとめ)」(平成18年5月30日)

備等、U・Iターンを支援する。

- ・地域再生・構造改革特区による府省連携の施策群の策定、住民、企業等が行政と協働するための場の設置等、地域の創意・工夫による取組を支援する。

(2) 個別の事情に応じた再チャレンジ支援

(努力する意欲はあるが、困難な状況に直面している人の再チャレンジ支援)

- ・経営者の資質や事業の見込み等に基づく政府系金融機関の融資等の枠組みの創設、政府系金融機関による融資における第三者保証人の非徴求の徹底・拡大等、新設の再チャレンジプランナーの相談・助言等により、事業に失敗した人、リストラ等で退職した人を支援する。
- ・各府省による障害者の受入実習事業の実施、発達障害者の就労支援、自立支援のためのネットワーク構築等、障害者や病気等になった人を政府一体で支援する。
- ・貸金業制度等の在り方についての必要な施策実現に向けた対応を行う等、多重債務の防止・救済に取り組む。また、違法な経済取引の被害者救済のため、被害財産の返還による損害回復等の枠組みを検討し、平成19年末を目途に結論を得る。
- ・刑務所等の施設退所者等の自立更生を促進するため、センター機能を有する就労支援体制を設け、よりマッチング度の高い就労斡旋等を行う。

(新たなチャレンジを目指す若者、女性、高齢者等の支援)

- ・「年長フリーター」等に対するキャリアコンサルティングの実施、能力や業界の求める条件に即した訓練コースの開発実施等、若者を支援する。
- ・放課後や週末等における地域の中での学習機会の提供、母子家庭の養育費確保の取組、施設等の子どもの就職時の不利を防ぐ仕組みの整備等、子どもを支援する。
- ・「女性の再チャレンジ支援プラン」³⁵を推進・強化し、身近な場や家庭での学習支援等、女性を支援する。
- ・退職教員、研究者、海外勤務経験者等の小学校等への配置・派遣等、介護や育児等の分野の簡易資格制度（サポーター）の創設等、高齢者・団塊世代を支援する。

3. 総合的な少子化対策の推進

昨年、我が国では、総人口が減少に転ずる人口減少社会が到来し、出生数は106万人、合計特殊出生率も1.25と過去最低を記録した。急速な人口減少は、経済産業や社会保障の問題にとどまらず、国や社会の存立基盤にかかわる問題である。出生率の低下傾向の反転に向け、少子化の背景にある社会意識を問い直し、生命を次代に伝えはぐくむことや家族の重要性の再認識を促し、また、若い世代の不安感の原因に総合的に対応するため、「新しい少子化対策について」³⁶に基づき、少子化対策の抜本的な拡充、強化、転換を図ることが必要である。

具体的には、次の施策を推進する。

- (1) 次の考え方を踏まえ、「子ども・子育て応援プラン」³⁷の着実な推進にあわせ、妊娠・出産から高校・大学生時まで子どもの成長に応じた総合的な子育て支援策と働き方の改革を推進する。

- ① 子育て家庭を、国、地方公共団体、企業、地域等、社会全体で支援する。

³⁵ 「女性の再チャレンジ支援プラン」(平成17年12月26日)

³⁶ 「新しい少子化対策について」(平成18年6月20日)

³⁷ 「子ども・子育て応援プラン」(平成16年12月24日)

- ② すべての子育て家庭を支援し、在宅育児や放課後対策も含め地域の子育て支援を充実する。
- ③ 仕事と子育ての両立支援の推進や男性を含めた働き方の見直しを図る。
- ④ 出産前後や乳幼児期において、経済的負担の軽減を含め総合的な対策を講ずる。
- ⑤ 子どもの安全確保や出産・子育て期の医療ニーズに対応する体制の強化、特別な支援を要する子ども及びその家族への支援を拡充する。

(2) 社会の意識改革を進めるため、家族・地域の絆を再生する国民運動を展開する。

少子化対策は国の基本にかかわる最重要政策課題であるとの認識の下、関係府省が連携して諸施策の具体化を図り、推進する。

4. 生活におけるリスクへの対処

我が国は地震等の自然災害が発生しやすい脆弱な国土構造を有しており、近年では台風や集中豪雨の頻発、大雪等により各地で被害が発生しているほか、住宅火災による死者数も増加傾向にある。他方、都市化の進行や高齢化の進展に伴い災害対応力が低下している。また、国民生活に看過しがたい不安を与えている犯罪や痛ましい事件が続発しているとともに、企業における倫理観の欠如や安全管理意識の後退を思わせるような出来事も相次いでいる。

国民の安全と安心の確保は、政府の最も重要な責務の一つであるとともに、我が国の経済活性化の基盤である。新たな時代展開の下での役割分担と協力関係を官民挙げて構築しつつ、生活における様々なリスクに対処する必要がある。

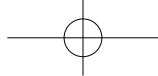
このため、国民、地域、企業、NPO、ボランティア等と協力しつつ、災害への備えを実践する国民運動を広く展開しながら、防災・減災対策を戦略的・重点的に進める。その際には、国際的な協調・連携を図る。また、犯罪の国際化に対処しつつ、「世界一安全な国、日本」の復活に向けた治安再生を強力に推進する。加えて、ITの活用、安全に資する科学技術の総合的な推進、高齢者、障害者等に配慮したバリアフリー社会の実現、公共交通の安全対策の徹底及び住まいや食の安全の確保に向けた取組等を進める。さらに、温暖化防止対策など、持続可能な社会の実現に向けて地球環境の保全等に取り組む。

(災害対策)

- ・大規模地震対策の一環として、地域の防災拠点となる学校をはじめとする公共施設や住宅等の耐震化、密集市街地の整備等を進める。また、従来より取組を進めてきた大規模地震対策の着実な進捗を図るとともに、特に、首都直下地震について、「首都直下地震対策大綱」³⁸及び「首都直下地震の地震防災戦略」³⁹等に基づき、中枢機能の継続性の確保及び定量的な減災目標の着実な達成に向けた取組等を推進する。
- ・大規模水害・土砂災害対策、津波・高潮対策、豪雪対策をはじめとした防災対策を推進する。
- ・衛星による測位・災害監視技術等を活用したハザードマップの作成や防災情報の迅速な伝達体制の整備、高齢者等の災害時要援護者への避難支援、消防等の災害対策の強化を進めるとともに、消防団、水防団の充実強化を図る。また、救出救助、救急医療等に関し、ヘリコプターの活用を含め全国的見地からの体制整備を図る。

³⁸ 「首都直下地震対策大綱」(平成17年9月27日)

³⁹ 「首都直下地震の地震防災戦略」(平成18年4月21日)



(治安対策、犯罪被害者施策等)

- ・「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」⁴⁰及び「テロの未然防止に関する行動計画」⁴¹等を着実に実施する。
- ・子どもを取り巻く環境の安全を確保し、また子どもを非行から守るため、「犯罪から子どもを守るための対策」⁴²や「子ども安全・安心加速化プラン」⁴³に基づき、学校や登下校時の安全の確保、通学路等の整備、犯罪を起こしにくい環境の整備、再犯の防止対策等を進めるとともに、官民連携による地域防犯活動や子どもの健全な育成に向けた取組を促進する。
- ・テロ、組織犯罪等の資金源を遮断し、その犯罪収益の流通を防止するため、資金洗浄が疑われる取引に関する情報集約等のための組織の整備、情報届出事業者の対象業種の拡大等を目指した法律案の次期通常国会への提出等の取組を進める。
- ・国民の誰もが犯罪の被害者等となり得る現実を受け、「犯罪被害者等基本計画」⁴⁴に基づき、被害者等の視点に立った損害回復・経済的支援、精神的・身体的被害の回復・防止、刑事手続への関与拡充、支援等のための体制整備等に向けた取組を進める。
- ・国民に身近で頼りがいのある司法を実現するため、日本司法支援センターを中核とする総合法律支援の実施、裁判員制度の導入、裁判外紛争解決手続の利用の促進等の司法制度改革に引き続き取り組む。

(国際的な取組、テロ対策等)

- ・グローバル化の進展等に伴い、安全で安心できる国際的に共生した社会の構築に向けた取組がますます重要となる中、テロの未然防止等を図るため、衛星等を活用したインテリジェンス機能の強化を含め、情報収集・分析、重要施設・公共交通機関の警戒警備等を徹底するとともに、国内外における国民保護の体制整備、外国人に対する出入国審査時の生体認証技術の活用等を進める。
- ・防衛については、我が国の平和と安全及び国際社会の平和と安定を確保するため、引き続き「平成17年度以降に係る防衛計画の大綱」⁴⁵等に基づき効率的な体制の整備に取り組む。
- ・「在日米軍の兵力構成見直し等に関する政府の取組について」⁴⁶を踏まえ、法制面及び経費面を含め、再編関連措置を的確かつ迅速に実施するための措置を講ずる一方、厳しい財政事情の下、政府全体として一層の経費の節減合理化を行う中で、防衛関係費においても、更に思い切った合理化・効率化を行い、効率的な防衛力整備に努める。「中期防衛力整備計画」⁴⁷については、再編関連措置に要する経費全体の見積もりが明確となり次第、見直すものとする。

(安全性・信頼の再構築)

- ・耐震強度の偽装問題について、建築物の安全性に対する国民の期待と信頼にこたえるため、建築確認・検査の厳格化等を着実に実施するとともに、偽装問題の再発を確実に防止できるような制度の在り方を引き続き検討し、建築士制度の見直し等、結論の得られたものから順次所要の措置を講ずる。

⁴⁰ 「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」(平成15年12月18日)

⁴¹ 「テロの未然防止に関する行動計画」(平成16年12月10日)

⁴² 「犯罪から子どもを守るための対策」(平成17年12月20日)

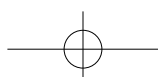
⁴³ 「子ども安全・安心加速化プラン」(平成18年6月20日)

⁴⁴ 「犯罪被害者等基本計画」(平成17年12月27日閣議決定)

⁴⁵ 「平成17年度以降に係る防衛計画の大綱」(平成16年12月10日閣議決定)

⁴⁶ 「在日米軍の兵力構成見直し等に関する政府の取組について」(平成18年5月30日閣議決定)

⁴⁷ 「中期防衛力整備計画(平成17年度～平成21年度)」(平成16年12月10日閣議決定)



- ・ヒューマンエラー等に起因する事故やトラブルが続発している状況にかんがみ、鉄道・航空等の公共交通の安全性の向上を図るため、事業者の安全管理体制の確立、事業運営における安全意識の徹底等、輸送事故の防止対策を強化する。このような取組を含め、歩道の整備など人優先の交通安全思想に立った「第8次交通安全基本計画」⁴⁸を推進する。その際、ITS⁴⁹による安全運転支援等の取組を進める。
- ・国民への食料の安定供給を確保するため、農地・農業用水等の食料供給力の維持・向上を図る。また、環境保全型農業を推進する。
- ・科学に基づいた食の安全と消費者の信頼の確保に向けて、BSE、鳥インフルエンザへの対策、食品表示基準の見直し等を進める。また、「食育推進基本計画」⁵⁰に基づき、「日本型食生活」⁵¹の実践など、国民運動として食育を推進する。
- ・新型インフルエンザをはじめとする新たな感染症といった国民の生命・健康を脅かす事態に対して迅速かつ適切に対応する。
- ・個人情報等の流出防止やサイバー攻撃への対応等のため、政府機関の統一的な対策強化や緊急対応能力の強化（GSOC⁵²の稼働）等、官民の情報セキュリティ対策の体制構築・底上げを重点とした「セキュア・ジャパン 2006」⁵³の取組を推進する。
- ・国民が金融商品を安心して利用できるような制度の整備・運用に取り組む。
- ・耐震安全性の確保など、原子力の安全に関する取組を進める。

(地球環境の保全・循環型社会の構築)

- ・京都議定書の約束期間開始を2008年に控え、省エネ・新エネ対策、原子力の推進等による温室効果ガスの排出削減、森林の整備・保全等の森林吸収源対策等の取組を加速するとともに、京都メカニズムによるクレジットの取得を進め、また、その適切な管理のための仕組みを平成18年度中に構築する。今後、「京都議定書目標達成計画」⁵⁴の実現を図るとともに、長期的な温室効果ガス排出削減に向けたリーダーシップを発揮する。不法投棄対策を含む循環型社会の構築、違法伐採対策等に取り組むとともに、「緑の雇用」も活用しつつ、自然環境の保全等により自然との共生を進める。
- ・環境と経済の両立を図るため、金融面からの環境配慮を進めるとともに、環境技術の開発、3Rイニシアティブやアジア環境行動パートナーシップ構想による優れた技術・制度の国際的な普及と標準化等に向けた取組を進める。環境教育や、クールビズ、「もったいない」の心をいかした国民運動等を推進する。

(大陸棚調査)

- ・海洋政策の推進に当たっては、政府一体となった取組が必要である。大陸棚調査については、大陸棚の限界に関する情報の提出期限である2009年に向けて、海域における調査を引き続き着実に推進するとともに、大陸棚の限界に関する委員会に提出する情報の作成等に的確に取り組む。

⁴⁸ 「第8次交通安全基本計画」(平成18年3月14日)

⁴⁹ ITS(Intelligent Transport Systems): 高度道路交通システム

⁵⁰ 「食育推進基本計画」(平成18年3月31日)

⁵¹ 「日本型食生活」: 日本の気候風土に適した米を中心に農産物、畜産物、水産物等多様な副食から構成され、栄養バランスが優れた食生活

⁵² GSOC(Government Security Operation Coordination team): 政府横断的な情報収集機能、攻撃等の分析・解析機能等の事案対策促進機能

⁵³ 「セキュア・ジャパン 2006」(平成18年6月15日)

⁵⁴ 「京都議定書目標達成計画」(平成17年4月28日閣議決定)

5. 豊かな生活に向けた環境整備

- ・豊かで活力ある社会の形成に向けた人材育成のため、幼稚園・保育所の教育機能を強化するとともに、幼児教育の将来の無償化について歳入改革にあわせて財源、制度等の問題を総合的に検討しつつ、当面、就学前教育についての保護者負担の軽減策を充実するなど幼児教育の振興を図る。
- ・他者への思いやりや命を大切に教育及び長期宿泊体験などの体験活動の充実、学校、家庭、地域の教育力の強化、不登校等や「キレる」言動への対応、発達障害を含む障害のある子どもへの教育的支援等の取組を進める。
- ・文化芸術について、経済・地域社会の活性化にも資するよう、学校、地域等において文化芸術に親しむ環境整備や人材育成、新しい文化芸術の創造、国際文化交流の推進、文化芸術支援活動の促進、文化財の保存・活用の強化等を図る。
- ・スポーツについても、地域における住民のスポーツ活動拠点の充実などの生涯スポーツ社会の実現や、ナショナルレベルのトレーニング強化拠点の整備・充実などの国際競技力の向上を図る。また、学校や地域において子どもが体を動かす機会を確保・充実する方策に取り組む。
- ・ニートと呼ばれる若者の職業的自立を推進するため、地域の相談体制の充実、学び直しの機会の提供等により、各人の状況に応じた包括的な支援の強化を図る。

第5章 平成19年度予算における基本的考え方

1. 今後の経済動向と当面の経済財政運営の考え方

- ・世界経済の着実な回復が続く下、我が国経済は、平成18年度には企業部門、家計部門ともに改善が続き、平成19年度においては、自律的・持続的な経済成長が実現すると考えられる。
- ・歳出・歳入一体改革で財政健全化の努力を中長期的に維持・強化していくことを改革の基本としたこと、また経済成長戦略大綱で人口減少の下でも持続的、安定的に成長することを目指すとしたことを念頭におき、民間需要・雇用の拡大に力点を置いて構造改革への取組をより本格的かつ総合的に推進する。
- ・物価安定の下での民間主導の持続的な成長のため、政府・日本銀行は一体となった取組を行う。政府は、構造改革を更に加速・拡大する。日本銀行に対しては、政府の政策取組や経済の展望と整合的なものとなるよう、市場の動向にも配慮し、実効性のある金融政策運営に努め、引き続き金融面から確実に経済を支えることを期待する。
- ・なお、経済情勢によっては、大胆かつ柔軟な政策運営を行う。

2. 平成19年度予算の方向

第3章で示した今後5年間に実施すべき歳出改革の内容は、機械的に5年間均等に歳出削減を行うことを想定したものではない。それぞれの分野が抱える特殊事情や既に決まっている制度改革時期とも連動させ、また、歳入改革もにらみながら、5年間の間に必要な対応を行うという性格のものである。

平成19年度予算は、第3章で示した今後5年間の新たな改革に向けた姿勢を問われる重要な出発点である。これまで行ってきた改革を後退させるものであるとの誤解を招くことがあってはならない。

財政健全化に向けて、責任ある新たな第一歩を踏み出したことの象徴となるよう、概算要求基準についても、従来の改革努力を継続する厳しい基準を設定し、メリハリの効いた歳出見直しを行う。財政再建は、避けて通れない課題ではあるものの、短期的には痛みを伴うものである。「健全で活力ある経済があってこそその財政」であるとの考えの下に、将来に向けた明るい展望を切り拓き、活力ある社会の実現を目指して、成長戦略大綱の実現や少子化対策等のために予算面において所要の対応を行っていくことも重要である。

- ・平成19年度予算は、基礎的財政収支黒字化を確実にする第Ⅱ期改革の最初となる重要な予算であり、「第3章 財政健全化への取組」で述べられた考え方を着実に実行に移す。
- ・また、「行政改革推進法」に基づき、事業の仕分け・見直しを行いつつ、行政のスリム化・効率化を一層徹底し、総人件費改革や特別会計改革、資産・債務改革等について、平成19年度予算に適切に反映させる。
- ・「第2章 成長力・競争力を強化する取組」及び「第4章 安全・安心の確保と柔軟で多様な社会の実現」に述べた取組を推進する。そのため、予算配分の重点化・効率化を行う。
- ・各府省は予算要求に当たっては、各施策について、成果目標を掲げ、事後評価を十分行い得る基盤を整備するとともに、その必要性、効率性、有効性等を吟味する。また、新規施策の要求に当たっては既存施策の廃止・縮減を行う。
- ・予算全体について、民間活力の活用による効率化に努めるとともに、公共サービスの合理化・効率化を織り込み、単価を引き下げ、経費を削減する。義務的な経費であっても、経費の大胆な節減に取り組む。また、市場化テストを積極的に活用し、公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を図る改革（競争の導

入による公共サービスの改革)を進める。

・なお、財政投融资については、民業補完の原則の下、対象事業の重点化・効率化に努める。

むすび

(経済財政に関する政策決定システムの改革)

2001年の経済財政諮問会議の発足以来、総理が議長を務める経済財政諮問会議を中心に、縦割りではなく、経済財政政策及びそれに関連する政策を、全体として整合性、一貫性のある形で決定するシステムが強化されてきた。また、経済財政諮問会議においては、有識者議員から民間の経営感覚に基づく政策提言(民間的手法による政府の効率化や経済活力の強化など)や、経済分析等の客観的な根拠を基礎にした政策提言が行われ、新たな視点が提供されるとともに、政策決定プロセスが活性化された。経済財政諮問会議の討議内容については、短期間の内に詳細な議事内容が公表されるなど、政策決定の透明性が高められた。

(政策決定プロセスの定着)

経済財政政策の運営については、改革に向けた政策決定プロセスが定着してきた。まず、重要課題を網羅した「基本方針」(骨太の方針)において、改革の方向性を明確にし、その後、経済財政諮問会議として「予算の全体像」をまとめ、「予算編成の基本方針」を策定することを通じて、優先順位を明確にした翌年度予算の方向付けが行われている。

同時に、中期の経済財政運営の基本方針として「改革と展望」⁵⁵を策定し、ローリングすることにより、基礎的財政収支の黒字化やデフレからの脱却といった中期目標を明確にし、これと整合的な形で短期の経済財政政策が運営されてきた。

こうしたプロセスを経て、歳出改革、税制改革、社会保障制度改革、郵政改革、金融制度改革、規制改革など各般にわたる構造改革が一貫性をもって推進されている。また、工程表の作成やPDCAサイクルによる管理等の手法が定着しつつある。

(今後の課題)

今後はこうした成果を維持しつつ、更に改革を強化していく必要がある。

具体的には、歳出・歳入一体改革や経済成長戦略などを総合し、マクロ経済全般の動向を包含する新たな中期の経済財政運営の基本方針をできるだけ早期に策定する。また、「基本方針」、「予算の全体像」、「予算編成の基本方針」という政策決定プロセスを維持・強化する。その際、経済動向の見通しの年次点検など経済運営と財政運営の整合性を更に強化すること、また、歳出改革と税制改革は一体として議論するなど歳出と歳入の整合性を強化することが必要である。また、経済財政諮問会議が推進する改革に関係の深い諸機関との連携を更に強化する。

⁵⁵ 「構造改革と経済財政の中期展望」

<別紙>

社会保障

- 今後とも高齢化の進展等に伴い、社会保障給付については大幅に増加し、そのための保険料・税負担も大きく増大していくことが見込まれる。
- こうした中、社会保障制度が国民の安心や安定を支えるセーフティネットとしての役割・機能を将来にわたり果たし続けていくためには、制度自体の持続可能性・安定性を確保していくことが何より重要であり、そのためには、現役世代の負担が過度のものとならないよう社会保障制度全般にわたり不断の見直しを行い、セーフティネットとして求められる水準に配慮しつつ、給付の伸びを抑制することが必要となる。
- また、政府・与党の公約である2010年代初頭の基礎的財政収支の黒字化を実現するために、政府全体の歳出を聖域なく厳しく見直し、増税額を出来る限り小さくすることを目指す中で、国の一般歳出の4割を超える水準にあり、また高齢化の進展等により今後増加が見込まれる社会保障についても、国民の理解を前提としつつも一定の歳出の抑制努力は避けられない。
- 社会保障については、これまで各般の改革を行ってきたところであるが、以上のような観点を踏まえれば、今後5年間においても、次に掲げる事項を含め改革努力を継続していく必要がある。

<雇用>

- ・失業等給付の国庫負担の在り方については、「廃止を含めて検討する」という「行政改革推進法」の趣旨を踏まえ、かつ、昨今の雇用保険財政の状況（積立金2.5兆円）にかんがみ、2007年度において、廃止を含む見直しを行う。

<生活保護>

- ・以下の内容について、早急に見直しに着手し、可能な限り2007年度に、間に合わないものについても2008年度には確実に実施する。
 - 生活扶助基準について、低所得世帯の消費実態等を踏まえた見直しを行う。
 - 母子加算について、就労支援策を講じつつ、廃止を含めた見直しを行う。
 - 級地の見直しを行う。
 - 自宅を保有している者について、リバースモーゲージを利用した貸付け等を優先することとする。
- ・現行の生活保護制度は抜本的改革が迫られており、早急に総合的な検討に着手し、改革を実施する。

<介護>

- ・介護については、これまで所要の改革を行ってきたが、それでも経済の伸びを上回って給付費が増大することを踏まえるならば、保険料の増大が避けられない状況にある。
- ・保険料負担が過度のものとならないよう、次期事業計画の開始が2009年度であることを念頭に置きつつ、2011年度までの間においても、公的給付の内容・範囲及び介護報酬の在り方についての見直しなど必要な改革に取り組む。

<医療>

- ・今回の医療改革により、医療給付費のための保険料・税負担について、足下の期間では相応の抑制が実現した。しかしながら、それでもなお、経済の伸びを上回って給付費が増大することが見込まれており、保険料・税負担も増大していくものと予想される。
- ・中期的な視野に立って、医療保険制度の持続可能性・安定性を確保し、現役世代の負担が過度のものとならないようにしていくためには、更なる改革が不可欠であり、2011年度までの間には、更なる給付の重点化・効率化に取り組むことが必要である。
- ・具体的には、医療保険制度改革の直後であることも踏まえ、今後5年間の幅の中で、公的給付の内容・範囲及び負担と給付の在り方、並びに救急医療、小児・産科などへの対応を含めた診療報酬の在り方、後発品の使用拡大など薬剤費の在り方について見直しを行う。
- また、上に述べた分野別の見直しに加えて、社会保障番号の導入など社会保障給付の重複調整とい

う視点からの改革などについても検討を行う。

- 以上のような取組を通じ、過去5年間の改革（国の一般会計予算ベースで▲1.1兆円（国・地方合わせて▲1.6兆円に相当）の伸びの抑制）を踏まえ、今後5年間においても改革努力を継続することとする。

地方財政

- 国と地方の信頼関係を維持しつつ、国・地方それぞれの財政健全化を進めるため、地方財政について以下の取組を行う。
- 地方歳出については、国の取組と歩調を合わせて、国民・住民の視点に立って、その理解と納得が得られるよう削減に取り組む。
 - (1) 地方公務員人件費については、国家公務員の改革を踏まえた取組に加え、地方における民間給与水準への準拠の徹底、民間や国との比較の観点からの様々な批判に対する是正等の更なる削減努力を行い、本年4月末に総務省から公表された速報値を踏まえ、5年間で行政機関の国家公務員の定員純減（▲5.7%）と同程度の定員純減を行うことを含め大幅な人件費の削減を実現する。
 - (2) 地方単独事業については、「選択と集中」の視点に立って、国の取組と歩調を合わせ、過去5年間の改革努力（5年間で▲5兆円超）を基本的に継続することとするが、地域の実情に配慮し、今後5年間については、地方単独事業全体として現在の水準以下に抑制することとし、投資的経費は国の公共事業と同じ改革努力を行い、一般行政経費は2006年度と同程度の水準とする。

ただし、これまでの歳出削減努力がデフレ状況下で行われてきたことなども踏まえ、地域の経済動向等を十分に注視しながら、柔軟かつ機動的な対応に心がけることとする。
- 以上の歳出削減努力等を踏まえ、地方交付税等については、以下の制度改革等を行う。
 - (1) 地方交付税の現行法定率は堅持する。
 - (2) 過去3年間、毎年1兆円近く削減してきた地方交付税等（一般会計ベース）について、地方に安心感を持って中期的に予見可能性のある財政運営を行ってもらえるよう、地方交付税の現行水準、地方の財政収支の状況、国の一般会計予算の状況、地方財源不足に係る最近10年間ほどの国による対応等を踏まえ、適切に対処する。
 - (3) これにより、上記の歳出削減努力等とあわせ、安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税（地方財政計画ベース）等の一般財源の総額を確保する。
 - (4) 各地方公共団体に対する地方交付税の配分に当たっては、行政改革に積極的に努力している団体や地方税収の伸びがあまり期待できない団体に特段の配慮を行う。
 - (5) 地方分権に向けて、関係法令の一括した見直し等により、国と地方の役割分担の見直しを進めるとともに、国の関与・国庫補助負担金の廃止・縮小等を図る。交付税について、地方団体の財政運営に支障が生じないよう必要な措置を講じつつ、算定の簡素化を図る。地方税について、国・地方の財政状況を踏まえつつ、交付税、補助金の見直しとあわせ、税源移譲を含めた税源配分の見直しを行うなど、一体的な検討を図る。

以上の点を中心に住民の視点に立った地方公共団体の自発的な取組が促進されるような制度改革を行う。そのため、再建法制等も適切に見直すとともに、情報開示の徹底、市場化テストの促進等について地方行革の新しい指針を策定する。

また、道州制導入の検討を促進する。

公務員人件費・独立行政法人・公益法人

(I. 公務員人件費)

2011年度に基礎的財政収支を黒字化することを目標に、社会保障を含めた歳出カットや国民負担増

の可能性を検討している中であって、厳しい公務員人件費の見直しは不可欠の課題である。

今後、経済成長に伴う民間賃金の上昇により増加が見込まれる公務員人件費について、既に決まっている改革だけでなく、更なる改革を断行し、公務員人件費を削減する。(以下の更なる改革全体で▲2.6兆円の削減効果)

国会についても、「先ず隗より始めよ」として、自ら歳出改革に取り組むことを要請する。具体的には、衆議院、参議院それぞれの検討の場において、国会職員の定員の純減や給与の見直し等を含む改革案が取りまとめられており、これらを速やかに実現していくことを求める。また、議員歳費についても、国家公務員の給与改革の成果を的確に反映することを求める。

○ 国家公務員

国家公務員人件費について、既に決まっている定員純減と給与構造改革を着実に実行するとともに、定員・給与両面で更なる改革を行う。

<既に決まっている改革>

- ① 国の行政機関で▲5.7%の定員純減等(2010年度まで)を達成する。
- ② 地域の民間賃金の反映等のための給与構造改革を実行する。

<更なる改革>

- ① 定員純減を2011年度まで継続する。
- ② 人事院において比較対象企業規模を見直すことを要請する(100人以上⇒50人以上)。

○ 地方公務員

地方公務員人件費については、国家公務員の改革を踏まえた取組に加え、地方における民間給与水準への準拠の徹底、民間や国との比較の観点からの様々な批判に対する是正等の更なる削減努力を行い、本年4月末に総務省から公表された速報値を踏まえ、5年間で行政機関の国家公務員の定員純減(▲5.7%)と同程度の定員純減を行うことを含め大幅な人件費の削減を実現する。

<既に決まっている改革>

- ・国の給与構造改革を踏まえた改革を行う。

<更なる改革>

- ① 本年4月末に総務省から公表された速報値を踏まえ、5年間で行政機関の国家公務員の定員純減(▲5.7%)と同程度の定員純減(2010年度まで)を行う。
- ② 定員純減を2011年度まで継続する。
- ③ 比較対象企業規模を見直す必要がある(100人以上⇒50人以上)。
- ④ 地域の民間給与の更なる反映を図る。
- ⑤ ボーナスの支給月数の地域格差の反映を図る。
- ⑥ 特殊勤務手当を削減する。
- ⑦ 互助会への補助金を削減する。
- ⑧ 級別職員構成を是正する。
- ⑨ 知事等の高額な退職手当を適正化する。
- ⑩ 教職員等人件費を削減する。

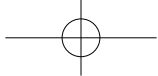
○ 公務員制度改革

各地域における公務員の給与、処遇の在り方について、民間企業の実態を踏まえ、能力主義や実績評価に基づいたものとなるよう厳しく見直すとともに、公務員の労働基本権や人事院・人事委員会制度の在り方を含む公務員制度全体の改革の検討を早期に開始する。

(Ⅱ. 独立行政法人、公益法人)

○ 独立行政法人等

独立行政法人、国立大学法人の人件費については、既定の改革を確実に達成するとともに、国家公務員の取組を踏まえて、更に抑制する。また、個々の独立行政法人の業務等については、それぞれの政策



分野の改革の中で厳しく見直す。

(1) 人件費

① 既定の改革の確実な達成

独立行政法人等について、既定の人件費改革（2010年度まで）を確実に達成し、これにより退職手当及び福利厚生費を含め着実に削減する。非常勤職員手当についても業務経費効率化の取組の中で抑制を図る。

② さらに、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を2011年度まで継続するとともに、官民給与の比較対象企業規模の見直しによる公務員給与改定を反映する。

(2) 個々の独法の業務等については、業務内容の必要性・重要性、更なるコスト効率化、財務の自律性の向上等の観点から、各政策分野の改革の中で厳しく見直す。

○ 公益法人

公益法人について、法人による給与の点検・見直しに関する取組の徹底、補助金等の抑制を図り、地方においても同様の取組を行うことを要請する。また、国と公益法人等との間の随意契約の適正化を図る。

(1) 「国と特に密接な関係を持つ公益法人に対する給与水準の点検・見直しの要請」について、法人への指導の強化・徹底と、そのフォローアップを行う。地方においても同様の取組を行うことを要請する。

(2) 公益法人向け補助金等について、各政策分野の歳出削減を図る中で、義務的に支払いが必要なものなどやむを得ないものを除き、原則として今後5年間で5%以上の抑制を図る。

また、地方の第三セクター向け補助金等について、同様の対応を行うことを要請する。

(Ⅲ. 公益法人等との随意契約の適正化)

(1) 公益法人等（所管公益法人、独立行政法人、特殊法人、再就職者のいる民間法人等）との間の随意契約については、競争入札が原則との原点に立ち帰り、厳格かつ徹底的に見直しを行った結果、従来の随意契約の約7割（所管公益法人との間の随意契約の9割強）を競争的な手法による契約に移行することとしているところである。

(2) 今後、今回の見直しの対象とならなかった公益法人等以外との随意契約についてもすべて、本年中に同様の見直しを行う。

(3) 情報公開の一層の充実を図る観点から、以下の措置をとる。

① 所管公益法人との間の随意契約の相手方に国の常勤の職員であった者が役員として在籍している場合、その人数を公表する。

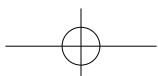
② 政府調達に関する情報のホームページへの掲載方法を改善する。

③ 調達に関する問い合わせの総合窓口を各府省に設置する。

公共事業関係費

○ 公共事業関係費については、これまでの削減により、「構造改革と経済財政の中期展望」（平成14年1月25日閣議決定）に示された目安を既に達成した。しかしながら、我が国の社会資本の整備水準が上昇する一方、人口減少社会が到来することにかんがみると、危機的な財政事情の下、歳出・歳入一体改革を進める中で、今後とも改革を継続し、更なる重点化・効率化を図る必要がある。

○ このため、公共事業については、景気対策としてではなく、真に必要な社会資本整備へと転換する必要がある。その中で、今後、廃止・終了する事業や整備水準の上昇も踏まえた事業分野ごとのメリハリ付けを強化するとともに、あらゆる分野で官民格差等を踏まえたコスト縮減や入札改革などを進め、重点化・効率化を徹底することにより、これまでの改革努力（名目対前年度比▲3%）を基本的に継続する。



- その際、現在実施中のコスト縮減努力（5年間で15%のコスト縮減）の継続や今後は廃止・終了する事業の存在などを織り込んだ対応を行う必要がある。また、今後5年間の幅の中では、これまでのデフレ下の状況とは異なり、資材価格や賃金等のコスト増が生じ得ることを考慮するとともに、改革を継続する中で、国際競争に勝ち抜くためのインフラ整備、また、国民生活の質的向上や安全・安心の確保につながる社会資本整備など我が国の将来を見据えつつ各年度の社会資本整備を判断していく必要もある。このため、経済成長との関係を勘案したこれまでの実質の削減率の実績による対応を視野に入れる必要がある。

農林水産（非公共）

- 現在農林水産分野全般にわたり進めつつある改革を今後とも緩みなく進めることが、「攻め」に向かう強靱な農林水産業を作り上げるための途である。こうしたことにより、農林水産関係予算については、関係制度全般にわたり、支援対象の重点化・施策の「選択と集中」の強化を図り、また執行状況の反映を徹底し、これまで以上の改革努力を通じた節減合理化を図る。
- その際、経済成長との関係を勘案したこれまでの実質の削減率の実績による対応を視野に入れる必要がある。
- なお、農業の生産性向上等のため、非公共施策の推進が柔軟に図られるよう、必要に応じ、公共と非公共の間の彼我融通（シフト）を適切に活用することとする。

文教

- 文教予算については、子どもの数の減少及び教員の給与構造改革を反映しつつ、以下の削減方策を実施することにより、これまで以上の削減努力を行う。
- これにより、今後5年間、人件費を除く国（一般会計）の予算について、名目値で対前年度比+0.1%（年率）以下に抑制することを基本とするが、今後、賃金・物価の上昇等によりこうした歳出抑制ペースをそのまま適用することが困難な場合が生じた場合には、経済成長との関係を勘案したこれまでの実質的な歳出削減のペースを維持するなかで、必要な配慮を行うこととする。
 - ① 義務教育費国庫負担金について以下の見直しを行う。
 - ア) 教職員の定数については、子どもの数に応じた削減を行うこととし、具体的には、今後5年間で1万人程度の純減を確保する。
 - イ) 地方公務員の給与構造改革や地方における民間給与水準への準拠を徹底させる。
 - ウ) 人材確保法に基づく優遇措置を縮減するとともに、メリハリを付けた教員給与体系を検討する。その結果を退職手当等にも反映させる。
 - ② 国立大学運営費交付金について、効率化ルールを徹底し、各年度の予算額を名目値で対前年度比▲1%（年率）とする。
 - ③ 私学助成予算について以下の見直しを行う。
 - 定員割れ私学については、助成額の更なる削減など経営効率化を促す仕組みを一層強化するとともに、学生数の減少に応じた削減を行うことにより、施設整備に対する補助を含めた各年度の予算額を名目値で対前年度比▲1%（年率）とすることを基本とする。
 - ④ 教科書予算について以下の見直しを行う。
 - 教科書に係る製造・供給コストは一層縮減を図る。特に供給コストについては供給体制の在り方を含め、一層の効率化を行う。
 - ⑤ 奨学金予算について以下の見直しを行う。
 - ア) 回収強化につき、債務保証等債権管理の在り方を含め、抜本的な施策を講じ、国民負担を最小化する。
 - イ) 3%の貸付上限金利について、教育政策の観点等から、見直しを検討する。

科学技術予算

- 科学技術振興費については、ムダの排除やコスト縮減等に取り組み、真に必要な経費を精選するなど、第2期計画における改革姿勢を継続することを基本とするが、科学技術の振興は我が国の将来の発展の鍵を握っていることに配慮し、第3期科学技術基本計画（平成18年3月28日閣議決定）の効率的な推進に努める。
- その際、第3期科学技術基本計画に基づく予算の伸びは、データベースの運用等科学技術システム改革の着実な実施を図りつつ、経済成長の範囲内とし、さらに、科学技術の振興による成長力・競争力強化に資する取組については、必要に応じて、重点的な取組を行うこととする。
- 具体的な取組は以下のとおり。
 - ・ 厳選された「戦略重点科学技術」に資源をシフトし、優先順位の劣るプロジェクトは廃止・抑制する。投資効果を不断に検証する。
 - ・ 研究費の不正使用問題への厳正な対処を徹底する。研究開発データベースを早急に整備し、不合理な重複を排除する。
 - ・ 諸外国の情勢、技術革新、官民の連携強化等の視点も踏まえ、大規模事業、新規事業、独法運営等について可能な限りコストを縮減する（宇宙ステーション、スパコン等）。

防衛関係費

- 防衛力整備については、「在日米軍の兵力構成見直し等に関する政府の取組について」（平成18年5月30日閣議決定）に従い、更に思い切った合理化・効率化を行い、効率的な整備に努めることとし、「中期防衛力整備計画（平成17年度～平成21年度）」（平成16年12月10日閣議決定）についても、同閣議決定に基づき対処する。
- こうした取組を踏まえ、防衛関係費については、人件糧食費の増加や米軍再編経費が見込まれる中ではあるが、以下のような項目を中心に従来以上に厳しい削減に取り組み、今後5年間、人件費を含む国（一般会計）の予算について名目伸び率ゼロ以下の水準とする。
 - ・ 総人件費改革等を通じた自衛官実員の削減
 - ・ 3自衛隊の装備品、在庫部品等の調達効率化・合理化
 - ・ 入札談合再発防止の徹底を通じた予算削減（防衛施設の特性に配慮しつつ、公共事業総合コスト縮減率（5年間で15%）の達成を含む。）
 - ・ 在日米軍駐留経費負担の所要の見直し
 - ・ 基地周辺対策の抜本見直し
- 米軍再編に要する経費については、既存予算の更に思い切った合理化・効率化を行ってもなお、上記削減目標の中では、米軍再編に関する地元の負担軽減に資する措置の的確かつ迅速な実施に支障が生じると見込まれる場合は、各年度の予算編成過程において検討し、必要な措置を講ずるものとする。
- なお、今後、経済・社会情勢等により、既存の防衛関係費について名目伸び率ゼロ以下の目標により難しい場合であっても、上記閣議決定に従い更に思い切った合理化・効率化に努め、少なくとも経済成長率との関係を勘案したこれまでの歳出削減のペースを加速することを基本方針とする。

政府開発援助（ODA）

- 「今後3年間でアフリカ向けODAを倍増し、引き続きその中心を贈与とする」、「今後5年間のODA事業量について、2004年実績をベースとする額と比較して100億ドルの積み増しを目指す」等の政府の対外公約は、確実にこれを達成する。
- その際、財政が極めて厳しい状況にある中で、ODAに対する国民の理解を得ていくためには、今

後、援助の「質」の向上を実現していく必要があり、コスト面で大胆な効率化を行う一方で開発効果を高めるとともに、供与対象国・分野の更なる戦略的重点化を図る。

- ODA予算については、コスト縮減や予算の厳選・重点化等を通じ、国内と同様、これまでの改革努力を継続しつつ、ODA事業量は必要量を確保する。
- ただし、我が国外交の戦略的・効果的な展開のためには、これにより難しい場合も考えられる。そうした場合、これまでの改革努力の継続を基本としつつ、我が国経済や国際情勢の変化を勘案しながら、そのペースを半減する範囲内で対応できるよう、予算の効率化・重点化に努めるものとする。
- このため、今後、以下を重点的に推進していく。
 - ・徹底したコスト削減を前提に費用対効果を最大化
 - ① 包括的かつ実効的なコスト削減目標・計画を策定
 - ② 国際競争入札の導入拡大
 - ③ JICAの徹底的な効率化（人件費・事業費等の節減）
 - ④ 在外公館関連経費等の合理化 等
 - ・供与対象国・分野の更なる戦略的重点化
 - ① 外交効果の検証と国民への説明強化
 - ② NGO・民間との戦略的連携・活用
 - ③ 相手国の自立的発展につながる事業を厳選
 - ④ 資源獲得戦略の一環としての活用 等

エネルギー対策

- エネルギー対策費については、エネルギーを巡る国際情勢は不透明であり、長期的視点に立った戦略的なエネルギー政策の展開が重要となっているが、施策の精選・効率化を徹底することによって限られた予算で最大の効果を生むための工夫が必要である。
- 一般会計で行うエネルギー関連事業については、ITER等の歳出増が予定されているが、「選択と集中」の一層の強化等に取り組み、今後5年間、名目伸び率ゼロ以下へ抑制する。
- 特別会計は、現在、その歳出が特定財源の水準を大幅に上回っていることから、今後厳しく歳出を見直していき、原則として歳出水準を特定財源税収の水準に見合うものとする。

電子政府関係

- 業務・システム最適化の実施に当たっては、
 - ・各々の最適化計画に示された運用経費の削減（合計1,229億円）及び業務処理時間の削減（合計4,750万時間／年）を最低限の削減目標とし、これら以上の削減効果を目指す。
 - ・内閣官房が総務省の協力を得て、
 - 1) 行財政改革への寄与
 - 2) 運用経費削減、業務時間削減に関して、効果が確実に見込まれること
 - 3) システム間の連携、接続を考慮した開発スケジュールの調整
 - 4) 官民におけるプロジェクト執行・管理体制の確保を考慮し、システム構築に係る優先順位付けを行い、それを踏まえた予算要求の選択と集中を図る。
 - ・これらを踏まえつつ、厳格な予算査定を行うことを通じ、2007年度の予算額を当初の予定額（998億円）以下（2割以上の削減を目指す。）とする。
- オンライン利用促進対象手続については、
 - ・現在オンライン利用率50%以下のものは、2010年度までにオンライン利用率50%以上の目標を確実に達成するため、①処理時間の短縮、手数料の引下げ等のインセンティブ措置、②添付書類の原則省略、③電子署名の簡略化等の担当府省の努力がなされるものにより、予算措置する。

・2010年度までにオンライン利用率50%以上の目標達成が困難であると認められるシステムについては、2007年度予算要求を行うか否かを含め、当該システムの必要性等の再検討を行う。

その他

- 今回個別の指摘を行わなかった経費についても、徹底した歳出削減を進めるという基本方針の下に、厳しくその内容を見直していくものとする。
- 具体的には、今後5年間、近年の歳出削減ペースと同様の歳出改革を進めるとともに、他方、経済・社会情勢等によりこれにより難しい場合であっても、少なくとも経済成長との関係を勘案したこれまでの実質的な歳出削減のペースを維持することとする。

2011 年度までの歳出改革について

- 今回各分野ごとに取りまとめた今後5年間の改革方針に基づく削減額は、別表のとおりである。
- 経費によっては、取りまとめに示されているように、削減額について、今後の資材価格や人件費の状況、内外の経済社会情勢等によって、ある程度、幅を持って考える必要がある。ただし、歳出を増加すればその分だけ国民負担が増加することには、留意しなければならない。
- なお、災害への対応等現時点で見込み難い経費については、適切に対応する必要がある。
- 今回の取りまとめによって、2011年度までに基礎的財政収支の黒字化を達成するために解消すべき要対応額16.5兆円程度のうち、少なくとも11.4兆円以上は、歳出削減によって対応することとなる。
- 歳出改革では対応しきれない要対応額（2～5兆円）については、歳入改革によって対応することとなるが、今後の経済社会情勢及び歳出削減の状況等によっては、この要対応額が変動する可能性がある。

(別表)

今後5年間の歳出改革の概要

	2006年度	2011年度		削減額	備考
		自然体	2011年度 改革後の姿		
社会保障	31.1兆円	39.9兆円	38.3兆円程度	▲1.6兆円程度	
人件費	30.1兆円	35.0兆円	32.4兆円程度	▲2.6兆円程度	
公共投資	18.8兆円	21.7兆円	16.1～17.8兆円程度	▲5.6～▲3.9兆円程度	公共事業関係費▲3%～▲1% 地方単独事業（投資的経費）▲3%～▲1%
その他分野	27.3兆円	31.6兆円	27.1～28.3兆円程度	▲4.5～▲3.3兆円程度	科学技術振興費 + 1.1%～経済成長の範囲内 ODA ▲4%～▲2%
合計	107.3兆円	128.2兆円	113.9～116.8兆円程度	▲14.3～▲11.4兆円程度	
		要対応額：16.5兆円程度			

(注1) 上記金額は、特記なき場合「合国・地方合計（SNAベース）」。

(注2) 備考欄は、各経費の削減額に相当する国の一般歳出の主な経費の伸び率（対前年度比名目年率）等及び地方単独事業（地財計画ベース）の名目での削減率を示す。

文章編図表索引

第 1 部 平成 18 年度の地方財政

1 地方財政の役割

第 1 図	国・地方を通じる目的別歳出額構成比の推移	2
第 2 図	国・地方を通じる統計歳出規模（目的別）	3
第 3 図	国内総支出と地方財政	4
第 4 図	公的支出の推移	5
第 5 図	公的支出の状況	5
第 6 図	国内総支出の増加率に対する寄与度	6

2 地方財政の概況

第 1 表	地方公共団体の決算規模（純計）	7
第 2 表	団体種別決算規模の状況	8
第 7 図	決算規模の推移	8
第 3 表	実質収支の状況	9
第 8 図	実質収支の推移	10
第 9 図	実質収支比率の推移	11
第 4 表	赤字の団体数の状況	11
第 5 表	歳入純計決算額の状況	12
第 10 図	歳入純計決算額の構成比の推移	13
第 11 図	歳入決算額の構成比	13
第 6 表	目的別歳出純計決算額の状況	15
第 7 表	目的別歳出純計決算額の構成比の推移	15
第 12 図	目的別歳出決算額の構成比	16
第 8 表	一般財源の目的別歳出充当状況	16
第 13 図	一般財源充当額の目的別構成比の推移	17
第 9 表	性質別歳出純計決算額の状況	17
第 14 図	歳出決算増減額に占める義務的経費、投資的経費等の増減額の推移	18
第 15 図	性質別歳出純計決算額の構成比の推移	19
第 16 図	性質別歳出決算額の構成比	20
第 10 表	一般財源の性質別歳出充当状況	20
第 17 図	一般財源充当額の性質別構成比の推移	21
第 11 表	経常収支比率の推移	22
第 18 図	経常収支比率を構成する分子及び分母の増減状況	
	その 1 合計	23
	その 2 都道府県	24

その3 市町村	25
第12表 経常収支比率の段階別分布状況	26
第13表 実質公債費比率の段階別分布状況	26
第14表 起債制限比率の推移	27
第15表 起債制限比率の段階別分布状況	27
第19図 公債費充当一般財源及び公債費負担比率の推移	28
第20図 地方債現在高の歳入総額等に対する割合の推移	29
第21図 地方債現在高の目的別構成比及び借入先別構成比の推移	30
第22図 債務負担行為に基づく翌年度以降支出予定額の目的別構成比の推移	31
第16表 積立金現在高の状況	32
第23図 将来にわたる実質的な財政負担の推移	33
第24図 普通会計が負担すべき借入金残高及び国内総生産に占める割合の推移	34

3 地方財源の状況

第25図 国税と地方税の状況	42
第26図 国税と地方税の推移	43
第17表 住民税、事業税及び地方消費税の収入状況	44
第27図 地方税収計、個人住民税、法人二税、地方消費税及び固定資産税の人口 1人当たり税収額の指数（全国平均を100とした場合、平成18年度）	45
第28図 道府県税収入額の状況	46
第29図 道府県税収入額の推移	47
第30図 市町村税収入額の状況	47
第31図 市長村税収入額の推移	48
第32図 地方債依存度の推移	52

4 地方経費の内容

第33図 土木費の目的別内訳	54
第34図 土木費の性質別内訳	55
第35図 教育費の目的別内訳	56
第36図 教育費の性質別内訳	57
第37図 民生費の目的別内訳	58
第38図 民生費の目的別歳出の推移	58
第39図 民生費の性質別内訳	59
第40図 民生費の目的別扶助費（補助・単独）の状況	
その1 都道府県	60
その2 市町村	61
第41図 民生費の財源構成比の推移	62
第42図 労働費の性質別内訳	62
第43図 農林水産業費の目的別内訳	63
第44図 農林水産業費の性質別内訳	64

第 45 図	商工費の性質別内訳	64
第 46 図	衛生費の目的別内訳	65
第 47 図	衛生費の性質別内訳	66
第 48 図	環境保全対策経費の状況	66
第 49 図	警察費の性質別内訳	67
第 50 図	消防費の性質別内訳	67
第 51 図	目的別歳出充当一般財源等の状況	
	その1 道府県（財政力指数別）	69
	その2 市町村（団体区分別）	70

5 地方経費の構造

第 52 図	人件費の推移	71
第 53 図	ラスパレイス指数の推移	72
第 54 図	人件費の項目別内訳	73
第 55 図	人件費の財源内訳	73
第 56 図	職員給の部門別構成比の状況	74
第 57 図	地方公務員1人当たり平均給料月額（普通会計、団体種類別、職種別）	75
第 58 図	地方公務員数の状況	76
第 59 図	地方公務員数の推移	77
第 60 図	一般行政関係職員の部門別、団体種類別増減状況 （平成19年4月1日と平成9年4月1日との比較）	77
第 61 図	扶助費の目的別内訳の構成比の推移	78
第 18 表	普通建設事業費（補助・単独）の推移	80
第 62 図	普通建設事業費の推移	
	その1 純計	80
	その2 都道府県	81
	その3 市町村	81
第 63 図	普通建設事業費の目的別（補助・単独）の状況	82
第 64 図	普通建設事業費の目的別内訳の状況（平成8年度と平成18年度との比較）	83
第 65 図	補助事業費の目的別内訳の状況	84
第 66 図	単独事業費の目的別内訳の状況	85
第 67 図	普通建設事業費の財源構成比の推移	
	その1 総計	86
	その2 補助事業費	86
	その3 単独事業費	87
第 68 図	用地取得費の目的別（補助・単独）の状況	87
第 19 表	普通建設事業費に占める用地取得費の割合の推移	88
第 69 図	用地取得費の推移	89
第 70 図	用地取得費の取得先別内訳	89
第 71 図	災害復旧事業費の状況	90

第 72 図	災害復旧事業費の推移	90
第 20 表	その他の経費の状況	92
第 73 図	物件費の推移	92

6 一部事務組合等による事務の広域的処理の状況

第 21 表	一部事務組合等の設置目的別団体数の状況	95
第 74 図	一部事務組合等の歳入歳出決算額の状況	96
第 22 表	市町村決算額に占める一部事務組合等の決算額の割合（目的別内訳）	96

7 市町村の規模別財政状況

第 23 表	団体規模別団体数の推移	98
第 75 図	団体規模別団体数構成比の推移	99
第 24 表	団体規模別人口の推移	100
第 76 図	団体規模別人口構成比の推移	100
第 77 図	団体規模別決算規模構成比の推移	
	その 1 歳入	101
	その 2 歳出	101
第 25 表	団体規模別 1 団体・人口 1 人当たり決算額の状況	102
第 26 表	団体規模別財政力指数及び実質収支比率の状況	103
第 78 図	団体規模別歳入決算の状況（人口 1 人当たり額及び構成比）	103
第 79 図	団体規模別地方税の歳入総額に占める割合の状況（構成比）	104
第 80 図	団体規模別地方税の構造（人口 1 人当たりの地方税）	105
第 81 図	団体規模別歳出（目的別）決算の状況（人口 1 人当たり額及び構成比）	106
第 82 図	団体規模別歳出（性質別）決算の状況（構成比）	107
第 27 表	団体規模別経常収支比率の状況	107
第 83 図	団体規模別経常収支率の状況（構成比）	108
第 84 図	団体規模別財政力指数段階別の経常収支率の状況	109
第 28 表	団体規模別実質公債費比率の状況	109
第 29 表	団体規模別起債制限比率の状況	109
第 85 図	団体規模別実質公債費比率の状況（構成比）	110
第 86 図	団体規模別財政力指数段階別の実質公債費比率の状況	110
第 87 図	団体規模別の実質的な財政負担の標準財政規模に対する比率	111
第 88 図	団体規模別の実質的な財政負担の標準財政規模に対する比率の状況（構成比）	111

8 公共施設の状況

第 89 図	公営住宅等の総戸数の推移	113
第 90 図	公園の面積の推移	114
第 91 図	下水処理人口の推移	115
第 92 図	ごみ処理施設における年間総収集量の推移	116
第 93 図	公立の老人ホームの状況	117

9 地方公営事業の状況

第 94 図	地方公営企業の事業数の状況（平成 18 年度末）	119
第 30 表	事業全体に占める地方公営企業の割合	120
第 95 図	職員数の状況	121
第 96 図	決算規模の推移	121
第 97 図	建設投資額の推移	122
第 31 表	地方公営企業全体の経営状況	123
第 98 図	料金収入の状況	123
第 99 図	企業債発行額の状況	124
第 100 図	企業債借入先別現在高の推移	125
第 32 表	法適用企業の経営状況	126
第 33 表	水道事業（法適用企業）の経営状況	127
第 101 図	水道事業（法適用企業）の資本的支出及びその財源	128
第 34 表	工業用水道事業の経営状況	129
第 102 図	バス、地下鉄における公営交通事業の状況	130
第 35 表	交通事業（法適用企業）の経営状況	131
第 36 表	交通事業のうちバス事業の経営状況	131
第 37 表	交通事業のうち都市高速鉄道事業の経営状況	131
第 38 表	電気事業（法適用企業）の経営状況	133
第 39 表	ガス事業の経営状況	133
第 103 図	全国の病院に占める自治体病院の状況	135
第 40 表	病院事業の経営状況	135
第 41 表	下水道事業（法適用企業）の経営状況	136
第 42 表	その他の地方公営企業の経営状況	138
第 104 図	国民健康保険事業の歳入決算の状況（事業勘定）	139
第 105 図	国民健康保険事業の歳出決算の状況（事業勘定）	140
第 106 図	介護保険事業の歳入決算の状況（保険事業勘定）	142
第 107 図	介護保険事業の歳出決算の状況（保険事業勘定）	142

第 2 部 平成 19 年度及び平成 20 年度の地方財政

1 平成 19 年度の地方財政

第 43 表	平成 19 年度普通会計予算の状況（9 月補正後）	151
第 44 表	普通交付税 交付・不交付別団体数	152

第3部 最近の地方財政の動向と課題

3 地方財政健全化の推進

第 45 表 バランスシート等の作成状況	177
第 108 図 歳出比較分析表の例	178

4 行政改革の推進

第 46 表 地方公共団体の集中改革プランにおける定員管理の数値目標の状況 (平成 19 年 9 月 1 日取りまとめ)	183
第 109 図 平成 15 年度以降の民営化・民間譲渡の状況 (累計)	185
第 110 図 地方公営企業における指定管理者制度の導入状況	186
第 111 図 地方公営企業における指定管理者制度の導入済事業	186
第 112 図 地方公営企業におけるアウトソーシング (外部委託) の実施状況	
その 1 都道府県・大都市等	187
その 2 市町村等	187
第 113 図 土地保有総額の推移	189